別録正誤表

頁	行	誤	正
四	二	運貨	運賃
九	二・八	行幸記	御幸記
二三	九	關稅結懈	關稅結解
三七	六	關設	關稅
九一	八	諸公御	諸公卿
九六	一	允膨の、乘座	允膨の乘座
一二五	一四	乘二一人也	乘二一人一也
一七六	五	右峇二	右峇
一八八	六	人失	人夫
二〇四	五	事ととし	事とし
二三三	六	爲めとである	爲めである
二七六	一三	爲上禮	爲上レ禮
三二四	一一	致二謝意」一	致二謝意一」
三五八	一二	大阪坂	大阪城
四八四	配置表第二行	三五・五×一〇九・一	三五・五米×一〇九・一米
四九一	九	岩壁	岸壁
六六九	比較表	五八	五八%
六九三	六	重要品輸出	重要輸出品
六九七	價額表	價格	價額
七五七	九	以上二十萬圓	以下二十萬圓
七六五以下	柱	中繼貿易	仲繼貿易

神戸市史

第二輯

別録

神戸市史第二輯別錄

別錄一　目次

中世の兵庫と外國關係

別錄二　目次

神戸市史 第二輯 別錄一

中世の兵庫と外國關係

第一章 兵庫港の發達

第一節 務古水門と大輪田泊

務古水門と難波津

奈良朝以前に著はれた務古水門は後の大輪田泊の東方に位置してゐたと說かれるのであるが、前者が當時山陽・南海・西海への水陸交通の中心であつた難波津より一日程の泊地に當り、後者は延曆年間三國川の淀川疏通の結果、新都平安京より內海に向ふ水路の要津として發展した川尻より一日程の泊地に當つた。

應神天皇以來桓武天皇に至るまで歷代の帝都は一・二を除き概ね大和・河內の兩國を出でず、從つて此間に行はれた對外交涉が難波津を經て爲されたるは覩易き事である。允恭天皇崩御の歲、新羅の使節難波津に上陸して遠飛鳥宮（高市郡飛鳥村大字飛鳥）に

向ひし際が韓半島との往來に難波の名が見えたる嚆矢である。應神天皇の使を吳に遣はされしより梁初まで交通あつて其後中絶したるも、推古天皇の朝遣隋使の擧あり、彼よりの來使亦難波津を上陸地とした。唐の代るに及んで遣唐使の往來あり、延曆の遷都の後も遣唐使の此地より發するもの二回あつた。

三國川疏通と河尻大輪田泊の發展

然るに難波津は淀川々口の氾濫のため其害を受くる事多く、偶〻平安遷都行はれて、一は淀川治水のため、他は京師の水運を便益ならしむる目的を以て三國川・淀川の連絡工事が行はれ、西國船舶の京師に出入するもの三國川を經るもの多きに至り、江口・神崎の河津と共に三國川々口の河尻が發展し、難波津の繁榮を殺ぐこと大であつた。此間古來水陸交通の衝に當つた渡邊は、猶河港として榮え、淀川を下つて天王寺・住吉乃至高野に參拜するもの槪ね此地に上陸し、又海路西海に赴くもの此處より發船するものも尠くなかつた。

那津と海外交通

一方に於て那津即ち博多は太宰府の發展とともに海外交通の要衝を占め、唐・新羅の來朝船も此地を着點として貿易の如き太宰府にて行ふべきを規定された程であり、殊に遣唐船廢止後は、我が商船の彼地に赴くもの多く、西國の人で孰れも博多を起著地とした。遣唐使が難波津より發せし當時に於て、務古水門・大輪田泊が其寄泊地たりしは相違ないが、寧ろ日本海

岸の諸港が契丹を始めとし外船往來の尠からざりしに反し、直接外船と交渉を有つ機會は尠かつたであらう。

海運と官物の運漕

王朝時代の海運業の大宗ともいふべきものは官物の運漕であらう。瀨戸內海は早くより海運の最も發達したる處であるが、官物の運漕は山陽・南海は海陸各々各地方の便宜に從ひ、九州太宰府は專ら海路に依つた。京師に租として納入する米穀を始め各種の官物の運送は國司の責務であり、延喜式に依ると官物運漕に際して米三百石已上は綱領として史生以上のものを任命し、以下は郡司等を任命して運送を監督せしめ、米以外の雜物も此數に準じて處理せしめた。又運送期限は各々國によりて差定あり、官物運送船に對しては各々功食を給し、運賃は正税を以て充當して地方國々の負擔であつた。延喜式に「凡難波津頭海中立澪標、若有舊標朽折者、搜求拔去、凡太宰貢雜官物船到、緣海口澪引令知泊處」とあれば、延喜の頃に於ても西國よりの官物運漕船が難波津に來航したるもののあるを知り、其多くは淀川を溯上して京師に納入されたであらう。同書に又「安藝國海路、自國漕與等津船賃、石別束三把、挾抄三十束、水主二十五束、但水主一人漕米十五石」とあり、與等津は遊女記に「自山城國與渡津、浮巨川西行一日、謂之河陽、往返於山陽・南海・西海三道之者、莫不

遵此路、江河南北、邑々處々、分流向河內國、謂之江口」といへる與等津即ち淀津と見らるべく、偶、安藝國海路の運貨を例示せる此文によつて、淀津まで官物運漕の行はれた事を知るであらう。三善清行の意見封事に五泊の制定は行基菩薩の建置といひ、大輪田泊より河尻に到るを一日行と記せば、河尻が延喜の頃既に西海往來の要津たりしは明かである。蓋し三國川・淀川疏通後、三國川水運の發展は西海航路の本路たる觀を呈し、江口・神崎・河尻の繁榮著しきものがあつた事は、當代の參詣記、其他の記錄に明白である。

莊園運上の廻漕と港津の發達

王朝政治の紀綱弛み、各地に莊園起るに及んで、近畿に主として本所領家を有する莊園よりの年貢運上が、又海運業の主なる對象となつたのである。寛平六年七月太政官符を以て諸院・諸宮・諸司・諸家使等の官米運送船を掠め、又濫りに是等船舶を私に徴用するを嚴禁したる事が見える。官物の運漕に官船を充つる事が多かつたが、莊園の運上は私船の傭用乃至私船の運漕に依賴すべきものであり、此處に問屋・倉庫・造船等海運關係事業發展の一の素地が築かるゝのである。

歷代の大輪田泊修築

大輪田泊が京師に入る河海の分岐地たる河尻に到る一日程の泊地として重視されたる事が注意される。弘仁三年六月政府は使を遣して泊を修築せしめ、

其後屢、此の工事を繰返さしめた。　弘仁七年十月の太政官符によれば、船瀬造作の略、終了せるを解申せる造船瀬使が右の使に當るべく、かくて船瀬使を廢して國司に附屬せしむる事とし、代々國司をして之を繼續造作せしめ、若し港津の損壞せる際は、官私の船米を徵收し乘組の水夫を使役せしめ、其損壞の多少に依り支度の程を勘錄して、先づ申奏して然る後執行せしむることとした。　其後大輪田泊使が設置され、天長八年四月に六年を限り遷替する事となつた。　從つて國司の掌理せる官私船米の徵收・水脚の役使による船瀬造作は大輪田船瀬使に移管され、風波のため破損する大小の港津修築の資用として充課する此等課役を、每年四季に帳を造り政府に申送してゐた。　承和五年三月の官符には右の官私の船米を勝載料雜物と記し、同十三年十月の官符には勝載料斛別五合といつてゐる。　又嘉祥二年九月の官符によれば、水脚の役使は三日間なりしを、南海・山陽二道諸國の公私船舶の水脚身役を停めて一人一日に米一升五合を役料として徵收し、修築の場合は土地にて人夫を雇役することとした。　弘仁・嘉祥年間の事實を見るに、大輪田泊の修築の資用を通過の船舶より徵收したのである。　然るに仁壽三年十月の官符によれば、攝津國よりの解により每年船瀬庄田稻二百束已下を以て、國司檢校に從ひ修築せ

しむる事とし、非常の損壞の場合には官に申送して官裁を請ふ事となつた。かく交通上の施設に庄田を設置して公費を以て充當したるは、當時の運漕物中官物が多きを占めたといふのみでなく、此主旨は能く律令政治のそれに合致するものありといはねばならぬ。播磨國魚住船瀨は天長九年五月清原眞人夏野が私の封物を以て舟泊の修築を創めたのであるが、功程困難のため公力によつて成就せん事を申請して裁許され、近江國和邇の船瀨は元興寺の寺僧賢和が舟泊を草創したのであるが、貞觀九年四月官に訴へて國司に付することとなつたのであつて、弘仁・嘉祥年間の大輪田泊修築の例は寧ろ異數の事といはねばならぬ。

平清盛の經島築造

承安三年の頃平清盛は私財を投じて經島を築いたのであるが、治承四年二月の太宰府に下せる太政官符に「右得二入道前太政大臣家今日解狀一偁、○中略一爲レ除二諸人之怖一殊勵二私力一雖レ築二新嶋一波勢常嶮、石椋不レ全、自レ非レ凝二國々之功力一者、爭得レ致二連々之營築一乎」とて太宰府管內の諸國をして雜物運上船梶取・水手を下向の際人別三ケ日大輪田泊の石椋造築に使役せしむることとした。又延喜年間山陽・南海兩道に仰せて輪田船瀨の舊泊を修められたる先例に因准して、畿內河內・和泉・攝津及び山陽・南海兩道諸國は庄公を分たず權勢を論ぜず、田一町別・畠二町別に人夫一人を雇召するこ

ととし、梶取・水手の三ヶ日使役は西海同様東海にも課することとした。按ずるに延喜の修築には山陽・南海兩道諸國に命じて人夫を課徴されたるものなるべく、即ち臨時の公役にて仁壽の官符の非常の修築の場合に該當すべく、治承の修築亦此例に倣つたので、小安殿・大極殿修造の大功に既に服營せる播磨・備前二國は人夫の徴收を優免されたのである。梶取・水手の三ヶ日使役は承和以前の先例に依つたものであるが、下向の次を以てしたるは嘉祥の官符に、上途の際役使するため「貢進雜物之期、違於式例」とある主意を斟酌せしものかと思はれる。而も田畠別人夫徴用の諸國は、梶取・水手役使を免除してゐるのである。然るに此の年諸源の蜂起あり、尋いで清盛の福原遷都は失敗に終り、爾後兵亂相つゞきて石椋の事又顧みる暇も尠かつたのであらう。建久七年四月東大寺僧重源は奏狀を上つて魚住泊・河尻一洲と共に大輪田泊を修築せん事を奏請し、彼が獨力經營の力なく募緣するもこれに應ずる人少からん事を慮り、(一)山陽・南海・西海三道の諸國及び莊園よりする運上米の內石別一升を徵し、(二)三道の一郡一莊より各々船一艘を徵し、(三)和泉・攝津・播磨・備前・備中・紀伊・伊勢・淡路・讃岐・阿波の十箇國の海岸に漂著せる破損の船を沒收し、(四)山城・河內・攝津・播磨・淡路の五箇國に於ける公田莊園の竹木を伐採し、(五)攝津・播磨・

淡路の三箇國及び河尻の民家より人夫を徴發して、幷に築造の用に供せんとして、朝廷の嘉納さるゝ所となり、建久七年六月是等の諸國に太政官符を下附され國司をして是等の諸事を執行せしめられた。

嘉祥以前には大輪田泊に寄泊する船舶に米穀・水夫を徴して港津の修築に宛てた事があつたが、間もなく公費を以て支辨する事となり、國司をして之を檢校せしめられた。而して政府の威令漸く行はれずして、平氏及び重源の臨時の大修築に於ても、其費用を獨り船舶の關税に俟つ事なく、他の朝家の大功營と同樣に諸國庄公に課したので、唯海運の利便に浴する三道幷に近畿の一部を範圍とした迄である。

平氏と兵庫地方

平清盛は從一位太政大臣に進み、莊園天下に周ねく、別業を福原平野に營み、仁安三年入道後は多く此の邸に起臥して、屢〻一門を召し下し、或は自ら入京して國家の政務に干與してゐる。卽ち平氏は所領西國に多く、西國に通ずる要衝の地として此地が別業に選定された事は容易に推想される。經島の築造に私財を投ぜるも、治承四年二月大輪田泊の修築を計畫せるも、此地の利便を大ならしめ、根據地を堅むる意圖の存したるは又明かである。淸盛は先に太宰大貳として鎭西にあり、日

宋貿易の利に著目し、大輪田泊の施設が政治的理由の存するとともに、併せて宋船招引の利にも想到した事であらう。高倉院嚴島行幸記によると、治承四年三月十九日高倉院は草津（○洛南鳥羽）より乘船し給ひ、八幡に暫時御上陸の後、川尻の權大納言藤原邦綱の莊に休憩せられ、福原より唐の舟が迎に來りしも雨の日は風定まらずとて、翌日陸上福原に到つて廿一日此地より出航し給ひ、清盛は唐の船にて扈隨し奉つた。唐舟は平家物語に二瓦の三棟に造りたる舟とあつて、和漢船用集に二瓦は「胴かはら舳かはらの二つかはら」と解しており、かはらは舤即ち船底にて、或は唐宋の呉越地方の戒克を模したるものとの說もあるが、行幸記に「唐人ぞ附きて參りたる」とあつて宋人が乘船して船を操縱したる如くである。右の唐舟は或は我が國にて模造したるものとするも、山槐記治承四年十月十日の條に「自去十六日唐船着輪田泊、今日遣侍男令交易藥種」とある唐船は、明白に宋船にて輪田泊にて交易に從事したるを知る。清盛の福原別業の經營と同樣の意圖から出發して、南都北嶺の騷擾と源氏の蜂起により促進された福原遷都の計畫は、遂に失敗に歸し、又清盛の盛代に大輪田泊が對外交涉の要津たらんとする機運の動けるものがあつたが、平氏の沒落と共に外船の往來は依然として鎮西との間に行はるゝのみであつた。

中世兵庫港の興隆

然るに中世の兵庫は頗る殷賑の途を辿る事となつた。王朝時代の船舶は多く官私の納物を運漕したる程度に對して、商船の往來が頻繁となり兵庫關は重要なる稅務として商船目錢の徵收を行つた。王朝盛時の大輪田泊が五泊の一として建置され、西國より京師に往來する川尻より一日航程の寄泊地として認められたるに對し、中世の兵庫は運上船に對しては公家及び本所領家の集まる近畿の門口となり、商船に對しては各種商品の生產地であり、且最大なる消費地たる近畿其他東方諸國を控へて其集散地ともなつたのである。即ち西國諸船が淀河を經て京師乃至は南都に向ふ寄泊の要津たるのみならず、更に此地は運上貨物・商品等の陸揚地となり又仲繼地となつたのである。當時の船舶は勿論諸國に於て樣式の微細は必ずしも一樣ならず、大小元より區々であつたであらうが、概して平底の船といはれ、平安朝末期以來所謂唐舟の樣式の移入さるゝあり、殊に足利時代には比較的尖底なる遮洋の大船の造らるゝあつて、河川の航行には不便なるものがあつたであらう。弘治年間來朝せる明の鄭舜功の日本一鑑に、我海路を示して瀨戸內及び南海より京師に入るに兵庫及び堺にて平底船に乘換へるを記してゐる。蓋し海舟は尖底、河舟は平底である。而も一般に水運は陸運に優れるものあるに拘ら

ず、兵庫の陸揚げの殷盛となれるに就いては種々の經濟的事情もあらうが、其一は貨幣の流通發達せる事であらう。卽ち兵庫に廻著せる運上物は此處にて賣却され、輕微なる錢貨としてそれ〴〵領家に勘渡された。爲替の發達も亦同樣である。かくて問屋・倉庫・爲替屋の發達の著しきものあるを見るのである。足利時代に到り、明船の他朝鮮・琉球船の來航するもの兵庫を著津とし、彼等は多くの商貨を齎らして交易を計つたのであるから、兵庫港の發展を促す事又尠くなかつた。又遣明船等にして此地を出著地とした事も同樣である。此等の經緯に關しては次節以下に細叙しよう。

第二節　兵庫關の稅務

東大寺と兵庫關

王朝時代に港津・渡場・橋梁等に於て之等の施設修築に要する費用を通行者より徵收する事が行はれたが、之が漸次私的所領の目的物化して其收益を寧ろ第一義とするに至つた。莊園制度の發展に應じて港津の關稅の如きも私人所領の對象となつたのである。大輪田泊の後身たる兵庫島に於ては、先づ延慶元年十二月二十七日付伏見上皇の院宣によりて、兵庫島升米を東大寺鎭守八幡宮に寄進されたた

二種の關稅　石別升米及び置石

事によつて東大寺との關係が結ばれた。右院宣によれば兵庫島升米として西國往反の船は神社佛寺權門勢家領の土貢を論ぜず、(一)石別升米を上り船より(二)置石を下り船より徵收するのである。上り船は西國方面より兵庫津に入港するものにて、嘉祥の官符に見ゆる上途の船と同斷であり、下り船は攝河泉方面より兵庫津に入津するものである。石別升米とは「延慶院宣にいふ石別升米の石も船の容積ではなくして從量稅法の標準たる貨物の數量」との說もあるが、（栢原昌三氏兵庫兩關稅務の研究史學雜誌三〇編五〇頁）是は本來は米一石に對する一升の徵收の意味である。即ち承和の官符の勝載料、後に重源が山陽・南海・西海三道の諸國及び莊園より運上米の內石別一升を徵したるに倣つたものであらう。文和二年十一月二十八日の武家事書案に「不レ謂ニ權門勢家一、不レ論ニ神社佛寺一、米錢幷雜物等悉勘ニ取石別升米之分限一」とあれば、土貢運漕には米錢雜物共に石別升米に準據して大體從價稅法に依つたものであらう。置石は院宣に稅額を記さゞるも、兵庫島升米を東大寺に寄進することとし、其內に置石を分載したれば、之も亦升米にして、正和四年九月十二日の六波羅御敎書に添へたる事書案に、商人の言として當時は上下船より錢四十五文を納めしめて兵庫島修固料に宛てたるも、是より先きに下り船に限り一升を徵するのみであつた事を

新時代の關稅商船目錢の興福寺寄進と南北兩關の併立

いへるは又置石である。而も之は必ずしも石別升米と看做すべからざるは、上下船四十五文の徵收は艘別なるべければ、石別一升なれば多く遙かに此額を凌駕すべく、之を以て愁訴するは解し難い。既記文和二年十一月二十八日の武家事書案に「下船者艘別之置石」とあり、艘別一升の徵收とするに寧ろ從ふべきやうである。但し例せば文安二年正月の兵庫北關入船納帳等によれば、石別升米の稅率・置石の課稅法に變化ありたる如くである。(神戶市史資料一、三〇二頁。以下單に資料と記す)置石は嘉祥年間船米徵收の他に水脚役使を一人一日米一升五合として徵收し、清盛の時運漕船下向の際梶取水手を三日間使役して石椋を修築せる先例と關係あるものであらう。石別升米・置石徵收の內より島の修固は寺家に於て沙汰支辨する事は、勿論關稅徵收の本來の主意を殘せるもので、置石を修固料と稱すれども、置石が單獨に修固に宛てられたのではない。右の院宣に「雜船事、任二傍例一可レ致二沙汰一之由、同可レ有二御下知一」とある追書は、土貢船にあらざる船、卽ち商船等を主として指すものであらうが、此雜船に對する特別の稅務は前代に比し新なる事實であると考へ得る。かく特別に稅務の對象となつた商船に對する關稅は、德治元年十二月に幕府より一洲・渡邊と共に兵庫の商船目錢として、京都八坂法觀寺の釋運上人に管理せしめられた。正和二

年二月朝廷は右三關の商船目錢の半ばを雷火のため燒失せる東大寺東塔の修理料所とし、殘餘の半ばを住吉社の造營料所として寄附せられた。商船目錢は升米・置石の恒常的關務なると異なり一定の年期を附せる寄進であつたが、元亨元年前述の東大寺東塔修理料寄進方の半ばは同寺東南院々家修理費に宛てられ、其後屢、寄附の名義を改めて兵庫等三關の商船目錢の徵收は殆んど東大寺の領有する所となつた。其後曆應元年十一月幕府は兵庫島の商船の目錢を興福寺修造料として興福寺に寄進し、翌年兵庫島商船目錢は同じく先に興福寺修造料所として寄進されし神崎・渡邊の升米と共に西大寺に交付されたが、又興福寺に復せられて、東大寺は升米・置石を、興福寺は商船目錢を領して兩關務となり、一方を北關他を南關と稱した。

西國往還船と關稅

升米・置石は延慶の院宣に「西國往反之船、不レ論二神社佛寺權門勢家領土貢一」とあり、特に西國往返船を指摘して兵庫島を强制課稅の領域と定めたもので、此地に寄港せずして通過する船あらば脫稅の取扱をなしたのである。興福寺の商船目錢に關し、關役を勤めざる所謂落船迯船に對して幕府は左の御教書を附してゐる。

南都關兵庫嶋札狩事、於二神崎關一令レ糺二明西海船、馳二過彼嶋一不レ勤二其役一者、有レ限關賃可レ令二

辨濟、若或南海路幷近國船、或寄事於左右、往反之煩出來者、永被止札狩上、可有停廢本關也、早無新關之分、任實正、可有穩便之遵行、更不可有參差之儀之狀、依仰執達如件

嘉慶元年八月晦日　　左衛門佐(花押)
（斯波義將）

官符衆徒中　　（資料二六七頁）

即ち西海船は必ず兵庫島に寄港して興福寺に關税(目錢)を納付すべきものにて、これを忌避して通過し去れるものは、興福寺より神崎關に於て檢査を行ひ一定の關賃を辨濟せしめ、此檢察關賃追徵(札狩)は西海船に對してのみ附與したるものにて、南海船近國船に對しては此種の檢察を加へ出入の妨をなすものあらば、永く札狩及び本關たる兵庫關をも停廢すべしといふのである。升米・置石といひ、商錢目錢といひ、特別に西國往返船の土貢船(即ち西國よりの運上船)・西海船に限りて其税務を强制し又之を徹底したるものと解せざるを得ない。思ふに是は早く王朝時代の官物運漕に山陽・南海二道は各々諸國海陸の便宜に從ひ、西海は必ず海路に據る事とし、淸盛の大輪田泊修築に山陽・南海二道は庄公共に田畠別人夫を課徵したるも、西海道は運上船に梶取・水手を石椋修築に役使したると同樣に、西海船の運漕を特視したのかも知れぬ。然し延慶以後近國・山陽南海船が孰れも升米・置石・目錢

を課徴されたるは史料の示す所で、唯西海船及び之等相互の間に稅率乃至稅法の差あり、又差あるに至つたか否かは明かでない。札狩が神崎關に於て兵庫關の延長として興福寺所有の稅務となつた事は前述の如くである。

相國寺等持寺北野宮寺の國料月俸

應永・永享の頃以後兵庫兩關の收稅中、國料の名の下に京都の相國寺・等持寺・北野宮寺に對し所定の額を納入する事になつた。初め兵庫北關に於ては升米方・置石方の雜掌がそれぞれ補任され、升米・置石は月宛に一定の額を計上する事になつたので、大體請負制に近き徵稅制度が行はれてゐたのであるが、永享頃には代官職が補任され、南都に沙汰納入する稅額を月宛年額に請切り純然たる代官職請負制となつてゐた。永享八年卯月二日の北關升米幷置石代官職請文に、升米・置石土貢合せて每年七百五十貫文の內四十貫文を北野御經（每月三貫三百三十三文宛）として差引き殘り七百十貫文を寺納すると述べてゐる。（資料二九三頁）同年十二月廿三日の幕府奉行の奉書には、相國寺・等持寺の國料を南關たる興福寺の雜掌が北關の負擔を立替へたるを以て東大寺雜掌宛にその返濟を命じてゐる。又嘉吉三年十月・文安元年四月の北關升米幷置石代官職請文には、土貢每年合せて八百五十貫文、其他に相國・等持兩寺の國料として北關代官方沙汰分五十貫文都合九百貫文を寺納すとあれば、國料

は東大寺より兩寺に送附したのである。嘉吉三年の請文に景瑞と共に相國寺錢納所梵種の署名あれば、梵種も代官の一員となり尠くとも代官の所務に與つたのである。(資料二九七―二九八頁)寛正四年八月廿九日の北關代官三郎左衞門請狀に、契約六百貫文の內北野御經四十貫文は代官方より沙汰すとあり、殘五百六十貫文を寺納すといへば、北野御經料は代官より直接納付したのである。文安より寛正に至る東大寺文書を檢するに、等持寺・相國寺より東大寺年預又は北關奉行所宛に兩寺の國料錢各十二貫五百文請取の納狀あつて、北野御經のそれなく、前揭代官請文の事實と參照するに、兩寺國料は寺家より、北野御經は代官より沙汰せし慣例なるを知る。十二貫五百文は各寺半ヶ年の國料にて、例せば享德二年八月晦日の等持寺國料兵庫北關公用錢納狀の端裏書に夏季國料分酉八月とあり、八月・十二月二季に東大寺より分納するもので、兩寺國料合計五十貫文となる。(資料三二六頁)之に對し北野月俸錢は、北關代官より南關に交付し、南關にて取纏め北野宮寺に納めたもので、南關より北關宛の請取がある。然るに幕府は應仁二年十月北野社幷相國寺國料月俸を停止して、悉く東大寺八幡宮料所に寄進した。十月十七日東大寺雜掌に宛てたる幕府奉行奉書に見ゆるもの是である。長享二年二月の東大寺衆徒事書案に

「右攝州兵庫北關者、大佛殿八幡宮爲二十箇之御願料所一、延慶年中御寄附之由來異レ他者也、然而一亂已後彼關務有名無實之間、鄭重之御願忽及二退轉一之刻、依レ達二上聞一、於二相國等持兩寺之國料一者、於八幡宮御寄進之間、御願既相續之條、天下興復之基因、寺門感悅之至極也」とあるも此寄進を指すのである。（資料三六四頁）大乘院寺社雜事記文明十七年六月二十八日の條に「兵庫ノ月寶（俸）錢事、去御社參之時、御寄進之處」とあり、同年七月一日の條に「先年公方南都御下向之時、此足事寺門ニ御寄附旨被二仰出一歟」とあれば、此頃三箇所月俸錢は又春日社に寄進されたのである。當時の月俸錢の額は相國寺百五十貫文、等持寺・北野社各々百二十貫文ともいひ、或は三箇所合計四百餘貫ともいふ。文明十七年に兵庫兩關を等持寺領として還補する事になり、此事を蔭凉軒日錄に「雖レ然日野殿傳奏之時、以二此在所一御寄二進于春日社一之由、有二白沙汰一、以レ故自二南都一進二退之一、依二寺家之訴訟一、又御還二補于寺家一也」と記してゐる。即ち等持寺領の還補の意味は、月俸錢領有の復活の事である。等持寺側の鹿苑日錄長享二年二月六日の條に「兵庫兩關、等持百五十貫文・相國百五十貫、累代左證、兩寺領之、應仁亂後、興福・東大兩教寺矯而領（令カ）之」とあるは前述の如く東大寺・興福寺が月俸錢を寄進された事を指す。此處に於て興福寺は直ちに之に抗議して、幕府は同年二月に溯り月俸錢は春日社に寄進

したるものとして渡付する事とし、蔭凉軒集證をして等持寺に傳達せしめた。而も等持寺側は其權利を主張して譲らず、文明十九年四月相國寺側の者興福寺領福原庄に押寄せて爭鬪したる事あり、長享元年十一月幕府は再度月俸錢を等持寺・相國寺領とし、翌年二月其御教書を交付した。 興福寺では兵庫南關務の庄主僧藤春房を上洛せしめ、伊勢貞遠・堀川具茂の斡旋あり、月俸錢は復興福寺に付せられた。以上等持所領の歸趨の問題を南北兩關の全税務の所管移轉とする說があるが（栢原氏史學雜誌論文六五〇―六五六頁）、それは誤解であつて、兩關税務中より沙汰する國料月俸錢に關するものである。 長享二年二月の東大寺衆徒群議に「就中、當社八幡宮若宮殿之社壇者、造營年久而洪基及㆓大破㆒之間、以㆓彼關務之內㆒、致㆓修理㆒之處、相國・等持之兩寺動致㆓縱橫之亂訴㆒、頻企㆓關務之障导㆒、殊今般號㆓御成敗㆒、相㆓語彼國之郡代㆒、令㆑呵㆓嘖關所㆒之由、注進到來、希代之順魔也」とあるは、等持・相國兩寺が月俸錢領有の幕府の許可を得て、北關に到り關務を强行せんとした事をいふので、是がため北關々務は大なる混亂を來したのである。 彼關務即ち延慶年中御寄進の北關は、當時一亂已後有名無實なるに加へて、月俸錢兩寺各々百五十貫文又は之に近き税收を擧げんとして、他の關務に及ぼした迷惑は察するに難くない。 而して東大寺側にても其後月俸錢寄附を主張

したので、永正五年六月の北關代官請文に「相國・等持國料事者、一段寺門仁御寄附候條、無紛候處、申掠、兎角異亂候歟、涯分可致計略、無爲之調法候」とある。

通過税と輸出入税

兵庫南北兩關に於て賦課したる石別升米・置石・商船目錢は概して通過税として史料に現はれてゐる。然るに兵庫津は經濟上近畿地方の鎭鑰であり、交通上海陸聯絡の要津であつて、西國より廻航し來る大船は此地を到著港として此處に貨物を陸揚げするか、若しくは更に水路東航せんとするには此地に於て貨物の積換を行つた。然らば兵庫津には莫大なる貨物が輸入せられ又輸出せられたる筈にて、其輸出入貨物に對して兵庫兩關は如何なる税目と方法を以つて課税したか。蓋し兩關税務の史料が通過税を示すものとして多く殘されたるは、此等史料が通過脱税の船舶に對する處置命令に關するものであつて、容易に脱税を企て得ざる兵庫津陸揚貨物の輸入税關係の如きは其の脱税行爲少く、之に關する史料も乏しき故であつて、石別升米・置石・目錢等は通過税として徵收さるゝと共に輸入貨物に對しても徵收されたものと解せられる。（柏原氏四二六頁）又かの兵庫兩關・尼崎・神崎・河上諸關勘過すべしとの過書に見る免税は、運漕船自體ではなく貨物にありと考ふべきであり、免税の特權は兵庫津にて積換へ運漕すると、又兵庫津陸揚げとを論せず附與

されたるものであり、諸關勘過を一般的に令したるものである。輸入稅の一例として次の如きものがある。

樂[藥カ]師丸御散用狀之事

合

現米八拾壹石八斗伍升五合

此內壹石兩人御問料給候

內八斗南關米渡申

定米八拾石五升五合

代四拾五貫六百卅文

拾石別五貫七百文宛

以上

御問丸三郎右衞門

友久花押

應仁貳年正月晦日

御問丸

道祐

（資料三五八頁）

右は竈戸關にて所有する藥師丸により周防國東大寺領の年貢米八十一石八斗五升五合が兵庫津に迄送届けられ、兵庫津問屋友久・道祐二名が之を受取り販賣等を委託されて、問料一石と共に南關米として八斗を交付し、殘額を錢に換へて寺納したものと解せられる。當時東大寺領周防國々衙・富田等の公用米は兵庫津渡にて寺納する慣例であつた。然らば南關米八斗は南關に支拂はれた輸入稅と見られる。南關々務は商船目錢と稱したるも、事實に於ては運上船にも課徵したる事、運上船に對する多くの過書が兩關に宛てられたるによつても明白である。

北關の稅收配給

元德三年正月以後正慶元年十月に至る東大寺領兵庫關の月宛納上額を見ると、正・二月九十二貫五百文、三・四月百二貫五百文、五月七十二貫五百文、六・七・八月五十二貫五百文、九月八十二貫一百文、十月八十五貫八百文(元德三年十月二十九貫八百文)に大體決定しており、一年合計大約一千貫文であらう。此內譯支出は臨時所下・定所下・供料等配分に分たれてゐる。兵庫島修固料は元德三年四月の如き月宛全額を以て充當されてゐるが、他の場合には臨時所下の內より支給され、其外訴訟事件のため京都・鎌倉への旅費・滯在費・供料等を月宛關役を以て返濟することとして借出せる分に對する元利の支拂等が臨時所下の內に含まれてゐる。定所下・供料配

分は東大寺に於けるそれぞれの供料費、納所・年預以下への配分等である。後に述べる如く關務雜掌に對する給分も此內に含まれてゐると思はれるが、每月不定なるべき稅務の額が月宛に一定せるを見ても、雜掌が一定額を契約したりし事が察せられる。關務雜掌は升米方と置石方に分たれる。右の元德三年正月以後の供料結解狀によると、元德三年正月以後元弘二年正月まで「此內四貫文置石方未納」として月宛額より先以て差引かれてゐる。然し之を以て置石方請負額を四貫文となすは早計であつて、至德四年正月寺方より禁裏御元服に際し使者粮物以下の料足支出のため、二十貫文を關所稅務を抵當として升米方雜掌より十四貫文、置石方雜掌より六貫文を傳借し、後各々升米・置石の稅務中より關稅結解の際寺方院家三分二・一の割合にて各々雜掌に返辨せしめたる如き、當然六貫幷に其利子は置石方稅務の內に豫定されなければならぬ。(資料二六七頁)即ち當時供料月宛總額一年約千貫文の內置石方五十貫前後の少額に留る譯ではなかつた。猶この月宛額には目錢も亦含まるゝ事を考へて妨なきものゝやうである。

北關の稅務制度

　東大寺兵庫關々務執行の事情は、前述の如く升米方・置石方の雜掌あつて月宛解納の額を契約する。東大寺にあつては學侶衆徒が一般財政事務を評議するも、其

寺領等に就いては年預所が代表掌理する。故に關所に關して臨時に公事等あり、又寺家一般の費用等を關所月宛を抵當として借錢する際、年預が借主となる場合は、年預が關務の代理者としてゞはなく寺家財務の代理者としてゞある。されば年預は關所のみならず、他の寺領等を抵當とする事も自由であつた。關所には沙汰人・神人・公人等がある。彼等は稅務の取立て等に任じた。（應長元年後六月兵庫北關雜掌珠賢申狀、應永三十年八月四日兵庫問丸請文）

月宛錢の寺院家方配當

月宛錢の配當を寺方卽ち衆徒方三分の二、院家方三分の一とする事は早く元德・正慶の頃から行はれてゐる。貞治四年より應安六年に至る兵庫關結解日記を見ると、兵庫關所出分一ヶ年二百貫文或は二百十貫文で、此內別進として十貫文・奉行得分として十二貫文・雜掌得分二十五貫文或は二十六貫二百五十文で、之を恒例入物と稱し、殘分百五十三貫文或は百六十一貫七百五十文の內三分の二を寺方とし、殘は院家方とする。（資料二四七―二四九頁）奉行は卽ち北關奉行で、東大寺を代表して稅務を監督し行政的支配に任じたらしい。雜掌は卽ち升米置石雜掌である。明德二年七月の雜掌請文によると月宛を當年より九十貫增加する事とし、內三分の二六十貫文を寺方・三分の一三十貫文を院家方に納むべく、各八分の一卽ち寺方にあつ

ては七貫五百文・院家方にあつては三貫七百五十文を雜掌得分とし、寺方六十貫文中四十貫文を月宛に分納し、殘二十貫文の內右の雜掌得分を控除し十二貫五百文は月宛錢を抵當とせる借錢元利の支拂に充當することを記してゐる。院家にあつては三十貫文中二十貫文を月宛分納し、殘十貫文の內雜掌得分を控除し六貫二百五十文を同樣借錢元利の支拂に充當する事明白である。かくて關務當事者たる雜掌給分の他、島修固料の如き關所に附隷する經費、供料其他寺家の月宛錢を以て支出すべき用途、月宛錢を抵當とせる借錢の返辨等すべて寺方三分の二・院家方三分の一にて計算される。

正慶元年十二月の北關奉行所下知狀に

被レ致二沙汰一關所用途事

　合貳拾貫文者　當年嶋修固

右任二先規一寺院家結解之時、以二三分一二之分配一加二有限之利一幷可レ有二御立用一之由、依御奉行所□(仰カ)如レ件

正慶元年十二月□□　　清增　花押

とあるは、兵庫島修固料として二十貫文を借入れたる元利の返辨は寺方三分の二・

院家方三分の一にてなすべきを達したのである。院家を代表して兵庫に置かれたのは檢校所であつて、文安以降、月宛錢北關檢校所得分請取狀として三分の一收納の請取狀が多く殘されてゐる。されば院家方の三分の一の配當を以て、恰も之を關方の配當として三分の一の收得を以て北關雜掌が關務を請負ひたるものとするが如きは誤解といはねばならぬ。雜掌の得分は寺方・院家方より三分の二・一の割合にて支辨さるゝものであることは明白である。

雜掌請制より代官職請制への轉化

然るに永享頃には雜掌に代りて代官職の關務請負が行はるゝに至り、永享八年四月二日東大寺八幡宮領攝津國兵庫北關升米置石代官職の請文には、請負年額七百五十貫文の內四十貫文は北野御讀經料にして東大寺には其殘額七百十貫文を納むべく、其月額は前者に對しては三貫三百三十三文、後者には正月より十一月迄は各六十貫文宛、十二月は五十貫文を南都に於て納入すべく、敷錢として百二十貫文を納め、滯納の場合には差引かるべく、越月其他不法の行爲あれば代官職を罷めらるゝも異議なき事を約してゐる。雜掌に於ても月宛を契約し不履行の場合は改替せらるゝが、（應長元年六月廿八日年預某披露狀　應長元年八月僧如道愁訴狀案）兵亂のため廻船なく月宛錢一錢もなく、又兵亂のため關務妨碍されたる事等を年預に注進し、納分なき理由を述ぶる

等已むを得ざる正當の理由ある場合は、月宛錢契約の不履行も是認さるゝ餘地あるを示しており、代官請文の場合は月々の請額は如何なる事情あるも怠納を許さずして、萬一の場合の敷錢を設定しており、請制を徹底せしめてゐる。又雑掌の給分は豫め定めて寺家即ち寺方・院家方より割合を決して給するが、代官請制の場合は寺家納分額を定めて代官の所得の多少は其手腕にかゝるのである。又島修固の如きすべて寺家より同樣月宛錢を以て支辨するのであつたが、代官請制時代では寛正五年五月北關代官が島修固を怠るので、幕府より其公倉を預る土倉の正實・定光に申付け代官を交替せしむるやうに東大寺に命じた事がある。島修固の如き代官の負擔内にあつたからで、永正五年六月十二日の代官職請文に、條件として特に島修固は寺家の命あれば請口即ち寺納額中より沙汰し、其都度使を具し注進する事を述べてゐるのは、代官の負擔ならざるを明にした迄であらう。(資料三八二頁)

土貢及び寺納請負額

永享以後の代官職請制度の土貢額と寺家納額を左に擧げる。

請文日付	土貢歳額及契約額(貫)	寺納歳額(貫)	月宛額(貫)	摘要
嘉吉三年十月	八五〇	九〇〇	正―十一 各八〇 十二 二〇〇	(五〇は相國等持兩寺の國料

文安元年四月	八五〇	九〇〇	正―十一　各八〇 十二　二〇	（五〇は相國等持兩寺の國料）
文安元年十一月十五日	七五〇	八〇〇	正―十一　各七〇 十二　三〇	（五〇は相國等持兩寺の國料）
寛正四年八月廿九日	六〇〇	五六〇	正―十　各五〇 十一　三五 十二　二五	（四〇は代官沙汰の北野御經）
文龜二年十一月廿三日	一〇〇	一〇〇	二―十一　各一〇	
永正五年六月十二日	一〇〇	一〇〇	二―十一　各一〇	

右の內寛正四年以後の請文に相國・等持兩寺の月俸國料錢を加へざるに就いては、三箇所月俸國料錢が寛正年中興福寺側に寄附されたりとの所傳もあり（大乘院寺社雜事記長享二年十一月二日）、等持・相國兩寺の東大寺寺方及び北關奉行所宛公用錢納狀が寛正二年以後を缺くのであつて多少其處に問題がないではない。尤も三箇所の內北野御經の分は右の請文に明記され、興福寺側の寛正の寄附の所傳は、既記の如き文明より長享にかけ興福寺と等持・相國兩寺との月俸錢所有の係爭の間に呈出された請文であつて、是又寄附狀自體が疑はしきものもある。若し從來の如く月俸國料錢の支出あれば寺納五百六十貫文中より沙汰したのである。文龜・永正の請文にては、東大寺が其寄附されたるを主張した際であるから消滅した譯である。寺納額は前代の如く寺方三分の二・院家方三分の一に配分される。例せば寛正五年一月

より十月まで請文の月宛寺納額は五十貫文にて、寺方三分の二・三十三貫三百卅二文、院家方(北關檢校所)三分の一・十六貫六百六十五文を各々收納する。(資料三四七—三五二頁)之を以ても關方にて三分の一收得の割合にて請負ふたるにあらざるは明白である。

雜掌の契約月宛年額は例せば元德・正慶年間の約一千貫文(此際は南關分立以前の目錢をも含まれたるものとも考へて差支ない)は、兵庫關役全額に近きものである事は前述する所により察せられるが、永享以後の代官職請制では右の土貢歳額或は契約額乃至寺納額は勿論さうでない。雜掌の月宛契約にも雜掌の違法怠慢により未納の場合が尠くなかつたのであるが、代官職請制の場合之を寛正以前の實例に徵するに、右の請口の實行に關する限り特に雜掌時代以上の違法怠慢ありとは思はれぬ。唯代官職の自利を計るため稅率稅法を變改したり、島修固を怠つたりする事はあり勝ちの事であつた。

代官職と僧俗人の多少

代官職の身分を見るに

永享八年卯月二日北關升米弁置石代官職請文　小畠次郎左衞門光淸代子息重增、孫左衞門淸正代子息廣正、稻毛信久

嘉吉三年十月　同請文　景瑞、相國寺錢納所梵種

文安元年四月　同請文　上田重次　岡正淸

文安元年十一月十五日　同請文　油倉玉叡
寛正四年八月廿九日　同請文　淀　藤野三郎左衞門
文龜二年十一月廿三日　同請文　原田藤五郎
永正五年六月十二日　同請文　山村五郎左衞門尉助次

代官の內には僧侶もあるが、多くは俗人であり、而も姓名により推知さるゝ如く殆んど武家なる事が注意される。延德三年の北關納分往來に、延德三年辛亥納分武拾貳貫九百九文（新代官藥師寺三郎左衞門尉敷錢納之）とあり、（資料三六七頁）藥師寺氏は攝津守護細川氏の輩下守護代たりし家である。恐らく前記の代官は攝津に勢威ある武家が多からうと思はれる。是雜掌が一般に僧侶なりしと對比される事實である。

莊園制度崩壞の一事象としての關務の衰滅

凡そ一般所領の請負制度の徹底化と請負代官の俗人化殊に武家化とは、諸家社寺の莊園制度の崩壞期卽ち武家のため侵害併呑される時代に現はれたる普通の事實である。一種の所領たる關所も亦此例に漏れぬ。鎌倉時代既に莊園に於て武家たる地頭が年貢徵收と領家運上とを請くる地頭請が始まり、室町時代には同じく守護請の發達せるも其例である。卽ち武家の侵略時代には武家を以て代官たらしめ請負制を徹底せしむるが寧ろ領家にとり有効となつたのである。此處

に於て俗代官請負制はやがて所領の衰滅の前奏曲とも見らるゝ譯で、兵庫關に現はれた此事情を簡叙しよう。

免稅船と脫稅船增加の傾向

室町時代に入ると歲と共に有力なる守護大名又は其名の下に脫稅を計る所謂落船・迯船が次第に增加した。然るにまた從來朝廷及び幕府の特許を受けて關稅を免除し來れるものがあり、兵庫關に於ても此目的を達したるものがある。正和三年以來石淸水八幡宮大山崎神人は院宣、幕府・六波羅の御教書を得て荏胡麻等の淀河尻・神崎・渡邊・兵庫の關稅免除を許され、永和元年八月には幕府は東福寺造營材木の勘過を、延文二年三月には同寺領周防國得地庄年貢運上の關稅賦課を禁じてゐる。是等關所通過の便宜を與へ、貨物課稅を免除する特許狀を過所（過書ともかく）といふ。應永十一年幕府は春日社及び興福寺の造營料として、兵庫・河上諸關に於て國料過書船を停止して其關稅を寄附し、唯御所丸以下の將軍の直轄にかゝる御用船のみ除外し、問丸船頭等をして諸權門の年貢船に商品を積込まざることを誓はしめ、關稅收入の正確を期せしめた。應永十五年・十九年・廿年・廿一年には大友氏の春日丸が幕府の公用を運漕せるを以て、幕府より兵庫兩關河上諸關の過書を與へてゐる。小早川生口因幡入道公實の船は、生口舟と稱し每年雜具を運送する

ために、應永廿九年十二月兵庫兩關河上諸關の過書を幕府より附與された。然るに翌年三月幕府は兵庫兩關に宛て、前年の生口舟の過書を召返さしむるを以て關務を致すべきを達してゐるが、其理由は「小早川生口因幡入道、去年十二月中賜御教書、號生口船、不致關務沙汰、瀨渡田等商船、數多馳通云々」とある。雜具運送の生口舟が關務を負はざるは當然なれば、瀨戶田等の商船の馳通りしが違法であつた。前年の生口舟過書案の端書に「亦號瀨戶田舟」とある。瀨戶田は安藝國豐田郡生口島の港津で、室町末期の海道圖等を參照して記した鄭若曾の日本圖纂にも、港市として舍多大を擧げてゐるが多分瀨戶田の事であらう。小早川氏の所謂生口舟は生口島の船卽ち瀨戶田津の船である。此處の商船が生口舟の過書を利し脫稅したので、小早川氏の作爲に出たものであらうが、過書は雜具運送に對し與へられたものであるから之は違法である。文安元年八月幕府は興福寺南關に對し新過書及び國料を停止し、同三年六月二十六日には過書船として大神宮船以下五箇所の船、國料分として北野宮寺領船・相國寺船・等持寺船を擧げて、其他の過書國料の船を停止すべき高札を南關に揭示せしめた。然るに間もなく幕府は管領船幷に諸大名船以下數十艘の免稅を許可したので、七月十二日興福寺では學侶集會の評定にて

大訴する事とし、其後幾多の折衝が繼續された。（大乘院記錄畧安寶集） 是いふまでもなく管領諸大名等の申請によつたものであらう。 寶德三年八月にも寺門閉鎖の事あり、九月初め神木遷座大衆蜂起して大訴したが、時の管領畠山持國は八月廿九日付を以て兵庫關につき御教書の發せらるゝを告げ、（大乘院記錄畧安寶集）幕府は九月六日付を以て文安三年六月廿六日の御教書と同樣の主旨を傳へたのであつた。 其後長祿三年十二月廿六日・寬正二年八月廿六日にも新過書國料の停止の御教書を與へてゐる。 卽ち右の停止が事實上全く行はれず、興福寺よりは絕えず幕府に訴訟を續けたので、寬正二年には管領方千石船幷十艘船以下の勘過停止を申請し、同四年十一月には大船は細川氏（時の管領勝元）の船と號して關料を沙汰せざる事を訴へてゐる。

此等新過書國料停止に關する徵證は多く興福寺の南關に關するものであつて、東大寺の北關に關する徵證は索め得ないが、大體北關に對しても同樣の事實が認められるであらう。（栢原氏五一一頁） 國料船北野宮寺等三箇所の國料月俸錢は前述の如くに東大寺北關に於ても南關と共に分擔支出してゐたので、三箇所の國料船勘過は南關同樣に勿論北關にても許された事であらう。 文安元年十一月兵庫北關升米置石代官職請文に「若被レ破ニ新過書等一可ニ公用增申一候」といひ、寬正四年八月の同請文

に「升米和市增幷川關等亙多請口減少者也、乍」去世界和市成、通途川關等合幷過書國料有」停止」者、隨」明年夏之體」申合、可」增」申請口」候」とあり、過書國料は即ち新過書國料の意であり、南關と同じ立場を說明してゐる。

南關の關務制度

興福寺南關商船目錢も月宛錢を契約して雜掌を命じたのであるが、（大乘院記錄、資料六一一頁）後には代官職補任となり、其請制の强化も東大寺北關と似たるものがあつたであらう。（資料三六〇頁）　其寺納額は應永六年の興福寺供養要脚注文に關料八百七十五貫文（此內三百貫文未納）　札狩税九十貫を計上してゐるが、寛正四年には七百貫文の上納あつて定額二千貫文であり、大船の細川氏船と稱し勘過するものの多き故減少したといつてゐる。

税收及び其減退の理由

寛正以前の東大寺兵庫關の税收額を考ふるに、元德・正慶年間の千餘貫が其全税收額に近きものなるに比し、三箇所國料を含める代官請負額九百貫文乃至六百貫文が決して減少したるものと速斷する事は出來ぬ。　即ち代官の餘剩收得其他が後者に加算さるべきである。　若又南關商船目錢の分立以前なる前者に目錢が加算されたりとすれば、升米・置石税に關しては寧ろ後者の税收額の增加を認むるを事實に近きものとする。　殊に一般的に守護大名等の强權により脫税船の增加は

武權侵奪の激化

室町時代に加はれるを以て、兵庫港津の船舶の廻漕は鎌倉時代に比し一層頻繁を加へたものと思はれる。南關目錢の應永六年の定納八百七十五貫文に比し、寛正四年の定額二千貫文なる事も參照すべきである。北關代官職請負制度に於て文安以來其請口は漸次減少して寛正四年に至りしが、請口の減少の理由と其增加すべき場合を記して、新過書國料及び川關の增減、升米和市の高低を擧げてゐる。升米和市の高低は米穀を以て徵收せる税務を錢納するので、米價騰貴すれば錢納額の減少するはいふまでもない。河關の亙多が請口減少の一理由とする事は、寛正四年頃には淀河河上諸關三百八十箇所と稱せられ、全く無制限無秩序の關所濫設の時代であつて、此事は船舶の關税負擔能力を減殺し、運漕業務に支障を與へたものである。而して新過書國料の增加が特に重大で、細川氏を始め守護大名等は新過書所持の名の下に關税を沙汰せず、興福寺の南關毎年定額二千餘貫が七百貫に減じたるもこの爲である。

兵庫關務に甚大なる打擊を與へたのは、應仁文明の大亂と其後に相續ける全國的の爭亂である。兵庫津は東軍首領であり攝津守護で四國の大部を一族の勢下に置いた細川勝元と、西軍の領袖であり中國・九州に勢威を張つた大内政弘とが爭

奪を競へる中心となつた。應仁二年より文明元年に亙り兵庫津一帶は大内氏の勢圈内にあつたが、南關は東軍方の成身院光宣が代官職として關務を掌理するとの聞あつて、西軍にては當方にて沙汰すべき旨興福寺に達したる所、興福寺はその誤傳なるを辯明し、西軍では應仁二年九月大内氏藿下の問田氏等に宛て實否を糺明せしめた事がある。文明元年十月細川氏は攝津の勢力を恢復せんとし、山名氏・赤松氏兵庫を攻めて守將問田弘胤を破り、南關所を始め在家寺院悉く燒亡、兵庫の住民は悉く殺害されたといふ。かやうな爭亂の渦中にあつては關務の遂行は不可能で「兵庫關幷神供領等事大内違亂、無二一途二」（大乘院寺社雜事記應仁二年十月二十三日）といひ、「近年關料有名無實」といひ、文明十年二月廿七日「一亂已後、彼關務有名無實之間」（東大寺衆徒事書案資料三六四頁）といふもそれである。此大亂を契機とし諸家諸社寺の莊園崩壞の度が急速に進められたと同じく、守護大名以下の關稅無視の態度は一層甚しきものがあつたに相違ない。

東大寺北關の代官職の請口は文安元年より寛正四年に至る漸減の形勢より文龜・永正年間には僅に百貫文に激減してゐる。此間にあつて明應三年の兵庫北關公用錢注文によれば、正月より十月に至る月分納合計三百三貫九百六十一文であ

兵庫廻漕船の頓減

る。（資料三七八頁）蓋し大亂以後關稅の激減せるに就いては、守護大名以下の强請强行せる新過書乃至落船の増加を原因として當然擧げなければならぬ。然し之と同時に關稅の對象となり得る一般船舶が、內海方面の戰爭と無秩序とのため減少せる事實は看過すべからざる事實である。殊に兵庫島に對し大亂以後堺津が之を壓倒する商港として擡頭し、船舶の輻輳地となつたのである。文明五年十二月幕府は前に免稅を許可せる鹽飽島の船の特權を停止し、兵庫兩關に關設を沙汰せしむべき旨を令したが、（資料三六二―三頁）翌年五月十六日鹽飽船が兵庫關の關稅を忌避して寄港せなかつた事についての幕府の奉書が興福寺に達した事が春日神社文書に收められ、それには「攝州兵庫幷泉堺所々於奉書者、正文付之畢」と記されてゐる。これは鹽飽船が堺を指して渡航するために途中で寄港すべき兵庫を避けたる故、幕府はこれを取締るために兵庫と共に堺にも同一の命令を發したものであらう。（堺市史第二卷一七三頁）鹽飽船は室町後期には鹽飽島と堺津を往來して、鹽飽島以西航路との連絡運漕を行つてゐる。（第五章參照）

永正五年六月の北關代官職請文に「次依近年廻船等無之、請口如此減少候、如往古廻舟着津候者、請口可增進申候」とあり、文安・寛正年度の請文に請口の減少を新過書

國料の增加・川關の亘多・私市の高騰に歸したるに比し、「依近年廻船等無之」と明言せる事實の眞相を凝視しなければならぬ。應永卅四年十一月北關雜掌信賢書狀に「抑、天下一同之兵亂無其隱候、殊更西國之事は依國之煩、小船之一艘も不着候、御月宛等之事も一錢も不可有候云々」とあるが、（資料二八八頁）應仁文明以後かゝる狀態が大規模に繼續的に繰返された事であり、殊に堺津の擡頭が兵庫關務に與へた打擊は大なるものありといはねばならぬ。

關務の狀況より觀たる兵庫港の盛衰

以上關務を通じて兵庫の港津としての推移を見るに、鎌倉時代以後室町時代前半期に至るまで漸次發展の跡を認め得るであらう。卽ち室町前半期に至り、關稅稅務の實施困難・脫稅船の增加・稅務制度の變化にも拘らず、其稅收額に於て寧ろ增加の傾向を認むべきは、廻漕船舶のより大なる增加の狀態を察知せしむるものである。而も前述の稅務の衰退崩壞の經過は應仁大亂以後急速に進めると同時に、廻漕船舶の減少を招致したので、是又必然に港津としての兵庫の萎縮時代を現出したものといはなければならぬ。

第三節　運漕・販賣・金融機關の發達

貨物の兵庫積換及び荷揚

兵庫關税務が多く通過税として示されてゐるは落船に關する文書多きが故である。兵庫島にて小舟に積換へて京師又は攝河泉の各地に運漕し、或は此地に陸揚げさるゝ貨物も同樣に課税されたるものといふべきである。又兵庫關勘過の過書は神崎・渡邊・河上諸關と併記したものが多い。兵庫島に陸揚げさるゝ貨物も勿論右の過書により免税特權を享受せる筈である。貨物運漕の實際の狀況を記せるものに就いて見るに、兵庫島陸揚げ又は積換のものが尠くない。曆應三年三月十四日幕府は紀伊の海賊衆泰地・鹽崎二氏をして、相共に周防竈戸關から攝津の尼崎に至る迄西國運送船及び廻船を警固させ、兵粮料足の名に於て櫓別錢百文づつを兵庫島に於て徵收する事を許してゐる。（資料三七一頁）河尻・一洲・尼崎の三關は當時同一のものを記してゐて、尼崎は三國川尻であるから、竈戸關より尼崎に至る海上の警固に當つたもので、淀川を溯上する船は尼崎まで即ち海路上はすべて其保護を命じた次第である。然るに其海上保險料ともいふべき櫓別錢の徵收を兵庫島にて行ふ事としたるは、兵庫島にて貨物を陸揚げ又は積換へる船舶の尠くなか

つた事實を對勘して、始めてよく理解さるゝものと思はれる。

遮洋船の兵庫著津

所謂遮洋の大船にあつては河上の運航には支障が多かつたものと考へられる。室町時代に竈戸關の藥師丸や富田の彌榮丸は周防國東大寺領の運上物等を運漕してゐるが、此等は皆兵庫に荷揚げしてゐて兵庫までを往來したものと認められる。此等の船舶は遣明船として傭用され或は傭用さるゝ資格を有せる遮洋船で、戊子入明記によれば藥師丸は七百石、彌榮丸は千四百石の船であつたといふ。明・朝鮮・琉球の來朝船は必ず兵庫島を到著點とし、使人等は京師との往來に此處より陸路又は河舟を利したのも一は此處に理由があらう。鄭舜功の日本一鑑に堺港や兵庫港にて平底船卽ち河舟に乘換へるを記したのは、海道圖等に從つたもので、室町後期の交通狀況の實際の姿である。戊子入明記によると幕府の明帝進獻物や商賈物の一部等を洛南鳥羽より鳥羽船(鳥羽の河舟卽ち後世和漢船用集卷五に湖川船として淀川船・宇治川船・槇嶋船・志賀浦船・堅田船等と記す類である)を公事船に申付け尼崎に到り、尼崎より攝津守護細川氏の命を以て尼崎公事船を以て兵庫に運び、兵庫より赤間關までは別の海船を以て運漕した。是には船賃・船方賃を支拂つてゐる。而して幕府遣明船たる和泉丸は門司の船で、或は赤間關にて貨物を

積換へたものであらう。

年貢物の兵庫津勘渡

山陽・南海・西海諸國より京師・南都へ運上さるゝ年貢物等を、代官職等が兵庫津にて勘渡すべき事を契約した場合が尠くない。

文保二年十二月の東寺領安藝國新勅旨田の御年貢送文に依れば、米九石二斗内二石一斗三升、小大豆五石六斗三升八合内一石三斗一合は雜用として差引かれており、それには年貢と共に此送文をも託送せる梶取佐東八日市藤次に支拂はれた兵庫迄の運賃等を含むものである。而して翌年正月廿日付の乘南兵庫上下粮等注文幷に安藝新勅旨田年貢支配狀によれば、東寺より兵庫に向け年貢請取のため下向せる乘南等の上下の粮料・兵庫逗留等の經費は、右の兵庫までの運賃等を含む雜用を控除せる正米大豆中より支出されてゐる。（東寺百合文書は一〇一、一〇二、一〇四號） 永享十二年十一月東大寺領周防國仁井領代官職補任狀案・同代官職請文案に於て、正米五十石・正錢五十貫・鹽五石・鯛五十枚・釜一を兵庫津にて引渡すべき事を記しており（資料二九四、二九五頁） 又寶德二年十二月三日の油倉宛送文を以て、代官職より東大寺領富田公用米二百八十四石六斗四升中、竈戸關の藥師丸の兵庫津に到る船賃四十四石一斗を差引き正米二百四十石五斗四升を運上し、享德四年五月八日の送文を以て、同じく

富田公用米七十石内、藥師丸の船賃十一石六斗六升六合を差引き正米五十八石三斗三升四合を運上して、それぞれ兵庫津に著船の際送狀に任せて寺納さるべき事を述べてゐる。（資料三二四・三三二頁）油倉は當時東大寺の財政事務を掌理してゐた。猶此東大寺領よりの運上物が兵庫津にて勘渡する慣行であつた事は、兵庫關が同寺の所領であつた點とは自ら別問題である。兵庫關務は關務として存在するもので、寺領よりの年貢上納等には直接に關係はない。唯東大寺領の運上物に對し、同寺領たる北關が關税を免許すべきは理の當然なることであらう。然るに關務が代官職請制となり、唯請文に載せる契約に關する以外は寺家より殆んど獨立的なる存在となつた結果は、北關にて東大寺の運上物にすら課税するに至つた。康正二年三月東大寺五師延營より北關代官と推せられる池田某に宛てた書狀に、東大寺領周防國衙正税弁に富田地頭方年貢の運送船は北關に於ては煩なく勘過すべき事は毎度油倉より通達せるに拘らず、各船著津の節之を抑留したるは不都合なりとし、「北關事、乍レ有二寺門之所知一、於二當寺收納之船一、可レ勤二關役一之由、被レ申段、太以無二其理一、外聞不レ可レ然候」と述べてゐる。（資料三四〇頁）

凡そ米穀雜物等の現物納が主として行はるゝ時代に於ては、水運の利すべきも

のがあれば、一般的には其輸送能力といひ賃金といひ陸運よりも便益である。故に西國方面より京師に到るには、縱令兵庫津にて河舟に積換へをなすとも、河尻より三國川を經るか或は渡邊を經て淀川を溯上し、鳥羽其他便宜の地に荷揚げし、又南都に送るには、同じく淀川より木津川に入り木津に荷揚げする方法が考へられる。而してこの舟運は前後を通じて利用さるゝ事が多かつた。然るに例せば明德元年の周防國仁井領年貢結解狀によると、前年康應元年年貢正米五十石が兵庫に著すると、東大寺より兵庫迄年貢請取の人を遣はして之を四十四貫三百文に賣却した。正米五十石は兵庫津勘渡の契約の下に此處まで送付され、兵庫に到る船賃等が差引かれたものである。而して此正米賣却代錢中より雜用分四貫三百文を除き四十貫文を堺迄船賃四百文にて送付し、「定錢(殘カ)三十九貫六百文十二月十四五日比ニ境ニテ請取ヲ替フ」とあれば、堺の商人より爲替として奈良に送つたものであらう。(資料二七〇頁)四貫二百文の雜用分は他の文書によれば關賃・船賃・渡船料幷に使の廿日間料物等で他に八百十五文の惡錢及び不足があつた。(京都帝大國史研究室寫本東大寺文書十九)又(庚午)仁井令年貢(辛未)正月廿日比到來結解狀に

正米六十石　代七十八貫文

此內雜用

壹貫貳百三十文　（缺）　七百八十文　北關 米六斗代

七百八十文　クラシキ（倉敷） 米六斗代　參百六十文　ニアケ（荷揚） 船チン 二宮方

貳百七十文　トイレウ（問料） 米ノネツケ引物　二宮方

合參貫四百廿九文

一眞房雜用幷夫賃等事

百五十文　兵庫ノヤトタ入 ハタコニヲクク　廿五文　西宮ノヤトニヲク

十文　セカワ（瀬河）ニテ 用フ　廿五文　ヤマサキ

五十一文　酒手 ヤマサキニテ　十文　ワラクツ七足

五文　船チン　十文　天神ノ森ニ テヒルヤスミ

貳百文　兵庫ヘノ下粮物ニ下行 正月十三日歟　壹貫文　今度ノ奉公ニ 下給了

九百八十五文　山崎ヨリノ 夫賃

（京都帝大國史研究室寫本十九）

此によると明德元年分仁井令年貢正米六十石を請取るため、東大寺より一眞房を兵庫に下向せしめ、彼は兵庫の問屋に委託して七十八貫文に賣却し、雜用參貫四百廿九文を支拂つたのである。　此雜用分支拂の內譯は、正米六十石兵庫請取後の

處置を明細ならしむると共に、一眞房雜用弁夫賃等事の內譯は、彼が代錢を持して西國海道を西宮・瀨河を經て山崎に到り、渡船にて淀川を渡り南都に入つた事を明白に示すもので、正月廿日比に寺家に著したのである。明應九年四月一日の東福寺領公文分寺納注文によると、明應八年分公文分兵庫著正米十五石の內兵庫問屋に倉敷分として三斗を支拂ひ、殘十四石七斗を石別一貫五十文定にて十五貫四百卅五文に賣却して、此內支拂分三貫九百八文の切符錢と、兵庫より京に到る運賃三百廿七文を差引き、十一貫二百文を寺納したのである。支拂分の切符錢とは「自上村下村、不令渡之間、引給之、見千本算用狀」とあつて、上村・下村は東福寺領周防國得地三箇村の內で、東福寺へ送付せる年貢の爲替(切符)に對して二村から其額の支拂を行はなかつたのであらう。(資料三七九頁)

米穀の賣捌

京師や南都に送る運上米を兵庫に陸揚げする事が次第に盛んに行はれたのは、此地で米賣買が行はれ、運搬にも手輕な錢貨に容易に代へられた事にも依るであらう。かくして兵庫は米穀取引の中心地となつたので、他の貨物に於ても同樣の事實が考へられる。米穀其他の貨物運漕・倉庫・販賣を營業とする問屋が此地に發達し、米穀や錢貨の輸送取引に代はる爲替も亦問屋の一營業であつたであらうし、

又別に爲替屋も出現したのである。

問屋の發達

前掲庚午仁井令年貢辛未正月廿日比結解狀に、倉敷料・荷揚船賃・問料として米販賣の値付の引物(禮錢)等が支拂はれたのは、勿論問屋に對してゞあつて、二宮とあるのが問屋名であらう。又明應九年四月の東福寺領公文分寺納注文にも、米三斗を「倉敷分兵庫問給之」と記してゐる。既に應長元年六月阿波國小勢津商人德琳法師と問丸(問屋)兵庫島鑄物師辻子掃部允とが結託して、東大寺領兵庫關の關所使者神人行安幷に馬允・貞廣・馬二郎等を打擲刃傷し、船幷に所有財物を押取したといふので、關所雜掌弥賢から守護に訴出でたる旨を本寺に注進し上裁を仰いだ事がある。(資料一二四頁) 思ふに德琳法師と問屋とは取引關係があつて、其商貨に對する關稅に就いての紛争から來たものであらう。應永三十年三月幕府は瀨戸田等の商船が生口船に藉口して脫稅を計つたので、前年小早川生口因幡入道公實の雜具等を運上する生口船に對して與へた兵庫兩關の過書を召返した事は既述の如くである。此事件に就いて同年八月兵庫問丸孫太郎・光圓・道有三人より幕府へ差出した請文によると、生口船の兩關々役を其船頭等が兵庫に著岸した場合に、以前未進分卽ち瀨戸田商人等の脫稅した關役を關所沙汰人等と共同して取立てると述べてゐる。

瀬戸田船の商貨の荷揚げや販賣に此等の問屋が關係したから、未進分の額も判明する故であらう。然し營業者としての問屋からいへば、かゝる事は不利益な處置であつて、請文にも「於二向後一者不レ可レ取二次申關役一之者也」と斷つてゐる。（資料二八五頁） 戊子入明記に幕府の荷物を鳥羽船にて尼崎へ、尼崎公事船にて兵庫へ運び「於二兵庫一御荷物上置在所、問丸世善倉置レ之、榼代可レ有レ之」と記してゐる。世善はいふまでもなく兵庫の問屋である。應仁二年正月晦日の藥師丸年貢算用狀に

合

現米八拾壹石八斗伍升五合

此內壹石兩人御問料給候

內八斗南關米渡申

定米八拾石五升五合

代四拾五貫六百卅文

拾石別五貫七百文宛

以上

御問丸三郎右衞門

應仁貳年正月晦日　　友久花押

御問丸
　　道祐

とあるが、右は恐らく東大寺領周防國富田公文の送米で、兵庫着現(正)米八十一石八斗五升五合の內、興福寺南關へ米八斗を交付し、問料一石を差引き、殘りを賣却して四十五貫六百卅文を送付したので、此販賣は問屋二名が引受けて此等の問料として一石を差引請取つたのである。（資料三五九頁）

兵庫の問屋が更に兵庫著の運上米を納所まで運漕する事を一切請負つた場合がある。長祿三年十一月十二日兵庫問丸景孝の請文によると、東福寺領周防國得地の年貢米を海河上諸關・車力等七分賃を以て無算用に東福寺へ倉納すべく、過書は寺家より調達して下附されたく、河上關の增加したる場合は改めて注進申上げると記し、又周防より兵庫迄の運賃等を立替るならば運賃三分を下行ありたしと述べてゐる。

運賃と船賃

東大寺領の周防國から兵庫に到る運賃を見ると、

	運漕船	乃米(石)	運(船)賃(石)	其他雜用(石)	運(船)賃分率	正米(石)
永和五年二月十日 靈惠年貢送進狀		一二	二		二	一〇

寶德二年十二月三日富田公用米送文	藥師丸	二八四・六四	四四・一		二	二四〇・五四
享德四年五月八日富田公用米送文	藥師丸	七〇	一一・六六六		二	五八・三三四
享德四年五月八日大前公文名得分米送文	藥師丸	二三	三・六八	・九二	二	一八・四
享德四年五月八日廳奉行得分米送文	藥師丸	一〇	一・一六	・四	二	八
享德四年五月八日厚東名得分米送文	藥師丸	五	・八	・二	二	四
應仁二年十一月廿八日富田公用米送進狀	彌增丸	六〇(亥歳分)	一二		二・五	四八
		一〇〇(子歳分)	二二		二・五	八八

右の內永和元年の送文に「雜用二石至于兵庫貳分賃定」とあり、應仁二年の送文に「船賃拾貳石二分半」「船賃拾貳石同レ之」と明記するから、分賃は乃米にあらずして正米即ち兵庫著の現米に對する率である。周防國東大寺領の運送米は玖珂郡富田津邊から出荷したものであらうし、東福寺領得地に於ても同樣であらう。景孝の兵庫までの運賃三分の請求は稍〻高率であるやうだが、之は立替へる故であらうか。七分賃の意味は寺納現米に對する率なる事が明かである。猶運賃・船賃の記載があるが、嚴密にいへば運賃は現今のそれと同じく出荷主對船の借手の場合で、船賃は現今の傭船料に相當し船主對船の借手の場合である。運賃の場合借手は船主の位置に立つもので、出荷主と船主との間にも運賃契約が成立する。(住田正一氏日本海法史一二)

六頁）前述の送文中永和五年のものゝみ運賃とあり、他はすべて船賃で、尠くともこの七例では大體區別して使用されてゐるやうである。

爲替業の發達

爲替は米穀錢貨の輸送に代つて行はれたが、兵庫では又爲替を業とするものが多かつた。康暦二年三月廿九日の東大寺領東仁井令の惣保地頭職たる良海等五名の請文案によると、地頭得分內二十貫文分を永く東大寺學侶方に賣却したるを以て、右得分錢を替物卽ち爲替を以て進めることとし、爲替手形たる割符を學侶方に納付する期限は迅速の手續を經て必ず年內に到著するやうにし、割符が到著すれば、兵庫・堺浦にて爲替金を取立てゝ學侶方に交付する事を述べてゐる。（資料二五七頁）卽ちこの割符に指定されたる支拂人が兵庫及び堺浦の爲替屋であつた。又享德三年五月廿四日の得地三箇村幷伊佐江田布施段錢納下帳によると、段錢總額百六十九貫八百九十文の內周防に於ける雜用支拂分三十一貫四百卅文で、殘り寺納分百三十八貫四百六十文の內譯を次の如く記してゐる。

寺納

二十九貫文　龜都寺上洛之時兵庫割符

五貫八百文　同夫賃

八十五貫文　於二兵庫一材木方渡之

七百文　於二兵庫一向方渡之、但廿四貫文之夫賃

百文　隨力尼崎因二五貫割符仕時之雜用一

十七貫三百六十文　同夫賃

已上　佰參拾八貫四百六十文

都合　百六十九貫八百九十文

定時納　百十四貫八百伍十文　除二夫賃一

之を解して次の如く考へる。二十九貫文は龜都寺が周防より上洛の際兵庫支拂の爲替として寺納せるものであり、八十五貫文は兵庫の材木分に東福寺支拂分として交付したものである。夫賃合計二十三貫九百六十文を差引ける百十四貫五百文が純寺納分として夫賃を除く定寺納百十四貫八百五十文に當る。（此錢高の一致せざるは寺納內譯六件の合計が百三十八貫四百六十文より三百五十文少ないのだから誤脫があるか、又は事實錢數に不足があつたであらう。（東福寺文書））若し右の如く八十五貫文を兵庫にて材木代に支拂つたものとすれば、それは多分此頃建築を計畫されてゐた東福寺三重塔の用材であらう。同年六月三重塔婆造立の

勸進のために京師の法性寺大路に東福寺で關所を設けて關稅を徵收せんとしたので、土一揆蜂起して之を破棄した事があつた。（師郷記享德三年六月十一日、東寺執行日記享德三年六月十二日）之より先至德年間東福寺の山門や法堂が建立された際、幕府は同元年九月に尼崎より運送する山門造營材木の河上關の勘過を命じ、同二年九月に兵庫より運送する修造材木船參艘の同じく河上關勘過を命じてゐるが、右は尼崎及び兵庫の材木商より購入したものと思はれる。（前田家所藏文書古蹟）即ち至德元年十一月に尼崎の善重に東福寺より法堂材木代十貫文を交付せる請取狀がある。（東福寺文書）かくの如く兵庫は物貨の集散取引地で材木等も取引されたのであるが、文安二年正月の兵庫北關入船納帳によると、二月三日の入船に

材木類の集散取引

甲浦材木三百石〆　八百廿文　二ノ廿九　公方
へ但シ四百文　請取前濱板百枚上　八日　八百廿文替　二ノ三
板數七杉　八日　七郎左衞門
二郎三郎

同所材木百廿石〆三百五十文　杉桁十丁也　二月九日　枝舟　同

とあり、同月四日入船にも

甲浦林木百石入　計主　二郎太郎

とあるが、之は阿波國甲浦より運漕陸揚げしたものである。二郎三郎・二郎太郎は恐らく兵庫の問屋商人であり、此入船帳に二段に記さるゝ人名中、下段のものには問屋商人が多いのでないかと思はれるが、猶充分の徴證を必要とする。猶此入船帳を通じて見らるゝ兵庫津に陸揚げし取引された商品は、山陽・南海地方の米穀類や三原・引田・鹽飽等の鹽等がある。

運漕・倉庫・委託販賣等を營業とする問屋幷に爲替屋も鎌倉時代に現はれて、室町時代に入り發達を遂げたもので、兵庫に於ける事情も同様である。かく鎌倉時代以來室町時代に入り、兵庫は海陸交通の要衝として又物貨の集散取引地として非常な發達を遂げたのであつて、應永二十七年朝鮮使節宋希璟が此地を過ぎて「高低板屋若蜂屯」といへるは當に此際である。然るに應仁文明大亂以後兵庫は稍〻衰微の時代に入つた事は前述の如くであつて、外國交渉上に於ける兵庫の位置も、かくの如き港津の趨勢と密接な關係にあるのである。

第二章　日明交涉と兵庫

第一節　日明交涉の開始と明の海外通交政策

明の建國と日本遣使征西府との交涉

明の太祖が元の至正廿八年（正平二十三年）金陵に據つて即位し、元を建て、洪武と稱し、翌二年及び三年の間に新王朝の建設を告げ、四夷君長酋師の歸順を促すべき詔諭の使臣を諸國に向つて派遣した。日本に對する遣使に就いては皇明實錄洪武二年春正月乙卯の條に「遣使以即位詔諭日本・占城・爪哇・西洋諸國」とある。皇明資治通紀二卷太祖洪武元年十一月の條に「遣使頒詔、諭安南・占城・高麗・日本各四夷君長」として揭げた詔諭が即ち右の即位建國のそれである。然るに實錄同二年二月辛未の條に「遣呉用顏・宗魯・楊載等使占城・爪哇・日本等國」とあつて、賜日本國王璽書を收載してゐる。曰く「上帝好生、惡不仁者、向者我中國自趙宋失馭、北夷得據之、播（胡）故俗、以腥羶中土、華風不競、凡百有心、孰不興憤、自辛卯以來、中原擾擾、彼倭來寇山東、不過乘胡元之衰耳、朕本中國之舊家、恥前王之辱、興師振旅、掃蕩胡番、宵衣旰食、垂（一）二十年、自去歲以來、

殄絶此夷、以主中國、惟四夷未報、間者山東來奏、倭兵數寇海邊、生離人妻子、損(傷)害物命、故修書特報正統之事、兼諭倭兵越海之由、詔書到日、如臣則奉表來庭、不臣則備(修)兵、自固、永安境土、以應天休、如必爲寇賊、朕當命舟師、揚帆諸島、捕絶其徒、直抵其國、縛其王、豈不代天伐不仁者哉、唯圖之。」明史藁（列傳一百九十六）明史（卷三百二十二）に行人楊載の派遣を洪武二年三月に懸ける。籌海圖編（卷二）に洪武二年秋にかくるは趙秩の派遣を同年とする誤解からであらう。資治通紀の詔諭は諸國に對するもので、日本には特に前掲の詔諭を齎らした如く見ゆるが、洪武六年の來朝使僧無逸克勤の天台座主に寄する書に、明より前に三度日本に遣使したる事をいへば、洪武三年の趙秩の來朝と合せ、洪武二年西南恒信風期に前後して二使の來朝を見たのかも知れぬ。楊載等の來朝した頃は九州には征西將軍宮懷良親王が勢を張つてゐられた際で、親王は其無禮を憤らせ給ひ、其使者一行の內五人を殺し楊載等を拘留せらるゝ事三ヶ月に及んだといふ。

趙秩の來朝

太祖は翌洪武三年（建德元年）三月萊州府同知趙秩を來朝せしめ、懷良親王を日本國王と誤りて親王に宛て、先に楊載等を遣はし詔旨を齎らしたる所、五人を殺死し楊載・吳文華を羈留する事三ヶ月にて往問に答へず、大海を隔涉せる一方の境土に安せず、奸宄流劫民を擾せしむといひ、天必ず禍を汝に降して我國家必ず天討を

奉じて問罪の師を興さんと述べ、又明にて先に楊載等をして擒獲せる海賊僧人を送還したるは、情犯深重なれど罪日本の所部に係れば殺戮を加へず、又刑を施さず、唯其懲戒を示す爲肢體に刑して送還したる事を述べてゐる。（皇明實錄洪武三年三月是月、修史爲徵一）明の史書に親王が趙佚等を目して其趙姓なる所より蒙古の裔の使臣なりとして將に害せしめられんとしたが、趙佚は大明天子の神聖文武の帝にして蒙古の比にあらざるを述べ、親王も釋然とされたと傳へてゐる。（籌海圖編卷二、明史藁列傳一百九十六、明史卷三百二十二、殊域周咨錄卷之二日本）

僧祖來の渡明

明の實錄に依ると、洪武四年十月に懷良親王が僧祖來を遣して表箋を進め、馬及び方物を貢して同時に九人の僧が入明し、明州・臺州の被虜男女七十餘口を送還せられたと記してゐる。

祖闡克勤の來朝

太祖は更に洪武六年（文中二年）嘉興府天寧禪寺の住持仲猷祖闡幷に金陵瓦官教寺の住持無逸克勤をして來朝せしめ、五月二十日に明州（洪武十四年以來の寧波）を出發した。太祖が使節に僧侶を撰んだのは祖來等の來使を見て日本に佛教の盛んなるを知つた爲であるといふ。一行は同月廿五日五島に著し、卅日博多に到り、六月二十九日に上洛して嵯峨の向陽庵に入り、八月廿九日歸國すべき旨を傳へられて九月に入り西下した。善隣國寶記收載の無逸より天台座主に寄する書に、前兩年皇帝（太祖）三度

日本に使せしめたるも、關西親王皆自ら納めて祖來を以て入朝稱賀し、帝即ち祖闡・無逸に命じて、「朕三遣使于日本者、意在見其持明天皇、今關西之來、非朕本意、以其關禁非僧不通、故欲命汝二人、密以朕意往告之、曰、中國更主、建號大明、改元洪武、鄉以詔來、故悉阻於關西、今密以我二人告王知之、大國之民、數寇我疆、王宜禁之、商賈不通、王宜通之、與之循唐宋故事、脩好如初」とある。此書に就いて國寶記の筆者瑞溪周鳳は「久寓筑紫、因瓦官寄日本天台座主書中所述如件」と記してゐるが、內容から見て上洛以前に博多にて認めたものらしい。當時懷良親王は恰も博多から肥後の菊池に移られた時で、武家方の今川了俊が鎮西探題として勢を張つた際である爲か、前述の如く速かに上洛してゐる。祖闡等は翌七年五月廿八日には既に金陵に歸著して、太祖より白金八百兩・文綺帛各二兩を賜ひ、從行僧にも白金・綺帛を下賜してゐる。祖闡等の歸國するや、溺州より啓して「棹五日、至其國境、又踰月入王都、館於洛陽西山精舍、遵聖訓、敷演正教、聽者聳愕、以爲中華禪伯、亟白於王、請主天龍禪寺、（乃夢窓國師道場名刹也）闡等以上命辭之、（中略）且申所以來使之意、王悅具表遣使、隨闡等入貢」と述べてゐる。（籌海圖編卷之二、殊域周咨錄卷二日本）明史藁・明史に祖闡等を遣り祖來の一行を送らしめて、懷良親王に大統曆及び文綺紗羅を贈りしに、王（懷良）無禮にして拘留すること二年と記してゐる。

僧宣聞溪の渡明

祖闡の滃州よりの啓に「王悦具表遣使隨闡等入貢」とあるのは、文意からいへば北朝(幕府)の使者らしいが、其事實は明かならずして同年六月明都に入り馬及び方物を貢せんとした僧宣聞溪等を指すのかも知れぬ。祖闡の天台座主に宛てた書に、懷良親王の來使は太祖の本意にあらずして持明天皇に見ゆるを以て本意とする如く述べてゐる。前兩三度の遣使が親王の許に到り、且祖闡等の派遣に太祖は椿庭海壽・權中巽等の我が禪僧を通譯として同行せしめた程で、之等禪僧の往來により京都の事情も次第に分明になつてゐる。實錄に太祖が宣聞溪の入貢を却ける事を記し「時日本國持明與良懷(懷良)爭立」と記し、「宣聞溪等賚其國臣之書、達中書省、而無表文」とある。

其後の征西府及び西國と明との交渉

其後明の記録には懷良親王の遣はされた使節が頻に入貢した事が見える。洪武九年(天授二年)四月に廷用文桂が奉表馬及び方物を貢し謝罪する所あり、太祖は國王(懷良親王)に文綺帛を賜つたとあり、同十二年(天授五年)閏五月に列宗秩・通事尤度・俞豐等上表馬及び刀・甲・硫黄等を貢したとあり、翌十三年五月に僧慶有等來使し、馬及び硫黄・刀・扇等を貢し表文無く太祖は不誠を責めて却けたといふ。是歳九月僧明悟・法助等が來使し方物を貢したるも表文なく、征夷將軍源義滿の丞相に宛てたる書と

いふを持參し、其辭意倨慢にて太祖は命じて其貢を却けたといふ。翌年七月には懷良親王が僧如瑤を派して方物及び馬十四を貢せられ、太祖之を却けて禮部に命じて書を國王(親王)及び征夷將軍に移して、先に克勤・仲猷を遣るに無禮を加へ、洪武十二年將軍復書して肆侮甚しとて征討の意あるを以て示さしめた。此際の懷良親王の御返書といふのが明史藁・明史に收められてゐるが、「中華の主ある、豈夷狄にして君なからんや、天下は天下の天下にして一人の天下に非る也」と喝破し給ひ、「天朝興戰の策あれば、小邦も亦之を禦ぐ圖あり、水澤の地・山海の洲自ら其の備あり、豈肯て途に跪いて之を奉ぜんや」と宣ひて雄偉なる御氣魄を示し給へるは有名なる事實である。

右の如く懷良親王の遣使と記すもの或は表文を持し或は持せず、明側でも之に准じて之を納れ或は却けてゐる。將軍源義滿の丞相宛書を持參せりといふ明悟等の事實も我が國の史料には見えぬ。

之より先洪武七年六月入明せる宣聞溪等は懷良親王の部將の使節と解する向もあるが、前掲實錄の記載の如くかく斷定し得るものでない。之と前後して島津氏久が僧道幸等を遣り入貢せしめたが、太祖は本國の命なくして私人の入貢なり

とて之を却けた。實錄に宣聞溪入貢の記載を承けて「是時、其臣有志布志島津越後守臣氏久、亦遣僧道幸等、進表貢馬及茶・布・刀・扇等物云々」とある。氏久は文中元年（洪武五年）正月九州探題今川了俊の勸告により同親忠と共に幕府に事へて宮方と戰つてゐる程だから、其臣といふも事實は懷良親王の旗下ではない。

以上の他に商人の渡航したものもある。洪武九年五月に滕八郞なるものの明都に到り、弓・馬・刀・甲・硫黃類を獻じ、又高宮山の僧靈樞の依託した馬二匹を貢上したが、太祖は其獻物を却下し、靈樞の獻馬は彼が曾つて京師にて受けたる賜物に對する獻物だといふので之を收受した。

前述の如く當時懷良親王の遣使と記すものも疑ふべきものの多く、高皇帝御製文集に收むる太祖の詔の所謂貪商假名の徒も尠くなかつたやうである。南宋時代から我が商舶の支那に往來貿易するもの多くなり、元代に至つても同樣で、西國の商人特に博多商人は其最たるものであつた。諸侯が又自ら貿易を營み、之等は又多かれ尠かれ富商と提携して營利を計つた事も容易に此後の史料により推察する事が出來る。明代に於ては入貢船は所謂日本國王船に限られ、臣下の入貢を許さず、一般貿易も國王入貢船の附搭物件に限り、商船の自由渡航を禁ずる方針が嚴

に確立されて來るのである。此方針は倭寇防禦の必要上日本に對しては特に嚴重であつた。明史藁・明史の傳ふる所では明の左丞相に胡惟庸なるものあり簒奪を企て、助を日本に藉らんとし寧波の衞指揮林賢に結び、伴つて賢の罪を奏して日本に謫して其君臣に通ぜしめた。尋で奏して其職を復し使を遣し召し歸して、密かに書を日本國王に致して其兵の助を借らしめ、賢既に歸國した。日本國王は僧如瑤を遣り、卒四百餘人を率ゐる入貢と詐稱し、巨燭を獻じ其中に火藥・刀劍を藏しておいたが、時に胡惟庸は計破れて實行せず、數年にして事露見した。これより太祖は益〻日本を憎み、遂に意を決して交を絕ち、十五の不征國を列した中に日本を入れて置いたといふ。籌海圖編卷之二に延用文桂の洪武十五年入貢して其歸國の際、林賢を伴つて罪し、日本に流し、翌十六年如瑤の入貢する際精練の兵四百を率ゐしめたと記す。鄭曉の吾學編に十五年延用來貢したるを記し「於是有林賢之獄、曰、故丞相胡惟庸通日本、〇中略 是時庸惟死、且三年矣」とあり、又十七年如瑤の來貢を記し「又來貢、坐胡惟庸、發雲南守禦」とある。吾學編には胡惟庸は洪武十二年頃に死し、同十五年延用入貢の際發覺して林賢罪せられ、如瑤再度の入貢に當り彼も連坐して雲南守禦に貶せられた如く記してゐる。胡惟庸事件は嘉靖大倭寇の際の書に歷々

と記され、倭寇恐畏の色彩にて潤色されたにあらざるかを疑はしむるが、洪武の後半に我が通交の中絶したるは確かである。

明初に市舶司は太倉・黄波に設けられたが、間もなく廢止して寧波・泉州・廣州の三所に設置し、寧波は日本、泉州は琉球、廣州は占城・暹羅・西洋諸國のために備へた。明では前代の市舶司に於て外舶に對して抽分錢を徵收し、或は博賣を計つたる如き營利收得を旨とする方針を採らず、入貢船に對して徵税を優免するを原則とし所謂祖宗の法とした。洪武二年三佛齊國船の泉州河口に到つた時、高麗船の太倉に著せる際、等しく征税を免ぜしめ、同四年に福建行省に諭して占城海舶の貨物の征税を免じて懷柔の意を示さしめた。洪武七年正月の戸部の奏に「海外諸國入貢、許附載方物與中土貿易、因設市舶司、置提擧官、以領之」とある如く、市舶司は入貢船に附載する方物を貿易するを監掌した。洪武七年に市舶司は一度停止され、翌年海外諸國の入貢を三年一度に制限する等太祖は極めて消極的態度を示したが、成祖は即位と共に海外諸國詔諭に積極的に乘出し、市舶司も永樂元年八月に復建した。實錄八月丁已の條に「上以海外番國朝貢之使附帶物貨、前來交易者、須有官專主之、遂命吏部、依洪武初制、於浙江・福建・廣東、設市舶提擧司、隷布政司、每司置提擧一員從五品・

明の海外通交政策と三市舶司の開設

副提擧二員從六品吏目一員從九品」とある。諸國朝貢船の附進物に對する番貨價値の規定は載せて大明會典にあり、特に日本國王(足利幕府)の入貢船の正貢・附進物に對する給賜賣買に就いても規定がある。而して之に抽分を加へざるは前述の如く明代の方針で、邱濬の大學衍義補に「明雖沿前代市舶司之名、而無抽分之法、惟浙閩廣三處設官、以待海外諸番之進貢者、蓋懷柔人實無所利其人也」とある。弘治年間に至り改制せる番貨價値の條に「凡番國進貢內、國王・王妃及使臣等附至物貨、以十分率、五分抽分入官、五分給與還價値」云々」とあるは、半ばを官に收得し、殘の半ばに給價するに定めたる如くなれど、是一般法規に過ぎず各國皆事例を異にする。

貢舶と商舶

市舶司は貢舶の貨物の交易を監掌する所で、商舶は與らず、商舶なるものは原則として明では容認しなかつたと見るべきである。然るに正德・嘉靖の頃には廣東に於ては暹羅・滿剌加等西洋諸國の貢舶に附隨する商舶に對して抽分する事が行はれてゐる。兵部尚書張時徹の議に「貢舶者王法之所許、市舶之所司、貿易之公也、海商者王法之所不許、市舶之所不經、乃貿易之私也、日本原無商舶、商舶乃西洋原貢諸夷、載貨舶廣東之私澳、官稅而貿易之」といひ、又「外夷貢者、我朝皆設市舶司、以領之、在廣東

者、專爲占城・暹羅諸番而設、在福建者、專爲琉球而設、在浙江者專爲日本而設、其來也許帶方物、官設牙行、與民貿易、謂之互市、是有貢舶、卽有互市、非入貢、卽不許其互市明矣」とある。（籌海圖編卷之十二） 廣東にては西洋諸國貢舶に附隨する商舶に對して抽分交易を許してゐたが、嘉靖初年ポルトガル人が廣東から驅逐された際に、從來貿易を許されてゐた朝貢諸國も傍杖を喰つて、定期の貢市以外一切商舶の貿易を禁ぜられた。給事中王希文の疏に、佛郎機（ポルトガル人）の如き祖訓會典に載せない國が妄りに侵入して邊患をなし、居民の生業を困難ならしむるを防がんため、やはり「來有定期、舟有定數、比對符驗相同、乃爲伴送、附搭貨物、官給鈔買」と云ふ祖宗の舊制を申明して、進貢には必ず金葉の表文あるを要し、又一舟百人を限ると云ふ制限を設け、附搭の貨物は抽分せずして、官にてこれを買ひ上げ、人民の私に接濟貿易するを禁ずべしと云ふ意見であり、（澳門紀略、卷上官守篇）又巡撫林富の上奏も佛郎機の通市を許さゞるのみならず、朝貢國の列にあるものといへども、朝貢表文なき番舶の私商は其通商を許さずといふ意見である。（天下郡國利病書卷一百二十海外諸蕃入貢貢市）蓋しポルトガル人驅逐の原因をなした御史何鰲の奏は朝貢國の貢市舶を驅逐する意味でなく、私舶商舶の驅逐の意味であつたが、結果は「例應入貢諸番、亦鮮有至者、貢舶乃往漳泉、廣州市貿蕭然、非舊制矣」

とある如く、貢船が漳泉地方に往航し、又同時に事實廣東に往來すること尠くなかつた商船も漳泉地方に往市する事になつた。漳泉地方に滿剌加・暹羅商船の來往する事は、是より漸く熾んとなるのであるが、廣東の市況蕭然たるものがあるので、舋を生じ易き商舶の來航を廢して、祖宗の舊制たる抽分なき貢舶の來市を復活すべき事が主張されたのである。

明國商船の海外通商に關する政策

以上述べたる所は海外諸國の通貢通商に關してゞあるが、本國商船の海外貿易に就ては明初には前代の如く抽分を課しており、後には一般に下海を禁止するやうになつた。支那商人は宋元時代より南洋に出かけて盛に貿易に從事し、かくて舶商に關する諸取締法やその脫稅に對する處分法も宋元時代から順次成つて明律に條文として掲載されてゐる。明初より順次制定し、洪武三十年發布された明律（巻八律）舶商匿貨の條に「凡泛海客商舶船到岸、卽將物貨盡實報、官抽分、若停塌沿港土商牙儈之家、不報者杖一百、雖供報而不盡者、罪亦如之、物貨竝入官、停藏之人同罪、告獲者官給賞銀二十兩」とある。卽ち泛海の客商の船舶の到岸すれば船中物貨の全數を報告し、官十分の一を抽分して然る後照を給し賣買を許すのである。洪武二十七年當時琉球・眞臘・暹羅三國のみ入貢をしており、緣海の人往々私に諸番に下海し

番貨を貿易し、蠻夷を誘うて盜を爲すので、禮部に命じ下海を禁絶し、私に諸番に下海互市する者を重罰し、番香番貨の販鬻を禁止した。(皇明實錄洪武二十七年春正月甲寅) 宣德八年にも私に外夷に通ずるは已に禁例あるにも拘らず、近年官員・軍民往々私に海舟を造り朝廷の名目を假り擅に下番して外夷を擾害し、或は誘引して寇を爲すとて、已に擒獲せるものは重罪に處し、前禁を申明して緣海の軍民に榜諭し、犯人の申告者は犯人家貲の半を給し、知る者の告げず軍衞有司の禁ぜざるものは犯者と一體に治罪せしめた。(皇明實錄宣德八年六月己未) 又正統十四年六月の福建巡海按察御史董應禎の奏に、舊例瀕海の居民私に外夷に通じ、番貨を貿易し事情を泄し海賊を勾引して邊地を刼掠する者は、正犯は極刑に家人は邊を戍しめ、情を知りて故らに縱すものは同罪たらしむといふに拘らず、比年民往々利に走つて禁を犯すとあり、英宗刑部に命じて舊制を申明し禁止せしめた。(皇明實錄正統十四年壬申) 景泰三年六月には偶、黃蕭養の亂あり、是は海寇嘯聚に由る事を言ふものあつて、景宗は刑部に命じ、福建沿海居民の中國貨物を收販し軍器を置造して、海船に駕し琉球國に交通し、招引寇を爲すを禁約せしめた。(皇明實錄景泰三年六月辛巳) かくの如く客商の下海貿易が種々の弊害を伴ふといふので、之を禁止するに至つた。 卽ち「誘蠻爲盜」とか「常洩事情」及引海賊寇邊」といふ事が、早く

より熱論され、禁止の主要なる理由となつたのである。高賢の明律集解附例の舶商匿貨の條令の纂註にも「然今將船下海通番者、有例禁之、又愼重海防之意也」と記してゐる。

然るに隆慶・萬曆年間、漳州府海澄縣に於て東西二洋の洋税を舶商に課する事が行はれた。卽ち閩粤海商の南洋及び日本に通交貿易するもの多く、漳州は其海商の一中心をなしたのであつて、例禁容易に行はれず、嘉靖年間海寇・倭寇の弊益大となり、之を緩和し之を防壓するために通番禁止と認許との對立的爭論は嗷々たるものがあつた。遂に隆慶六年海澄にて、郡守羅青霄東西二洋の商税を徵して賈舶に及び、賈舶商税は防海大夫之を監視し、其後も税制に大なる進展を見せた。泉漳の商舶は海澄を基點として東西二洋に往來貿易し、就中海澄の巨賈は主なる資本家であつた。(其要領は東西洋考卷七税餉考に見ゆ)

日本に對する通交政策

明代の海外通交政策は大體に於て貢船及び之に附搭する貨物の貿易を許し、商船は一般に認容せざるを祖宗の制とし、唯廣東に於て西洋諸國貢船に附隨する商船の抽分交易を行つた。又本國商船の海外通商は之を禁止するに至り、唯海澄に於て商税を課して東西二洋下海を許した。然るに日本に對しては貢船以外の通交

は彌〻嚴禁し其警戒を固め、浙江市舶司に於ては貢船のみを處置した。洪武年間我が渡航船の表文なきものは進貢物を却下して受けず、唯文綺・白金等を賞犒の意からであらうか時に賜與してゐる。周鳳は善隣國寶記に記して、「今所謂勘合者、蓋符信也、此永樂之式爾、九州海濱以賊爲業者、五船十船號日本使、而入大明、剽掠瀕海郡縣、是以不持日本書及勘合者、則堅防不入、此惟彼方防賊、此方禁賊之計也」といつてゐる。蓋し貢船は明朝の本制たるのみならず、日本に對して倭寇防壓の政策上特に之を甄別嚴戒する必要があつた。周鳳は「有勘合以來、使船之外、決無往來可恨哉」といつてゐるが、勿論一般商船等の自由渡航が永樂以前に許された譯にあらざる事は、日本のため備置された浙江市舶司が專ら貢船の貨物交易を監掌した點よりも明白である。唯勘合制度等により貢船以外の取締は益〻嚴重となり、遂に貢船に關する制規も種々加へられ、嘉靖二年の寧波亂後は閉關絶貢の議すら起り、貢船規約嚴守の要求、貢船以外の渡航船の警戒を嚴にした。支那商船下海の禁止の理由が前述の如くとすれば、倭寇を極度に畏怖した明に於て、日本通交を禁止するは理の當然であり、海澄の東西二洋通商船の商稅制度の設置後も日本通交は嚴禁する所であつた。萬曆四十年六月題准の刑部議覆新例の內(一)凡そ沿海軍民の私に倭國に往

き中國違制犯禁の物を以て倭王・頭目人等に獻ずるものは、首謀者は謀叛罪に比照して斬に處し梟首し、從者は倶に烟瘴の土地に發して軍に充つ(二)姦民重利を圖つて海船を私造し、紬絹等を得て擅に下海し、船の頭に勢官の牌を假冒して倭國に往き貿易する者あり、哨守船貨を巡獲すれば、之を盡く沒收し、首謀者は一百斤の枷を用ひ、枷號二箇月にして烟瘴の地に發して永く軍に充て、從者は枷號一箇月にして倶に邊衞に發して軍に充て、造船工匠は枷號一箇月所得の工錢は贓物として罪を論ずとある。是等の規制は「誘蠻夷爲寇」の憂慮が嘉靖末の大倭寇を經て强烈に主張された結果である。(海防纂要卷之十二)

足利幕府の對明通交態度

足利幕府の對明通交の開始は應永八年に始まる。義滿は此歳日本准三后と署して大明皇帝に上表し、之に對し太祖は日本國王源道義として返書を與へ、次で義滿は此後日本國王と署した圖書を送つて入貢した。義滿の使船派遣は筑紫の商人肥富(コイトミ)なるものゝ勸めで、應永八年には彼が副使として渡航してゐる。西國殊に博多商人が宋元時代以來頻りに商船を通じたのであるが、遣明船貿易の開始さるるや事實上之を利して主として貿易に從事してゐる。明代の海外通交政策が貢船と其附搭貨物貿易を認め、特に日本に對しては貢船以外を嚴戒したのであり、此

處に遣明船貿易の發生と其性質とを規定する條件が作られてゐる。從來の商船は其貿易の目的をよく達成するために貢舶の形をとる必要があり、一方に於て貢舶は所謂日本國王の名に於てのみ明にては之を認め、臣下私人のそれは容認されぬ。義滿が進んで此位置に登場し、明皇帝に上表進貢し、日本國王の稱を受けた事は日明通交と貿易とを達成する上には必然の經過であるが、其處に彼の名分を沒却せる責任が負はさるゝ所以がある。

第二節　日明使船の往來と兵庫

一　足利義滿時代

第一回遣明船

足利義滿は南北の媾和も成立し、山名氏淸・大内義弘の如き有力なる守護をも仆して、國内平定の事業も一段落すると共に、北山莊の築營其他の佚財多く、漸次膨大する政費の補給を要する折柄、筑紫商人肥富の遣明船の利あるをきゝ大に意が動いたのであらう。應永八年（明の建文三年）祖阿・肥富の遣使一行は秋の小迅を利して渡航したらしい。

祖阿肥富の渡明

即ち此際齎らした國書は同年五月十三日菅相公秀長が草進し、前宮内卿行俊が淸書したものなることが康富記に見える。善隣國寶記收載の其國書

は次の如くである。

日本准三后某、上二書大明皇帝陛下一、日本國開闢以來、無レ不レ通二聘問於上邦一、某幸秉二國鈞一、海内無虞、特遵二往古之規法一、而使二肥富相二副祖阿一通レ好獻二方物一、金千兩・馬十匹・薄樣千帖・扇百本・屏風三雙・鎧一領・筒丸一領・劔十腰・刀一柄・硯筥一合・同文臺一箇、搜二尋海嶋漂寄者幾許人一還レ之焉、某誠惶誠恐頓首頓首謹言

遣明使の歸朝　明使天倫一如の來朝

翌年使船の歸朝に當り明の惠帝は禪僧道彝天倫と教一庵一如とを遣さしめた。同年七月初めには歸朝船筑紫到著の報が京師に達しており、（兼敦朝臣記七月四日乙酉）八月一日には明使船は兵庫に著したといふから歸朝船も航を同じくしたであらう。（武家年代記）義滿は八月三日之を見るために喝食たりし女を伴ひ兵庫に下向し、畠山基國・一色滿範・山名時熈等之に供奉した。義滿は九日に歸洛し、明使天倫・一如一行は兵庫より上洛の途、橋本より輿馬にて善法寺に參詣し、十一日に入洛、法住寺に館し、翌月五日義滿は之を北山別業に接見して儀仗盛儀を極めた。（吉田家日次記、宮寺縁事抄、和漢合符十）天倫等の齎らした明の國書は建文四年（應永九年）二月初六日付で「茲爾日本國王源道義、心存二王室一、懷二愛君之誠一、踰二越波濤一、遣レ使來朝、歸二逋流人一、貢二寶刀・駿馬・甲冑・紙硯一、副以二良金一、朕甚嘉焉」とあり、又「今遣二使者道彝一如一、班二示大統曆一、俾レ奉二正朔一、賜二錦綺二十匹一、至可レ領」とあつて、

朝貢國として處理してゐる。

中正の渡明

應永八年の遣使に相國寺普廣院の僧仲芳中正が隨伴渡航したが、彼は博學を以て一世に名あり、書法は眞草兼ね備へて自ら一家を成してゐた。明の成祖は其筆札を善くするを聞き、命じて永樂通寶の四字を書せしめ、之を銅錢に鑄造せしめた事が、横川景三の文明六年撰する書江山小隱圖詩後に見える。惠帝の叔父燕王朱棣は兵を擧げて金陵に迫り、建文四年六月王都を陷入れて帝位に即き、七月には建文四年を更め洪武三十五年を以て紀とし、明年を以て永樂元年と定めた。(明史卷五成祖本紀)永樂通寶は永樂六年に至つて鑄造されたのであるから、右の所説が事實とすると仲芳は暫く明に留つたものと見える。

明使の歸國

明使天倫・一如は京師に滯在する事二箇月に及び、此間五山僧侶と往來した事は岐陽方秀の不二遺稿・瑞溪周鳳の臥雲日件錄等に散見してゐる。翌應永十年二月十九日彼等は北山殿に詣つて歸國を告げて京を發したが、三月三日に兵庫を發船するといふ事であつた。

第二回遣明船

此時義滿は又天龍寺の堅中圭密を正使として梵雲・明空及び通事除本元等を倶に明に遣はした。成祖の即位の事は薄々我が國にも聞えてゐたので、義滿は豫め二通の國書を用意せしめた。(吉田家日次記)成祖に贈つた國書に

圭密の渡明

「日本國王臣源表」と署してゐる。圭密等は永樂元年（應永十年）九月には既に寧波府に到著せる事を禮部尙書李至剛より奏上しており、十月には一行三百餘人金陵に入つて表を奉じ、馬・鎧冑・佩刀・瑪瑙・水晶・硫黄等を獻じた。（皇明實錄永樂元年九月己亥、同年冬十月乙卯）義滿の國書は相國寺の絕海中津の起草したものであるが、絕海の弟子等聞は其著蕉堅稿を携へて此時渡航し、其求請により誌された永樂元年十一月の僧道行の序、幷に同年臘月の僧如蘭の跋が蕉堅稿に收めてある。是より先成祖は新に登極したる事を告げんとして、左通政趙居任・行人張洪・僧錄司右闡教道成を日本に遣さんとしたる所で、（皇明實錄永樂元年八月己未）圭密等の到るを見て喜び、圭密の歸國と行を俱にせしめた。

遣明使の歸朝　明使趙居任の來朝

兼宣公記によると應永十一年（永樂二年）四月義滿は御修法を二十二日より始行すべき豫定の所を十九日始行に繰上げており、それは十九日には既に唐船が兵庫に著岸しており、義滿が下向を急いだためであつた。唐船は歸朝船を指してゐる。即ち義滿は二十七日に兵庫に向ひ、五月七日に歸洛してゐる。（南都眞言院傳法灌頂記裏書）五月三日頃唐船五艘來り、三艘が兵庫に著岸したといふのは恐らく明の使船であらう。（大乘院日記目錄・增修和漢合運圖）明使一行は五月十二日に入京し、八十人程で馬上の者三十餘人であつたといふが、義滿は十六日に趙居任等を北山第に接見した。（東寺王代記・兼宣公記）七月には義滿は建

明使の歸國

仁寺七十四世を繼げる明室梵亮を正使として明に派遣しており、明使も同道歸國したものらしい。東寺王代記に六月末に唐人の本國に歸ることを記すは、京師を辭去せる時日にかけたものである。同書に又八月廿八日唐人五六十人入洛せるものあるを記すが、是は遲れて著津せるものと解すべきであらう。趙居任の齎せる明の國書は永樂元年十一月十七日付で「咨爾、日本國王源道義、知天之道、達理之義、朕登大寶、即來朝貢、歸郷之速、有足褒嘉、用錫印章、世守爾服」とあり、實錄にも趙居任に命じ圭密と同道せしめて日本國王に冠服・綿綺・紗羅及び龜紐金印を往賜せしめたとある。

龜紐金印勘合等の頒付

金印とは日本國王の印である。永樂の勘合、本字勘合一百道幷に日字勘合底簿一扇を贈つて、勘合ある使船（貢船）の他往來を禁ずることとしたるも此際と認むべきである。

第三回遣明船明室の渡明

明室は永樂二年（應永十一年）十月には明都に到り、表を奉り馬及び方物を貢し、冠服印章の賜與を謝した。（皇明實錄永樂二年十月壬申）明室の歸國の際成祖は使者を遣り同行せしめたが、應永十二年五月明使は入洛しており、三百餘人に達したといふ。（東寺王代記・和漢合符十）

遣明使の歸朝明使の來朝

是より先義滿は兵庫に下向して四月廿五日に歸洛してゐるが、歸朝船を見るためである。明使一行の歸國したるは八月十日なるべく、是と共に源通賢等が使として出

發したものと思はれる。義滿が八月三日に兵庫に下向したのは之を見るためである。（教言卿記）

第四回遣明船源通賢の渡明

源通賢は同年（永樂三年應永十二年）十一月には明都に到り、表を奉り、馬幷に捕獲せる海寇を獻じた。（皇明實錄永樂三年十一月辛丑）先是に明使の齎らせる國書に「又能遵二奉朝命一、禁二止壹岐・對馬諸島之人一、不レ爲二海濱之害一、用レ心勤至、尤爲レ可レ嘉、自レ今王更宜下戒二嚴其民一、皆就二農樂業一、王亦有二無窮之命名上」とあるを受命遵行したもので、籌海圖編に（永樂二年）「日本首先納欵、擒二獻犯邊倭賊二十餘人一」といひ、殊域周咨錄に「永樂二年、對馬・壹岐諸島夷、刦二掠邊境一、上命レ行人潘賜、捧レ勅往諭二國王源道義捕一レ之、國王卑辭納欵、謝二約束不一レ謹、出兵殲二其衆一、獻二渠魁二十人於闕下一」と潘賜の往使後の如く記し、倶に年代・事實の錯誤が多いが、之に比すれば明史藁・明史の「明年（永樂二年）十一月來賀、（中略）時對馬・壹岐諸島賊、掠二濱海居民一、因諭二其王一捕レ之、王發レ兵、盡殲二其衆一、縶二其魁二十人一、以二三年十一月一獻二於朝一」とある方が事實である。成祖は鴻臚寺少卿潘賜・內官王進等を遣はし、通賢と行を倶にせしめたが、特に海寇の渠魁を獲て獻ぜるを喜び、厚く賞して白金以下の物を多く賜給し、特に海舟二隻を與へた事が注意される。（皇明實錄永樂三年十一月辛丑、同四年春正月己酉、明國別幅幷兩國勘合）

遣明使の歸

應永十三年（永樂四年）五月十九日唐船九州に著した報が京師に達した。之より先同月十五日義滿側室中納言局

朝明使潘賜の來朝

が播磨の室津で卒し、其葬儀に參會した裏松重光は十八日歸洛したが、廿日に兵庫に下向した義滿の招請で廿四日に兵庫へ向つてゐる。廿八日には重光の弟烏丸豐光も兵庫に向ふ筈であつたが、廿九日過ぎとなつた。廿九日に唐船一艘兵庫に著岸したが、之は明の使船であつた。圖書寮藏教言卿記六月七日の條に「裏松ハ歸宅云々、所詮唐船ハ未筑紫云々、然而唐ヨリ進上一双(艘)兵庫ニ著岸珍重々」とあつて、明船一艘の著岸を記すは卽ち五月廿九日著の分である。唐船は未筑紫といふのは歸朝船の兵庫著岸が遲れたことを述べてゐるので、重光が早く歸洛した譯である。然るに翌八日の條に「唐船已六七艘著岸云々、目出々々、兵庫土藏有御荒猿云々、珍重歟」とあり、已に著岸せる此六七艘の唐船中には明使船の他一二の歸朝船もあつたと見られる。義滿は重光と前後して歸洛しており、同月十一日には明使入洛して之を北山莊に接見してゐる。義滿が十五日に唐船を見るため尼崎まで出向いたのは、いふまでもなく歸朝船を見るためである。歸朝船中寶丸の如きは餘程遲れて翌閏六月九日夜赤間關到著の報が京師に達したといふ事であり、此寶丸には豐光の從兄の金阿彌が乘座してゐたのである。裏松の一族が頻りに兵庫に往來したのも一は緣者の乘座するものがあつた故でもあらう。

潘賜の齎せる明の國書は永樂四年正月十六日付で「若二對馬・壹岐等遠島、海寇出沒劫二掠海濱、朕命レ王除レ之、王卽出レ師殲二其黨類、破二其舟檝、擒二其渠魁、悉送二京師こ」とある。又此際「封二其國之山、曰二壽安鎭國之山、立二碑其地こ」と實錄にあり、成祖の親ら撰せる碑文を收めてゐる。馮應京の月令廣義卷之二十三晝夜令如意珠の條に右の山を阿蘇山としてゐる。

第五回遣明船　圭密の渡明

潘賜等の歸國と同時に再び堅中圭密を正使とし、中立を副使として派遣したらしい。義滿が同年八月五日に兵庫に赴かんとして太田に赴き、十二日には歸洛してゐるのは多分之を見送るためであらう。圭密等七十三人は翌永樂五年（應永十四年）五月に明都に到つて方物を貢し、獲る所の倭寇道金等を獻じてゐる。（皇明實錄永樂五年五月己卯）此時成祖が圭密及び中立に與へた書が現に相國寺に保存せられ、又幕府への書の副本の原本が尾張德川侯爵家に所藏されてゐる。孰れも永樂五年五月二十五日付で後者は實錄にも收載されてゐる。此書に押してある印文は廣運之寶とあり、其義は續文獻通考に奬諭臣工とある。明では日本國王（幕府）又はその使節を遇するに、明の臣下同樣に看做したのである。

遣明使の歸朝　明使の來朝

圭密の歸國の際も明使又來朝し、應永十四年七月に兵庫に著津したものゝ如く、義滿は裏松氏を同伴し同月廿二日に兵庫

に下向し廿九日に歸洛してゐる。而して八月五日北山莊に明使の接見を終へて後、九月十五日に再び兵庫に向ひ、廿二日に歸洛してゐるのは、歸朝船が遲れたからであらう。十月廿日義滿は明使と共に常在光院に遊んで紅葉を覽、明の衣服を著し、明人をして其輿を舁かしめたといふ。(教言卿記)

明使の歸國

明使の齎せる國書は永樂五年五月二十六日付で收めて善隣國寶記にある。

第六回遣明船

圭密の渡明

第七回遣明船

明使は翌應永十五年正月十九日京師を辭して兵庫に下り、二月三日に出船したが、此時圭密は又正使として渡明したので、義滿は二月一日兵庫に下向し、之を見送つて五日に歸洛した。(東寺王代記 教言卿記)圭密は同年(永樂六年)五月に一行百餘人と共に明都に入り方物を貢し獲る所の海寇を獻じたので、成祖は寇を刑部に引渡しめた。(皇明實錄永樂六年五月癸丑)然るに此頃(五月六日)義滿は薨じたので、幕府は使者を遣り其訃を告げしめ、

義滿の訃を告ぐ

是が圭密等の明滯在中に到著したるを以て、成祖は十二月二十一日付義持に贈る國書及び故義滿の祭文を作り、中官周全渝を往使せしめて圭密と同道せしめた。(皇明實錄永樂六年十二月庚寅)祭文は義滿が職貢の禮に厚く、朝命に遵奉するを嘉みし、寇盜を殄せし功を稱し、特に恭獻と謚する旨を記載したものである。(善隣國寶記)歸朝船及び明

遣明使の歸

使船は翌應永十六年(永樂七年)六月頃に兵庫に來著したらしい。義持は義嗣と共に同

朝明使周全渝の來朝

月廿五日に兵庫に下向して廿九日に歸洛してゐる。七月五日義持は明使を北山殿に引見したが、其儀禮は義滿の時と異る所なかつたやうである。（教言卿記）後に應永二十三年義持が明使に告げしめた言葉の中に、明の使命を受くる意志なしとて「其後僧使堅中與二明朝行人一（周全渝）偕來、余欲レ不レ接レ之、以乙其未下以二如上事一諭中使臣上亦爲レ吊二先君一來甲、故違レ誓而迴レ之、及二乎使臣之歸一、令三堅中爲諭二此意一」とある。

第八回遣明船

主密謝禮の爲め渡明す

翌年周全渝の歸國と共に主密又正使として渡航し四月には明都に入り、表を奉じ方物を貢して、義滿の謚を賜ひ及襲爵の恩を謝した事が見える。（皇明實錄永樂八年四月甲辰）翌年二月内官王進を遣つて往使しめることとし、主密と共に來航せしめた。

義持明使王進等を阻回せしむ

義持は之を却けて入洛せしめず、同年（應永十八年）九月九日兵庫より歸國した。（皇明實錄永樂九年二月甲寅、如是院年代記）明史藁・明史に「明年（永樂九年）二月、復遣二王進一、齎レ敕褒、賚二收市物貨一、其君臣謀レ阻レ進、不レ使二歸進一、潛登船從二他道一遁還」とあり、是を籌海圖編に「遣二三寶太監王進一、奉二使日本一、收二買奇貨一、至二寧波一、選二壯軍顧通號二大漢將軍一、同往、彼夷初御以レ禮、後起二別議一、輙下二瀍江龍千港口一、得二支港一、潛出、彼夷婦密引、而還」とある。

二　足利義持の通交拒絶

明使呂淵の第一回來朝

成祖は永樂十五年（應永二十四年）十月、微葛成二郎五郎なる者を首領とする海寇數十人を捕へて京師に獻ずるや、群臣の日本數年職貢を脩めざるは倭寇の阻む所にて之

明使の歸國と島津氏の遣使

を誅して罪を正すべきをいへるを退け、刑を以てするより德を以て懷柔するに如かずとて、刑部員外郎呂淵等を日本に遣り之を送還せしめた。

成祖の國書に敬天事大の義を諭し、中華人の掠捕せるものを送還せしめん事を記してゐる。（皇明實錄永樂十五年冬十月乙酉）此使船は翌應永二十五年の春に兵庫まで來たらしい。即ち更に次年應永二十六年呂淵の再度の遣使に從つて來朝した明の通事周肇より幕府に贈つた書狀に「使臣呂淵去歲（應永二十五年）奉二國命一、齎二勅書一、就帶二倭人一來、日本國公幹令二人通報一、國王命二古幢長老一、到二海濱一、未三曾審二詳來意一、長老旋レ車後、一向信息不レ聞、以レ此齎二捧勅書一、回二京師一」とある。義持は二十六年の呂淵來朝の際、元容西堂をして說かしめ兩國通交は神の聽かざる所にして、先君（義滿）は肥官口辯の徵を詳かにせず、左右に惑ひたる所、其易簀の際冊書を以て諸神に誓ひ、永く外國の通問を絕つこととせる旨を告げしめたが、「去歲既命二古幢長老一、往諭二此意一」とあり、更に看聞日記によれば二十五年六月頃に呂淵は同旨の諭告をうけ空しく兵庫より歸國したのである。（善隣國寶記、康富記應永二十五年七月四日）呂淵は同年（永樂十六年）明都に歸つてゐるが、此際義持が日嵎薩三州刺使島津滕存忠等を遣つて表を奉じ隨來し謝罪せしめたと實錄に見える。籌海圖編にも「次年（永樂十六年）淵還、其國王亦遣二刺史一、奉レ表稱レ謝」と記し、明史藁・明史にも「明年（永樂十六年）四月、

其王遣使隨淵等來貢、謂、海寇旁午、故貢使不能上達、其無賴鼠竊者實非臣所知、願貸罪、容、其朝貢、帝以其詞順許之」とある。表文には臣祖父より以來命を朝廷に受けて恩德蒙被されしも、比年倭寇のため海道を塞られ朝貢の使上達し能はずとある。是によると義持が島津存忠（久豐の法名）を派遣したやうに見えるが、かゝる事は勿論有り得ない。前揭通事周肇の書狀に呂淵の空しき歸國を敍して「續有本國日向州人、駕船一隻、裝硫黃・馬疋、進貢、因無國主之書、不領」とあつて、義持に關係なく島津氏が使船を途中より同行せしめたのが眞相である。翌年再び呂淵を派遣するに當り齎らした成祖の國書に「惟爾敬順天道、隨士官性運等、進貢方物、足見爾悔過遷善尊仰朝廷之心」とあつて士官性運が卽ち島津氏の使者であらう。此國書は義持が先王（義滿）と異り朝貢通せず、邊境を寇掠する者あるを責め、明の師旅は水に於ては舟楫に習ひ、陸に於て騎射に便にして、元兵の水楫に短なりしと相違す等と威示し、群臣兵を發し罪を問はんと請ふも、先王の賢を思ひ、軍馬一度來らば罪無き百姓に波及するに忍びず、先に特に行人呂淵を遣り海寇を送還せしめたりと述べ、士官性運等の來貢により爾の誠は一應認むれど、復呂淵を遣り性運と同道し勅を齎らさしめ、爾の先行を改め、先王の例に倣ふことを諭すといひ、「如果爾所爲、不能悛改、使臣至爾國中、爾

或拘留、或殺戮、聽爾所爲、爾不遣人來也」と結んだものである。 性運が縦令義持の貢使といふ觸れ込みであつても、明で是に事實上何等の價値を認めなかつた事は右の國書に明かであつて、明の國書に性運の來使が義持の意志に關係あるらしく記したのも或は權宜に出たもので、周肇のいへる如く因無國主之書不領が眞相である。（修史爲徵一）

明使呂淵の第二回來朝

呂淵は永樂十六年十一月初一日付の前述の國書を齎らし、性運と共に翌年（應永廿六年、永樂十七年）出發し、六月廿日博多に入り探題澁川道鎭に面謁し、暫時太宰府に滯在したる後（鎭西要略五）七月兵庫に來著した。 唐船一艘兵庫に著した事が聞えたので、義持は鹿苑院の僧一人を下向せしめ、彼僧は十九日に福嚴寺に於て明使官人の持參せる書を一見し、之を寫せる案文等を校合し、官人は持參の書を船に持歸つた。 鹿苑院僧はかの案文を持つて歸洛義持に呈出した。 滿濟准后日記同月廿三日の條に、右の案文の文言が「凡存外也、所詮如文永時、不及是非、可被追歸分御治定云々」とある。卽ち是は前揭の成祖の國書の案文である。 義持は七月廿日付の諭大明使者といふ書で、元容西堂をして前年古幢長老をして說かしめたと同樣に明使を却くる意を告げ、海寇の件は關知せざる所とし、猶沿海の吏に命じ制すべしと述べてゐるが、

再度の書に「余之所以不接使臣、兼不遣一介者、非敢特險阻不服也、順明神之意、奉先君之命、以行事耳、昔元兵再來、舟師百萬、皆無功而溺于海、所以者何、非唯人力、實神兵兵陰助、以防禦也」といひ、「來書亦云、使臣至中國、或拘留或殺戮、聽爾所爲、是何謂哉、吾不欲拘殺使臣、只要彼不來、此不往、各保封疆」と述べ、速かに舟楫を回さんことを西堂に告げてゐるのは、右の明の國書の案文に答へたものであつて、此書狀は日付を缺くが多分滿濟准后日記を參照すれば二十三日付であらう。當時朝鮮の世宗が對馬島に征軍を送つた際で、蒙古・高麗軍來寇の巷說が傳へられ、其明使拒絕に由來すとの噂もあり、義持が明の國書の兵威を揚示したるに對し一入强硬なる態度を示したのであらう。（康富記應永廿六年六月十一日、老松堂日本行錄）兵庫に下向して明使官人に折衝した鹿苑院の僧とは元容西堂の事で、七月十三日付で「今復蒙遣齎捧勅書、就帶進貢番人一十六名・同先來八名、重來、今有忠信之言、將爲賢大夫告、恐重譯弗詳、故筆諸書、付賢大夫王左右、幸詳說之、萬一」の書を呈した通事周肇等は福嚴寺に到つた官人であらう。

明使の歸國

呂淵等は翌八月に空しく兵庫を發して歸國し、義持の身を終るまで兩國との交通は中斷された。（武家年代記裏書）

三　足利義教の通交復興

明宣宗復交を圖る

應永二十六年義持が明使呂淵を却けてから明との通交は一時中絶したのであるが、明の宣宗は即位以來四方諸國の皆朝貢する中に、唯日本のみ到らざるを以て、宣德七年（永享四年）四月內官柴山に命じて勅を齎らし琉球國に行き、中山王尙巴志に旨を傳へて中山王より勅を日本に齎らし往かしめ諭することとした。（皇明實錄宣德七年春正月丙戌）中山王に贈つた勅諭に

朕聞、王國與日本國接境、商賈往來、道路無阻、茲遣內官柴山等、來王國中公幹、幷遣勅諭一道、王宜遣人賚去與日本國王、令其遣使往來、和□及賣買、生理同享太平之福、如日本國王有使臣來朝、就令附搭內官柴山等船同來、王其體至懷故懷

宣德七年正月二十六日

とある。（歷代寶案詔勅）柴山は同時に銅錢二千貫文を齎らして屛風・扇・五樣の磨刀石・腰刀・袞刀・生漆類を購入すべき命を受けて、翌八年（永享五年）六月に琉球に到著した。柴山等の三隻の船到著するや、右の諸品の買辨終る日に自ら三隻の船にて日本に赴くことを告げたので、琉球國王は態々日本に人を遣り、買辨せる屛風等前記の諸品及び自身の明帝への進貢物を明船に附し、南米結制等を使者とし、通事・火長等七十名及び米粮物を分載せしめ、日本宛の勅諭を齎らして、宣德九年（永享六年）五月一日を期して

柴山等を護送し日本に往かしむるといふ事であつた。然るに柴山は俄かに前言を飜へし、勅諭を自ら收めたまゝ、日本に赴かず歸國せんとした。一方屛風等は琉球產の品にあらざるを以て、琉球國王は人を日本本土に遣り買辦し、之を柴山の船に裝載し、又自進物をも附載したので、其事は柴山の日本に向け出發する豫定日たる五月一日付の尙巴志の奏文に記してゐる。柴山は前言を變ぜるのみならず、琉球國王が五月は南風期にて歸國の節にあらざるを告げて止留したにも拘らず、其北山寨に赴き海祭を行ひたる間に、六月二十四日本國に向け解纜してしまつた。而も琉球國王に擧用されし本土の一僧が奴八志羅なるものゝため謀殺され、八志羅は柴山の船に投じ去つたのである。此に於て琉球國王は同年八月十五日付の表文及び禮部宛咨文に右の顚末を縷述して柴山の不當を責めん事を請ひ、長史梁永保・使者領沙每等を二隻の船に駕し遣はしてゐる。(歷代寶案卷之十二、卷之十六)かくて宣宗の勅諭は遂に日本に達せざりしのみならず、又勅諭の主旨すら果して日本に傳へられたか否かも不明である。屛風等を購入するため琉球の使船は、宣德八年(永享五年)六月後間もなく同じ季節風に依つて來朝したと認むべきであるが、勅諭傳達の件につき直接幕府への使命を有せるものでなかつた筈である。當時日琉球貿易は博多

を中心とし主に行はれたから、必ずしも上洛を要せなかつたかも知れぬ。

將軍義教の復交

第九回遣明船

孰れにしても永享四年(宣德七年)の遣明船は前年より其沙汰あり、(看聞日記永享四年八月十七日條頭註)六月初めに既に發遣の事が決定したのであつて、右の琉球國王を介する勅諭を俟たずして、義教の自發的意志に基く事は明白なる事實といはねばならぬ。李朝世宗十年(正長元年)末日本通信使として大司成朴瑞生を發遣來朝せしめ、朴瑞生は翌年末京城に歸り義教の答書及び禮物を進めてゐるが、彼は義教が朝鮮に憑藉して明に服事せんとする意ある事を告げたので、世宗は明に轉奏するの可否を左右に問うたが、皆以て不可としたといふ。(世宗實錄十一年十二月乙亥、辛巳) 義持は正長元年正月薨じ、青蓮院より義圓迎へられて幕府の嗣となり、義宣と改名し、次いで翌永享元年三月義教に改めた。而して義教が朴瑞生等を等持寺に引見したのは此歳六月で、此頃前後に幕府が遣明使の意あり、義持時代中絶後を受けて朝鮮に先容を請ふ旨を傳へたのであらう。然らば義教は繼嗣と同時に遣明船復興の意があつたのである。

遣明船の成立

永享四年の遣明船は幕府船一隻、山名船一隻、畠山・一色・細川等の大名及び醍醐寺・大乘院等の寺院合せて大名寺院十三家より三隻すべて五隻を派遣したとの說がある。此遣明船の歸朝を記して滿濟准后日記永享五年六月八日の條に「渡唐船共

悉五艘無爲着岸赤間關由、自是渡唐代官僧注進到來了」とあり、又但山名舟一艘着岸遲々」と記し、更に五月十四日の條に自山名方申、渡唐公方樣御舟、去月(四月)廿七日自壹岐島着合島、私舟(山名)今月一日着合島」とあれば、遣明船合計五隻であつて其內に幕府船及び山名船の含まれたる事は明白である。大名寺院十三家の寄合船に就き同日記に「唐船事、大略今日治定了、寄合(八幡丸號船也)船事、赤松令奉行面々催促之、舟修理以下事可申付云々」とある。八幡丸は後節に述べる如く傭用船であつて渡明に際しての修理料等は傭主たる遣明船經營者の負擔となるが當時の慣習らしく、寄合船は赤松氏が宰配して八幡丸を傭ふこととし、右の修理料等を寄合船の共同經營者に分擔せしめるといふのである。六月五日に赤松氏の使者が三寶院に來り、寄合船共同經營者として武家方にて、畠山(滿家)・細川(持之)・一色・細川(滿久)・赤松の五氏と決定したる故、醍醐寺以下の分は滿濟より仰付らるべきを達してゐる。此際は大體十家の寄合といふ豫定であつたが、後十三家に增加した。大乘院日記目錄にも「永享四年八月十六日渡唐船出攝州兵庫、將軍下向給、四號船人數、大乘院初而被加之十三人」とある。此十三家の寄合船が遣明船五隻の內幕府船・山名船の二隻を除く殘三隻であるといふ說は誤解で、それは第四號船八幡丸一隻である。然らば殘の二隻は

何れの船かといふに、看聞日記永享四年八月十六日の條に「唐船公方・相國寺・諸大名等三艘也」とあつて相國寺船が一隻存する事は文意上案せられるのであるが、其事實を一層明細に示すは此時の遣明船に乘座した楠葉西忍入道の談話を記した大乘院寺社雜事記の記載である。 即ち「永享ニ自ニ當門跡一被レ下ニ北面快弘一宗信房シハ八號船也、十三人ノ寄合船也、三寶院・聖護院・大乘院・善法寺・三條殿・青蓮院・田中・武衞・畠山・讃州・細川・一色・赤松」(上)子座とあり、(文明五年六月十七日)八號船は四號船の誤りであるが、又「永享五年(四)唐船ハ六艘也、一號船ハ北方、(公)二號船ハ相國寺、三號船ハ山名、四號船ハ十三人、五號船(五)ハ三十三間御堂」とあり、四號船十三人の名を列しておる。(文明十五年正月廿四日)十三家として武家側では武衞(斯波氏)が加はり、醍醐寺沙汰の分でも二家が増加した。 田中とあるは滿濟准后日記永享四年七月八日の條に「田中法印融清參申、唐船御人數畏入云々」とあるが是である。 寄合船には經營者の一員たる大乘院からは快弘が代官として乘込んでおり、又前掲滿濟准后日記に渡唐代官僧とあるも醍醐寺より派遣されたものである。 此等に關する組織は後に述べる。 蓮華王院が第五號船を占めたに就いては御堂の修理に關係あるやうである。 如是院年代記に永享五年二月十一日に蓮華王院修理始の事が見えるが、此際の遣明船に坐乘して硫黄の賣買に

つき不始末が露見して歸朝後同六年六月に所罰されて流罪に處せられた瑞書記の事を「此僧三十三間堂御堂造營奉行也」とある。（看聞御記永享六年六月十九日）

道淵の渡明

正使としては明州鄞縣鹽倉橋の人で博多の聖福寺に住し永享四年に天龍寺に列した龍室道淵が任命された。（異國使僧小錄）船は八月十九日に兵庫を出發したが義教は之を見るために十七日に諸大名近習を隨伴して兵庫に下向し、須磨・明石にも遊んで廿五日に歸洛した。日本一鑑卷之六に麴祥の貢船にての渡航を宣德壬子に（七）かけるは恐らく確な由據があり、同年秋渡航したるものゝ如く、翌年五月（宣德八年）には北京にて奉表・鎧・甲・鎗・刀等を貢し、次いで道淵以下に明帝より例の如く鏹鈔・衣類の下賜あり、六月には中官雷春を正使とし、鴻臚寺少卿潘賜・行人高遷等を往使せしむることとした。（皇明實錄宣德八年五月甲寅、同月丙子、六月壬辰）同日付の明の國書に「皇帝勅諭日本國王源義教」と冒頭し、「逮爾父王道義、事我皇祖太宗文皇帝、恭謹之誠、貫于金石、（中略）爾父既沒、使命不通、蓋亦有年、王今嗣主國事、獨能持忠孝之志、脩繼述之功」とある。又之に先だち六月六日道淵に勅して僧錄司右覺義之職を授け本國に歸り天龍寺に住持せしむと迄述べてゐる。（善隣國寶記）寄合船の通事として渡明した明人善德堂の歸朝後の談に「於唐朝賞翫儀、言語道斷新儀」とある。（滿濟准后日記永享六年五月十一日）蓋し琉球を介して朝貢を促

遣明船の歸朝明使雷春の來朝

せる際とて、その早くも遣使するを以て宣宗は大いに滿足する所あつたと見える。

雷春等は宣德の本字勘合一百道弁に日字勘合底簿一扇を齎らして五艘の「船に分乘し、永享六年四月には赤間關に到著し、歸朝船三隻も同行であつたが、幕府船は稍〻遲れ同月二十九日に、山名船は五月一日合島に著した。かくて十艘合せて共に五月廿一日には播磨室津を出帆せしも風雨によつて再び室津へ戻り、廿二日和田御崎に到著し、二十四日に兵庫に入津した。

將軍義教の兵庫下向

義教は夫人と共に廿一日兵庫に下向して之を迎へ廿五日に歸洛した。義教は三條公保・日野兼卿・飛鳥井雅世以下の諸公御殿上人及び諸大名に隨伴下向を命じ、雅世は和歌撰集のため參向を見合せたが、兵庫下向の女中輿卅六丁と稱せられ、其儀相盛美を極めたのであつた。

明使の上洛

五月三十日明使一行は兵庫を發し瀨河に一泊六月一日入洛した。內官三人外官二人は輿に乘り、騎馬の輩數百人で、雷春の宿は大宮猪熊道場に豫定されてゐたが、接見終るまで中宿を點下さるべしといふので六條法花堂に入り、其他は方々の道場宿々に分置した。蓋し明使は仁和寺法住寺に點宿する先例があり、今度もかく決定されたが、明人も交易を目的とする故、毎日京へ出向くは不便にて內野の通過は路次の危險もありといふので、かく洛內に點置されたのである。

接見の式

接見は六月

五日に行はれたが、其儀は大體義滿の時の儀禮を踏襲し、只義滿が餘りに優遇に過ぎるので、義滿が公卿二人をして明使を總門に出迎へしを四脚門までとし、明の國書を受くるに燒香三拜の後跪坐して披見したるを、燒香二拜の後立ち乍ら披見したる事等が主なる新儀である。義教は元來遣明船貿易の利を希望して之を復興した程であり、又萬事其顧問役であつた滿濟准后の如きも「但今度御音信、唐朝歡喜無比類、仍又日本人數百人、賞翫儀超過前々、如此之儀、於此方唐使以下御賞翫之儀、御無沙汰之儀候者、自今已後、日本人渡唐時儀、若無沙汰之儀モヤト存樣候、然者爲本朝御興隆之大事、渡唐不可有其曲歟之間、以折中儀唐使御對面儀ハ先可宜儀候歟」と述べており、此氣持が幕府を支配してゐたのである。即ち義滿の態度には流石に是非の論あり、次の義持の果斷の後を受けて、一方に飽くまで通交の利を求請する爲に其態度を緩和したに過ぎぬ。（滿濟准后日記、看聞日記、薩戒記、東寺執行日記）

八月廿一日明使雷春等は京師を辭し兵庫に下向し、同月歸航の豫定の所遲れて九月三日兵庫を發し、之と共に又遣明船が同行する事になつた。

第十回遣明船
遣明船の成立

六月滿濟から三條公保を介して幕府に對し、醍醐寺造營のため山名氏と寄合船を出すこと、硫黄積載免許あれば人を其産地（硫黄島）の領主島津氏に遣り召寄すべき

中誓の渡明

こと、船は小泉丸が今度は傭主無ければ申請くること等を請ひ、孰れも仔細なしといふ事であつた。（満済准后日記永享六年六月廿四日）又大乗院日記目録に遣明船の兵庫出發以後十一月に大乗院領四十八箇所の土民が渡唐反銭の事から蜂起した事が記されてゐる。即ち遣明船經營のために要する費用を段銭として賦課したので、之に對する反抗騒ぎが起きたのであつて、大乗院が又遣明船に參加したるも事實である。既述楠葉西忍入道の談に「永享ニハ第二度ニハ珍大人ニ相伴テ六艘渡也」とあり、六艘渡航せし事が分る。七月二十六日渡明使者僧の永項都寺が満済に面談したる所によると、兵庫發船は八月中旬の豫定であつたらしく、又明使が八月廿一日京師を發した際にも八月中に兵庫發歸國の豫定であつた。（満済准后日記七月廿六日、看聞日記八月廿一日）勿論明使船も遣明船も同行の上の話である。大乗院記録に「八月日大唐送船行㆓本國㆒同日本船又被㆑遣㆑之」とあるは此豫定に基き記したもので、（寺務方諸廻請附院家六）事實は九月となつた事は看聞日記に「九月三日唐人自㆓兵庫㆒今月歸唐出船云々」と明記してゐる。

正使は恕中中誓で、明使雷春の齎せる宣德の新勘合六道を一號より順次各船に附して、永樂の勘合殘餘五十七道同底簿一扇を返還するため持した。戊子入明記に「此宣德勘合百枚内六枚、普廣院殿御代永享四年渡唐之」とある永享四年は六年の誤

である。中誓の齎せる國書は善隣國寶記に收載され、得巖惟肖の作にかゝるもので、八月廿三日調成された。初め義教は前例を知らざる爲か、日本年號を用ふべしといひ、諸人之に就き論あつたので、滿濟の意見を徵したが、滿濟は前例明の年號を使用し來れるのに改變するは表裏ある如く思はるゝを以て、今度のみ明の年號を用ひ、以後は此事叶はざる旨を別紙に具して遣はし、且明使にも「神國之間、一向隨唐朝儀ハ難叶、只以隣好可申通條御本望之由」通ずべしといつてゐる。然し之は明使及明の國書の受容そのものと結局矛盾するものであつて、遣明船の性質及び其可能につき徹底せざる意見に過ぎぬ。隣好を以て通交せんとし、神國たる所以を正視するならば、義持の如く斷交を選ぶべきであつた。

明使來朝の廢絶

中誓等は翌年（宣德十年）十月北京に到り、表を奉じ方物を貢した。此後明使の來朝は事實行はれず、翌年（正統元年）二月初四日の英宗の國書を得て、遣明船は七月歸朝した。薩涼軒日錄永享八年秋七月二日の條に「遣唐使恕中和尚歸朝、被參御所」とあるは歸洛して義教參謁の日であつて、如是院年代記に歸朝を六月にかけ、大乘院日記目錄に六月廿六日にかけるは恐らく兵庫著津の時日であらう。

四　寶德度の遣明船

第十一回遣明船の成立及び渡航

義政の時代は前後四回の遣明船が派遣されたが、此間遣明船の事情に尠からざる變展があり、兵庫との關係の推移にも著しきものがあつた。

寶德三年の遣明船は、一號船天龍寺・二號船伊勢法樂社・三號船天龍寺・四號船九州探題・五號船島津氏・六號船大友氏・七號船大內氏・八號船大和多武峰・九號船天龍寺・十號船伊勢法樂社で合計十艘より成り、內五號船島津氏の船は渡航しなかつた。

正使は東洋允澎、景泰二年（寶德三年）歲次辛未八月日付、義成（義政初名）の國書を齎らし、宣德の第六號より第十六號に至る勘合を持した。

一號船坐乘の正使允澎と綱司僧芳貞等は十月廿六日京を辭し、廿八日兵庫に到り、永福寺に滯在し、翌月九日夜半東風を得て出帆した。（以下允澎入唐記による）十四日尾道に到り、恐らく銅等を積込んで翌十二月十一日赤間關に到著した。 翌享德元年正月五日博多に到り妙樂寺に入り、八月十八日迄七ケ月餘を過してゐる。

九州探題・大友・大內等の大名船はいふまでもなく、孰れも渡航の遣明船は長門・豐前・安藝・備後等の諸港津所有の傭船と考へられ、天龍寺船三隻の如きも博多商人が貨物船舶を調達したものであり、多武峰船は安藝高崎の船であつた。 貿易貨物等を調達し積込む關係や、是等の西國諸船を廻漕する便宜上、博多に船を廻漕して出

帆の艤裝を爲し置く場合がある。允澎の乘座する一號天龍寺船も恐らくそれであつて、八月十八日一號船が志賀島に赴き、（此處に始めて一號船と記し兵庫より赤間關に到る間は記さず）翌日二號・三號船も志賀島に來り、廿三日平戸に到つた。廿四日類船（卽ち一號船を惣船又は本船といへるに對し二號船以下をいふ）の勘合を點檢したのは、此處にて全船の集會準備が完了したものである。九月五日大島に行き順風を待つたが、風向惡しく翌享德二年の春迅を待つ事となつた。かくて三月十九日諸船五島奈留浦に到り、同月三十日開洋したのであるが、それは一號船他に類船七艘で、九號船のみは遲れたらしい。景泰四年四月十日（享德二年四月十日に當る、以下支那太陰曆）三・七・十號は定海縣に著し、一號船は遲れて十七日に定海縣に到り、二十日に寧波府に達した。二・六・八號船は廿三日に府東門卽ち寧波府東門港に、四號船は五月二日寧波港龍琛に到著した。九號船は遙かに遲れて九月十四日に寧波に到つた。五月三日明の官人陳氏は日本進貢船八艘來貢の報を齎らして北京に赴き、同月廿七日には北京より禮部劄到つて進貢船の起關を促した。翌廿八日より各船の貨物の荷揚げを行ひ、市舶司官人の點檢を受けて、官收買にかゝる硫黄其他の附搭物件を南京に送付し、進貢物其他會同館私貿易等に宛つる起送物件を諸船に積込み、正使以下起京人員三百名は八月六日

安遠驛を出發した。杭州より運河を利して八月廿五日通州に到著、翌日會同館に入つた。後著の九號船の分を加へると渡航總人員千餘人（千二百人ともいふ）に達し、其内起京を許可されたるもの合せて三百餘人であつた。十月一日皇帝謁見、二日表文を捧げ、十一日禮部勘合を檢し、十一月八日進貢物を獻進し、十二日に正副使に衣類の賜與あり、十二月六日正副使・從僧に段子羅紗等の賜給があつた。同月八日に二號船居座清海の入京の記事があるが、清海は十月十日に寧波を發しており、或は九號船の居座であらう。清海は前日の賜給に漏れたので、廿八日に衣類を、翌景泰五年正月四日に段子等を給與されてゐる。此間官收買物の給價に就き正使と禮部との間に折衝行はれ、又九號船の起京者を加へた三百餘人に對する茶飯の饗應等も行はれた。正使一行は二月廿八日に會同館を出發して四月十日南京に到著した。此處にて先に寧波より南京に送付せる官收買物中の不用の銅・蘇木・硫黃等を返還され、又給價銅錢を受領して五月二日に出發し、五月三十日寧波に著いた。

遣明船の歸航

遣明船使人の明國滯在中は廩給口粮を受けるのであるが、（第四章參照）六月十三日市舶司より海上三十日分の關米を支給せられて、十五日に東門港を出でゝ歸國の途に就いた。一號船は廿七日朝鮮耽羅島に到著、翌月十四日に赤間關に歸著した。即ち享德三

年七月十三日に當る。二號船は五日、（我が四日）三號船は六日、（同五日）七號船は十一日、（同十日）九號船は十四日（同十三日）にそれぞれ赤間關に到著した。

八號船の旅程

楠葉西忍入道は寶徳度の遣明船にも加つたのであるが、其渡唐記中に「假令寶徳渡唐ニ多武峯長谷寺兩寺ヨリ船一艘沙汰之時ニ外官三人（藥師院・楠葉・七郎次郎）也、此下ニ商人以下百人分、人別ニテ召具之、百人ハ外官三人之下人分也」とある。多武峯長谷寺船は八號船であり、之に乘坐せる外官三人の内楠葉とは西忍自身を指すので、彼は八號船に乘坐せるもので、外官は大體土官とも亦稱しており、外官三人は八號船經營者より委任派遣されたるもので、既述永享四年遣明船の寄合船乘坐の渡唐代官僧と同樣其利益を代理するものである。（大乘院寺社雜事記文明十七年八月七日）彼の日記によると景泰四年四月廿三日寧波府著、（允澎入唐記に「四月廿三日、日本二號、六號、八號等三隻始到二府東門一」とある）八月六日正使等と共に赴京し、入京に就ては「九月廿三日・十月三日・八日三度ニ都ニ入」と記すが、入唐記に十月八日「四號・六號・八號・等船衆・龍煕光幢始入京」とあり、彼は八日に入京したものと見える。北京發は正使と同日、南京著は正使到著の前日四月九日、同發は一日遲れて五月三日、寧波著は四日早く廿六日であつた。

遣明船兵庫歸著

七月中旬頃までには全部赤間關に到著したと考へられる遣明船中、大內・九州探

題・大友等の船は東に廻航する要もなかつたであらうが、他は十月初旬に兵庫に著津したやうである。十月五日細川勝元は兵庫に下向し、幕府奉行飯尾美濃守・同孫右衛門尉は將軍の使者とし、歸朝船々荷檢知のため同月十日に兵庫に出向いてゐる。（康富記享徳三年十月十五日）

遣明船の明國に於ける實情と爾後への影響

允澎は景泰五年正月初九日付の明の國書を齎らし、又景泰の勘合一百道、同底簿一百道を持ち歸へつた。寶徳の遣明船は其隻數九艘人員千餘人（或は千二百人）に達し、貿易貨物遙かに前代に超えた。時に明の對外通交政策は消極的に傾いてゐたので、廩給口糧等の過大となること、貿易給價の膨脹する事を抑止せんとした。實錄景泰四年冬十月丙戌の條に「時四夷入貢、多至千人、所過、輒需酒食諸物、憑陵繹傳、往々毆擊人至死」とある。是恰も允澎等入貢の事にかゝるので、續いて「平江侯陣預奏、日本使臣至臨清、掠奪居人、及令指揮往詰、又毆之幾死」とある。入唐記には九月十五日臨清（山東省東昌府臨清州）通過の事を記すが此事件に言及してゐない。其官收買給價は「蓋緣舊日獲利而去、故今倍利而來、若如前例給直、除折絹布外、其銅錢總二十一萬七千七百三十二貫一百文、時直銀二十一萬七千七百三十二兩有奇矣」とて其各貨の折給價を頗る安價に差定したため、允澎等は幾度か强硬なる折衝を禮部との間に行つた。（皇明

實錄景泰四年十二月甲申）かくて景泰五年二月廿四日には禮部奏して允澎等の唯肆に饗を貪り重賞恩恤を知らず、途にありては軍民を擾害し職官を毆打し、館（會同館）に在りては館夫を捶楚し、懲治を加へずば諸蕃を懾服する能はずとて、錦衣衛をして起程を催促せしめ、拒まば其罪を正さん事を奏請し、それがためか廿八日には會同館を出發してゐる。かゝる明の政策態度の結果、今後遣明船に著しき制限を加ふる事となるが、其經緯は次節以下に詳述する。籌海圖編・吾學編に寶德度の遣明船を正統七年嘉吉二年の入貢とするは勿論誤である。此前後遣明船の入貢歲次及び其事實に關し、兩書の記載の頗る混淆錯雜彼此誤謬が多い。兩書とも宣德元年の入貢を記すが、かゝる事實なく、吾學編に宣德八年義滿卒し、雷春・潘賜を弔祭のため派遣せりとするは、永樂七年の周全渝の派遣と宣德八年雷春・潘賜の遣使とを混同せるもの、籌海圖編宣德七年入貢に「來使不ㇾ知禮法、甚擾于民、禁ㇾ之」は景泰四年のそれを錯入せるものであつて、一々擧げるに堪へぬ。之等の書を踏用せる殊域周咨錄・武備志・圖書編・日本風土記等孰れも錯誤甚しきはいふまでもなく、明史稿・明史といへども其影響尠しとせぬ。

子越南嶺法

寶德度の遣明船に子越南嶺の法孫元久が渡航し、南嶺のために景泰五年歲在甲

孫元久の渡明

戌夏四月朔旦の日付ある浙江杭州府僧綱司綱天竺靈山住持比丘雲屋妙術撰・浙江杭州前衞昭信校尉管軍百戸葵原呉東升書弁篆額の碑文を得てゐる。南嶺は入元せんとし、弟日東海と偕に長門を過ぎ厚東武實に請せられて鳳凰山東隆寺（厚東郡棚井村）を剏め、後兵庫福嚴寺に移り、觀應二年詔して福嚴寺を諸山の位に列せられ安國禪寺の額を賜ひ、山井一鄕を割き永く常住莊園に充てられ、彼又寺の西北に塏地を爽し壽藏の塔を造り續燈庵といふとある。延文四年八月筑前聖福寺に入り、貞治二年九月十一日入寂した。（南嶺和尚道行碑文）

第三節　遣明船の經營及び組織

遣明船々舶の準備・乘込員の構成・進貢物竝に附搭貿易貨物の積込事情乃至は遣明船發著の經路等の遣明船經營及び組織を研究する上に、應永年間のものに就ては具體的の史料が尠ない。此點に於て戊子入明記等は前期のそれを見る上に最も有用な史料であるが、之は寛正年間の始めから計畫され、應仁元年に渡航した遣明船の記錄であり、此遣明船は歸途南海路を迂回して堺に歸著した。今戊子入明記に、永享・寶德年度の遣明船の史料を併せ考へ、應永年間のものを參照して、以上の

諸點を闡明せんとするのである。遣明船の經營及び組織の大體の性質は文明以後のものも變化あるのでなく、唯經營に參加する者或は參加する場合の方法が變化したまでといつてよい。

船舶の傭用

一　遣明船々舶の準備

戊子入明記に「可ㇾ成ニ渡唐ー船分」として左の諸船を擧げてゐる。

（豐前國）門司和泉丸　二千五百斛　是ハ大船ニテ不ニ度唐ー也
（同）同寺丸　千八百斛　此寺丸モ大船ニテ度々及ニ難儀ー也
（同）同宮丸　千貳百斛　是ハ無ニ子細ー也
（周防國）富田彌增丸　千斛
（同）上關藥師丸　五百斛
（同）深溝熊野丸　六百斛
（同）楊井宮丸　七百斛
（備後國々料）尾道住吉丸　七百斛
（同）鞆宮丸　千斛
（同）田島宮丸　七百斛
院島熊野丸　六百斛

又同書に別に唐船事として次の如く記す。

（門司）寺丸　千七百石　宮丸　千二百石　（フカミツ）熊野丸　千二百斛　（田島）宮丸　千石　（門司）夷丸　七百石
（牛窓）田原丸　千石　（尾道）國料　八百石　（カマタ）夷丸　上關
（トモ）宮丸　千五百石　彌增丸　千四百石　（上關）藥師丸　七百石　（ヤナイ）宮丸　七百石

此際の遣明船は始め一號船和泉丸（幕府船）・二號船宮丸（細川船）・三號船寺丸（大内船）で、文正元年閏二月博多を出帆して呼子浦にて風波に遭つて渡航を延期し、一號船は和泉丸を寺丸に換へた。此經過を京師へ注進した同年閏二月廿三日付居座紹本の書狀によれば、泉丸（和泉丸）其大積三千斛、宮丸其大積千二百斛、幸丸（寺丸の誤）大積千八百斛とあり、戊子入明記の和泉丸の石積と一致しない。又入明記の記事も同一船を指して必ずしも前後石積が等しくない。是は勿論入明記の記載の不確實を示すものである。入明記に擧げられた十三艘の船舶は、門司（和泉丸、寺丸、宮丸）・富田（彌增丸）・上關（藥師丸、夷丸）・深溝（熊野丸）・柳井（宮丸）・尾道（住吉丸）・鞆（宮丸）・院島(因島)（熊野丸）・牛窓（田原丸）の港津の船主に屬するものである。此等の船舶は普通にはいふまでもなく貨物運漕に使用又は傭用されたものであつて、尾道の住吉丸の如き國料船と記されてゐる。竈戸關の藥師丸は寶德二年十二月の送狀によれば、東大寺領周防國富田の公用米二百八十四石六斗四升、內船賃四十四石一斗を差引き兵庫津まで、又享德四年五月の送狀によれば、同じく富田の公用米七十石、內船賃十一石六斗六升六合、厚東名年貢五石、內俵賃・倉賃・船賃計一石を各差引き兵庫津まで運漕してゐるが、藥師丸は前揭可レ成二渡唐一船分に擧げられた上關藥師丸に相違ない。此船は應仁元年にも同二年にも周防國の東大寺

領の年貢米を兵庫まで運漕してゐる。又富田の彌增丸は應仁二年十一月の富田公用米送進狀によれば、同元年分六十石內船賃十二石、同二年分六十石內船賃十二石を差引き兵庫まで運漕してゐる。大日本史料に此文書に註して「彌增丸ノ明ニ往キシコト應仁元年是歲ノ條ニアリ」とし、戊子入明記參照とあるは誤謬であつて、彌增丸は此時渡明してはおらぬ。渡航したるは寺丸・宮丸の二隻と他一隻は不明であるが、其寧波を開帆し歸國の途につきたるは成化五年卽ち文明元年五・六月頃と見るべきで、應仁二年十一月以前に歸國して運漕に從事する筈はない。入明記に「可成渡唐船分」として列擧したるは、明渡航の傭船となし得べき船を示したもので、其等の內には從前の遣明船に傭用されたものもあるであらう。

傭船料修理料

永享四年遣明船の大名・寺院合せて十三家の寄合船八幡丸が何處の船主に屬するものか明かでない。寄合船經營の計算書によると、三百貫文船賃、三百貫文同修理・船道具とある。三百貫文の船賃は船主に支拂はれたる傭船料であり、此場合借手はいふまでもなく寄合船經營の十三家である。又三百貫文は船の修理と船道具に宛てられてゐる。船修理は遠洋の風波を凌ぎ、長途の遮洋のために修補する必要もあつたであらうが、特に破損の部分を修理して返還するための費用である。

船道具とは借船契約に於ては梶•櫓•梶柱•「テンマ」の所謂四つ道具を意味するといはれるが其類であらう。貞應二年の奥書あるかの廻船式目を當時の編纂となすには異論があり、大體足利末期のものと稱せられる。但し之は當時實施せられたる廻船の慣習を編纂したるもので、慣習の存在は一般相當長期間に渡り釀成されたることは疑ない。式目によれば借船契約に於ては大體原則として借船期間中に於て船舶の航海碇泊に伴ひて生じたる自然的破損は借り手にて辨償の責任はない、但し「無二分別一所を押而出船仕、其船損時は借手可レ辨事、但最前之約束たるべき事」とあり、「借り船仕、受取後湊之內、或は出入の時、船痛候はゞ多少によらず、借手より作事仕可レ戻事、但過分に損候はゞ可レ爲二配當一事」とあり、又船の蟲喰に對し借手に責任あり、梶柱破損の時は借手辨償の責を負ふを原則とする。又船道具にあつては船を借用せし當時の狀態に於て返還すべきものにて、引合せて不足せる時は借手の辨償すべきものであるとする。而して遣明船の借用に際しては、長期長路の外洋航海にして其期間も普通一ヶ年乃至それ以上に達するものなれば、多少の損傷を免れざるは殆んど當然であつて、或は修理道具に關し借船契約に特別なるものあつたか、然らずとするも此に關する經費の計上を要するは當然の事といはなければな

らぬ。寶德度の遣明船八號船たる多武峯長谷寺船は經營者側より外官として乘坐渡航せる楠葉西忍入道の渡唐船入目日記に、十貫文を「安藝國高崎ェ船借用下向粮物」と計上し、三百貫船賃・三百貫船作事と記してゐる。卽ち高崎の船主より傭船賃三百貫文にて契約し、三百貫の船作事とは結局船修理・船道具を意味するものであらう。又戊子入明記によれば、一號船幕府船和泉丸の船賃、卽ち門司の船主よりの傭船賃が三百貫文、造作費が同じく三百貫文であつた。此外船頭以下水夫の賃金支拂は經營者側の負擔として計算されてゐるが、是は後に述べる。船頭以下は普通經營者に雇傭されたるものと認むべきである。永享六年の遣明船派遣に際し、滿濟より三條公保を介し、幕府に醍醐寺・山名氏の寄合船として小泉丸は今度は傭主なしと考へられるから申請したきも事宜如何を伺ひ、仔細なしとの返答を得てゐる。これによると小泉丸は幕府の御用船らしくも感ぜられる。之より先應永十一年五月幕府は兵庫及び河上諸關に對し國料幷に過書船の免稅を停止し、御所丸・御座丸・八幡丸・御判丸を除外せしめてゐるが、是等は幕府の御用船であらう。建內記の嘉吉元年七月廿五日の條に兵庫に在つたと推せられる庫御所の下に注して、唐船新造事也とある。此の庫御所とは幕府の管下にある造船所らしい。然し

遣明の事行はるゝに際して特に其ために新船を造るといふことは事實上寧ろ稀であらう。此處では遣明船の修理等が行はれたであらう。交通機關、交通量、又特に朝鮮・支那・琉球等の海外交渉を持續した事情から推しても、豐前・長門・周防等を始めとし、安藝・備前・備後・播磨等の內海に面する山陽道諸國に大船舶が所有せられた事實は明かである。文明以後堺商人が遣明船貿易に進出して、南海路を多く利用し、殆んど船舶の調達から便乘の商人たる客衆に至るまで獨占的の勢を示した場合に、彼等は時に船舶の新造計畫を餘儀なくされた事を考へ得るのであるが、應仁以前にては傭船が普通に充當されたと見られる。

船舶の新造

二 乘組員の構成

戊子入明記に遣明船三隻の主なる乘組員を次の如く記してゐる。

第十二回遣明船の主要乘組員

一號船

正使清啓	從僧同宿吽僕	已上拾壹員	惣船頭	僕	以上二員
居座妙増	同宿僕	以上八員	柴通事	僕	已上二員
居座紹本	同宿僕	以上八員	沈通事	僕	一員
土官全果 松雪軒	同宿僕	已上八員	力者淨因		

土官重幸（高石兵庫助）　殿原中間　已上八員　船頭門司五郎左衞門祐盛
（土官）目聽周能　同宿中間　已上三人　知庫三郎太郎　脇船頭右馬次郎

二號船
居座眘洋　薛通事　僕二員
居座壽敬　張通事　僕一員
土官　船頭次郎左衞門
土官

三號船
居座通懌（大通寺）　人伴八員　林通事　僕二員（此外子一人免之）
居座永扶　人伴八員　院通事　僕一員
土官玄樹　人伴七員　船頭大藏左衞門

正使副使

正使は又專使ともいひ、應永八年最初の遣明船の異例の他は京都五山の僧より任命した。應仁元年渡明の正使天與淸啓の如きは信濃國法金寺の住持であつて、正使の任命を受くるや義政自身建仁寺の公帖に親署し、入院後一宿で退院したるは、正使としての資格を與へるためであつた。副使といへるは居座の間より指名

したる如くで、居座紹本を又副使と記してゐる。（蔭涼軒日録長祿四年七月十六日）正使・副使は幕府の使として一行を代表するもので、進發に際しては辭見の事あり、親しく將軍に謁して遣明表に別幅を受け、一號船に乘坐し、明都に到るや、奉天殿の謁見・表文の捧呈・進貢品の獻進等使節としての任命を遂行したものである。又附搭貨物の公私の貿易に於ては、使船を代表するものとして明の官司に折衝し、官收買給價の如何等に就き交渉に當つたのである。

居座土官

各船には居座・土官が乘座する。居座・土官は該遣明船經營者を代理するもので其點に於て遣明船を監掌する。楠葉西忍入道は永享四年遣明船の寄合船に就き、「人別外官一人、從二人、合三十九人」と述べてゐるが、之は寄合船の經營者たる大名寺院十三家より各々外官一人、從二人づゝ乘坐せしめた事であつて、合計三十九人となる。而してこの外官及び從には抽分錢を增收するために有德の商人を撰ぶが祕訣であるといつてゐる。又同人の寶德三年遣明船多武峯長谷寺船の渡唐日記に「外官三人（藥師院・楠葉・七郎次郎）也、此下ニ商人以下百人分、人凡ニテ召具之、百人ハ外官三人之下人分也、一人ノ下ニ三十人餘也」とあり、外官三人に對して百人を各々の下人分として乘坐せしめたので、之主として商人であり、船方は別に「四十人、計在之」と記し

てゐる。又永享四年の寄合船につき十三人（共同經營者たる十三家を指す）申合て商人十餘人を載せ、又この商人に從者として商人を召具せしめ「假令外官方ニ四十人、船頭方ニ五十人計、商人方ニ三十人計、此外商人方可ニ相計ニ者也」と述べてゐる。かく船方を除き外官從者・商人及び從者等の名義を以てするも、事實は大部分商人であつて、かくの如き形式を持つのは遣明船は入貢使船であつて單なる商船でなく、正使以下の使者の職制を整へる要を有すと共に「外官人下行物ニテ事成也、餘分ハ外官德分也」とある如く、從者を一括せる外官宛に廩給口糧があつたのである。故に外官は縱令商人が任ずるとも正使の下の使臣として待遇されたのである。外官は內官に對する稱であるが、居座・土官を又かく呼べるものと思はれる。但居座は一號船に於ては五山關係の僧侶、其他の船に於ても僧侶より撰任されたのであり、土官も亦僧侶が多かつたやうであるが、俗人も撰任されてゐる。應仁元年渡航の一號船土官重幸の如きは大內氏の族である。（第六節參照）土官には商人さへ任せらるゝ場合ある事は前述の如くである。居座・土官は使人として各船を代表するのであるから、明國に於て折衝を要する場合共同して行ふことあり。（戊子入明記所收成化肆年十一月專使以下の禮部宛連判狀）又自己の船のため給價恩賞を請ふ場合もある。（皇明實錄成化五年二月甲午三號船土官玄樹の處置）東歸光松の談に寶德

度の遣明船につき「此時之船、皆一艘々々警固之人乘レ之、萬一商人等有二狼藉一則各致二之罪一、以レ故無レ犯レ法者一矣、探題・大内・大友・塔峯各有二俗官一而乘レ之」とあるのは土官であらう。(鹿苑日錄明應八年八月六日)幕府船の居座・土官は幕府の任命する所であり、各家の船のそれは各家に於て任補せるものである。

通事

通事は各船に大體二名乘坐し、孰れも支那人で、或は元朝遺臣の來投せるもの、又は事を構へて竄走し來れる者もあるが、多くは倭寇のため捕へられたものであつて奴隷として賣られ、機を得て通事として登用されたのである。通事は幕府より給祿を得て、支那・朝鮮等の來朝使節ある場合應接に當り、又遣明船派遣に際しては撰任渡航せしめられた。

應永廿一年四月廿一日朝鮮より回禮使として來朝入京した宋希璟は通事魏天の家に宿泊し、以後魏天は希璟の使命に對し斡旋をしてゐる。彼は支那人で少時に虜とされ日本に來り、後朝鮮に渡り李子安先生の家奴となり、朝鮮回禮使に從ひ又來朝し、其後明使が之を帶同歸國したが、明帝之を日本に還送せしめた。かくて通事となり妻を娶つて二女を生み、義滿の恩寵を受けて資財も裕となり、當時七十を過ぎてゐたといふから、其始めて捕虜となり來朝したのは、元末明初の頃であら

う。（老松堂日本行錄）　麵祥字寮德なる者は元は永平の人で、歳十四にして永樂初年父百戶亮調が金山に任を奉じて共に在つた際、倭寇のため捕へられ日本に轉賣されたが、義滿に召出され元貴と改名して妻子を得た。　宣德年中遣明船と共に北京に到り、上疏して情を陳じ、又金山に到りて老母に會ひしも、明帝命じて日本に去らしめた。麵祥は明帝宣宗の諭を以て義教に傳へ、義教又入貢に從行せしめ、宣宗の詔許を得て老母に歸養したといふ。（蒼霞草卷之十二麵祥傳）彼は永享四年・同六年に恐らく通事として渡航したのである。（日本一鑑卷之六、被虜）應永九年の遣明船に徐本元、永享四年に善德寶等の通事の名が見える。　寶德度のものに一號船に乘坐した通事に趙文瑞・盧圓があり、二號船には阮貴玉がある。　趙文瑞に就き惠鳳翔之の竹居清筆の中に收むる送通事趙公文瑞三入大明國序に「公之在吾國也、宣德之末受重命、一莫或失、且齒通事列者、不一而足、在吾國食通事錄、自宣德到今、其給胥繼者公一人也」とある。　彼は永享四年以後三度通事として渡明したが、此際渡航して遂に彼地に留つた。（蔭凉軒日錄寛正五年七月廿四日）趙文瑞は右の寶德度の渡航には都總通事（惣通事）とも記されてゐる。　之は上位の通事で一號船に乘坐する通事である。（皇明實錄景泰四年十一月甲寅）盧圓は柴江と共に康正二年幕府が僧永嵩等を建仁寺修覆の資を求めて朝鮮に派遣するに際し同行せしめら

れ、先の寶徳度の遣明船が明に於て不軌を行ふたるため、朝鮮が幕府のため先容をなさん事を請ふ委任を受けてゐる。　彼等は永嵩等に遲れ翌年十月に京城に入り使命を果したが、其際朝鮮の世祖は汝等は本漢人たるに日本の書を奉じて來るは何故かと尋ねたるに對し、「吾被レ擄二日本一、國王憐レ愛之、故奉レ使而來」と答へてゐる。（世祖實錄三年十月丙寅）右の柴江は應仁元年渡航の一號船の通事となつてゐる。　戊子入明記に一號船柴・沈の二通事、二號船薜・張の二通事、三號船林・阮の二通事の名が記されてゐる。此内林通事は實錄に林從傑と記すもの是で、林從傑等通事三人は明帝に奏して「原係二浙江寧波府等衞人一、幼被二倭賊掠一賣二與本日一（日本カ）爲二通事一、今隨二本國使臣一入貢、將還、乞レ容二便道省察一」と述べてゐる。（皇明實錄成化四年六月戊戌）又戊子入明記には記されぬが、多分三號船通事として渡航した閻宗達は、浙江奉化縣の人で、事あつて日本に逃亡し來たものであつた。（皇明實錄成化五年二月甲午）文明以後の例を一二擧げると、永正六年了庵桂悟に從つて渡航した通事錢六官宗貞は通事として長く幕府に仕へ、文明八年の遣明船にも通事であつたらしく、永正六年には惣通事として正使に隨伴した。　其子宗璃は長く我が國内に生活した爲明の言葉を識らず、通事の業を繼ぐ事が出來ぬので、桂悟は特に之を愍み其隨行を許したといふ。（翰林葫蘆集第七卷文、送錢宗璃入大明）又かの後年寧波の亂の發頭人の

一人となつた宗素卿は、本名は朱縞、浙江鄞縣の朱漆匠の子で、易貨不渡の代償とし、明應五年歸朝の船で來朝したが、細川政元は京都に來り徘徊するを聞き、之を厚く顧遇して幕府に請ひ遣明使の通事としたといふ。（翰林葫蘆集第四卷詩、皇明實錄正德五年四月夏庚子、日本一鑑卷之七市舶）

從商人船方

遣明船乘坐員中其實數上より見るも注意すべきは商人である。戊子入明記に和泉丸客人衆として千貫文衆十八人、五百貫文衆十八人を擧げてゐる。客人衆は又客商ともいひ便乘を許した商人であつて、勘合符中に搭物貨人員を明記される。然し其他に正使・居座・土官等の從僕人として乘船したる內にも商人が多かつたと考ふべきである。　楠葉西忍入道の語る所に依れば、前述の如く永享四年度遣明船の十三家寄合船に於て、外官十三人一人別從二人合計三十九人を記し、外官竝に從に有德の商人を成すが秘事とし、別に十三家の申合せで商人十餘人を乘船せしめ、其商人にも一人別に二人許の從者の商人を召具し、「假令外官方ニ四十人、船頭方ニ五十人計、商人方ニ三十人許、此外商人方可相計者也」といひ、二十反帆の船にて百五十人計の乘員となる事を述べてゐる。　之に依ると船方及び外官の商人ならざる乘員等を除き、商人は七八十人乃至それ以上である。　而して右の內商人方と稱するが、客商の名にて渡航したのであらう。　又寶德度の渡唐日記に依ると多武峯船

には外官三人の下に商人以下百人分下人として從へる事を述べてあり、船方は四十人許と別に記してゐる。應仁元年渡航した一號船寺丸の實員は、正使方宿僕とも十一人・增部聞方八人・本都寺方八人・松雪軒方八人・高石兵庫助方十人・能土官方四人・揔船頭方三人・宗正一人・三位一人已上合計五十四人、客人衆三十五員、公人として柴通事方二人・沈通事方二人・三郎通事・祐祝・宗才・力者・馬飼已上合計九人で、之に水手五十二人を加へると惣計百五十人である。此内商人は客人衆三十五人に止まらざるは前述する所に依り明かである。

乘坐總員及び赴京人員

かくの如くして一隻の遣明船の乘坐總人數は、船の大小等により勿論一定しなかつたであらうが、大凡百五十名程度であつた事が察せられる。寶德年度の九艘の遣明船の總人數は、允澎入唐記に、歸朝出帆の間近くに景泰五年六月七日日衆千餘人が其宴に預つた事を記してゐる。又蔭凉軒日錄に記す心月西堂の談に依ると船九隻人數千二百人であつたとある。（蔭凉軒日錄長享三年八月十三日）即ち一隻平均百三十三人餘となる。其内上京を許された人數は入唐記に依ると三百餘人であつた。楠葉の談に「王城へハ可ㇾ上分ニハ於二唐土一定ㇾ之、人數イカホトノ分ヲ王城へ可ㇾ上之由、被（衍カ）被ㇾ仰出テ後定事也」とある如くに赴京人員は明にて決定する。

明の實錄に依ると應永十年の圭密正使の際は三百餘人、同十三年同じく圭密正使の際七十三人、同十五年又圭密渡航の際百餘人が入貢奉表した事が見える。之は勿論南京入京の人數であつて渡航總人數を示したものではない。又永享四年の遣明船は五隻であつて、實錄に使臣道淵等奉表入貢し、二百二十人に衣類銅錢の賜與あつた事を記してゐる。二百二十人は赴京人員で、渡航總人數は五隻七百人前後に達したであらう。猶渡航人數と赴京人員に關しては、後節にて後年明側に於て各々之を制限するに至つた經緯を述べる條に考敍する事とする。

三　進貢品の調達と貿易貨物の積載

舶載貨の內容

遣明船の舶載せる貨物は、明に於ては國王進貢物・同附搭物並に使臣の自進物となすのであるが、之を我が側より見れば複雜なる內容をもつて組立てられてゐる。

進貢物

國王進貢物は卽ち將軍の明帝への進獻物であつて、其品種は應永以來大體一定してゐる。進貢物は如何にして調達さるゝかを考へる上に、先づ戊子入明記の進貢品の記載を擧げよう。入明記の冒頭に渡唐御荷物色々御要脚として列擧した諸品は卽ち進貢品である。

一御鎧　一領

一御太刀　百振　代百五拾貫文　一硯箱　代廿四貫四百五拾文
一御長刀　百抜　代百漆拾貫文　一御書箱　代八貫三百八拾文
一御鎧　百挺　代百伍拾貫文　一馬瑙　數大小二拾
一御屛風　參雙　代百伍拾貫文　一硫磺　壹萬斤
一龍御太刀二振　代伍拾三貫七百文　一御馬　貳拾疋

右の内鎧は土岐氏、屛風は三寶院、馬は三職（斯波、細川、畠山）にて三疋、山名（持豐）・山名（政清）・一色・土岐・細川（成之）・京極・六角・畠山（義統）の諸氏より各一疋を獻進したものであり、瑪瑙二十箇中十二箇は五山より、五箇は加賀守護富樫氏より進めたもので、三箇は代物にて購入してゐる。五山調進の分は鹿苑院・玉泉寺各二箇、相國寺・三會院・等持寺・建仁寺・西芳院・栖眞院・蔭涼軒各一箇であつた。（蔭涼軒日錄寛正六年正月晦日）又硫黄は島津氏及び大友氏から進めたもので、此際も進貢用一萬斤、幕府の商賣用三萬斤計四萬斤を進納してゐる。

以上の如く進貢品は諸大名社寺よりの獻進に依るものが多かつたのであるが、足らざるものは之を購入したのである。進貢品に對しては明帝より頒賜品があるが、是は勿論幕府の收得である。然るに幕府船が渡航せずして例せば寶德度の如く天龍寺船が一號船たる場合は、天龍寺に於て進貢物を辨進すべきものである。

幕府の貿易貨

即ち天龍寺では幕府より公帖百六を受領し、肅元壽嚴（從僧として渡明した）の如き、其内廿通を申受け九州邊にて賣却して進貢物を調達した。而して此場合明帝よりの頒賜物は原則としては幕府の收得となるのである。同僧の談に「渡唐船十艘調之、嶋津者雖領勘合辭而不渡、以故九艘渡之、其內三艘者天龍寺自受用之船也、進物者自寺家辨之、自大唐返物者皆爲公物、自餘悉可寺物也」とある。（蔭涼軒日錄文明十九年五月十八日・十九日、臥雲日件錄拔尤享德四年正月五日）進物は進貢物であり、返物は頒賜物であり、自餘物とは抽分錢等を指すのである。

所謂國王附搭品の内で、客衆と稱せられたる商人其他の便乘商人が積載せる貨物が主要なるものであつて、是こそ實質的に日明貿易の本體を形成するものといはなければならぬ。然るに又其他に遣明船經營者自身の商品が積まれたので、之を幕府船に就ていへば所謂公方樣商賈品等と稱せらるゝものがそれに該當する。戊子入明記に「古御所之御時御商物色々事」として

一御太刀	八百伍十張	代八百五十貫文
一御扇	二千二百本	代四百四十貫文
一御銚子提	百具	代百拾貫文
一延金	百兩（自御倉出）	代三百貫文

一蘇方木　二千斤 自二御倉一出　代二百貫文

一赤銅　但馬國・美作國・備中國・備後國四ケ國ヨリ被二仰付一至二尾路一出レ之

一砥石 剃刀砥　不用明朝返上

とある。以上幕府の倉より出辨せる延金・蘇方木及び赤銅・砥石 此二種は諸大名寺院より獻進せるものであら うを除き、諸貨の合計に進物商物櫃以下の雜費五十七貫三百文を加算して千四百五十七貫三百文となり、之に「渡唐御荷物色々御要脚」として前掲の進貢品中瑪瑙・硫黄・馬匹を除く諸貨の合計六百九十四貫九百八十文とあるを通計して「惣都合貳千百伍拾貳貫二百八十文」と記すは些か不可解の點がある。卽ち「古御所之御時御商物色々事」は義教時代の幕府船商品と考ふべく、妙智院所藏の戊子入明記原寫本を檢するに、千四百五十七貫三百文の下に「永享四」と註記するを以て永享四年遣明の際のものであらう。然るに「渡唐御荷物云々」の進貢品は應仁元年渡航の際のものたる事は入明記の記載內容に徵して明瞭である。而して應仁元年渡航遣明船の幕府船商賈物は次の如くである。

公方樣御商賣物分

三百文扇子　參百本　貳百文扇子　捌拾本

石王寺硯　百八十面　太刀　五百腰
槍長刀　四拾枚　銅　卅五駄内（拾駄備中守護運上之）
金　三百五文目　硫黃　三萬斤

右の内三百文扇子（一本三百文の扇子をいふ）三百本は寺方より年始に進上したるもの、二百文扇子は代物にて購入せるもの、石王寺硯百八十面は五山中より支出したものである。硫黃三萬斤は進貢品一萬斤と共に大友・島津兩氏の獻上せるもので、銅十駄は備中守護（細川持久）の獻せるもので「此外山名殿（持豐）・兵部少輔殿（山名政清）無沙汰」とあり、銅進上の命に應じなかつたのであらう。金三百五文目の内百三十六文目は仙阿方能副寺より受領せるものである。銅は當時但馬・美作・備中・備後等が主產地で、永享六年の遣明船にも之等の諸國守護より幕府商品として獻進してゐる。硫黃は硫黃島を領有する島津氏が古くより幕府に進獻してゐるが、遣明船進貢竝に商品としても早くより用立てゝゐたもので、永享四年遣明船では幕府は十五萬斤の進納あるべきを達し、滿濟准后日記に依れば二十萬斤を公方物として積み込み、內五萬斤を瑞書記が山名船に交付したといふので、歸朝後問題となつてゐる。次の永享六年の遣明船では、硫黃輸出を禁止する方針であつたが、醍醐寺・山名氏の寄合船が醍醐

寺造營の意味を有つといふので特に許可された。寶德度の遣明船に際しては寶德二年十月幕府は島津氏に對して硫黃の件は天龍寺造營のため遣明船を出すを以て執進すべく、天龍寺以外は堅く禁制する旨を達してゐる。(薩藩舊記前集廿七)而して此際の九艘の遣明船には何れも多量の硫黃を積んでおり、總計三十六萬斤餘に達したのであるが、幕府が天龍寺以外のものは堅く禁制するといつたのは執進方を停止したので、之を購入輸出する事になれば關知する限りでなかつた。西忍の渡唐日記に「此內四百貫文ユワウノ方ハ普廣院殿御代ハ不レ可レ入、近年雅意故ニ入云々」とあり、八號船積載分硫黃五萬斤を三百貫文で購入し、船賃として百貫文を支拂つてゐる。之によると永享年間の遣明船では島津氏が無償で硫黃を進めてゐたものであつた事が知られる。唯それは本來幕府に進獻したもので、寺院船等では特に幕府が寄進方を指定したものに限つた譯であらう。硫黃はかく硫黃島を主產地とし、其他に大友氏領豐後國に產したので、戊子入明記にも幕府進貢幷に商賈品計四萬斤を大友・島津兩氏より門司・博多で交付積載してゐる。允澎入唐記に平戶に於て薩摩船が硫黃を積み一號船に到つたと記すは、卽ち既述の天龍寺造營のため執進方を命じた分であらう。故に西忍の記す八號船積載硫黃の船賃百貫文とは、薩

摩より平戸か博多に運漕した賃金である。

以上述べたる如く幕府船の商品は大名・寺院の進上物が尠くなかつたが、足らざるものは購入した。長祿四年二月、義政の去年新第移徙に當つて各方面から折紙を進上したが、それは目錄に過ぎぬので現錢の進呈の遲れたるを、此度義政が遣明船を出す經費に充てるため督促した事がある。（大乘院寺社雜事記長祿四年二月九日）是等は又進貢品や商品の調達にも充當せられたのであらう。又義政は遣明船積載の銅を購入するため伊勢貞親をして十萬斤の調達方を大内氏に命ぜしめた。（蜷川親元日記寛正六年五月二十七日）此千貫文を以て銅の他に太刀・金等を購入した事が戊子入明記に見えてゐる。

大名寺院等の船經營者の貿易貨

大名・寺院の經營せる遣明船に於てもそれぞれ自家貿易のため貨物を積んだであらう。既述寶德度遣明船の多武峯船に於ける硫黃五萬斤の如きは其例である。特に當時の守護大名等は之を朝鮮・琉球貿易の事實に徵するも、自ら貿易に從事し利を圖る事尠くなかつた程であるから、彼等自身の貿易貨物も多く積載された事と思はれる。應永十年の遣明船出發に當りて、吉田家日次記に「兵具以下被遣之、此次亦爲商賣諸大名沙汰遣之」とあるが、諸大名が交易目的で兵具類を積込んだのである。然し之は必ずしも大名の經營船といふ譯ではなく、公卿大名が遣明船に依

賴して貿易する場合もあつたであらう。

商人の貿易貨物の積載は實質的に遣明船貿易の根幹を成すものであり、又遣明船經營の多端なる經費も亦商人の便乘と貿易貨物積載により支辨さるゝ事が多いのであつた。

（從商人の貿易貨）

遣明船の明國到著後は口糧・廩給の事あり、貨物運搬等の舟車等の官給あり、歸國の際は粮米等四十日分の給付ある程であつて、其經費は大體明國到著迄の粮米薪炭等の費用及び正使居座より船方に至る人件費・船賃竝に修造費其他の雜費である。戊子入明記には幕府船に要せる經費の明細なる記述がある。進貢品及び幕府船商品の一部は別の廻船に依り赤間關迄運漕し、此間の貨物の荷揚料・船賃・船頭幷に船方賃金及び正使以下の出立錢等が支出されてゐるが、幕府の貨物だけに鳥羽より尼崎に至る河舟や、尾道の曳船等は公事船として用立てしめたり、守護沙汰として申付けたりしてゐる。同書に「渡唐御船色々下行註文」として擧げたる分は、九州より明渡航間の正使・居座・客人衆以下及び船方等の粮米費、薪炭・鹽・醬油・茶・酒等の費用と、船頭賃・水夫賃・船賃・同造作費・舟具足費等で、此合計二千六十五貫文である。其合計の下に「及二二千石一可レ積船之事也」と註してゐるを見ると、大體二千石積程度の

（遣明船の經費）

船關係の一切の經費を加へて大體二千貫程度の經費を要したものと見える。楠葉西忍の語る所では、永享四年遣明船の十三家寄合船の經費は

三百貫文　船賃
三百貫文　同修理・船道具
四百貫文　船頭四十人給分、此外十人計ハ船頭方召仕物在ㇾ之云々
五百貫文　粮米　水之桶樝等代　通事給分　御馬ノカヒ・鹽・曾・ラウソク・藥以下
　　　色々雜物用意之事、共以二五百貫一成ㇾ之

とある。此合計千五百貫文にて之を經營者たる十三家にて分擔支出しなければならぬ。「仍一人別御出分事、百二十貫文宛歟」と記すは卽ち是である。又寶德度の楠葉氏の渡唐船入月日記に依れば、多武峯船の經費は

十貫文　安藝國高崎ェ船借用ニ下向粮物
三百貫文　船賃
三百貫文　船作事
四百貫文　船方四十人別十貫
五十貫　船トウ・カチトリ

四百貫　ユワウ五萬斤（此内三百貫ハユワウ・百貫ハ船チン）
百貫　四月ヨリ八月マテ毎月十五貫文ツヽ船方御丁間水・人別百人分船方マテ
百貫　渡粮米百石百人分船方マテ
百貫　スミ・木・油・水榼・糒・ラウソク・茶・色々事・ミソ・シホ
六十貫文通事二人給分
　合千八百二十貫文

此内には經營者の自家貿易品たる硫黃の代金及び船賃が含まれてゐる。

此等經費の捻出法としては、幕府船に於ては諸家よりの進上錢を充當したり、寺院船では永享六年大乘院で渡唐段錢を課したる如き方法で其一部を支辨する。而して其資源の主なる者は遣明船搭乘の商人及び其貨物に應じて徵收するものであつた。

鹿苑日錄明應八年八月六日の條に、致首座の談として「乘船者一人別償二十貫文、荷物者一駄十二貫文也、昔償八貫文也、持荷物十駄之商人者、不出乘賃二十貫文也、己之外又乘一員也、二十駄之人者己之外乘二人也、以已上之錢而造船・借船復營唐之進物也、又因請勘合而用禮錢也」とある。卽ち文明以前の遣明船では商人一人乘船に

付二十貫文、荷物一駄八貫文を支出せしめ、荷物十駄を持つ商人は二十貫文を免除して猶己の外に一人を乘船せしむる事を得、二十駄所持のものは他に二人を乘船し得るといふのである。思ふに之は十駄增毎に一人の乘船を認許したのであらう。二十貫文は乘船賃であつて、八貫文は船床料或は運賃ともいふべきものであ る。而して此乘船賃及び船床料又は運賃を以て造船・借船の資とし、明への進物を購入し、勘合下附の禮物に充當するといふ。造船は船修理即船造作と同義なるべく、借船は即ち船賃である。明への進物とは一號船の場合は進貢品購入の資ともなるべく、各家經營船にあつては附搭物たる自家貿易貨物の仕入にも宛て得たであらう。勘合下附の禮錢は各家より幕府に致したものである。戊子入明記に和泉丸客人衆として千貫文衆に今熊野の純藏主以下十八人、同五百貫文衆として相國寺の達藏主以下十八人合計三十六人を擧げてゐる。千貫文衆・五百貫文衆を解して、一駄別八貫づゝ千貫文即ち百二十五駄を積む者十八人合計二千二百五十駄、及び五百貫文即ち六十二駄半を積むもの十八人合計一千百二十五駄とし、通計して三千三百七十五駄を客衆分として積載したと解する說もあるが、之は恐らく誤解である。即ち客衆分の貨物のみが三千餘駄に達するとせば、それは二千石積

の船舶に負重に過ぎ、又客衆が乘船賃及び荷物料金のみにて合計二萬四千貫の巨額を支出せる事となり、之を一艘分の總貿易額の十分一の抽分が稍、後に四千貫文にては商人が不利といへる事實を見れば、到底辨出し能はざる體の巨額なる事は一見して明白である。即ち之は各々十八人にて共同して一駄八貫の割合にて千貫文及び五百貫文を支出したる客衆である。以上客人衆の支出分千五百貫文は既に「渡唐御船色々下行」の過半を辨じ得るものであるが、猶客人衆以外に居座・土官の從僕人等の名義で渡航せる商人あること既述の如くであつて、之も同樣の賃金を支辨した筈である。右の五百貫文衆の內に、兵庫の櫛屋や問丸左衞門四郞が加はつてゐる。鹿苑日錄收載の東歸光松の談に、寶德度の天龍寺船に就いて「天龍寺貞都聞爲二綱司一、增都聞爲二三號船之居座一、皆赴二博多一誘二商人一、以調二船幷進物等一也」とある。貞都聞は如三芳貞の事で、彼は正使允澎と共に綱司として一號船に乘坐したのであるが、三號船居座の妙增と共に博多に赴き、商人と折衝して船幷に進物を調べたといふ。即ち博多商人が客衆其他の名義にて乘座し貨物を積載し、而して其乘船賃・荷物料により船及び進物（進貢品及び寺家の貿易物乃至は使臣の私進物もあらう）を調達したのである。但し之等一二の記錄に依つて應仁以前の遣明船がすべて博多商人の調達にかゝると考

へるは早計であつて、其事は戊子入明記の千貫文衆・五百貫文衆の名列を一瞥するだけで明白である。

船經營の收得と抽分錢

かくの如くして遣明船經營の費用は大體捻出し得たのであるが、經營の目的はいふまでもなく收得の利にあつたので、それは主として商人の貿易貨物に對する抽分錢の徵收にある。勿論幕府船にあつては、明帝よりの頒賜物も遣明船派遣の主なる目的の一であり、天龍寺船の如く幕府以外のもので一號船を占むる場合は、進貢物は自ら調進の法を講じ乍ら、頒賜物は幕府に歸する譯である。或はこの外に幕府船の「公方樣商賣物」を始め、各家の自家貨物の貿易も遣明船經營の目的に添ふものであるが、特に經營者の定收入となつたものは卽ち抽分錢である。

永享四年の十三家寄合船の抽分錢に就き楠葉西忍の語る所に依れば、外官一人別從二人合せて三十九人を乘せ、外官從人には有德の商人を成するが祕事なりとて「十分一ヲ取故也、一萬貫ニハ千貫取」之者也、日本到來者ニ代物ヲ付テ其分一ヲ取也、計會仁ハ不」可」叶事也、能々可」覺悟」事也」といひ、又十三家にて商人十餘人を別に乘船せしめて、此商人も一人別に二人計の從者の商人を召具せしめて、其十分の一を抽分して十三家にて配分して收得するので「假令二萬貫ニハ二千貫ノ分一也」とあ

る。即ち商人の貿易し來れる貨物を評價して、その額の十分の一を抽分して經營者の收得とするのみで、商人の貿易に對する課税と見るべきである。即ち遣明船經營の主なる目的の一は税收にありといへる。鹿苑日錄に金溪梵釋の談話として「天龍寺船歸朝之時、於㆓鹿苑㆒有㆓抽分㆒也、于時院主即竺雲和尚也、所謂抽分錢者、荷物日本之直、有㆓博物之人㆒、而定㆓其直㆒、以㆓其十分一㆒納㆓之於寺㆒也」とあるは、寶德度遣明船の天龍寺船一號船以下三隻の抽分錢を記したものである。同じく寶德度の六號船大友氏の船に就き、臥雲日件錄に大友氏の善政なりとて諸商人の輸入品の値段を定め其一割に當る抽分錢を納めしめたが、彼は資性恬淡寡欲であつたから、例へば一貫文を出だすべきところは三百文を減じ、十貫文を出だすべきところは三貫文を減じて受取る事にしたといふ。（臥雲日件錄享德四年正月五日）これも即ち抽分錢である。

抽分錢の請負

然るに抽分錢の徴收法が、文明十五年の遣明船に於ては既に豫め一定の金額を納れて請負ふ事が行はれてゐる。東歸和尚の談に「唐船事曰、今商人所㆓請切㆒之者、一艘三千貫文也、慈照相公（義政）渡之時、予與㆓子璞・肅元㆒共往、界（堺）之人所㆓請切㆒者、一艘四千貫也、然間八千貫獻㆑之、三號船一號船也、二號船者內裏之船也、甘露寺之伯父龍首座所㆑請也」とある。正使子璞周瑋・居座肅元・壽嚴等は幕府船一號・三號の二船、內裏船二號船合計

三隻を以て文明十五年四月堺を出發したのであるが、此際堺商人が幕府船二隻を各々四千貫にて請負ひ、内裏船は甘露寺親長の伯父龍首座が請負つたので、之とても彼は堺商人の請負を斡旋したまでゝあつた。此請負といふ意味は抽分錢を豫め契約することで、玖首座の談に「昔者歸朝之時、擧荷物、而定日本之代、以其十分一之□錢云爾、今則界(堺)之商人請□(切カ)之故、一艘□□貫、未渡已前所定也、是亦抽分錢也」とあるが、簡明に之を説明してゐる。この抽分錢を請負ふ事となつた結果は、遣明船に乘坐して貿易を行ふ所の商人が堺の商人に獨占せられ、或は全然其商權の下に掌理されるといふ事になる。故に乘船賃及び荷物の料金を支拂ひ便乘する商人も、同じ堺の商人であるか、尠くとも其支配下に投ずるもの以外には許されぬ事になる。而して此等の收入は結局遣明船經營の用費を支辨するものであつて、いはゞ遣明船派遣を成立せしめるものであつたから、實質的に商人の潛勢力が經營の方面に迄加はつて來るのである。此等の事情は後段に觸説しよう。

抽分錢々高

抽分錢はかくの如く商人の輸入せる全貿易額の十分の一を本來徵收したものである。是は物貨に於ては我が國にての相場に準據し、金錢なる時は勿論其一割を課收したのである。永享四年の十三家寄合船につき楠葉西忍の語る所は、彼が

外官として乘船したものであり、大凡當時の實際に準じたものであらうが、此際の抽分錢三千貫、貿易額三萬貫に達した事實を推想せしめる。又堺商人の請負額が一艘四千貫といひ三千貫といはれたが、之も將來の利損を案じたる上の請負であつて、元來抽分錢に代用されたものであるから、是亦當時一艘の貿易額を推察する上に一の目安ともなるであらう。

遣明船經營上の從商人の重要性

以上の如く商人の參加貿易の有無は、遣明船經營の殆ど決定的問題となつてゐたのである。商人及び其積載貿易貨物が減少すれば抽分錢が縮減するだけに止まらぬ。船舶其物には一定せる船頭・船方等の賃金・粮費と、其傭船料・修造費等とを要し、而して遣明船經費の支辨の源たる商人の乘船賃・荷物料は減少する。幕府及び幕府船にあつては明帝よりの頒賜物もあり、應永年間には相當多額の銅錢の頒給もあつた。然し諸家の經營船にあつては、かゝる場合結局自家の貿易により收途を增大する外はない。應永年間永樂の勘合を携帶せる三十七艘の遣明船に於て、諸家の經營船は如何なる事情にあつたであらう。商人參加の有勢化、殊に文明以後抽分錢が請負制化せる事實に隨伴して、商人の遣明船經營に勢力を加へた結果は、結局遣明船が經營者の手より離れ、一の收益機關たるかの如き機運を招致し

たのであり、それだけに又有勢者間の爭奪の目標ともなり得たであらう。かゝる遣明船經營内部の推移事情を應永年代に溯つて考へるには史料が闕けてゐる。然し商人が最初より參加してゐた事は疑ふまでもない。筑紫(恐らく博多)の商人肥富の勸告が義滿を動かし、彼自身使となつて渡航した事實の眞相の側面も之によつて明かとなる。

遣明船從商の事情

正中二年に建長寺、元弘三年に住吉社、暦應四年に天龍寺の各々造營のために、幕府は入元商船に特別の保護を與へて造營費を支辨せしめた。天龍寺造營の船は當時の貿易家至元なるものに、入元船二艘を認許し、差當り一艘を渡航せしめて貿易を行はせ、其利益の如何を問はず錢五千貫を寺家に納付させたのである。此船は商船であつて、遣明船の入貢船たるとは其性質を異にする。即ち元に於ては市舶司の抽分があり、口糧廩給等の賜與は遣明船の如くあつた譯でない。我が商舶は元の市舶司設置の開港地に自由に往來通商してゐた際であるから、五千貫の寺納を約した所以は、主として幕府が沿海の守護大名等に命を傳へ、船を出して海賊等の難を警固せしめた報酬と解する外はない。遣明船時代に商人が之に參加する事を務むるは、遣明船の經費が明地に於ける官給賜物のため輕減されるのみで

なく、當然海上の保護を受くべきものであつたといふ側面より見るも當然である。殊に此時代は入貢船たる遣明船を利用する外に、正常なる貿易の手段が無かつたのである。五千貫の寺納は當時の元の抽分錢類似の制であるが、是又遣明船の抽分錢が經營者の殆んど完全なる收得となつたのと相通ずる。抽分錢の慣行は恐らく應永の初より是等の例に倣つて行はれたものであらう。

四　貨物の積込と遣明船の起著

舶貨の積込

戊子入明記に依ると、一號船幕府船の貨物（進貢物及び公方商買物の一部等である。）を京より所司代より課徵せる車即ち公事車を以て鳥羽まで搬出し、鳥羽の河舟（鳥羽船）を公事船に申付けて積載すべき旨を幕府奉行及び守護より達したるも問丸領掌せず、一號船居座紹本の斡旋にて「以榼代御荷物積了」とある。尼崎より兵庫に到る間は攝津守護細川氏より尼崎公事船に申付けて運漕し、兵庫より赤間關までは某船（原寫本によるに德持丸か）にて積下した。兵庫に於て貨物は問丸世善の倉庫に置き、若干の倉敷料を支拂つてゐる。途中尾道に寄泊の際は、船の出入案內曳船の事を備後守護の山名教豐より沙汰してゐる。永享六年の遣明船の際は、幕府の貿易物の銅を但馬・美作・備中・備後四箇國より尾道にて船積させてゐるが、此際も備中守護より進上せる銅十駄及び購

入銅廿五駄を同じく尾道より積んだものであらう。兵庫・赤間關間船賃は卅貫である。一號船に充てられた和泉丸は門司の船であるが、或は此處にて積換へたものであらう。硫黃四萬斤は赤間關道場・門司大通寺・箱崎・志賀・野古・平戶・五島奈留浦等へ大友・島津氏より送置し積んだものである。一號船客人衆中には大內氏輩下の陶氏や船頭の口入のものがある。船頭は門司の五郞左衞門祐盛であつて、彼等は博多や門司の商人を斡旋したものであらう。二號船・三號船も門司の船であつて、孰れも博多にて艤裝を完了したものであらう。かくて文正元年閏二月十九日に博多より出帆したのであるが、風波のために引返したのである。寶德度の天龍寺船も綱司や居座が博多に赴き、商人と折衝して船や進物を調進したのであるから、博多商人が多く參加し、船も此處にて準備されたものである。允澎入唐記に依ると、平戶にて全船の集合渡航準備を完了したやうである。

兵庫津と遣明船の發著

遣明船が前後を通じて直ちに兵庫より開帆するか、博多より出發するかは必ずしも一定した譯ではなからう。蓋し遣明船々主の所在・參加商人・貨物の狀況及び之等の事情と連關して、經營者の都合如何等によつて孰れとも決着した事であらう。應永年間に溯つて當時の這般の事情を明細ならしむる事は、現在の史料から

は困難であると思はれる。然し永享以前には史料の簡單なる記述より敢て推想すれば、兵庫開帆が多いやうである。然し尠くとも寶德・應仁と時代の降るに從ひ、遣明船に對する博多商人の勢力が強く浸透しており、前述の起帆の諸事情が博多を有利とした事は確かである。（第六節細川・大內兩氏と對明關係參照） 金溪梵釋の談に「不レ命レ界之者、則命二長門・博多商人一、以レ營二船事一、是乃船自二博多一而出之時也、或命二大內一營レ之、今則無レ之、大內爲二堺者舍一之」とあるは文明以前と以後の相違とを指摘したものである。

但し遣明船の歸朝に際しては兵庫に廻著するが一般であつた。幕府船はいふまでもなく、其他の經營者も多く近畿にあつて、抽分錢の必要もあつたからである。然し大友氏や九州探題の船の如きは必ずしも東航を要しなかつたであらう。

遣明船と兵庫の問屋藏

戊子入明記に幕府の貨物を兵庫の問丸世善の倉に置き、倉敷料を拂つた事が見えるが、是は勿論營業者の問屋である。永享六年五月兵庫に歸著した遣明船に於て、幕府貿易品として積渡した硫黃二十萬斤の處置に就て、瑞書記なるものが不正を行つたといふので幕府より糺明を加へたる處、瑞書記は二十萬斤の內五萬斤は、山名氏が幕府より拜領したといふので同氏方へ交付したと答申した。依つて山名氏を糺問せるに、かゝる事實なしと答へ、瑞書記も其詐謀にあらざる證狀ありと

抗爭した。此等の顚末を六月九日幕府より滿濟准后宛に報じてゐるが、滿濟は記して「瑞書記不法事、方々及其沙汰歟、以外事、山名硫黃拜領實否御究明事、山名定可異申入哉」といつてゐる。是によると硫黃事件の他に種々の瑞書記の不始末が露見したらしく、又硫黃に就ては山名氏が拜領せりとて五萬斤を取得したといふ主張も全然無根であつた譯ではないらしい。看聞御記六月十九日の條に、瑞書記が流罪に處せられ、其理由は唐〇明に於て買得せる物惡く不法のためであると記してゐる。瑞書記は同記に、三十三間堂御堂造營の奉行であつて、勸進聖であると記してゐる。彼は流罪を愁歎したる餘り斷食して兵庫で死去したといふ噂まで傳へられた。之より先六月九日硫黃事件等の顚末を幕府より滿濟に傳へた中に「仍於彼舟具足者、被點置兵庫藏了、追何在所へモ可被寄歟」といつてゐる。即ち瑞書記の處罰として、彼舟の具足即ち所謂四つ道具等を兵庫藏に點置して、將來何處かへ寄附しやうといふ案を述べたのである。彼舟とは何れの船か明白でないが、此際五隻の遣明船中に三十三間堂の船が一隻あり、而して之は當時建築中の同寺御堂の修營のため派遣されたものであらうといふ事は既述の如くであつて、瑞書記が御堂造營奉行であり、勸進聖であつた事を併考すると、彼が三十三間堂船の居座・土官

として渡航したことが察せられ、彼舟とは即ち瑞書記乘坐の三十三間堂船とするも敢て無理ではなからう。此船も恐らく傭船であつて、舟具足の毀損亡佚は當然借主たる三十三間堂即ち寺家を代表する瑞書記の責任となる譯であらう。此舟具足點置の藏に關しては、建內記に記す兵庫にあつたと思はれる唐船新造事也と註する庫御所の事が想起される。當時恐らく幕府直轄の藏が兵庫にあつたのであらう。

明使迎接の諸經費と幕府の兵庫料所

滿濟准后日記永享六年二月廿二日の條に「兵庫事可レ被レ仰二一衆中一土藏方由、尤可レ宜歟、但兵庫御下向事可レ申二沙汰一條、一衆中事定可レ爲レ無二故實一歟、然者爲二御料所分一雖レ爲二何仁一、於二用脚等一被レ仰二付一衆中一以二兵庫年貢一可レ被二返付一歟云々」とあり、又同月二十五日の條に「兵庫事可レ被レ仰二付赤松播磨守一歟、但猶可レ相二尋管領一之由、被二仰出一、其子細ハ唐船粮米幷公方樣渡御御煩以下事ハ、爲二洛中土藏約(役カ)一可レ致二其沙汰一之儀無二子細一云々、但諸土藏者共同不レ置二代官於兵庫一者、只今沙汰之儀、定後日無足怖畏可二相殘一歟、然者尤不便ニ思食也、如何云々」とある。此兩日の條を對勘すると兵庫事即ち唐船粮米竝に公方渡御の費用を京都の土倉中より支出せしめんとする議があつたのである。兵庫御下向或は公方樣渡御御煩とは、此歳五月に兵庫に來著した歸朝船・明船を覽るため、義滿時

代の例の如く、且此際は一入の盛儀を極めて義教が兵庫に下向した路費以下の費用である。土倉は有事に際し幕府に屬し、金錢を上納してゐたが、兵庫下向等の費用を辨進する事は故實になき事であつたらしく、されば右の用脚沙汰の土倉に對しては幕府料所の年貢を以て返付しようといふのであつた。而も猶赤松氏に申付けんとの案もあつたが、管領細川持之に諮る事を命じたのは、土倉役として右の費用を辨進せしむるも子細なしとの義教の決意があつたからである。即ち料所の年貢を以て返付し、單に土倉役としての負擔に終らせぬ事としたのである。この料所は兵庫にあつたので、其後文安六年四月幕府は兵庫上庄の內德珍名と福原庄の內西方散在田地とを岩清水八幡宮に寄進しており、(菊大路家文書・足利義政寄進狀、細川勝元遵行狀)其後兵庫の料所の存した事實は見當らぬやうであるから或は此料所を指すのであらう。かくて唐船粮米竝に公方渡御御煩等を土倉に課するも差支なしとしたが、義教は土倉の代官を兵庫に置くやうにしなければ、彼等は後日不安を殘すであらうといふのであつた。然るに右の唐船粮米を遣明船の糧食と解して、將軍の兵庫往來の費と共に土倉が引受け、之を一種の貸借關係なりとて、遣明船が歸朝後貿易の利に依りて決濟さるべきものと考へる說もある。然し土倉支出の件は果して實行さ

れたか否かも明かでなく、辨濟の資は兵庫の料所の年貢を以てする豫定が明記されてゐる。柏原氏が公方樣渡御御煩以下の事とは、來朝せんとする明使を送る渡航船即ち幕府遣明船の資であると解したのは勿論誤解であるが、唐船粮米とは明使等の粮米と解したのは或は妥當であらう。(史學雜誌二五ノ一一四三頁)歸朝船・明船の兵庫來著は以上の議のあつた三箇月後の五月の事であつて、之を迎ふる處置が當面の問題であり、又派遣の事實が具體化もせぬ次回の遣明船に關する問題ではあるまい。殊に遣明船粮米の事は即ち遣明船經費に屬する問題であつて、土倉も亦從商人等として此經費の支出を實際上分擔したとしても其は自ら別問題である。

五　兵庫島の修固

關務と島修固

初め延慶年間兵庫島の升米・置石を東大寺八幡宮顯密御願の料所として寄進された際にも、島修固は寺家に於て沙汰し、其餘剩を以て御願の料に宛つべきものとなされてゐる。升米・置石等の港津稅の徵收は、本來は港津の修備の資を求むるに因由してゐるのだから、之は當然の事といはなければならぬ。然るに港津稅即ち諸種の關役が、專ら所得の對象物に轉ずるに至つて、果して島修固が如何なる程度に實施されたかは疑はしい。然し又一方に於て島修固は港津の繁榮と共に又繁

榮を維持する上に歳々必須なる施設であつて、兵庫居住民の看過すべからざる事實たると同時に、港津の繁榮は關務の盛衰にも關係する事實なるを以て、全く之を放棄する如き事情は許されぬ點も考へ得る。

兵庫關所供料結解狀に依れば、元德三年四月の月宛錢は一圓島修固に立用し、一文の寺納なき事を記しており、此月宛錢額は百二貫文と推定される。同じく結解狀に依るに、元德三年六月・正慶元年三月に各々三十貫文を支出しており、之は臨時所下卽ち臨時の經費に計上されてゐる。正慶元年十二月の北關奉行所下知狀によるに、本年度島修固料卽ち右の三十貫文は、寺家三分の二、院家三分の一の割合にて支出したものである。其後永德三年・至德五年にも島修固分として、寺家・院家三分の二及び一の割合にて寺家の分は二十貫文を支出しており、應永卅二年九月二日の兵庫島修固算用狀には、八月六日より同月十七日までに合計百七貫三百四十文、八月廿三日から九月二日までに五十四貫九十四文を費してゐる。（以上東大寺文書）

永享五年の島修固

然るに永享年間に至つては、兵庫北關々務は完全なる代官職請制となり、島修固も大體に於て其責任に委せられたので之を怠り勝ちとなつた。永享五年五月幕府は東大寺宛北關代官職が島修固を無沙汰するを告げ、御願に於ては嚴密に執行

し其料所たるは勿論の事であるが、修固は正實・定光に命じたるを以て代官職を代へて兩人に渡すべき事を達した。永享十一年十二月來朝せる朝鮮通信使より幕府に獻せる方物を正實坊の預る公倉に納めた事が見える。（蔭凉軒日錄永享十一年十二月廿六日）この正實坊が即ち島修固を命ぜられた正實であらう。永享五年に幕府が島修固の行はれざるを以て、恐らく土倉である正實・定光の二人に申付けたるに就ては、多分遣明船・明船の來往と關係あるものである。永享四年八月兵庫を出發せる遣明船は、永享六年五月明船五隻と共に兵庫に來到した。義教は同年初めより歸朝船の保護や、來朝すべき明人の京師宿舍の配置等を準備せしむる所あり、五月之を覽るため兵庫に下向する際は行粧善美を盡し、日野中納言をして「今度兵庫御下向、唐船入島内儀等、近比被」驚」御目」了」といはしめた。永享五年の島修固が、この遣明船・明船の來往と關係したといふ事は、次回の寛正五年の修固の計畫を參照すれば肯かれるのである。

寛正五年の島修固

寛正五年五月廿五日次回の遣明船派遣の準備が行はれてゐる際、管領にして攝津守護たりし細川勝元より、使者寺町三郎左衛門尉を蔭凉軒眞蘂の許に派し、唐船來朝については兵庫修理の事が先規ある旨の狀を傳へた。唐船來朝とは明船の

來朝と解するが至當で、歸朝船の場合には歸朝の文字が當時でも使用されてゐる。永享六年・寶徳三年の前二回の遣明船の歸國する時は明船は隨伴しなかつたが、戊子入明記に、成化四年（應仁二年）十一月十日付正使淸啓等連署を以て禮部に移し、明國にて回禮船の事を仰出されたるも、日本にては大亂の際なる事情を告げて之を辭拒してゐるので、前二回の回禮船は故あつて中止されたのであらう。廿七日眞蘂は勝元より申來れる兵庫島修理の件を繪圖を示して義政に伺ふ所あり、義政は先規を糺明すべしと命じた。翌六月二日眞蘂は飯尾大和守と議し、正實・定光に諮詢して之を義政に披露したので、義政は之により先規の如く倉方に兵庫島修理を命ずることを、伊勢貞親より飯尾大和守をして內意を傳へしめたる所、倉方は其負擔に堪へずとて拒絕した。仍つて細川勝元を以て倉方に强制的に命令すべき由を飯尾大和守をして眞蘂に傳へしめた。眞蘂は五日に義政の意を勝元に傳へたる所、領掌し難しといふ返答であつた。明船來朝に兵庫島修理が先規なりといひ、又正實・定光の倉方が修理を行つた先規ある旨を答へたとすると、多分倉方である正實・定光が命を受けた永享五年の島修固も、遣明船・明船の來往に關係ありとするも根據なき事ではない。

永享五年の港の浚渫

永享五年七月幕府は攝津守護代藥師寺氏に命じ、多田院領攝津國善源寺に課した兵庫砂掘人夫の催促を止めしめた。(多田院文書) 此砂掘人夫は東寺領播磨國矢野庄に對しても五反別一人として課せられたので、六月三日東寺では人を上原氏の許に遣り免除方を幕府に請談せしめたが、免除なしとの返答であつた。そこで東寺では兵庫島掘人夫沙汰用途として五貫文を矢野庄地下に徴して、免除運動費となさんとしたが、地下では三貫文を沙汰し、而も耕作已下有用の時期なるを以て、先づ一貫七百文を進むるが故に人夫免除に預るよう扶持方を訴へた。東寺では七月四日二貫文を上原氏へ屆けて免除方斡旋を請ひ、不成功ならば人夫減少方を談合する事とし、地下へは五貫文進納を申達することとした。(東寺百合文書ち、二十一口方評定引付) この砂掘人夫の徴課は兵庫港の浚渫でなく、堺港の四圍の溝渠の如く兵庫市街四圍の溝渠浚渫に關するものとする說がある。(柏原氏史學雜誌三〇ノ五二一頁) 此考は面白き著想であるが、その兵庫の溝渠浚渫なる事實を明確にする史料は何等見當らぬ。且その兵庫港の浚渫にあらざるは用語の上に明白であるといふ主張は、兵庫砂掘人夫とある多田院文書にのみ依つたからで、東寺百合文書には兵庫島砂掘人夫とあるから、兵庫港の浚渫と解するが妥當である。砂掘人夫の徴課は猶廣く諸領に懸けられたも

のと思はれるが、かゝる規模を大にせる浚渫事業も亦正實・定光の島修固と共に遣明船・明船の來往を機とせるものと思はれる。

寛正五年六月島修固を倉方が拒絶し、管領勝元も其執成方を領掌せずに終つたが、結局翌七月廿三日北關の領主で島修固の責任を有つ東大寺より、領掌する旨寺門の書狀を眞蘂の許に齎らしたので、眞蘂之を義政に告げた。而して東大寺の領掌した件は端板修補とある。（蔭涼軒日錄）

第四節　遣明船に對する明の制規

一　所謂永樂・宣德要約の疑問と其眞相

所謂永樂宣德要約存在の疑問

日明通交史上問題視さるべきものに永樂・宣德の要約がある。前者は成祖が永樂二年に趙居任を來朝せしめ、義滿に日本國王の冠服等を贈り龜紐金印を給し、永樂の勘合百道を齎らすと共に、(一)十年に一回入貢せしめ、(二)毎貢正副使等人數は二百人を過ぐる事なからしめ、(三)船は二隻に止め、(四)軍器を携ふる者は寇を以て論ずる事を約したものといふ。後者は宣德年間(一)人は三百人を過ぐる事なく、(二)刀劍は三千を過ぐる事なからしめたもので、其要約は永享六年六月來朝した明使雷春

が宣德の新勘合底簿を齎らすと共に改訂を約したものであらうといふ。以上永樂・宣德の二要約に就ては今日殆ど何等疑惑を容るべき餘地なきものとされてゐるが如くである。否寧ろ其内容に就ては精密なる批判が看却されてゐる觀がないでもない。然し此二條約の存在は何等疑ふべき點がないものであらうか。現に永樂・宣德の要約の如き兩國交通を規制する何物もなかつた事を主張する論者すらある。之に對して右要約の存在を確認する反駁論出でゝ學界を賑はした事さへある。（史學雜誌二八ノ六・七後藤秀穗氏、日明交通史上に於ける明史の誤想に就て、同二八ノ九・十栢原昌三氏永享條約に就いて後藤肅堂君の説を評す、中央史壇十三ノ九後藤氏倭寇に就て等諸論文）此等の諸説に就き個々に批判する煩を省き、直ちに右要約の内容を其基づく史料に就て批判を加へ、之を當時の實際に徵して其眞相を捉へ、若し右の要約が誤解に依り記されたものとすれば、何故にかく誤られたるものなるかを考へやうと思ふ。（詳しくは小葉田淳臺北帝國大學史學科年報第三輯所收日明通交史上の所謂永樂宣德兩要約の疑問と其眞相參照）

永樂・宣德兩要約の事は明史・明史藁を始め明末清初の日本に關する史書に多く記す所であるが、之等は以下要に應じて順次批判を加ふる事とし、先づ之等類書の記事の大體原典ともいふべき鄭若曾撰日本圖纂（嘉靖四十年）・同人撰籌海圖編（同四十三年）及び鄭曉撰吾學編（同四十三年）に就き考察しやう。

日本圖纂、籌海圖編に永樂要約に就き

永樂二年入貢、（〇中略）日本首先納欵、（〇中略）勅褒奬、給勘合百道、定以十年一貢、舡止二隻、人止二百、違例以寇論、制限進貢方物、（〇品名略）

又吾學編に

永樂二年使還、遣通政趙居任、賜王冠・文綺・金銀・古器・書畫、又給勘合百道、令十年一貢、毎貢正副使等毋過二百人、若貢非期、人船踰數、夾帶刀鎗、並以寇論

とある。宣德要約に就ては前者に

宣德元年入貢、入貢人舡踰數、刀劍過多、特諭來使、今後貢舡不過三隻、使人毋過三百、刀劍毋過三千、不許違禁、

とあり、後者に

宣德元年遣人來貢、人船刀劍不奉我約束、上諭使臣、自後貢毋過三舟、使人毋過三百、刀劔毋過三十（千カ）、否不受

とある。

日本圖纂・籌海圖編の記事には、日本につき清新有用の文字尠からざるも、猶前代の諸書の記錄を任意に剪截縫合して其間誤謬が僅少でない。特に永樂・宣德前後

の遣明船の記載等年代の錯誤、事實の交錯、誤解等甚しく、其二三は本章第二節にも簡叙したが、一々擧說の煩に堪へぬ。吾學編の妄誤は寧ろそれ以上である。右要約の條に含まる錯誤は後段にも述べる事とする。永樂要約の一條として吾學編に「夾帶刀鎗並以寇論」とあり、日本圖纂・籌海圖編には記されぬ。之に關する史料を當時に覓めると皇明實錄永樂元年九月己亥の條に「禮部尙書李至剛奏、日本國遣使入貢、已至寧波府、凡番使入中國不得私載軍器刀槊之類、鬻於民、且有禁令、宜命有司會檢番舶中、有兵器刀槊之類、封送京師、〇中略 上曰、無所鬻則官爲準中國之直市之、毋拘法禁以失朝廷寛大之意、且阻遠人歸慕之心」とある。之に依れば番使の中國に入り、兵器刀槊の類を私載し、民間に販賣する事は禁令ありといふのであるが、我が遣明船は常に之を積載したので成祖は特に官にて收賣せしめたのである。其後も刀劍・槍の類は明にて私易せしめず官收買し、遣明船の齎らせる主なる貿易品であつた。右の永樂元年入貢の遣明使は即ち圭密の一行で、其歸國と共に趙居任を來朝せしめ、通說では此際に永樂の要約を頒つたといふ。吾學編の文は恐らく右實錄の記載事實を誤記したに相違あるまいと思ふ。それはとにかく「夾帶刀鎗云々」の記事なき日本圖纂・籌海圖編に、宣德元年に入貢の船數人員共に數を踰え、刀劍過多なる

故、舡三隻・人三百・刀劍三千に制限するといふ。宣德元年入貢船なきを以て、要約の改訂を通說の如く永享六年雷春の來使の際にかけると、永享四年遣明船附搭の腰刀三千五十・鎗刀二であり、永享六年には腰刀三千把であつた。而して應永年間の遣明船數或は人員及び永享四年のそれが、日本圖纂等にいふ永樂の要約の制限を遙かに超過してゐる事は事實であるが、刀劍の數は尠くとも永享四年の遣明船は三千把を殆んど超過せぬ。後段論證する如く、所謂宣德要約の船隻三・人員三百の制限等は寶德三年度遣明船後の頒制と推定すべきもので、刀劍も此際の附搭太刀九千五百把・長刀四百十七振に達したので、其後附搭數を制限したものであり、かくて「刀劍過多、今後〇中略刀劍毋レ過二三千一」の句が意通ずるのである。吾學編には永樂に「夾二帶刀鎗一云々」の文あり、宣德に「人船刀劍不レ奉二我約束一云々」とあつて全然日本圖纂等と内容を異にする。即ち吾學編の永樂要約に依れば一把の刀劍積載も禁止されてゐたる故、數に拘らず刀劍舶載は約束の如くならざる違法である。

日明通交の實際と船隻人員貢年の制限

所謂永樂・宣德要約の要旨である船隻數・人員・貢年の制限が、果して事實の上に如何程實現されてゐるかを一瞥しやう。右論者に依れば永樂要約は應永十一年、宣德要約は永享六年の遣明船よりそれ〲適用さるべきものであつたといふ。

	出發	出航	渡航	入明都	渡航人員	上京人員	船隻數
1	應永十一、七（兵庫） A.D.1404		秋　小　汎	永　樂二、十（南京） A.D.1404			四
2	同　十二、八（同） A.D.1405		同	同　三、十一（同　） A.D.1405			
3	同　十三、八（同） A.D.1406		×應永十四春大汎	同　五、五（同　） A.D.1407		七三	
4	同　十五、二（同） A.D.1408		×春　大　汎	同　六、五（同　） A.D.1408		一〇〇餘	
5	不　明		×同　十五秋小汎	永樂六、十二（同　） A.D.1410			
6	不　明		×　十七春大汎	同　八、四（同　）			
7	永享四、八（同） A.D.1432		秋　小　汎	宣　德八、五（北京） A.D.1433		二二〇	五
8	同　六、九（同） A.D.1434		×永享七春大汎	同　十 A.D.1435			六
9	寶德三、九（同） A.D.1451	享　德　元、八（博多） A.D.1452 同　二、三（五島）	享德二春大汎 景泰四、四—五（寧波）	○景泰四、八（北京） A.D.1453	一二〇〇	三五〇餘	九
10	寛正六、七頃（同） A.D.1465		應仁元秋小汎（二、三號船） 同　二春大汎（一號船）	成化四、四（同　） 同　四、十一（同　） A.D.1468			三
11	文明八、三（堺） A.D.1476	（南　海　路）	文明九春大汎	同　十三、九（同　） A.D.1477	三〇〇		三

12	文明十五、十二頃(堺) A.D.1483	(南海路)	同　十六春大汎	成化廿、十一(北京) A.D.1484		×三〇〇	三
13	明應二、三(同) A.D.1493		明應四春大汎 弘治八、五頃(寧波)	弘治九、閏三(同) A.D.1496	七〇〇餘	×三〇〇	三
14	不明	永正八年(西海)	正德四、五(同)		一五〇		一
	永正三、十一(住吉) A.D.1506		×正德六、六(同)	正德五、二(同) A.D.1510	六六八〇		三
15	不明	─(南海路)	嘉靖二、四(同)		三〇〇餘		三
	永正十七春(堺) A.D.1520	大永三、閏三(山川) A.D.1523	─同　二、四(同)		一〇〇餘		一
16	×天文七春(山口)	天文八、四(五島) A.D.1539	嘉靖八、五(同)	嘉靖十八、閏七(同) A.D.1539	四一五	五〇	三
17	天文十六、三(山口) A.D.1547	天文十六、五(五島)	嘉靖廿七、三(同)	同　廿八、四(同) A.D.1549	六三七	五〇	四

備考　(一)出發は遣明船又は正使等の出發にかゝる。
(二)渡航(寧波)は寧波著の年月を示す。
(三)入京〇印以外は既に著京しある年月にて、入京は事實は多少以前にある。
(四)×は推定、「同」はすべて右同である。

右の内第五次永樂六年十二月明都に著せる遣明使は、義滿の訃を告げたる臨時的のものであり、永享四年八月兵庫發翌宣德八年五月入都中の遣明使は、義持時代の斷交後の最初のものであり、以上合計七回船數四十三隻の派遣は、所謂永樂の要約の適用時代であることになる。

又通說にては永享六年の遣明船以後は所謂宣德要約の適用時代であつて、其下

限の期に就ては特に如何。天文八年大内氏の遣明船が嘉靖條約を約したといふ說に依れば、當然此遣明船までは宣德要約の時代となる。然し所謂嘉靖條約なるものが、嘉靖六年〇大永七年以前の舊制である事は既述した。故に若し所謂宣德要約なるもの丶存するとせば、其下限の期即ち所謂嘉靖條約への改訂は何時頃なるかが問題となるが、從來の通說ではか丶る事が吟味された事はない。

所謂宣德要約時代の第二次寶德三年の遣明船は十艘、實際の渡航は九艘で人員千二百人に達し、享德元年秋渡航せんとして果さず翌年春となつた。第三次は寶德三年より十年目寬正元年正使以下を任命したるも、大内・細川兩氏等の渡航準備の遲延する等の事あつて、博多發は文正元年となり、之も風波のため妨げられて實際の渡航は應仁元年及び二年となつた。船數三隻で以後遣明船數大體三隻となり、唯細川・大内兩氏の遣明船派遣の爭奪があつて紛糾し、七次八次に結局細川氏の個別的派遣として一隻が渡航したのである。最後の大内船は遣明船三隻の他、海寇を防衛する軍船と稱して一隻を副へた。假に寶德三年及び其以前の遣明船に永樂・宣德の船隻二艘及び三艘の制限ありとすれば、其違法甚しき事實を認めなければならぬ。

渡航人員を實際につき見るに、寶德度の遣明船九艘千二百人、一艘別平均百三十三人餘、永正六年の細川船一艘百五十人、（皇明實錄嘉靖六年九月丙戌）天文十六年大内船四艘六百三十七人、一艘別平均百五十九人（朱紈、甓餘雜集卷之三章疏）等であつて、大體一艘百五十人見當である。此乘員中船方四十乃至六十名は殆んど異動なき必須のもので、之に正使・居座・土官・從僧・通事等の定限ある人員を加へると、一艘別百五十名程度の人員數は或る程度以下に極限し得るものでない。（本章第三節、乘組員の構成の項參照）日本圖纂に嘉靖六年の奏准として既述の貢船三隻・人數百・十年一貢の要約を掲げ、又嘉靖二十九年の規定として「日本貢船毎船水夫七十名、三船水夫二百十一名、正副使各一員、居座六員、土官五員、從僧七員、從商無レ過二六十人一」とあり、合計二百九十名としてゐる。人員合計百名の極端なる制限は、事實上は本節の明國の遣明船の接待處置の項に述ぶる如く賞犒數の制限であつて、三隻の渡航人員としては不可能に近い。かくの如くして若し船隻三艘人員三百の制規ありとすれば、之は事實上主として從商人の減定を意味しており、それは一面貿易上の制限をも加味してゐる如くである。人員の二百・三百等の制限ありとするも、事實上は終始かくの如き要約は實行されなかつた。即ち事實上乘組人員は必然に或る程度以上に減少し得ず、其數は船隻の增減に自

ら應じたのである。唯明國に於て廩給口糧・賜給等に際しては右の制限數に準據するを得たのである。

十年一貢の制規を見るに、假に寶德以前につき見れば、其實際に懸隔ある事一見明白である。貢次年數を考ふるに、之を一々派遣の經過を稽へ精確ならしむるは容易でないが、應仁以後の遣明船を北京到著の大體の年月によれば、成化四年より嘉靖二十八年に至る八十年間八回の遣明船は平均十年一貢となる。

制限違反に關する記錄の有無

所謂永樂・宣德兩要約が寶德以前に於て全く實施せられず、應仁以後の遣明船に於て、宣德要約と稱せらるゝものに近き制限の實施せられた事實は認めざるを得ない。勿論要約が實施せられなかつた事は、其事實のみでは要約の存在しなかつたといふ理由にはなり得ぬかも知れぬ。然し永樂・宣德の要約につき殆ど無條件に由據さるゝ明末淸初の書、特に其源流といふべき日本圖纂等の記載は既述の如く不正確極まるものである。尠くとも此等の書の記載は批判を以て臨まるべきであり、二要約の事實を其儘受容する事は差控へなければならぬ。況や寶德以前、遣明船の實際が要約の實を無視する事の甚しきに對し、之に關する非難の史實も、或は此二要約が果して通說の如く頒たれたとする記錄も、明側にも我が國側にも

一切見當らぬ。永享六年來朝の明使雷春が、船隻・人員多く刀劍過多なりとし、或は約束の如くならずとて所謂宣德要約を領つたといふに拘らず、其幕府に特に傳へし所は倭寇の取締、倭寇のため掠虜されし明人の刷還の事以外に出でなかつた。（滿濟准后日記永享五年六月十七日）之等の事實は消極的ながら永樂の要約及び永享六年（宣德九年）頒付せりといふ宣德要約の存在を益々疑はしむべきものである。而も是は應仁以後明白に船隻以下の制限を示す記錄の存在すると對照されるのである。

明の對外及び對日通交政策の經過

明の太祖は洪武三年に寧波・泉州・廣東に市舶司を置き、日本・琉球及び占城・暹羅等西洋諸國入貢船のため備へしめたが、同七年に市舶司を罷めて安南・高麗・占城等の諸國をして三年一貢たらしめて對外政策に甚だ消極的態度を示した。當時我が西海道地方との使船の往來があつたが、後年の足利氏の遣明船の如く入貢船の形式を整備したものでなく、明にては不本意のものであつた。是も洪武の中頃以後は絕えて、同廿七年には海外諸國多く姦詐なりとて往來を絕ち、唯琉球・眞臘・暹羅が入貢するを許すのみであつた。（皇明實錄洪武二十七年春正月甲寅）然るに成祖の即位と共に鄭和をして屢々大擧西征せしめ、南海諸國の詔諭に務め、又寧波・泉州・廣東に市舶司を復活し對外政策に頗る積極的となつた。此際成祖の詔諭を待たず、早くも入貢せしむる

に始まつた義滿の通交は、成祖の極めて滿足する所たると同時に、此入貢船の持續を明にて要望した一の理由は防倭の一手段と考へた事にある。此點は彼我の通交を考ふる上に牢記すべき事實である。然るに成祖の晩年外夷招集の費に困迫したので、翰林院侍讀李時勉等は、外夷朝貢の近きものは三年一貢、遠きものは五年一貢とする事を奏申した事があつた。（皇明實錄永樂十九年四月甲辰）

明にては商船が海外諸國に下海貿易する事を禁止するに至り、寇賊を勾引するを嚴戒したのであるが、事實は其海外往商は甚だ熾んであつた。宣宗時代には諸國入貢のため諸費に苦しみ、又其附搭物件の公私の貿易と、特に私易に伴ふ明人との生釁を危惧した。宣德十年（永享七年）禮部尙書胡漢は方今一切の冗費を節して軍民を安せんとするに際して、四裔の使臣多く沿途の供給に疲弊する事を奏し、以て琉球國使人正副使從人二十人を赴京せしめ、餘は福州に殘留せしむる事とした。正統四年（永享十一年）八月には、巡按福建監察御史成規は奏して琉球國使臣のため福州停住館の穀費貲られず、通事林惠等携伴せる梢人等二百餘人に達し、日給の廩米以下本年半歲にて已に錢七十九萬六千九百有餘に及び、而も間々紛擾を惹起するが故に、禮部にて廩米を日給する以外一切の費を悉く罷め、又通事等が紛紜を禁戢せず

ば之を治罪せん事を請うた。依つて英宗は文を移して戒諭せしめ改めずば治罪せしむる事とした。（皇明實錄正統四年八月丙戌）

正統八年廣東參政張琰爪哇の朝貢頻にて、供億の費甚しきを申奏した。蓋し爪哇は永樂以來「比年一貢、或間歲一貢、或一歲數貢」（明會要卷七十八）と稱せられたのである。依つて英宗は爪哇使の歸還に際し勅を附與し、海外諸邦並に三年一貢なるを以て、王亦宜しく軍民を體恤し此制に遵ふべしと告げた。成化十九年夷人の進貢し、又北京より回還して當該布政司に至らば、二十日內を限り例に照し茶飯管待して起程せしめ、期を過ぎ及び中途故無く停止する事一日以上ならば廩給を支するを止めしめた。（大明會典卷一百十五禮部膳羞）

琉球國使船の制限

かやうな消極的對外政策の結果、琉球國入貢船に加へられた制限の事實を概觀すると、先づ成化十年（文明六年）琉球國使臣の通事察璋等が、福州にて殺傷事件を惹起せるを機とし、同年入貢せる正議大夫程鵬の回國に際し、勅して今後每船一百人多くも一百五十人を過ぎざらしめ、每年一貢を改めて二年一貢ならしめ、國王正貢の他私に貨物を附搭するを得ざらしめた。同十二年琉球國王尙圓王は、一年一貢を請うて許されなかつた。（皇明實錄成化十一年夏四月戊子、歷代寶案卷之十二）此渡航人員・貢次年及び附搭物件の制

限には必然に廩給・口糧・賜給の減少、貿易額の制限が隨伴意圖されてゐる。同十二年四月巡按福建監察御史葉稠等奏して、琉球國一國に對し福建の市舶提擧の事務閑なるを以て、內官施斌の卒去に當り新に官司を差す事を止め、太監盧昧をして兼官せしめん事を請うたが、憲宗は內官常査を派した。成化十八年の禮部の奏に依れば、琉球國使臣の赴京人員は舊例四五十人乃至六七十人といひ、現在十五人に留むといへば、宣德十年の二十人の規定を更に減少したものである。其後弘治三年三月中山王尚眞王入貢奏請して、赴京人員十五名を五名增加し、貢船著岸の際口糧支給百五十人分を二十名分增加する事となつた。（皇明實錄弘治三年三月癸卯）正德元年に多年の琉球國の奏請を容れて一年一貢が許されたが、嘉靖元年には二年一貢とし、每航百五十人を定限とした。

對外政策消極化の理由

かくの如くして宣宗朝以來の對外政策の消極化の反面にも財政の問題が結ばれてゐる。卽ち廩給・口糧・賜給等の節減が其一であり、官貿易の縮少と私貿易の嚴戒が其二であり、特に後者には明人との生釁を慮り、異禁物の交易、國情の漏達等に關する危惧もあつた。（例せば會典卷一百八禮部朝貢の條に於ける會同館私易の條令、特に弘治十一年・同十三年・嘉靖三年の令等參照）而してかゝる消極策の具體的方法としては、船隻數・渡航人員・赴京人員・貢次年の制限等が其主

なるものであつたのである。

對日通交の消極化

皇明實錄正統五年八月甲申の條に「浙江右布政使石執中等言、近年日本諸國來貢者少、其市舶提擧司官吏人等冗賑、乞裁減三之二、從之」とある。市舶提擧司官吏の主たる者は、永樂元年の制置では提擧一員・副提擧二員・吏目一員等であつて、布政司に隷屬してゐる。浙江布政司の管掌する寧波の市舶司は專ら日本に對するもののなる事いふまでもない。日本等諸國の來貢の減少するを述べてゐるが、之を遣明船に就ていへば、宣德七年義教が義持時代中絶の後を復して入明せしめ、宣德十年に又入明してゐる。其隻數は五隻及び六隻で、永樂年間（入明の歲にかければ永樂二―八）七年間に六回（但永樂元年入明の分を便宜除く）合計三十八隻に比し、多少減少の狀を認め得る。然し宣宗が義持時代の入貢の中絶せるを遺憾とし詔諭せんとし、義教之を待たずして通交を復活した際であつて、市舶提擧司官吏人等が冗賑なりとて三分の二迄の大減殺を決行したるは、當時の消極的對外政策の一と見られるのである。

實德の遣明船と彼我の交渉

然るに次回實德度の遣明船卽ち景泰四年に入明せる遣明船は、九艘人員千二百名に達し、附搭貨物は又前回に數倍した。實錄景泰四年冬十月丙戌の條に「時四夷入貢者多至千人、所過輙需酒食諸物、憑陵驛傳、往往擊人至死、平江侯陳預奏、日本使臣

至臨清、掠奪居人、及令指揮往詰、又毆之幾死」とある。即ち渡航人員過多にて廩給・口糧を需めて驛傳を憑陵し、允澎等の赴京に際しても（此人員前後合計三百五十人餘）臨清にて殺傷事件を生じたといふ。附搭貨物は當時は官收買の物件多く行はれてゐたのであるが、宣德以來其價額差定を漸次低減し、此際には其數量も前回に數倍して極端に低下し、允澎をして「附搭物件價直、比宣德年間十分之一」と叫ばしめた。其結果は允澎等は禮部に向ひ給價の增賞を强硬に主張し、法樂社船の如き荷物を其まゝ積戻した程であつて、（詳細は第五節遣明船貿易の條參照）景泰五年二月禮部は奏して、日本國使臣允澎等已に重賞を蒙り、（賞は官收買物の給價である）恩恤を受けながら（恤は賜給、賜宴等をいふ）非禮を行ひ貪饕を肆し、沿途にては軍民を擾害し、會同館にありては禁約を犯すを以て、錦衣衛をして起程を催促せしめ、違拒せば其罪を正さん事を請ひ、景宗之を聽した。（皇明實錄景泰五年二月乙巳）その故か四日を經て同月廿八日に允澎一行は辭京してゐる。

允澎等の歸國するや明より幕府に通ずる所あり、康正二年義政は通事盧圓等を朝鮮に遣はして謝罪の意を明に告げん事を求め、幕府のため先容をなさん事を請はしめた。其文に「爰我國行人、先是於大明國事頗不軌、然而聖恩寛宥、特屈刑章、故及歸國日、以加囚禁」とある。長祿三年明より朝鮮國使に告げ、謹厚老成にして大體を

知つたる人物、通事は謹愼にして禮を知るもの、往復途中事端を生じ、人民を騷擾せざる事、財物を掠めて官符を欺凌せざる事等を幕府に通せしめた。之等に依ると明にては臨淸の事件及び正使以下の非禮不軌等を以て幕府を詰問したらしいが、之等は根本的には船隻・人員の過多と、廩給・口糧・賜給の增大、及び附搭物件の巨額と貿易の膨脹とに緣由するものなる事は容易に推察し得る。此際の禮部の幕府宛咨文にも、今後進貢方物を濫に將來する事なからしめ、硫黄の貢數は三萬斤を過ぎざる事を告げてゐる。同樣貿易制限の方針は成化二十一年の詔にも「其進貢附搭物件、禮部奏請、以後不ㇾ許二過多一、只照二宣德年間事例一、各樣刀劍總不ㇾ過二三十（千カ）把一、庶彼此兩充二勞費一」とある。宣德年間兩度の遣明船刀劍附搭數は大約三千把であつた。

遣明船々隻人員貢年の制限

かくして遣明船隻數・人員等の制限が行はるべきは此際にある事が推せられるであらう。文明十九年五月寶德度天龍寺船の先例に據り、遣明船三隻を相國寺に寄せて其他に大內氏に一隻を許可せんとの議のあつた際、蔭凉軒日錄同月廿六日の條に「汲古（伊勢貞宗）云、以前九艘渡之時、自二大唐一相定、於二以後一者、遣唐船不ㇾ可ㇾ過二三艘一、然者四號船事者不ㇾ可ㇾ叶事乎」とある。其後船隻・使人の決定等に幾多の曲折あつた後、同日錄長享三年八月十三日の條に「心月云、三十年以前九艘渡唐、人數千二百人、其時日本人多

々故、於二大唐一喧嘩出來、以レ故以後者不レ可レ過二三艘一、人數不レ可レ過二三百人一、此分相定、其後三度渡唐皆三艘、今被レ破二其法一、四艘渡之者、於二大唐一不レ可レ有二許容一、然者與二大唐一可レ爲二義絶一」とある。心月西堂は此時副使に擬せられてゐる。之に依つて明にては寶德度の船隻・人員過多にて臨清事件等の憑凌のことあつたるを責めると共に、以後の遣明船を三隻に制限したるは毫末の疑惑を容れぬ事實である。而して恰も成化十年琉球國に對し、福州の憑凌事件を機とし人船の制限貿易の縮少をなしたる如く、臨清事件や正使等の所謂不軌は、又明の消極的對外政策を施行する一の機會であり、寶德度の船隻人員の過多と附搭物件の巨額なりし結果は、此政策決行を促進したるものといはなければならぬ。若し所謂宣德要約の人員三百、十年一貢の制限を頒つたるものとせば、當然此際のものと考ふべきである。かくの如くして再び既述の遣明船の表を檢すれば、應仁以後所謂宣德要約に近き事實の實施せられたる所以を理解し得るであらう。

制限頒付後の經過

日本圖纂に嘉靖六年奏准の要約として「凡貢非レ期、及人過レ百、船過レ三、多挾二兵器一、皆阻回」とあり、又同廿七年の浙江巡撫朱紈の哨報夷船事の奏にも「以レ此嘉靖六年該禮部題奉欽、仍十年一貢、遂爲二定例一」とある。（甓餘雜集章疏）而も是は嘉靖六年九月の浙江巡按御

史楊鋒の奏によれば、既に當時の舊例であつた。是より先明應五年入明した堯夫壽冥の一行は、濟寧に於て殺傷事件を惹起して、今後起京人員を五十人とし、餘は浙江館に在留せしむる事とした。（皇明實錄弘治九年八月庚辰）起京人員五十人の制規は今後永く變改せられなかつた。而も人員百名の制限は渡航人員としては事實不可能で、賞犒の人員なる事は別に述べたる如くである。之より先渡航人員三百の制限ありたるも、是又事實行はれ難く、又實際多くは履行されなかつた。永正八年の遣明船には壬申入明記に「則六百餘人豈能生乎」とあり、日本一鑑卷之七に正德乙巳（辛未カ）使人六百六十八とあるは確實な正數であらう。又起京人員も壬申入明記に成化五年以來兩度の遣明船に「以上年中進京三百餘人」とあるは牽强の嫌なしとせぬが、同書に起京人員五十人に制限せられしを、桂悟は從使二百九十二人を起送せん事を請うたのも先例に依つたのであらう。船隻の制限は應仁以來正しく實施され、永正八年に桂悟等三隻を以て渡航せる他、宋素卿の細川船之に先んじ渡航し、大永三年にも宗設等の大内船三隻の他に、瑞佐・宋素卿等の細川船一隻が到つた。而も明にては之を異例とし、永正七年細川船一隻の渡航を記して「禮部奏日本國進貢方物例三舡、今止二一舡一」とある。（皇明實錄正德四年十一月乙卯）刀劍三千把の制限も成化廿一年の咨文に明示し

寧波亂後の制限遵守の嚴達

てゐるが、是又實行されず多數に積載された。

然るに嘉靖二年宗設・瑞佐・宋素卿等の寧波の亂勃發以後、閉關絶貢の議起り、又右の定例を嚴重に施行する事となつた。同六年九月楊彝が奏請して十年一貢・船三隻・人員百・過多の兵器携帶の禁を布政司をして日本に移咨し、今後の遣使入貢に遵行せしめ、違へば阻回せしめんとしたるもその一である。同十八年閏七月湖心碩鼎等の遣明船寧波に入るの報達するや、世宗は命じて巡按御史をして三司に督し嚴に譯審を加へしめ、效順のものたらば例の如く五十人を起送上京せしめ、所在の居民をして私に交通するを禁ぜしめた。(皇明實錄嘉靖十九年二月丙戌) 同廿三年釋壽光等の入明するや、十年一貢の貢期にあらず、又表文なしとて阻回せしめた。同廿七年三月策彥周良を正使とする大内船四艘は寧波に入つたが、六月巡撫朱紈の日本國貢使周良等六百餘人浙江界に入りし報は北京に著した。朱紈は右の通報にて周良の齎らせる勘合表文は正しく、貢期に數月の差あるも、之を阻回するは策にあらずとし、隨伴する者水夫共六百卅七人にて、前年より外洋にあり、(○舟山嶴山に滯泊した) 病死する者廿一人、又三隻の他軍船一隻を副へたるは「要在防賊舟、而完貢船而已、嘉靖二十一年以來邊寇指商船爲名、不時來國、或與寘島兇賊交通、或侵劫邊民、剽奪家財、不可勝數、國王

遠慮設副軍船一隻」と辨明する所があつた。禮部はよつて周良等の期に先んじ、舟人の數倍すれども、表詞恭順、貢期を去る事遠からず、拒絶を加ふるは遠航の勞憐むべしとて、十八年の例に倣ひ五十人を起送し、餘は寧波嘉賓館に留めて賞犒し、互市は事宜を防止して斟酌處置せしめた。禮部は賞犒は百人に限らんとしたが、周良等は翌年四月入京して、隨伴者多く、又一艘の附來は敢て明制に背くにあらず、「中國商舶入夷中、往往藏匿海島「爲計」を以て貢舟を護らんが爲なる事を陳情した。禮部は依つて百人の他に量加賞犒して百人の制の遵行し難き事、貢舟の數を斟酌せん事を以て新に奏請してゐる。（皇明實錄嘉靖二十七年六月戊申、二十八年六月甲寅、朱紈甓餘雜集）之を以て之を見れば、人員百の制限は渡航人員の意味を持つのであるが、其制限の事實不可能なるを察して其遵行は比較的固執せず、實際上には賞犒數となしたのである。日本圖纂に同廿九年の制として、日本貢船水夫七十名、三船水夫合せて二百十名、正副使以下二十員、從商六十名總計二百九十名としたるは、或は前回の事情を斟酌差定したものであらう。然らば多分この渡航人員數を又賞犒數たらしめたものとも思はれる。

所謂兩要約の誤謬と其因由

船隻三、人員三百、十年一貢、刀劍三千を過ぐるを得ずとの所謂宣德要約が、宣德元年の制となす日本圖纂等の說の誤れるは勿論、之を永享六年（宣德九年）雷春來朝の際の

頒布にかゝるとする通說の誤謬は以上の如くして斷定し得ると思ふ。船隻三、人員三百の制限は寶德度遣明船の後にあり、而して十年一貢の制限も恐らく此際にあらう。刀劍の制限も成化二十一年の咨に明示されてゐるが、是又船隻の制限と同時にあつたとも思はれる。所謂永樂の要約に至つては、之を日明通交の實情に照し架空のものたるを信せざるを得ぬ。即ち宣德(事實は景泰)以後に比し、永樂年間の明の對外政策が一層消極的なりしとは到底考へられぬ。是は彼我通交の實相を見れば容易に理解し得る。

然らば日本圖纂・籌海圖編・吾學編等は何故にかくの如き架空の事を記載し、又誤謬を犯すに至つたのであらうか。之等の書は明末・清初のそれと同じく嘉靖の大倭寇を被りて、倭寇の眞相・防備等を敍して日本國情に及んだもので、其ため我が國情に關し潤色的のものが自然的にも或は意識的にも濃厚である。洪武年間の胡惟庸事件等の記載もかゝる傾向が感ぜられ、年次等も一定しない。籌海圖編に「西番琉球從來未嘗寇邊、其通貢有不待言者、日本狡詐叛服不常、故獨限其期爲十年、人爲二百、舟爲二隻云々」とあるが、之等の書は日本貢舶の制限を唯日本の叛服常ならざる事に由る如き口吻を漏らして、洪武年間の日明通交と義滿時代の通交事情の展

開には充分の理解がない。

日本圖纂・籌海圖編は永樂要約の頒布を永樂二年入貢の際にかけるが、「日本首先納㆑款」とあるは、永樂元年圭密等の成祖の詔諭を待たずして渡航せる事實を指したるものと見られ、「擒㆑獻犯㆑邊倭賊二十餘人、卽命㆘治以㆓彼國之法㆒、盡蒸㆗殺之㆖」とあるは、既述の如く永樂三年源通賢渡航の際の事實である。かくて勅して褒奬し勘合百道を頒ち、船隻・人員・貢年等の制限をなしたといふ。吾學編には永樂要約の頒付を永樂二年趙居任遣使來朝の際にかけるが、永樂三年の事實たる「遣㆑人來貢幷擒㆓獻犯㆑邊賊二十餘人㆒、卽付㆓使人㆒治㆑之、縛㆓甑中㆒蒸㆑死」の條を其以前にかけ、永樂四年來朝の兪士吉の事實を其後とし、船隻二の制限を明示せずして「人船踰㆑數」と記して船隻制限をも含めたるは何れも理由ある事である。薛俊の日本考略の重刊補遺（嘉靖九年）は吾學編と同樣である。永樂勘合の賜與はいふまでもなく永樂二年趙居任來朝の際である。而して永樂三年源通賢が入明し海寇二十人を進むるや、成祖は大に喜び翌年潘賜等を派し來朝せしめ、諸物の外に海舟二隻を贈つた事實がある。壽安鎭國山を封じたるも此際である。此前後籌海圖編等年代事實の錯誤多きは既述した。日本圖纂・籌海圖編と同じく明會要（卷七十七）は、所謂永樂要約の頒付を永樂二年入貢の際に

かけ、圖書編（日本國考）は吾學編と同じく永樂二年趙居任の遣使來朝の際とし、後二者に「夾帶刀鎗、竝以寇論」の項あり前三者に之を缺く。然るに例せば閩書卷之一百四十六島夷志に「(永樂四年)以兪士吉爲都御史、齎賜之龜紐金印、誥命封爲日本國王、名其國之山、曰壽安鎭國、上親製文勒碑其上、遂給勘合百道、令十年一貢、貢道繇寧波、船無過二隻、人無過二百」とある。何喬遠の名山藏も同樣である。是いふまでもなく永樂二年の事實と四年の事實と混同してゐるので、龜紐金印の賜與・日本國王の誥命・勘合百道頒付は永樂二年の事であり、壽安鎭國の封名は兪士吉が潘賜と行を共にせる際で、此混同の理由は船二隻が永樂四年に贈られたるが故である。大明會典（卷一百五朝貢）之と同じく永樂四年を唯永樂初とし、「夾帶刀鎗云々」の項がある。殊域周咨錄（卷二日本）に「給以勘合百道、定約十年一貢、人止二百、船止二艘、毋得夾帶刀鎗、如違例越貢、並以寇論、仍命都御史兪士吉、賚白金綵幣幷海舟二、賜之云々」とあり、要約を永樂四年潘賜・兪士吉の來朝の際にかけ、海舟二の贈與と明白に聯繫せしめてゐる。明史藁・明史・續文獻通考卷二十九に「永樂初詔、日本十年一貢、人止二百、船止二艘、不得携軍器、違者以寇論、乃賜以二舟、爲入貢用」となし、勘合の事を缺くは流石に用意の程が偲ばれる。明史藁・明史には永樂二年趙居任、四年の潘賜、兪士吉の來朝に關しては略ぼ實錄に

准じて正確なる記載があり、永樂・宣德の要約が全く別に景泰四年の條に記さるゝを注意すべきである。勘合の頒付を加ふれば永樂二年にかけざるを得ず、二舟の賜與を記さば同四年となさゞるを得ない。是勘合の項を除き、永樂初めと曖昧たらしめた所以であらう。以上の如き諸事實は結局所謂永樂要約と船隻二の制限が永樂四年の海舟二隻の贈與より著想されたる事を自ら暗示するものであらうと思ふ。人員二百は船隻二を條件とし、宣德要約の三隻三百人より推想されたるものであらう。弘治會典に「日本國〇中略（洪武）三十五年復來朝貢、後定爲二十年一來貢一」とあるを、之に依つたと明記する薛俊の日本考略嘉靖二年に「太宗文皇帝御極初、詔許二十年一貢、船隻・水手・貢物俱有二定制一」と記して「後定」を成祖即位の初とし、十年一貢の他に船隻以下の定制を加へ、嘉靖九年の重刊補遺には人二百と明記してゐる。かくして所謂宣德要約に比し一層消極的の制限たる永樂要約が、嘉靖年間に至り史實として結成さるゝに至つたに就ては、既述の如き倭寇畏恐の雰圍氣が考へられるのである。刀劍に關する項の由來する所は先に述べた。日本圖纂等三書の宣德要約を宣德元年にかけるを其儘受けしは殊域周咨錄・圖書編等で、圖書編の如き吾學編の刀劍三十千〇三の誤記をすら同樣に記してゐる程である。明史藁・明史・續文

獻通考・明會典等は宣德初と改めて葷しており、四書中明會典のみ刀劍の項あり之も三十と誤記してゐる。明會要が之を宣德八年遣明使來貢の際に敍したるは上出來といふべきである。

二　勘合の制度

勘合編置の來由

周鳳は善隣國寶記中に記して「今所謂勘合者、蓋符信也、此永樂以後之式爾、九州海濱以賊爲業者、五船十船、號日本使、而入大明、剽掠瀕海郡縣、是以不持日本書及勘合者、則堅防不入、此惟彼方防賊、此方禁賊之計也、自古兩國商舶、來者往者、相望於海上、故爲佛氏者、大則行化唱道之師、小則遊方求法之士、各遂其志、元朝絕信之際尙爾、況其餘乎、有勘合以來、使船之外、決無往來、可恨哉」と述べてゐる。即ち勘合は永樂以來の制で海寇を禁防するために、日本國書と共に日本の貢使たるを明證する符信であるといふのである。楠葉西忍は「昔日本仁正直ノ時ハ、何時モ商人ニ付テ、僧俗渡唐歸朝無相違、近來ハ海盜以下不道輩有之間、不用日本仁渡事也、鹿薗院殿依御計略テ、勘合ヲ被乞請、無勘合者、可致害云々、盜人故也云々」と語つてゐる。永享六年明使雷春が宣德の勘合を齎らすや、此歲に宣德の新勘合を携へて渡航した正使仲誓は、前代の永樂勘合の殘餘五十七道及び同日字勘合一百道の底簿一扇を齎らして明へ還納

したので、此事は幕府より禮部宛の咨文に明記されてゐる。我が國に對し最初に編置した勘合は永樂の勘合であるが、勘合は「毎改元則更造換給」とあり、（會典卷一百八禮部朝貢）成祖の即位するや、右通政趙居任等をして來朝せしめて登極を告げしめんとし、偶、遣明使圭密等の到るを見て、翌永樂二年春倶に來航せしめ、龜紐金印を幕府に贈つた際に給付したものなる事は疑ない。但し永樂勘合頒付と共に、頒付せりといふ吾學編・日本圖纂・籌海圖編等に記す所謂永樂條約に就ては前節に述べたる如くである。

勘合制の意義組織

勘合の制の何たるかは永享六年六月廿四日兵庫に著岸せる明使雷春斐寛の幕府に贈れる宣德の勘合と共に齎らせる宣德八年六月十一日付禮部の制書によつて窺知される。（柏原昌三氏史學雜誌三一所載日明勘合の組織と使行を參照）

行在禮部爲關防事、該

欽依照例編置日本國勘合、査得洪武十六年間、欽奉

太祖皇帝聖旨、南海諸番國、地方遠近不等、毎年多有番船往來進貢、及做買賣的人、多有假名託姓、事甚不實、難以稽考、致使外國不能盡其誠款、又怕有去的人、詐稱朝廷差使、到那裏生事、需索擾害他、不便、恁禮部家、置立半印勘合文簿、但是朝廷差去

的人、及他那裏差來的、都要將文書比對、硃墨子號相同、方可聽信、若比對不同、或是無文書的、便是假的、都拏將來、欽之、除欽遵外、今置日字一號至一百號勘合一百道、底簿二扇、本字一號至一百號勘合一百道、底簿二扇、內將日字號勘合幷本字號底簿二扇、收留在此、及將本字號勘合幷日字號底簿一扇、差人齎赴日本國收受、將本字號底簿一扇、發福建布政司收貯、今後但有進
貢、及一應客商買賣往來者、須於本國開塡勘合內、開寫進
貢方物件數、本國幷差來人附搭物件、及客商物貨、乘坐海船幾隻、船上人口數目、逐一於勘合上開寫明白、若
朝廷差使臣到本國、須要比對、硃墨字號相同、方可遵行、使臣回還本國、如有贈送物件、亦須於勘合內逐一報來、庶知遠方禮意、如無勘合、及比對不同者、即係詐僞、將本人解送赴京施行、今將日字號底簿一扇、本字號勘合一百道、發去日本國收受、書塡比對施行、

右置訖

宣德捌年陸月　日　（戊子入明記）

明國に於て海外諸國に對し始めて勘合を頒付したるは、洪武十六年暹羅に給せ

るものである。其目的とせるは進貢使の他、假名託姓の徒にて賣買を目的として來るものを稽考し、又明國使人を詐稱して諸國に到る輩を識別するにある。勘合の制は毎國に勘合二百道・號簿四扇を編置し、例せば暹羅にあつては暹字號勘合一百道及び暹・羅字號の底簿各一扇を內府に備送し、羅字勘合一百道及び暹字號簿一扇を暹羅國に發送し、羅字號簿一扇を廣東布政司に收むるのである。卽ち日本國勘合の制にあつては、日字・本字の各號各勘合一百道計二百道・日字號勘合底簿二扇・本字號勘合底簿二扇計四扇を作成し、日字號勘合一百道及び日字本字號底簿各一扇を內府に備置し、本字號勘合一百道・日字號底簿一扇を日本に送り、本字號底簿一扇を浙江布政司に收むるのである。

底簿を福建布政司に備置すことの疑問

然るに前揭禮部の制書に依ると本字號底簿一扇を福建布政司に備置する事を記すが、是はいふまでもなく泉州市舶司にて勘合を査檢する事となり、甚だ奇怪である。之より先洪武三年寧波に日本のため、泉州に琉球のため、廣州に占城・暹羅・西洋諸國のため各々市舶司を置き、布政司の下に隸せしめたのであつて、其後一度は中止され、永樂元年又同じく復活された。故に日本よりの遣使船のため本字號底簿を浙江布政司に備置せずして福建布政司に備置するとは殆んど不可解の事實

である。或は之を解せんとして宣德八年當時及びその以前にあつては遣明船の航路は大小琉球を經て泉州に達するを普通とし、更に北航して寧波に到つたものとする說が行はれてゐるが、之は全く承服し難い。其憑據とする所は憲章類編に「按海寇舊乘風汎易於爲備、歲凡仲春南風始迅、番船乃西北至、秋而歸、今任其何風可轉帆備發、往者山新羅・百濟至遼陽南下、本朝初由大小琉球迂繞福建至浙、近乃發五島由八山・霍山直對寧波、不五日夜夕至浙、發則無時」とあるに基くものである。圖書編（卷之五十海中風迅）にも同種の記載あり、明末の書にかくの如く往昔・明初・今時の倭寇來航路の變遷を記すは何に基くか明瞭でないが、或は籌海圖編等に記す倭寇の三道を敷衍したものであらう。右三道が嘉靖末大倭寇の進路であつた事は事實であるが、明初に大小琉球を經て福建に到り、後五島より西航するに到つたとなすは大なる疑問といはなければならぬ。（第五章第二節參照）況んや遣明船の航路は宣德八年以前に大小琉球を經たりとするは如何であらう。洪武六年來朝せる明使仲猷祖闡等は五月廿日明州を發し、三日の後五島に到り五日にして博多に來著した。永樂元年九月禮部尚書李至剛奏して、日本國使（圭密）入貢して寧波に到るを報じ、軍器刀槊の類は有司に命じ檢番せしめ之を京師に封送せしめん事を述べてゐる。楠葉西忍は永享四

年・寶德三年の兩度に渡明したのであるが、其航路を語つて「日本國ヨリ大唐ハ相當未申方一（明州津事也、惣ハ大國之間不レ知二南北長一）」といひ、明州卽ち寧波の事を述べて泉州に言及せず、「春ハ肥前國大嶋小豆浦ヨリ船出之、五十里南也、秋ハ同國後唐ノ嶋ヨリ船出之、五十里北也、其故ハ自二八月一至二二月一マテハ北風□自二三月一至二七月一マテハ南風也（秋風ヲハ野分トモカリワタシトモ云也）云々」といひ、五島・小豆浦よりの發航をのみ述べてゐる。宣德八年以前は必ず泉州を經たりとすれば、永享四年度の遣明船は必ず泉州に到つたもので、當然彼の言及すべきものと思はれる。宋元以來殆んど漏れなく我が商舶の渡航するもの平戸・五島より發せしを參考すべきである。故に宣德八年の禮部制書に發福建布政司收貯とあるは浙江布政司の誤記と斷定すべきである。

勘合の形態其實施方法

勘合は表面に字號を半印せる長方形の紙券で、幅員約一尺三寸長さ約二尺八寸程と推知せられ、例せば戊子入明記に圖載する本字壹號の勘合は本字壹の左半分を印し、本字底簿は之に比對せる一字號以下半印百道を簿綴せるものである。遣明船は船毎に勘合一道を携へて行つたので、寧波なる浙江布政司にて底簿と比檢した後、北京に護送し、〇（永樂十八年以前は南京）更に禮部の勘合並に底簿と較合し、彼此の硃墨字號を檢したのである。明使の來朝する際は明の禮部にある日字號勘合を齎らし

て、我が國に保管する日字號勘合底簿と硃墨字號を比對して其證となし、且つ歸國の際明への贈物は總て勘合に記入し携へ歸らしめる定めであつた。遣明船の齎らせる勘合の裏面に進貢方物件數・附搭物件・客商物貨・乘坐海船幾隻・船上人口等を記したのである。（之を開塡といふ）善隣國寶記收載の永享六年遣明船の正使仲誓が禮部に齎せる咨文の初めに「日本國今塡、本字壹號勘合壹道爲恩事」と題せるは、一號船の携へし宣德本字號第一號勘合の裏面に記載せしものである。

日本國今塡、本字壹號勘合壹道、爲
恩事、宣德捌年陸月初拾日、准
禮部、日字壹號勘合咨文、該
欽差內官雷春等齎捧
誥命幷給賜等物、勘合底簿、欽遵逐壹照數收領外、今差正使、恩表幷進貢方物、開坐、須
到咨者、

今開

壹謝

恩表文壹通、齎繳永樂年號本字勘合伍拾漆通、同日字勘合壹百通底簿壹扇、

壹　貢獻方物　馬貳拾匹　撒金鞘太刀貳把　硫黃壹萬斤　馬腦大小貳拾塊
金屛風參副　鎗壹百柄　黑漆鞘柄太刀壹百把　長刀壹百柄　鎧壹領　硯壹面
幷匣　扇壹百把
壹　差去、正使壹員
右咨。
禮部
宣德玖年捌月貳拾參日

右によれば宣德八年六月十一日付禮部の咨文を以て明使雷春の齎せる物件を記し、永樂勘合・底簿の殘餘を還納する事を記すは一般の場合にあらざるも、次に表文・進貢方物の種目員數・正使員數を塡してゐる。又寶德三年遣明船の正使允澎が禮部に呈せし咨文の初めに「日本國、今塡、本字漆號勘合壹道爲朝貢事」とあるは、一號船の携へし宣德本字第七號勘合の裏面に記せるものである。

日本國、今塡本字漆號勘合壹道爲朝貢事
今將本船裝載方物幷人員姓名開坐于后、須咨者
今開

壹　表文壹道　貢獻方物

壹　馬貳拾匹　○中略

壹　專使壹員　綱司　居座　從僧　通事　從人　船頭壹名　水夫

右咨

禮部

景泰貳年捌月　日

右に依ると善隣國寶記に收載する場合、人員の明細は省記したのかも知れぬ。

以上第一號船所携の勘合には孰れも一號船積載乘座の物件・人員（進貢品は當然一號船に積むべきである）を塡せる事明白である。されば一號船の携帶せる勘合（最初の字號の勘合）に正使以下人員・附搭物件・客商貨物・渡航船隻・乘員數のすべてを記載すると解するは誤解であつて、二號船以下の携帶勘合の裏面が空白である譯ではない。此事は例せば該勘合の制に類似する當時の琉球船の符文の幾多の實例によつても推知される。各船携帶勘合には當該船の附搭物件・乘坐人員等をそれぞれ塡するのであつて、楠葉西忍の談に「永享二百枚、寶德二百枚給レ勘合」云々、此勘合ヲ船一艘宛ニ持之テ其船中人數ヲ書付也、外官何人、仁凡何人ト書レ之、一號船・二號船・三號船ト書レ之」とある。戊子入明

記に景泰勘合の內一枚として幕府船の正使以下乘員、細川船一枚として居座以下乘員、大內船一枚として居座以下乘員を記して已上勘合三枚とあるは、恐らく勘合記載の乘員を記したものであらう。

勘合の頒付

明代は一世一元にて、四夷諸蕃の國王又は國使は新帝の卽位を祝賀するため、其元年に直ちに朝見進貢して禮部に於て元年編置の新勘合を頒付された。然し吾が遣明使は此事を普通行はず、遣使も元年と限らなかつた。

永享六年明使雷春が宣德勘合を齎らしたるを以て、同年渡航せる六艘の遣明船は其第一號より第六號に至る六道を携へ、永樂勘合の殘餘五十七道及び同日字勘合一百道底簿一扇を還納した。寶德三年の遣明船は十艘で宣德勘合第七號より第十六號に至る十道を携へ、(但第五號船島津氏船は明に赴かなかつた)其歸朝に當つて景泰の新勘合底簿を齎らした。次の應仁元年及び二年渡航の幕府船以下三隻は景泰勘合第一號より第三號に至る三道を携へ、宣德勘合の殘餘八十四道及び同日字勘合底簿一扇を還納し、成化の新勘合底簿を得て歸國の途に就いた。是時國內は應仁文明の大亂の際で、第三號船の經營者大內氏は西軍に屬して、第二號船の細川氏に對立し、瀨戶內海は大內氏の勢威强く、海賊劫掠の虞もあり、南海路を通つて歸航せんとしたが、

新勘合は結局一旦は大内氏の手に歸したのである。（本章第六節應仁度の遣明船の項參照）以來大内・細川二氏を中心として勘合爭奪の紛糾あり、或は新舊勘合を兩用し又は舊勘合のみを用ふる等勘合の制の遵行は紊亂したのである。

三　遣明船の接待處置

遣明船は入貢船たる形式であつたので、明國では朝貢船として待遇もし種々の給付も行つた。

遣明使の行程

允澎入唐記に依ると、正使一行が普陀山（舟山列島の一）に抵り、蓮華洋に碇泊するや、彩船百餘艘が來つて歡迎し、酒・水・食糧品等を贈り、次で沈家門に達するやまた諸官人が畫船五十餘艘に乘り、角を吹き皷を打つて歡迎し、やがて巡檢司から遣はした官船に導かれ、定海を經て寧波に入港した事が記されてゐる。

允澎入唐記・壬申入明記・策彥入唐記等によつて大體を記すと、寧波に到つた一行は明の内官に迎へられて嘉賓館に館せしめられ、布政司よりは日本進貢船來著の旨を北京に報ずる。布政司按察使等は杭州より來て歡政堂・觀光堂にて筵宴を張り茶飯を設ける。遣明船搭載貨物は一號船より順次に明官人立會の下に荷揚げして東庫に入れ、點檢して貢獻方物の他起送貨物を匣に入れ、又官收買の物貨等を

隨時南京等に送付する。やがて北京禮部より進貢船を速に起關せしめよとの劄到り、一行は四明驛にて船に乘り河川運河にて北京に向ふこととなるが、この起京人員は明政府の所定によるものであつた。北京に近く通州に到つて上陸し、驛丞官の出す所の車馬驛驢に乘つて北京に向ひ、崇陽門に到れば官人は一行の姓名を記して會同館に入れしめる。やがて鴻臚寺習禮亭に於て朝の禮を習ひ、これから奉天殿に於ける謁見、表文の捧呈を始め闕左門の賜宴・會同館の茶飯等がある。そして最に寧波から送られた貢獻方物等が會同館に達するや、禮部主客司は之を檢納し、又官收買物の給價を決することとなる。貢獻方物の檢納に就ては會典卷二百八朝貢通例に詳細なる記載がある。幕府及び正使以下への頒賜物は北京に於て行はれたが、官收買物の給價は南京にて支給したらしい。允澎等が歸途南京に赴いたのも一はそのためである。楠葉西忍の談に「然則日本國ェ御返報ノ料足以下、毎度如昔代(衍カ)於南京ノ御藏ヨリ取出テ渡給之、永享ノ渡モ今度寶德度ニモ料足六萬貫・段子五百疋於南京邊テ請取之畢云々」とある。

私貿易の監掌

私貿易は市舶司監掌の下に寧波に於て許され、又會同館に於ても主客司監督の下に行はれた。會典朝貢通例に「凡交通禁令、各處夷人朝貢領掌之後、許於會同館開

市三日或五日、○中略倶主客司出給告示於館門首張掛、禁戢收買史書及玄黃紫皁大花西番蓮段疋幷一應違禁器物、各舖行人等將物入館、兩平交易」等の規定がある。

筵宴

明都及び寧波に於ける筵宴に就ては、會典卷二百十四禮部筵宴の條に「日本國筵宴二次、使臣回還、至寧波府管待一次」とあり、又宣德年間の規定を記して「宣德間、使臣至通州湯飯、令行在光祿寺辨送至濟寧州、浙江布政司幷寧波府茶飯管待」とある。

正使以下の起京者及び進貢方物等の起送物件を運ぶ舟車等も官給され、各驛に於ける曳船人夫の給付等は策彥兩度の渡集に詳かである。又正使一行の寧波及

廩給口糧

び明都滯在中は勿論沿途に於ても廩給口糧の賜給がある。楠葉西忍の寶德度の渡唐日記に「明州ニンホウ外官一人前ノ記、下行分也」として

柴四百五十斤 斤別百六十文目、十六兩也、七十二貫ニ相當額　　酒一瓶 茶七斤計入ホトノ壺也
炭百五十斤 二十四貫目　　油三斤十二兩 六百目
花椒（サンセウ）十五兩 一兩別十文　　魚一斤半 二百四十目
茶廿五兩 二百五十目　　菜三斤 四百八十目
鹽三斤十二兩 六百目　　白米五升 六合餘、七合計器也、日本
欄子（ランソク）百五十丁

以上外官方

人凡ニハ黑米二升宛

とあり、「假令寶德渡唐ニ多武峯長谷寺兩寺ヨリ船一艘沙汰立之時ニ外官三人（藥師院楠葉、七郎次郎）也、此下ニ商人以下百人分、人凡ニテ召具之、百人ハ外官三人之下人分也、一人ノ下ニ三十人餘也、此分ヲ毎日外官人下行物ニテ事ヲ成也、餘分ハ外官德分也、外官人下行物ニテ事ヲ成也、餘分ハ外官德分也、米ハ人別ニ被下行之、何十日ナリ共、明州ニ在國中ハ毎日此分下行也、船方四十人計在之、明州河ハタニ木屋ヲ造テ候ニ、船方ヘ下行物又在之、數百人船人也、西忍之船分四十船方也、毎日下行物色々在之云々、凡希代善政國也」とある。之に依ると外官の從者たる名で渡航せる商人等は、各々其附隷せる外官への支給さるゝ分の中より給與されるので、黑米だけは人別に二升を給せられる。船方は別に下行物があつたのである。後の天文八年の遣明船の際の記錄に、在寧波官人廩給（白米五升其外十三色）口糧（黑米二升其外四色）とあり、其明細は

廩給　米五升・肉八兩・油四兩・鹽四兩・醬四兩・醋四兩・茶四匁・酒三斤・筝三斤・蘿蔔三斤・花椒四匁・燭六枚・柴三十斤・炭六斤以上十四色

口粮　米二升・肉二兩・蘿蔔壹斤・柴五斤・醬二兩・鹽二兩

とある。（驛程錄）官人廩給は官人に對する給付で、卽ち天文八年の遣明船では一號船

では、官員十五人、二號船では五人、三號船では六人で、正使以下居座・土官等に對する給付である。口粮は從商人・水夫等に給するものであらう。戊子入明記に載せる景泰四年卷內として、專使等每一員一ヶ月柴九百斤として

酒一員一日半瓶　油一員一日四兩　鹽一員一日四兩　醬一員一日四兩

茶一員一日一兩　花椒一員一日一兩　燭一員一日十枚　炭一員一日十ヶ

肉一員一日八兩

とある。六十六員とは何人を指すか明白ならざるも多分正使以下居座・土官等であつて、其給付の品量は驛程錄の官人廩給と大部分一致する。驛程錄の前揭官人廩給も口糧も一員一日分である。楠葉西忍の渡唐日記外官一人前の下行分として擧げたるものは、柴・鹽・炭・花桝・欄子・油等は其十五日分に當るは、外官下人給分を斟酌したのであらうか。會典卷之一百十五禮部下程の條に「凡夷人進貢及回至該布政司、成化十九年令限二二十日內、照例茶飯管待起程、如過期及中途無故停止一日之上者、廩給住支」とある。

起京者が滯在中にも同じく廩給・口糧がある。允澎入唐記に北京滯在中の事を記して「官給米・麵粉・酒・酪・菓子・醬・柴等」とある。楠葉西忍の渡唐日記に「都王宮每度之

下行注文」として「毎日米一升白米　酒瓶半・麥コ（麪）・燒餅四・茶子ノ菓子・シホ・ミソ・クキ・カウノ物・ス（酢）・カ（鵝）・ニワトリ（雞）・ヤキ（山羊）・生カ（薑）・サン小（山椒）・薪・スミ（炭）」とあり、以上一日分として五ヶ日毎に下行あることを記してゐる。　驛程錄に「於北京廩給口糧上下無差異」とて「白米五升・羊一疋・鵝一隻・鷄一隻其外十二色、蓋五日分也、但羊・鵝・鷄十人別也」とあり、五日分を擧げてゐるは毎日の分を五日毎に支給したからで、米一日一升・五日五升となり、合計十六色となる事楠葉氏の記錄と一致する。　但羊一疋・鵝一隻・鷄一隻は五日分十人別として給するのである。　會典一百十五禮部欽賜下程の條に「日本國〇廿一ヶ國名省略　各五日下程一次、毎十人羊・鵝・鷄各一隻、酒二十五瓶・米五斗・麪十二斤八兩・菓子一斗・燒餅二十箇・糖餅二十箇・蔬菜廚料」とあるは是である。　之五日分十人別の支給である。

正使以下の上京・回至の沿途に於ても同樣廩給・口糧がある。　驛程錄に「自寧波至杭州之間同上（廩給）白米五升其外八色　同（口糧）白米二升、其外七色　自杭州至北京之間、廩給白米五升十一色　口糧白米二升、其外九色　北京貢回廩給白米三升孔方七十二充　口糧白米一升同卅五充」とある。　金溪和尚の談に「日本人出明之京、以赴途中、或乏食物受用等之物、故以精錢之耳白者、人々十貫、廿貫、百貫文買彼土食物等也」とあるが、回途には一人一日宛錢七十二文の廩給、三十五文の口糧があつたものと見える。　會典卷一百十五禮部蕃夷土官使臣下程の條に「凡使臣進貢沿途關支給

口糧、回還亦如ㇾ之、惟朝鮮（五ヶ國名省く）日本・錫蘭山・迤北（四ヶ國名省く）使臣回還、沿途除二廩給・口糧一外、仍日支下程一處朝鮮等八國幷迤北（日本八國中に在り）毎ㇾ人肉半斤・酒半瓶」とある。又同巻一百六十七刑部關津、多支二廩給一の條に「各處地方、如遇二夷人入貢一、經過驛遞、即便查二照勘合一應付、不ㇾ許二容令買賣一云々」とある。回還の途白米の他、銅錢を支給するは後の制定で、策彦再渡集に北京よりの歸途、驛毎に廩銀一匁四分を下付されたのがそれであらう。

廩給・口糧と共に正使・副使・從僧等に種々の給賜物がある。允澎入唐記に、北京滯在中景泰四年十一月十二日の條に「朝參賜ㇾ衣、正副使金襴金環袈裟・柳綠藍羅衣・襪子・履、從僧紺羅銀環袈裟・柳綠藍羅衣・襪子・履」とあり、同月十九日の條に「上憐二日本人件等一賜二冬衣裳一」とあり、十二月六日の條に「朝參、欽二賜正副使段子羅沙四端・絹子六端・銅子一萬、從僧段子一端・絹子二端・銅（子カ）分五千一」とあり、又遲れて入京した居座淸海等にも廿八日賜衣の事があつた。此の衣裝以下の賜給に就ては楠葉西忍の記せる衣裝日記に詳細であつて、

進ス（○專使か）　フス（○副使か）　從僧　コサ（○居座か）　以上僧ノ衣裝三ツ、外官ニハロ（羅）ノ金織タル三ツ、

人凡ニハ北絹衣裝三ツ、又冬衣裝一ツ、（今度初也云々、外官ニハ不ㇾ給ㇾ之）

とあるは十一月十二日の賜給に當り、最後の「又冬衣裝一ツ、」が同月十九日の賜衣をいひ、又「歸朝に引出物」として

進ス・外官以下ニ人別北絹四反・ロ（羅）一反・沙一反・シュス（〇繻子即ち紵絲である）
以上七反ツヽ、進ス錢十貫（〇即ち一萬文）、コサ・外官ニハ八貫ツヽ
人凡ニハ北絹一反・木綿一反・三百五十計也

とあるは允澎の記載と數量に多少の差あるが、當に十二月六日の賜給をいふのである。會典卷之一百十一禮部給賜の條に「日本國差來正副使、毎員金襴袈裟一領・鍍金銀鈎環金羅直裰一件・羅編衫一件・紵絲二疋・紗羅各一疋・絹六疋・銅錢一萬文・靴韈各一雙、居座以下土官・從僧・通事・從人有」差」とある。正副使の給賜僧衣三件は衣裝日記の記す如くであり、他の諸品はよく允澎の記と一致する。會典では日本國王即ち幕府への頒賜物も、正副使以下のそれと併記して同樣に處置してゐるが、之明より見れば當然である。然し幕府への頒賜物は進貢物に對するものと見れば一種の貿易と考へ得る。禮部の言に「四夷朝使到」京、有」物則有」賞、有」貢則有」賜」とあつて、（皇明實錄成化五年二月甲申）賞給は附搭物件に對する給價を意味し、貢物に對しては賜物がある譯である。國王以外に進貢物は勿論許されぬので、使臣の自進物に對しては「正貢外使

臣自進弁官收買、附來貨物倶給價、不レ堪者令二自貿易一」とある。故に幕府への頒賜物は貿易の項に便宜敍する所以である。正使以下への給賜は應永十年入明の圭密等には「賜二圭密等文綺・紬絹衣・並錢紗・紵羅一有レ差、賜二其通事冠帶一」とあり、（皇明實錄永樂元年冬十月乙卯）同十五年入明の同じく圭密等に「賜二圭密鈔百錠・錢十萬・綵幣五表裏・僧衣一襲、賜二其僕從一有レ差」とあり、（同、永樂六年五月癸丑）永享四年入明の道淵一行に「賜二日本國使臣道淵等二百二十人紵・紗・羅・絹布及金織襲衣・絹衣・銅錢一有レ差」とある。（同寶德八年五月丙子）

渡航人員起京人員と廩給口糧給賜物

以上述べたる如く正使・副使・從僧・居座・土官等以下廩給・口糧及び給賜あつて渡航者全般に及び、又起京人員は明政府にて定めたのであるが、沿途以下の支給尠くなかつた。應永十年入貢の圭密一行は三百餘人入京しており、此場合は明都は南京であつたが、永享四年の道淵等一行は二百二十名入京してゐる。渡航人員が増大する事は明の負擔は此方面からも重くしたのであるが、寶德度の渡航者は千二百人に達し、起京者も三百五十人以上に達した。實錄に「時四夷入貢者多至二千人一所レ過輒需二酒食諸物一、憑二陵驛傳一、往々毆二擊人一至レ死」とあり、日本使臣允澎が臨清に到つて居人を掠奪し、又往詰せる官人を毆打せる事を記してゐる。成化十九年所謂夷人の進貢及び回至して布政司に到る時、即ち遣明使にあつては寧波に到つた際、二十日內を

限り例に照し茶飯管待し起程し、如し期を過ぎ及中途故なくして一日以上停止する時は廩給の支給を停めしめた。是も廩給口糧の過大となり使臣の遷延するを防止したのである。遣明船が三隻人員三百人に制限された事は、寶德の遣明船以後なるは既述の如く斷定し得るので、十年一貢の制限も或は同時に行はれたのであらう。然し其後も渡航者は常に五六百人以上に達したのである。明應二年渡航の堯夫壽蓂の一行が北京を辭し歸途に就いたが、人夫に乏しく領錢を運搬する事に困難した事、又食物受用のものに乏しく、高價を以て食物を購入した事が見える。或は既述の如く歸途の廩給口糧を白米以外銅錢にて支給される如くなつたものであらうが、之も支給上の便法であらう。其後起京人員五十名となり又渡航者百名と規定されたらしいが、嘉靖二年寧波亂以來人件の取締は嚴重となり、天文十七年最後の遣明船策彥周良一行六百餘名到著の際も、浙江巡撫朱紈に命じて起送五十人たらしめ、餘は嘉賓館に留めてすべて百人を賞犒する事を達してゐる。策彥一行は翌年四月入京したる後、百人の外賞犒を加へん事を請ひ、又賜衣の事も百人分を勘渡さるるのみで、再三寧波に留むる五百餘人の衣裳に缺くるを訴へて、杭州に於て下附せらるべしとの返答を得たのであつた。（皇明實錄嘉靖二十七年六月戊申、同二十八年六月甲寅、策彥和

（倘二番渡唐）渡航人員百名の規定は船隻三の實員數として到底不可能の數で、前述する所に依り或は賞犒すべき數の制定なる事が察せられる。

第五節　遣明船貿易の動向

船貨に對する給賜給價法の推移

洪武二十六年の制定に「凡遠夷之人、或有長行頭匹、及諸般物貨不係貢獻之數、附帶到京願入官者、照依官例具奏、關給鈔錠、酬其價値」とある。弘治年間の改制に「凡番國進貢內、國王・王妃及使臣人等附至貨物、以十分爲率、五分抽分入官、五分給還價値、必以錢鈔相兼、國王・王妃錢六分・鈔四分、使臣人等錢四分・鈔六分、又以物折還、如鈔一百貫、銅錢五串・九十五貫折物、以次加增皆如其數、如奉旨特免抽分者不爲例」とある。（大明會典卷之一百十三禮部給賜）是は正貢物以外の國王・王妃・使人の附搭進物に對する一般規定である。弘治年間の改制に於て、既述の如き貿易等の明の消極的政策が顯著に示されてゐる如くである。即ち五分を抽分する事、錢鈔を兼給し、其內鈔給に於て鈔一百貫に銅錢五串と殘九十五貫とを物を以て准給せる制に示された實際的事實である。之と同時に示されたる番貨價値即ち各種の進物に對する鈔にて評價せる內府估驗定價と折還物價を對照すれば、後者に於ては數百分の一乃至其以下に暴落せる鈔

價にて評價さるるに對し、前者に於ては然らずして或は時直に近きを示し、從つて鈔の給價を折物給與さるるに際して受領者側の損失甚だ大なるものがある。尤も以上は一般的制定たるに止まり、實際の收買に當つては各國例を一にせず、我が遣明船に於ては會典に「正貢外使臣自進幷官收買、附來貨物倶給價、不」堪者令」自貿易」とある。（卷之二百十一禮部給賜）之に依れば抽分の事はない。但錢鈔兼給・鈔折物が實際の貿易上非常なる問題となつた事は後にも述べる。

遣明船貿易

遣明船の齎らす貨物は、正貢物・使臣自進物及び附搭物件の三種に分ける事右に依り明かである。宣德八年の勘合記文に「開」寫進貢方物件數・本國幷差來人附搭物件及客商物貨」云々」とあつて、本國附搭物とは幕府の附搭を特に示したものであらうが、客商物貨は廣義にては貢船附搭物件に含まるべきである。

進貢物と頒賜物

進貢物或は正貢物に對しては明帝より頒賜物がある。頒賜物は貢國に對する恩賜物と考へられたから、勿論嚴密に代償といふ譯ではない。然し「有」貢則有」賜」（皇明實錄成化五年三月甲午）といふ如く、進貢物は對應して見る時は一種の貿易物とも考へ得る。

應永八年義滿が始めて使人を明に遣はした時は

金千兩　馬十匹　薄樣千帖　扇百本　屛風三雙　鎧一領　筒丸一領　劍十腰

刀一柄　硯筥一合　文臺一筒

であり、之に對し應永九年明使道彝・天倫等は錦綺二十匹を賜物として齎らした。

次の應永九年の遣明船には

生馬貳拾匹　硫黄壹萬斤　馬腦大小參拾貳塊（計貳百斤）　金屏風三副　槍壹千柄

太刀壹佰把　鎧壹領　硯一面（并匣）　扇百把

を進めたが、此後進貢品目は大體一定するに至つた如くである。（善隣國寶記）應永十一年來朝した明使趙居任等は

紵絲五匹　紗五匹　絹四十匹　紅雕漆器五十八件　盤十四箇　香疊二副　卓器二卓・毎卓十六件共三十二件　葵花樣鑑粧一副　盤一個　碗五箇

を齎らし、（大明別幅并兩國勘合）同十三年に來朝した明使潘賜等は、鈔五十錠・錢千五百緡・織金文綺紗羅絹三百七十八疋を齎らし、又義滿が先に對馬・壹岐の海寇を捕へ獻せるを嘉賞して、白金千兩・織金各諸色綵幣二百匹・綺繡衣六十件・銀茶壺三・銀盆四及綺繡紗・長衾褥・枕席・器皿諸物幷海舟二等を贈つた。（皇明實錄永樂三年十一月辛丑、永樂四年春正月己酉、大明別幅并兩國勘合）又同十四年來朝せる明使は、義滿に白金一千兩・銅錢一萬五千貫・錦・紵絲・紗・羅・絹四百一十疋・僧衣十二、龍帷・帳・衾・褥・器皿若干等を、義滿夫人に白金二百五十兩・錦・紵絲・羅・絹八十四

匹を齎らした。(皇明實錄永樂五年五月己卯)此際幕府に宛てた明帝の副書が尾州德川侯爵家に所藏されて、右の內義滿への賜物の明細が記されてゐる。例せば錦以下四百一十疋の內譯は錦一十匹・紵絲五十匹・羅三十匹・紗二十匹・綵絹三百匹である。

義敎時代遣明船復興の第二回目永享八年の進貢物は、

馬二十匹　黑漆鞘柄太刀壹佰把　撒金鞘太刀貳把　長刀壹佰柄　硫黃壹萬斤

鎧壹領　馬腦大小貳拾塊　硯壹面幷匣　金屛風三副　扇壹百把　鎗壹百柄

であつて、應永九年の進貢物に比し瑪瑙・槍・刀劍の數に多少あるに過ぎぬ。寶德度・應仁度の進貢物も之と同じく、文明八年・同十五年度は馬廿疋が四疋となり、明應二年は三疋となつた。之に就ては、明の內官が硫黃は琉球より貢進するし、硫黃・馬の積載は困難なる故、以後は之を略して黃金を以て銚子・提子・香爐等を鑄て渡すがよいといふ事であつたといふ。(蔭涼軒日錄文明十九年五月十九日)

明帝よりの頒賜物は永享四年度遣明船に對して、將軍に

白金貳百兩　粧花絨錦四匹　紵絲二十匹　羅二十匹　紗二十匹　彩絹二十匹

將軍夫人に

白金壹百兩　粧花絨錦二匹　紵絲十匹　羅八匹　紗八匹　彩絹十匹

頒賜物に現はれた明の消極的態度

であつた。其後の永享八年・寶德年度・應仁年度・文明八年等の遣明船に對する頒賜物は大體是と同樣であつて、續善隣國寶記に收載する別幅に依れば、紵絲・紗・羅等の匹數に多少の差あるに過ぎぬ。而して永享四年遣明船に對して「皇帝特賜ニ日本國王幷王妃ニ」として、硃紅漆彩粧戧金轎一乘以下の諸品を贈つており、又寶德度には特に又古銅大香爐貳個以下の賜物があつた。蓋し前の特賜は、義持の時に一旦斷絕せる日明通交を復活した最初の使節であつて、明にては大に之を歡迎せる所であつたからであらうし、後の賜物は奏討とあつて、正使允澎等の要請に基づくものであつたらしい。即ち此際の附搭物貨は未曾有の多額で、明の折價は前回に比し頗る低かつたから、允澎等も强硬に增給を請ひ、明でも特賜品を以て多少其意を緩和せんとしたらしい。明に於ては宣德以來常例の頒賜物として、王及び王妃即ち將軍及び同夫人に贈る銀・錦・紵絲・羅・紗・彩絹の六種に略ぼ定まつたのである。之を永樂年間の頒賜物に要照するに、永樂年間前項六品の他の諸品が特賜品と見るべき理由なく、（大明會典禮部給賜の條に依るに、「日本國、永樂間賜ニ國王冠服・紵絲・紗・羅・金銀・古器・書畫等物ニとあり、之に對し宣德十年以後の給賜には六種を擧げて特賜に及ばぬ。）又之を後の常例頒賜物に於て比較すると、宣德以後相當減殺されたる事實は否定し得ない。特に銅錢の頒賜が中止されたる事は注意される。應仁度遣明船以來將軍義

政は國書中に屢、銅錢の賜給を求めてゐる。即ち應仁度の遣明船に際しては國書中に「書籍銅錢仰ニ之上國一、其來久矣、今求ニ二物一、伏希奏達、以滿ニ所ㇾ欲、書目見ニ干左方一、永樂年間多給ニ銅錢一、近無ニ此擧一、故公庫索然、何以制ㇾ民、欽待ニ周ㇾ急」とある。成化五年（文明元年）二月、既に一號・二號船の正使・居座等辭去し、三號船土官桂奄玄樹は、其船が海上風波に遭ひ方物を喪失せりとて「乞ㇾ如ニ數給ㇾ價、回ㇾ國、庶王不ㇾ見ニ其罪事一」とて乞ふ所あり、特に義政に絹一百疋・綵段十表裡を賜つたが、玄樹は猶銅錢五千貫を請うて已まず、遂に五百貫を給付された。義政は又文明八年堺を出帆せる遣明船にも、公庫の索然たるを告げて永樂の事例により、銅錢の賜給を乞ふ旨の記載ある國書を附した。明では永樂の事例を要照するも給賜の例なしとて拒絶したが、正使笠芳淸莪の加表奏請したる結果銅錢五百貫を給付してゐる。文明十五年の周瑋等の使せる時も銅錢十萬貫を請ひ「抑弊邑久承ニ焚蕩之餘一、銅錢掃ㇾ地而盡、官庫空虛、何以利ㇾ民」と述べてゐるが、此使船に對する續善隣國寶記收載の明の國書竝に別幅にも銅錢の事見えず、此要請は勿論容認されなかつたであらう。銅錢頒賜を行はなかつたに就ては、一面に天順・成化頃より銅錢の海外頒布を禁止する傾向が强調されたにも依るらしいが、一般に宣德以後對外政策の消極化が頒賜物の上にも反映せるを感知せざるを得

ぬ。文明十五年遣明船に對する頒賜物は前回の常例頒賜より減少したといふ。此船にて渡航せる肅元壽嚴は之に就き、進貢物が事の外聊爾の故、其返報たる頒賜物が又少なしといひ、進貢の鉾柄の如き三尋木で作り、金屛風の下張は反古にて張つたといふ。(蔭涼軒日錄延德四年六月六日) 進貢物の品目は當時一定してゐたが、其粗惡化が、頒賜物に影響した事も事實であらう。

使臣自進物に對する給價

使臣自進物の明細は一々の遣明船に於て明かでないが、後の例では刀劍類が多かつた。然し之は孰れにしても貿易としては大したものでない。

附搭物件の貿易

遣明船貿易の主體は附搭物件の貿易である。其內には幕府の所謂公方樣御商賈品を始め、遣明船經營各家の貿易品があり、又從商人の貨物がある。

應永年間の附搭貨貿易

應永年間の遣明船に於ては附搭貨物の明細が不明である。吉田家日次記に應永十年遣明船の兵庫出船を記して「自兵庫來月三日可乘船云々、種々兵具以下被遣之、此次亦爲商賣、諸大名沙汰遣之」とあり、此等諸大名出資の商品兵具等は附搭物として齎らされたものであらう。同遣明船が此歲秋寧波に到著するや、九月廿四日禮部尙書李至剛奏して、日本國遣使入貢して已に寧波府に到るを告げ、番使中國に入り軍器刀槊の類を私載し、民に鬻ぐを得ざるは禁令あるを以て、有司をして日本の貢舶中を檢せしめ、兵器・刀槊の

類あれば京師に封送せしめん事を請うた。至剛復奏して刀槊の類は民間私有を許さゞるを以て鬻ぐ所なしと述べたので、成祖は鬻ぐ所無ければ官にて中國の直に準じて市易し、法禁に拘りて朝廷寛大の意を失ひ、遠人歸慕の心を阻むことなからしめたといふ。之に依れば正貢以外に貿易を目的とせる刀劍類の船載された事が明かで、今後ともに刀劍類は遣明船貿易貨の大宗であり、明にては私易を禁じてすべて官收買したのである。

永享年間の附搭貨貿易

義教の時遣明船復興後の第一次船の正使龍室道淵の一行は宣德八年(永享五年)五月には北京に既に入京してゐる。此際の附搭物につき明の實錄に左の如く記してゐる。

宣德八年賜例、蘇木硫黃每斤鈔一貫・紅銅每斤三百文・刀劍每把十貫・鎗每條三貫・扇每把火筋每雙俱三百文・抹金銅銚每個六貫・花硯每個小帶刀每把印花鹿皮每張俱五百文・黑漆泥金灑金嵌羅甸花大小方圓香盒箱幷香壘等物器皿每個八百文・貼金灑金硯匣幷硯銅水滴每副二貫、折支絹布、每鈔一百貫絹一疋、五十貫布一疋、當時所貢以斤計者、硫黃僅二萬二千・蘇木僅一萬六百・生紅銅僅四千三百・以把計者、袞刀僅二・腰刀僅三千五十耳

明にては附搭物の折價に鈔を以て行ふに際し、錢鈔兼給する事とし、鈔に於ては絹布に折支し、而して宣德の當時に於ては鈔百貫につき絹一疋、同五十貫につき布一疋とし、鈔一貫を錢一貫に准じ、錢・絹・布にて給付せんとしたのである。是次の寶德の遣明船の場合を參照するも、又一般番貨價値の定制の主旨に考勘するも明白である。かくて永享の遣明船の場合を見るに、銅・硫黃・刀劍・蘇木の四種の主要なる貿易品の折價は鈔にして、合計六萬四千三百九十貫となる。大乘院寺社雜事記文明五年六月十七日の條に、楠葉西忍の談として「然則日本國ェ御返報ノ料足以下毎度如昔代於南京ノ御藏ヨリ取出テ渡給之、永享ノ渡モ今度寶德渡ニモ料足六萬貫・段子五百反於南京邊テ請取畢云々」とある。銅・硫黃・刀劍・蘇木を除く他の商品の額は幾何にも達しなかつたであらう事は察するに難くないが、西忍のいふ永享度の渡航は疑もなく此時のものと認定されるから、(彼の渡航せるは永享四年、寶德三年の遣明船なる事は既述した、)附搭貨價額の過半六萬貫は銅錢にて、他を絹布に折給する事にして段子五百反等を給付せられたのであらう。後述する如く鈔にての折價と、折支絹布の鈔に對する折價には頗る不當なる點があり、鈔錢の折價間には矛盾があるので、右の給價收受にも或は幾多の曲折があつたであらうが詳知し得ない。

次の永享六年の遣明船の附搭物は刀劍三千把、其他醍醐寺・山名氏の寄合船に若干の硫黄を積んだと思はるゝ他には、他の物貨に就ては不明であるが、次の寶德三年の船の給價の議に宣德十年の例による等の事も見えて、同樣の商品は勿論齎されたものであらう。寶德三年の遣明船は東洋允澎を正使として、九艘渡航したが、此際の舶貨に就ては明の實錄に「今所貢硫黄三十六萬四千四百・蘇木一十萬六千・生紅銅一十五萬二千有奇・袞刀四百一十七・腰刀九千四百八十三・其餘紙扇箱盒等物比舊俱增數十倍、蓋緣舊日獲利而去、故今倍利而來、若如前例(宣德八年)給直、除折絹布外、其銅錢總二十一萬七千七百三十二貫一百文、時直銀二十一萬七千七百三十二兩有奇矣」とある。此主要なる舶貨の品量は大乘院日記目錄に記されたるものと吻合する。然るに以上の給價は時直に違ひ、甚だ高價なりとて禮部より有司の申告に基き奏請して之を改めた。之を表記すると

蘇木	一斤につき	銀七分	一〇六、〇〇〇斤	七、四二〇兩
銅	同	銀六分	一五二、〇〇〇斤有奇	九、一二〇兩
硫黄	同	銀五分	三六四、四〇〇斤	一八、二二〇兩
計				三四、七六〇兩

銀一兩錢一貫文にて　　錢　三四、七六〇

品目	單價	數量	價格
刀劍	一把につき　鈔六貫（衮刀四一七 腰刀九、四八三）		五九、四〇〇貫
鎗	一條につき　鈔二貫	五一	一〇二貫
抹金銅銚	一個につき　鈔四貫	不明	不明
漆器皿	同　鈔〇、六貫	六三四（大乘院日記目錄に蒔繪物大小六三四包とあり）	不明
硯匣	同　鈔一、五貫		
扇	不明	一三五〇（大乘院日記目錄に依る）	不明

折鈔絹　二二九疋——鈔二二、九三〇貫
折鈔布　四五九疋——鈔二二、九五〇貫

通計　銅錢　五〇、一一八貫

錢一貫鈔一貫として計算すると、通計して九五、九六八貫であり、蘇木・銅・硫黃・刀劍の四主要貿易品に鎗を加へて、計九四、二六二貫に達する。從つて抹金銅銚等の物價は計一、五〇六貫となるが、之は其數量價格より見て肯かるゝのである。給價は銅錢・鈔略ぼ半々にて行はれた譯であるが、銅錢にて給付せらるゝと、鈔を絹布にて折給さるゝとは非常な價値の差がある。此給價差定は景泰四年十二月二日の條

に見え、正使允澎の入唐記には翌年正月六日の條に、禮部給日本番價直とあり、二月一日の條に方物給價の增賜を請ひ、其後宣德八年の事例に依らざれば歸國せずと主張し、遂に禮部は宣德十年の例に準じて給價せんことを達したるも、綱司より猶十年の例にては囘國後誅戮さるゝ旨を陳じて訴へてゐる。一方明の實錄では正月十二日に允澎奏して、附搭物件の價直が宣德年間に比して十分の一なる事を述べて給賞を乞ひ、遂に特に銅錢一萬貫を加給し、なほ允澎等請うて已まざるを以て更に絹五百疋・布一千疋を增賜せしめた事を記してゐる。允澎等は二月廿八日に北京を辭して四月廿二日石城橋に到り、翌日硫黃・銅子若干の返還を受けて、廿六日太監より給價新錢三千萬卽ち三萬貫、廿七日に紗絹子五十端、翌月十六日吳山驛に泊して十七日阮太監より給價同じく三萬貫を得てゐる。前揭大乘院寺社雜事記の記載及び臥雲日件錄に六萬貫を得たる事を記すと一致する。大乘院日記目錄享德三年十月十三日の條に唐船歸朝宣德錢到來とあるが、允澎の入唐記に石城橋にて取受せる銅錢に注して新錢三千萬宣德分とあり、此時宣德通寶が多く舶載されたらしい。

錢鈔兼給の法

附搭貨物の官收買に際し、錢鈔兼給し、而して鈔を銅錢にて折支すると絹布にて

折支するとでは非常な損得があるといふ譯は、鈔錢の比率は寶鈔發行當時の鈔一貫・錢千文の法定を依然として適用したのであるが、折鈔絹布の場合は恐らく鈔の時直によつたからである。而して船貨の折價は時直を參酌したので、鈔一貫・錢一貫・銀一兩を同價として、之を以て評價したる事は前述の記錄によつて窺はるゝが、價給するに當つて低落せる鈔價を以て折支せる絹布を兼給する事は、收受者側にとり大なる損害といはねばならぬ。

洪武八年大明寶鈔發行以來明政府は手段を盡して其流用を計つたが其效なく、鈔の法定價は暴落して、永樂五年には米一石鈔三十貫・大絹每疋鈔五十貫・小絹每疋鈔三十貫・大綿布每疋鈔三十貫・小綿布每疋鈔二十五貫・金每兩鈔四百貫・銀每兩鈔八十貫に准折して課稅に收鈔せしめた。當時大禮銀一兩・錢一貫に折する故に錢一貫鈔八十貫である。宣德の初めに米一石は鈔五十貫に折用せしめ、成化元年には內外課稅錢鈔中半兼收して鈔一貫錢四文に折せしめ、同六年には各處の船料鈔一貫錢二文として折收せしめた。明史食貨志に憲宗の時內外課稅錢鈔兼收、官俸軍餉亦支錢鈔、當是時鈔一貫不能直錢一文とある。以上錢に對する鈔の比價は永樂五年八十分の一、成化元年二百五十分の一、同六年五百分の一に暴落してゐる。之

を以て見れば宣德景泰間、絹一疋折鈔百貫・布一疋折鈔五十貫は永樂五年の鈔價比定に比し大凡半減せるもので時直に准せるものと認められる。然るに例せば刀劍一把鈔六貫の差定は鈔錢同價として時直を參酌せるものと見られるので、東歸和尙の談に「普廣相公之時唐之(刀)價者初者千疋中者五百疋後者二貫五百文」(普廣相公即ち義教時代の遣明船は永享四年・同六年の二回にして、永享四年度給價は實錄に刀劍每把鈔十貫即ち千疋に當る。中は五百疋とは永享六年或は實は義政代なる寶德度のものを指すのであらう。)といひ、又經覺要鈔に楠葉西忍の談として、寶德度の給價を記し「太刀者五貫無相違」とあるは勿論銅錢の代價をいつてゐる。然るに實際給價に當つては錢鈔兼給し、鈔に對しては鈔の時價により絹布を折支せんとするは、收受者には非常な不利といふべきである。楠葉西忍の談に「ソホウ(蘇芳)日本一斤五十文或百文唐土一貫五百文分にて七百五十文に成、七百五十文は紙錢サウ(鈔)也、一枚五文計者也云々」とあるは、多分永享四年度(實錄に蘇木一斤鈔一貫とあり)の給價を指すものであらうが、之に依ると錢鈔寶德度と同樣折半兼給したものである事が推せられる。而して鈔の定價は寶鈔一貫のもの一枚が錢五文即ち當初の法定の二百分の一の價値であつて、先に鈔の時價を明の史料に基き推定せる所と略ぼ合致し、蘇木一斤鈔一貫五百文の差定による給價は折半支給の銅錢七百五十文と實際上は大差ない。「唐土一貫五百文にて七百五十文

に成」とは此意味である。然るに事實に於ては永享四年の遣明船の場合には、同じく西忍の談に依れば、大部は銅錢にて價給されたるものと考へられ、寶德度には銅錢・折鈔絹布約半々に差定され、且實際にも之を以て支給されんとしたのである。寶德度の舶貨は給價そのものが前回に比し甚だ低率に差定されたる上に、加へてかくの如き不利があつたのである。されば正使允澎の强硬なる要請の結果、銅錢一萬貫・絹五百疋・布一千疋等の增給あり、且つ收買物の一部を返還したる上に、經覺要鈔に記する楠葉氏の談に「唐朝之儀散々之間、商賣之樣不ㇾ可ㇾ說云々、黃硫（硫黃）は一斤先々五百貳貫（誤記あるべし）□十、今度廿五文、（實錄に銀五分即ち錢五十文然し之を錢鈔半々の價給とすれば鈔價は無價値に等しいから廿五文といひ得るかも知れぬ）太刀者五貫無二相違一、惣而時儀不快之間、伊勢國法樂社之枝船、徒硫黃以下持返云々、仍諸事無二正體一者也、比興」とある如く、甚だ不滿足の貿易であつたのである。（小葉田淳、臺北大學史學科年報、足利時代明錢の輸入と國內銅錢流通事情參照）

應仁度の附搭貨貿易

應仁度の天與清啓を正使とせる三隻の遣明船に就ては、刀劍類の給價のみ實錄に見える。

禮部奏、日本國所ㇾ貢刀劍之屬、例以二錢・絹紵一、其直自來皆酌二時宜一、以增二損其數一、況近時錢鈔價値貴賤相遠、今會議所ㇾ賞之銀以ㇾ兩計之、以至二三萬八千餘一矣、不ㇾ爲ㇾ不ㇾ多也、而使臣

清啓犹援例爭論不已、是則雖傾府庫之貯、亦難滿其溪壑之欲矣、宜裁節以抑其貪、上是之、仍令通事諭之、勿使復然、

成化年間に至り鈔價の暴落益〻、甚しく錢鈔價の懸隔は大となり、之を宣德間に比するも約十倍となつてゐる。流石に鈔を以て折給するを躊躇して、銀を以て賞給評價する事ととし、三萬八千餘兩と差定したらしい。此差定に對して清啓の不滿甚しく其要求と餘程懸隔あつたものと見える。全部銀にて折價する事は明にては事實上從前に比し相當の犧牲たるを以て、思ふに差定價格自體に可成の減殺ありしやを疑はしむる。壬申入明記には成化五年進納三萬餘把、每把三千文であつたといふ。果して然らば刀劍は民間市買を嚴禁し、又壬申入明記は官收買につきいへるものなるを以て、此價格錢九萬貫に達するであらう。銀三萬八千餘兩は從來の例によれば、錢三萬八千餘貫、又銀錢時直によれば大約三萬餘貫となるであらう。成化十六年十二月大興縣民何通の上言に「前京師錢價每銀一錢僅易八十文云々」とある 正使清啓等の要請の結果若干の增賜ありとするも、其二倍三倍の加給ありとは到底考へられぬ。之恐らく壬申入明記の記事に吟味すべきものがあらう。

同書によれば成化十九年 文明十五年遣明船 三萬七千把、每把三千文、弘治八年 明應二年遣明船 七

千把、毎把一千八百文であつたといふ。　此記載は了菴桂悟が永正八年三隻の遣明船の正使として寧波に著し、刀劍八千本を携へてゐたが、明にては附進刀劍は三千本のみを收め、代價は三百文を給する事としたるを以て、刀劍收買數給價の增加を乞ひたる呈書に見える。　此文は前例を擧げて强硬に主張したので、其前例の事實には多少牽强附會の嫌がある事は前にも述べた所である。（小葉田足利時代明錢輸入と國內銅錢流通事情參照）　既引鹿苑日錄收載の東歸和尙の談に、刀價につき述べて後者二貫五百文といへるは清啓の渡航せる際か、或は次の妙茂の正使たりし文明八年の船と見られ、今は刀數多く五百・三百文ならでは收買せずといへるは、彼の渡航せる文明十五年の遣明船の經驗に基づくものであらう。　果して成化乙巳（二十一年）（即ち文明十五年遣明船の時）の禮部尙書周洪謨の奏に、舶載の刀劍すべて三萬八千六百餘把、當時の例毎把一千六百文、之を毎把六百文給賜せん事を請うてゐる。（日本一鑑卷之七貢物）　桂悟の要請の結果附搭物及び使臣自進物（刀劍九百八十把）共に收買し、給價は弘治年間の例に依るとしたが、桂悟より前に渡航した宋素卿の細川船も此例により毎把三百文で收買されたといふ。　然るに布政司文書に對する桂悟側の呈書では、弘治八年には給價毎把千八百文、同九年には毎把三百文であり、後者の例に依るべきを强硬に訴へ、結局單價千八百文にすべて收受さ

る丶事になつたらしい。弘治八・九年に依り給價にかく差ありといふは怪訝な事である。此際刀劍の收買三千把に限るとしたのは、成化廿一年の勅諭に示したる制限或はそれ以前よりの刀劍舶載數の制限に據つたもので、其頃より刀劍價が六百文・三百文の低價に差定され、弘治年間にもかやうな給價が行はれ、其間時に使臣の要請があつて或は增給したらしくも思はれる。

弘治年間の番貨價値制定

弘治年間既述の如く番貨價値の制定あり、遣明船附搭貨は抽分特免の部に含まるべきものであるが、特に刀劍價値に關する制あつて「日本國附進刀劍、每把鈔三貫、內一分與錢、九分支絹、每鈔一百貫每絹一疋」とある。之に依れば刀劍每把鈔三貫、內一分卽ち三百文を銅錢にて、殘九分卽ち鈔二貫七百文を折鈔絹にて給し、鈔一百貫に付絹一疋の割合であるといふ。此時制定されたる「內府估驗定價」は明にて收買せんとする番貨價値を鈔にて評定したもので、「折價還物價」は鈔に折支する物價を示したものである。卽ち既述の番貨價値の一般規定に基き、內府估驗定價により、國王・王妃・使人附進物を收買して錢鈔兼給し、其內鈔は「折價還物價」に准じて物を以て折支するのである。既述の如く銅錢一貫鈔一貫として銅錢にて折給すると折鈔絹布にて給付すると事實上價値に非常な差違がある事は、「內府估驗定價」と「折價

還物價」の比較によりても了得される。其二三を指標的に示せば次の如くである。

內府估驗定價　番貨買入方定價

赤金一兩	鈔五〇貫	鐵一斤	鈔〇、三貫	沈香一斤	鈔三貫
足色銀一兩	鈔一五貫	黃蠟一斤	鈔〇、五貫	蘇木一斤	鈔〇・五貫
腰刀一把	鈔三貫	龍涎一兩	鈔三貫	胡椒一斤	鈔三貫

折還物價―支拂方明の物價

各色紵絲一疋	鈔五〇〇貫	各色絹一疋	鈔一〇〇〇貫	麝香一斤	鈔一、五〇〇貫
各色綾子一疋	鈔三〇〇貫	青絨毯子一疋	鈔六〇〇貫	樟腦一斤	鈔一〇〇貫
各色紗一疋	鈔三〇〇貫	青花白瓷盤一箇	鈔五〇〇貫	大黃一斤	鈔三〇貫

右の鈔價は之を一般通貨たる銅錢・銀にて示すと內府估驗定價と折還物價とにて卽ち買入方と支拂方にて非常な差がある。之を詳細且精密に考證するは餘りに多岐に亙るが、大體を示すは簡單である。內府估驗定價に於て、足色銀卽ち純銀は鈔十五貫とあるが、同時の制定に銀一兩折錢七百文とあれば、鈔十五貫は錢七百文に相當る。故に假に足色銀の差定を指標として見ると、本來の鈔一貫錢一貫の

法定に比して廿一分の一强に低落した鈔價により番貨を差定したものといへる。然るに折還物價の鈔價は如何。當時鈔は餘りに暴落し通用されなかつたのが實狀であるが、之は絹を指標として見ると、宣德・景泰間の鈔價と同樣、本來の二百分の一に近きものであらう。尠くとも折還物價が鈔の時價に即せざる迄も、非常に暴落せる鈔價を以て差定せる事は認められる。斯く買入方と支拂方との評價の基準たる鈔價に差があるのだから、受領者側の損失は大であるが、實際には錢六分鈔四分、或は錢四分鈔六分（此場合すべて鈔價で給價するが錢一貫鈔一貫の割にて錢を給付する）といふ如く兼給し、それも國に依りて一定せず種々の特例が設けられてゐる。內府估驗定價の如きも國に依りて差があり、例せば錫一斤鈔五百文が琉球には鈔八貫文とし、象牙一斤鈔五百文を暹羅には鈔十貫文とし、烏木一斤鈔五百文を暹羅・滿剌加には鈔四十貫とする如きで、是勿論番貨にかくの如き大なる品質の差あるからではない。之を日本國附進の刀劍の給價差定に從ふと、每把鈔三貫內一分の錢即ち三百文と、九分の折鈔絹が支拂はれるのであるが、折鈔絹は殆んど無價値に近く事實上每把錢三百文といふと大差ない事は認められると思ふ。

私貿易への轉向

前述の如くして寶德年間の遣明船に至るまで附進物の多くが明の政府にて收

買せられたる事實が明かである。然るに成化五年正月の給價に於ては專ら刀劍の屬のみに就て論ぜられてゐるのは、官收買が刀劍屬に限られた故であらうと思ふ。桂悟の要請にも專ら刀劍の收買にのみ言及してゐるが、他の商品が希望通り給價せられたのではない。弘治年間の番貨價値の制定に日本國附進物に於て刀劍のみを問題としてゐる事も同じ理由からであらう。果して然らば、明にて當初より民間私易の禁令ある刀劍類に限り官收買は如何にしても避け難き事であるが、其他の商品は多く私易さるゝに至つたものと考へられるのである。

官貿易に對する明の退嬰化

宣德以來明の對外政策が消極的なるものがあり、之が財政政策と緊密なる關係にある事は屢〻述べた。遣明船附搭物に對する給價が宣德八年・十年更に景泰二年と順次低率となり、景泰二年の如き允澎をして前回の十分の一と叫ばしめた。是勿論之等諸商品を通じて同時に斯くの如き時估に大なる變動ありし故でない。景泰二年の給價即ち寶德度の遣明船は永享四年に比し附搭貨數倍乃至十數倍したのであるが、給價の全額は殆んど大差なき狀態で、正使以下の不滿は蓋し想像に餘りがあつた。折價の低下に加へて支鈔絹布の實際的の給付事情は二重に給價の額を減少せしめたものといふ事が出來る。「唐朝之儀散々之間、商賣之樣不レ可レ說

云々」といひ「仍諸事無正體者也」と報ぜられたのも當然である。明政府の官收買に於ける如上の態度が、遣明船貿易を驅して一層私易に向はしめたることは疑はれぬ。應仁以後官收買は專ら刀劍類を主とせる事既述の如くであつて、而も其過多の積載を禁じ、宣德間の如く三千把に限るを幕府に達すると共に、刀劍每把の給價を減じ、時代の降下と共に其給價を低下せしめた。我が刀劍の品質裝備の粗惡化が刀價低落の絶體的理由となす通說は一方的の意見であつて、是は寧ろ明の價値差定態度との相對的の現象である。

支那商品博買の增加

寶德年間の遣明船に至るまでは附進物が多く官貿易せられ、給付物たる銅錢も亦尠からず其儘齎らされたるが如くである。然るに有利な我が商品を單に錢貨に代ゆるのみでなく、支那商品の博買を增加して其利を倍增する事が次第に盛んとなつた。永享四年・寶德三年兩度の遣明船に渡航した楠葉西忍は、彼の經驗を基とし文明十二年十二月大乘院の尋尊大僧正に語つて「唐船之理(利)ハ不可過生絲也、唐絲一斤二百五十目也、日本代五貫文也、於西國・備前・備中銅一駄代十貫文也、於唐土明州・雲州絲ニ替之者、四十貫五十貫ニ成者也云々、又金一棹一兩ハ三十貫文ニ成也、スワウ(蘇枋)日本一斤五十文或百文、唐土一貫五百文分にて七百五十文ニ成、七百五十文ハ

紙錢サウ(鈔)也、一枚五文計者也云々」と述べ、蘇木の明の官收買の利と共に我が商品を以て生絲に換ふるを最大の利益なりといつてゐる。又彼は文明十五年正月同じく尋尊大僧正に永享四年の彼の乘座せる十三家寄合船に就き語り、舶載品は「唐土ニ可ㇾ持物ハ假令百貫足ニテモ十色ニ物ヲ可ㇾ持也」といひ、「ランコ皮 唐土ニテハ冬入者也、コ少(胡椒)・太刀・長太刀・ヤリ(鎗)・銚子鍉・赤金(銅)・金・スワウ・吉扇」を擧げ、又「自㆓唐土㆒相計テ可㆓持來㆒物事」とし「生絲 第一用ニ立物也・北絹・段子・金襴・シヤ香・道士ノ古衣」を擧げ、道士の古衣に就ては「色々ノイン金也、唐土ニテハ指タル物ニテハ無、此方ニテ德アリ、皆被物共也、タヽミ入タル中ハ見事也、五寸三寸モ大切」といひ、「女房ノ衣裝モ同事也」とある。既に寶德度の遣明船中天龍寺船の如き、船・進物を博多商人をして調達せしめ、同商人の貨物舶載貿易を許して歸朝の際搭載貨の價値を定め、十分の一の抽分錢を徵することとし、大友船も歸朝の際商人より搭載貨の價値を定め、十分の一を抽分するに當り三割を特減したりといふ如き、孰れも支那商品の輸入尠からざりしを察せしめる。

然るに支那商品博買の增加は私易に於て期し得るのである。私易は主として寧波に於ては市舶司、會同館に於ては主客司の監視の下に行はれる。然るに遣明

船附搭物件は寧波にて荷揚げし明吏の點檢を受け、官收買の物件は多く南京へ移送された。正使等は上京して給價を定められ、歸途南京及び其近縁にて銅錢を給せられた。其寧波より起京の際には進貢物及び會同館私易のための貨物等を同途轉送する。然し附搭物件の官收買の多かつた時代には、其給價代錢を以て會同館私易に資する事は既に不可能であつた。殊に所定の會同館開市に於て我が商貨と絲・絹等との交換が行はれたのである。商貨の相互の交換が楠葉氏の談に見ゆる如く私易に於て尠からず爲されたのである。會同館私易は諸國各地の物貨が集まつたゞけに、遣明船貿易の主なる一の目的となつたのである。桂悟の呈書に「悟等從人及商衆、歷二歲月一凌二風波一遠乘、直欲下拜二帝闕之壯麗一、且得中京城貨物上也」とある。

明の官收買に對する消極的態度が刀劍以外の附搭品を私易せしむるに至つたと同時に、支那商品の博買增加が私易を一層發展せしめたともいへる。寶德・應仁の遣明船は此點に於ても前後飛躍の跡を認めらるゝのである。明應八年の東歸和尙の談に「而或絲或綾羅、擇二其好一者買レ之、相殘者以二高價一而著二其物一矣、又日本人往而買レ之、則唐人以二高價一而賣レ之、其物者惡而其價者高也」とあるは文明の渡航の經驗に基くものであらうし、大乘院寺社雜事記明應五年四月二十八日の條に「唐船三艘當年可二

歸朝」也、各和泉堺地下人一萬貫雜物積之、三倍四倍ニ可」成之間、三艘ハ數萬貫足ナリ」とあるは風說を記したものらしいが、當時の遣明船が有利の支那商品を仕入れし事を示してゐる。堺商人等の營利的活躍は著しく、彼地の商人との間に紛擾を惹起し、時に張州灣の鹽を南京に轉賣する等の不軌を行ひ、殊に私易興盛の結果は浙東の富商と潛に相通じ、官司又其監視を怠り市易を紊亂して、遂に寧波の亂等を誘導し、さらぬだに益〻消極的に傾ける明政府をして市舶司の廢止の議を沸騰し、遣明船諸規制の嚴行等を敢行せしめる一因となつたのである。

第六節　日明通交と兵庫との關係の推移

一　應仁度の遣明船

寶德度の遣明船は九艘人員千二百人に達し、附塔貨物も亘額であつて、明では臨清事件や使臣の不軌を責めて船隻を以後三隻に制限する等其消極的對外政策を實施したる事既述の如くであつた。

遣明船（第十二回）の出發

寶德三年より十年目に當る長祿四年六月、次の遣明船の正使として前回の船にて渡明せる經驗を有つ信濃國法全寺の天與淸啓を任命し、居座妙增都聞も同時に

撰ばれた。翌月清啓は信濃より上洛して、建仁寺住持の公帖を許されたが、是は五山住持の資格を與へる爲めに過ぎなかつたから、一宿にして退院した。前後して本都寺都聞は副使に任命された。寛正五年の初め義政は愈〻本年八月に遣明船を發遣せしめんとし、二月蔭凉軒眞蘂西堂をして明に贈る國書の作成を瑞溪周鳳に委賴する所があつた。遣明船は一號船幕府船以下順次細川船・大内船の三隻と決定せられ、傭船は孰れも門司の船であつた。

同年六月大内氏の進言に依り、正使等九州へ下向する事となり、瑞溪の處にも蔭凉軒の使者到り淨書して付送するため表草を請うてゐるが、西下は遷延して七月となり、渡明發軔の吉日を卜して結局八日とし、六日に正使天與等請暇のため將軍に謁してゐる。然るに八日の出發も行はれず、結局翌年七月頃まで遲れた。唯妙增都聞のみが此歲七月十九日に兵庫に赴くため幕府に暇を告げたと記されてゐるから、彼は船舶其他の準備のため先に西下したものであらう。翌六年六月瑞溪國書を草し、國書・別副・宣德勘合殘餘八十四道及び底簿と景泰新勘合一道とを副使紹本都寺に交付し、二道を唐船奉行飯尾氏に渡付して、細川・大内兩氏に傳與せしめたが、番號を誤つたので翌月更に改め給した。

戊子入明記に依ると正使天與淸啓・副使紹本都聞は幕府の進貢物・商賈物等を携へ兵庫より傭船にて赤間關に向ひ、途中尾道にて銅等を積み、多分赤間關にて幕府船として傭用した門司の和泉丸に移乘したのであらう。細川船の居座眷洋首座以下周龜藏主・壽嚴藏主等は天龍寺の僧であるが、旣に細川船に乘じ渡航するに就て寺家より請暇を得た所であつて、五月に細川氏より眷洋以下の各字を書立て天龍寺に對し渡明の事を命じてゐる。彼等も正使等と前後して西下したのであらう。幕府船の客人衆の中には兵庫問屋右衞門四郎・兵庫櫛屋・蘆屋の孫三郎等の名が見えるが、其他に船頭や大內氏家臣の陶氏口入のものがあり、是等は門司・赤間關・博多等の商人と思はれる。細川船の客人衆中には兵庫・堺の商人の加はれる事が察せられるが、大內船に門司・博多商人の多きは殆んど明かである。

三隻の遣明船は多分博多で艤裝を終へて、翌文正元年閏二月出帆し呼子浦にて風波に遭ひ、大內船は檣折れ梶碎け私財大半を失ひ、幕府船は梶折れ船具を損せるも船に異事なく、幕府の貨物又無事で、細川船も別狀なかつた。正使以下は五月頃は肥前國小豆島に滯在し風期を過ぎたので、八月に發津する豫定であつたといふが、翌年以後となつた。此間に幕府船は細川船たりし寺丸を充用する事になつた。

應仁元年渡航說と同二年渡航說

（以上蔭凉軒日錄・善隣國寶記・戊子入明記に依る）愈々其渡航せるは戊子入明記に依れば其書名の示す如く應仁二年の事とするが、之を非とし應仁元年となす說が行はれてゐる。即ち大內船の土官として加つた玄樹の島隱集に、應仁元年使を奉じて中華に赴くとある記事を信ずべき上に、此一行に加つた等楊雪舟を明の徐璉が送る詩の序にも、成化丁亥即ち應仁元年に係けてゐるなといふにある。然るに之を以て正使天與淸啓・一號船居座紹本の筆錄にかゝる戊子入明記の渡航年代を誤れりとするは穩當でない。是は二號船細川船・三號船大內船の渡航を應仁元年秋汛にかけ、一號船幕府船の渡航は遲れて翌二年春汛にかくるを妥當なる解釋とする。皇明實錄成化四年（應仁二年）五月己巳（十日）の條に、日本國使臣居座壽敬等來朝し馬を貢し恩を謝して賜宴あり、袈裟綵段等の物を賜り、存留在船通事・從人等にも賞給あつた事を記してゐる。壽敬は細川船の居座にて此際正使は未だ上京して居らぬ。而して賜宴・賜給等のあるは普通上京後一・二ヶ月を經て順次行はれ、寧波より上京の沿途又二ヶ月前後を要し、寧波よりの起京も寧波官司の貢舶到著の報告に依る禮部の劄至るを俟つて行はるゝを以て、細川船の寧波來著は、其前年即ち應仁元年中なりと解すべきである。又六月戊戌（十日）の條に、日本國通事林傑等三人は奏して彼等は浙江寧波府のものな

るが倭賊に掠虜されたる事を述べてゐる。林傑は大内船の通事たる戊子入明記の林通事に該當すべく、然らば同船使人等の起京も壽敬と同じく、大内船の寧波著も應仁元年にありと考ふべきである。五月己巳の條に壽敬等來朝云々とあるは上位號船居座を以て代表し記載したものである。然らば大内船の土官玄樹の島隱集に渡航を應仁元年とし、又同船に座乘せる等楊亦同年の渡航に係るは些かの疑問もない。

然るに正使清啓に關しては、同年十一月辛未(廿五日)の條に麻答三郎なるもの市に於て人を傷け、憲宗清啓に命じて之を治罪せしめんとしたる事を記し、翌年正月丙子の條に刀劍給價につき清啓の爭論したるを叙し、辛巳(十六日)の條に清啓等に賜宴・賜給の事あり、幕府への賜物・國書を附與せる事を記してゐる。次回遣明船の齎せる幕府の咨に「成化五年伏奉制書」云々とあり、(善隣國寶記中)禮部の制書も此際に付せられたのであらう。戊子入明記に成化四年十一月十日付清啓以下各船居座・土官の禮部宛の連判狀を收載する。是等に依り清啓の入京は多分同年(應仁二年)十一月初旬前後と推せられる。故に明史藁・明史にも右實錄に據り「成化四年夏、乃遣使貢馬、謝恩、禮之如彝典」(○中略)十一月使臣清啓復來貢云々」とある。戊子入明記は主として一

國使、必係居士約束、居士雖未居相位、（〇管領職）而日本國王凡議大事、則必參豫之云々」と記してゐる。（不二遺稿）滿元は應永十九年管領職に補し、同三十三年十月歲四十九にて卒しており、右書狀は其管領職補任以前にあり、文中今年三十一歲の辭句あつて應永十五年のものたるを知り、恐らく同年二月兵庫を出發せる正使圭密の遣明船に附送せんとして起草されたものであらう。明使一行の宿泊配置や遣明船警護の議に細川氏の加はるは、幕府の要職にある家として當然でもあるが、寬正五年遣明船・明使船の來往のため兵庫港修固の件に參與したのは攝津守護たるの立場からでもあらう。細川氏は攝津國內に於ける遣明船貨物等の警固を委命され、戊子入明記に依ると細川氏の奉書を以て幕府船貨物を尼崎船を公事船として尼崎より兵庫まで積んだ事が見える。

細川氏の遣明船經營

細川氏が有力なる守護大名にて幕府の要職にありしと、前述の如き日明通渉に於ける位置とに依つて、遣明船經營者として參與し來つたのである。永享四年遣明船の十三家の寄合船には細川賴之は同族持常と共に加つてゐる。其後應仁度の遣明船三隻中二號船は細川船であつて、同氏は遣明船經營に重要な位置を占守するに至つた。此際の幕府船客人衆中に兵庫・蘆屋の商人の名が見えるが、之より

先同地の商人等は、既に商港として繁榮の途にあつた堺商人と共に遣明船の從商人となり活躍したであらう。和泉國も亦賴之の弟賴有の子孫が代々守護であつて、攝津と共に細川氏の勢下にあつた。唯兵庫や堺の商人が遣明船の從商人となつたのみでは守護としての細川氏と必ずしも直接に共通する利害關係にあつたといふ事は出來ぬ。然し幕府船にも大內氏家臣の陶氏が客人を口入したる如く、管下の商人に同樣の斡旋を爲した場合のある事を考へ得る。而して細川氏が遣明船經營者たるに及んで、始めて商人との緊密なる關係を生じたのである。

大內氏海外交涉の樞地を扼す

大內氏も亦細川氏同樣に、或は一層深く日明交涉に關與した。應永六年大內義弘は堺に叛して、守護國紀伊・和泉・豐前・安藝を削られ、其弟弘茂は幕府に降つて防長二州を與へられた。然るに周防にては弘茂の兄盛見兵を擧げて弘茂に抗し、應永八年十二月長門國四王寺山毘沙門堂及び下山に戰ひ、弘茂は敗死し、盛見は義弘の遺領を襲ぎ防長二州及び豐前・筑前の守護職に補せられた。永享元年盛見の弟持世は澁川滿直と共に兵を筑後に出して、菊池武興と戰ひ、以來連年兵を構へ、豐後の大友持直は菊池・少貳氏を援けて大內氏に對抗した。永享三年四月盛見は大友氏の筑前國粕屋郡立花城を拔き、六月大友持直・少貳滿貞等と筑前國深江に戰ひ敗死

した。盛見の弟持盛は豐前國朽綱に在陣しており、持世は三年七月に自立して家督を領する事になつた。

かくて九州に於ける大内氏の勢力は一時瓦解したのであるが、幕府は盛見の敗死するや、石見・安藝等の軍をして大内氏を助けしめ、僧梵佶を遣つて持世・持盛を慰撫し、又大友氏が大内氏分國を侵略する事なきを命じた。十月には持世の家督相續を認め、持盛は長門守護職に補してゐる。十一月持世は筑前に入り持直の勢を破り、次いで豐前を侵略して企救郡にて持直の弟親雄と對陣したのであるが、持盛は持世と不和にて内訌生じ、永享四年二月持直と共に持世の軍を襲うたので、持世は豐前より石見に走り、三月山口に歸り六月に長府に入つた。幕府は同年十一月持世を援けん事を議し、御教書を安藝・石見の諸將及び伊豫の河野通久等に下し、兵を出して持盛・持直等を伐たしめ、持直と不和なる大友親綱に豐後を、菊池兼朝に筑後を與ふるを約し、島津氏にもまた出兵を命じた。持世は備後・石見・安藝・伊豫の兵を率ゐる親綱・兼朝の軍と共に持盛を追ひ、永享五年四月持盛は豐前國篠崎に敗死した。八月持世の軍は筑前に少貳氏を攻めて滿貞を斬り、轉じて持直を豐後に討ち、持直は海に航して遁走し其所領は親綱に寄せられた。翌六年五月持直は豐後に歸國し

親綱を追うて諸城を復し、一方滿貞の孫嘉賴は殘兵を率ゐて大內持世に對抗し、箱崎社頭に陣した。其後大內氏との間に互に勝敗があつたが、翌七年五月持世持直を豐後に攻めて破り、八月持直・嘉賴を討つて勝ち、翌年六月持直の姬嶽城を拔き、九年正月には九州を平定し周防に歸國せる捷報幕府に達した。之より先永享七年七月持直を姬嶽に攻めたる際伊豫の河野通久・土居通吉等戰死してゐる。其後嘉吉元年十月幕府持世の嗣子教弘に命じて大友親綱等と共に少貳嘉賴等を討たしめ、嘉賴敗れて平戶に遁れ、次いで對馬に渡り、後宗氏の援を得て筑前に還りしも、上松浦に敗れて又對馬に奔つた。かくの如く大內氏は赤間關・門司を領內に有して瀨戶內の咽喉を扼し外洋に出ずる要津を占め、且守護國たる筑前・豐前に於ける實勢力を確保し、北九州より中國筋に其勢威を伸ばして、日明通交上にも特殊の位置を掌握した事は容易に察せられる。

海賊の脅威と航路の保護

正中二年の建長寺船、曆應四年の天龍寺船の如き、元にては商船の通交貿易を許してゐたるにも拘らず、幕府の認許を仰ぎ船數・渡航の時期等に就き其指令を受け、歸朝後多額の金錢を呈供する義務を負うたる故は、幕府が中國・九州の海路に於て海賊の難を防ぐため海上警固を命じたにある。瀨戶內の海賊は往古より有名で

あつたが、吉野朝頃より北九州沿海より朝鮮・支那の邊海を侵掠せる海寇は、次第に猖獗を極めて航海者にとり非常な恐怖と障碍とを與へた。遣明船は幕府の行事であり、沿途の守護大名・海賊首領に命じ海賊其他の保障に努めしめた事はいふまでもない。永享四年渡航の遣明船の歸朝も目睫の間に迫つたので、同六年正月當時九州にては大内・大友氏の爭亂の際にて、義敎は三寶院の滿濟に周防・伊豫の海賊に命じて歸朝の頃を計ひ、肥前上松浦郡小豆島附近に出向き九州の事況を告知せんとするを諮り、滿濟より山名時凞に警固の件を議した。時凞は伊豫・周防等の海賊に警固を命ずるは事宜の處置なりとし、又備後の海賊村上氏にも同じく命ずるを可とした。依つて時凞の警固を命ずべき御敎書の宛名の注進に基づき、滿濟より管領細川持之に報じ其指令に從ひ、唐船奉行飯尾大和守・同加賀守をして調製せしめた。即ち上松浦・下松浦・千葉・大内・島津・伊集院・菊池の七氏に命ずることとしたが、渡明經驗者正藏主、大内氏一族安富氏の主張もあり、島津・伊集院兩氏を省く事となつた。「鹿苑院殿御代唐船警固事、島津ハ不二仰出一歟」とあれば、旁々上松浦等の諸氏は義滿時代にも警固を命ぜられたのであらう。又一方義敎は四國海賊・備後海賊をして小豆島邊に出向せしむると共に、壹岐・對馬の者の狼藉せざるように警固せ

しむるを處置せしめた。（滿濟准后日記、永享六年正月十九・廿・廿三・廿四・廿六・卅日各條）戊子入明記に依れば寛正六年六月廿日付にて對馬の宗氏に對し、渡唐荷物船を對馬國津々浦々警固を致し煩無く運送せしむるやう下知すべきを達してをり、同樣沿途の警固を上松浦一族中・松浦壹岐守喚子・下松浦・奈留・佐志・大島・大友・宇久大和・大内・平戸松浦肥前守・藝州守護山名・備後守護山名・播磨守護・備前守護竝備中守護・諸國所々海賊中・攝津守護の諸氏に命じた。文正元年閏二月正使清啓の遣明船三隻は呼子浦にて風波のため損傷したが、此歳六月十九日付奉行奉書にて幕府は肥前大島氏の渡唐船警固に奔走する事、正使居座より注進ありしを以て、勞を謝し一層緩怠なからん旨を達してゐる。（來島文書）

大内氏の海賊に對する統制力

永享元年通信使として來朝した朝鮮使節朴瑞生が歸國して報告したる中に「臣到日本、自對馬島至兵庫、審其賊數及往來之路、若對馬・一岐・内外大島・志賀・平戸等島、赤間關以西之賊也、四州以北竈戸社島等處、赤間關以東之賊也、其兵幾至數萬、其船不下千隻、若東西相應、一時興兵、則禦之難矣、其西向之路、則對馬島爲諸賊都會之處、赤間關是西州諸賊出入之門、如有西向之賊、宗貞盛下令其民、不許汲水、大内殿下令赤間關、禁其西出、則海賊不得往來矣、且志賀・竈戸社島等賊、大内殿主之、内外大島・宗像殿掌之、豐

後州海邊諸賊、大友殿治之、一岐・平戸等島、志佐・佐志・田平・呼子殿分任之、使彼諸島之主嚴立禁防、則賊心無由啓矣、大抵其俗不知禮義、小不合意、不顧其身、雖御所之命、拒而不從、由此觀之、修好御所、雖爲交隣之道、而於禁賊之策猶緩也、且日本有所求、則遣使請之、如無所求、雖賀新吊舊之大節、漫不致禮、今臣等奉命而至、接待亦不以禮、恐因其國舊史所書、而然也、願自今國家不得已之事及報聘外、不許遣使、而於上項諸島之主、厚往薄來、以悅其心、間或遣使敦諭至意、以爲禁賊之策」とある。(李朝實錄世宗十一年十二月乙亥)

應永二十七年來朝せる朝鮮の宋希璟の老松堂日本行錄にも、壹岐・志賀島・壇浦・周防室積・安藝・高砂・蒲刈島等が海賊の居住地たるを記してゐる。赤間關以西及び以東の海賊が朝鮮沿海に來寇するには、對馬が途中の集會地となるを以て、宗氏が命令して汲水等を禁せしめ、大内氏が瀨戸内の海賊の西行する關門たる赤間關を閉塞せしめば海賊の往來は不可能となる。大内氏はかくの如く朝鮮乃至支那沿海に出向せんとする瀨戸内海賊を制したのみでなく、志賀・竈戸關等の海賊を支配下に置いた。當時内外大島の海賊は宗像氏、豐後の海賊は大友氏、一岐・平戸等の海賊は志佐・佐志・田平・呼子の諸氏の支配下にあつたといふ。かく沿海諸島の海賊が該地方の領主の指揮下にあつて、幕府は直接に之を統制する威力がなかつたので、海

賊の禁遏は寧ろ其等領主の力に俟つを效果ありとした事は朴瑞生の指摘せる如くである。故に幕府遣明船の警固に村上氏の如き海賊の首領に命ずるを忘れざると共に、上松浦・下松浦・大内氏等諸氏に命じて警固を全くせるは、大小海賊の保障をより效果的ならしめたものといはねばならぬ。大内氏は既に永享の初年頃防長・筑前等の海賊を支配し、其後益〻北九州に於ける勢威を伸ばし、又中國筋に雄飛した。寛正二年六月廿九日付從二山口一於二御分國中一行程日數事の奉書によれば、周防・長門・豐前・筑前の守護國の他に、安藝國に日高・吳・蒲刈・能美の諸島等が擧げられてゐる。（大内氏實錄卷十二）殊に大内氏が瀨戸内の咽喉赤間關を領知せる結果、海賊警固に對する重味は倍加された。伊豫の河野氏は宇賀島・因島・來島等の海賊と一族であり、永享五年通久は大内持世の軍に從つて大友氏を討ち、後豐後姫嶽に戰死した。大内政弘が應仁元年五月西軍に黨して上洛の途に上つたが、河野通春の兵を合せて三萬餘騎兵船二千艘に乘組み、十九日に先陣の兵船約二百艘室津に著いた。海賊衆先陣といはれた野上・倉橋・吳・警固屋の徒がそれであつたであらう。

大内氏分國と其海外通商の歴史的位置

　西國は前代に於て支那・朝鮮通商貿易の地で、博多は其中心をなし、又海運業早く發展して、遮洋の大船も多く所有せられ、遣明船貿易に從事せる從商人も應仁以前

博多・門司等の商人が優勢であり、門司・柳内・富田・室積等の諸船が傭用さるゝ事多かつた。大内氏は是等の港津を管下に置き、前述の如き諸事情と相俟ち、日明交渉上にも特殊の位置を占めたのである。

大内氏の遣明船經營

永享四年の遣明船五隻中には大内氏の船は含まれなかつたが、八月其兵庫出發後、間もなく大内持世は來間氏をして書狀を持ち上洛せしめ、其渡海の件を幕府に報告せしめた。(滿濟准后日記永享四年九月廿六日)又翌永享五年遣明船歸朝と共に明使の來朝するに當り、豫め京都六條なる大内氏の邸宅を明人の宿所として用意せしめた。(同、五年正月廿二日)寶德度の遣明船には七號船に大内船が渡航してゐる。

應永年間遣明船の内容は明白でないが、武家としては山名氏が大内・細川二氏と共に早くより參與してゐる。永享四年に三號船一隻、同六年に醍醐寺と共に寄合船を出してゐる。蓋し山名氏の富强と幕府に於ける位置、備前・備後・播磨等内海沿國を守護國とし、領内に尾道・鞆・室等の要津を擁し、沿岸の警固・舟楫の立用等に力を盡し、殊に幕府船の主なる附搭貨の一たる銅を屢〻獻進せる等の事情が考へられる。然るに寶德度には社寺船六艘を除き、四艘は大内・島津・澁川・大友の悉く西邊の四氏の經營にかゝりしものたるを注意される。此際の一號船以下の天龍寺船が幕府

に代つて齎らす進貢品等を調達するため、寺家では公帖を九州に於て賣却した。天龍寺船の居座等は船舶貨物を調達するため博多に赴いたのであるが、卽ち博多の商人が客人衆として從商し、船舶其他の費用を出資したのである。島津船の渡航は中止されたが、他の三氏はそれぞれ管下の商人を集めたるは勿論なれど、特に門司・博多商人を擧用する事が多かつたらう。事實此地の商人が既に日明貿易に優勢を占めしは推察に難くはないが、此際に至つて最も顯著に示されてゐる。次回の遣明船の計畫に當り、長祿二年七月松浦氏が領內觀音院の炎上に依り、修營のため類船の發遣を細川持賢を介して申請し免許された事がある。(蔭涼軒日錄長祿二年七月十五日)然し此事は實現せずして幕府船の他に細川・大內の兩船の發遣となつた。

大內氏は寛正五年五月には正使天與淸啓以下の翌月九州に出發すべきを促し、其代官松雪軒は蔭涼軒主と遣明船に就き談合する所あつた。(蔭涼軒日錄寛正五年五月廿八日・廿九日、臥雲日件錄拔尤寛正五年五月四日)義政は伊勢貞親をして幕府船の商品不足のため、銅を購入する經費十萬疋の調達方を大內氏に命じた事が見える。(蜷川親元日記寛正六年五月廿七日)教弘は其命に應じ千貫文を納めた。奉書には專ら銅の購入費となつてゐるが、實は銅の外太刀・金等を購入した事が戊子入明記に見える。幕府以下三隻の船は孰れも門司の船であつ

た。大内船の乘組員等に就ては論ずるまでもないが、幕府船の乘組員は正使天與清啓・副使紹本・居座妙增の他に土官三名あり、其一人松雪軒土官全果とあるは蔭涼軒日錄に大内雜掌松雪軒とあり、京都に在つて這回の遣明船につき彼是奔走せし其人なるべく、又高石兵庫助或は土官重幸とあるは、大内氏の一族にて應永十四年の文書に高石兵庫助とあり、其族系に當り文明十年以下の文書に高石重幸と署す其人に相違なからうと思ふ。（大内氏實錄附錄）又幕府船の千貫文及五百貫文の客人衆として乘坐せるものゝ中、船頭門司の五郎左衞門祐盛の口入二名、陶氏の口入一名あり、其他松雪軒・高石重幸等の家僕中間として渡航せる商人等は尠くとも門司・博多等の商人と見られる。大内氏が自家の船の他に、此際の遣明船に占めし實勢力の一端は之に依つても想察される。文正元年閏二月其出發に際し、呼子浦に難破して正使等肥前小豆島に滯留して順風を待つや「就粮米等大内方無怠慢」といはれた。大内氏が筑前・豐前の守護國の確保を決定的とし、北九州・瀨戸内へ勢威を伸展すると共に、遣明船經營にも實勢力を敷衍したのである。

大内細川兩氏の遣明船經營上の對立

以上の如くして細川・大内兩氏が遣明船經營の上に實勢力を强化して併立する形勢を成した。從來遣明船・同正使等の發著港たりし兵庫、遣明船從商人たりし兵

庫・堺其他近畿商人と、同じく博多・門司の商人との間に對立的なる事態を醸す大なる理由は認められぬ。船舶に於て、外國貿易に於て、博多・門司の商人が近畿に比し早くより優位の地歩を占めしは歴史的のものであり、之を當時の朝鮮・琉球貿易の事實に徵するも明瞭である。又是等の港津を管下に有する細川・大内兩氏の間にも特に對立的なるものがあつた譯ではない。然るに彼等自ら遣明船經營者となり實勢力を强化するに及んで、管下の商人と直接に結合し、對立的態度が激化されたのである。

かくして細川氏對大内氏、兵庫に代れる堺の商人對博多・門司商人の抗爭が激化し、相互に結合して共同的に對峙するには次の三事情が考へられる。(一)大内・細川兩氏の政治的・軍事的の爭の激化であつて、之は應仁の大亂に依り招致された。(二)從商人とし遣明船貿易に博多・門司の商人は優位であつたとはいへ、近畿商人との關係は相互に排他的であつたのでない。尠くとも實際上一方的・獨占的ではなかつた。然るに堺商人が登場するや、博多・門司の商人は遣明船貿易より排除され、船舶船方の傭用まで此地方のものを擧用しなくなつた。(三)大内・細川兩氏が自ら遣明船を經營し、其實勢力を擴張し、殊に應仁・文明の亂以後は打續く兵亂の軍費は增

大せるを以て、遣明船獲得は財源の一として益、要望された。遣明船經營の收入は從商人の抽分錢乃至抽分錢請負錢が主である。兩氏が互に管下の商人を被護するといふ立場のみでなく、かゝる利害關係を通じて商人との間に緊密不可分に結合したのである。

而して更にこの爭を促進して妥協又は緩和の餘地を失はしめたるは、寶德以後遣明船の隻數等が著しく制限せられた事であらう。

三　應仁文明の亂と細川・大内氏

細川河野兩氏の攻爭

大内氏の河野氏支援

四國にては阿波・讃岐・土佐等細川一族の領國であり、伊豫の河野通春之に抗し、寛正五年勝元の兵通春を討ち、十一月幕府は僧承勳を大内教弘の許に遣し兵を出して通春を討つべきを命じ、翌年六月には勝元の請に依り近國諸將に命じて兵を出さしめた。教弘は其子政弘を先鋒とし杉・陶等を遣し、次いで自ら出馬して陰に通春を援けたのであるが、病を獲て九月伊豫國興居島に沒した。教弘が河野氏を陰に援けたるは、從前の兩氏の關係より當然といふべく、九月には勝元の兵と伊豫井付に戰ひ、勝元の部將土佐守護代新開之實等敗死した。之より先幕府は勝元の請に依り、使を伊豫に遣り政弘に內書を與へて、其河野氏援軍を止め歸國を命せんと

したが、細川方敗死者多しとの戰報到り、翌十月には又勝元の求めに從ひ政弘追討の令を發した程であつた。

細川大内兩氏の軍事的確執と遣明船

此歲七月頃には遣明船正使清啓や細川船の居座壽敬等はそれぞれ兵庫を發して赤間關に向ひ、博多に到つて船舶・貨物等を調達したが、此歲秋の渡航は不可能となつた。それには經營者の一人大内教弘が九月に伊豫にて客死した事情があつた爲めとである。（蜷川親元日記寛正六年十月七日・廿一日各條）幕府が政弘追討の内書を出したのは勝元の要請に從つたまでゞあつたが、大内氏・細川氏の確執が生じたるにも拘らず、孰れも門司の船を傭用して翌文正元年閏二月に出帆してゐる。不幸風破のため呼子浦にて難破したが、正使以下は小豆島に滯留し、大内氏の支給を得て義政も之を謝してゐる。之を以て見るに細川・大内兩氏の相反目する所ありとも、之に依つて直ちに遣明船に支障を與へる如き事は差控へたのである。即ち遣明船は幕府の認許を得て幕府の名に於て派遣さるゝものであり、遣明船經營を實際上負擔して貿易を主とする從商人の共通的の立場が、かゝる政爭を超越すべきものがあつたからである。

應仁大亂の

然るに應仁の大亂が勃發して細川勝元・山名宗全が東西兩軍の領首として爭つ

物發と細川大内兩氏の對峙

た。大内政弘は從前の事情からも西軍に投じたので、此新手の參加は西軍の勢威を重からしめ、實力よりいつて勝元對政弘の戰となつたのである。政弘は應仁元年五月周防・長門・安藝・石見・筑前・筑後・豐前・伊豫八箇國の兵を率ゐて海陸に分れて上洛の途に就いた。政弘は同月十日山口を發し、六月十三日柳井から乘船し、河野通春の兵之に合して、同月十九日には先陣の兵船約五百艘播磨の室津に著し、七月二十日政弘以下海上衆といはれた海軍は既に兵庫に上陸した。之より先、幕府及び細川氏は大内氏の東上を聞き備へしめる所あつたが、政弘は八月三日に兵庫を發して攝津本庄山に、翌四日には小淸水に東軍と戰ひ、次いで勝元が攝津守護代秋場元明に添へて赤松氏の兵を遣り邀擊せるを破つて、同月廿三日入京して東寺に陣しやがて船岡山に陣した。

兵庫の爭奪戰

攝津國は山陽・南海・西海と近畿を連繫する海陸の要地に當り、兵庫は其中心であつた。四國に根據を有つ細川氏が攝津の守護たりし事は其勢威を一層重からしめた所以であり、西軍の重鎭たる大内氏の上途を此處に扼す事は是非とも必要であつたが、それだけに大内氏は此地の奪取と確保に傾倒しなければならなかつた。

應仁二年七月亂を奈良に避けた一條兼良の孫政房は、十一月一條家の家領であ

つた兵庫の福原庄に赴いた。政房は同十九日に奈良を出でて、翌廿日に尼崎の南明菴に宿し、廿一日に人を遣り兵庫の事態を窺はしめたが、大内氏の代官問田氏が奉公致す旨申入れたので、廿三日に福嚴寺に入つた。（大乘院寺社雜事記應仁二年十一月廿六日）之より先、寛正四年十一月に細川勝元が福原庄を押領したる例もあり、大内・細川兩軍の攻爭地となつた福原庄の事態につき懸念した事でもあらう。然るに問田氏より好意を示され、政房は「庄家事無二相違一、問田一向致二奉公一畢」と再度叔父に當る大乘院の尋尊大僧正に報じてゐる。問田氏は卽ち備中守弘綱で、前年政弘に從ひ東上したもので、兵庫の守備に任じたらしい。當時又興福寺領兵庫南關は東軍方の成身院が關務を掌理すとの風聞があつたので、西軍にては西軍方にて沙汰する旨を寺家に通達し、興福寺よりは其誤傳なる事を辨申した事があつた。西軍にては應仁二年九月更に問田氏等に宛てヽ、實否を糺明すべきを命じた。（東大寺文書）翌十月大内氏の兵が興福寺領兵庫關及び神供料を違亂せりとて、學侶集會を催してゐるのは、或は問田氏等が右の指令に依り糺斷の擧に出でたものであらう。（大乘院寺社雜事記應仁二年十月廿三日）かくして大内氏は兵庫を確保すると共に、攝津の諸方を攻略し、翌文明元年七月に池田氏を豐能郡池田に攻め、勝元赤松政則の兵を遣り救援せしめたるも遂に之を拔い

たのであつた。

細川氏は失へる攝津の勢力恢復に努めたのであるが、文明元年十月山名是豐は赤松氏の兵と共に兵庫を攻めて大内氏の守將弘綱の嗣子弘胤と戰つて之を破り、興福寺の關所を始め寺院・在家悉く燒亡し、兵庫の住民は悉く慘殺されたといひ、福嚴寺に滯在中の一條政房も山名・赤松氏の手勢のため刺殺された。（大乘院寺社雜事記文明元年十一月十四日）政房は問田氏と昵懇にしてゐたらしいから、かゝる慘害に逢うたのかも知れぬ。幕府は直ちに兵庫五箇庄を是豐に與へて之を賞し、又福原庄は日野勝光が幕府に申請し給與さるゝとの風評があつた。同年十二月是豐は神崎城に大内氏の將仁保弘有を討ち成功しなかつたが、攝津に於ける細川氏の勢力は著々恢復したらしい。

一條家領福原庄の歸趨

福原庄領家分及檢料人足分を翌文明二年四月一條兼良より春日社及興福寺造營料所として寄附したのであるが、其內實は、從來福原庄年貢は守護請であつたが、之を寺門として取沙汰して本役分を一條家に納むる事とし、當時大亂中は其半分だけ納め、無爲の後守護請だけ沙汰すべき事、寄進すといへども前述の請文相違の時は召返すといふのであつた。細川氏の輩下が前年來守護請として福原庄年貢を取立てゝゐたのであらうが、寺家よりは此度の寄進を告げ寺門に打渡す

べき事を守護細川氏に通達してゐる。翌文明四年九月義政が福原庄の地頭職を收めんとしたから、是豐の代官が立腹し兵庫を引退した事があり、文明七年三月には寺門より大内氏に福原庄代官を申付け、大内氏より禮物を進めたる事があつた。蓋し文明五年十一月には大内政弘の部將相杜弘康が東軍の細川四郎・藥師寺三郎左衞門尉等を尼崎及び大物城に攻めて陷れたる事あり、兵庫中心の兩軍の勢力にも消長あつたが、文明元年十一月以來は概して細川氏の勢下にあつたと見られる。福原庄の寺家より代官を補任して管理せしめた事も前述する如く戰亂中の事として年貢取沙汰も行はれ難かつたやうで、其鎭靜後も細川氏家臣の香川氏代官職として年貢も辨濟せず、一條家では文明十五年以後細川氏や攝津守護代藥師寺氏との間に屢〻折衝を行つてゐる。

東軍の大内氏分國牽制

東軍では更に政弘の分國を亂して之を牽制せんとした。先に教弘に追はれて對馬に走つた少貳嘉賴は、子教賴と共に應仁元年東軍に應じて對馬の兵を率ゐて筑前に入り、大内氏の軍と博多・太宰府の間に戰ひ倶に敗死したが、文明元年五月大友親繁・少貳賴忠等兵を起して勝元に應じ、筑前・豐前の大内氏の地を略し、賴忠は太宰府に入つた。同年八月義政は書を親繁に與へて進んで長門・周防を攻めしめ、勝

元又島津立久をして之に共力せしめた。翌年春政弘の叔父教幸東軍に應じて兵を赤間關に起し、政弘の部將陶弘護・仁保十郞等を誘ひ、時に京都東福寺に陣せる十郞は義政に謁して筑前の代官職に補任せられて下向した。同年十二月弘護は教幸を長門に破り、教幸石見に逃れ、吉見信賴の援を得て阿武郡に出でしも、弘護の弟弘詮のため敗走し、政弘は京都より益田貞兼を下向せしめて弘護と共に之を鎭滅せしめた。教賴の子政資等よく大內氏の軍を防いだが、文明十年九月政弘豐前に入つて政資を擊破し、筑前・豐前は一旦平定された。朝鮮李朝成宗二年（文明三年）申叔舟撰する海東諸國記に博多の事情を記して「博多民萬餘戶、少貳殿與大友殿分領之、少貳殿西南四千餘戶、大友殿東北六千餘戶」とある。

遣明船の歸朝と南海路迂回

文明元年五六月頃寧波を出帆せる三隻の遣明船の其後の消息は大乘院寺社雜事記同年八月十三日の條に「唐船歸朝、大內可落取之由、在其聞之間、經九州南着四國土州ニ云々」とある他徵すべきものがない。一行が五島か平戶に來著した頃は、筑前に於ては大友・少貳の黨が大內氏と爭ひ却つて優勢であり、兵庫の地は大內氏の確保する所であつた。瀨戶內に於ては河野氏其他の海軍大內氏に隸して西軍の勢伸び、幕府船・細川船等が大內方の妨碍を慮り、九州の南を廻り土佐に出でたとす

るは無理からぬ事である。然し大内船は勿論幕府船に就き見るも、博多・門司の商人が尠からず從商し、船舶船方等は孰れも大内氏管下の所有に屬した點を注意すべきである。此際明より給せられた成化の勘合は後に大内氏のため奪はれたものゝ如く傳へてゐるが、(蔭凉軒日録長享元年十月廿九日)それは恐らく幕府船に於ても大内氏の勢力が實質上優勢であつて、之を幕府に納付するに至らなかつたものであらう。

成化の新勘合大内氏に歸す

文明七年義政が朝鮮に遣した性春は成宗に告げて、成化丙戌年(文正元年)に國王・管提(管領、細川勝元)大内の使船が大明に朝した時に、符驗百部を給はり大内の使船が受けて歸つたが、國王と大内氏と隙があつて交付せなかつたから、國王に符がなくて朝貢する事が出來ぬと述べてゐる。然し勘合を三號船たる大内船の使臣に給する事は有り得ないから、幕府船に乘じた大内氏の勢力を代表する使臣が之を結局幕府に交付しなかつたと解するが妥當である。

南海路迂回の事情

應仁以前の遣明船の經營組織を理解すれば、政治的・軍事的の抗爭があつたからとて直ちに遣明船其ものを奪掠する如き事は躊躇さるゝ事情がある。それは今後の事例に見るも、細川・大内兩氏は遣明船の歸趨につき隨分露骨な爭をなしたが、假令大内氏に不滿な決定を見た場合にも遣明船そのものを格別妨害する如き態度に出でなかつた氣味さへ窺はれる。勿論應

仁文明の際は、細川氏といひ大内氏といひ、國力を賭しての爭中であつたから、幕府や勝元に對し或る所得を齎らす遣明船を途に要する虞は充分あつたに相違ない。而して又北九州より瀨戸内を經て兵庫に到る海路は、到る所兵船の往來あり、又沿海兵亂あり、殊に幕府の海上警固の命は無力となり、海賊に對し一般に無統制となると共に、瀨戸内の海賊の歸趨に對しては幕府側は寧ろ一層不利となつた事情が考へられる。此事は後年遣明船が中國路を避け南海路に就いた理由として見出されるのである。既に中國路を避けて兵庫への上陸が不便となつた以上、遣明船の歸著地として、兵庫と共に山陽・南海・西國と近畿を繫ぐ要津に當り、商人の活躍又隆盛を加へた堺が撰ばるべきは當然である。かくて遣明船が堺に入りしを契機として、堺商人の有せる富力を資本とし、遣明船獲得に熱中した細川氏を背景とし、遣明船貿易に一展開が示されたのである。

四　堺と遣明船との新關係、文明以降の遣明船概觀

遣明船貿易に於ける堺商人の進出

文明六年九月幕府は島津氏に宛て丶、和泉の小嶋林太郎左衞門尉、堺の湯川宣阿・小島三郎左衞門が「就渡唐被仰付之上者、以別儀嚴密加下知、無其煩可被全彼渡海之由、所被仰下也」と琉球渡航の事を命じてゐる。之より先文明三年にも島津氏に命

じ近年堺商人の琉球に渡航する者多きを以て之を取締るやうに通達してゐる。（薩藩舊記）渡唐につき仰付くとあるを以て、文明七年性春を朝鮮に遣して成化新勘合の給付（成化勘合は當時大內氏の手に在つた）を求めた如く、琉球國王に新勘合の下附斡旋方を求めたのかも知れぬと想像する說もある。然し此頃琉球より明に送つた表奏・咨文は多く現存するが、かゝる點に言及したものはない。而して堺又は堺近住の三名の富商が、次の遣明船の出資者たるを承諾したため、幕府が琉球貿易に特別の便宜を與へたのであらうとの推測は恐らく肯定される。（第四章第二節參照）

文明八年（第十三回）遣明船の堺出帆

果して文明八年三月十一日「柚皮（〇湯川）申沙汰」と記された三隻の遣明船が堺を出帆した。（大乘院寺社雜事記文明八年四月八日）正使は天龍寺長老笠芳妙茂、副使は玉英慶瑜で、成化の勘合なきを以て景泰の勘合第四・五・六號の三道を携へた。一號船は幕府船であり、二號船は相國寺勝鬘院船といはれ、三號船は或は大內船といふ說もあるが是は疑問である。（堺市史第一卷本編第一、四八〇頁以下參照）船は翌年春汛に九州より渡航したと思はれ、明の實錄によると、同年（明の成化十三年）九月には妙茂馬及び物を貢して、正使以下に賜宴・賜給の事あり、國王及び妃（義政及夫人）に賜はる勅及び白金・錦段を齎らしめる事とし、佛祖統記を求めたに對し法苑殊林を與へた。翌成化十四年正月妙茂の陛辭したのに對し勅を賜ひ、且つ義政が本國戰亂の

ため公庫索然たりとて永樂の例に依り銅錢の賑賜を申請したので、禮部をして調査せしめた結果、先例は無いが、妙茂の懇請により五萬文を特に與へた。續善隣國寶記收載の明帝の勅書は成化十四年二月初九日付となつてゐる。此歲夏の風迅を利し寧波を出發歸國の途に就いたが、七月風波の爲朝鮮大靜島に漂泊した。朝鮮の地方監たる大靜縣監はこれを見て捕獲せんとしたが、濟州牧使が明に使しての歸途なるを知つて禮遇を加へ本國に送還した。正副使等は同年文明十年十月廿九日に歸京し、十一月二日に義政に謁してゐる。これより先此歲の二月義政は島津忠昌に對し正副使等の歸朝の際、島津氏の領土に於ける滯在及び歸航に至る迄扶持を加へん事を命じてゐるので、恐らく南海路より堺に歸帆したるものと推察される。

大內氏文明十五年（第十四回）遣明船を失ふ

次の遣明船は文明十五年十二月に堺を開帆したと推せられ、一號・三號の二艘は幕府船、二號は內裏船であつた。正使は鹿苑院長老で相國寺前住の子璞周瑋、一號船居座に肅元壽嚴・東歸光松があり、二號船居座に甘露寺親長の弟首龍首座があつた。初め幕府は既に歸降してゐた大內氏に對し、文明十二年十二月明年を以て遣明船を出さんとする旨を告げ、大內政弘は程經て第三號船を出だす命を奉じたの

であつたが、其後約を變じて第三號船をも幕府の手に收めたのである。而して幕府船は堺商人が抽分錢を豫め請負つて其客人衆を獨占する事になつた。內裏船も首龍首座を介して事實堺商人の手に歸したのであつた。幕府の大內氏との契約を破つたに就いては、元來此度の遣明船は東山山莊經營の費等を支辨せんためで、遣明船許可に對し大なる負擔卽ち禮分を要求した結果大內氏が承諾しなかつた事が關係あるかも知れぬ。(堺市史四九七頁以下)卽ち初めは幕府は一號船を三號船と共に政弘に許す意向であつて、大內氏にとつても幕府に代つて進貢物は自ら調達しなければならぬし、頒賜物は先例に依り公物として幕府に進めなければならず、遣明船經營者として抽分錢を主とする收得では、其上に多大の禮分を幕府に强要されては承諾しなかつたのも無理はない。

堺商人の抽分錢請負

然るに首龍首座等を介して、堺商人は抽分錢の請負一艘三千貫を普通とするを特に一艘四千貫にて請負うたのである。彼等は多少の犧牲を忍んでも他の商人の介入を許さず、從商人を獨占若しくは其商權下に置いたので、此事は結局遣明船の諸經費も彼等の乘船賃・荷物賃等で大體出資し盡す事となつたのである。かくて幕府は多額の請負錢(抽分錢)を收得したる上、遣明船派遣を早速實行し得たのである。

遣明船渡航

然し文明十四年大內氏の不滿のためか、

義政は將來は必ず遣明船の事は大内氏に命ずるを約してゐる。文明十五年の暮に堺を出帆したと思はるゝ遣明船は土佐の幡多恐らく中村の港下田にて越年し、翌十六年春の大迅にて渡航したのであらう。明の實錄に成化二十年（文明十六年）十一月周瑋等奉表・馬及方物を貢し、賜宴・賜給の事あり、憲宗は勅竝に國王及び妃に賜はる白金・文綺等を附與すべきを命じてゐる。續善隣國寶記收載の勅諭は翌成化二十一年二月十五日付である。正使周瑋は同年七月歸途寧波府に於て客死したが、年末に寧波を發して中國路を通過して翌文明十八年七月四日に堺に入港した。

往復の航路

此際の遣明船が往航に南海路を通過したに就ては、大乘院寺社雜事記に長門以下海上の路次が難儀である故、幡多に越年して四國から渡唐するであらうと記してゐる。此歳少貳政資が筑前の舊領を奪略し、政弘前軍を先づ筑前に遣り、八月には九州渡海の兵船役を赤間關に課する次第を定め、十一月には幕府は政弘に命じて、先に政資のため肥前綾部城を逐はれた澁川萬壽丸と共に政資を擊つを命じてゐる。長門路次の難儀とは右の如き騷亂の間に兵船に觸れ、海賊に逢ふを恐れたのであらう。大内氏が此遣明船決定に對し衷心から釋然たらざるものがあつて、其結果遣明船に對し直に敢へて報復的手段に出づる事を恐れたからのみではある

まい。一行が五島奈留浦に歸著したとの報告は文明十七年十二月二十日に義政の許に披露されてゐるが、其注進僧は先年の如く南海路より歸洛すれば、翌年四五月頃となり、中國海路なれば正月末に歸洛し得ると述べてゐる。蔭凉軒集證は中國路は備前・備中・備後・播磨四箇國の亂のため兵船上下し、渡唐船が過海の際兵船に觸るゝ虞あるを以て、二三箇月は遲延するとも先規の如く南海路を經るがよいと述べてゐる。備前等四箇國の亂とは文明十七年より翌年にかけての播磨守護赤松政則と山名政豐との戰等を指すのであらう。然し伊勢・飯尾氏等の主張で、中國路をとるべき旨が使僧に傳へられた。遣明使一行は五月平戶・藍島を經て赤間關に入り、壽巖・光松兩居座は山口に大內氏を訪ねて好意を謝してゐる。此間大內氏は一行のため種々便宜を與へてゐる程であつた。

明應二年（第十五回）遣明船と大內細川等諸氏の爭奪

次回は明應二年三月に相國寺慈德軒壽蓂を正使として堺を出帆した遣明船である。初め幕府は文明十九年五月先の天龍寺船の際の如く一號・二號・四號の三隻を相國寺のために渡し、三號船を大內氏に與ふるといふ事であつたが、四隻の渡船は明の制規に反する事となるので、一號・二號を幕府船とし、三號船を大內船として、船の調達等は倶に大內氏を煩はすこととなつた。其後長享元年十月伊勢氏の運

動があつて、景泰第十の勘合一枚を得たのであるが、四隻の渡船は支障もあり、先に大内氏より幕府に收めた成化の勘合の第三號は結局大内船と決した三號船のために長享二年五月大内氏雜掌興文首座に交付され、伊勢氏は景泰の勘合を還付した。然し之に依り伊勢氏は其渡航を斷念したのでなく、大内氏と結んで別に一艘を獲んと計畫し、大内氏も相國寺のために渡航するといふ幕府船一號・二號船をも併有せんとしたらしく、之に對して細川氏は隱然反對の態度をとり、遂に延德二年閏八月成化勘合第一・第二號を獲得し、第三號は既に大内氏の手にあつたが、之も領掌すべく將軍の同意を得たらしい。細川船の經營に與るは堺の商人で、細川政元の緣者上司遊初軒等緣の手に交付されてゐた成化の第一・第二號の勘合は、堺商人の勸告により間もなく景泰第十・第十一號の兩道に代へた。景泰第十三號は幕府船のものとしたが、其後大内氏は別に成化の勘合二道を請ひ、先に獲得せる第三・第四號と合せて四隻を渡航せんとする計畫であつたが、結局不實行に終つたものと認められる。かくて正使以下の人選にも幾多の曲折があつたが、細川船二隻・幕府船一隻が明應二年三月堺を出帆した。蓋し遣明船三隻とするは寶德以後の明の制限にして、今回の複雜なる遣明船獲得の爭の中にも其超過すべからざる事が屢、

渡航及び歸朝

論ぜられてゐる。明の實錄に依ると、弘治九年（明應五年）閏三月壽蓂等來貢して、王及び妃に錦段・白金等を賜ひ、正使以下に賜宴・賜給あつた事を記してゐる。壽蓂等は此年初めに入京して、賜宴・賜給後間もなく辭京せるものと解せられる。又同じく同九年八月の條に禮部奏して、日本國遣使入貢して濟寧州に至り、夷衆人を殺し、壽蓂之につき處置を約束する能はずとて勅裁を乞ひ、孝宗命じて今後起送五十人たらしめ餘は浙江館に存留せしめ嚴に防禁せしめたとある。籌海圖編に弘治八年五月壽蓂入貢し、赴京沿途濟寧に到り殺傷事件を惹起し、明の官吏數名責を負うて罷めた事を比較的詳記するのは別に根據ある記事と思はれる。同書に「次年（弘治九年明應五年）使歸」とあり、明應五年中に出發し、弘治の新勘合及底簿を得て堺に歸著したらしい。

永正年度（第十六回）遣明船

明應七年に至つて、義滿の百回忌佛事の經費を得るため、相國寺諸長老の間に遣明船派遣の議起り、やがて幕府船一隻・細川船一隻、他の一隻も相國寺船とするに決したらしい。其內又廣隆寺より船を出す事が傳へられ、遂に弘治の新勘合第一・三號を幕府に留め、第二號は細川政元に交付された。而して幕府船二隻の勘合は東福寺の了庵桂悟の手に歸したが、其裏面には大內氏の手が動いたものと認められ、

遣明船の渡航と大內船の優位

結局一號・三號船が大內船、二號船が細川船となつた。細川氏は大內氏と對抗する

細川氏別船を渡航せしむ

上からも、別に勘合一道を求めて宋素卿を綱司として渡航せしめた。正使桂悟は永正三年十一月十七日住吉から乘船して先づ尼崎に至り、十八日更に乘船して兵庫に上陸し福嚴寺に入つた。彼は兵庫に滯在中に、永正元年京洛の亂を避けて禪昌寺に住した龍阜眞乘と往來して禪詩を留めて西航し去つたので、眞乘は桂悟と舊交ある景除周麟に之を示して和韻を請うた事がある。(翰林葫蘆集、文寄眞乘)桂悟は次で山口に赴き永正六年五月赤間關に著したが、渡航は遲れて永正八年となつた。大內船二隻は博多にて艤裝されて、搭乘するものは中國の人か堺にある大內氏家臣の杉氏の幕下であるといはれた。大內氏は前回には既に勘合二道を得て遣明船を決定し、進貢物も調達しながら、龍安寺(細川氏開基の寺にて其手の動けるものであらう)と堺商人の策謀にて奪はれ、之を啣むものと推せられたから、歸朝の際大內領界にて二號船細川船を抑留する惧ありとて、鹿苑院泰甫は幕府に請うて東福寺に命じ證狀を製し、細川船に從商人として乘坐せる堺商人の名字を註して校する事を述べ、周麟から幕府に申請した。二號船は適當の時期に回航し、大內氏と共に渡航したものと思はれる。宋素卿の細川船一隻は之に先だち永正六年に渡航し、籌海圖編に「正德四年五月、正使宋素卿・副使源永春貢㆓方物㆒云々」とあるは根據ある事實であらう。實錄に正德四年

十一月禮部奏して、明年正月の大祀慶成宴に日本使の列位は先例なきも、朝鮮の例の如く殿西第七班に列せん事を請ひ、貢船三船の例なるも今度は一舡なるを以て銀幣三分の一を賞し、又表文無く咨文のみなれば勅を賜ふや否を奏してゐる。十一月には既に素卿は入京してゐたものと思はれ、實錄に翌正德五年二月に素卿等に賜宴給賞ありし事が見えるが、同年堺に歸航したものと思はれる。

正使桂悟等の歸朝

桂悟等は正德六年（永正八年）六月には寧波に到り、畿輔山東に盜賊横行して上京するを得ず南京に留まり、翌八年六月寧波を發して歸朝した。

大永年間遣明船と大内氏の獨占

前將軍義稙と將軍義澄との間の爭亂は長く續き、義稙は大内義興の力に賴つて將軍職に還補し義興を管領としたる故、義興は遣明船に對する自家の特權につき文明十四年の義政の御内書の如きを示して抗議する所あり、永正十三年四月義稙は改めて御内書を與へて遣明船の事は大内氏が先例に任せて永く管掌すべきを命じた。大内氏は前回の渡航の際其手に收めた正德勘合の一號より三號に至るものを携へ、遣明船三隻を獨占し宗設を正使として渡航せしむる事とし、船は豐前國池永に艤裝された。

細川氏別船

之に對し細川氏は鸞岡瑞佐を正使とし、宋素卿と共に弘治勘合を携へ一艘を渡明せしむる事とし、船を種子島で艤裝せしむる事とした。瑞

〔一艘を渡航せしむ〕

佐は永正十七年春堺を出でて、南海路をとり土佐・日向を經て種子島艤裝の本船に駕し、大永三年閏三月山川港を出帆した。かくて大内・細川の船は前後して寧波に到著し、宗設・瑞佐等の衝突より寧波の大亂を惹起し、明では市舶司廢止の議起り、寧波の私貿易を嚴戒すると共に今後遣明船の船數・人員・貢次年限等の制限を一層嚴重に取締らしむる事とした。

〔寧波ノ亂〕

〔亂後の日明折衝と細川氏の策動〕

明では嘉靖四年（大永五年）六月琉球國貢使鄭繩の歸國に際して勅を齎らさしめ、宗設の引渡を幕府に轉諭せしめたが、將軍義晴は之に對し大永七年明に贈る書翰を琉球を介して明に傳達せしめた。其別幅に於て、正德の勘合は戰亂のため路が梗塞し幕府に達せず、西人宗設等が進貢船と號し入明したるは、大内氏の臣神代源太郎なるものが元兇で既に誅戮されたと記し、前代賜つた金印は頃日兵亂のため所在を失つて、花押を以て信とする事は琉球僧も知る所であると述べてゐる。嘉靖九年（享祿三年）三月琉球國使蔡瀚は明に入貢して右の義晴の書を齎らしてゐるが、明では幕府が新勘合・金印を乞うて常貢を修せんといふも、其文印なく夷情譎詐にして遽かに信ずべからず、琉球國王に勅し人を遣らしめ宗設を引渡さしめたる後に然るべく裁定しようといふ事であつた。義晴の書翰は先の大内氏の遣明船が正當な

らざる如く記してゐるので、之は細川氏が義晴の書翰に託して自家に有利な釋明をしたと見られる。大内氏は之に對し大永七年九月使僧を琉球に遣り、日明通交に於ける其特殊の地位を釋明して傳達を求めたが、幕府に對しても其保障を求めたらしく、幕府は享德三年三月九日御教書を發して速に遣明船に於ける特權を行使せん事を達してゐる。

大内氏の遣明船獨占

其後大内氏は兩度の遣明船を獨占する事となつた。細川氏も亦其計畫あり、天文六七年には堺商人は本願寺を介して土佐の一條家に託して船を調達せしめたが、結局其事は出現を見なかつた。

遣明船從商に於ける博多門司商人の優勢より堺商人の獨占へ

文明以後、當時外國貿易に對して充分なる資力を積蓄した堺商人は、從來の如く博多・門司等の商人の出資を要せずして、遣明船の經營を可能とし、是等の港市を各管下に有した大内氏と政治的・軍事的に相對峙した細川氏と結合する事となつた。

應仁以前の遣明船では各船經營者は經費を尠くも一部は自ら支辨し、當該船の從商人の乘船賃或は荷物賃等を以て多く捻出された。幕府船にあつては明帝の頒賜物があるが、其他の船では從商人の一切の貿易貨物を歸朝後適當に評價し、十分の一を抽分錢として收得するが主なる收入である。此時代にあつては從商人は概して博多・門司の商人が優勢であつたとしても、各船を通じて獨占されたのでな

い。然るに文明以後堺商人が抽分錢を渡航以前に豫め一定額にて請負ひ、歸朝後損得の如何に拘らず、經營者に對し納濟する事が行はれた。此制度に於ては、從商人がすべて抽分錢契約の堺商人であるか、又は其商權下に拘束されるものであつて、從つて堺商人の獨占に歸する事になる。故に元來從商人の乘船賃・荷物賃により實際上經營費の大部分を捻出したのであるから、遣明船經費も堺商人の出資に俟つ事となる。

堺商人の從商獨占の事情

文明十五年の遣明船は既述の如く、三隻の内一號・三號の二隻は幕府船で、堺商人が一艘四千貫都合八千貫で請切り、二號船内裏船は首龍首座の請ける所といふも、事實は彼が堺商人請切の斡旋をなしたに過ぎぬ。之より先文明八年の遣明船にも大乘院寺社雜事記に「柚皮申沙汰」とある。柚皮は堺富商の湯川氏であつて、或は請切制が此際にも既に行はれて湯川氏は其代表者でもあらう。從商人は一船凡そ百五十名內外の乘組員の半數以上を占めたる事は既述の如くで、之を後の天文八年大內氏の遣明船の事實に徵するも、一號船百八十五人中從商人百十二人、二號船百四十人中從商人九十五人、三號船百三十一人中從商人九十人であつた。而して遣明船を請切る場合には、特定の代表的富裕なる商人が之に當るのである。後

年天文六、七年頃に堺商人の遣明船渡航の計畫あつたる際、天文日記に「堺南北十人のきやくしゆ（渡唐之儀相催衆也）より、以木屋宗觀（字不知）并山西宗右衞門、五種五荷到來也」とある。此堺南北十人の客衆が卽ち右の特定の富商に當る。多くの從商人は乘船者一人別に二十貫文、荷物一駄に十二貫文を出さしめ、荷物十駄の商人に二十貫文の乘船賃を免除する。（明應年間の實例鹿苑日錄明應八年八月六日）此は船舶の傭賃、造作或は明への進貢物、勘合給付に對する幕府の禮錢等に宛てられたといふ。卽ち遣明船の經費である。元來かゝる經費は當船經營者に於て經理されたものである。進貢物は幕府にて、又一號船が幕府船ならざる際は一號船經營者にて調達したのである。然るに延德四年次の遣明船發遣の計畫に當り、先の明よりの頒賜物が先々より減せる事實につき、幕府は先度渡航せる蕭元につき質せる所、我が進物が聊爾にて彼又聊爾であつたといひ、今度は細川氏（一號船は細川船）より申付る故聊爾なからうといつてゐる。（蔭凉軒日錄延德四年六月六日）先度卽ち文明十五年の遣明船の一號船は幕府船たるに拘はらず、進貢物の調達に關與せず、全然堺商人に委任したらしいのである。次回の船は細川船が一號船であるから、進貢物の費用出資は事實堺商人に相違ないが、其調達は經營者たる細川氏の責任である。故に細川氏より之を監督指令するは元來當然の事であ

る。然しかやうに進貢物の調達を全然堺商人に委せ切るといふ傾向も、抽分錢請切より招致したものといはなければならぬ。かくして多くの從商人は特定の客人衆の獨占下にあるものである。天文年間の遣明船發遣計畫に當り、本願寺の證如は船舶の調達等に斡旋する所あつたが、天文日記に「昨日客衆申事ニハ、唐船之儀悉皆此方より依㆓申付㆒相調、當津まで付事候、悉存候、又於㆓唐船㆒五駄荷所并一人之乘前令㆓進上㆒之由、以㆓目錄㆒申候」とある。客衆卽ち十人の客衆より禮分として五駄荷所及び一人之乘前を無償にて本願寺に呈上するといふのである。荷所は荷物を積む船床の意であらうと思ふ。卽ち乘船賃・荷物料の徵收は客衆の宰配下にあつたのである。かくして堺商人の請切れる遣明船の從商人貿易は堺商人の獨占化する所となる。東歸和尙の談に「又近來者船不㆑過㆓大內所領㆒者、故船過㆓南海南邊㆒、其費太多矣、雖㆑取㆓笮於志賀島㆒、又取㆓水於此嶋㆒、故載㆓博多商人數輩㆒、別以㆓小船㆒遣㆑之、以取㆓兩物㆒也、蓋吉兆乎」とある。博多商人の便乘を許すも、單に便宜的のものに過ぎなかつた。細川氏が遣明船經營につき大內氏と爭ひ得たるも、一面よりいへば堺商人の富力あるに依る。

堺商人の遣明船經營に對する潛勢力

堺商人の遣明船經營に對する實勢力は益〻表面化して、細川氏が延德二年成化の勘合一號・二號を受領するや、景泰勘合の是なるを主張して之を取換さしめ、

或は一千百貫文を禮分として出して遣明船三隻の勘合三道を掌中に收めたと傳へられた程であつた。

大内氏の遣明船經營と博多門司商人の資力

大内氏は之に對し博多・門司等の商人の資力を背景とした。長享二年五月大内氏は二艘の渡航を許され、進貢物を辨進する事になつたが、「博多商人仁船進物白付之條、不見勘合可無沙汰之由」とて成化第三・第四の勘合を給付されたのである。此際は結局大内氏の計畫は實現せず、一號・二號兩隻細川船、三號幕府船として堺より渡航したが、次の遣明船より大内氏が次第に有勢を占めた。明應二年の遣明船につき一號・三號の大内船二隻に就き「乘船者、或中國之者、或界之杉之幕下者、是皆乘船」といはれたが、中國の者とは勿論博多・門司商人をも併せ指してゐるであらうし、堺にある大内氏幕下杉氏の輩下商人も乘坐したのである。天文八年、同十六年の如き全く大内氏の下に派遣された。日本圖纂・籌海圖編に「其貢使之來必由博多開洋、歷五島而入中國、因造舟・水手俱在博多故也、貢舶回則徑收長門、因抽分司官在焉故也」とある。是は大内氏の派遣せる天文年間の遣明船の實狀を錄せるものである。博多・門司の商人は堺商人の如く抽分錢を請切る事は行はなかつたであらう。

日明貿易の動向

寶德度遣明船以後、明にては臨清事件使人の不軌等を捉へて幕府を責め、其消極

的對外政策を實施し、船隻の制限等を頒つた事は前に述べた。

かくて貿易に於て官收買物の多かりしより私貿易を主とする傾向を生じ、從商人は有利なる支那商品の舶載に依り利益を倍增せんと務めた。堺商人は商賣のためには父子の間も相敵視したといはれる程で、彼地に於て一種の專賣法の下に置かれた鹽を、張家灣で仕入れ南京にて賣却する如き不軌を行つた事もあり、（蔭涼軒日錄長享二年九月十三日）私の取引上爭鬪を惹起した事等を傳へてゐる。貿易品につきて見ると、主要輸出品たる刀劍の附搭の如き、寶德度約一萬把なりしが、壬申入明記に依れば、應仁度三萬把、（此處には疑問がある）文明十五年度七千餘把、明應二年度三萬七千把、永正八年度七千把といひ、天文八年度には二萬四千五十二把を積みし事下行價銀帳竝譯程錄に見える。其他銅は天文八年には二十九萬八千五百斤を積んでゐる。船貨の多かつた事は、制限された遣明船貿易に於て從商人の活躍の一層熾なるものありしを察せしめる。

船隻人員貢年次の制限と官貿易の退步

應仁度の遣明船は規定の如く三隻で、一號船和泉丸の乘員百五十名であつたから、三隻にて四百名內外であつたと思はれる。文明八年のものは三隻三百人であつた。此三隻が歸朝の途朝鮮大靜縣界に漂到し、濟州牧使鄭亨が送り歸國せしめ

た事を記して、成宗實錄九年七月乙酉の條に「全羅道觀察使馳啓、日本國使妙茂等三百人乘船三艘、朝大明回來、遇風漂泊大靜縣界云々」とある。壬申入明記に、應仁度・文明八年度・同十五年度の遣明船孰れも進京人員三百餘人とあるが、之は了庵桂悟が前回壽蓂等渡明の際濟寧事件あり、以後起京五十人に制限されたるを以て、二百九十餘名の起京を請ひ、又舊規喪失の不當を强調し先例として擧げたもので、牽强の嫌がある。（桂悟の求請せし刀劍の給價の先例につき同樣の事實を見る）尠くとも文明八年度は渡航人員三百人とある李朝實錄を信とすべく、起京人員は渡航人員中一定數を限るのであるから、三百餘名の進京者ある筈はない。此間にあつても明では前述の消極政策を繼續し、成化廿一年の勅諭にも「今後王差使臣通事人等、須擇知大體守禮法者、量帶夷件、嚴加戒飭、俾其沿途往還、小心安分、毋作非爲、以盡奉使之禮、以申納欵之忱、其進貢幷附搭物件、禮部奏請、以後不許過多、只照宣德年間事例、各樣刀劍總不過三十(千カ)把、庶彼此兩充勞費云々」とある。當時官收買物は主として刀劍類に限られており、其給價は次第に低減しており、使人は增價を請ひ禮部と折衝し、應仁度の淸啓、永正八年度の桂悟等特に强硬に主張した。勿論刀劍の品質の粗惡化にも依るが、一方明政府の相當に過酷な官給價の縮減の傾向も事實上認められる。

寧波の亂と明の通交貿易忌避的態度の增進

永正・大永年間二度の遣明船が四隻となつたのは、細川・大内兩氏の爭の結果である。而も其決定するに當り、制限數三隻を超過すべからざる事は渡明經驗者や有識者に依り屢〻論ぜられた。それに就き早く長享二年に蔭凉軒集證が一案として「一艘被渡之者、彼三艘者、待一艘歸朝日可被渡之歟」といつてゐるが、（蔭凉軒日錄長享二年五月廿日）大體此主旨に依り四隻の內一隻は別途に渡航してゐる。明應二年堺を出帆せる壽蓂の一行は濟寧にて殺傷事件を起したるため、以後起送人員五十人に制限された。永正八年の桂悟を正使とする遣明船三隻人員六百六十八人（明實錄に五、六百人とある）別に渡航せる細川船は一隻百五十人であつた。十年一貢・人員百人・船數三隻の制限は此時に作られたらしい。大永三年（嘉靖二年）寧波の亂後市舶司廢止の議も起り、寧波に於ける私人との通商を嚴に取締つた。明史食貨志にも「海外諸國入貢、許附載方物與中國貿易、因設市舶司置提擧官以領之、所以通遠情抑姦商俾法禁有所施因以消其釁隙也」とある。既述の如く遣明船貿易が私貿易を主とするに至つたので、浙東商人との取引は益〻密接となり、支那官司の通弊として市舶司有司も私故を交へて幾多の時弊を生じた。殊に早くより市舶太監が置かれ、此內官による不正は甚しく、正德年間の劉瑾の如き其尤なるものであつた。明にても其弊を認めて嘉靖八年

遣明船の廢絶と日明商船往來の興盛

市舶太監の制を罷めしめた。寧波の亂の如きも細川船の寧波到著は大内船に比し十日程も遲れたが、明の實情に通ぜる宋素卿は太監賴恩に贈賄して、大内船より早く貨物を陸揚げし東庫に於ける點檢を濟ませ、嘉賓堂の茶飯にも細川船の正副使を上座としたる所より宋設等の不平が勃發したるに始まる。貨物の早き荷揚點檢はより有利なる商機を摑む事を得たのである。かくて明の遣明船に對する消極的態度は事毎に制限を加へて來た。天文八年の大内船三隻人員四百十五人であつたが、明では五十人だけ起京せしめ、所在の居民の私に之と交通するを嚴禁せしめた。天文十六年の策源周良一行は四隻人員六百三十七人に達したが、貢期に早しといふので、定海縣磬山に數ヶ月も滯在し、其上人員規定を超ゆるとて禮部にても彼是と論議する所あつたが、結局規定通り五十人のみを起送せしめ、百人のみに賞犒を限つた。周良等の百方求請の結果斟酌加賞する事となつた經緯は前に述べた。

之より先我が國内の生産業の發展と相俟ち支那商品の需要は高まり、彼我商舶の往來通商の風を兆したが、遣明船貿易の衰退と支那官司の通番禁止政策とは却つて之を促進せしめ、内外諸般の事情に應じて天文頃以來日明貿易は非常なる盛

時を來したのである。

第三章　日鮮交渉と兵庫

第一節　朝鮮及び幕府使節の往來

高麗時代西國商人の半島通商

平安朝末期に當り宋商の活躍を中心として日本・高麗と宋との通商は盛んとなり、日本・高麗間の貿易も活氣を呈して來た。當時の我が政府の鎖國的對外政策に反して、西國商人の對外通商は漸く隆盛となり博多の地は内外貿易の一中心となつてゐた。麗朝文宗の代、之等商人の半島通商が著しきを加へた事が高麗史に徴される。宣宗十年寛治七年西暦一〇九三年七月西海道按察使奏して、安西都護府管下の延平島にて海船一艘を捕獲したる所、宋人十二人、倭人十九人乗組み、弓箭・刀劍を所持し、是必ず兩國の海賊にて邊鄙を侵さんとするものなるを以て、兵仗等の物は官に納め海賊を領外に配せん事を請うてゐるが、其後高宗の代に至り倭寇の侵害甚しきを告げてゐる。當時半島との通商は進奉船と稱して方物を進め、之に對して政府より賜給があつたので、其齎らしたる商品は螺鈿・刀劍・鏡匣・硯匣・屛風・香爐・弓箭・水銀・

眞珠等であつた。元宗立ち進奉船貿易の絶えざると共に倭寇の劫掠又劇しかつたが、時に元の興隆に際會して高麗は日元の間にあつて兩國交渉に加はり、遂に元寇となつたのであるが、其後忠烈王を經て忠肅王・忠定王・恭愍王の代、倭寇は益〻猖獗を極め其侵奪の範圍は廣く且劫掠の法は劇甚となつた。

倭寇の猖獗と麗使金龍等の來朝

正平二十二年（北朝貞治六年）二月十四日高麗使金龍等は我が海賊の半島沿岸に來侵する狀を告げて其禁遏を求むる書狀を齎らして兵庫に來著した。同月二十七日更に同じく高麗使金逸も來朝したので、幕府は彼等を天龍寺雲居菴に置いて延接した。金龍等は前年即ち高麗恭愍王の十五年に出雲に著岸したので、廻航して兵庫に來たものであり、金逸も同年末に本國を出向したものであつた。幕府は先づその牒狀の措置について、朝廷（北朝）と議して武家より回書することとし、是九州海賊の所爲にて刑罰の加へ及ばざる所として六月廿六日回書を使者に授與した。時に天龍寺妙葩は使者の接待に當り金龍等の敬慕する所となつたといふ。天龍寺の僧梵盪・梵鏐は兩使を送つて高麗に使して、翌年正月國都に到つたので、高麗は之を報聘使として迎へ答禮の信物を託した。天龍寺の二僧が高麗に使した恭愍王十七年には、七月對馬島宗經茂の使も亦到り、其後對馬との間に遣使の往來あつて、

僧梵盪等の渡航と西國諸侯の半島通交

倭寇禁制に關して議する所あつたらしいが、やがて又倭寇の侵害は年と共に加はる有樣で、恭愍王の弑殺された後を承けて權臣に擁立された辛禑の元年（天授元年西暦一三七五年）二月には再び禁賊を請求する爲めに聘信使羅興儒を我が國へ派遣した。彼は博多にて諜者かと疑はれたが、高麗歸化僧良柔の辯明によつて救はれ京都に上つて接待を受けた。幕府は僧良柔を報聘使として、僧周佐をして書を送り、九州平定の後を期して禁賊すべき事を傳へしめた。其後も高麗は益々倭寇の難に苦しみ、恰も九州にては今川了俊が探題となり武家方の勢威を伸張してゐたから、之等邊境の實權者に交渉して禁賊の實を擧げんとして屢々使者の往還あり、中國の重鎭大內義弘も亦之を利して求請の利を怠らなかつた。

李成桂の建國　倭寇防遏と通交政策

元中九年（北朝明德三年西暦一三九三年）倭寇掃蕩の功により勢力を伸した李成桂は、遂に群臣推戴の名に於て王位に卽き、明に卽位を上告し、翌年國號を朝鮮と改めた。朝鮮の太祖之である。彼は卽位の歲に使僧覺鎚を我が國に派して倭寇の禁制を請うたが、義滿は相國寺の絶海をして之に答書せしめ、鎭西の守臣に命じて賊船を禁遏し俘虜を放還して兩國の鄰好に備へん事を告げしめ、僧壽允を遣して事情を陳せしめた。此答書には我が國の將臣（武家）は古來疆外と通問する例なきを以て、直接將軍

が來教に應答する能はず、釋氏某(絶海)に命じて代書せしめたのであることを附記してゐる。其後九州探題今川了俊を始め、大内氏・島津氏等頻りに使を朝鮮に派して、鎮西の諸大名又之に倣ひ、壹岐・博多の土豪等も相續いて通好を事とするに至つた。倭寇のため俘虜となつて奴隷として賣買使役されたものを送還する事は、厚賜を得る途であり、次第に他物の附進が加へられて貿易發展の途が開かれたのである。今川了俊が京都に召還された應永二年末、大内氏は朝鮮に使を遣したるを始め、三年・四年にも相續いて好を通じ、四年十二月には大相國(義滿)の命にて壹岐・對馬の島賊を禁ずることを告げしめたのであるが、之に對し朝鮮では朴惇之を回禮使として來朝せしめた。幕府は大内氏に命じて之を接待せしめ、應永五年八月書を義弘に與へて海島の殘寇を殲滅して以て舟船往來の途を通ずるに努力すべきを達し、大藏經・銅鐘・藥物等を求むる旨を以て朝鮮使者に諭さしめた。翌年即ち定宗元年五月、朴惇之は我が國より派せる使者と共に歸國したが、此際義滿は方物及び被擄人百餘を送還した。應永八年九月十六日に義滿は畠山基國・細川滿元等を伴ひ兵庫に下向して著岸せる朝鮮の船を見て、二十六日に歸洛してゐる。(迎陽記、續史愚抄)之によると此歳太宗元年朝鮮より遣使の來朝したものと思はれるが、之に對應す

幕府との使節往來頻繁となる

る半島側の史料は見當らぬ如くである。恐らく之に答へる使者と思はれるが、翌太宗二年六月には大相國(義滿)に託して銀樽以下の土物を贈る事が見え、七月に議政府答書を致して達謝忱を派し、更に禁賊を嚴にする事を請ひ、俘虜を悉く發還されんことを求むる事とした。(李朝實錄(以下同じ)太宗二年六月戊午、七月癸亥) 達謝忱は翌應永十年十月には入洛して二十九日義滿之を引接してゐる。(吉田家日次記) 太宗四年(應永十一年)七月には義滿の使者僧周棠等朝鮮に到り、十月闕に詣つて還を告げ辭去した。此際「日本國王源道義也」と特に朝鮮では記錄してゐるので、之は應永八年以來明との交渉により彼が明の冊封を受けて日本國王を稱した結果である。(太宗四年七月己巳、十月壬辰) 朝鮮では報聘使呂義孫をして周棠と共に來朝せしめたが、彼は三月二十八日入洛した。(東寺王代記) 翌應永十二年義滿復僧周棠を派し、太宗六年(應永十三年)二月周棠闕を辭するに當り、尹銘を報聘使として來朝せしめた。同年又義滿の遣使あり、應永十五年(太宗八年)にも其使人が入鮮してゐる。此歲五月義滿は薨じたので、翌太宗十年梁儒を日本に遣はして賻物を齎らし之を弔せしめた。梁儒は三月入洛したのであるが、義持は六月日附を以て禁賊の意あるを告げて國書を附與し、管領斯波義淳又議政府宛同旨を陳ずる狀を托し、梁儒は幕府の遣使と共に翌太宗十一年正月に歸國した。義持は書

契に唯日本國源義持と記し、對明交渉の場合と同じく父義滿の對外態度を改めたが、其年號は明のそれを用ひた。(太宗十一年正月丁亥、善隣國寶記中)次いで太宗十四年(應永二十一年)幕府の使僧圭籌到り、其需めに應じて大藏經を幕府に贈り、大般若經を圭籌に給した。大藏經は先に十二年にも幕府へ進めてゐる。

諸方渡航者の增加と朝鮮側の取締

太祖は當初より倭寇は國家の重要なる問題として、內に邊防を充實せしめ、外に幕府を始め九州探題、大內氏等以下對馬・壹岐・松浦地方の諸族と通交して禁賊を請ひ、又邊海の海寇の首領とも目すべきもの等には懷柔の方策を以て臨んだ。卽ち朝鮮に投降歸順するものあれば之を許し、或は官職を授け、通好者に對しては厚く接待して貿易を許した。彼等の間には使人の名に於て渡航する客倭、使船に從ひ又は單獨に貿易のため渡航せる商倭等があつた。然るに投降歸順の所謂投化倭は增加して商倭等の往來は頻繁となり、太宗初年には何等か之を取締る事が必要となり、商倭は富山浦(釜山浦)及び乃而浦(薺浦ともいふ、昌原郡熊川面薺浦里)の二箇所に限り到泊する事を許し、太宗七年(應永十四年)には其住地の渠首から渡航證明書として行狀を受けた上で渡航せしむることにした。太宗十四年幕府使僧圭籌の到つた際に、朝鮮では宗貞茂の許に使を出して、將軍・對馬島・大內氏・少貳氏等十處の使

応永の外寇

以外渡航させぬ事を請求し、貞茂より各地に通達させた事がある。かく朝鮮では對馬島を日本諸處との通好上重視したのであるが、又此地は倭寇の淵叢なりと早くより考へてゐた。受職人や商倭の貿易接待等の恩恵によつて一面に懷柔を試みた邊海の首領や居民等は、時に寇盜を恣にする徒輩で、平和的手段は終に制限を加へざるを得ざるに到り、彼等の間には意に副はざれば寇盜をなさんと公言する者さへあつた。太宗の如きも夙に對馬を伐つて賊徒を剿滅する意があつたやうだが、一は貞茂の盡瘁に囑してゐたものゝ如くであつた。然るに貞茂は應永二十五年沒して、翌二十六年五月には倭寇三十二艘忠淸道庇仁縣の都豆音串に到り、兵船を燒き進んで庇仁縣城を圍みて城外の民家を虜掠し、十一月又船三十八艘を以て海州の延平串に到つて、助戰節制使李思儉・萬戸李德生の兵船を圍み明に航する粮を贈らしめて漸く解き去つた。これより先太宗は位を世宗に讓つてゐたが、遂に對馬島を伐つに決し、六月兵船對馬に向ひ、七月に巨濟島に還り泊した。是所謂應永の外寇である。

僧亮倪の派遣

之より先、九州探題澁川義俊は應永二十六年の春、朝鮮にては同國にあつた九州人には酒食を給し乍ら、對馬島の者を拘留し、其夏兵を遣して對馬を伐ちたるを見

て、朝鮮の眞意を知らんため使を遣はさん事を將軍義持に勸めた。義持は博多在住の僧亮倪を正使とし、陳外郎の子平方吉久を副使として、表面大藏經を求むるを名として朝鮮に赴かしめた。（老松堂日本行錄）陳外郎は元人宗敬（號台山）の子宗壽であらう。宗敬は來朝して博多に住したが、宗壽は義滿の召請に從ひ入洛して明にも使した。（幻雲文集）亮倪等は應永二十七年（世宗二年）十二月京城に到り書契を進め、無音を謝して起居を問ひ釋典七千軸を求めた。翌年正月世宗は更に亮倪を引見して前年の對島征

回禮使宋希璟の來朝

討の事故を告ぐる所あり、更に回禮使宋希璟をして共に來朝せしめたのである。

外寇後の折衝

宋希璟は正月十五日京城を辭し、二月中頃釜山浦を發し、對馬・壹岐を經て三月三日に志賀島に到り、本船を繫留して小舟にて四日に博多に到著した。其志賀島に向ふや、亮倪船一艘を以て之を迎へ、探題の代官伊東氏及び平方吉久亦酒を小舟に乘せて來訪し、博多に入るや探題厚く之を遇した。亮倪は博多の商人にして屢〻朝鮮にも通交せる宗金と共に、舟二艘に分乘して瀨戸內海を護送し、兵庫に到るや、亮倪は先づ京都に赴きて幕府に復命すると共に朝鮮使節來朝の先容をなした。一行は四月十六日兵庫に到泊したのであるが、一谷を過ぐるや、宋希璟詩を賦して「荒原短瀧鎖烟霏、滄海茫茫水鳥飛、聞說當年爭戰地、自相雄長摠爲非」といひ、兵庫にては亮

倪の報告を待つて五泊し、代官の來訪して酒席を設くるや「高低板屋若蜂屯、數月停帆滯海門、殊俗亦能知禮義、慇懃來謁更停樽(呈樽イ)」と詠じた。 二十日に兵庫を發して「向ニ王所一路中雜詠二首」として西宮にて「處處神堂處處僧、人多遊手少畦丁、雖云耕鑿無餘事、毎聽饑(飢イ)民乞食聲」といひ、瀨川(豐能郡瀨川)に到宿して又一詩を詠じてゐる。 之を以て見れば一行は兵庫にて乘船を捨てゝ上陸し、此處より西國街道を經て山崎を過ぎ入京したるものであらう。 蓋し一般に西國から上洛する者は兵庫に上陸し又は川船に乘換へるが普通で、殊に外船は悉く兵庫に碇泊し、使臣等は入洛には多く陸路を行き、歸途淀川を下つた例が尠くない。 宋希璟は二十一日入京したが、通事魏天の家に宿し、次いで義持の命で深修菴に移つた。 深修菴は幕府を距ること朝鮮里一里(十里が略ぼ我が一里に當る)竹林の間にある一尼寺にて、朝鮮回禮使の入京する時は住尼を他に移して館舍に充つるを例とした。 此間一行が幕府より冷遇されたに就いて陳外郎は傳へて、明使呂淵が朝鮮と共に來寇せんとの激越なる國書を致し、朝鮮亦對馬を侵し、先の少貳氏等の注進狀に「蒙古舟先陣五百餘艘、押ニ寄對馬津一云々」等とありしを以て將軍の憤ること甚しきを告げた。 希璟は之に對し種々陳辯する所あり、遂に義持も意解けて、斯波氏の臣甲斐氏をして一行護衛の任に當らしめ、深修

菴の各室の疊換を行ひ庭園を清掃し、諸山に命じて食事に對しても留意せしむる所あり、六月十六日寶幢寺に於て引見し、宋希璟よりは國王の書を呈した。かくして希璟は諸山を巡覽し、二十七日一行深修菴を發して淀に到り、夜半船に乘り尼崎を經て兵庫に入り長福寺に泊した。此際一詩を賦して「繫舟滄溟曲、(海イ)尋入梵王宮、帆影飛前浦、鐘聲動遠空、窓外脩脩竹、庭中落落松、水亭更深邃、高樹起秋風」と詠じた。一行は七月三日乘船を換へて兵庫を發し、三十日志賀島に到り、翌月二十日まで滯留し、九月三十日薺浦に著し、十月二十五日京城に還つた。之より先、朝鮮では對馬征討の兵を罷めると共に、書を宗貞盛(都都熊丸)に送り、對馬はもと慶尙道雞林(慶州)に屬したるものとし、貞茂の慕義輸誠を推稱して、恩義を忘れて侵寇せるを責めて貞盛の來降を勸め、然らずば衆を率ゐて本國に歸るべしとし再征を以て威嚇した。やがて都都熊丸の使と稱するものが入鮮して、降を求め印信を賜はらんことを請ひ、拘留對馬人の發還を求めたが、太宗は前度の方針を以て命じ、嘗て貞茂が衆生を率ゐて珍島・南海島等に遷居せんことを請うたる遺志を繼ぐべしとて、應永二十六年十二月を期限と定めて決を迫つた。之に對し對馬から都都熊丸の使と稱して時應界都なるもの來り、島人を巨濟島に遣はして外護を爲す故、之を入耕せしめて

通交關係の整調

田税を對馬に給することとし、貞盛は族人に守護職を奪はるゝ惧あつて出去し難いが、朝鮮國州郡の例により州名を定め印信を賜はるならば、臣節を效して命に從ふべき旨を申傳へた。朝鮮では對馬を屬州とする事を認めて慶尙道に屬せしめ、印を給して以後は代官・萬戶等が各自に人を遣はし書を通ずるを停止し、都都熊丸の書契を持參せずば禮接を許さぬ事に決して、應永二十七年正月其旨を對島に通じた。然るに宋希璟等の初め對島に到るや、早田萬戶三味多羅(左衞門太郎)は先の書中に對馬を慶尙道に隷すといへるを難じ、此島は少貳氏が祖先以來相傳の地にて若し之を聞かずば百戰百死すとも爭ふべしと陳べた。宗氏はもと少貳氏の麾下より起つて、對馬の地頭となり、守護代となり、遂に守護となれるもので、少貳氏の恩誼を受くること深く、當時貞盛・宗俊等は其許にあつたのである。かくて宋希璟が歸途博多に於て、少貳氏が對馬征討を憤れるを以て折衝する所あつた。宋希璟の歸國復命後、少貳氏等の不平を知り强硬論も出で、對馬との圓滿なる交渉も進まなかつたが、應永三十年冬對馬征伐の中心人物太宗が薨じて通好關係も整備された。應永二十九年五月義持は嚴中撰する所の國書を齎らして僧圭籌を派し大藏經を求請せしめた。(善隣國寶記中)圭籌は同年(世宗四年)十一月京城に到つて世宗に謁し、世

宗は藏經を回禮使に付して共に來朝せしむることとした。(世宗四年十一月己亥)回禮使は翌應永三十年五月入洛して藏經を進め義持は寶幢寺にて延見した。(看聞日記應永三十年六月七日)義持は七月再び嚴中をして國書を撰せしめ、專使圭籌・副使梵齡藏主を遣はさしめ、更に藏經々板を求めしめた。(善隣國寶記中)幕府使船十八隻は回禮使船と共に同年十一月乃而浦に到著し、翌月圭籌等一行京城に入り書契・土宜を進め、翌年(世宗六年)二月辭し歸國の途に就いた。朝鮮では回禮使として朴安臣、副使として李藝を共に來朝せしめ、一行は圭籌と共に五月二十一日入洛し、深修菴に館し、經板・藏經を相國寺に置き、義持は六月二十五日等持寺に延見した。幕府は經板の他禮物を受けざらんとし、安臣之を不當として陳辯する所あり、幕府結局之を納れて路次の費用とし錢百貫を給した。八月初九州に到り十二月京城に歸著復命する所あつた。(世宗五年十一月庚子・十二月壬申・六年二月己酉・十二月戊午、善隣國寶記中)初め朴安臣の赤間關に到るや、圭籌は使者を上洛せしめて回禮使の來朝を幕府に報じたが、其回報久しく來らざるを以て其故を問うた處、圭籌答へて幕府の求むる經板を所持せざる故であらうといふ事であつた。即ち安臣の齎らせるは華嚴經板で藏經板ではなかつたのである。其內大內氏より幕府の命として、經板・藏經等のみ京都へ送ることを達し、又京都より回著せる瓊藏主は將軍

の意として回禮船を赤間關に拘留し、經板・藏經をのみ輸せしむる事を傳へたのであるが、大内氏より斡旋する所あつて安臣一行は五月入洛することが出來た。而して前述の如く幕府は經板・藏經外の禮物を受けざらんとの態度を示したのであるが、安臣の歸國するや、專使中兌西堂(朝鮮の記錄に虎巖西堂ともある)副使梵齡藏主を遣りて、前述の旨意を傳へしめ更に藏經板を求めしめた。幕府使僧は稍〻遲れて應永三十二年正月末對馬島に到り、四月京城に入り書契を進めた。世宗は藏經板は傳ふる所只一本にて命に從ふこと能はざる旨を答書した。同月廿三日梵齡書を禮曹に呈し兵庫の人四郎三郎の妻及び子、對馬舟越の人彌耶次郎、對馬人左衛門三郎の子の刷還を請うてゐる。右の四郎三郎は或は嘗つて彼地に居留した商人ではあるまいか。(世宗七年四月辛亥 壬戌善隣國寶記中)正長元年正月義持は薨じたのであるが、幕府は三月伊豆國東福寺のため藏經を求めしめた。(善隣國寶記中)同年末世宗は通信使として朴瑞生を派し義持の死を弔し、新將軍義教へ賀書を呈せしめたが、彼は翌年(世宗十一年)十二月歸國して義教の答書を呈し、且途上見聞せる各種の日本事情を啓してゐる。其内には先づ朝鮮の最大なる關心事であつた海賊につき對馬島より兵庫に到る海上彼が仔細に見分した事實を陳じてゐる。(世宗十一年十二月乙亥)朴安臣と共に幕府が

遣したのは、宗金及び道性等一行らしい。宗金は屢々朝鮮に通好せる博多の商人宗金其人であらう。彼等は翌永享二年二月京城を辭去した。永享三年七月に朝鮮使の入洛するあり、銅錢千貫文其他の進物があつたといはれ、(看聞日記永享三年七月廿八日)永享五年正月にも義教は同じく朝鮮使を室町第に延見してゐる。(薩戒記永享五年正月二十六日・看聞日記永享五年三月五日)後者は回禮副使金久冏及び李藝の一行で、同年四月十三日歸路尾道に於て、博多商人のため銅四千餘斤を積み船膠して動かざる内に海賊に襲はれ、幕府書契・禮物及び貿易雜物等皆奪はれ、陸上徒歩にて赤間關に到り、通事を遣り將軍に訴ふると共に、一行七十五人は大内・大友・小貳氏等を憑み、其盡力により五月對馬に護送され、更に對馬島より回送されて歸國したといふ。(世宗十五年五月戊子、十六年正月庚寅)世宗二十二年(永享十一年)八月高得宗を通信使とし、尹仁甫を副使として發遣せしめ、十二月義教はこれを延見してゐる。高得宗の一行は翌永享十二年正月五山を一見し、二月將軍に請暇して答書を受け、同年五月歸國復命した。(世宗二十二年五月丙寅、蔭凉軒日錄永享十一年十二月二十五日、同月二十六日、永享十二年正月十二日・二月十五日、同月十九日、善隣國寶記中)嘉吉三年(世宗二十五年)二月下孝文を通信使とし、尹仁浦を副使として我が國へ發遣せしめたが、此際に後年海東諸國記を撰した申叔舟(當時、訓鍊院注簿)が從事官として同伴來朝したのである。然るに下孝文等の兵庫津に入るに

先だち、管領畠山持國は衆に諮り、新將軍義勝幼少にして諸大名國役以下要脚無沙汰の折柄、朝鮮使の京都に入るは無益の事なりとて其入洛を拒む所あつたが、孝文等答へて從前の如く商賈のために來るにあらず、前將軍義教の死を弔するため來朝せりと答へたるを以て遂に入都を許すこととした。朝鮮使節より禮物を進めて將軍より答物を得る他に、貿易物を將來して幕府も亦其交易のため尠からぬ費用を要したらしい。それは結局諸大名の負擔となる事多かつたので、夙に諸大名評議し朝鮮使を京都に入らしめざるやう談合してゐたのである。孝文等は六月十九日室町殿にて義勝に謁し、七月に義教の佛事を相國寺に修してゐる。彼等は又義教を弑せる赤松滿祐の弟則繁が嘉吉元年播磨を沒落し、朝鮮を侵せる事を訴へた。一行は同年十月歸國世宗に復命する所あつた。（康富記嘉吉三年五月六日・七月十九日、建內記同年六月二十三日、看聞日記同年七月二日、世宗二十五年十月庚子、南方紀傳二）通信使の歸國するや、幕府僧光嚴等を遣はして先に大藏經板を求めて聽かれざるを以て、更に一藏七千卷全備の印本を要請せしめた。光嚴一行二十九人は同年（世宗二十五年）十一月京城に入り、翌年正月辭去歸國した。（世宗二十五年十一月己巳、二十六年正月甲辰）

朝鮮使節の

此頃より以後は朝鮮より通信使・回禮使の上洛が殆んど行はれなかつた。世祖

幕府報聘止む

五年（寛正元年）八月に宋處倹を通信使として來朝せしめ、紬三百匹・銀五百兩を齎して書籍等を求めんとしたが海路難破して到らず、又成宗六年（文明七年）には通信使裴孟厚、同八年には通信使同じく裴孟厚、副使蔡籌をして出發の治裝を行はしめしも中止され、同十年には通信使李亨元・副使李秀仝等を發船せしめたが、亨元は對馬島に到り病を得て還り、知世浦にて死去し、一行は隨つて歸還して終つた。（世祖五年（天順三年）八月壬申、六年（天順四年）正月辛巳、中宗三十年二月辛亥）朝鮮で幕府に使臣を派遣する事を躊躇するに至つた理由としては、

廢絕の原因

幕府の使臣を迎へる待遇が極めて消極的であり、時に之を忌避する態度をすら示したこと、使節派遣の本來の使命であつた海賊禁遏に對し幕府の威力が意外に無力なることを暴露した點等を考へ得るであらう。宋希璟が京都に於て受けた冷遇は應永外寇の與へた餘憤の結果とするも、朴安臣等は幕府の求請せる藏經板を齎らさずとの理由で、赤間關より藏經・經板のみを輸して歸還せしめんとし、次いで其上洛するや餘の禮物を一切受けざらんとした。而も義持の書に「自今以後、行李往來、不要以土宜爲禮、唯脩隣好而已、互省國費、不亦可哉」といつた程であるが、之を後の下孝文の場合を併考すると、禮物・貿易の費用に堪へずしてかくの如き處置を執つたと推考して敢へて不當でないやうである。下孝文の來朝に先だち、管領畠山

持國諸大名と相議し貿易の費用等を避けるために京都に入る事を拒み、奉行飯尾氏等談合の際、清原業忠の意見として今度の國書を古今の牒狀と對照し、文章上に乘ずる箇所あれば之を咎めて回還せしめやうとさへ議せられたのである。稍〻後聞に屬するが、康正元年幕府が宗氏を召して朝鮮の事等を問うた時、山名宗全の言として朝鮮の連年使を來朝せしむるは商賈のためで、海陸の役費多く、以來は入京せしむべからずといつたといふ。(宗氏世系私記)此宗全の言の眞否は暫く措き、當時幕府の當事者が費用多きを以て朝鮮使の入京を嫌忌した事は確かである。その上に加へて瀨戸内海は海賊の巢窟で、金久冏一行の如く書契・禮物・貿易物は勿論、身に纒ふ衣類まで强奪されて殆んど無一物裸同然にて乞食の如く陸路を徒步し赤間關に到つた有樣で、其航海も容易のことでなかつた。之等は逐一歸國の上復命されたのである。然しそれよりも猶朝鮮をして幕府遣使を無意義に感ぜしめたものは、邊陲諸大名に對する幕府の統制力が薄弱で、殊に海賊禁遏上それ程の實勢力を有せぬ事が、幾度かの使臣往來の結果判明し來たことである。永享元年來朝した朴瑞生の復命に、對馬島は海賊都會の地で、赤間關は四國以北・竈戸關等海賊西向の門であり、宗貞盛が島民に令して汲水を禁ぜしめ、大内氏が赤間關にて西出を禁止

すれば、海賊往來する能はず、且大内・大友・志佐・呼子の諸氏はそれぞれ瀨戸内・北九州の海賊を統領してゐる事實を告げ、海賊は「大抵其俗、不知禮義、小不合意、不顧其身、雖御所（將軍）之命、拒而不從、由此觀之、修好御所、雖爲交隣之道、而禁賊之策猶緩也」といひ、又日本（幕府を指す）求むる所あれば遣使して請ひ、求むる所なければ賀新弔舊の大節と雖も漫に禮を致さず、瑞生等の命を奉じて到るや接待亦禮を以てせずと述べ、「願自今國家不得已之事及報聘外、不許遣使、而於上項諸島之主、厚往薄來、以悅其心、間或遣使敎諭至意、以爲禁賊之策也」と陳じてゐる。又世宗二十六年（文安元年）四月一岐島より歸國せる招撫官姜勸は、博多より大内氏に到る間は人口稠密、土地肥饒にして農商を業とし、略ぼ作賊の事無きも、壹岐・對馬・上松浦等は人居蕭條の地にて土地墝薄農業を事とせずして作賊を行ふ故に、海賊經由の地たる對馬・壹岐兩島のものを接待撫養せば順服せんといひ、呼子・志佐・佐志氏等は將軍の命も及ばずして自尊大肆なれば、圖書を給し粮料を給して、不虞に備へんことを啓してゐる。（世宗二十六年四月己酉）即ち朝鮮では禁賊要請のためには、幕府に對するよりも大内・大友氏や、對島・壹岐及び北九州の諸豪族に通好を篤くするが實效あるを識認するに至つたのである。

朝鮮使の來朝が絶えた後も幕府は頻りに使船を派遣して、或は藏經を求め或は

寺院修造の募緣を求めてゐるが、使船に附隨する貿易は益〻增大した。素より幕府船の經營、禮物等の調達等につき早くより博多商人等の參與し、之に附隨する貿易を利した事は想像に難くないが、後には此傾向は彌〻露骨に文獻上にも表はれて來る。その事は併せて次節に述べやう。

第二節　朝鮮通交貿易の發展

西國諸氏の通交貿易

太祖・太宗の頃より既に九州探題澁川氏を始め大内・島津・少貳・大友の諸氏其他九州・中國の大小名が、頻りに俘虜を進め土物を獻じて彼地の物貨を得てゐる。對馬の宗氏、壹岐の志佐氏を始め、九州各地の土豪・商人等も亦通好すること絕えず、世宗朝に入るや益〻多くの物資を舶載するに至つた。是等は使人の齎す書契に不典土宜或は小禮土宜と記して物貨を獻進して、之に相當する賜物を給與せられたので事實上一の貿易であつた。舶載物貨は丹木・硫黃・胡椒・肉桂・沈香・白礬等多く南海より到來した物も含め多種多樣であつたが、尠くとも前記の大小名の使船では形式上獻進の土宜として齎らされた場合が多かつた。此書契にも記載された土宜進獻物は、後の記錄に「書契之物少、而私進物則多」と記された如くに、使人が附進物とし

舶貨の增大と半島側の對策

て舶載した貨物とは形式上區別し得るのである。世宗二年六月に是等使人の連續して獻進する銅・丹木が多くて京城に到る輸轉站路の弊が大なる爲め、海邊の各官に納めて、此地の貢船が上來する際、硫黃と併せて上送することゝし、其他獻進の雜物は道監司に命じて上中下に三分せしめて本曹に移關し、本曹が物價を參酌して使人に回賜する事にした。是は獻進物に對して官の給價せる貿易であるが、此に對し「其客人齎丹木・銅、臨時量數、上送、其餘竝於下船處和賣」とあつて、附進物として舶載せる私物は銅・丹木のみ量計して官貿易せしめ、其他は浦所で私貿卽ち商賈の取引を許したのである。浦所の貿易は倭館で行はれ、世宗五年十月には既に開かれてゐた乃而浦・富山浦の客館(倭館)及び舶載物を納むる庫廩を加造し、八月に新に蔚山(鹽浦)を開き販賣を許してゐる。

貿易形態の推移

世宗二年九月の條に「上曰、初日本使臣尙少、比年以來、獻一刀者、亦稱使臣、自要買賣、所齎財貨、絡繹、道路驛夫受弊不小云々」とあり、名のみの獻進物を齎らして商賈を事にする者が多くなつたが、恐らく九州北邊より中國にかけての所謂商倭の計畫したものが多かつたであらう。元來使送船とは別に、朝鮮でも商賈の船と看做してゐた商倭の通好は、世宗朝に入り益〻多くなると共に、初め獻進物の形式に於て多く交易を計つた如くに見らるゝ大小名等の使送

船が漸次私物の船載増加によつて純然たる貿易船に轉化する觀を呈した。世宗五年十二月幕府使僧圭籌・梵齡等が闕に詣つて土物を進め、別に私進物として麒麟血一斤等とともに銅二百斤を禮曹に呈したが、翌六年正月戸曹の啓によれば、其齎らせる私物は既に市裏にて貿易しており、銅鑞・丹木・胡椒・大刀等は市人の財物にも限あるので、工曹・軍器監・義盈庫等で官貿する事になつた。世宗初年に獻進物に對して行はれた官貿易と私進物に對して適用さるゝ事の多かつた私貿易とを要說すれば、私貿易は市人相互の取引關係に委せられたから、――尤も後に價格を官給したり、監掌する事が行はれた――之を適宜市價を參酌して價格を定める官貿易に比して有利な場合が多かつたであらう。李朝の初期九州・中國の大小名の使送船獻進物の內容を見ると、博多其他沿岸都市商人の介在したことを察せられるが、私進物の增加による貿易發展は、所謂商倭の活躍と共に彼等の勢力の益々進展せる情勢を感知し得るのである。同樣の傾向は幕府使船に於ても之を明かにし得るのである。

幕府使船の附隨貿易と博多商人

應永三十年に入鮮せる圭籌・梵齡と共に、都船主として久俊なるものが行を共にし、船隻十六隻で人員五百二十三名に達し、內京城に赴行せしもの百三十五人に達

した。この一行は前述の如く多くの貨物を齎らしてゐる。久俊なるものは何人か明白でないが、後例に見ゆる如く商人で恐らく博多の人であらう。正長元年朴安臣の歸國と共に幕府の派遣した宗金は博多の貿易商であつた。文安四年秋幕府使僧文溪正祐は京都を發し、南禪寺のために藏經を求めて翌年世宗三十年四月乃而浦に到著した。正祐は文安四年八月召によつて博多より上洛し、使命を帶びて渡航したのであるが、宣慰使姜孟卿の注進によると、正祐等は多くの僕從を率ゐて上京せんとし、隨伴した商船所載の貨物を盡く輸京せんとするので、上京人員は二十人と定まり、丹木・銅鑞等の物は浦所に留めしめんとし、京外の價格に懸隔なく徒らに輸京の負擔を重くする所以なるを說くも、正祐等肯せず、銅鑞を京に輸せずば本國に歸還すると述べて服せなかつたといふ。上京人員の差定、銅・丹木等の浦所に留むるは、之より先同年正月日本使臣上京伴人數は二十人を限とし、若し强請せば二十四人を定とし、貿易物一二百駄なれば三道に分送し、三百駄以上なれば轉輸の弊及び京外同價の狀を開陳して、銅・丹木等負重の物を留浦せしめ、品數を看品して給價する事としたのである。かく正祐は多額の貨物を齎らし、船隻三艘を以て來航したのであるが、宗貞盛の告ぐる所によれば、幕府御敎書に示された使船は一隻

將軍義政時代の頻繁なる遣使と求請

であつたから、正祐等上京するや孟卿をして、他の二艘は博多興利の人なるべきを詰問せしめた。 正祐答へて「吾等船非本國船也、至博多備來、博多人亦有從來者、船皆不大、而藏經秩多、恐不容哉、故加率二船以來」と述べてゐる。 藏經運搬のため二艘を副へたといふは正祐の强辯なりとて、孟卿は前に藏經を請うて一船渡航の例あるを述べ、興利の徒を率ゐ上京したる非を反駁してゐる。 右は即ち幕府使船が博多商人の手にて調達され、之に附隨して使臣私進舶載物の名の下に盛に貿易に從事した經緯を明に示してゐる。(世宗三十年四月壬午・五月戊戌・七月己丑) 文宗即位の歳(寶德二年)三月幕府使僧景楞等入京して、世宗の喪を弔し、義政(書契には義成とす)の書を齎して藏經を需め、多量の銅を輸載し上京したので、朝鮮では之を官貿易せんとしたる所、景楞は官貿易なれば浦所に於て行ふので、來京する要なしとて抗辯した。 其際彼は書契所載以外の物は皆大臣(大名を指す)の貿易であるといつてゐる。 翌四月一行二十五名は京城を辭し、朝鮮からは藏經を附送してゐる。(文宗即位歳三月己未・同月戊辰・四月己酉) 幕府や大內氏の使人等は、銅・鑞・丹木等負重の物資をも輸京を强行し、朝鮮でも已むを得ず認容したのであるが、留浦の制、私貿易禁止等はやがて銅等の舶載を阻止するに至るを恐れ、――朝鮮では銅の生産は殆んど無く、而も時々の鑄錢其他に日本銅の輸入を必要と

した――端宗二年（享徳三年）正月盡く輸京するを認容し私貿易も許したのである。世祖元年（康正二年）三月幕府使僧承傳京城に到り、義政の書契を呈して美濃國に新創せる承國寺なる寺院のために藏經を求め、七月これを得て辭去したのであるが、使船の船主道安は銅・鑞・蘇木等價格正布約九萬餘匹も舶載したので、浦所貿易は所置の貨（正布・綿布等）尠くして悉く買收することを得ず、輸京すれば往來に時日を要し、留浦する場合又給糧過大となるを以て、分半して浦所と京とに於て逐日私貿易をすることにした。此道安は博多の貿易商で琉球へも屢〻貿易に赴き、蘇木・胡椒等の如き朝鮮輸出の貨物等を仕入れたのであつて、此より先端宗元年（享徳二年）の如き琉球國王の依囑により同國使として朝鮮へ使してゐるのである。彼は幕府使船の船主として渡航せる此際に圖書を受け、長祿元年（世祖三年）には受職を授けられてゐるのである。幕府使船が道安の手にて艤裝された事はいふまでもない。（世祖元年（景泰七年）十月戊寅・二年三月甲申・七月戊辰・端宗（景泰四年）三月戊辰、海東諸國記）康正二年幕府は建仁寺の僧永嵩西堂・全密西堂等を朝鮮に遣はし、建仁寺修覆の資五萬緡を求めしめ、又通事盧圓を同行せしめて、先の寶德度の遣明船が明に於て不軌を行ひ、近く謝罪の使船を派する意あるを告げ、明と疆域連接し聘問交繁なる朝鮮から、幕府のため先容をなさんことを請はしめた。永嵩等

は翌年（天順元年）三月京城に到り藏經・銅錢一萬貫を得て五月辭去し、盧圓等は十月に入京して使命を果した。永嵩等は翌長祿二年の初めには歸洛しており、二月義政は建仁寺に赴き大藏經及び僧堂の修覆狀態を見、四月には奉行飯尾氏より朝鮮奉加錢壹萬貫は建仁寺にて豫定通り成敗すべきことを命じてゐる。然るに蔭凉軒日錄の長享二年二月十三日の條によると、寂路菴惠光が密西堂と共謀し、渡航の煩費は彼等の支辨したるもの故一萬貫は私物なりとて寺納せず、永嵩は之を幕府に訴へて兩人は闕所に行はれ、兩人闕所分弁に船中の殘物等合せて四千貫を以て山門・僧堂以下を修造したといふ。永嵩等使船の船主は道幸といひ、禮曹に書を呈して先の道安の舶載した貨物が値段の折合附かず、薺浦に在る滯貨銅二萬一千二百斤・丹木一萬一千斤・鑞千九百斤に達した事を述べ、然るべき交易を請うてゐるので、彼も亦博多の商人で道安と密接の關係にあるものであらう。使船の煩費を寂路菴が支辨したと稱してゐるが、遣明船の經費が實際は從商人の出資に多く求められた如く、恐らく博多商人の出資に多くよつたであらう。（善隣國寶記中、世祖三年五月丁亥・六月壬寅・十月丙寅、蔭凉軒日錄長祿二年二月二十九日・卯月二十六日）長祿二年八月土岐持益が朝鮮渡航の免狀を得たことが見えるが、幕府使船として翌年（世祖五年）春頃京城に到り、八月通信使宋處儉の一行と共に出發した。

十月對馬にて暴風に逢ひ、幕府使船は無事歸國したるも朝鮮の通信使船は漂流して行方も知れず、副使船は沈沒した。此使船は土岐氏のため大藏經を需めたのであつたが、翌長祿四年三月には藏經著岸の禮として五十貫を幕府に獻じてゐる。（善隣國寶記中、世祖五年八月壬申・六年正月辛巳、蔭凉軒日錄長祿二年八月七日・四年三月十日）然るに世祖八年（寛正三年）九月に幕府使僧順惠等が京城に到り、義政の書契には圓滿院の淨善法司竝に大明國天童第一位機外用禪師といふを派し、大和國有教寺の灰燼に歸したるを以て、藏經及び銅錢を請ふことが記されてゐる。（世祖八年九月庚午・十二月甲戌）此遣使に相當する記錄は我が國側に見えぬのであつて、而も其前年から天龍寺の奉加船が計畫されてゐた。即ち寛正二年十一月天龍寺より僧堂造營の勸進のため朝鮮への使船を請ひ、幕府は之を許したのであるが、翌年三月漸く書契を作成せしめた。正使は天龍寺の俊超西堂で、世祖九年（寛正四年）七月に京城に入り、銅錢の賜給を求めたが、朝鮮では銅錢は一般的通貨でなかつたので儲備無しと拒絕し、遂に布貨（正布・綿布等）を與へたのである。（蔭凉軒日錄寛正二年十一月二十六日・三年三月十二日、世祖九年七月辛丑・閏七月辛巳・同月丙戌）寛正六年十二月には幕府は奈良の藥師寺修理料を奉加することを許し、翌年二月書契を製作したので正使は融圓、副使は宗禮であつた。一行は翌世祖十三年（應仁元年）三月京城に到り、藥師寺助緣として綿布・麻布各二千匹、綿紬

僞使の往來と勘合符の渡付

五百匹を賜與されてゐる。（善隣國寶記中、蔭凉軒日錄寛正六年十二月六日・文正元年二月二十八日、世祖十三年三月丁亥）文明二年八月義政は光以藏を派し、舊印庫火のため失へるを告げ、新刻を用ふるを以て訝ることなからんことを報せしめた。舊印とは蔭凉軒日錄寛正三年三月二十九日の條に「自天龍寺、被遣于朝鮮國之御書御印」（〇中略）御印者德有鄰也、御印卽返于御倉」とあるものであらう。光以等一行二十三人は翌年（成宗二年）十月入京書契を奉呈した。（善隣國寶記中、成宗二年十月辛卯）文明四年十月には正球首座を遣し、高野山西光院修營の助緣を求め、且つ先年細川氏・伊勢氏の使者と稱して資助を請うたのは本國にて關知せざる所なるを告げしめた。卽ち之より先成宗元年七月に伊勢政親の使者朝鮮に到り、細川・山名氏の兵亂につき將軍の命として多額の軍資金を請うた事があり、成宗の與へた答書に、今來る細川勝氏なるものゝ使者、國王の印兵火に燬ちたるを以て再送を求めたることとあり、朝鮮にては舊來送印の事實なく、列國の間、印を以て送付するとは名義上も如何と述べ、且つ管領の使者と稱し將軍の命を承けたりといふもの多く來るを記してゐる。正球等は成宗五年（文明六年）十月京城に到り書契を呈し、十二月辭去したが、此際象牙の符十枚を授け、幕府の使臣や大臣（管領等）の遣使の際は之を授けて以て信となさしめんとした。符は周圍四寸五分、圓徑一寸五分、一面に朝鮮通信

の四字を篆書し、他面に成化十年甲午の六字を記し、右半を送付し、左半を留めて驗察することにし、各一號より十號に至る番號を附してゐる。（善隣國寶記中、補菴京華集、成宗五年十月己酉・十二月丙申）同年幕府は遣明船の成化の新勘合が大内氏の手に歸したるを以て、景泰勘合を以て渡航すること及び新勘合の再付方を朝鮮より明に請ふことを依賴するため博多の僧性春を派遣した。性春は幕府の命を以て大友氏より傳達する所あり、博多を出で豐後に行き同年三月發程八月京都に上り、九月十八日幕府の書契を受け、翌年（成宗六年）六月七日釜山浦に到著した。朝鮮では彼の果して正使なるやを疑つたのであるが、結局明國への傳達を拒否したのである。（善隣國寶記中、成宗六年八月丁亥・九月乙亥）

堺商人の朝鮮通交貿易への進出

次いで義政は文明十三年五月文正元年の兵亂に燒失せる大和國圓城寺のため、大藏經を求め牙符第一號を榮弘首座に付して遣はすこととした。圓城寺文書の二號船日記によると、堺より出帆し兵庫を經て九月末には赤間關に滯在してゐる。之によれば後の朝鮮遣使船の事例に證せらるる如く、此船は堺商人が或程度の金錢を幕府に呈し、且つ使船の經費を出資して貿易に從事したるものなること殆んど疑ひない。是又實に應仁亂後に於ける遣明船の經營と歸趨を同じくするものである。榮弘等は翌年（成宗十三年）四月京城に到り書契を奉呈し、やがて藏經を得て辭去歸國した。

(成宗十三年四月丁未・同月庚寅、續善隣國寶記)文明十八年六月越後國安國寺のため藏經を求めて僧等堅首座を朝鮮へ派遣することとし、八月四日付の書契を持して等堅は翌年(成宗十八年)五月京城に到着した。　此際使船は朝鮮で貿易に嚴重なる制規を設けてゐた金を齎しており、等堅は三度上書して其賣却を請ひ、是非の論があつたが、遂に成宗の意を以て之を聽した。(蔭凉軒日錄文明十八年六月二十八日、善隣國寶記下、成宗十八年四月乙未・五月甲子)なほ蔗軒日錄に文明十八年八月朝鮮への正使として鐵牛西堂が近日周防國に赴く事を述べ、十月小船に乘じ堺港を出でた事を記してゐるが、鐵牛は等堅に稍〻おくれ六月京城に到著してゐるので、大內政弘の使僧として大和國長谷寺のため藏經を求めてゐるのである。　次の長享二年の朝鮮遣使船經營には堺商人が出資して貿易に從事したことは明證されるものがある。　前年の長享三年十二月に城侍者なるもの堺商人を同伴して蔭凉軒を訪ひ、集證に向ひ、堺より年內に朝鮮へ船を渡航させる筈なりといひ、又此船は朝廷より幕府に仰出だされ、神祇伯より唐船奉行飯尾氏に命せられたものと傳へた。集證は飯尾氏に此事を質したる所、彼は仔細を知らず、只先きに神祇伯資氏王及び民部卿源忠富から朝鮮へ船を渡さるゝ時、幕府への謝禮の額を聞かれたから、先年越後國安國寺船の渡航の際千疋を獻上し、朝鮮より贈つた反物を悉く進上すべき

朝鮮遣使船經營の內容

約であつたが、自餘の事は知らぬと答へた迄であるといふ返事であつた。翌年二月正月周麟の朝鮮に與ふる書契成り、四月義政一覽の上印を捺した。此書契によれば、新造せる般若三昧院のため藏經を請ひ兼ねて修造費を求めたもので、正使は同寺の僧惠仁であつた。然るに此歲十一月月印なるものが正使と稱して名乘つて出で、三十緡で自身を債はれたるに對し、先づ十緡を收め、叔和西堂から正使の承認を得たので、此事は鹿苑(横川)も承知してゐるといひ集證を驚かしてゐる。以上の事實は當時の朝鮮遣使船の經營事實を見る上に參照し得るものである。前年の安國寺船は藏經を需めるため幕府の許可を得て其名義で渡航したのであるが、其謝禮として千疋の禮分と、朝鮮より贈れる反物とを全部幕府に進上したといふ。恰も遣明船に於て社寺船等が禮分を出して勘合を請ひ、其第一號船に當るものは進貢物を自身の手で調達して、明帝よりの頒賜物は悉く幕府に進めるの例と同樣である。即ち朝鮮よりの別幅土宜は正布・綿布が主であるが、之は幕府へ納めたものであらう。右の安國寺船も商人(恐らく堺商人)より多く經費を支辨し、彼等は多くの貨物を積み貿易したのである。長享二年の船は般若三昧院のため藏經を求めたのであるが、其間朝廷が斡旋された事から考へると、或は文明十五年の遣明船

將軍義稙義澄時代の通交

の際の如く朝廷自ら經營者となられ、併せて三昧院のため藏經を求められたのかも知れぬ。此際は堺商人が遣明船同様に使船を請負うたと思はれるから、船の準備も進贈物もすべて其手で調達したであらう。惠仁(月印が惠仁の號で實際赴いたのであらう)は翌年八月京城に到り藏經を得、九月に辭去歸國した。(蔭涼軒日錄長享元年十二月二十四日・二年十一月十八日、成宗二十年八月乙未・九月庚申)一行は翌延德三年七月頃歸洛してゐるが、同月十日三條西實隆に朝鮮よりの進物鏡鉢を拜見すべしとの御下命あり、次いで此物は幕府に遣すべきか否かとの御勅問あり、實隆答へて遣さるゝが至當であらうと奉答してゐる。前述の如く答禮物は幕府に進むべき先例よりいつて、實隆の奉答は當然といはねばならぬ。延德二年十月幕府は義材の襲職を告げ、博多の妙樂寺のため藏經を求めて、僧慶彭を朝鮮に派すこととし、周麟に命じて書契を作成せしめた。慶彭は翌年(成宗二十二年)八月京城に著し、藏經及び經藏造營の助緣を得て翌月辭去歸國した。(續善隣國寶記、翰林胡盧集、蔭涼軒日錄延德二年九月二十九日・十月五日、成宗二十二年八月戊申・九月癸卯)明應元年幕府使船として總持寺前住元菊を正使とし、山城國妙勝寺の修造費を朝鮮に募財することとし、八月書契を作成せしめた。元菊は成宗二十五年(明應三年)四月入都したのであるが、之より先三月戸曹判書盧公弼の啓によれば、使船の齎らしたる私進物價綿布二萬八千八

百三十九匹に達したといふ。朝鮮では當時私獻（卽ち官貿易）禁止の方針であつたので、市人と私貿易せん事を命じたのであるが、元菊等聽かず、特に日本國王使臣たるの故を以て私進を許し、以後は聽かざるを以てした。然るに元菊は貿易品中黃金・朱紅を公貿易せしめず、銅の給價を亦三分して給したので、（綿布・綿紬・正布の三種にて給する、我が國にては綿布を重視した）招宴に赴かず、遂に龍腦・大狼皮・沈香等を其いひ値を以て收受する事としたるも、其間猶幾多の折衝が行はれた。成宗の答書に「況銅鐵之價、分二三色一以給、國有二成法一、黃金・朱紅竝令二私易一、已有二令條一、有レ國有レ法、貴國所レ同、以レ此未レ慊、發二其躁急一、豈所謂使二於四方一不レ辱二君命一者乎」といつてゐる。（蔭凉軒日錄延德四年八月二十二日、同月二十七日、成宗二十五年三月丁未・四月乙丑・六月辛未・甲申）其後燕山君の代にも、三年（明應六年）義高の使僧等慶到り、佛寺創設の助緣を求め、八年（文龜二年）には使僧弸中來著して藏經を求め、同年再び僧周般到つて藏經・綿布等を請うてゐる。

所謂幕府使船の實體

以上世宗朝より文宗・端宗・世祖等を經て成宗朝に到る間幕府使船と稱するものが頻々として朝鮮に往來し、之に附隨せる貿易の事情を概述した。幕府の名に於て藏經を請ひ、或は佛寺の修造費を求め、時に珍禽・奇獸等の贈與を依賴してゐるが、使船經營は或は藏經・修造費を求むる佛寺の手で行はれたものがある。卽ち遺明

船に於ける社寺船と同樣であつて、時に朝廷の經營された場合すらあつた。遣明船が明にて日本國王の貢船として處置された如く、朝鮮に於ては幕府の使船を認めたので、將軍の署名ある書契を齎らしており、其認許は幕府の手にあり、蔭凉軒主等が書契の作製以下に與つた。經營者は適宜の禮物と朝鮮よりの別幅土宜とを幕府に進むべきで、恐らく遣明船の場合と同樣であらう。經營者は朝鮮への進物と使船の經費とを自ら調達すべきであるが、事實は之に多く商人が出資したのであつて、之又遣明船の場合と類似する。朝鮮の通交貿易は明とは異なり諸大名・土豪・商人等孰れも自由であつたが、(一定の制限制規が漸次附加されて來てゐる)國王使船として貿易・接待・給粮等に對する特權は他に比し大なるものがあり、商人が又之を利用した一理由である。此商人は最も多く博多商人であつたと見るべきで、應仁大亂以後堺商人が參與するに至つた事が注意されるのである。朝鮮の初世から幕府の使者として入鮮したものも、博多の僧侶・商人が尠からず見出される程である。彼等は使船經營に出資する他、遣明船の抽分錢に相當する禮錢を幕府や他の事實上經營者ある場合は其者に致したであらう。堺商人に於ては尠くとも之を請負つた場合のあつた事は前に述べた。

幕府使船の特權と商人の參與

諸方通交貿易者及び貿易額の激增

世宗朝より世祖を經て成宗朝に到る間、我が國各地の大小名等の使送船及所謂商倭等の通好するもの益〻多く、且貿易額は頗る增大した。世宗二十年(永享十年)五月對馬島等日本人の春夏兩節の上京留浦するもの三千餘名といひ、世祖卽位歲(康正元年)十一月に此歲の諸處使送倭人六千一百十六と稱せられた。又世宗二十年十月禮曹より書を對馬の宗氏に致して、近來商船の猥りに口實を設けて渡來し、給糧等を貪り、中には僞造の書契を持すものがあり、給糧米一年の支給高十萬石に達する狀を告げ、又成宗七年(文明八年)十一月の戶曹の啓に從へば、前年の日本人支給の綿布京中九千八百二十七匹、慶尙道一萬七千三百八十匹に比し、此歲は京中二萬一千五百八十八匹、慶尙道一萬五千八百三十三匹に達して倍增の勢を示し、十九年六月戶曹判書鄭蘭宗の啓によれば、是歲夏三朔に於ける所獻物に對する答賜布帛十餘萬匹に達したといふ。

三浦居住戶口の動態

所謂商倭にして三浦の地に定住するもの世宗十七年(永享七年)の頃には其數數百戶に達し、朝鮮では屢〻宗氏に命じ之を刷還せしめ、又命じたのであるが、世祖十二年(文正元年)には薺浦三百戶千二百人・富山浦百十戶三百三十人・鹽浦三十六戶百二十人あり、成宗六年(文明七年)には薺浦三百八戶、千七百三十一人、富山浦八十八戶三百五十人、鹽浦三十四戶百二十八人あり、又寺院が薺浦に十一、富山浦に三、鹽浦に一あ

つたといふ。

幕府側近有勢者の通交

中國以東近畿所在の諸大名・管領家等の遣使は康正・長祿の頃より頻りに行はれ、殊に文明の初年には畠山・細川・斯波・山名・京極・伊勢等の諸氏の他、斯波氏被官の甲斐氏、幕府奉行の飯尾氏等の遣使が盛んに行はれた。大亂の軍資金を求むる事が、一層遣使の擧を促したやうで、幕府の命とし物資の助力を請ふことと切なるものがあつた。伊勢政親の使者に與へた答書に「乃念、昔者國使之外、或有下稱二管領之使一者上、然亦必承二國王之命一耳、今者管領細川持賢・細川勝氏・畠山源義勝・畠山源義就・山名教豐・山名宗全之輩、使船路驛、貴使所二見聞一也、(〇中略)況私交之事、恐爲二國王殿下所一レ訝、足下既在レ之」とある。彼等の内には隨分訝しげなものがあつた。

諸家の通交と博多商人

諸大名等の遣使船も多く博多等の商人を利して經營され、商人及び使人の名に於て盛んなる貿易を營んだものである。例せば朝鮮と最も密接にして頻繁なる通交を行つた大内氏使船の一例を擧げると、世宗三十年(文安五年)三月其使人は隨伴せる商人を禮曹の許に到らしめ、銅以下の舶貨貿易につき交渉せしむる所があつたが、彼は公貿易紬一匹銅十斤、私貿易銅五六斤で後者の有利なる事實を指摘し、公貿易を以てするに舊制の如くならず、雜物の給價亦然りで、甚だ痛悶とする事を述べ

て、「今聞、吾卿博多爲二小二殿所一レ火、父母妻子失レ所流離、日夜望三吾々來一、今如レ此、則以二何物一償二債、以二何物一養二父母妻子一乎」といつてゐる。彼等は又博多の商人であつた。

半島側の諸對策

鮮初以來の幾多曲折のあつた日鮮交渉の後を承け、且増大する使送船・商倭の渡來・貿易額等を調整し、詐稱する者を甄別し、三浦居住者の増加を防遏し、三浦より京城に到る人員、貨物輸送の負擔や、下海給糧等を減殺せしむる等のため、世宗朝より成宗朝に至る間幾多の制規が設けられてゐる。世宗初年より當事者の實名を刻せる銅印即ち圖書を給して、その齎らす書契に押捺して徴證と爲さしめ、九州方面は九州探題、對馬島内は宗氏の書契を齎さないものは接待しないことと定め、對馬島内より朝鮮に通交する者はすべて文引即ち渡航の證明書を要することとした。是は後には將軍・管領・右武衞(澁川氏)、曾て通信し、親しく來朝する者、宗氏の勢力で處分し得ざる大内氏・菊池氏などを除き日本各地からの使者にも適用した。又宗氏を始め毎年渡航する船數を限定し、大内氏には銅製の通信符(右符を贈り、左符を朝鮮に保管して驗察した)を、幕府へは象牙の符を贈つたることは前に述べた。又公私貿易の適用は幾度か改變され、國王(將軍)の使、諸巨酋(諸大名)の使、九州節度使(九州探題)及び對馬島主の特送、諸酋の使、對馬島人、受職人等によつて迎送・三浦の熟供・上

京人數・宴會・賜物・留浦の日限等がそれぞれ差定されたのである。

兵庫平方氏の通交

かくの如くして日本各地の大名を始め、所謂諸酋・商倭の渡航の新たに増加したる内に、兵庫では應仁元年（世祖十二年）「攝津州兵庫津平方民部尉忠吉」と稱し、使を遣し圖書を受けて歳遣船一艘を約したる者がある。又西宮では同二年「西宮津尉長鹽備中守源吉光」と稱する者使を遣し、宗貞國を介して接待を請うてゐる。長鹽氏は蓋し攝津守護細川氏の被官であらう。

三浦の亂と壬申條約

永正七年（中宗五年）三浦の亂勃發して、一時三浦の我居留民其跡を絶ち、對馬との交渉も杜絶の形であつたが、幕府使臣等の調停斡旋もあつて永正九年には所謂壬申條約の成立を見た。此條約では、三浦の居留を禁じ、宗氏は歳遣船五十隻の半を減せられ、歳賜米二百石の半を削り、特送船を罷め、必要あれば歳遣船に付して報告する事とし、島主の子及び代官・受職・受圖書人等の賜米・歳遣船を除き、又深處の倭（遠方各地の日本人）の或は受職或は受圖書人として來通して歳月久しきものは量減し、受圖書人は改めて調査の上圖書を給する事とした。薺浦倭館のみは復置せらるゝことになつたが、倭使の到來する所は薺浦・釜山浦に限られ、警戒を一層嚴にして、對馬より薺浦に來る船舶は其航路は一切他處へ立寄ることを許さず、犯すものは賊

を以て論ずることとした。かくして從來受職人及び受圖書人として對馬宗氏の交引を受けて通交した所謂諸酋倭商等は對馬島人等と共に彼等の貿易上に極めて大なる制限を受けた。

幕府使船の頻繁なる往來

此亂後も大内氏・少貳氏等の通交は絶えなかつたが、特に幕府の使船は對馬島のため和を求め、或は歳遣船を舊制に復し、若しくは加給を請ふためと稱して、明宗朝に到るまで殆んど連年に互り頻りに往來した。中宗二十年(大永五年)四月の洪彦弼の言に「日本使臣數來、民受其弊、今則尤甚」といひ、同十一月の潤德の言に「日本使臣、古則七年間一來、今則年年每來、通事悉言之」といつてゐる。中宗七年(永正九年)には僧弸中到り、翌年僧南湖西堂が使し、十二年(永正十四年)には僧大蔭、十七年(大永二年)には僧大原東堂、十八年には一鶚東堂、其後二十年・二十三年と頻りに幕府使臣の到る者が多かつた。西湖西堂の如き其船主として宗茂信なるものを帶同してゐるが、彼は三浦亂以前には受職人として朝鮮に通好してゐたものであるから、定約により接待を拒絶せんとしたが、南湖の答に「宗茂信非居對馬、乃本國所屬人、今以都船主、奉國王之命、專掌一行之事、捨此人不得上京」と述べ、朝鮮でも「凡一行齎來進上及貿易物件、專管領者也」とて之を認容した。幕府使臣を稱する者の貨物を齎らすこと夥しく、一鶚東堂の

來著したる際は金・銀・龍腦等を公貿易することになつたが、其價は綿布一千百餘同（一同は五十匹）に達し、二十年四月に來著した幕府使臣は、明年の遣明船につき豫め明國へ報道することを依賴した書契を齎らしてゐるが、彼は又胡椒八千九百斤を舶載し、萬壽寺改創の助緣綿布一萬匹、宗氏の特送歲遣船の加增と共に、其公貿易を請うてゐる。此歲五月の丁玉享の言に「今國王使臣屢度出來、富商大賈、爭以細布易其銅鐵、無用之物價漸騰踴、公私將渴、市無緜紬」とて、公私貿易一切禁止を請うてゐる程だから銅の舶載も多かつた。二十三年又一鶚東堂が使してゐるが、相當舶載貨も多かつた。

中宗三十二三年頃卽ち天文六七年頃より日本より銀の輸出が漸く盛んとなつたが、之は日本に於て此頃より銀鑛山の發掘が急激に進んだからである。三十七年（天文十一年）に幕府使僧として渡航した安心東堂の如き銀八萬兩を齎らしてゐる。

諸家通交の制限と博多商人の暗躍

對馬島內外の諸氏を始め受圖書・受職人として、從來通好貿易に從事した所謂諸酋・商倭の如きは永正七年以來非常な打擊を受けたものである。博多の商人は彼等自ら通好したのみでなく、其取引せる商品は直接間接にすべて之等諸地の通好者の手を經て朝鮮に輸出されてゐたのだから、其蒙つたる影響は頗る甚大である。

幕府使船と稱するものの頻々たる渡航は、政治的には朝鮮でも既に實則馬島隱試之術也と推察した如く、宗氏の囘復運動による點もあるが、又博多商人が幕府船の名を利して多くの物資を齎らしたるものなることは覆ふべからざる事實であらう。それは同時に三浦亂後密貿易が一層熾盛となり、天文末年畠山・斯波氏等の使臣と稱するものが渡航し、朝鮮でも甚だ之を疑ひ、同一人が或は幕府或は大內氏・畠山氏の使臣と稱し、逐次來到する如き怪むべき事態を生じたことと共に、併考すべき事實であり、形態を變へた商倭の活動を其背景として感知し得るのである。

第三節　日鮮交涉上の兵庫

日鮮使節の往來と兵庫

前節に於て朝鮮及び幕府使節の往來せる事實を述べ、次いで幕府使船を中心として日鮮貿易の發展と其機構を稍〻詳細に記述したのであるが、之によつて兵庫が彼我交涉の上に如何なる關係を有したるかは自ら明かなるものがあるであらう。即ち日明交涉の眞相を究める事が自ら又兵庫の日明交涉史上に占むる位置をよく理解するに必要である如く、以上によつて兵庫が日鮮交涉上に有つ立場も自ら明瞭なるものがある。

幕府使船として通交せるものが、幕府自ら經營したる場合に於ても、或は其認許を得たる他の經營者に依つた場合に於ても、多く商人の出資を得て行はれ、商人は幕府使船の有する特權を利用して貿易に從事したものである。右の商人は多く博多等の商人と認められ、渡航船舶も防長乃至北九州のそれを使用して博多にて艤裝出船したものが多からう。其使僧等にも博多の僧侶の擧用されたものが尠くなかつたが、彼等も幕府の書契を受け、其指示を仰ぐために必ず一度は上洛しなければならぬ。かくて兵庫は必ず幕府使節の往復に經由する場所には相違なかつたが、使船そのものは多く博多を出著點としたであらう。應仁文明の大亂以後堺商人が使船の出費を請負ふことが行はれたが、此場合は主として使船は又堺にて艤裝し、又此處を發著としたことは遣明船の場合と同樣であらう。文明十三年・長享二年の使船の如きそれであらうと思はれる。當時使船の航路は勿論中國路であるから、兵庫は其寄泊地であつた。文明十三年の使船は大和圓成寺のため大藏經を請うたものであるが「大藏請來二合(號)船錢錄」によると、其內文明十三年七月十一日の注記に

文明十三年幕府使船の航途

「月缺く」廿二日

一貫文ミナミヒヤウコノセキヤ兩人ニ出ス　三百文同セキヤカモン方へ出ス

○中　略

廿六日

百三文サカキヨリヒヤウコマテセンチン

廿六日

二百文ヒコ三郎テラノホリラウフツニ出ス　廿六日

三貫文サカキマテ米百石ノセンチンニ出ス

○中　略

以上合七貫六百六十四文

とある。同文書に文明十三年辛丑十二月十三日の注記ある部分に、九月十二日、二十日頃赤間關にて薪・油等購入の記事があるから、右の七月十一日の記錄は兵庫邊りにて認めたのかも知れぬ。此使船は翌年成宗十三年四月一日には既に京城に到著してゐて書契も奉呈してゐるのである。

幕府使船の他に畿內地方の諸大名等の使船も、右と類似の事實を考へ得るであらう。遣明船に兵庫近邊の商人も參加したる如く、朝鮮通交船にも其事無きを保

宋希璟の航路

せぬが、事實は明かでない。

足利時代中期以後、朝鮮にあつては世宗朝以後、朝鮮使節の上洛は絶えたことは前に述べた如くである。麗朝末に日本海岸に來航した例もあるが、朝鮮時代に入つては必ず中國路を經て兵庫に上陸した。此事は既に本章第一節にも隨所に示した所であり、明國の答禮使の場合と同斷である。朝鮮使節來往の航路を事實に徵して最も詳細に示すものは宋希璟の老松堂日本行錄である。宋希璟來朝以前の事情に就いては第一節に概叙したから、此處では單に航路を記すに止める。

希璟は永樂十八年（應永二十七年）正月十五日京城を發し、二月十五日釜山浦を出船、三月三日志賀島に入つた。二十二日志賀島發、二十三日より三十日まで赤間關に滯泊した。四月一日室積、二日竈戸關を過ぎて唐加島（三浦博士の說には安藝灘の南端倉橋島の北西面に渡之子島の名あつて之を指すかとある）、三日高崎（安藝國竹原町の東なる海驛）に各到泊し、四日より七日まで尾之道に滯泊、八日鞆津に向ふ途、日沒し海中に泊し、其後室津を經て十六日に兵庫に到著した。此處にて乘船を捨てヽ二十日には陸路西宮を經て瀨川（豐能郡）に宿泊し二十一日入洛してゐる。永享六年六月入洛の明使も瀨川に一宿してゐるので、同じ行程をとつたものである。歸

路は六月二十七日深修庵を出でゝ淀に到り、夜半乘船して尼崎に到泊し、次いで兵庫に向ひ長福寺に投宿した。七月三日船を變へて恐らく來航の際の樓船に投じ兵庫を發し、津口(多分室津を指すものであらう)に泊し、四日牛窓を過ぎて下津(備前國兒島郡下津井)に向ひ、八日尾之道に泊して、順風を待つこと十四日間にして、二十二日高崎を過ぎて蒲刈に泊し、二十三日上關、二十四日下松、二十五日赤間關に著し、三十日出船して志賀島に到泊した。翌月八月二十日志賀島發、九月三十日薺浦に入り、十月二十五日京城に歸著してゐる。

希璟の通航せる中國航路は卽ち當時普通の內海路を示してゐる。右の記錄に見える港津はそれぞれの地方の物資集散地として、又西海・山陽と京畿を結ぶ海上交通の要津として、古くより發達し來たものである。當時に於ては內海の航行は夜間は港津に到泊するを普通としたる故、是等の港は外國船たると國內船たるとを問はず、概ね其寄泊地たり得たのである。勿論一々の船舶の航海事實としては、貨物の都合や風波・時間等の關係により、是等すべての港津に到泊寄港したといふ譯ではない。兵庫は國內の船舶でも足利中頃以後堺港の發展が顯著となつた時期を除き、多く發著點となつたのであるが、明や朝鮮の外國船は必ず此地を終著地

兵庫京都間の交通

とした。兵庫と京都との間は陸路のみを通行する外、兵庫と淀・鳥羽等との區間は船を利用する場合があつたが、外國船は兵庫に停泊して平底船に乘換へられたのである。

海東諸國記所載の里程

海東諸國記の撰者申叔舟は嘉吉三年に從事官として來朝したこともあるので、其書中に記載せる日本に到る道路里數は、大體又朝鮮の通信使・回禮使の往復路を同時に示してゐるものである。

慶尙道東萊縣之富山浦――對馬島之都伊沙只……四十八里
都伊沙只――船越……十九里
船越――一岐島風本浦……四十八里
風本――筑前州之博多……三十八里
博多――長門州之赤間關……三十里
風本――赤間關……四十八里
赤間關――竈戶關……三十五里
竈戶――尾路關……三十里
尾道――兵庫關……七十里
以上――水路

兵庫―――――王城……………………十八里

以上　陸路

都計水路　三百二十三里

陸路　十八里

兵庫に到る道里は並水路と記し、兵庫・京都間を陸路とするは、朝鮮使節が兵庫にて乘船を降り上陸せる事實を示したるに他ならぬ。朝鮮使節に限らず、上洛する外國使節は多く兵庫に下船陸路をとり、歸路に鳥羽・淀等より河舟を利用する事が尠くなかつたやうである。

第四章　琉球との交渉と兵庫

第一節　室町前期の琉球との關係

琉球王國の勃興と海外通商

琉球では察度が出で丶正平五年（西暦一三五〇至正十年）即位して中山王となり、明の洪武五年太祖の詔諭をうけて入貢し、此頃より琉球史の新時代が開かれたのである。日本本土との交渉は勿論その前より行はれてゐた事は想像に難くないが、只之を明確に示す資料に乏しい。中山王察度の明に入貢して以來、當時國を三分して鼎立せる北山・山南の二王も頻りに朝貢の使臣を派遣した。琉球と暹羅との通交貿易も間もなく頻繁となり、朝鮮との交渉も之に前後して開始された。永享元年頃尚巴志王の代山南王を滅して三山統一の業成り、舊港・瓜哇・滿剌加・蘇門答剌等との通交貿易も相次いで開かれた。斯くの如くして室町時代の初世、明にては洪武より永樂年間にかけて琉球の日本々土通渉は强化せる國交的の背景を持ち、又漸次擴張發展し來つた諸國間の通交貿易と結ばれて、新生面を開いたものといふことが

出來る。然るに遺憾ながら此經過を直截に具體的に明示する資料は餘り豐富とはいへず、殊に室町初世に於て然りである。

朝鮮琉球日本々土ノ交通貿易關係

然しながら之に關する想定は間接には容易に與へられる。譬へば朝鮮李朝の初世から九州探題・大内氏・島津氏を始め九州・中國の大小名や博多の商人が、蘇木・胡椒・肉桂・檀香其他の南海産の物貨を多く半島に齎らしてゐるが、其多くは琉球を介して輸入されたるものと思考せざるを得ず、琉球・九州間の通商が當然推想されるのである。又琉球・朝鮮の通交が相當頻繁に行はれた事は、高麗史や李朝實錄によつて知らるゝのである。琉球と本土との往來は多分薩南七島を經て薩摩沿岸の坊津に到り、九州西海岸に沿うて北上し天草を通り平戸に到り博多に向ふのである。義政の初世頃から島津氏が無斷で琉球に往貿せる博多商人等を捕縛したので、彼等は薩摩沿岸をさけ臥蛇島の西方を通つて平戸・大島の間を航したらしい。此事は後に說明する。又薩摩西岸に沿うて肥後の高瀨に上陸して博多その他の目的地に向ふ經路もあつた。之も當時一般の交通路で、後に吉利支丹宣教師も自ら經過した此交通路を仔細に報告してゐる。文明九年（成宗八年 西暦一四七七年）に遠く與那國まで漂流した朝鮮人が那覇より博多の新次郎の船に託送されて薩摩に來り、九

州西海岸を經て高瀨に上陸して陸路博多に到り、次いで朝鮮へ送られたる如き是である。琉球使臣の朝鮮通交も恐らく前者の航路を經て行はれたものと見られる。要するに朝鮮通交の如きは尠くとも九州とのより頻繁な交涉を前提として考へ得られることである。朝鮮から報聘使を琉球使船に附送することはあつても、特別に船を遣すことは遂に行はなかつたのであるが、此海路遼遠なる未詳の國柄に就いて初めは日本人に屢〻諮問してゐる。太宗十五年（應永二十二年西暦一四一五年）朝鮮では使を琉球へ遣り倭寇のため虜掠されて轉賣された朝鮮人を回還せしめんとし、對馬の護軍平道全を召し海路險易の如何を問うた事もある。（太宗十五年八月己巳）世宗十一年（永享元年西暦一四二九年）琉球人包蒙古羅等の朝鮮に漂到したるを島津貴久に依賴して護送せしめんとしたのであるが、此時同行した通事金源珍翌年歸國し、其齎らせる長史梁回の書契によると、包蒙古羅は平戶にて琉球船に引繼がれ歸國したものらしい。（世宗十一年九月壬辰・十二年十二月壬戌）世宗十三年に尙巴志王の使として入鮮した夏禮久等は對馬の商船に便乘して來たもので、此對馬の商船とは同年九月の條に記されたる船主對馬の六郎次郎の船で、その書狀に前年宗貞盛の命にて琉球に到りしも偶〻兵亂のため本國に寄らず朝鮮に到り、姑く人を遣り禮を致すとあるものであらう。（世宗十三年九月庚

辰・十月丙午・十一月庚午）此より後は琉球の朝鮮遣使は專ら琉球へ往貿した日本本土の商人に依賴して書契も禮物も附送せしめてゐる。朝鮮からの通信使・通事等は書契・禮物と共に、初めは回還の琉船に同乘せしめたか日本船に附送したかであつて、夏禮久來使の際に申商の啓にも「海路險遠、〇中略前、是本朝未嘗修回使之禮」とある如く、單獨に回禮使船を遣ることはなかつた。故に後には專ら日本船を介して琉球・朝鮮間の通交が行はれたので、此間相互の事情に疏きに乘じて琉使を詐謀した日本商人の入群するものを生ずるに至つた。

西國と琉球との通商

此時代に於ても亦九州地方の大小豪族が朝鮮通交と同樣に琉球通交貿易に自由な立場にあつて、當時珍重された南海・南支の物貨を貿易したことは疑ひない。應永二十八年澁川道鎭が、前々年薩南に來到せるスマトラの舊港の使者を琉球まで送つたる如き事實もある。（歷代寶案）殊に島津氏との關係は早くより特別なるものがあつたであらう。博多は明・朝鮮通交の要衝であつたし、又琉球船の來集する商津であり、博多商人の琉球通商は寶德・享德頃より一層頻繁になつて來たらしく、併せて後に簡叙する。

幕府と琉球との通交

琉球と足利幕府との通交關係の開始も相當溯り得るものと想像されるが、現存資料では運歩色葉集に收むる應永二十一年十二月二十五日付の義持が巴志に與

へた復書は古きものゝ一であらう。是より寛正・文正頃までは琉使の上洛は比較的頻繁に行はれた。此遣使には勿論貿易も伴ふのであるが、兵庫港は幕府との交渉に際して直接關係を有つのであるから、節を分ちて稍〻詳しく述べることとする。

琉球使船の經營及び組織

猶此處に一瞥したきは琉球使船の經營法、其內部組織の如何である。之に就いては國內側の資料は著しく斷片的のもので、其一の理由は琉球船の來往が主として九州地方を主としたからでもあらう。又琉球側では支那・朝鮮を始め南海地方との通交に關しては、近時世に出でた歷代寶案の如き資料があるが、本土に對する部分は缺けてゐる。蓋し支那・朝鮮及び南海諸國との通交事務は、明の洪武・永樂年間に琉球に歸化したる閩人三十六姓の子孫が執掌したので、彼等は或は大夫・長史に補せられて明への貢謝の司ともなり、或は通事總管ともなつて渡航したのである。(球陽卷之四)又彼等は使人・通事として朝鮮及び南海諸國に往來したので、歸化の後久米村(現在那覇市內に屬す)に居住してゐた。享祿の初年來朝中の琉球僧智仙(字鶴翁)が壽桂(號幻雲)に語つて、「國人不識字、以商賈為利、有一聚落、曰久米村、昔大唐人百餘輩、來居此地、而成村、頗有文字、子孫相繼、而學者、令彼有文者製鄰國往還之書、云々」と述べてゐる。(幻雲文集)本土以外の諸國との間の往復文書はすべて彼等の掌理した所で、之等の外交

文書案を集成したものが前述の歴代寶案である。然るに本土との通交に使者となり往復文書を掌理したのは、主として僧侶であつた。

僧侶に依る本土文化の流入

琉球に佛教の輸入された由來は久しいものがあるが、それは本土からの僧侶(特に禪僧)の渡來や、又琉球僧の本土遊學(特に五山遊學)によつて興隆したのである。例せば日本僧頼重は波上山上の護國寺の開山として明の洪武十七年(元中元年西暦一三八四年)に入寂したと傳へられ、其後尙泰久王の代に佛寺の建立頻りに行はれ、廣嚴・普門・天龍の三山を創剏した開祖は平安(京都)の僧芥隱であつたし、又其の後尙眞王の代建立された圓覺寺の開山も同じく芥隱である。球陽等には景泰年間琉僧鶴翁なるもの壯年日本に往き參禪したと傳へておるが、大永・享祿の頃東福寺に遊學した智仙も字を鶴翁と稱した。又智仙の言によれば、嘗つて關東圓覺寺に在つた仙巖も琉球人で、大永頃には琉球の龍翔寺に住してゐた。又永正年間琉球にて上下の信仰を得た日秀も本土の僧であるといふ。

僧侶の本土通交事務掌理

恰も幕府の外交事務・文書等に五山の僧が所與し又使節に撰ばれたる如く、本土との通交には琉球でも多く禪僧が關係した。當時國子監・留學生が支那文化の輸入者であつたに對し、本土の文化傳播者は僧侶であつたのである。されば佛寺間に殘さるべき寶案に相當する資料の存せざるは甚だ遺憾である。然

し當時の琉球使船の組織は多少の斷片的資料を基とし、本土以外の諸國宛使船のそれより推定するは容易であらうと思ふ。渡航の使船には正使・副使・通事等より火長・管船直庫等を船毎に任命し、稍水(水夫)を加へて通常乗員百名乃至百五十名程度であり、琉球國王の行先地國王宛咨文と禮物とを附し、且順次番號を異にせる勘合半印を給して、裝載物・乘込員等を明記し、琉球國船たるを證して關津幷に沿海巡哨官軍等の留難せしめざるやうに記述せる符文・執照文を正使・通事に附與したのである。但明に對しては正議大夫・長史に補せられたる者を使人とし、通事にも上京すべき都通事と、福建に留る存留通事を任命し、表奏文及び禮部宛の國王咨文等を齎らすのである。使船の目的は主として多くの貨物を裝載して貿易せしむるのであるから、諸國王宛咨文には寛容貿易を乞ひ、無事回還せしめん事を述べてゐる。球陽等には明の洪武二十五年(元中九年西暦一三九二年)奏して、通事程復・葉希尹二人が寨官を以て通事を兼ねて進貢往來するは勞する事大なるを以て、之を琉球臣民と爲さん事を乞うたので、太祖は更に閩人三十六姓を賜はり、以來琉球の音樂禮法大に改つたといふ。使船の組織の整備されたのは閩人歸化後の事なることは考へられる。勘合半印の給付の制度の如きも遲くも永樂・洪凞の頃には完備されてゐる。

かくして琉球の海外通交貿易は國交に伴隨して行はれ、王家の手中に掌握されてゐたのである。

國書の形式

本土との通交貿易も同樣の經營組織の下に行はれたものと認められる。幕府宛の琉球國王書は諸國王移咨文に準じたものであらうが、西國筋の大小名等との通交は大體禪寺の名にて文書を往來したものと思はれる。大永七年丁亥九月十一日の大内義興の書翰は天界寺衣鉢待者禪師宛で、年次不明の二月十三日付義興書翰は國王に宛てゝゐる。（大内氏實錄卷十二、正誤補異校異）大明嘉靖壬刀閏五月廿六日付で琉球より相良義滋宛の書翰は圓覺寺の全叢より出されてゐる。（相良家文書三五〇號）右は大内・相良二氏と琉球の禪寺との私交の文書では勿論ない。永正五年三月十二日付島津忠治の文書は琉球國王宛である。（薩藩舊記前集三十一）早き時代の島津氏との往復文書は未詳であるが、其以後は同樣の關係で往復してゐる。島津氏との關係は後に簡叙しよう。

第二節　幕府と琉球との交涉

幕府への遣使の開始

琉球から室町幕府への遣使として最初に知らるゝものは、前述の如く應永二十一年十二月將軍義持の尙巴志王に與へたる復書に見えるものである。幕府は琉

球の遣使を入貢と稱しており、義持の復書の如きも宛然附庸國に對する書式である。猶之に關しては後に述べよう。又應永二十七年來朝の宋希璟の老松堂日本行錄によると、歸途同年七月二十二日安藝國蒲刈島に泊した際に海賊の談話として、「朝鮮舡則本無錢物、彼後來瑠球舡多載寶物、若舡來則奪取也」と記述してゐる。琉球船が多額の貨物を積んで當時上洛した事を示してゐる。此頃から寛正・文正年間頃まで琉球の幕府遣使は相當盛んに行はれた。彼等は勿論既述の航路を經て博多に到り、赤間關より内海路を航して兵庫にて上陸したのである。

永享三年の來使

永享三年八月に仙洞より御諚あつて、琉球より到來の沈香一・二俵の御用を命ぜられ沙汰するよう達せられた事があり、同年十月に幕府より沈香十八斤を召し、代錢千八百疋は經祐法眼方より倉奉行糺井入道に渡し琉球人に交付せしめたことが見える。（滿濟准后日記永享三年八月十二日・十月廿七日）右はいふまでもなく此歳に入京した琉使の齎らせるものである。

永享五年の來使

又永享五年八月にも琉球より著岸せる物貨の中にて入用品を申入るべきを幕府より三寶院の滿濟准后に達せられたので、滿濟より申請して段子四端・繻子四端（以上八端代四千疋計歟）・沈俵二俵（一俵・上・三十斤代三千疋）同一俵（二十斤・下・代千疋）を受け代金を糺井方に渡した事が見える。（滿濟准后日記永享五年八月廿九日）是又此歳

明の宣宗琉球を介し幕府を詔諭せんとす

に入京せる琉使があつたことを示してゐる。

此より先將軍義持は應永二十六年明使呂淵を却けて以來、日明の關係は一時中絶したので、明の宣宗は宣德七年(永享四年)正月内官柴山に命じて勅諭を齎らさしめ、中山王尙巴志をして人を日本に送つて右の勅諭を幕府に致さしめ、又幕府使臣の琉球に來るものあらば柴山の船に同乘來航せしめんとした。柴山は同時に銅錢二千貫を齎らして屛風・扇・腰刀・生漆等を購入することを命ぜられ、八年六月琉球へ到著した。初め柴山の話では目的の物の買辦終る日に自ら日本に赴くといふことであつて、琉球王は右の貨物が多く自國產のものでなく、人を本土に遣り購入せしめたので、之を明船に附載せしめ翌年五月一日を以て護送使や通事等も付して日本に向け出發することになつた。然るに柴山は俄かに前言を翻して同年六月には日本に赴かず歸國してしまつた。宣宗の勅諭は結局日本に齎されずに終つたのであるが、尙巴志王が屛風等を購入するため宣德八年(永享五年)中に日本に使船を遣したのは確かである。右は柴山の六月に琉球に來ると間もなく同じ季節風期に來朝したものであらう。(第二章第一節參照)單に貨物購入のみならば、九州迄でも事足ることであるが、當時琉使の幕府通交の例からいつても略ぼ上洛すべき年次にも當り、且

明使の先容をなすといふ意味があれば、かた〲此船は兵庫まで來たものと考へてもよい。偶〻滿濟准后日記に見える永享五年八月末に來朝してゐる琉船がそれであらう。但遣明船の事は宣宗の勅諭や琉使の先容を俟たずとも、既に前年に行はれたのである。

永享八十一年の來使

其後永享八年にも來朝し、同年九月十五日付將軍義政の尙巴志王に與へた復書がある。此復書には每年船も人も多く渡航せしむるやうに記してゐる。(御内書引付) 又同じく永享十一年三月七日付の義教の復書があるが、是は多分前年の七・八月以後に來朝した琉使に附與したものであらう。

將軍義政時代の來使

齋藤親基日記に文正元年七月琉球使の參洛を記して、「琉球人參洛(當御代六ヶ度目)號長史、於御寢殿庭前、三人懸御目云々」とある。即ち將軍義政の代となりて琉使の參洛は文正元年が六度目といふ。嘉吉三年七月將軍義教薨じ、義政當時歲僅かに三歲なりしを管領畠山持國等に擁せられて家督を嗣いだので、寶德元年四月元服して征夷大將軍に任ぜられた。但し義政の代文正以前、琉球使の來朝せることの明かなるは寶德元年・同三年・長祿二年の三度である。然らば幕府の之に對する

將軍の來使接見

接待處置、琉球船の貿易の事實は如何であらうか。蔭凉軒日錄によれば、文正元年來朝の使者は七月二十八日に寢殿前庭にて將軍に謁して三拜して退出した。此

時使者が摠門の外にて鐵砲を放つて人々を驚かしたといふのは有名な話である。謁見の際幕府への禮物を進めてゐるが、禮物は料足一千貫其他であつた。料足一千貫は當時禮物として慣例となつてゐたと見えて、寶德元年八月の參洛の際も、「近日琉球國(號二島人一)商人京着、令レ進二上藥種幷料足千貫文一」とある。(康富記寶德元年八月廿五日)將軍に拜謁した使者(三人)も使臣としての私進物を奉行を介して進上したのである。文正元年の琉使を親基日記に長史(チョウス)と號するとあるが、蔭凉軒日錄に王舅某を記す他に琉球國正使芥隱西堂とある。王舅は進貢使の事であるが、正議大夫や長史に補せられたものが、明に入貢するが當時普通であつた。芥隱は前述の如く本土より渡つた禪僧で、尙泰久王時代には多くの禪寺を開創した人である。文正元年は次の尙德王の治世である。彼は勿論五山の僧とは舊知の間柄であり、又是等禪僧が幕府の外交事務に參與したのだから正使として來朝せる身であれば、其間緊密な往來を續けたのは當然である。蔭凉軒集箴に對して芥隱から支那渡來の軸物や南蕃酒等を贈つており、集箴も琉球船の貿易につき何かと幕府との間を斡旋してゐる。

將軍の復書

　幕府からの復書は假名文で「琉球國世の主へ」と記し、德有鄰の字印を書の後と年號(勿論日本年號)の第二字の上と封章の上と三所に捺印する。封章の捺印は「琉球

國王和字之第二字之上印之」とある。（蔭凉軒日錄長祿二年十二月十七日）德有鄰の印は朝鮮國王への書契にも捺印する。御內書引付に「琉球國へ御返書御料高引上上下ヲ少キル」とある。

細川氏の商品押留

寶德三年の使船は七月末に兵庫に來著した。然るに攝津守護細川勝元はいち早く人を遣つて、琉球船の裝載せる商物を撰取り代金を支拂はぬので、琉球使人は以前より代金の不拂があつて四・五千貫文に達し、今度又賣物を押留するは堪へ難き事であると幕府に訴へたので、義政は布施・飯尾氏等奉行三人を遣つて糺明したる所、細川氏の押留物は未だに返濟せず奉行も結末つかずして上洛しないといふ話が傳へられた。（康富記寶德三年八月十三日）若し細川氏が商物を購入するといふ事で、之を收受して代金を拂はぬといふことなら甚だ奇怪至極である。然し之は或る種の商品を撰定して押留し、之を戻さなかつたといふ事實らしく、それは琉球船の商賈物を幕府が點檢せしめて、予め注進せる目錄以外のものがあれば成敗したといふ制規に關係ある行動らしい。

幕府の船貨點檢法の緩和

文正元年の琉船來朝に際して、八月六日伊勢貞親は所謂琉球入貢船の點檢を大概一日位で簡單に終ることとし、將軍が恩惠を加ふれば往來頻繁とならうといふので、內點檢にて麁物細物を注文書にて幕府に注進し、其他に漏泄の物あれば成敗

することとし、右の內に將軍の入用品あれば召進めることとなす事を蔭凉軒集箴に諮り、集箴より義政に披露する所があつた。依つて義政より集證に對し、伊勢氏に命じ琉球船奉行の飯尾元連に此旨を達するやうに沙汰があり、集證自身も飯尾氏に命を傳へ、飯尾氏より琉球國使たる王舅弁に芥隱西堂に通ずることとなつた。翌日元連が出仕しなかつたので、飯尾之種をして處置せしめた。貨物點檢については從來の處置を緩和して、公用物を召進めしめ、他物は隨意に買易せしむることとしたらしい。右の處置の結果は琉船の往來が一層頻繁になることを貞親も集箴も述べてゐる。此點檢は勿論兵庫にて裝載貨につき行はれたので、前述の細川氏の貨物押留の如き之を嚴行し、若しくは制規を蔑して不軌を行つたのであるまいか。集箴は「琉球國貢物、以二每年入朝之策一、彼點檢以二小規式一忽被二宥恕一、仍彼正使芥隱西堂來、而□(愚カ)老被二忱謝一也」と記してゐる。小規式の點檢にて宥恕することを每年入朝せしめる誘導策と考へたので、實際從來の點檢は琉球船の餘程迷惑したものであつた。此處置に就いては集箴は種々斡旋したもので、「彼國之王□通レ好、又西堂(芥隱)爲二舊識一、仍盡二其誠(情カ)請一、圖レ之」と記しておるので、前記の如く芥隱も來謝する所あつたのである。(蔭凉軒日錄文正元年八月六日・七日・十四日)

琉球使船の來朝は、義政の代文正元年まで大凡二十三年間に六度、三・四年每に一回の割であり、永享年中は二・三年に一回の割であつた。

第三節　西國の琉球通商の盛運と幕府通交の衰退

琉球使船上洛の減退

文正元年幕府は琉球使船貨物點檢の法を緩和して來朝の頻繁ならん事を計つたのであるが、實際永享年間に比すると義政の代は來朝回數が稍〻減じてゐることは前に指摘した。然るに應仁・文明の大亂以後は其幕府遣使は餘程減退した。是は現存資料の示す所に依り此頃以後の琉船の上洛が極めて寥々たるものであつたといふのみでない。文明十二年二月十一日付島津氏宛幕府奉行の奉書によると、琉球國より無音の儀は世上忩劇の間は是非に及ばざるも、既に靜謐に屬する上は、先例の如く來朝すべきであると速かに傳達されたく、幕府使者の歸還出發と同時に船を琉球に遣はすことを命じてゐる。（薩藩舊記前集廿八）

其原因

琉球船の上洛數の減退したことは、其著岸地であり、公用物を除き隨意貿易も許された兵庫にとつても相當の事件である。其直接の原因は前述の記載の間にも

自ら示されてゐる事で、貿易上の拘束と、大亂以後の內海航路の不安である。殊に大亂以後內海上が兵船の衝擊往來の巷と化したと共に海賊の跳梁が自在となつた事である。遣明船が歸朝の途文明元年南海路を迂回したのは、幕府や細川氏にとつて敵對關係にあつた大內氏の奪掠を恐れた點ありとするも、更に重要なるは幕府や諸大名の統制から放たれた海賊の掠奪であつて、此事は其後遣明船が屢、南海路を通過した根本的の理由であつた。朝鮮の世祖は肥前上松浦の久野能登守藤源朝臣賴永の使者として入鮮した壽藺なるものをして、幕府に通信せしめんとし書、及び禮物を授け、又禮曹に命じて書を大內氏及び賴永に與へて護送せしむることとした。壽藺は文正元年五月京城を辭し、文明二年再び入鮮し世祖に復命する所あつたが、其言ふ所によれば、文正元年六月上松浦に還り船を修し行裝を備へて、翌應仁元年二月上松浦を發せしも、都中兵起り海賊岸に充ちて南海（此場合中國航路を指す）梗塞せるを以て、北海卽ち日本海を航し、四月若狹に著して幕府へ到つたといふ。（海東諸國記）夙に南海の珍物を以て內海海賊の目標となつた琉球使船が當時最も不安の狀態に置かれたことは察するに難くない。

琉球王國の

然るに琉球の海上貿易は此頃は著しき發展を遂げて益、隆盛の域にあつた。卽

ち尙巴志王の代永享元年頃山南王を討つて三山統一の業成り、首里の奠都が行はれ、尙泰王の治下に於ける那覇港の修築、社寺の夥多なる建立、次いで文明九年（明成化十三年、西暦一四七一年）に王位に即ける尙眞王治下の王城修理・官吏階級制の整備・税制の確立・中央集權制の完成・社寺の建立・土木業の計畫等、西暦でいへば十五世紀前半期の國家統一より、十五世紀を經て十六世紀中期に至る間は琉球の國力は未曾有の伸展を遂げた。是一にその海外通商の活躍によるもので、支那・朝鮮・暹羅・及び本土間の仲繼貿易に加へて、正長元年（明宣德三年西暦一四二八年）舊港、永享二年（明宣德六年西暦一四三〇年）瓜哇、次いで嘉吉二年（明天順七年西暦一四四二年）頃より滿剌加・蘇門答剌との頻繁なる通交貿易が開始された。而して十六世紀の初期當時東洋最大の貿易港と稱せられた滿剌加が葡萄牙人に占據され、琉球人の滿剌加往來絶えて佛大泥・巡達及び前代以來の暹羅通交貿易を以て補塡することとなるが、此狀勢は猶十六世紀中頃まで維持された。而して本土へは琉球を介して南支・南海の貨物が多く輸入され、黃金・銅・刀劍・屛風・扇・金銀器・漆器類等の本土の商貨は又南支南海一の主要なる輸出品でもあつたので、琉球の本土通商は一層の盛運を豫想さるゝのである。

琉球使船の上洛數の減少と之に伴ふ近畿貿易の衰退とは、九州貿易の發達と相

關の現象である。かやうな意味に於て九州貿易の一斑を瞥見するのも無益ではない。

朝鮮琉球通交に現れた博多商人の活躍

此時期には特に琉球船の博多來航、博多商人の琉球通商が頗る盛んであつて、具體的には國內の資料によつてゞはなく朝鮮の李朝實錄等によつて其一端を察することが出來る。李朝の端宗元年（享德二年、明景泰四年、西曆一四五三年）中山王尙金福の使として入鮮した道安は博多の人である。尙金福王の書に「有二日本花島（博多）住州送禮來船一、其船頭道安等回還、就レ便轉付」とある。彼は世祖元年（康正元年、明景泰六年、西曆一四五六年）にも、同三年にも同じく琉球王使として渡航してゐる。その翌年琉球國王使として入鮮した僧友仲等は、その齎らせる琉球國王書に「今遣二日本人泉殿一、齎二咨文一道幷禮物一、前詣奉獻」とあつて、泉氏の代理として來たものである。同八年入鮮した琉使普須古等に附與した世祖の琉球國王宛書に「前此屢因二日本海商一、發二回人口一、當時仍付二來人一、略致二謝意一」と記してゐる。同十三年入鮮の琉使僧同照東渾等に就いて大司憲の梁誠の奏に「今彼使本九州之人、眞假亦來可レ知」とあり、琉球國王の眞使なるや否やを疑つてゐるが、成宗二年（文明三年、明成化七年、西曆一四七一年）尙德王の使として僧自端西堂と共に渡航した平左衛門尉信重に就いては、尙德王の書に「爰平佐衛門尉信重、乃以二貴國臣一、請レ爲二使者一、蓋用二內緣一

耳」とある。　信重は康正二年に筑前州冷泉津藤原佐藤四郎信重と稱して朝鮮に通好し、歳遣船一船を約したもので、博多の富商定清の女婿であつた。　信重はかく歳遣船を約してゐたので、琉球より國王使の依賴を受ける便宜上朝鮮と臣事關係ある如くいつたのであらうが、文明三年卽ち右の琉使として入鮮の際中樞府同知事の職を受けてゐる。（海東諸國記）琉球側とは成化六年四月初一日付の尙德王の朝鮮國王宛咨文が殘つており、「近因二日本國商船致一書信幷禮儀、○中略其歸順遣二新右衞門尉平義重、聯二土儀一號二申別幅一、少酬二厚貺之萬一一、笑留、惟惟幸云々」とあつて此義重がそれであらう。　同九年の條に成宗の談として、昔は琉球使者は博多の人が琉球に往請して書契を受けて來たのであると見えてゐるが、琉球國王使船は日本國王（幕府）使船と同樣に接待貿易上に特別の待遇を受けたので、九州商人特に博多人が琉球に往貿したる際、其委命を受け寧ろ之を成宗のいへるが如く求請して琉球國王使となり、多量の私進物を附搭して貿易の利を收めたのである。　成宗の十年卽ち文明十一年に琉球國王使として入鮮した新時羅等も博多商人で、彼等は文明九年十月に琉球に赴き、琉球國王の書及び朝鮮の漂流民を交付されて、翌年七月出發して博多に歸來し、朝鮮に來使したのである。　成宗十一年入鮮した琉球國王使臣敬宗が果

して眞使なるやは朝鮮側でも疑問としたのであるが、同十四年尙圓王の使者と稱して渡來した新四郎、更に同二十二年同じく尙圓王の使者として來到の耶次郎等は眞假の點も大に疑はしきものがあつた。其翌々年入鮮の又尙圓王の使者といふ梵慶・還次郎に就いては朝鮮側では僞使なる事を確信しながらも、印信の不可解なる所あり詐僞を慮る旨の答書を與へてゐる。梵慶・耶次郎共に博多人である。其後燕山君六年（明應九年、明弘治十三年、西曆一五〇〇年）尙眞王の使として來た梁廣・梁椿は日本商船に搭乘來航したのである。（以上主として李朝實錄による）

外船の輻輳せる博多

以上によつて九州商人特に博多商人の琉球貿易の旺盛なりし狀況の一面を見得るであらう。琉球使船の來航通商も上洛の途を梗塞されたので、一層博多に輻輳したであらう。海東諸國記に博多を記して「業行」商、琉球・南蠻商舶所「集之地」とあるは當時の實狀であらう。博多と共に琉球通交に特記すべきものは薩摩との關係であるが、此事に言及する前に近畿商人特に堺商人の琉球貿易を簡叙して置かふ。

堺商人の琉球往易

琉球使船の近畿貿易が衰退した事は近畿の商人にとつては尠からざる打擊である。殊に當時支那・朝鮮の貿易に華々しき活動を示して來た堺商人にとつては

默視し難き所である。琉球船の齎らした異域の珍貨に於ても最大の消費地は近畿地方であり、薬種類・香類・染料等は不可闕の商品として流布してゐたのである。殊に堺商人にとつては琉球貿易を是非とも振興すべき必要の一面があつた。即ち胡椒・蘇木の類は遣明船貿易の主要なる輸出品であり、是は琉球貿易によつて購入するの外はない。而も堺商人は遣明船の抽分錢を請切りとして彼等自ら船舶をも調達し、乗坐商人をも其獨占下に置き、對立的位置にあつた博多・門司等の商人を除外した程だから、琉球使船の到らざるを待つより彼等自ら琉球に往貿する必要があつた。文明三年十一月幕府は右衛門尉行頼の奉書を以て島津氏に宛て「仍琉球渡海船事、從堺邊近年無盡期候哉」といひ、將軍幕府の印判を帶びざるものは渡海を禁止して歸還せしめ、特に船に銅錢を積みたるものは押留して幕府へ差出すべき事を以てし、仔細は當時入洛中の五代筑前守に達することを傳へた。(薩藩舊記前集二十八) 即ち文明の初年前後から堺近邊の商人の琉球渡航の盛んとなりし事を示してゐる。之より先幕府は一般琉球渡航船は島津氏の免許を要することを許したので、さてこそ幕府の印判を帶びざるものは渡航を取締るべきを命じたのである。文明六年九月幕府は奉行奉書を以て、泉州小嶋林太郎左衛門尉・堺湯川宣阿・小

島三郎左衛門の船等は遣明の事に付き仰付けらるゝ所あるが故に、別儀を以て煩なく琉球渡海を全ふせしむるやう島津氏に命じてゐる。「就二渡唐一被二仰付一之上」とあるは、遣明船派遣につき引請ける所あつたので、琉球渡航を免許したと解するが最も妥當である。即ち文明八年の遣明船は始めて堺港より出航し、堺商人が獨占的に客衆となり出資したので、湯川氏が請切つた所であると傳へられてゐる。

島津氏の琉球に對する特殊關係の成立

島津氏が文明三年以前に一般琉球渡航商船に對して其認可を受くべき許可を得たのである。後永正五年三月の島津忠治より琉球國王宛の書狀に、琉球と島津氏との關係は他國の比にあらざる善隣たるを述べて、自今以後は我印判を帶びざる往來の商人等は一々點檢を加へて、支證なきものは船財すべて琉球にて沒收して公用とさるべきをいひ、「伏希此一件無二相違一、永々修二隣好一、而自他全二國家一者也」といつてゐる（薩藩舊記前集三十一）かく琉球渡航船に島津氏の印證を帶せしめたのは、後代の朱印狀の濫觴とも見るべきものである。

かゝる島津氏の特權認可を何時頃から行はれたのであらう。李朝の端宗元年（享徳二年、明景泰四年、西暦一四五三年）琉球國王使として入鮮した博多の道安の言に「琉球與二薩摩一和好、故博多人經二薩摩一往二琉球一者、未レ有二阻碍一、近年以來不二相和睦一、盡行二擄掠一、故却從二大洋一迴邏而行、

甚爲」不」苦、今我等出來時、商船二艘亦被二搶擄一、因二博多・薩摩・琉球相距一、地圖又錄」とある。（端宗元年、大明景泰四年五月丁卯）博多商人の琉球往來の航路は本章冒頭にも述べた如くに、薩摩西岸に沿うて赴くのであるが、近來琉球薩摩の間相和せずして、此處を通過する商船が擄掠せられ、現に道安の來りし時にも商船二隻が抑留されたといふのである。　琉球・薩摩間の不和の事實は未詳なるも、是は博多の商船に對しても島津氏が其琉球渡海の認可を受くべきを强制し、違背せる商船を擄掠したものであらう。　島津氏は琉球通商を一種の獨占下に置き、相當の禮謝なくしては印證を與へなかつたであらう。　博多商人がかゝる拘束を免れ、且それがため受くべき抑留を避けて、大洋に從ひ航海するやうになつたのである。　海東諸國記琉球國記の道路里數によると、釜山より對馬の都伊沙只・船越、一岐の風本・毛都伊を經て肥前上松浦より惠羅武・大島・度九島・與論島を通り琉球國都に到るのである。　惠良武は口永良武島を指すので、德島南方の永良武は同書の琉球國之圖に小崍（オク）惠良武島（去二琉球一四十里、去二上松浦一三百七里、屬二琉球一）とある。　思ふに之は道安の話やその呈出せる地圖に基いたものであらう。　道安及び彼が琉球國王の依賴にて帶同した朝鮮漂流民は、寶德二年臥蛇島に漂到した事を述べて此島が薩摩と琉球とに半屬してゐることを述べてゐるが、海東諸國記

の九州之圖に臥蛇島に附屬する小蛇島の下に注して日本・琉球に分屬すと記してゐる。而して右圖には上松浦より惠良武に向ふ航路と臥蛇島の西方を經て直ちに大島を指すものとを記してゐる。後者が道安の所謂大洋に從ふ路を示したのであらう。文明以降堺港から琉球に渡海した船は、南海路を撰び土佐沖より日向・大隅海岸を經るか、或は直ちに屋久・種ヶ島に向つたであらうから、島津氏が之を取締るに比較的容易であつたであらう。孰れにしても前述の道安の話柄が島津氏の琉球渡海船に對する特權に關係あるものだとすると、其特權の獲得は享德二年を去る遠からざる年代である。享德二年に先だつこと十二年、嘉吉元年に島津忠國の代、將軍義教の命をうけて其舍弟大覺寺門跡義昭の日向福島院に落ちたるを討つたる賞として、島津家譜等には琉球を賜はつたと傳へてゐる。幕府が琉球國を以て附庸國と考へ、其使船を入貢船と稱したことは事實であつて、島津氏の附庸たらしめたといふことも有り得ることではある。然し島津氏と琉球國との間に附庸國として慶長の征繩以後の如き關係が生じたのではない。島津氏も後の書翰にて善隣といひ、兄弟の交りと述べてゐる。故に附庸とか知行とかいふ關係は一方的觀念的のもので事實の上に現はれてゐない。されば若し幕府が琉球を島

津氏の附庸としたとすれば、其實績として一般琉球渡海船をして獨占下に置くべきを承認され、主張するに至るは寧ろ當然である。

應仁文明後の琉使の上洛

應仁・文明以後琉球使船の上洛の數は極めて尠かつたことは前に述べた。永正六年四月三條西實隆は來訪せる河野季綱に對して琉球國への書狀につき談ずる所あつたが、當時上洛せる使船に對する復書の件であらう。嘉靖二年（大永三年）寧波に

寧波亂後の日明交渉と琉球の幹旋

於ける細川・大内兩氏の船の爭鬪の結果、宋素卿・中林望古多羅は獄死したのであるが、嘉靖四年（大永五年）六月入貢せる琉球國使蔡淵等をして、捕縛された僧妙賀等を日本に歸國せしめると同時に、勅諭を日本に送らしめ、寧波の亂の元兇たる宗設等を捕繫して明に送り、且捕虜として日本に去れる明人を送還すべきを達せしめ、然らざれば貢路を閉絶し征討を議するとて威嚇した。琉球國王は翌々年大永七年天王寺僧をして明帝の勅諭を齎らして來朝せしめた。將軍義晴は嘉靖六年（大永七年）八月日の國書にて、明帝に應ふると共に、禮部に宛てゝ、前に了庵桂悟歸國の際干戈路を塞ぎて正德勘合達せざりし以て、瑞佐等をして弘治勘合を齎らし進貢せしめたる所、宗設等竊に正德勘合を持ちて進貢船と稱し入明したるは僞使にして、大内氏幕下神代なるものゝ所爲なれば、既に彼を誅戮したりといひ、捕虜の明人は前年發還

せし所風のため尙西部に滯る故近日之を還すべしと述べ、妙賀等をして先に琉球に送られたるを謝し、金印兵亂のため失ひたるを以て新勘合と共に金印の賜與を請うてゐる。又七月二十四日付を以て琉球國王に宛て、明との和與につき斡旋されたるを謝してゐる。大永六年に尙眞王は薨じたので、翌年尙淸王は長史鄭繩等を明に入貢せしめ冊封を請はしめんとしたが、途中難破したので、蔡澣等をやつて請封せしめると共に義晴の書を齎らしめた。嘉靖九年（享祿三年）三月蔡澣等明都に入りて奉獻土物あり、義晴の書を得て禮部の奏により再び琉球國王をして宗設を送るべきを傳諭せしめることとした。（皇明實錄嘉靖四年六月乙亥・九年三月甲辰、幻雲文集、續善隣國寶記）

義晴の書は管領細川高國の意向によつて記されたものであつて、大內氏は義晴の琉球國王復書に稍〻おくれ、九月十一日付の書にて、大內氏が遣明船に就いて幕府より特別の委命あるを說き、明帝の勅書は當家に屆けられて幕府へ傳達すべきものであるに拘らず、天王寺の僧を以て直接に傳達したるは事情を知らざる爲ならんといひ、遣使源松都聞につきよく尋問せらん事を請うてゐる。猶右の書翰によれば、源松を尙淸王の承位の禮のため渡進せしむといひ、又明星院賴求をして明帝の勅書を日本に渡せる由を大內氏に知らしめた事が見える。琉球にあつて細川・

大内兩氏の遣明船關係の微妙な對立に通せざるは當然であつたであらうが、右は琉船上洛の途に於て外交上特別な位置にあり、又内海の重鎭たる大内氏に使を通ずる所があり、旁々上洛の使命を報じたものであらう。永正・大永年間の琉球使船も恐らく中國路を撰んだであらうし、兵庫は其寄泊地となつたであらう。猶大内氏は教弘時代にも琉球に遣使し、義興又屬、好を通じ、享祿元年にも義隆時代、同二年にも琉球僧のため三條西實隆を介して僧位の勅許を奏請してゐる。これ或は琉球より大内氏への遣使であらう。（大内氏實錄正誤補遺・校異、御湯殿上日記享祿元年九月十四日・同二年二月廿八日）

第五章　中世末期の外國關係と兵庫

第一節　外國關係の概觀

室町時代後期の海外關係

室町時代の中期以後は明・朝鮮の來使上洛が既に絕えた外に、琉球使船の幕府通交も稀となり、末期には堺商人の遣明船計畫も失はれたに對して、九州地方は甚だ旺なる外國交涉に賑ふこととなつた。即ち天文年間より永祿・元龜・天正年間に亙り、西國地方が外舶輻輳地となり、商品轉賣の上では近畿への中繼地となつたのである。

日明商船往來の盛運

天文より弘治にかけて、就中目覺しき發展を遂げたのは日明商船の往來通商であつた。

嘉靖二年（大永三年）浙江の市舶司廢止の議起り、明にては舊例の遣明船十年一貢・使人百名・使船三隻を嚴守せしめ、又私人の交易を取締ること頗る峻烈であつて、天文八年・同十六年の最後の二回の遣明船の如きは頗る嚴重なる取扱を受けた事は既に

述べた。天文十三年には僧壽光等入貢したが、貢期に違ひ表文なしとて却けられ、而も彼等は海商の取引地で貨物の集まれる雙嶼にて貿易に從事し、當時既に此地に出入してゐた葡萄牙人とも接觸したであらう。同十五年清梁なるもの入貢して壽光と同樣却けられてゐる。釋光は恐らく種ヶ島より出發したもので、翌年歸朝に際し、王直が隨伴し來り、博多の助才門等三人を雙嶼に誘引して貿易せしめ、翌年も亦博多に來り交易してゐる。此頃より以後は所謂通番喇嗟即ち船持で、貿易業者ともいふべきものが浙江沿海の海商等を伴ひ薩摩の沿港等にも來り、日本商人又之に伴つて雙嶼等に往來互市することになつた。嘉靖二十六年（天文十六年）七月に朱紈が提督浙閩海防軍務巡撫浙江となり、禁止通番政策を强行して、官憲と支那海商や日本・葡萄牙商船との間に衝突があり、遂に二十七・八年の雙嶼竝に月港の掃蕩となつたのである。之より先一五四二年頃（嘉靖二十二年）には喇嗟によつて葡萄牙人は雙嶼に當るといふリアンポー竝に福建漳州に植民地を開き浙閩の市人と取引したので、日本商船も次第に往來通商する所があつたであらう。當時浙江雙嶼と共に海船互市の中心であつたのが漳州府月港であつたのである。

かく日本商船の往來が天文の中頃以來盛んとなつたのみでなく、更に日明通商

上大きな役割を占めたのは支那海商の來往であつた。メンデス・ピントが一五四六年（天文十五年、嘉靖二十五年）再度日本に來たる時、薩摩を始め南九州では三十・四十、處によつて百艘以上の支那ジャンク船の碇泊せざる港はなく、同年には二千艘以上の支那船が日本に渡り、同年末の大暴風雨のためジャンク船千九百七十二艘が失はれたと記してゐる。このときピントの便乘せる船のカピタン・ジョルジ・アルワーレスの報告に據れば、この大暴風雨による支那船の沈沒は七十二艘であつたと記し、ピントの記載は誇張に過ぎるが、支那船の輻輳せる事は明かである。嘉靖二十六年先に日本に往市せんとして漂流したる福建下海の奸民三百四十一人を解送し、今又馮淑等千人以上、皆軍器を挾帶し貨物を舶するものを遼東都司より具報する所があつた。日本來往の海商は福建のものが多く、彼等は月港より出洋したのであり、浙江の海商は寧波定海より出洋した。朱紈の雙嶼・月港掃蕩の結果は、此地を取引地とする外番通商の徒に一大打擊を與へたが、通番禁止の主唱者たる彼は却つて容れられず、間もなく巡撫より貶せられて巡視となり、嘉靖廿九年七月には自裁し終つたのである。朱紈失脚後は「禁防踈潤大」といはれ、支那海商の下海は多く阻止されなかつたが、其强硬なる禁止政策は却つて嘉靖三十年代大倭寇の一刺戟とも

なつたのである。此大倭寇は支那邊民の徒に日本の邊民を混へて浙閩粤地方を荒掠したのであるが、此間は支那商舶の往來に一頓挫を來したるは當然である。而も漳州等にあつては官司に結んで下海の禁を犯す事甚しく、海寇・倭寇の弊に苦しみ、開市舶・通番禁止の對立的爭は嘵々として、遂に隆慶六年（元龜三年、一五七二年）先に月港近緣の地に設置したる海澄縣にて東西二洋の商稅を徵して賈舶に及ぶこととした。以來泉漳の商舶は徵稅を納めて公然海澄を基點として東西二洋に往市することとなつたが、此間にも日本通番は嚴禁したる所であつた。而も福建海商は大倭寇の稍ゝ鎭靜する頃日本往來は絕えず、浙・粤にても同樣の事態を持續した。當時支那より輸入されたるものは、絲・絲綿・布・綿紬・錦繡・紅綿・水銀・針・鐵鍋・磁器・古文錢・古名畫・藥材・氈毯・粉・小食蘿・漆器・醋等であるが、就中絲即ち生絲は前代の遣明船盛時に引續き、猶又次世紀に亙つて最大なる輸入貨であつた。日本より輸出された物は主として銀であつた。

葡萄牙人の通商

天文の後期以後には又葡萄牙人の來航が始まる。葡萄牙人は西紀十六世紀の初期には印度・馬來半島を經由して南支那まで進出し、次いで前述の如くリアンポー・漳州の取引地を朱紈のため追はれて閩浙より驅逐され、ランパカヲに通商し、後

澳門に移り、一五五七年（弘治三年、嘉靖三十六年）頃に此地を居留割讓せられた。これに稍〻先だち天文十一年（嘉靖二十一年、西暦一五四二年）支那渡航中の一船が暴風に遭つて圖らずも我國に漂著し、又翌天文十二年に葡船が一隻種子島に來たことは鐵炮記に記されてゐる。以來葡船は年々鹿兒島・山川等に入港し、後豐後や平戸に來て貿易も追々盛んとなつた。永祿五年（一五六二年）宣教師等は平戸の領主が基督教を喜ばざるを以て貿易港を他領に求め、大村氏の招きに應じ横瀨浦が開港さるゝことになつた。同八年より葡船は大村領の福田に入港することとなつたが、福田は外洋に面し船の碇泊には甚だ不便で、長崎を撰び元龜二年（一五七一年）以降來航の葡船は皆此港に出入することとなつた。葡萄牙人は印度のゴアを根據とし、前述の如き支那沿岸の植民地、一五五七年頃よりは澳門を經て來航し、レアル銀貨・油・葡萄酒等を支那に輸入し、支那よりは年々一艘絹・生絲・陶磁器・金・麝香等を日本に齎らしたのである。日本よりは多く銀を輸出して、支那にて生絲・金・陶磁器等を購入して印度方面に輸出したのである。

吉利支丹の傳道

基督教の布教は永祿二年以前は專ら周防以西にて行はれて、京都布教の素願は果されなかつた。耶蘇會のフランシスコ・ザビエルの鹿兒島來著は天文十八年七月で、翌年八月此地を去つて平戸に向ひ、九月下旬平戸より山口に行き、十一月上

旬單身京都に向つたが、戰亂の際とて布教は出來ず、內裏から布教の允許を得ることも叶はず、堺から平戶に引歸した。ザビエルは天文二十年十月豐後より印度に向け去つたが、山口では毛利氏の手に歸して後キリシタンの數も減じて豐後に移り、豐後はバードレ・カゴ等の布教あつて信徒の數も增加し、トルレスも山口から引上げて來り、府內は耶蘇會の宣教本部となつた。平戶の布教も領主松浦隆信が葡萄牙貿易を欲する立場から葡船の來朝を促し、其領下から熱心なる信者も出たのであるが、其信徒の增加と共に佛教徒との爭も起り、隆信はバードレの退去を命せることもあり、結局宣教師等も其內心基督教を喜ばざるを知り、葡萄牙商船も平戶より大村領に來著する結果となつた。而して近畿の布教は、府內の住院にあつた長老トルレスがザビエルの遺志を繼ぎて開始するに決し、永祿二年八月（一五五九年九月）バードレ・ビレラに上京を命じて其途に就いたのである。

朝鮮琉球との通交貿易

朝鮮に對しては中宗の後期より明宗朝にかけ、幕府使船が屢〻入鮮して銀を多く輸出し、又丹木・胡椒等を齎らした。大內氏・少貳氏の使船も絕えなかつたが、畠山氏・斯波氏等の使船と稱するものも渡航し、それ等の間には永正七年の三浦の亂以後は制限を受くること大であつた博多商人を始め、九州・中國の所謂商倭の暗躍する

もの丶あつたことは前に述べた。琉球は西暦十六世紀中頃以後海外通商は漸次萎縮することとなつたが、九州方面との交渉は絶えず、特に島津氏は琉球渡海船に關する特權を强調し、琉球との間の通使の往來貿易も旺んであつた。

第二節　內國航路及び外國航路

日本圖纂と日本一鑑

當時の內外航路港津の眞相を大觀する上に鄭若曾撰著の日本圖纂(籌海圖編も又同人の撰である)、鄭舜功著の日本一鑑は頗る參考となり、特に後者は最もよき資料となるものである。日本圖纂は從來の諸記錄の他に蔣洲が日本滯在中の見聞や「南粤の倭商」の地圖を材料としたものであり、日本一鑑は著者の來朝せる時蒐集した地圖や自らの見聞を基として編纂したものである。

嘉靖三十四年(弘治元年)巡按浙江御史胡宗憲は倭寇の害の劇甚なるにより、有司を遣り、日本國王(幕府)に其狀を告げ禁戢することを請はしめたが、同年寧波府生員陳可願・蔣洲を來朝せしめた。彼等は定海より出帆して五島に漂到し、王直・毛海峰に會合した。王直は國王(將軍)が其宰相と共に殺され、亂世にて諸島夷を統攝せるものなき狀を告げ、彼自身も中國の通番禁止策のため窮竄せるも、前罪を許し互市を認

めらるれば殺賊の功も擧げんと述べたので、蔣洲を留め陳可願のみ翌年歸國した。よつて四月浙江巡撫に轉ぜる宗憲は此旨を以て奏して、威武を振揚して防備を加ふると共に、文を王直等に移して曉諭し、舟山等の賊巢を剿除せしめ、其誠心を見たる上非常の恩を加ふる事を告げしめ、互市通貢の事は蔣洲の歸還を待ち日本の事情を聽取したる後議する事を請うた。蔣洲は豐後に到り、山口等には使僧を派したが、大内義長は被擄人を送還することとし、又大友義鎭は僧德陽を遣して翌年（弘治三年）蔣洲を送還せしめた。胡宗憲は時に浙直總督であつたが、前任の楊宜は總督たるの時、三十四年（弘治元年）鄭舜功を日本に派遣し、事情を哨探せしめた。彼は廣東より乘船し福建海岸を北上して大小琉球を經て豐後に來到した。弘治二年七月彼が豐後より京都へ書を送り、海賊の明國邊境を犯すの狀を訴へてゐる。大友義鎭は又僧清授を遣り舜功を送らしめた。（皇明實錄嘉靖三十四年四月辛巳・三十五年四月甲午・三十六年八月甲辰、日本一鑑、將軍家譜、高代寺日記）

日本一鑑滄海津鏡所載圖の解說

日本一鑑卷之二滄海津鏡に收むる中に大小琉球諸島・南海・山陽及び近畿の圖があり、福建より九州に到る航路及び西部日本の航路・港津・陸路・宿驛等を明細に記したものである。即ち大小琉球より薩摩に及ぶ部分は彼自身の見聞に加へて嘉靖十三年（天文三年）に冊封使として琉球に使せる陳侃の使琉球錄或は日本圖纂・籌海圖編

等を參照したる點もあり、（因みに圖纂は嘉靖四十年、圖編は四十一年に成り、一鑑には其他に寧波府志卌九年撰・浙江通志四十年撰等をも參照してゐる。一鑑の成れるは其內容に依り大體嘉靖四十三年であることが判る。）以下は主として日本にて蒐集せる海道圖の類を參照したものであらう。其說明は卷之一桴海圖經及び卷之三の夷海右道・夷海上道にて盡されてゐる。

（Ⅰ）梅花（福建省長樂縣）より雞籠（基隆嶼）を經て釣魚・黃麻・赤炊（尖閣列島）を過ぎ、古米（久米島）・馬齒（慶良間列島）・琉球（沖繩本島）より熱壁（葉壁卽ち伊平屋島）・硫黃山（鳥島）等を見て、七島を過ぎ屋久島より棒津（坊津）に到り、又種島より一は南風により棒津に渡る。

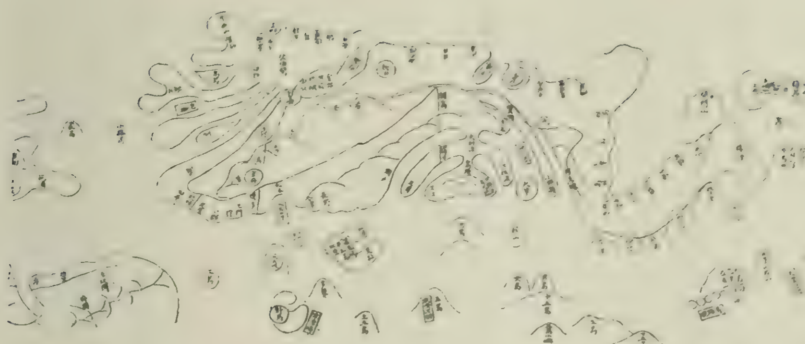
（イ）棒津より一は西南風を待ち、艮寅の針を用ひて直航すること六十一更半（更といふのは一晝夜を十更に分けて香枝を焚く數を以て度として、木片を海中に投じ船上を走つて風の迅緩を驗し更の距離の多寡を定むといふ。）にして阿波國椿泊に到り、奴島（淡路）・來島（和泉）を過ぎて堺に著し、此處より平底の船を用ひて都に入る。（ロ）棒津より陸地に沿ひて都に達するには、京泊津（薩摩）・阿久根（同）・天草（肥後）・江坂（肥前）・河島（同）・樺島（同）・瀨戶（同）・平戶（同）・博多（筑前）・蘆屋（豐前）・赤坎關（赤間關、長門）・桂坐（長門）・上關路（上ノ關、周防）宮島（安藝）・釜雁（蒲刈、同）・竹原（備後）・戶摩（鞆、同）・志和久（鹽飽、讃岐）・牛窓（備後）・室（播磨）を經て兵庫に到る。兵庫にて平底の船を用ひ西宮・杉田・山崎を經て下鳥羽に到り小舟にて都に入る。（ハ）又坊津より所謂右海（右道）を採る場合は、山河（山川、薩摩）・大

泊(大門ともいふ、大隅)・于湊(日向)・戸浦(同)・耳之隈(美々津、同)細島(同)・赤水(一曰垢水、地名在豐後と記せど日向に屬す)・釜江(蒲江、豐後)・柏島(土佐)・駒妻(同)・清水(同)・湄津(同)・龍州崎(須崎、同)・浦戸(同)・垂東津(同)・上浦(甲浦、同)・椿泊(阿波)・奴島(淡路)より堺に到り前述の如くして都に入る。

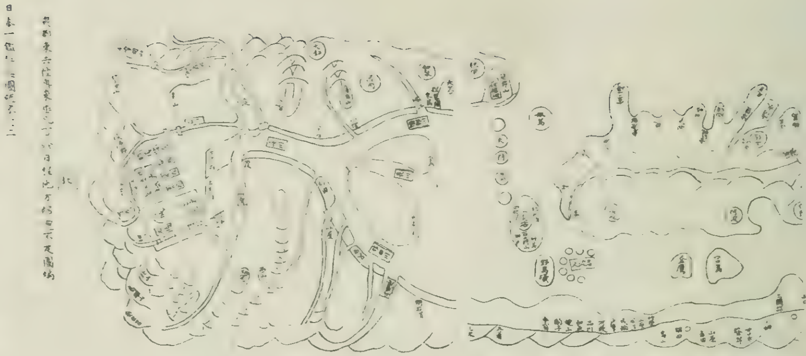
以上は桴海圖經により大體を記したのであるが、巻之三の夷海上道及び右道の記載中内國の航路港津はその(ロ)・(ハ)を詳記したものである。

夷海右道によると浙江韮山より硫黄島に向け開洋するに、好風を得れば一晝夜にて島を望見し、西風なれば屋久島を經て種島に到り又は直ちに種島に行き、西南風なれば棒津に渡るとある。(II)棒津より大隅・日向・豐後・土佐等の海岸に沿ふ航路は前述(イ)の如くであるが、其他に日本人の談として豐後の蒲江より豐前・長門を經山城に到るは凡十日程にて、途上

上道及び右道



滄海津鏡　巻之二



日本一鑑　桴海圖經

關津あつて泊すべく、土佐より山城に入るは十二日程にて、關津無ければ多く野泊といひ、又土佐國清水より陸路中村に行き阿波國椿泊に到り、半日程の隹懦烏剌(勝浦)より、二日程の洲戸(自慕太郎ち洲本)に渡り、又は勝浦より半日程の讃岐の湊を經て洲戸に行き、洲戸より半日程の兵庫に渡るか、凡そ一日程の堺に航するかして都に入ること等を記してゐる。 又夷海上道によると硫黃島より西南風により乞島(甑島)に到り、南風にて五島に渡り、五島より平戸を經て博多に行き赤間關を過ぎ都に向ふ。(二)他は硫黃島より棒津に渡つて前述の(ロ)の航路に從ふ。 兵庫港の條に

一曰、日護、五畿攝津地方、可停港內・衫田川(白大隹歪)、中港長川(奈佳玆佳歪)有橋阻舟、下港幡部川(佳歪大奈穴)、則於兵庫港、用平底舟、次五十里至西宮、

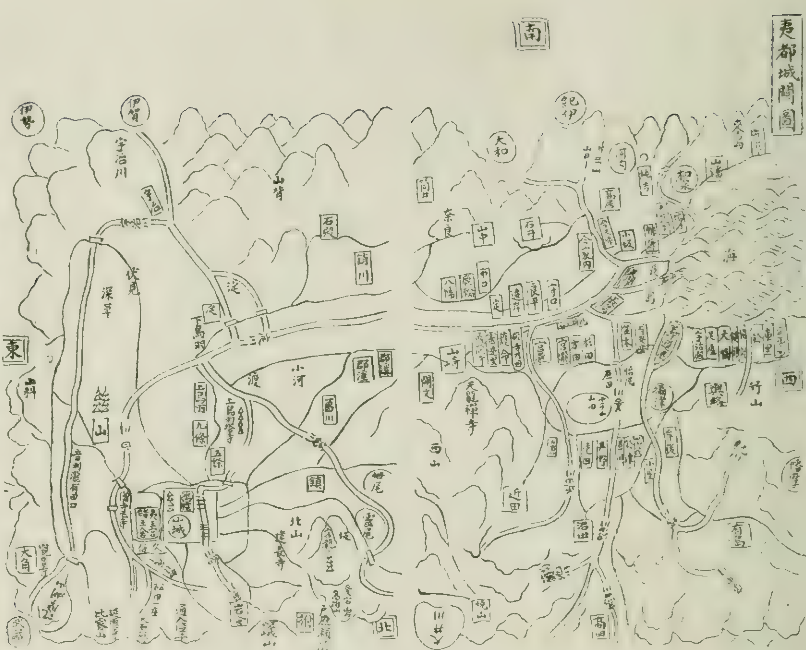
とある。杉田川は地圖には移田川と記し、生田川で、此處は兵庫港と共に停泊地となつた。長川は中津川、幡部川は渡邊川である。兵庫港にて平底の舟に乘り、西宮・杉田(吹田)・山崎を經て下鳥羽・上鳥羽より都に入る。又夷島陸路を記して棒津より伊筑(市來、薩摩)・阿久根(同)より肥後の八代を經て宰府・博多に到り、豐前の國羅(小倉)・足屋(蘆屋)を過ぎ赤坎間に渡り、長門の府國(長府)・朝佐(厚狹)・周防の山口、安藝の廿日市・吉田、備後の三原・尾道、備中の笠岡、播磨の三木を經て明石より兵庫に入り、西宮・山崎を通り上鳥羽より墙寺(東寺)に到る道筋を記してゐる。

日本圖纂の使倭針經圖說には太倉使往日本針路と福建使往日本針路の二を記してゐる。

日本圖纂の日本に通ずる二針路

前者は太倉(江蘇省太倉縣)より開船し、吳淞江に出で寶山(江蘇省寶山縣)より霍山(安徽省霍山縣)等を經て九山に出で、此處より卯針を用ひ二十七更にて日本港口に到るとあり、又烏沙門(浙江省定海縣)より七日にして日本に到り、陳錢山よりは艮針を用ふとある。福建使往日本使路は大體日本一鑑の(I)に同じである。又其日本紀略に記して、貢使(遣明船)は必ず博多より五島を經て中國に入り、又回還には長門に向ふは抽分司官在るが爲めであるといつてゐる。是は事實は天文八年・十六年

倭寇の三入路



日本一鑑　隆島新編　卷之一　夷都城關圖

の遣明船を見聞して記してゐるのである。その五島の條に、五山海に錯懸して其中に泊すべき嶴ありとし、日本の西端で西行五六日にて陳錢壁下に到るとある。(III)是前述の太倉針使往日本針路に類するものである。次に倭寇の入路として、(A)東北風の際薩摩・五島より大小琉球に到り、風の變遷により廣東或は福建を犯し、(B)正東風なれば五島より開洋して、風の變遷にて南は烏沙門・韮山を過ぎて溫州・定海・台州等、北は淮揚登萊を犯し(C)(IV)五島開洋して

日支間の四航路

南風猛なれば遼陽・天津を犯すといふ。若曾も倭寇の入るや往々間道を取り突として便宜の場所に到ることを指摘してゐる如く、其來寇の場所も端倪すべからざるものがあるやうであるが、日本より開洋して航進する道は一定してゐるのであつて、卽ち(A)は(Ⅰ)に、(B)は(Ⅲ)に類するものである。以上の四種の航路が略ぼ當時行はれた主なる日支交通路であつて、又古來の航路も大體此内に類別することが出來る。(Ⅳ)は平安朝以前に多く用ひられたもの、(Ⅲ)は其後一般に使用されたもので、足利幕府の遣明船は殆んど是により舟山列島附近に到り定海・寧波に入つたものであり、復路も同樣であつた。但し風向により北方に流された事はある。(Ⅱ)は例でせば嘉靖二十三年に入貢して表文なく貢期に違ふとて却下された僧壽光の船のとれるもので、種ヶ島家譜に見ゆる天文十二年四月二合船解纜の記事等を參照すれば明かである。之に類する往復路は中世來薩摩との間に日支の私舶往來が盛んとなつて多く用ひられたであらう。遣明船に南海路を使用さるゝやうになつても、恐らく五島經由を以てしたらうと考へられるので、薩摩からは內國航路の(ロ)又は(ニ)に近きものにより五島との間を往來したであらうと思ふ。文明十五年幕に堺を出發せる船は、十七年末に五島奈留浦に著して使僧を派し、南海路によるべ

きや否やを幕府に諮つてゐる。(I)は明末の書に此航路は明代に入り使用されたと記してゐるが、航路として發展したのは室町の末期からであらう。是は一は琉球貿易の盛衰と關係するもので、西紀十六世紀中頃までは九州の貿易船は那覇に輻輳して南支南海の物貨を交易し得たのであつて、琉球の海外通商が衰退する時代に、日本商人の南支南洋への發展が漸く始まるのである。是は時代の上から相承けるのみならず、琉球人の通商の衰退と日本商人の南支・南洋發展の開始とは通商上無關係でないのである。奈良朝時代に支那より歸國の途沖繩に漂著したる船あり、又南島に標識を立て島名方位を記した事もあつて、當時南島を經由する航路が行はれた如くいふ說もある。然し前者は暴風雨のための漂到であり、後者は難破船に對する航海標識ともいふべく「每牌顯著島名竝泊船處、有水處、及水處、及去就國行程、遙見島名、令漂著之船知所歸向」と明記されてゐる。東北恒信風期に支那より日本に向ひ、暴風雨に遭遇する時は屢、南方に流さるゝので、之を以て直ちに右の海路が通常彼我の往復に用ゐられたとするには未だ疑問がある。

以上類型的に區別して述べたまでゝあつて、實際の場合には其到著地に差違あり、又(III)を撰べるものが風向其他により(IV)の航路に偏する等の事あるはいふまで

もない。

主要なる內國航路

日本圖纂に又海道圖を參酌して記したと思はるゝ港津名が國別に羅列してある。是等內國航路に就いて見ると、(イ)(ハ)の所謂南海路に當てるべきもので、(ハ)の如きは古くより開けたものであらうし、又遣明船の往來も事實は多く之に近きものを撰んだであらう。(ロ)はいふまでもなく瀨戶內の要路で、應永二十七年の宋希璟の來朝の際赤間關以東の通路殆んど是と異ならぬ。內海は舟運も四通八達であつたから其他種々の航路の存したことも事實である。唯中國路は兵庫にて、南海路は堺にて、平底の舟に乘り都に入る如く記せるも、室町中期以來堺の發達著しく中國路も兵庫を經て堺を到著港とする場合が多かつた。

耶蘇會士の東上路

永祿二年七月末、都の布教を志した耶蘇會のバテレン・ガスパル・ヴィレラ及び日本人のイルマン・ロレンソは豐後の府內を出で、沖の濱より乘船した。(フロイスの日本史に府內發を一五五九年九月五日卽ち永祿二年八月四日とす)此船は備後の鞆に到る便船であつた。守江にて出帆を待つ間に天候惡くなり、同船の旅客達は神社に祈願し、其布施の募集に應じなかつたバテレンの同船を拒絕したが、辛じて之を許し、逆風のため五日間を要して宮島に著し、伊豫の堀江に行き十日間滯泊

した。是は他の例によると船頭が此地のものであつたのかも知れぬ。それより鞆に向ひ、此船は鞆止りであるため室より來れる便船に乘客は乘換へたが、バテレン等は之を拒絶され、他の便船にて出發し、兵庫にて約半日程停泊したる後堺に赴いた。永祿七年十月バードレ・ルイス・フロイスは口ノ津より來れるイルマン・ルイス・ダルメイダと共に平戸を發して口ノ津に赴き、島原より肥後高瀬に上陸し、陸路朽網を經て府內に著し、それより沖の濱よりの出船を待つこと一ヶ月、堀江に到つた。ダルメイダの書翰にも豐後より堺に行くには伊豫に寄るは迂回なれども、船頭の出生地なるため此港に著けりと記してゐる。堀江より六日を要して鹽飽に到りしも、此船は鹽飽止りと見えて、輕舸にて十四レグワを距てるサクシ Xacuxi に向つた。サクシは小豆島坂手かと思はれるが、堺行大型の便船多けれども、商人等同船を拒み、十日間を待ち漸く便船を得て堺に到著した。かくの如く豐後方面と堺間の航路に鞆とか鹽飽島が中繼地となつてゐたらしく、天正五年三月織田信長が、堺津に到る鹽飽船往來の事を先例の如く異議あるべからざる朱印狀を與へた事も參照される。（鹽飽本島村役場藏天正五年三月廿六日朱印狀）而して當時は猶堺商人が壓倒的の勢威を振つた際とて內海航路の輻輳地は堺であつた事は爭はれぬ。

第三節　外國關係と兵庫

輸入貨の東方轉販

中世末期明との貿易を始め、琉球・朝鮮との通商、葡萄牙船の來航取引が九州各地にて盛んに行はれた。是等の輸入貨物の主要なる消費地は近畿地方であり、又其東方には續いて販路を控へてゐたので、主として中國海路により東方に搬出された。それには博多や薩摩等の商人も當つたが、特に京都・堺等の商人往來取引し、又各地の商人も之に加つた。

京堺諸國商人の唐荷轉販の例

安藝國嚴島棚守文書及び大願寺文書に、之に關する數通の興味ある文書がある。中國海上に横行した海賊の領袖備後國因島の村上隆重は京都・堺を始め諸國の商人から海上の保險料ともいふべき駄別安堵料なるものを徵收してゐた。駄別安堵料は又唐荷駄別役錢、日向・薩摩唐荷役とも記され、又單に駄別料ともある。之等の文書は孰れも天文末期のもので、當時薩摩の諸港は明の商舶が盛んに往來し、又葡萄牙商船も多く來航したことは前に述べた。琉球船の事はいふまでもない。唐荷とは明よりの輸入貨を意味するが、葡船や琉球船の齎らすものも事實上支那の商品が多かつたのだから其內に自ら含まれたであらう。唐荷駄別役錢なるもの

は、五月二十一日付の大内氏の堺津組屋五郎右衛門宛の奉書に據ると、村上善鶴丸の愁訴に依つて大内氏がこれを許したものである。之は義隆の頃のものと考へられる。卯月廿日付陶晴賢の書狀に、京・堺の商人より駄別料と稱し村上隆重が嚴島に於て徴收するのは先代(義隆を指すのであらう)より申付られたことであるが、當代(義長を指すのであらう)には之を停止するといつてゐる。但し此書狀に堺濱から薩摩へ往返する商人が前々駄別料を納め來たことを記しており、他の大内氏の奉書にも、堺津に於て日向・薩摩の唐荷役を舊例の如く申付けるやうに村上氏に下知したことをいつてゐるのを參照すれば、堺で駄別役錢を納める事は商人達も認めたのである。かく嚴島に於ける駄別料徴收を免除した報酬として、禮錢を晴賢に致すことになつたので、それに就いては九月十二日付の宣堯より大願寺上人宛の書狀及び八月二十六日付大願寺の圓海の書狀に見える。圓海の書狀によると駄別安堵料(此の場合は宣堯の書狀の「京幷堺津商人衆被申請駄別御免除候付而御禮錢萬疋云々」とある禮錢を指す)は嚴島の町諸國上下諸商人衆の内談して申し調へた事であるが故に、駄別免除の事は京・堺商人の申請による事であり、大内氏から歸洛する松鶴軒に託するため京・堺商人が駄別安堵料の内一萬疋を京都にて調

進するよう一通を認め法泉寺に交付せよといつても圓海は認め難いと答へてゐるのである。卽ち京•堺商人は諸國上下商人に代つて嚴島に於ての駄別料免除を申請した事になるので、九月十四日には嚴島に法會あり、京•堺商人も早々著島するであらうから、右の趣意を申聞かし、諸國の商人にも調談するように斡旋せしむるといつてゐる。之より先八月十八日江良房榮より堺商人衆が右安堵料を延引するを以て然るべからざる由を申付けてゐるが、其頃海賊船多くて室•鹽飽舟が度々被害あり、其の爲め京•堺商人衆が迷惑を致すとの風聞があると記してゐる。室•鹽飽舟の被害があつて京•堺商人衆が迷惑するといふが、此兩者の關係は思ふに室•鹽飽舟が堺津に到る便船であつたからであらう。永祿四年フロイス一行も鹽飽にて西より來れる船を降り、堺行きの便船に乘つてゐるが、同時に此處には堺行きの大型の便船が多くて豐後より來れる商人が乘換へた事を記してゐる。其商人は京•堺の商人が多かつたであらう。

博多商人の輸入貨轉販の例

博多の貿易家島井氏は永祿•元龜•天正の頃朝鮮と通商せる對馬の問屋博多屋、壹岐風本の商人と取引し、或は持船永壽丸を朝鮮へ渡航せしめて貿易し、商貨を大阪•堺•郡山等へ販賣してゐる。天正七年六月宗室自ら對馬府中に渡航し、南蠻商品多

く集まれるを以て、朝鮮行きを止めて之を買入れて歸り、就中鉎鍋品不足にて大阪表へ積出したこともある。同年九月廿五日宗室博多を出でゝ十月五日に兵庫に着し翌六日に上陸し、取引先の郡山和泉屋慶助方に赴き、更に堺のアカネヤ太郎左衛門方に到つた。此間に永壽丸を兵庫より堺に廻航せしめ、積荷の取引を終へ十一月廿五日に博多に歸着した。太郎左衛門との取引の仕切銀五十一貫三十目は手形を取り貸付にしたといふ。（島井氏年録）

耶蘇會士通信に見ゆる葡船舶貨轉販の例

葡萄牙船の舶載貨も同樣にして東方に運漕されてゐたものである。後に和蘭人や英國人は近畿東國にも商品販賣の出張所を置き、又商品を齎らして彼等自身が出向いてゐるが、此時代にはかゝる事は行はれなかつた。是は稍〻後の例であるが、一五九一年八月十九日（天正十九年七月一日）葡船の長崎に到著したる時、京都・堺の商人や諸侯の商者が長崎に來り、三萬デュカット以上を持して葡船の輸入せる金を交易せんとした事がフロイスの書翰に見える。

かくの如くして天正の後期に大阪が發展する以前は、京・堺・博多商人が外國輸入品を最も盛んに取引し、便船運漕船の集まる所は堺津であつたが、諸國の商人も之に參加せることは前に述べた所であつて、兵庫商人も亦之に加はつた事であらう

兵庫港と輸入貨の取引

し、且兵庫港が中國路の要津たるに變りはなかつたので、此地が異國貨の一取引地であつた事は察せられる。室町殿日記天文九年十二月の條に

中間衆の木綿三十五疋買取、御役舟にて彦三郎に上げ申候、小妻もめんは、今銀一疋に付六匁七分の賣買にて、是も小妻におとらぬもめんにて御座候、壹匁三分づつに定申候間、其心得可ㇾ有ㇾ之候

一、御局方むした衆の切米十二石うりはらひ可ㇾ申よし被ㇾ仰越、此ごろ兵庫のうりかひ壹石に付六匁三分のよし、すいこや新右衛門申候、其心得可ㇾ有ㇾ之候　以上

十二月二日　林　甚五郎

岡村忠右衛門殿

とある。是恐らく京都よりの註文で木綿三十五疋を兵庫にて買取り上せたものであらう。兵庫で米穀・木綿の取引が行はれ、其相場を云々する事を注意すべきである。木綿は古來我が國に産せず、平安朝初期に異國人漂著して植培した事があつたが永續せず、室町時代には重要なる輸入品であつた。朝鮮では李朝時代棉花の栽培大に進み、日本より輸出せる貨物の代償として正布・綿・紬と共に多く綿布が輸された。木綿は又支那より渡來し、中世末にも有利なる輸入貨たりし事は日本

一鑑・日本圖纂にも記してゐる。　國内木綿の産出は永正年間三河木綿の名の見ゆるを始め、其後西國及び武藏等に産せしと傳へるが、天文・永祿頃には、近江の保内商人が他處商人の木綿を持ち伊勢道を通るを押留した事があり、永祿三年十月三河商人の木綿荷を押置せんとした事等もあつて、三河木綿の相當に販路も擴張された事も知る。　石山本願寺の證如上人の日記によると、天文二十年十二月狩野法眼に贈つた繪の筆功料として、段子廿端（代七貫五百文）唐木綿卅端（代拾貫）唐紙貳帖（代壹貫文）砂糖廿桶等多く外來品が見えるが、新介・二郎三郎なるものに、各千疋の外綿十把・日本木綿五端を與へてゐる。　日本木綿は唐木綿に對し、三河木綿等を指したのであらうが、右の日記の前後を通覽しても明かなる如く唐木綿が廣く使用され、國産のものは實際は之に比すれば極めて少かつたのである。　小妻木綿とあるは毛吹草に攝津産の古妻木綿と記すもの是で、兵庫に於ては國産木綿や唐木綿が種々取引されたであらう。　當時兵庫の人にして明に往來したと傳へられるものがある。　天文十九年入明して世宗の寵遇を受け、彼地に十三年間も留まつたといふ小西次忠是で、果して然らば之は九州の船によつて渡航したものであらう。（伊藤東涯蓋簪錄卷二）

大阪の發展と堺の衰微

室町時代の中頃より、一方には南海路を控えて中國海路に於ても西海・南海・山陽

の船舶の輻輳港として、又商取引の中心地として兵庫を壓した堺津も、秀吉が天正十一年大阪を全國經略の中心都市として大阪坂の經營に著手し、天王寺・住吉・堺に迄も市鄽を擴張せんとし、平野郷や堺の住民も大阪に移して新都市の繁榮を計るに及んで漸く全盛の時代を過ぎた觀がある。大阪の發展は次第に堺の繁榮を衰退せしめる事になり、慶元の兩役に兵火の災厄甚しきものがあつたにも拘はらず、海陸四通八達の要津として商工業の全國的中心の位置を形成して來た。然し堺商人は猶前代の餘勢を承けて殷富なる商家も多く、慶長元年の近畿大震災、元和元年の兵燹の後にも遠く御朱印船貿易の擧に加つてゐるのである。和蘭人・英國人の商館員の出張取引にも大阪と共に堺は其一中心であつた。

然しながら元和偃武後、大阪が我國經濟の中心地として漸く亘歩を進むるに當り、中國海路の集まる所は最早堺にあらずして大阪に極まるは自然の歸趨といはなければならぬ。稍、早き此期の外人往來の一例を見るならば、英商館員リチャード・コックスは、元和二年の江戸參府には同年六月二十四日（一六一六年七月二十七日）平戸を發して、下關・上關・高崎・牛窓を經て大阪に著し、歸途は同年九月十六日（一六一六年九月十六日）江戸發、京都より伏見に出で大阪に滯在二週間、其間に堺に出向いており、大阪より乘船して

十一月五日平戸に歸著してゐるし、又元和四年の參府には同年七月十四日（一六一八年八月二十三日）平戸發、下關・鞆・室等を經て大阪に上陸し、歸途は同年十月十二日（一六一八年十一月十八日）江戸發、京都より大阪に出でゝ滯在約二週間其間堺に出向きし事前囘の如くであり、十一月十五日大阪發逆風のため傳法に一日滯泊して十七日兵庫著、同じく逆風のため五日間滯留の後此處を發して十二月三日に平戸に歸著してゐる。かくして兵庫港は大阪の外港たる位置を占むるに到り、大阪に諸藩の藏屋敷が置かれて領米を輸送し、諸國の物産亦此處に集散し、西國の物貨は孰れも內海を經て運漕されて、其等の船舶が多く兵庫に寄港し、又大阪港の水深淺きため兵庫に於て小舟に積替ふるものがあつた。後又北國より下關迂囘の船舶來り、城米は大阪にて賣捌きたるも、賣買米或は其他の物産を積載せるものは兵庫の問屋に依託して賣捌くものの多く、又菱垣・樽垣廻船等により江戸との通運にも重要な位置を占めた。近世朝鮮信使や蘭人の江戸參府には、兵庫にて小舟に乘換へ大阪に向ひ、或は兵庫に上陸して陸路神崎に到り、それより再び乘船して大阪に到り、又室に上陸して荷物のみ船にて送る等種々の場合があつたが、元文五年以後は多く兵庫に上陸する事になつた。中世西海・南海・山陽より上る年貢米其他の物資を運漕する船舶が、淀川を溯

兵庫發展の史的來由

航することもあつたが、叉兵庫を到著點として、或は問屋に委託して錢に換へて京都・奈良等に上納し、或は運送物を兵庫にて平底の舟に積換へた。西國に往來する人は多くは此處にて乘船し、上陸し、外國船は必ず兵庫を發著港とした。故に兵庫では運漕・倉庫・販賣業を兼ねた問屋が非常に發達した。以上が中世兵庫港の繁榮を來し、叉其盛時の景況でもあつた。古代の武庫泊は大和・河內の政治中心地を控へた難波津の外港といふべきであつた。中世の兵庫は京都を核心とする近畿の門口の位置を占めた。足利時代中頃から堺津の異常なる發展のため兵庫港の蒙つた打擊は尠くなかつたが、近世大阪の政治的、次で經濟的の全國的中心となると共に、或る意味に於ては舊時の位置を復して新時代の交通・經濟の分野に新生面を進めたものといひ得る。

別録 二

第一章 神戸の氣象

第一節 神戸平年氣象

神戸測候所の沿革

明治八年十月始めて觀測に著手せる神戸の氣象記錄は、本邦氣象觀測上第三位を占むるの歷史を有するものにして、神戸港長マルシャルにより創められたるものなりしが、爾後變革あり、明治二十九年十二月には宇治野山に新築せる神戸測候所に於て觀測を開始せしが、同三十一年七月港務局廢止せられて久しく繼續せる同局の氣象觀測は停止となり、其觀測は神戸測候所に於て之を繼承し以て今に至つた。左に先づ明治三十年乃至昭和七年の三十六年間の神戸平均氣象を揭ぐ。本表は觀察成績の累積を同測候所に於て算出せるものにして、各氣象要素の標準平年値に近きものたるを失はざるものである。尙此神戸の氣象は殆ど同測候所の調査にかゝる資料によるものである。

累年平均氣象

（自明治三十年至昭和七年）

	氣温 平均（攝氏）	最高平均（攝氏）	最低平均（攝氏）	較差 最大	較差 起日	極 最高	極 起日	極 最低	極 起日	濕度 平均（百分率）	濕度 極 最少	濕度 極 起日	降水 總計（粍）	降水 最 一日間	降水 最 起日
一月	四・四六	八・七〇	〇・九八	一四・〇	明治四一年十八日	一九・二	大正五年廿一日	(一)五・九	昭和六年十一日	六七・六	二二	大正六年十日	四七・六	四一・五	明治三六年十日
二月	四・五〇	八・九六	〇・八二	一五・六	同三五年廿七日	二〇・八	昭和五年廿四日	(一)五・八	大正九年十一日	六六・三	二〇	明治三六年九日	五四・四	五七・九	大正四年四日
三月	七・三九	一三・三〇	三・一五	一六・五	同三二年廿五日	二三・七	明治三五年十九日	(一)四・二	明治三四年四日	六六・八	一九	大正二年五日	八八・七	六四・一	明治三三年一日
四月	一三・一五	一八・一五	八・六六	一七・六	昭和二年十八日	二八・四	大正二年廿八日	(一)〇・六	同三五年十一日	六八・四	二三	昭和四年五日	一三三・六	六六・七	同三〇年十五日
五月	一七・五五	二二・五五	一三・二三	一六・五	大正三年廿五日	三〇・二	明治三三年廿三日	五・二	明治四三年十一日 昭和四年六日	六九・九	二四	大正四年六日	一三三・〇	八五・〇	大正一四年三日
六月	二一・四三	二五・九〇	一七・八八	一五・一	明治三九年一日	三三・九	大正六年廿九日	一〇・〇	明治三九年一日	七五・九	二四	同一五年四日	一九六・七	一四八・八	明治三三年八日
七月	二五・四五	二九・八八	二二・三〇	一四・三	大正二年十二日	三六・六	昭和七年廿四日	一五・〇	大正一四年二日	七七・八	二九	同九年一日	一五八・九	一一六・五	同三六年八日
八月	二六・九〇	三一・七六	二三・四七	一三・九	同一年七日	三七・六	大正三年六日	一七・九	同六年廿二日	七三・八	三四	明治四三年廿四日 同四二年廿五日	一一五・八	一一六・五	大正四年九日
九月	二三・一七	二七・六二	一九・八九	一三・〇	明治三七年十五日	三四・三	明治三九年六日	一〇・五	明治三六年卅日	七四・六	三二	昭和四年三日	一九二・七	一九九・四	明治四三年七日
十月	一七・二八	二二・七七	一三・七一	一三・九	大正三年廿四日	二九・〇	大正三年三日	五・三	同四一年卅日	七一・三	三〇	同五年二日	一三三・三	一〇〇・二	同四一年七日
十一月	一一・九一	一六・二六	八・二二	一四・四	明治四五年十八日	二六・〇	同一二年一日	〇・五	同三四年廿八日	七〇・一	三三	明治四四年廿六日	七一・二	七六・三	同三三年十七日
十二月	六・九一	一一・一四	三・三〇	一五・四	大正元年八日	二二・一	昭和四年十五日	(一)四・三	同三〇年十七日	六八・一	一七	同三〇年十七日	四九・二	四四・五	同四五年十一日
全年	一五・〇二	一九・五八	一一・三〇	一七・六	昭和二年四月十八日	三七・六	大正三年八月六日	(一)五・九	昭和六年一月十一日	七〇・九	一七	同三〇年十二月十七日	一、三四五・二	一九九・四	同四三年九月七日

量 大 一時間	量 大 起日	雲量（十分率）	風 平均速度（一秒間米）	風 最大	風 同方向	風 起日	天氣日數 降水	天氣日數 雪	天氣日數 電雷	天氣日數 濃霧	天氣日數 快晴	天氣日數 曇天	天氣日數 不照	天氣日數 暴風	天氣日數 霜	地震回數
一四・五	明治四三年廿一日	五・四	二・七三	一七・七	北	昭和六年廿七日	九・九	六・八	〇・一	〇・九	三・一	六・七	三・一	一・七	一三・九	〇・九
二七・八	大正四年四日	五・九	二・六九	一四・六	北	大正一〇年四日	一〇・四	七・八	〇・一	〇・四	二・一	七・三	二・九	一・九	一三・六	〇・五
一九・八	昭和二年九日	六・一	二・七〇	一八・九	西	同一五年十二日	一四・〇	三・九	〇・三	〇・六	二・九	一〇・二	三・九	二・三	七・六	一・二
二三・五	明治三六年廿日	六・四	二・六六	二〇・二	西	同一二年十二日	一三・三	〇・一	〇・六	〇・七	三・四	一三・〇	四・三	一・八	七・六	〇・四
一九・五	大正九年七日	六・六	二・五八	一九・五	東北東	同九年七日	一一・九	―	〇・八	〇・八	三・五	一三・四	三・八	一・五	〇・六	〇・七
三〇・二	明治四四年十九日	七・七	二・三六	一八・六	東	昭和六年十二日	一四・二	―	〇・九	一・一	一・一	一七・六	五・一	〇・九	―	〇・七
四一・四	大正二年四日	七・一	二・三八	二〇・五	東北東	大正一〇年十三日	一三・五	―	二・四	〇・四	一・五	一四・六	三・三	〇・七	―	〇・七
四七・八	同四年九日	七六・一	二・六八	二〇・九	東北東 北東	同九年廿日	一〇・三	―	二・八	〇・一	二・七	九・八	一・三	一・六	―	一・五
五六・五	同一四年十八日	七・一	二・五九	二三・七	北東	同一〇年廿六日	一四・七	―	二・一	〇・四	一・八	一四・四	三・九	一・七	―	〇・七
二六・九	同五年廿日	七・九	二・五三	二一・九	東 東北東	昭和六年十三日	一〇・八	―	〇・四	〇・五	四・六	一〇・六	四・一	一・四	〇・一	〇・八
一九・五	同四年廿六日	五・一	二・五九	一四・二	西北西	大正一三年十日	九・九	〇・一	〇・四	〇・八	五・七	七・一	三・七	一・四	一・五	一・一
二一・八	明治四一年廿二日	四・九	二・八二	一七・五	西	同一五年八日	九・九	二・四	〇・二	一・三	四・七	五・二	二・五	一・七	八・九	〇・四
五六・五	大正一四年九月十八日	六・二	二・六一	二三・七	北東	同一〇年九月廿六日	一四一・七	二一・〇	一一・〇	七・九	三六・九	一三八・七	四一・八	一八・四	四五・三	九・五

備考

一、表中全年欄の數字は、氣溫・濕度・雲量・風速度の平均にありては年平均値を、降水量にありては其總計を、各要素の極又は最大にありては年中の極數を示す。
二、攝氏の度を華氏に換算するには攝氏の度を二倍し、その一割を減せしものに三十二度を加ふべし。
三、氣溫最高平均及最低平均とは毎日の最高及最低溫度の平均なり。
四、降水量とは雨の外雪・霰其他水の變形せるものゝ降下せしを融解せしめ水として計りしものなり。
五、降水日數とは前記降水量の一日間に〇・一粍以上ありし日なり。
六、雲量とは雲の種類濃淡に關係なく、空を蔽ふ面積の十分率をいふ。
七、雲・電雷・濃霧及霜日數は量又は强に關係なく起りし日の數なり。
八、快晴日數とは一日間雲量平均二以下、曇天日數とは一日間量八以上の日數なり。
九、不照日數とは一日間全く日照のなかりし日數なり。
十、暴風日數とは一日間の內に風速度一秒間十米以上の風の吹きし事ある日數

なり。

十一、地震回數は測候所に於て人體に感覺ありし回數なり。

第二節　氣候の推移

大正八年　大正八年以降昭和八年に至る十五年間の氣候の推移を概觀するに、大正八年にありては一月は風強き日多く比較的陰曇なりしが、二月に入り風は弱かりしも陰濕の日多く、三月は平調に過したるも、四・五兩月は著しく晴燥し、殊に五月は好晴の日頗る多く寡雨甚だしかつた。かくて六・七月は平調に復したりしも、八月に入るや又晴燥して旱天多く、九・十月は平年と大差なき氣候なりしも、十一月は曇雨天多く秋晴を見ること少く、十二月に至り漸く平順に復した。

大正九年　大正九年一・二月は溫度稍〻低溫なりしが、三月には稍〻高く、四・五月は稍〻低溫に過ぐるの變調を示し、雨量は上半期總體に寡くして、四月の如きは平年の約半ばに過ぎず、梅雨期も雨量は概して少かつた。七月に入るや溫度は平年に比し一度餘高溫となり、降雨は稍〻少かりしが、八月は降雨多くして冷涼に過ぐるの有樣であつた。九・十・十一の三箇月は晴天多く、十二月に入り幾分降雨量を增せしも、十一月の溫度

は平均溫度に比し二・三六度高く、十二月も比較的溫暖に越年した。

大正十年

大正十年は甚だ不順にして一月に入りてより早くも亂調を示した。即ち一・二月は溫度稍〻高く、三月は急激に寒く、四・五月は無事に過したるも、六月梅雨多く低溫に過ぎ、七・八月は高溫旱魃となり、九月に入るや陰濕なる日多く霖雨續き、十月は寒氣例年より早來し、低溫のまゝ過ぐるの狀態であつた。而して雨量は上半期は多雨に、下半期は九月を除き寡雨にして變調を免れなかつた。

大正十一年

大正十一年も甚だ變化不調を示せる年であつた。即ち一月は平年に比し二・三度餘低溫を示したるに、二月は全月を通じて高溫となり、又多雨にして雨量平年量の約三倍に達せるのみならず、三月は低溫陰濕にして多雨に過ぎ、四月末より五・六月に亙りては平年よりも一度餘高溫となりて雨量少く乾燥に過ぎたのであつた。かくて六月末より氣候變化し、七月上旬には豪雨ありて平年量の一倍半に達し、八月は頗る高溫寡雨にして、九月も大體之に續き、十・十一月は多雨に過ぎて次第に氣溫低下し、十二月は寡雨であつた。

大正十二年

大正十二年一・二月は低溫に、三月は平年よりも一・七度高く、其後八月に入るや高溫旱魃に苦しみ、年末に至るまで平年に比し高溫に過ぎしが、雨量は一月の平年量

の約半ばと、八月の旱魃及十二月の少量を除けば、全年を通じて稍〻多雨に失し、日照時の寡少を告げたるは、概して不順なる年柄と謂ふべきであつた。

大正十三年

大正十三年も亦概して不順に終始せりといふべく、三月の春寒料峭、七・八月の著しき高溫、秋季の寒氣早來等は之を證するものにして、九月以降は漸く平年に比し稍〻低溫に年を終つたのであつた。而して降雨は四・五月を除きて他は非常に少く、全年の雨量は平年量の七割に充たず、殊に一月は平年量の約一割に過ぎず、加之梅雨は所謂涸梅雨にして、六月上旬には相當の雨量ありしも尙寡雨なるを免れず、夏季の七月より八月中旬に亙りては旱魃に苦しみ、其後時に大雨を見たるも、依然雨量大體に少く、日照時數稍〻多く、低氣壓は又時々襲來を見たのであつた。

大正十四年

大正十四年は平順なる年柄にして、年初より四月までは一般に低溫寡雨に經過し、五月に入りて氣溫平順に復せしも雨量は稍〻多く、六月の梅雨期の雨量は平年量に達したれども、稍〻晴燥の狀態を呈した。かくて盛夏七・八月の候は時に冷凉なりしも概して平年の氣候を現し、九月降雨稍〻多かりし外、爾後高溫に年を越えた。

大正十五年（昭和元年）

大正十五年(昭和元年)の溫度は一月に入りてより甚だ寒く、二月稍〻暖かゝりしも、三・四月は平年に比し又寒く、五月は平年通りに經過せしも、六・七月は平均溫度稍〻低

く、八月は平均溫度に比して一度餘高溫を示した。九月は殘暑酷しく平年に比し一・四四度の高溫を續け、十月は之に反して平年より一・三五度低溫となり、十一月は一・二度、十二月は一・六一度共に低溫となりて年を終へた。而して降雨量は四月迄の間に稍〻多かりし二月を除けば、爾餘の月は何れも少く、五月は同月二十八日より三十日までの大雨によりて雨量は平年の二倍を算した。然るに六月は平年の約三分一の寡雨を示し、七月は其總量平年の百四十五粍に對し二百四十六粍の多きに及び、八月は晴天續き爲に平年の三分一に過ぎず、九月は比較的多雨なりしも此月も平年量には及ばず、十月亦少く、十一月は多く、十二月も稍〻多かりしが、全年を通觀せば雨量は概して少き年といふべきであつた。

昭和二年

昭和二年一・二月中二月は特に低溫にして降雨少く、一月中旬より二月中旬に至る約一箇月間降雨を見ず、三月に入るも稍〻低溫にして多雨なりしが、四月は寡雨となり、五月は概して無事に過ぎ、六月は寡雨多照にして、七月も降雨少く稍〻高溫に經過した。然るに八月は降雨量平年に比して多く、九月には陰濕にして降雨特に多く、實に廿六日間の降雨を見しが、十月には雨量少くして平年の半ばに達せず、十一・十二月は例年より稍〻高溫にして、此中十一月には降雨可成り多く、十二月は平年の

降水量の約三分二に過ぎなかつた。

昭和三年

昭和三年一・二月は平年に比すれば雨量多く、三・四月は少く、五月又ほゞ等しかりしも、爲に著しく高溫にして、平年より一・七度高く、六月の梅雨季には平年よりも多雨なること約六割に及びしも風弱く、七月は無事にして、八月には七月より高かるべき氣溫却りて低溫を示し、且つ此月東風特に多くして暴風日數八日に達し、颱風の去來するものあり、神戶は幸に其影響を免れしも、殘暑殊に烈しく、平均氣溫は平年より高きこと一・八度に及び、雨量は平年の同月に比するに其半ばに達せなかつた。其後十一月は順調に經過し、同月二十八日に初霜あり、十二月十九日に初雪を見しも、風力一般に弱かりしを以て、寒威は比較的人體に感ずるに至らなかつた。

昭和四年

昭和四年の氣候狀態は稍、異例とすべきであつた。卽ち一月乃至四月は低溫寡雨にして、五月には纔かに平年量を越えしも、梅雨は平年の半ばに達せずして高溫を呈し、七・八月も寡雨にして特に八月は平年の半ばに達せず、氣溫著しく高く、七・八月の平均は平年に比して高きこと一度を超えたのであつた。然るに九月以後は每日降雨量饒多となり、氣溫は平年より一度の低溫となり、十二月は稀有の高溫を示し、平年に比し高きこと三度に及んだ。

昭和五年

昭和五年の氣温は一年を通じて概ね過高なりしが、降水量は稍〻寡少を示し、八・九兩月は特に著しかつた。之を例月に見るに一月は稍〻低温なりしが、靜穩暖和に經過したるも、二月には高温となり、三月に入るや其上半箇月は多雨の現象を示し、其後は氣温高かりしがために、櫻花は既に下旬より開花するの狀態であつた。かくて四・五月も共に高温にして、五月の降雨量は平年の半ばに過ぎず、六月も高温にして後の半箇月は梅雨となり、七月に入りては暑氣殊に酷しく例年より二度以上の高温を示し、八月亦高温にして且つ降雨非常に尠く、此寡雨は九月にも及び平年の半ばにも達せず、氣温は稍〻低温なりしが、十月に入りては上半箇月は晴燥にして殘餘は霖雨に閉され、十一月尙多雨低温、十二月は大體平穩暖和にして越年したのであつた。

昭和六年

昭和六年一・二月は降雨稍〻多量にして、三月は稍〻少かりしも、氣温は平年に比して高く、四月は多雨にして稍〻低温となり、五月は無事なりしも、六月は縣下一般に寡雨にして、特に神戸地方は平年の約三十五％に達せず、又稍〻高温であつた。七月は平年の倍量の降雨あり、氣温は二度以上の低温にして、八月も亦低温なりしも寡雨であつた。十月は多雨低温なりしも、十一・十二月は共に稍〻高温となり、雨量は平年に

比して多量を示した。

昭和七年 昭和七年には一月に於て既に平年より二度以上の高溫にして寡雨の現象を呈して年初より異常を示せしが、二月には稍〻低溫となり、三月亦低溫にして雨量は少く、四月尙低溫なりしも雨多く、五月は雨量稍〻多く、六月は低溫寡雨、七月は高溫多雨となり、八月尙雨多く、此狀勢は九月に及び、十月には平年に比し一度內外の低溫なりしも雨量は少く、平年の二十%乃至三十%に過ぎず、十一月には約二倍の雨量あり、十二月は平調を呈した。

昭和八年 昭和八年一月乃至三月は何れも低溫にして特に三月は一・五度の低溫を示し、五月乃至七月は却りて一度乃至二度內外の高溫となり、八・九兩月又稍〻高溫を示し、十月以降に至りては平年と大差を見なかつた。而して降雨量は一月は稍〻少く、二月は平年の約半ばに過ぎず、三月及四月は共に多雨なりしも、五月は少く、梅雨期亦寡雨にして平年の四十%に達せず、七月も亦二十七%に過ぎざりしも、八月は多雨、九月は少く、十月は又多量となるなど變動多く、十一・十二月は平調を持して年を越えたのであつた。

以上十五年間の平均氣溫及降水量を左に表示する。

平均氣溫表（自大正八年至昭和八年）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
大正八年	四・二〇	四・七〇	八・四〇	一三・七〇	一七・五〇	二一・二〇	二四・七〇	二六・二〇	二二・五〇	一七・六〇	一二・六〇	六・三〇	一四・九〇
同九年	四・四〇	三・八〇	七・八〇	一三・三〇	一七・一〇	二一・八〇	二六・三〇	二六・二〇	二三・二〇	一七・六〇	一三・四〇	七・三〇	一五・二〇
同十年	五・二〇	四・七七	六・四二	一三・八四	一七・四三	一九・六三	二五・二四	二七・三九	二二・三四	一七・〇四	九・九九	六・七四	一四・六七
同十一年	二・四〇	七・三五	六・八三	一三・八九	一八・四五	二二・四四	二五・八二	二八・五一	二四・九二	一七・九五	一三・二一	五・八一	一五・五五
同十二年	三・一〇	四・六四	九・三五	一三・〇一	一八・七一	二一・〇六	二四・八二	二八・七四	二四・〇一	一七・七六	一三・一六	七・五三	一五・三八
同十三年	四・五一	四・七八	四・八五	一四・四六	一七・〇四	二一・一五	二七・一七	二七・五二	二二・九二	一七・〇七	一〇・二八	六・五二	一九・八六
同十四年	三・八七	三・一四	六・五八	一一・七二	一七・八三	二一・五九	二四・八三	二六・八三	二三・八二	一七・四八	一三・九三	七・三四	一四・八三
同十五年（昭和元年）	三・八一	四・七六	六・五四	一一・八四	一七・五〇	二〇・七一	二四・七九	二七・九一	二四・六四	一六・〇四	一〇・七二	五・二一	一四・五四
昭和二年	三・七九	三・一三	七・〇三	一三・二一	一七・一二	二一・七一	二六・六九	二六・五六	二二・一四	一七・六五	一三・七八	七・五一	一四・九六
同三年	四・六六	三・八八	七・四五	一三・七五	一九・一三	二一・四〇	二五・九六	二五・九二	二四・九八	一七・六五	一二・九五	六・四七	一五・三五
同四年	三・二二	三・二四	七・一六	一三・〇五	一七・一〇	二二・二三	二六・七五	二七・九五	二二・三五	一七・五四	一一・六八	九・六六	一五・一六
同五年	三・九六	五・八九	九・三一	一四・四一	一八・五一	二二・三九	二七・七八	二九・二八	二二・六八	一七・七八	一〇・八三	七・一一	一五・七四
同六年	四・四四	四・三九	七・九六	一二・三五	一七・一七	二二・三五	二三・五九	二七・三九	二四・〇〇	一六・四三	一三・〇三	七・七〇	一五・〇七
同七年	六・三九	三・九八	六・八四	一一・九八	一八・〇二	二一・五一	二六・七四	二六・八七	二二・四三	一六・四〇	一一・八六	七・一八	一五・〇二
同八年	三・九五	三・六六	六・一〇	一三・二八	一九・二六	二三・一五	二七・七一	二七・三一	二三・六四	一七・二〇	一二・二四	六・九七	一五・三七

降水量表（自大正八年至昭和八年）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
大正八年	八一・七	五三・六	一〇七・九	七二・九	四七・八	一六八・三	二三〇・四	三四・九	一五八・八	一〇一・三	六五・〇	四四・七	一、一五七・三
同九年	六二・二	六八・八	八四・〇	五五・一	八六・四	一九〇・八	九一・四	二三九・八	一二七・〇	四七・四	四一・四	九九・六	一、一九四・〇
同十年	六三・九	四四・二	九九・八	一八一・一	一四五・一	三六〇・九	一六八・七	一二五・〇	三四八・六	六五・九	二八・八	三二・九	一、六六四・九
同十一年	五八・四	一五〇・三	一二一・八	一〇〇・六	五八・八	一三九・五	二九九・一	四九・七	一四七・〇	一六一・一	九五・八	一三・三	一、三八五・四
同十二年	二〇・六	四九・三	一一三・二	一五一・一	二四七・九	三一六・〇	二一四・六	六九・二	一三九・一	一六〇・三	一三四・四	三七・五	一、六五三・二
同十三年	五・七	三三・九	三五・〇	一五〇・八	一七一・九	一〇四・五	二七・一	七一・五	一四八・五	一二一・〇	四五・七	一七・五	九三三・一
同十四年	一九・五	四七・五	二四・三	一一八・六	二〇〇・〇	二〇六・四	一三〇・〇	九九・〇	三二五・一	七一・九	五九・〇	四一・四	一、三四二・七
同十五年（昭和元年）	二四・八	六六・七	七四・〇	一一三・八	二三四六六	七八・一	二四六・四	四八・〇	一六三・二	一〇六・八	四九・一	八二・八	一、二八八・三
昭和二年	二八・七	三三・三	一六六・一	六二・八	一〇〇・六	六一・八	九五・三	一五〇・〇	二七〇・五	四八・二	九一・四	三三・三	一、一四二・〇
同三年	八七・一	七二・三	五六・〇	九一・六	一二八・一	三一五・六	一六三・二	一三七・九	九四・三	九四・六	九五・六	四七・八	一、三八四・一
同四年	一三・一	二三・六	四四・九	九五・四	一三六・六	九九・七	一二九・二	三四・八	二四八・〇	一七一・二	一一九・八	九八・七	一、二一四・〇
同五年	四二・六	五九・四	五七・六	九〇・四	六七・九	一五八・九	一三五・五	九九・八	九三・五	一四八・九	一一〇・三	三六・四	一、一〇一・二
同六年	七一・六	一〇三・四	六三・一	一二三・二	一二二・〇	七〇・三	二八一・四	四〇・七	一五九・〇	二一五・〇	七二・五	九五・九	一、四一八・三
同七年	二〇・一	二三・二	五三・三	一六八・四	一〇七・〇	一四六・六	三二四・九	二〇二・五	二三一・四	三四・三	一三三・二	五二・三	一、四九七・二
同八年	二六・八	二五・一	一三二・二	一九七・九	八四・一	八二・五	四二・八	二三〇・三	五三・四	一六三・二	一二〇・二	三四・〇	一、一九二・五

第三節　異常現象（暴風雨・旱魃・地震其他）

異常現象の標準

大正八年以降に於ける異常現象を記すに方り、測候所に於ける標準を見るに、左記事項に該るものを以て顯著なる現象としてゐる。

一、海面に更正したる氣壓七百四十粍以下に降ること。
一、最高氣溫三十五度以上に昇ること。
一、最低氣溫氷點下五度以下に降ること。
一、濕度二十度以下に降ること。
一、風速度二十度（m/s）以上に吹き募ること。
一、二十四時間降水量百粍以上に達すること。
一、四時間降水量五十粍以上に達すること。
一、一時間降水量二十粍以上に達すること。
一、積雪五糎以上に達すること。
一、落雷又は降雹あること。
一、弱震以上の地震ありしこと。

一、雨天繼續十五日以上に及びたること。
一、旱天繼續二十日以上に及びたること。
一、其他各月に亙り各要素極値の平年極値を超越したる時の概況。

即ち左に異常現象を概說する。

大正八年低溫　大正八年　低溫　二月四日朝來北西の寒風增勢すると共に、氣溫の遞減著しく、五日朝に至り最低氷點下五・一度を示すに至つた。

暴風　暴風　三月十九日大陸高氣壓の發達に伴ひ西風の增勢を告げ、正午より夜半に至るまで烈風吹續き、其最强の場合は午後四時に於ける十八・三米を算へた。

霖雨　霖雨　此年梅雨の末期に於て稍、顯著なる霖雨を催し、七月一日より七日に至るまで降雨連續し、其總量百五十一粍に及び、特に五日の總量五十九・三粍、四時間の最大は三十五・八粍に達し、一時間の最大雨量は十三・四粍を示した。

暴風雨　暴風雨　九月十三日夜四國沖より中國東部を北上して日本海に出でたる颱風は、其通路附近殊に備前地方に異常の大雨洪水を誘起せしも、神戶地方にては割合に甚だしからず、十三日早朝より降雨稍、强く一日中の總量八十九・三粍に及び、同日午後二時に於て一時間十九・四粍を測り、風は同日夜半より强風となり、十四日午後

七時には遂に十四・八米に達せるも午後十時殆ど平穩に復した。（以上前神戸市史を參照再錄す。）

大正九年積雪低温

大正九年　積雪・低温　一月二十一日曇天となり、午後十一時降雨を見しが、二十二日午後四時三十分より間斷なく降雪ありて五糎に及ぶ。越えて二月二十一日は氣温氷點下五・八度に降り、測候所創立以來の記錄を殘せしが、二十二日夜半より降雪ありて實に十八糎に及び、近年稀なる現象となつた。

陣風

陣風　支那揚子江域の南方に發生して東北東に進行せる低氣壓は、五月七日朝九州南端に迫り、同夜内海西部に達して七百三十八粍を示し、高氣壓は數日來オホツク海に固定せしが、神戸附近にては七日朝來東北東風勢を增し、低氣壓の内海東部に達せる午後三時二十分には東北東の風速實に二十七・八米となりしが、降雨は比較的少く雷雨を伴うてゐた。

烈風

烈風　石垣島の東方に發現せる七百五十粍の低氣壓は漸次に當地方に進行し六月三日早朝より北東の强風となりて終日吹き荒み、四日午前四時に至りしが、最强風速二十四米を算した。

颱風

颱風　小笠原島南方洋上に發生せる颱風は、土佐沖に迫りて七百四十四粍を示

し、七月二十四日正午には最强風速二十七米に達して深更に及びしも、降雨は十七粍に過ぎなかつた。而して八月二十日にも同樣の經路をとりたる颱風は、早朝より烈風となり、午前十一時には二十米を超え、午後九時には二十九・九米に達し二十一日に及んだ。

雷雨

雷雨　八月二十七日午後三時を過ぐる頃數回强雷あり、烈しき驟雨を伴ひ悽愴たる光景を呈し、市内の落雷數箇所に及び、驟雨の爲に下水氾濫して浸水家屋尠からず、又再度山大龍寺に於て落雷の爲め震死を遂げたる者あり、近年の猛雷といふべきであつた。然るに九月二十五日には更に猛烈なる驟雨あり、やがて雷雨となり、異常現象として近年其比を見ざるものあり、蓋し此日午後四時十分雷鳴を聞き其後數回雷鳴あり、同二十分猛然たる雨あり、一時間三十分にして全く歇みたるも、其雨量實に五十三粍に達したのであつた。

烈風

烈風　九月二十七日以來北東の暴風を起し、二十八日午前六時には烈風となり十五米以上を保ち、同夜二十米を超えしが、其最强は午後五時二十一米を測り、二十九日は終日二十米内外を示して三十日夕刻に及んだ。蓋し其間實に七十二時間を算するが如きは稀有といふべきであつた。尙十月十二日にも烈風吹き東北東

風最强二十一・五米を示してゐる。

大正十年積雪

大正十年　積雪　一月十四日早朝には前夜來の降雪七・七糎を算へ、又稀有の大雪となつた。

烈風

烈風　一月十九日七百二十粍の低氣壓襲來し、烈しき風雪となり、午後二時には東北東風十九・八米に達した。

凍雨

凍雨　凍雨は概して稀有の現象なれど、本年に入り一月二十八日微量の凍雨を見、越えて二月三日早朝より數時間に亙りて此現象を呈した。即ち此日午前六時二十三分凍雨降り始め、同九時十分より約二十分間及午後零時三十分より五十三分に至る迄稍、多量の降下を見たりしが、其形狀頗る多種にして、金米糖の破片を散布せるが如き奇觀を呈したれど、其大きさは概して大豆大を超えなかつた。

烈風

烈風　二月三日夕刻より七百四十六粍の低氣壓襲來し、烈しき風雪となり、夜に入りて愈、猛威を加へ、翌四日午前一時には北の風速二十・八米に達し、午前三時に至り勢漸く衰ふるに至つた。

高溫

高溫　二月下旬に入り氣壓の配置頗る亂調となり、二十六日以降俄に溫暖となり、二十七日午後三時には最高氣溫十九・一度を示し、實に神戸測候所創立以來の新

記錄を殘すに至つた。

黃砂

黃砂　春秋の候支那北部及滿洲方面に於ける大陸旋風の活動によりて屢〻黃砂の襲來あり、四月十五日朝來天空一面に瀰漫せる黃砂の爲め日光は濃銅色を帶び、粉砂飛散の狀頗る著明にして、屋內の諸器械に至るまで忽ち灰白色を呈し、終日歇まず、夜に入り漸次稀薄となり、深更に至りて漸く清澄となつた。

暴風雨

暴風雨　四月廿四日夜より吹ける烈風は、二十五日に入り雨歇みたるも風勢を增大し、午前十一時には東北東風二十・二七米に及んだ。其後五月五日午後五時より降雨あり、六日午前九時には東の烈風を伴ひ、風速二十米內外を示し、午後三時及七日午前四時には東北東風二十二・七米を示し、雨量も七日午前四時には一時間十四粍に達し、五日以來の總雨量は七十九・一粍を算し、七日正午に至り强風始めて歇むに至つた。其後七月十三日にも暴風雨あり、卽ち午前九時には東の風速實に二十九・三米を算し驟雨性の降雨を見しが、八月二十七日には前夜來の暴風雨は此日午前三時最も强烈となりて東北東の風速二十五米に及び、雨量も一時間二十粍に達し、總量八十七粍を算した。

雷雨

雷雨　五月二十三日午前十時の交より漸次曇天となり、午後零時九分には南西

方に遠雷を聞き、次いで同二十分北西方に雷鳴ありしに、一分後には天頂に達して稍〻强き電雷驟雨を伴ひ、南方を經て南東方に去り、午後一時五十二分聲を收めた。降雨は一時間八粍に過ぎざりしも、縣下一般に及び其被害は甚だ大であつた。

驟雨

驟雨　六月々初より梅雨狀態に入り、高氣壓は本邦太平洋岸に固定すると共に支那中部に發生せる小低氣壓は簇々として東に進み、本邦西部一帶は爲に連日陰濕多雨の天候を表し、降雨又多量に上り、同月二十八日北東風の增勢と共に稍〻烈しき驟雨を齎し、午後十時には一時間二十一・六粍を算した。

旱魃高溫

旱魃・高溫　八月中旬に於ける最高氣溫三十五度を超ゆること三日に及べるのみならず、七月中旬より八月下旬に至る四十餘日間僅かに數回微量なる驟雨を見たるに過ぎず、されば頗る酷暑を感じ、近年稀有の旱魃を呈したのであつた。

霖雨

霖雨　八月の高溫晴燥なりしに反し、九月に入るや、陰濕多雨、月初以來低氣壓の往來頻繁にして多量の降雨を誘注し、降雨日數實に二十三日に及び、平年に比すればば五日多きのみならず、下旬に於ける猛烈なる颱風通過は異常の豪雨を齎し、爲に此月の降雨總量三百四十八・六粍を算し、平年に比すれば七十五%を增加し、創立以來明治四十三年の四百二十二・七粍、同三十二年の三百五十二・六粍に亞ぐの記錄を

殘すに至つた。

颱風　九月二十五日より翌二十六日に亙る颱風は、其最低氣壓七百三十六・七粍に達し、風力三十三・九米を算する新記錄を殘し、一時間の雨量は二十四・六粍、總量八十粍と測定せられた。此颱風は神戶測候所創立以來近年通過の記錄よりしては、其中心示度甚だしき低度のものにあらず、又進行頗る迅速にして暴風雨繼續時間僅かに十時間を超えざりしも、而も一時非常なる暴威を奮ひ、其被害程度は意想外にして空前の慘害を釀したるは特筆に値する。即ち二十六日には東須磨字寺畑の一民家背後の禿山百五十坪の崩壞により壓潰し、家族三人慘死の厄に會ひ、神戶港附近航行中の汽船帆船各一隻遭難沈沒し、行方不明四人を出し、湊川公園の大木倒壞して人家の屋根を貫き、東尻池村の三階建建物は運河の激流に押流され、大倉山北西部の土砂約三十坪崩壞して附近家屋五戶の一部を破壞する等被害枚擧に遑がない。港內にありては沈沒船四、破損船の中艀船九、行商船十六、雜種船十一あり、麈船三十隻は流失し、橋梁の流失、堤防の破壞、道路の破損、電柱の倒壞、石垣・板塀の破損、浸水家屋等隨所に見られ、稀有の損害を錄したのであつた。

急風降雹等

急風・降雹等　十月二十一日午後には强き驟雨を伴へる輕雷起り、同二時には風

速二十二・五米の强風吹き始め約四時間に及んだ。十月二十九日には午後一時三十分前後稍〻强き雷鳴と共に約五分間豌豆大の降雹あり、十一月九日には七百三十四粍を示す低氣壓襲來して風速十九・六米に達し、寒風增勢して氣溫の低減甚だしく、近年稀なる寒氣の早現を呈した。

大正十一年積雪

大正十一年　積雪　一月十四日午前七時三十分より降雪し始め、午後九時に至るまで霏々として續き、夜に入りて霙となりしが、午後十時の積雪五・八糎を示した。

低溫烈風

低溫・烈風　一月は全月を通じて寒氣稍〻强く、平年に比して低溫に經過し、下半月は特に著しく、日々殆ど氷點下を示した。而して十九日低氣壓七百三十八粍以下を示し、其夕刻より俄然氣溫の劇降を促し、北西風勢を增し寒氣爲に凛烈を極め、二十日早朝には氷點下五・六度を示し、大正九年二月十一日に起りたる最低記錄に亞ぐに至り、風勢は更に增大して烈風となり、午前十時には十九米に達し、夜に入りて漸く平靜に復した。

高溫

高溫　然るに二月に入るや全月概ね暖濕多雨の情勢を示し、二十五日の十八・五度は從來の記錄は之を破るに至らざりしも、一箇月平均にありては七・四度の高溫を示し、平年に比して高きこと實に二・七度に達し、明治四十五年二月の高溫に匹敵

するに至つた。

暴風

暴風(雷雨・降雹)　三月十九日山東半島附近に發生したる低氣壓は東北東に進み來り、七百三十六粍以下を示したれば、二十日以來强烈なる風雪を起し、午前十一時二分には南西方に輕雷を聞き、次いで電雷の發射を見ると共に、稍〻强き降雨降雹を誘發し、風力一時十七・五米の烈風となりしも、幾何もなくして平靜に歸した。然るに午後三時又西風勢を增して次第に强烈となり、午後六時には最强となりて二十五米を測り、深更稍〻衰へたるも、二十一日早朝より再び增大して概ね十五米內外の風速を示し、夜に入りて漸く平靜となつた。

高溫乾燥豪雨

高溫・乾燥・豪雨　四月二十日以來日を逐ひ氣溫の昇騰を見て二十度を超え、二十八日には二十八・四度を現し、神戶測候所創立以來の記錄を超ゆること三度に達した。而して六月に入るや十日に稍〻著しき驟雨を齎したる外は二十五日に至る迄殆ど雨を見ず、全く例年と趣を異にする梅雨期なるを示した。然るに此月末に至り漸く梅雨性を帶び來り、七月に入りて其特徵愈〻顯著となり、連日濕潤多雨に過ぎ、四日午後一時十四分より降雨あり、夜に入りて最も烈しく、午後十時に於ける一時間の雨量四十一・四粍の大量を示し、五日午後二時四十五分に至りて全く歇みしが、

總量百六十一・四粍に達した。此の如き雨量は明治四十三年九月七日に於ける百九十九粍に次ぐの記錄なりしのみならず、一時間の雨量も大正四年八月九日の四十七・八粍、明治四十三年九月七日の四十三・七粍に亞ぎたれば、家屋の半潰六十五戸、浸水七千三百八十八戸、道路の埋沒八箇所、破損四十六箇所、堤防の決潰十箇所、破損十六箇所、橋梁の流失一を算へたのであつた。

高溫寡雨雷雨

高溫・寡雨・雷雨　八月に入るや氣溫益〻昇騰し、最低氣溫と雖二十五度を下らざること二十二日間、最高三十五度を超ゆること五日間、就中八日の如きは三十六・四度に達し近年稀有の高溫を示し、十五日稍〻强き驟雨を見たる外全月殆ど晴燥なる天候を保ちたれば、暑氣頗る强烈なるを覺えた。而して八月十五日午後零時四十五分南東方に輕微なる雷鳴あり、漸次南方に移動し南西方に去るや、午後二時二十八分俄然天頂に於て稍〻激しき電雷を起し、三時五十六分收聲せしが、雨は午後一時三十四分より始め、約四十分最も烈しく總量三十五・七粍に達した。蓋し此年に於ける著明の雷雨であつた。

陣風雷雨豪雨

陣風・雷雨・豪雨　九月七日午後零時陣風俄に起り、同一時には風速十五・八米を測り、同一時三十八分には南西に電雷起り、同二時十分天頂に達して愈〻强く、驟雨また

沛然として臻り、須臾にして北西に急轉平靜に歸せしも、天候は陰鬱となつた。ついで翌八日午前六時五分より降雨あり、十時に至る迄所謂車軸を流すの勢を示し、幾もなくして微雨となり、其間八十八粍の大雨量を示し、爲に下水氾濫、浸水家屋多數に上り、被害亦少くはなかつた。

烈風旋風

烈風・旋風　十月には烈風及旋風の起るを見た。卽ち同六日朝來の烈風は午後九時風速二十一・三米に達し、七日風力減退すると共に雨勢を增し、午前十時の雨量十四・三粍を示し、同八時より同十二時に至る四時間の總量三十八粍を算した。又十月二十六日には午前十時頃より氣壓俄に降下し、風速十米を超え、午後六時の交より氣壓の沈降益〻急となりしが、夜に入りて風は愈〻募り、午後九時には十九・四米に達し、夜半に至りて漸く其勢衰へ、雨は二十五日午後四時頃より降りたるも强烈となるに至らず、然るに此風力の一時衰退せるは、低氣壓の中心に接近したるものなるべく、突如として烈しき旋風を起し、十五分に亙る雷雨を伴ひ、此旋風の爲に二十七日午前一時十二分の風速實に二十九米を算し、雨量は午前一時二十分には十七粍に達した。

急風降霰

急風・降霰　十二月二十八日早朝來濃霧發生し、頗る陰鬱なる天候を現出せしが、

午後濃霧の消散するや、同二時俄に風力を增し、同三時には風速十一・九米を示した。此急風は敢て著しきものにはあらざりしも、三時三十分より約三分間に亙りて猛烈なる驟雨降霰あり、一時は物凄き光景を呈し、同六時風雨收まり好晴となるに至つた。

大正十二年低溫烈風乾燥

大正十二年　低溫・烈風・乾燥　一月一日より俄に氣溫低下して三日に至るまで稀有の嚴寒となり、二日は殊に甚だしく平均氷點下三・一度、最低同五・八度を示し、神戸測候所創立以來の最低記錄を遺した。而して一日早曉來西風勢を增し、午前十一時には烈風となり、最强二十二・二米の風速を測りしが、二日早朝風勢稍衰ふると共に此最低氣溫を表し、其後緩和したれども而も氷點下に下ること尙六日間に及んだ。尙此月二十二日より又顯著なる寒波の襲來に接して逐日氣溫の急降下を促し、二十八日早朝には其極に達して氷點下五・四度となり、從つて空氣の乾燥も亦甚だしく、同日午後には濕度二十六度にして、當時の水蒸氣張力は僅かに一・二粍に過ぎず、近年稀有の寡濕を現した。

多雨低氣壓

多雨・低氣壓　六月中旬より一箇月間に降雨日數二十六日を數へ、此間連續七日以上に及ぶこと二回、而も一日の雨量三十粍を超ゆることあり、總量四百三十三粍に達し、頗る濃厚なる梅雨現象を呈した。之より先六月下旬に入り連日降雨歇ま

ず、陰鬱なる天候を持續せしが、二十二日午前五時風力俄に增大し、同九時には西南西風十七・四米となり、午後三時に至るまで烈風をつゞけ、同四時其勢衰へて疾風となる。但し雨量は總量五十粍に滿たなかつた。

豪雨高溫旱天

豪雨・高溫・旱天　七月十四日の降雨は梅雨期中最大なるものにして、總量五十粍に及び、午後十時より同四十分の雨量は一時間三十四・七粍に及びたれど、永續せざりしを以て被害を見るに至らなかつた。此くて七月中旬雨季を脫するや、日を逐ひて氣溫上昇し、最高氣溫は連日三十度を超え、三十五度を突破すること四日に達したるのみならず、最低氣溫と雖二十五度を保持すること實に二十二日に及んだ。蓋し斯くの如き現象は稀有にして、從つて降雨全く其跡を絕ち、全月中僅かに三日の雨ありしに過ぎず、月末の大雨を除けば、七月中旬より約四十日間に亙り總量十粍に過ぎなかつた。

大暴風雨

大暴風雨　八月二十八日沖繩島の西方に發生せる低氣壓は漸次發達して三十一日朝九州を襲ひ、急速に東進して瀨戸內海より中國地方を突破して北陸地方に向ひしが、神戸を通過せるは夜半にして、氣壓は七百四十四・五粍を示すに過ぎざりしも、風雨稍〻烈しく、午後一時より東の强風となり、最强風速十七・二米の東北東風と

なり、雨量も漸次烈しく一時間二十六・二粍を算し、四時間の總量五十一・六粍を測り、爾後次第に風雨衰ふるに至つた。

弱震

弱震　九月一日の地震は所謂關東の大震災なれど、神戸市にありては弱震緩慢にして、午前十一時五十九分二十七秒に水平的大動搖を呈したのであつた。蓋し其震央は相模灣附近と測定せられ、烈震區域は東方水戸附近より西方天龍川附近に亙る東海道の一帶約三十五萬方粁にして、東京・横濱を始めとし、其區域內に於ける大小都市に激震に伴ふ大火災を起し、爲に殆ど全滅に歸し、死傷者十數萬と注せらるゝ、有史以來の大慘事となりしは遺憾であつた。

暴風雨

暴風雨　十月十日午後一時俄に烈風となり、同八時最も强く、風速二十九・三米の西風となり、夜半漸く歇むに至つた。

大正十三年寡雨

大正十三年　寡雨　一月は平年五十一粍の雨量に對し僅かに五・七粍を數ふるに過ぎず、天氣好晴を持續した。

低温

低溫　三月の平均氣溫二月と殆ど同示度の四・八度を示し、平年に比して二・七度の低溫なりしは、又稀なる現象とすべきであつた。

暴風雨風雨

暴風雨・風雨　四月二日の低氣壓七百四十五・七粍にして、午後四時東北東の風速

は二十五・九米を示して最強となりしも、雨は午後七時乃至十一時の總量十一粍に過ぎなかつた。次いで五月二日午後六時十二分雨降り始め、三日午後四時八分に及びて歇みしが、其總量五十二・三粍に達し、風は二日强風、三日急風起り疾風となりしが、最强東北東の風速九・八米となつた。

低氣壓

低氣壓　六月一日午前七時より東の强風となり、午後一時三十二分より降雨となり、二日午前零時には一時間十二・三粍の大雨となり、風又强烈となりて東北東の風速二十五米を算し、七百四十八・八粍の低氣壓通過後、降雨中に濃霧發生して風力頓に衰へ、風向は南々東より南西に轉じ、次いで西となりしが、午後一時四十八分に至る總雨量は六十七・五粍を算した。

梅雨寡雨

梅雨・寡雨　六月一日・二日の暴風雨後、六月上旬には多少の降雨を見たれども、中旬以後は殆ど雨を見ず、雨日平年の十五日に對し十四日を算せるも、雨量少く十粍の日は一日に過ぎず、他の十一日は五粍に過ぎず、所謂空梅雨の現象を呈した。

高温寡雨風雨

高温・寡雨・風雨　七月の雨量は平年に比し僅かに二十七・一粍に過ぎず、氣温も平年平均二十五・三度に比して二十七・二度を示し、八月尚此狀態を持續し、同十三日には三十六・七度の最高氣温を測り、兩月を通じて高温寡雨となつた。而して此間に

ありて七月十四日夜より東の暴風となり、十五日朝には烈風となり、午後二時三十九分より雨を交へて猛威を振ひ、夜に入り風雨漸く勢を收めしが、十六日に入り再び東の暴風起り雨も斷續し、正午最低氣壓七百五十二・八粍となると共に風速二十六・八米に達した。されば、此時神戸港内にては難破船を出し、陸上の被害亦尠からず、午後三時に至りて風勢熄みしが、雨量は總計八・二粍に過ぎなかつた。

地震

地震　八月十三日午前三時十九分十六秒に弱震を感せしが、此地震は紀州日高川上流地方に起りたるものにして、近畿・四國・中國・中部地方にまで感せしめ、午前九時三十三分五十二秒には其餘震を感じたのであつた。

颱風

颱風　九月乃至十二月に四回の颱風を記錄する。卽ち九月十一・十二日には豪雨時に二十三粍に達し、風速最强西の十七・七米を測りしが、此暴風雨は短時間に起りたれば被害も相當に上つた。又十月八日には最强風速二十六・三米、雨量三十六・九粍に及び、十一月十日には日本海西部に發生せる颱風の東神するに伴ひ擴大して襲來せるものにして、十一日朝には七百二十八粍に下つた。されば七日以來西の强風吹き荒み、九日には降雨急霰あり、十日には最强風速二十・三米を測つた。ついで十二月九日以後屢、降雨降霰あり、十日午前七時には北西風十九・八米を測り、十

一日にも強風あり、降霰をも見たのであつた。

初雪初霜暴風

初雪・初霜・暴風　十二月十二日朝來寒氣甚だしく氣溫始めて氷點下に降り、蒸發計内に初氷を結び、午後に至り降雪あり、風は時々強烈風吹き荒みしが、此暴風雪は福井縣に於ては特務艦關東の坐礁となりて多數の將兵を失ひ、玄海灘にては天利丸其乘組員と共に行方不明となるあり、其他の被害も夥しかつたのであつた。

大正十四年積雪降灰

大正十四年　積雪・降灰　一月二十九日午後九時頃よりの降雪は三十日朝八時に及び、積雪三・三糎なりしが、此夜間に紅雪の降るを見た。其區域は本州中部地方なりしが、火山の噴烟による降灰なりとせられた。

北但震災

北但震災　五月二十三日午前十一時九分五十七秒に突發せる激震は、北但地方の一部分に非常なる慘害を與へ、其區域は狹小なりしも、其程度は相模灘大地震に劣らなかつた。而して其震源地は圓山川河口沖合數浬にあるが如くであつた。

颱風低氣壓

颱風・低氣壓　此年颱風を記錄すること數回、先づ三月十一日西の強風起り、其勢一度衰へしも、十二日に入るや又再び起り、時々雨霰を伴ひ、午前八時には西の烈風十八・九米の風速を示して相當の被害を與へ、七月二十三日午後一時よりの東の強風は三時に至りて烈風となり、風速十六・一米を算し、二十四日午後に至りて收まり

しが、八月十七日より十八日に至りて東北東の風速二十・八米の暴風雨となり、雨量六十五・二粍に達し、九月十八日には最强風速十・六米に過ぎざりしも、降雨總量百五十二粍を測り、特に午後四時乃至五時には五十六・六粍の豪雨となつたのであつた。次いで九月二十八日乃至十月一日には風速十五・一米を測り、降雨總量六十六粍に達し、十二月二十日には低氣壓の影響を蒙り、午後九時過より降雨あり、夜半より東北東の强風吹き、二十一日には最强風速西北西の十七・四米を算し、其後雨霰を降らし、二十二日に至りて漸く收まりしが、降雨總量は二十四粍に過ぎなかつた。

大正十五年（昭和元年）最低氣溫

大正十五年（昭和元年）最低氣溫　一月十九日の平均氣溫は九・五度なりしが、二十日一・六度に下りてより爾後降下を續け、二十三・四日の平均氣溫は遂に氷點下に降り、二十四日には最低氣溫氷點下四・七度となり本年中の最低氣溫を示した。

大雨

大雨　五月二十八日朝より降雨斷續し、二十九日は終日降雨あり、三十日朝に至り漸く熄みしが、此總雨量八十八・三粍に及び、風力は弱くして六・七米に過ぎざりしも、降雨時間長かりしが爲め家屋土塀の崩壞するものがあつた。又七月四日より七日に亙る大雨は關西地方一帶に慘害を與へしも、神戸市には些したる被害を見ず、而も總雨量は百二十七・一粍を算したのであつた。

強雷　強雷　七月三十日播磨灘に發したる強雷の主軸は、進路を東方に取り、淡路島より大阪灣に入り、神戸市は此雷雨により三十三・七粍の雨量を測り、特に午前一時より二時に至る間には二十六・三粍の豪雨となり、而も此間多井畑に落雷、人家一棟を全燒し、尙數箇所に落雷あり、且つ市内に九百戸の浸水を見、四百四十五噸の汽船一隻は防波堤に衝突し、艀船三十餘隻は港外に流失した。尙八月二十五日及九月十五日にも雷雨あり、特に後者は約一時間に四十一・三粍の豪雨となり、爲に千八百戸の浸水家屋を出したのであつた。

高溫　高溫　高氣壓の小笠原島附近にありて時に琉球方面より本州西部に擴張せしが爲に、七月三十一日より天氣晴燥を續け、八月六日に微雨ありしのみにて十六日に至る間降雨を見ず、平均氣溫は概ね二十八度を超え、最高氣溫も亦三十三度を示せしが、十二日及十五日には三十五・七度の高溫を示したのであつた。

颱風　颱風　九月十六日午後より吹き始めたる北々東の風は十七日正午より北の強風となり、午後三時には烈風となり、最低氣壓四百三十九・三粍、最强十五・五米の風速を示し、雨は十七日早朝より午後五時過に及び、總雨量四十八・六粍を算し、相當の被害を與へた。

旋風

旋風　旋風は此年四回の記錄を殘した。即ち五月二十日夜より二十一日に亘り東風吹き荒み、夜半より雨を交へ、廿一日に至り雨量合計五十一・八粍を測りしが、二十一日午後二時頃烈風に電雷を加へて一時悽愴を極めた。次いで十月十五日午後より十六日午前九時に亘りて豪雨あり、總雨量七十六・八粍を算せしが、風は弱く疾風に達したるに過ぎなかつた。然るに十二月七日夜半より八日に亘りては强風吹き荒み、最强西の風速十七・五米に達し、降雨は六日午後より八日午前八時に亘りて總雨量二十八・七粍を示し、又七日午後には電雷あり、此連續線の通過により平均氣溫は十四・三度より二・七度に降り、最低氣溫は此冬季に於て始めて氷點下二度を示し、初氷を見るに至つた。

昭和二年最低氣溫

昭和二年　最低氣溫　支那大陸の高氣壓は七百七十八粍以上を示し、低氣壓は千島方面にありて七百四十粍内外を示し、爲に一般に北西風强くして寒氣も甚だしく、一月二十二日には氷點下五度となりて全年中の最低氣溫を測るに至つた。

北丹後烈震

北丹後烈震　三月七日午後六時二十八分北丹後に烈震あり、阪神沿道も煙突の倒壞其他の被害あり、爲に被りたる酒の流失損害五千石に達すと稱せられた。

暴風雪

暴風雪　三月十二日夜來の東の强風は雪を伴ひ、後雨となりしが、十三日午前中

は强烈風吹き荒み、最强風速十七・五米を測り、午後天候漸く恢復を見た。

旋風　旋風　三月十九日夜に入り東風烈しく、廿日午前二時には北に轉じて更に强烈を加へ、雨亦强く、最强風速十四・六米を算し、同九時風勢衰へたれど、時に小雨を見た。

寡雨　寡雨　六月は全月を通じて天氣晴朗にして雨量僅かに六十一・八粍に過ぎぬ。即ち平年梅雨期の二百七十・六粍の約三分一に達せざるの寡雨にして多照なりしが、測候所創立以來の記錄たる明治三十六年の四十九・三粍に次ぐの記錄となつた。

昭和三年豪雨　昭和三年　豪雨　六月二十日より二十二日に亙りて多量の降雨あり、更に六月二十四日に豪雨を見、爲に相當の被害を與へた。

烈風　烈風　四月二十二日の降雨は三十・七粍に達し、東風は北に轉じ强風となりて最强十五・二米に達した。又八月五日は午前より時々東の强風吹き、午後一時には最强風速十六・五米となり、午後七時疾風となつた。

龍卷　龍卷　九月二十一日午後十二時四分より同十五分に至る十一分間龍卷を觀測した。此日神戸港第一突堤の先に當る南東の上空に積亂雲の伸びるを見しが、其前部の黑くもく〳〵とせる雲塊の下部、其高度約三十五度よりぶらりと長く垂れたるを發見せしが、尙乳房狀の雲其右方と後方とにあり、前者は後者の約一倍半の

大きさを示した。當時此龍卷の黒く垂れ下れる先の雲の小さく斷たれて、左側を昇りて消えながら漸次に短くなれるを見しが、同七分より發達して下に伸び細長となり、其下部遂に海面に達した。而して其下部は細長き淡煙の柱の如く、黒く垂下せる尾と此柱狀の間は切斷せるが如くに見受けられ、約二十分間此狀態を續けたる後須臾にして衰へ始め、主部は左卷に回轉せるを確認し、煙狀の柱は極めて淡くなり、同十四分には母雲と切れて急轉回を行ひ乍ら消え、柱狀の雲又消失し、同十五分には纔かに片雲となりて西方に流れ去つたのであつた。此龍卷は發見當初より消滅するまで殆ど其移轉を認めざりしが、當時の氣象狀態は午前十時前後の天氣は可成り良好にして、同三十七分北西方內陸に於て雷鳴を聞きしが、十一時四分には北東に移り、同七分終熄した。其後積亂雲益〻伸び來り、十二時頃には蒸暑く、西方遙かに卷雲及積亂雲あり、青空も隱見し、風向は東北東にして風速三・四米、雲速極めて遲く漸く東向と認め得るに過ぎず、同五十九分より驟雨を見たのであつた。

殘暑寡雨

殘暑・寡雨　九月の殘暑は特に烈しく、平均氣溫は二十五度にして、平年に比し一・八度高く、創立以來の高溫なる大正五年と同示度となり、最高氣溫の極は二日の三十三・六度にして、累年の極より多少低溫なりしも、此日の平均は二十九・八度にして

大正五年よりも高溫を示したのであつた。而して暴風季節なる此月に降雨少く、雨量は平年の半ばにも達するに至らなかつた。

昭和四年最低氣溫

昭和四年　最低氣溫　一月低氣壓の中心示度七百二十五粍に降り、各地暴風に襲はれ、東北・北海各地は大吹雪となり、之が影響を蒙りたる神戸市にては、一日午後暴風吹き募り、降雪あり、氣溫亦氷點下に降り、越えて三日朝は神戸に於ける此年の最低氣溫の極たる氷點下五・二度を示した。

旱魃

旱魃　當地方にては一月は平年四十九粍、二月は同五十四・七粍の雨量ありしに、此年一月には十二・一粍、二月は二十三・六粍の寡雨にして、阪神間は飲料水に支障を生ずるに至つた。蓋し冬期にありては稀有なる現象であつた。

烈風

烈風　三月一日未明に降雨雪あり、二日午前七時乃至十時暴風吹き、同九時には最强北の風速十七・四米に達した。四月二十一日にも前日來の風雨吹き募り、午前七時には十八・一米の風速を算し、海陸に被害を與へしが、ついで五月二十八日多少の降雨を伴へる東北東風は午後一時には十五・三米の烈風となつた。八月十四日夜來の東風は雨を伴ひ、十五日午前十一時には最强風力東北東の十六・二米を示せしが、此日電燈・電話を始めとし、船舶の缺航等被害夥しかつた。又十月二十五日早

朝より東風强く雨を伴ひしが、夜に入りて風雨愈〻烈しく、最强東風十九・五米に達し、此勢は二十六日に及びて北東風と變じ、更に北風となり、雨は午後四時に、强風は午後七時に至りて漸く衰へしが、其總雨量は六十九・三粍の多量を見たのであつた。

淵梅雨

淵梅雨　此年六月の雨量は僅かに九十九・七粍に過ぎずして、平年の二百六・四粍に比すれば甚だしき淵梅雨と謂ふべきであつた。

高溫旱魃

高溫・旱魃　七・八兩月は氣溫一般に高く連日暑熱酷しく、八月九日には三十七・四度を示し、明治三十年來の極たる大正三年八月六日の三十六・七度を超え、郡部の旱魃に苦しむこと甚だしく、神戸市も九月六日より二十六日の長期に亙りて、上水道は遂に時間給水の已むなきに至つた。

高溫多雨

高溫・多雨　十二月に入りてより全月平均氣溫は九・七度を示し、之を平年に比すれば二・九度の高溫となり、十五日には最高氣溫二十二・一度を算して當測候所創立以來の極たる明治三十七年十二月八日の二十・五度を越ゆること一・六度に達し、最低氣溫も遂に氷點下に降るに至らず、僅かに〇・五度を示したることあるに過ぎず、されば降雨は頻繁にして平年の二倍量を越えて九十八・七粍に達したれば、雨天日數は十五日の多きに及んだ。

昭和五年黄砂

昭和五年　黄砂　三月十五日午前八時三十五分北西方より黄砂襲來して漸次濃度を增せしが、十六日も尙淡霧の如き黄砂を認めたのであつた。

龍卷

龍卷　南々東の方向に於て高度約二十五度にあたり、午後一時四十一分より約五分間極小規模の龍卷を觀測した。

旱魃

旱魃　七月は天氣概して良好にして時々雷雨を伴ふに過ぎず、氣溫は平均二十八・三度となり、當所創立以來七月の平均の最高氣溫を示せしが、八月に入りてより降雨愈〻寡く、而も氣溫は更に一度餘を高めた。

雷雨

雷雨　八月三十日市內に落雷あり、同時に一時間約五十一粍の豪雨を降らし、多數の浸水個所を見るに至つた。

低氣壓

低氣壓　十月三十日夜より三十一日朝に亙り北の强風吹續き、最强風速十二・一米となり、此日閉場の豫定なりし海港博覽會々場の被害最も甚だしく、其他にも多數の小破損被害を出した。

地震

地震　十二月六日午前五時三十二分神戶地方に弱震あり、震央は播磨灘と觀測せられた。

昭和六年最低氣溫

昭和六年　最低氣溫　一月十一日には金華山東南東沖に七百四十粍以下の低

氣壓あり、支那大陸を掩ふ高氣壓は七百八十四粍を示して全國殆ど暴風雨雪となり、神戸も最低氷點下五・一度、平均〇・九度を示し、十一日には更に寒氣を增して最低氷點下五・九度を示して本年の最低氣溫の極となり、平均同二・五度を示した。

烈風

烈風　一月二十六日より揚子江上に現れたる旋風の東進して東海道に拔けたる影響により强風吹き、二十七日午前三時には北の最强風速十七・七米に達した。

積雪

積雪　一月九日午後四時四十七分より降り出したる雪は十日午前十一時三十五分に至りて歇みしが、其積雪十日朝には十六糎を測り、明治三十年來の大雪となつた。蓋し從來の最高記錄たる明治四十年二月十一日の十一・六糎を遙かに突破したるものにして、此大雪に際し九日午後七時十五分には垂水沖平磯燈臺附近に於て尼崎汽船菊水丸は佛國汽船ポルトス號と衝突し、爲に遭難者百人中二十七人の死者を出すの悲慘事を起したのであつた。

晩雪

晩雪　四月は一般に平年に比して氣溫五・六度低く、四月八日朝より降雪あり、明治四十二年四月七日の降雪は最も晩雪とせられたりしも、更にそれより一日の晩雪を見たのであつた。而して關東地方には五月三日に晩霜あり、被害甚大なりしは神戸地方の吹雪と照應すべきものである。

雷雨降雹　雷雨・降雹　五月二十八日午後九時頃雷雨に伴ひ豌豆大の降雹を見た。

烈風　烈風　六月十日以來東寄の風強く、十三日午前六時には東の風速十八・六米に達し、十・十一兩日の雨量は四十五粍に及んだ。

霖雨低溫旱魃　霖雨・低溫・旱魃　七月は降雨甚だ多くして其量平年の二倍を算し、平均氣溫は十九度にして低溫に過ぎしが、八月に入りてより好晴を續け、從つて雨量少く四十・七粍にして、僅かに平年の三十五％に過ぎず、旱魃の狀態となつた。

颱風　颱風　十月十二日夜來の東風は暴風となり、十三日午前十一時には東の風速二十一・九米を算して最强となり午後七時に及びしが、十二日午後零時過より降りし雨量は六十四・七粍に達した。

龍卷　龍卷　十一月十八日午後二時三十分より十分間に龍卷を觀測した。卽ち始めは三菱造船所沖合に於て高度約十五度に起り、同三十四分頃には更に川崎造船所沖合に現れしも、何れも小龍卷に過ぎなかつた。

昭和七年烈風大雨　昭和七年　烈風・大雨　北朝鮮日本海土佐沖等にありし七百五十粍程度の低氣壓は次第に東北東に進行し、四月二十五日には甚だ優勢となりしが、之が爲め神戸地方は前日午前中には東の强風となり、午後には風勢衰へ、夜に入りて北々西風と

なり、二十五日には午前七時强風となり、十時には最强十五・七米となり、其後急に衰へしが、降雨此二日間に四・六粍に過ぎなかつた。然るに四月二十七日夜よりの降雨は二十八日午後五時過に亙り、特に廿八日には大雨を降らして總量六十一・一粍を測りしが、此季節にありては稀有の大雨といふべきであつた。

豪雨

豪雨　七月一・二日の豪雨は其被害を與へたる點に於て特筆すべきであつた。即ち此降雨は午前二時四十分より翌二日午後十二時二十四分に亙り、特に二日午前七時前後には最も激しかりしが、一日の降水量六十五・四粍、二日には實に九十一・九粍を算し、爲に慘害全縣下に及び、特に南部に甚だしかつたのであつた。されば神戸市内にては家屋の浸水一千八十九戸、倒壞二十四戸を出し、道路二十二箇所、堤防三箇所決潰し、山崩七箇所を出せしが、縣下三木町の貯水池崩壞して大慘害を與へしも此時であつた。然るに七月六日夜よりの降雨は七日に及び、更に八日に至りて大雨となり、三日間の總量百三十五・二粍に達したれば、爲に家屋の浸水千二百七十六戸、倒壞一戸、流失一戸、死者二人、傷者五人を出し、道路の決潰六十二箇所、山崩四箇所に及べるは、近年に見ざるものであつた。

寡雨高溫

寡雨・高溫　七月の後半は著しき高溫を示し、此間最高氣溫三十五度以上に上り

たること九日間、三十度以上三日間に及び、殊に二十四日には三十六・六度に達し、七月の最高氣溫の新記錄となつた。かくて降水量も十五日には僅かに〇・五粍、十八日には〇・二粍を見たるのみにして、眞に寡雨の現象を呈した。

雷雨

雷雨　九月九日午後六時南西方より進行を始めたる雷雨は、同十分頃市內に入り、湊東區內に二箇所、灘區方面にも二三箇所の落雷あり、午後十一時過に至るまで雷鳴あり、而して此雷雨は四十五・九粍に過ぎざりしも、降雨短時間にして急なりしを以て、市內低地に浸水家屋を出すに至つた。

颱風

颱風　中心示度七百二十粍の低氣壓は靜岡縣を中心として東北方に向ひしが、神戶地方は十三日午後七時過より十時迄の降雨量六十七・三粍を測り、風力は同八時に最强十三・八米に過ぎざりしも、十四日には近海航路は全部缺航となり、青島其他の航路汽船は出入共多少遲延を來し、和田岬沖にて機帆船及帆船各一隻難破し、尙電線の切斷、板塀の倒壞等小被害多數を算した。

昭和八年最低氣溫

昭和八年　最低氣溫　一月二十七日氷點下五度を測り、此年の最低氣溫を記錄した。

烈風

烈風　五月三日朝來の强風は午後四時十七分には十八・七米の西北西の烈風と

なつた。

高温寡雨

高温・寡雨　六月の梅雨季は涸梅雨に終り、七月尚全月を通じて寡雨高温を示し、神戸にては最高温度三十五・四度に達した。

颱風

颱風　十月十一日ヤップ島南方に現れたる小低氣壓は、十九日石垣島に達する頃には漸次速度を增し、二十日には宮崎縣・愛媛縣・瀨戸內海を通過し、神戸・岡山間より若狹灣附近を經て去りしが、神戸地方にては十九日早朝來降雨斷續し、午後には濃霧を伴ひ、二十日降雨稍〻強く、後歇みて又斷續し、風は十九日午前には稍〻強く午後一度衰へ、二十日午前より再び東の強風となり、轉て南々西の強風に轉じ、最強南西風速十二・七米となり、更に西に轉じて疾風となつた。而して此颱風の通過に際し、大阪商船屋島丸(九四六噸)は十九日午後六時別府港を出で、二十日午前七時三十分高松港を出帆、神戸に向ふ途中、颱風の爲め時速十五浬の同船も南東の烈風と激浪に速力著しく鈍りて、神戸港歸著の豫定に遲るゝこと約一時間半に及び、午後一時頃須磨沖に至りたる頃、突然船體左舷に傾斜し、約四十五度を轉回し、北西鐵拐山の方向に船首を向け、船首より漸次に沈降しつゝ、乘員百二十二人を乘せたるまゝ顚覆沈沒の悲運に陷るに至つたのであつた。蓋し颱風時の災害として稀有の慘事

異常現象一覽表

と謂ふべきであらう。

終りに異常現象を左に表示して概見に便ずる。

異常現象一覽表

年月日	事項	摘要
大正八年二月八日	低溫	最低氣溫氷點下五・一度(華氏二二・八度)
同年三月十九日	暴風	吹續十三時間、最强風速一八・三米(北)
同年七月一日乃至同月七日	霖雨	七日間連日降雨、其總量一五一粍
同年九月十三日	暴風雨	最强風速一四・八米(東北東)、降雨總量八九・三粍
大正九年二月廿一日	低溫	最低氣溫氷點下五・八度
同年同月廿二日	積雪	一〇・八糎
同年五月七日	暴風雨	最强風速東北東二七米、降雨總量三四・四粍
同年六月三日四日	暴風	最强風速北東二四・二米
同年七月廿四日	暴風雨	最强風速北東二七・八米、降水量一六・七粍
同年八月廿日	暴風	最强風速北東及東北東二九・九米、降水量僅少
同年同月廿七日	大雷雨	

大正九年九月廿五日	豪雨 大雷雨	總量五五粍
同　年同月廿八日	暴風	最强風速東二一・三米
同　年十月十二日	暴風	最强風速東北東二一・五米
大正十年一月十九日	暴風	最强風速東北東一九・八米
同　年二月三日	凍雨	總量二四・三粍
同　年同月四日	暴風	最强風速二〇・八米
同　年三月廿五日	暴風雨	總量三六・九粍、最强風速北二二・一米
同　年四月十五日	黄砂	
同　年同月廿五日	暴風	最强風速東北東二二・七米
同　年五月六日 七日	暴風雨	最强風速東北東二二・七米、二日間總量七〇・三粍
同　年同月廿三日	雷雨	
同　年七月十三日	暴風雨	最强風速東北東二九・三米、總量三〇・二粍
同　年七月八月	旱魃高溫	七月十五日ヨリ八月廿五日ニ至ル四十二日間降雨量合計一四・五粍、最高溫度三五度ヲ超スコト三日
同　年八月廿七日	暴風雨	最强風速二五・〇米、總量七〇・七粍
同　年九月	霖雨	降雨日數廿三日、月總量三四八・六粍
同　年同月廿五日 廿六日	暴風雨	最强風速北東三三・九米、總量廿五日一〇三・七粍、廿六日五五・〇粍

同　年十月廿一日	暴風	最强風速北二二・五米、輕雷雨ヲ伴フ
同　年同月廿九日	降雹	豌豆大ノ降雹約五分間
同　年十一月九日	烈風及寒氣早現	最强風速一九・六米、最低氣溫四・四度
同　年十二月二日	暴風	最强風速西北西一八・二米
大正十一年一月廿日	低溫暴風	最低溫度氷點下五・六度、最强風速一九・一米(西北西)
同　年三月廿日	暴風雷雨降雹	最强風速西北西二五米、雷雨降霰ヲ伴フ
同　年四月廿八日	高溫	最高二八・四度、記錄ヲ破ルコト三度ヲ超ユ
同　年六月十五日	乾燥	十日ニ驟雨(總量五・七粍)アリシ外降雨ナシ
同　年七月四日 五日	豪雨	降水總量四日一一二・〇粍、五日六六粍
同　年八月	高溫寡雨	最低氣溫ヲ下ラザルコト廿二日、最高三五度ヲ超ユルコト五日、降雨ハ十五日ヲ除ク外ナシ
同　年同月十五日	雷雨	總量三五・七粍
同　年九月七日	陣風雷雨	最强風速南西一五・八米
同　年同月八日	豪雨	總量九五・四粍
同　年十月六日 七日	暴風雨	六日最强風速二一・三米、七日降水總量六二・七粍
同　年同月廿六日	旋風	
同　年十二月廿八日	急風降霰	

大正十二年一月一日乃至三日	低溫烈風	最低氣溫氷點下五・八度（二日）、最強風速西二二・二米（一日）
同年二月廿六日乃至廿八日	低溫乾燥	最低氣溫氷點下五・四度
同年四月十二日	暴風	最強風速西二八・八米
同年六月中旬乃至七月中旬	多雨	總量四三三粍
同年八月	高溫旱魃	最高三五度ヲ超ユルコト四日、最低氣溫二五度ヲ保持スルコト廿二日、七月中旬ヨリ八月末ニ至ル迄四十日間總量一〇粍
同年同月廿一日	暴風雨	最強風速東北東一七・二米、總量六〇・七粍
同年九月一日	弱震	關東震災ノ影響ナリ
同年同月十五日	暴風	最強風速東北東一九・八米
同年十月十日	暴風雨	最強風速北北西二九・三米、總量三八・七粍
大正十三年一月	寡雨	月總量五・七粍
同年四月二日	暴風雨	最強風速東北東二五・九米、總量一一粍
同年五月三日	暴風雨	最強風速東北東一九・八米、總量五〇・七粍
同年六月一日二日	暴風雨	最強風速二日東北東二五・〇米、雨量合計六七・五粍、濃霧ヲ伴フ
同年六月	梅雨寡雨	雨量一〇粍以上ハ一日・二日及廿七日ノミ
同年七月八月	高溫寡雨	七月十五・十六日ヲ除キ雨量少ク八月中旬ニ至ル迄降雨殆ドナシ、溫度八月最高二六・七度
同年八月十三日	地震	弱震二回、震源紀州日高川上流

同年九月十一日十二日	暴風雨	最强風速十二日西一七・七米、雨量十二日五三・三粍
同年十月八日	暴風雨	最强風速北二六・三米、雨量三六・九粍
同年十一月十日	暴風	最强風速西北西二〇・三米
同年十二月十日	暴風	最强風速北西一九・八米
大正十四年一月三十日	積雪降灰	積雪三・三糎、紅雪
同年三月十一日十二日	暴風	最强風速十一日西一三・二米、十二日西一八・九米
同年五月廿三日	地震	北但地震
同年七月廿三日	暴風	最强風速東一六・一米
同年八月十七日十八日	暴風雨	最强風速東北東二〇・八米、雨量總量五六・四粍
同年九月十八日	大雨	總量一一九・七糎、最强風速北一〇・三米
同年九月廿七日乃至十月一日	暴風雨	最强風速廿九日東一五・一米、雨量總量六六粍
同年十二月廿日廿一日	暴風雨	最强風速廿日東北東一三・八米、廿一日西北西一七・四米總量廿一日二二・九粍
大正十五年五月廿一日	暴風雨	最强風速東一六・一米、總量五一・八粍、電雷アリ
同年五月廿六日乃至卅日	大雨	最大降雨廿九日五五・三粍、三日間總量八八三粍
同年七月四日乃至七日	大雨	最大降雨四日五九・六粍、四日間總量一二六・一粍
同年七月卅日	强雷雨	雨量總量三四・二粍

大正十五年七月卅一日乃至八月十六日	高温旱魃	最高温度十二日三五・七度、降雨一日モナシ
同年九月十五日	雷雨	雨量總量四一・四粍
同年九月十七日	暴風雨	最强風速北一五・五米、雨量四八・六粍
同年十月十六日	大雨	總量七五・五粍
同年十二月七日八日	暴風雨	最大雨量七日二八・五粍、最强風速八日西一七・五米、雹雷初氷アリ
昭和二年一月九日	暴風	最强風速北一五・六米
同年三月七日	地震	有感、北丹後ノ强震
同年同月九日	大雨	總量四二・六粍
同年同月十三日	暴風雪	最强風速東一七・五米、風雪後雨トナル
同年同月廿日	暴風	最强風速一四・六米
同年六月	梅雨寡雨	月總量六一・八粍
同年十二月十日	暴風	最强風速西一五・八米
昭和三年四月廿二日	暴風雨	最强風速北一五・二米、雨量三七・一粍
同年六月廿四日	豪雨	總量五〇・八粍
同年八月五日	烈風	最强風速東一六・五米
同年九月廿一日	龍巻	神戸港沖

同　年九月	殘暑寡雨	平均氣溫二五・〇度、最高氣溫平均二九・八度、總雨量九四・三粍
昭和四年一月二月	旱魃	雨量一月二一・一粍、二月二三・六粍
同　年三月二日	暴風	最強風速北一七・四米、雪ヲ交フ
同　年四月廿一日	暴風	最強風速西一八・一米
同　年五月廿八日	暴風	最強風速東北東一五・三米
同　年六月	涸梅雨	雨量九九・七粍
同　年七月八月	高溫旱魃	七月十一日ヨリ八月十五日ヲ除キ八月末ニ至ル迄降雨量甚ダ少ク、連日酷暑續ク
同　年八月十五日	暴風雨	最強風速東北東一六・二米、降雨量一八・四粍
同　年十月廿五日	暴風雨	最強風速東一九・五米、降雨量二一・九粍
同　年十二月	高溫多雨	平均氣溫九・七度、降雨總量九八・七粍
昭和五年三月十五日	黃砂	
同　年五月廿日	龍卷	神戶ノ南東
同　年八月	旱魃	一日及卅日ヲ除キ殆ド降雨ナシ
同　年十月卅一日	暴風	最強風速北一二・一米
同　年十二月六日	弱震	有感
昭和六年一月廿六日廿七日	暴風	最強風速廿七日北一七・七米

昭和六年二月九日 十日	降雪	十日最深一六糎
同年三月十八日	暴風	最强風速北一八・六米
同年五月廿八日	雷雨降雹	
同年六月十二日	暴風雨	最强風速東一八・六米、降雨量三六・九粍
同年七月	霖雨低温	降雨總量二八一・四粍、平均氣温二三・六度
同年八月	旱魃	降雨量平年ノ三五%
同年十月十二日 十三日	暴風雨	最强風速十三日東北東 東 二一米、降雨十三日六三・五粍
同年十一月十八日	龍巻	神戸港沖
昭和七年四月廿五日	暴風	最强風速北西一五・七米
同年同月廿八日	大雨	總量六一・二粍
同年七月一日	暴風雨	最强風速東一三・四米、雨量六五・四粍
同年同月六日乃至八日	大雨	降水量三日間總量一三五・二粍、最大量八日九・九四粍
同年八月廿一日	大雨	總量七三・二粍
同年九月九日	雷雨	降水量四九・九粍
同年十一月十四日	暴風雨	最强風速東北東一三・八米、降水量六五・二粍
昭和八年五月三日	暴風	最强風速西北西一八・七米

同年七月	高温寡雨	降雨量全月四二・八粍、高温ナリ
同年十月廿二日	暴風雨	最强風速南西一二・七米、降雨量三八・四粍

引用書目

神戸測候所觀測記錄。大正八年乃至昭和九年神戸市事務報告。

第二章　神戸の港灣

第一節　神戸港灣行政機關

神戸港々界

神戸港は北緯三十四度四十一分、東經百三十五度十一分に位置し、其境界は開港以來數次擴張せられしが、大正十三年三月一日勅令を以て開港々則の改正せらるゝや、こゝに現行港界線の決定を見たのであつた。卽ち新在家の東角より南十五度西に引きたる一線と、和田岬より北八十四度三十四分東に引ける一線との二線を經界とする面積內となり、其海岸線の總延長十五・六粁、水面積一萬八千七百七十六平方粁に達し、防波堤被覆內九千九百八十四平方粁を占めてゐる。尙大正十二年八月二十三日內務省告示に依り重要港灣として指定せられたる區域は、妙法寺川口東岸突端より正東に引きたる一線と夙川右岸端より南口に引きたる一線とに圍まるゝこととなつた。

市港灣課

港灣行政に與る機關は甚だ多きも、神戸市の直接に行へる港灣事務は、從來單に

土木課内に於て取扱へるに過ぎざりしが、大正八年十二月兵庫及苅藻島兩運河の市營となりてより、港灣事務漸く繁多となり、更に工事費の一部を分擔せる神戸港第二期築港工事の進捗に伴ひ、政府との折衝年と共に繁劇を加ふるに至りしを以て、同十二年四月港灣事務は總べて之を新に獨立せしめたる港灣部の管掌に移せしが、昭和六年九月本市處務規程に大改正を加ふるに方り、港灣部は土木課・都市計畫部を合して土木部と改稱し、其一分課として港灣課を新設し、港灣設備及運河の維持・管理・經營・施設計畫と港灣統計に關する事項は擧げて同課をして管掌せしめ以て今日に及んだ。

神戸稅關

大藏省神戸稅關は明治七年より加納町六丁目に新築移轉せる廳舍に於て執務せしが、偶〻大正十一年一月燒失し、同年十一月應急の假廳舍落成し、先に決定せる神戸港第二期築港工事計畫中の稅關事務所の新築計畫は、燒失廳舍の復舊と合せ新築することとなり、昭和二年四月加納町六丁目第三突堤根元地の新廳舍成りてここに移轉した。新廳舍は敷地四千六百九十平方米、延面積九千八百八十米を有する鐵筋混凝土造一部鐵骨鐵筋混凝土造及煉瓦積地階共五階建(塔屋は六階及九階建)の堂々たるものである。而して其稅關事務には幾多の變遷ありしが、大正十三

年十二月多年考慮せられたる港灣行政を統一せんが爲に、從來開港々則により設立せられ、海上の保安・衞生事務を管掌せる內務省所管兵庫縣港務部及農林省所管たりし植物檢查所は、何れも稅關に合併統一し、之と同時に稅關港務部長は開港々則の施行に直接必要なる港內の行政警察事務に限り、神戶水上警察署長を指揮監督するの權限を明かにする等、稅關機能を擴大するところありしが、爾後も數次の部分的改正あり、現在は昭和九年一月改正せられたる稅關官制に基き事務を行つてゐる。

営繕管財局神戶出張所

大藏省營繕管財局神戶出張所は從來小野濱に於ける大藏大臣官房臨時建築課神戶出張所として、神戶稅關海陸運輸連絡設備工事の施工に當りしものにして、大正八年度より神戶港第二期擴張工事の開始せらるゝや、外國貿易設備中海面埋立、突堤及防波堤築造等の工事は之を內務省神戶土木出張所に移し、當出張所は單に陸上設備工事のみを分掌するに至つた。大正十四年五月官制改正の結果大藏大臣官房臨時建築課は營繕管財局となり、從て神戶出張所も現在の大藏省營繕管財局神戶出張所と改稱せられ、單に神戶稅關陸上設備工事のみならず、隨時大藏省所管の營繕事務をも委任せられ施工することとなつた。

內務省神戸土木出張所

內務省神戸土木出張所は明治三十一年の勅令第二五九號及內務省官制第十二條の二に基き、神戸港第二期擴張工事に屬する海面埋立工事・突堤及防波堤築造等の土木工事施工の爲め、大正八年四月小野濱の大藏大臣官房臨時建築課神戸出張所內に設けられたるものにして、翌九年九月海岸通一丁目內務省埋立地に新築移轉して今日に及んだ。元來土木出張所は內務大臣の管理に屬し、隨時土木工事幷に河川・道路・港灣・砂防等の調査・試驗を行ふものにして、神戸土木出張所は前記神戸港修築工事のみならず、德島・高知・香川・愛媛等四縣の是等事務をも分掌するものである。

大阪遞信局海事部神戸出張所

大阪遞信局海事部神戸出張所は西部遞信局海事部神戸出張所の大正八年四月榮町六丁目より花隈町に移轉し、翌五月之を改稱せしものなりしが、同十四年十一月現在の海岸通一丁目に移轉した。而して本所の管轄區域は兵庫・德島の二縣にして、其分掌事務は遞信局海事部の所管事務と同じく船舶の積量測度・登錄・國籍證書・檢査、造船に關する監督・調査、船舶職員及水先人の試驗、船員の職業紹介・勞働爭議調停、船內書類認可、海難調査等に從事してゐる。

港灣行政機關

港灣行政機關の事務相互甚だ緊密なるものあるは、自ら又所管事項をして相錯

関の綜合廳舎建設

綜せしむるものあるのみならず、延きては其權限の分野に關し紛爭を釀すこと又一再ならざりしを以て、港灣行政の統一問題は久しく提唱せられ、而も容易に實現を見ざりしに、漸く其機熟し、先づ關係機關の集中を圖るがため、海岸通一丁目內務省埋立地約一千四百五十五平方米に國庫と縣費にて工費を折半負擔し、總工費約八十萬圓を投じ、大正十四年八月總面積五千七百二十六平方米の地階共五階建(塔屋を附す)の綜合廳舎を建設し、同年十一月神戸稅關港務部・大阪遞信局海事部神戸出張所・神戸水上警察署の三者を新廳舎に移せしが、此事務的綜合は既述の如く、大正十三年十二月縣港務部・農林省植物檢查所の稅關に合併統一せられたることと共に、港灣行政の統一に一大飛躍を遂げたるものと謂ふべきであつた。

市の港勢調查

大正九年十月一日施行せられたる國勢調查の場合の水面調查は、縣に於て之を行ひしも、同十四年十月一日の國勢調查の水面調查は專ら本市港灣部に於て擔當することとなり、其前日午前八時より調查員百五十四人と小蒸汽船・發動機船・サンパン等三百六十隻を以て豫備調查を行ひ、翌十月一日午前零時を以て一齊本調查を開始せしが、昭和五年同日の第三回國勢調查にありても、水面調查は本市港灣部に於て之を行うたのである。

神戸港大觀の刊行

神戸市商工課は年々兵庫縣報告例に依り神戸港に於ける港灣設備現況・內外貿易概況等の港勢調査及市一般の現勢に關して、各關係官公衙・會社及營業者に就きて調査し、尙數年前の事實をも掲げ、每年「神戸港勢一班」を刊行して一般の參考に供せしが、大正十二年四月港灣部の新設と共に同事務を之に移し、其題名をも「神戸港大觀」と改め今日に及んだ。

港灣資源調査

是より先昭和四年四月資源調査法を、同年十一月資源調査令を各發布せらるゝや、之に基きて內務省令を以て港灣資源調査規則公布せられ、翌五年二月兵庫縣令を以て港灣資源調査施行細則定められ、神戸港の調査區域は、之によりて東は夙川、西は妙法寺川に至る範圍と定まり、開港々則に依る神戸港の外に御影町・住吉村・魚崎町・本庄村・精道村の各地先を含み、港灣に關する諸調査統計は玆に統一せらるゝに至り、同時に調査項目も亦著しく增加した。卽ち神戸港は甲號港灣に屬し、神戸市は防波堤・防砂堤・導水堤・繫船岸壁・棧橋・浮棧橋・物揚場・上屋・倉庫・貯炭場・貯木場・危險物置場・野積場・其他空地・石炭及石油の積込設備・給水及給氷設備・繫船浮標・乾船渠・浮船渠・船架・臨港鐵道・運河の外に水路・小船船溜・通船・水門又は閘門の各項目を每年兵庫縣知事に報告し、知事は此報告書と實地調査により是等項目に加ふるに通信及

信號機關・水面積・底質・潮差・潮流・氣象・荷役能力・回漕業者・船用品販賣業者・海事關係官公署・港灣全圖・港則に關する報告書を內務大臣に提出し、また別に知事は入港船舶・乘降船客・移出入貨物に就き內務大臣に報告することとなり、是等諸項目の統計資料の蒐集に方りては縣當局と本市との間に協議を重ね、更に實地調査を行ひて以て鋭意統計の正確を期すると共に法規の貫徹に努めて今に至つた。

第二節　神戸港第一期築港工事の竣功

第一期築港工事の沿革

神戸港修築の議の起れるは早く既に明治六年にありしが、神戸市會の議に上るに至りしは夫れより二十有三年後なりしのみならず、爾來更に十數年間調査及政府に對する急速施行の要望に費し、明治三十九年に至りて修築のこと漸く決定を見たのであつた。即ち政府は從來の一時的計畫を廢して永久的計畫を樹立し、取扱貨物一箇年四百萬噸標準の設計を以て、新生田川尻に始まり元居留地先に終る海面一帶を埋立て、之に外國貿易設備を施し、他面兵庫新川沖を中心とし附近一帶を埋立て、之に沿岸貿易設備を施し、此內外貿易設備工費合計二千八百九十餘萬圓を以て本港海陸運輸連絡設備を完全ならしめんことを期し、神戸市は其工費の一

部負擔を申請し、大いに其決定の促進に努力したのであつた。然るに當時政府は財政の都合に依り本計畫を一時に實施し難き事情あり、遂に分割して二期とし、其緊要なる第一期工事卽ち小野濱地先海面を埋立て之に四箇の突堤を築造し、一箇年約二百十萬噸の貨物を取扱ふに適する計畫に縮小し、第二十三回帝國議會の協賛を經て、總工費一千七百九萬九千四百七圓(内本市負擔額四百三十七萬圓)を以て、明治三十九年度より同四十六年度に亙る八箇年繼續事業として著手することとなり、市民の多年翹望せる築港問題茲に全く解決するに至つた。這般の工事は著著實行の緖に就きしも、其間政府の財政緊縮によりて、工期の繰延、工費の減額等幾多の障碍に逢著し、工事の遲延一再に止まらざりしが、大正八年四月三十日に至り、物價騰貴の爲め工事費に不足を生じたるを以て、神戸市は之が追加總經費百八十九萬圓の三分一を負擔し、大正八年度乃至同十年度の三箇年每年度末迄に二十一萬圓宛を納付することとなつた。次いで大正十年三月二日此工事に關する明治四十年四月一日附の大藏省命令書第四條卽ち

第一條及第二條ノ如ク定メタルハ工事ヲ分擔スルノ不便ト不經濟トヲ避クルカ爲ナリト雖元來ノ趣旨ハ政府ト神戸市ト共同シテ設備ノ方法ヲ設ケ議會ノ

協賛ヲ經設備利用ヨリ生スル損益ヲ分配スルモノトス
前項損益ノ分配ハ本件工事ノ爲政府ノ負擔シタル金額ニ既定經費參百六拾萬五百九拾參圓ヲ加算シ尙政府及神戸市カ工事竣功ニ至ル迄毎年度支出シタル金額ニ對シ年五分ノ利率ヲ以テ算出シタル金額ヲ各負擔額ニ加算シタル割合ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

とあり第二項を

前項損益ノ分配ハ本件工事ノ爲政府ノ負擔シタル金額ニ既定經費參百六拾萬五百九拾參圓ヲ加算シタル金額ト神戸市ノ納付シタル金額トノ割合ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

と改め、新に第三項として

前項ノ割合ニ依リ算出シタル神戸市ニ配當スヘキ分配益金カ同市カ第二條ノ金額ヲ政府ニ納付スル爲ニ起シタル市債額ニ對スル當初ノ利子額ニ相當スル金額ニ達セサル年ニ於テハ其ノ分配方法ハ當分ノ內前項ノ割合ニ依ラス右利子額ニ相當スル金額ヲ限度トシテ先ツ神戸市ニ益金ヲ分配スルモノトス

を加へらるゝこととなつた。かくて遷延を重ねたる第一期築港工事は、遂に明治

三十九年度以降大正十年度に至る十六箇年の長年月と、總工費一千五百九萬二千餘圓の巨費とによりて所定の工事を遂行し、大正十一年五月十六日盛大なる竣功式を擧行するを得るに至りしが、之より先本工事の竣功部分は既に大正二年以來神戸税關に於て使用を開始したのであつた。

第一期築港工事費年度割

今神戸港第一期築港工事費年度割を表示すれば左の如くである。

年度	政府負擔	神戸市負擔	計
明治三十九年度	圓 四三九,四〇七	圓 ―	圓 四三九,四〇七
同　四十年度	一,〇九三,五〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇九三,五〇〇
同　四十一年度	―	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
同　四十二年度	八三二,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇三二,〇〇〇
同　四十三年度	八七〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇七〇,〇〇〇
同　四十四年度	一四,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二一四,〇〇〇
同四十五年度 大正元年度	一,〇四六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,二四六,〇〇〇
同　二年度	一,二九二,四〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,四九二,四〇〇
同　三年度	一,一〇〇,二九八	三九,八〇三	一,一四〇,〇〇〇
同　四年度	圓 九二二,〇〇〇	圓 ―	圓 九二二,〇〇〇
同　五年度	一,〇四四,〇〇〇	―	一,〇四四,〇〇〇
同　六年度	五八九,一〇三	―	五八九,一〇三
同　七年度	五〇〇,〇〇〇	―	五〇〇,〇〇〇
同　八年度	三九〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
同　九年度	九四五,八四八	二一〇,〇〇〇	一,一五五,八四八
同　十年度	三四三,七八〇	二一〇,〇〇〇	五五三,七八〇
計	一一,四二二,二三五	三,六六九,八〇三	一五,〇九二,〇三七

第一期修築工事の概要

茲に第一期修築工事に依る主要設備の概要を觀るに、海面埋立工事は東は小野

濱最突出部より西は元居留地前面に亙り、水深六・一米前後の同深線を劃りて所謂櫛歯形に埋築し、之に防波用護岸及繫船用突堤を築造し、又埋立護岸壁及物揚場等を築造した。埋立地の高さは朔望干潮面上三・三米にして、總面積二十七萬四千九十六平方米に達し、土砂三百十五萬六千百五十立方米(内百二十五萬四千百三十七立方米は浚渫土砂の利用其他の無代價品)を要し、總工費六十六萬九百餘圓を以て大正十一年五月全く其工を竣へ、無代價品を控除し平均一立方米の工費一圓六十四錢を要した。埋立工事を突堤別に示せば左の如くである。但し突堤名は從來東より西へ順次第一乃至第四突堤と稱せられしが、昭和六年十月一日より之を逆の順序に呼稱することとなりしを以て、本章に於ては總べて新しき稱呼に從ふこととした。(本章に於ては從來の尺貫法を殆ど之をメートル法に換算掲記した)

突堤別	埋立面積	埋立土量	竣功年月
	平方米	立方米	
第一突堤	三八、〇一〇・一	五一四、七〇九・二	大正二年八月
第二突堤	三六、二七一・二	四八四、二四六・五	同 九年九月
第三突堤	三七、〇九一・一	五三九、四六二・二	同 三年九月
第四突堤	二三、一六〇・四	三〇四、五二四・七	同 二年十一月

各突堤根元	一三九、五六三・〇	一、三一三、二〇七・七

浚渫

突堤に繫留する船舶の出入に支障なからしむるが爲め、各突堤間及前面航路を繫船壁の水深に準じて浚渫することとし、かくて第三・第四突堤間の前面航路は水深十・九米の同深線迄、其他の突堤前面は水深九・一米の同深線に達する迄浚渫せられ、總面積百十萬八千五百五十七平方米に對し土量百九十一萬五千七百九十六立方米を浚渫し、大正七年工費二十二萬一千五百圓を以て竣功した。

繫船岸壁

繫船壁は總延長二千八百九十一米、有效延長二千四百七十六米にして、同時に大小船舶十九隻を繫留し得べく、突堤間隔は第一・第二間百六十四米乃至二百十八米、其他は百四十六米にして、之が築造費は二百七十九萬二千八百圓を要し、之に設備費其他を加算すれば總計三百九十五萬七千三百圓に達する。今岸壁の詳細を表示すれば左の如くである。

位置	干潮面下水深	總延長	有效延長	繫留シ得ベキ船舶總噸數	繫留シ得ベキ船數
第一、第二突堤全部	九・一米	一、六五八・二米	一、四〇一・八米	八、〇〇〇乃至三、〇〇〇噸	一二隻
第三突堤西側及頭部	九・一	四三五・二	三四三・六		三

第三突堤東側北部及頭部	一〇・〇	一七四・九	一一八・二	一〇、〇〇〇	一
第四突堤北部	一〇・〇	一五四・五	一四〇・〇		一
第三突堤東側南部	一〇・九	二三六・四	二三六・四	一八、〇〇〇	一
第四突堤南部	一〇・九	二三六・四	二三六・四		一

物揚場及埋立地護岸壁

物揚場は第一乃至第三の三區に分れ、第一は中央埋立地の西北隅延長二百三十五・六米、第二は第一及第二突堤間に百四十六米、第三は第三及第四突堤間に延長百六十四米、合計五百四十五米に達し、主として艀船の荷役に便じてゐる。 埋立地護岸壁は第一及第二の二區に分れ、第一護岸壁は第一物揚場と第一突堤西側繫船岸壁とに連りて延長三十三米あり、第二護岸壁は第二及第三突堤根元を接續する延長百四十六米、合計百七十八米にして、吃水二・七米前後の小蒸汽船を繫留し得、前者は明治四十四年、後者は大正三年竣功せしが、小野濱突出部に於ける第四突堤の東側及東部の護岸は延長約六百九十一米にして、其頂點は干潮面上五・二米である。

第一期陸上設備工事の概要 上屋

各種の陸上設備中先づ上屋は鐵造及木造の二種に分れ、鐵造上屋は十六棟四萬九千五百三十平方米、梁間各二十五・五米、桁行八十七・三米乃至百六十三・六米ありて、第一號及第十四號の二棟は一部二階建にて旅客用設備を施し、其他は平屋建とし

て孰れも繫船壁を距る七米の所に於て之と並行に建設し、木造上屋は二棟三千四百九十一平方米、梁間各二十一・八米にして、物揚場を距る七・三米の所に於て之と並行に建設し、鐵造・木造孰れも其內便宜の場所を區劃し、放置貨物置場・貨物檢查場及事務室を設けてゐる。突堤別による各上屋の面積及利用開始年月を示せば左の如くである。

突堤別上屋名稱		構造	面積	使用開始年月
第一突堤	第十四號	鐵造	三,七四八・八平方米	大正八年十二月
	第十五號	同	二,二三一・四	同　八年四月
	第十六號	同	二,二三一・四	同上
	第十七號	同	二,七七六・九	同五年十二月
	第十八號	同	二,二三一・四	同上
	第十九號	同	二,二三一・四	同　五年六月
	第一號	木造	二,二三一・四	同　二年六月
	第二號	同	一,二六九・四	同上
	第八號	鐵造	二,七七六・九	同　十年一月
第二突堤	第十號	鐵造	二,二三一・四平方米	大正九年三月
	第十一號	同	三,八八七・六	同　十年七月
	第十三號	同	三,三三二・二	同　十年九月
第三突堤	第三號	同	三,八八七・六	同　七年七月
	第四號	同	三,八八七・六	同　六年八月
	第五號	同	二,七七六・九	同　七年七月
	第七號	同	二,二三一・四	同　六年八月
第四突堤	第一號	同	五,五二三・二	同　六年三月
	第二號	同	三,六〇九・九	同　五年六月

鐵道　鐵道は大正十年十月四十八萬二千餘圓を以て竣功せるものにして、鐵造上屋と繫船岸壁との中間に一線、上屋の背面に二線又は三線を敷設し、埋立地中央には數條の側線を配置し、悉く小野濱驛に通ずる幹線に連絡せしめ、其總延長十七・七粁餘を算し、尙附屬設備として貨車用轉車臺二十一臺及計重臺六臺を配置し、また繫船壁の全長に亙り電氣起重機を運轉すべき廣軌道を上屋の前面に敷設してゐる。

道路　道路は總べてマカダム式碎石道路とし、中央埋立地の海岸に並行して東西に三條と、各突堤を南北に縱貫せる四條の幹線と、中央埋立地を南北に通じて上述東西道路を連絡する三條の支線とより成り、第二・第三及第四突堤の道路は延長して加納町・東町及京町に通じてゐる。是等の道路は幅員二十一・八米道路の延長八百四米、同十八・二米の道路一千二百六十九米、同十四・五米の道路一千七百九十八米、同十二・八米の道路四百二十二米の四種に分れ、總延長四千二百九十三米に及び、之に幅員二・七米又は一・八米の片側步道を設けしが、之に要したる總工費三十一萬九千餘圓にして、大正十一年七月を以て竣功を見たるものである。繫船岸壁幷上屋入口通路は花崗石敷となし、車馬の交通に便ならしめ、埋立地と市內との交通を便ならしむる爲には、埋立地の西北部に於て元居留地樞要道路との間に明治四十三年約九

萬圓を投じて幅員徑間各十八・二米なる鐵橋を架し、之を京橋と命名した。又各上屋の前面及附近に備へたる起重機は總數二十七臺にして、何れも貨物揚卸の用に供し、電氣可動式扛電力五噸のもの七臺、一噸半のもの十四臺にして、蒸汽可動式の扛電力一噸半なるもの一臺の外に、手動定置式なる扛重力三十噸一臺、同五噸四臺を備へ、尙此外將來必要に應じ据付け得べき扛力五十噸級の定置起重機基礎一箇所を築造した。

起重機其他の施設

築港構內の電光電力供給に關しては、大正五年總工費十五萬九千圓を以て構內に建坪百二十七平方米の配電所を設け、神戸市電氣局より其供給を受け、之を地下線式により各要所に配給することとし、構內照明に關しては暴風雨等による架空線其他の故障を生ずるを慮り、電燈の外に繫船壁沿の一部に瓦斯燈をも併用し、此工費に三萬五千餘圓を投じて大正十一年四月竣功せしめた。上水道は大正十一年一月工費九萬六千圓を以て竣功し、繫船岸壁及主要道路の步道直下に敷設し、各要所に給水栓及消火栓等を設置し、船舶の給水、構內各種の用水及非常事件に備へてゐる。下水道は大正十一年五月總工費七萬九千圓を以て竣功し、中央埋立地道路の中央に下水本管を敷設し、要所に設けたる支管を以て雨水幷に汚水を導き、之を突堤頭部及物揚場等に設けたる排水管により海中に排出せしめ

る。尙其他の設備としては二階建の上屋前面に大正七年及同九年一月に各一箇の鐵製繫船渡橋を設け旅客昇降の便に供し、同十年十月第四突堤頭部に高塔信號所を設けて繫船壁に繫離する船舶信號の用に供し、又同十一年六月中央埋立地に警備員詰所を設置し、其他構內適當の場所には公衆便所•門衞所及見張所等を設け、又地中電纜を敷設して電話裝置を施し、構內各稅關事務所及信號所と本稅關各廳舍幷に市內電話一般加入者と交換通話を爲し得る幾多の設備を施行し、又突堤に於ける雜貨の荷役に試用せんが爲に電動運搬車を設け、是等雜設備は大正十一年六月總工費十二萬四千餘圓を以て竣功したのであつた。

防波堤の築造

海上設備の主要なるものは防波堤にして、其內第一期修築工事として、繫船岸擁護の爲め築造に著手せる東防波堤は、幹部及兩端を合して其延長一千百四十四米に達し、其形狀は東方頭部一端より二百六十二米迄直線形として、之より延長八百三十七米は一千二百七十三米の半徑を以て曲線形となし、夫より四十五米はまた直線形とした。此防波堤の頂點は干潮面上二•六米にして、兩端頭部に燈臺各一基を設置し、大正七年五月上部胸壁を除き全く其工を竣へたれば、偏東の風波による港內の不安はこゝに一掃せらるゝに至りしが、南方風波を防がんが爲め新に大正

六年度乃至同十年度の追加工事として約九百九米の南防波堤築造に著手せしが同七年度には未だ基礎捨石工事中にして、同八年度以降は本防波堤工事施行を第二期修築工事として、從來の大藏省所管より內務省の手に移すこととなりしが、兩防波堤工事の當初より大正七年度迄に支出せる總工費は二百五十五萬六千圓の巨額に達してゐる。

第三節　神戸港第二期築港工事

第二期築港計畫

神戸港第一期築港工事は南防波堤及東防波堤の一部を殘して略〻完成し、こゝに裸體なりし神戸港の面目爲に一新せられしが、其工事中世界大戰によりて本港の內外貿易空前の盛況を齎し、單なる既成設備の改良幷擴張を以てしては之に應ずる能はざる狀勢となりしを以て、本市は第二期築港擴張工事急設の必要を痛感し、政府に迫りて工事の實施を要望し、工費の分擔を申請するに至りしが、政府亦之を認め、大藏省所管なりし前述東防波堤の一部及南防波堤の工事施行を內務省に移管すると共に、大正八年四月工費豫算二千九百八十五萬圓を以て大正八年度以降十箇年繼續事業として、地域を兵神兩沿岸に求め、本港內外貿易設備の完璧を期す

ることとなつた。

外國貿易設備

第一　修築工事

大正八年四月決定せる神戸港第二期修築計畫中、外國貿易設備に關しては、濱邊通地先に於て第四突堤と葺合埋立地との間水面二十六萬三千百四十一平方米を低水面上三・三米の高さに埋立て、第四突堤を幅百十五米に擴張し、又新に延長各四百四十六米、幅員百九米及百四十六米の二箇の突堤を築造する。此突堤間の幅員は東神倉庫岸壁の前面に於て約三百九米、他は之を百八十二米とし、是等の岸壁合計二千六百一米、其水深十米とし、六千噸乃至一萬噸級汽船十五隻の同時繫留に差支なからしめ、物揚場は延長七百六米、水深を二・七米及三・六米とし、突堤間及航路を水深十米乃至十・九米に浚渫し、將來更に擴張の必要を生じたる時は埋立地を東方に延長し、突堤二箇を增築せんとする計畫とした。尙海岸通地先海面延長五百四十六米、幅員九十一米、其面積四萬九千五百八十七平方米を低水面上三・三米に埋立て(中突堤と稱す)、其東側に延長百八十二米の防波堤を築き、之に依り遮蔽せらるゝ水面を艀船の船溜に供し、此船溜に沿へる埋立地の東側を外國貿易の用に充て、水深三・六米の物揚場三百四十六米を設け、其他は總べて內國貿易の用に供し、水深五・

五米及八・五米の岸壁八百十八米を築設し、以て千噸乃至六千噸級汽船六隻を同時に繫留するに支障なからしめ、尙之に附帶して海岸通地先にて面積一萬九千百七十三平方米を埋立て、水深二・七米の物揚場を築設し、外國貿易の用に供せんとした。此の如くして建設せんとする埋立地は約三十三萬千九百平方米(十萬四百坪)に上り、繫船壁は約三千四百米(一千八百八十間)に達し、大小船舶二十一隻を維繫し得、物揚場は約一千四百九十米(八百二十間)を算することとなつた。

内國貿易設備

此海岸通地先の內國貿易設備の外に、兵庫地先に於て專ら內國貿易設備の爲に海面約二十二萬七千七百七十平方米を低水面上三・三米に埋立て、延長四百三十六米、幅員百二十七米宛の二箇の突堤を築設し、突堤間の幅員を百四十六米と定め、埋立地には水深五・五米乃至九・一米の岸壁延長二千二百米と、水深二・七米乃至三・六米の物揚場七百三十六米とを築設し、岸壁には千噸乃至八千噸級の汽船十六隻の同時繫留に差支なからしめる。尙之に附帶して兵庫地先に於て面積四萬一千九百八十平方米を埋立て、水深二・七米の物揚場九百八十二米を設けて荷役の用に供し、將來更に擴張の必要を生じたる時は西方に埋立地を延長し、二箇の突堤を增築することとした。斯くして埋立地約二十六萬九千七百五十平方米(八萬一千六百坪)、

繋船壁約二千二百米(一千二百十間)、物揚場約一千七百二十米(九百四十五間)を新に築造することとなつたのである。

防波堤

防波堤は既に竣功せる東防波堤に接續して其東方に一千九十一米の東防波堤の一を延長し、又東防波堤と九十一米の東副門を隔てゝ南方に延長一千七百二十七米の東防波堤の二を築造せんとし、尙大正六年度追加工事として著手せられ、第二期修築工事に改められたる南防波堤は既に工事施工中であつた。

第二期修築工事費に關する最初の政府命令書

此第二期修築工事の工事費に關しては、神戸市會は大正九年四月十三日本工事の實行に關する稟請書を內務・大藏兩省に提出せしが、同年六月九日內務・大藏兩大臣より左の如き命令書が交付せられた。

神戸市ハ政府ニ於テ施行スル神戸港修築工事ニ對シ左ニ定ムル所ニ依リ其ノ費用ノ一部ヲ分擔スルモノトス

第一條　政府ハ其ノ設計ニ依リ外國貿易設備ニ關スル工事ニ付テハ金千百萬圓內國貿易設備ニ關スル工事ニ付テハ金九百參拾萬圓ヲ限度トシ之ヲ施行スルモノトス

第二條　神戸市ハ前條經費ノ內外國貿易設備ニ關スル工事費ニ付テハ金五百

五拾萬圓內國貿易設備ニ關スル工事費ニ付テハ金六百貳拾萬圓ヲ分擔シ左ノ區分ニ依リ大正八年度以降拾ヶ年間每年度末マテニ之ヲ政府ニ納付スルモノトス

但シ大正八年度分ハ其ノ半額ヲ大正九年九月三十日迄ニ殘餘額ヲ大正十年三月三十一日迄ニ納付スヘシ

	外國貿易設備ニ關スル工事費分擔金	內國貿易設備ニ關スル工事費分擔金	計
大正八年度	金五拾萬圓	金五拾四萬圓	金百四萬圓
大正九年度	金七拾萬圓	金九拾萬圓	金百六拾萬圓
大正十年度	金七拾萬圓	金九拾萬圓	金百六拾萬圓
大正十一年度	金七拾萬圓	金九拾萬圓	金百六拾萬圓
大正十二年度	金七拾萬圓	金七拾萬圓	金百四拾萬圓
大正十三年度	金七拾萬圓	金七拾萬圓	金百四拾萬圓
大正十四年度	金七拾萬圓	金七拾萬圓	金百四拾萬圓
大正十五年度	金六拾六萬圓	金七拾萬圓	金百參拾六萬圓
大正十六年度	金拾萬圓	金拾萬圓	金貳拾萬圓

大正十七年度　金四萬圓　金六萬圓　金拾萬圓

合計　金五百五拾萬圓　金六百貳拾萬圓　金千百七拾萬圓

第三條　内國貿易設備ニ關スル工事ニ因リ生シタル土地及工作物ハ繋船岸壁公共物揚場護岸道路溝渠官用地其ノ他内務大臣ニ於テ國有トシテ存置スルノ必要アリト認ムルモノヲ除クノ外之ヲ神戸市ニ無償下付スルモノトス

第四條　前條ニ依リ國有トシテ存置スル土地及工作物ニシテ内務大臣ニ於テ指定スルモノニ付テハ神戸市ニ於テ其ノ無償貸付ヲ受ケ使用料ヲ徴收シ之ヲ市ノ收入ト爲スコトヲ得ルモノトス

前項ニ依リ貸付ヲ受ケタル土地及工作物ノ維持修繕ニ要スル費用ハ神戸市ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第一項ニ依ル使用料ノ徴收ニ付テハ神戸市ニ於テ其規定ヲ定メ豫メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　外國貿易設備ニ關スル工事ニ因リ生シタル土地及工作物ノ利用ニ因ル毎年度ノ收入金幷明治四十年四月一日大藏大臣ノ下付シタル命令書ニ依ル神戸税關海陸運輸聯絡設備ノ利用ヨリ生スル毎年度ノ收入金ハ之ヲ通算

シ其ノ金額ヨリ利用ニ關シ支出シタル金額ヲ控除シタル殘額ヲ左記甲號金額ト乙號金額トノ割合ニ應シテ分割シ其ノ乙號金額ノ割合ニ依ル金額ヲ帝國議會ノ協賛ヲ經テ翌々年度末マテニ神戸市ニ配當スルモノトス

(甲)　左ノ各號ノ金額ヲ合算シタル額

一　收入アリタル年度ノ前年度マテニ第一條ノ外國貿易設備ニ關スル工事費トシテ國庫カ負擔出資シタル金額

二　收入アリタル年度ノ前年度マテニ神戸税關海陸運輸聯絡設備費トシテ國庫カ負擔出資シタル金額(川崎波止場假設備費ヲ除ク)

三　前二號ノ金額ニ年五分ノ利率ヲ乘シタル金額

(乙)　左ノ各號ノ金額ヲ合算シタル額

一　收入アリタル年度ノ前年度マテニ第一條ノ外國貿易設備ニ關スル工事費トシテ神戸市カ分擔出資シタル金額

二　收入アリタル年度ノ前年度マテニ神戸税關海陸運輸聯絡設備費トシテ神戸市カ分擔出資シタル金額

三　前二號ノ金額ニ年五分ノ利率ヲ乘シタル金額

第六條　神戸市ニ於テ第二條ノ分擔金ノ財源トシテ市債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ終ルマテハ左ノ收入金ハ之ヲ該市債ノ元金償却及利子仕拂以外ノ費途ニ充用スルコトヲ得サルモノトス

一　第三條ニ依リ神戸市ニ於テ無償下付ヲ受ケタル土地及工作物ヨリ生スル收入金

二　第四條ニ依ル使用料ヨリ其ノ徵收ニ關シ支出シタル經費幷貸付ヲ受ケタル土地及工作物ノ維持修繕費ヲ控除シタル殘金

三　第五條ニ依ル配當金

第七條　政府ハ何時ニテモ第二條ニ依リ神戸市カ外國貿易設備ニ關スル工事費トシテ分擔出資シタル金額ヲ返償シテ外國貿易設備ニ關スル神戸市ノ權利ヲ回收スルコトヲ得ルモノトス

附　則

第八條　第五條ニ依ル配當金ニ關シテハ外國貿易設備ニ關スル工事ニ因リ生シタル土地又ハ工作物ノ利用ニ因リ收入ヲ生シタル年度ヨリ之ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ明治四十年四月一日大藏大臣ノ下附シタル命令書第四條第

二項損益分配方法ハ本令第五條ニ依リ變更セラレタルモノトス

以　上

神戸市會は同年七月二十二日之に對して請書を提出するに決し、こゝに神戸港第二期修築工事は其緒に著くに至りしが、以上修築工事費の外に全部國庫負擔たる防波堤築造費六百八十萬圓、內務省の大藏省より引繼げる防波堤築造費二百七十五萬圓(大正四年度迄の豫算百九十二萬圓は含まず)の存するを以て、此第二期修築工事は實に總工費二千九百八十五萬圓の巨額に達する。今便宜上之が支出年度割を表示すれば左の如くである。

支出年度	總額	國庫負擔額	神戸市負擔額
大正八年度	二、七九〇千圓	一、七五〇千圓	一、〇四〇千圓
同九年度	四、〇五〇	二、四五〇	一、六〇〇
同十年度	三、一五〇	一、五五〇	一、六〇〇
同十一年度	三、一〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇
同十二年度	三、二〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇
同十三年度	三、二〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇

同十四年度	三、二〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇
同十五年度 昭和元年度	三、一六〇	一、八〇〇	一、三六〇
同二年度	二、〇〇〇	一、八〇〇	二〇〇
同三年度	二、〇〇〇	一、九〇〇	一〇〇
合計	二九、八五〇	一八、一五〇	一一、七〇〇

次いで大正十年三月二日先の大藏省命令書第五條中甲及乙の第三號を削除し、次の第五條第二項を加へられた。

前項ノ割合ニ依リ算出シタル神戸市ニ配當スヘキ分配益金カ同市カ前項乙號ノ金額ヲ政府ニ納付スル爲ニ起シタル市債額ニ對スル當初ノ利子額ニ相當スル金額ニ達セサル年ニ於テハ其ノ分配方法ハ當分ノ内前項ノ割合ニ依ラス右利子額ニ相當スル金額ヲ限度トシテ先ツ神戸市ニ分配スルモノトス

大正九年ノ修築計畫變更

大正九年五月開會せる内務省港灣調査會特別委員會は神戸港修築計畫變更及港灣設備擴張地域設定を議決し、同年八月本市は其通牒に接した。之に據れば第一に濱邊通地先外國貿易設備既定計畫中の一突堤の中央に艀水路を設くる爲に

旣定計畫を變更し、第二に東風を防ぐ爲め適當なる位置に假防波堤を築造し、更に南防波堤の效力を增進する爲めに之を二百七十三米東方に延長し、第三には和田岬より延長二百七十三米の防波堤を新設し、第四には國產波止場附近及東川崎町地先海岸を整理する爲め幅員二十七米の埋築工事を行ひ、更に近年經濟界の急激なる發展に伴ひ、神戶市以東の海面埋立を企劃する者簇出する狀況なるに鑑み、神戶港の將來を考慮し、港灣設備擴張地域及其前面の防波堤の位置を大體豫定し置き、以て埋立出願事件の處理に資せんとするにあつた。ついで同年十月港灣調査會に於て更に本港修築既定計畫を變更せるの通牒に接せしが、之に據れば、海岸通地先繫船突堤を其西側九十一米、東側百九米延長し、尙船溜の水面と之に面する外國貿易設備地を擴張する爲め、船溜防波堤を約百九米沖の方に移轉せしめることとなつた。

大正十四年の計畫變更

然るに大正十四年三月内務省は豫定の修築工事計畫には尙不充分なる個所尠からざるを以て相當の更改增補を加へ、一層設備の完整を期し、以て船舶出入の便宜と荷役能力の增進とを圖らんとし、港灣調査會の議を經て、既定計畫に對し著しき變更を加へ且つ擴張を爲すこととなつた。卽ち是に據れば第一に既定計畫は

防波堤變更并增築

濱邊通地先突堤の位置變更

東防波堤の一と第五及第六兩突堤との間隔を四百五十五米と爲し、第一突堤の東側及第五突堤の西側には將來二百七十四米の大型船を繫留せしむる豫定となししが、かくては船舶の繫離操縱に困難を感ずるを以て、東防波堤の一の頭部を東方に彎曲せしめて、防波堤との間隔を大ならしむると共に之を二百四十米餘延長し、之により擴大されたる東方よりの風波を避くる爲め延長一千九十一米の假防波堤を築造し、同堤の南端と東防波堤の一の東端との間に二百七十三米の港門(第二港門)を設けて第五乃至第八突堤に繫離すべき船舶の出入に便じ、第二に南防波堤の效力を增進するが爲め三百九米餘を延長して一千二百十八米とし、之に伴ひ新に和田岬に延長二百二十九米餘の防波堤を築造し、東防波堤の二の延長二百十五米を減縮して一千五百十三米に改め、かくて夏季南方の强風に伴ふ波浪を防がんとするものであつた。第三に第五及第六突堤は原計畫の如くなる時は繫離船舶の操縱上不便なるを以て、大體其方向を小野濱東神倉庫の岸壁に直角となし、第四突堤の東南端の一角を削り、第四・第五兩突堤間に半徑三百二十七米の圓を容ることを得せしめ、先に大正十二年二月第四突堤東側及第五突堤西側の各先端岸壁の水深十米を十二・一米に改めしと相俟つて船舶繫離と操縱上至大の便益を與ふ

ることとなり、更に第六突堤の中央に延長四百九米、幅員五十五米の艀水路を設け荷役の便に供せんとするにあつた。

海岸通地先突堤變更

第四に海岸通地先突堤(中突堤)西側に於ける內國貿易船用繫船壁は、神戸港として最も樞要なる貨客呑吐の玄關口とも稱すべく、出入船舶の繫離頻繁なる殆ど晝夜の別なきに拘らず、既定計畫に於ては一直線に五百四十六米に亙り、外方に突出して狹小なる彎入を形成し、其外端は高濱繫船岸壁と相對峙せるを以て、其頭部西側に六千噸級汽船繫留せられ、其舷側に艀船を横付と爲す時は愈々其灣口を狹め、中小型船舶の出入を困難ならしめ、且つ附近の水面は艀船の交通最も頻繁なるを以て、夜間の出入の如き一層危險を感ずる。仍て突堤の根部を稍々西方に移し、方向を高濱埋立地前面と併行せしめ、西側を百六十四米、東側を百二米延長し、船溜防波堤を約百九米沖合に移轉し、突堤の頭部東側二百十六米餘、西側二百七十三米の個所より東南方に向け十五度屈曲せしめ、以て船舶運用上の便益を圖ると同時に、舷門荷役の便に供する爲め、突堤の西側屈折點より根元に向ひ延長約三百六十四米を浮棧橋式の構造に變更せんとするものである。

米利堅波止場新築

第五には曩に完成したる第一乃至第四突堤は海運及貿易上に至大の利便を與

へ、第五及第六突堤は目下施行中に屬すと雖、是等の岸壁のみを以てしては到底全部の入港船舶を收容するに足らず、其大部分は依然沖掛を爲し、而も益〻之が増加を見るの傾向を呈し、是等沖掛船舶に對する乘客の送迎幷に商取引上の交通に要する小型船舶の數も亦從て夥しく、現今是等の爲に開放せらるゝものは唯一の米利堅波止場あるのみにして、而も其延長僅かに百六十四米に過ぎず、其混雜喧噪實に名狀すべからざるものがある。仍て此米利堅波止場の東端を百十三米延長し、其突端西側に猪牙型の船溜場を設け、以て如上の混雜を緩和せんとするものである。

國產波止場及鐵道棧橋改築

第六には原計畫に屬する海岸通地先突堤根部より高濱埋立地に至る地帶は、神戶港の中央部に位し、艀船の最も輻輳する所なるも、背面の地域狹隘にして荷役に不便尠からざるのみならず、近き將來に於て海岸通の擴張及海岸鐵道の敷設を要するを以て、現在の國產波止場護岸を取除き、埋築工事を施行し、中央に一條の突堤を設け、沿岸一帶に水深二・七米の物揚場を設くる。尙現在の鐵道棧橋は延長百三十六米、幅員十二米の鐵柱構造なるも、近き將來鐵道省に於て不用處分をなすべきを以て、補修の爲め之を鐵筋混凝土圓柱構造に改築すると共に其幅員を擴め、港內給水船の繫留に使用し、同時に石炭置場に供せんとするのである。

大正十四年修築工事豫算追加

以上の工事計畫變更により、大正十四年三月十八日之が工事費として豫算五百七十七萬八千二百八十二圓を追加し(全部國庫負擔に係る追加防波堤費三百二十萬一千五百一圓を含む)、本市は此追加工事費の中百五十二萬三千九百七十圓を大正十三年度乃至昭和三年度に負擔支出することとなつた。今之が追加費を細別すれば左の如くである。

工種	追加工費	國庫負擔額	神戸市負擔額
外國貿易設備費	一、〇三一、八四〇圓	五一五、九二〇圓	五一五、九二〇圓
內國貿易設備費	六〇二、三七九	二〇〇、七九三	四〇一、五八六
防波堤築造費	一、六七七、一二五	一、六七七、一二五	―
假防波堤築造費	一、五二四、三七六	一、五二四、三七六	―
米利堅波止場增築費(外國貿易設備)	一三一、四六三	六五、七三一	六五、七三二
國産波止場改築費(內國貿易設備)	五四〇、八一八	一八〇、二七三	三六〇、五四五
鐵道棧橋改築費(同上)	二七〇、二八一	九〇、〇九四	一八〇、一八七
計	五、七七八、二八二	四、二五四、三一二	一、五二三、九七〇

神戸市分擔工事費の完納

卽ち神戸市は之によつて修築工事費として外國貿易設備費六百八萬一千六百五十一圓、內國貿易設備費七百十四萬二千三百十九圓、總計一千三百二十二萬三千九百七十圓を負擔することとなりしが、更に同十四年六月四日先に關東大震災による政府財政の緊縮によりて最終納付期を昭和四年度と豫定せるを改め、二年繰延べて之を昭和六年度とした。かくて神戸市の分擔すべき修築工事費は、昭和四年度の既定納付額三十三萬圓は二十五萬二千五百四十九圓に、同五年度三十萬圓は二十七萬六千五百四十一圓に改められて各之を納付したれば、本市分擔額はここに完納せることとなり、大正八年度以來實に總計一千二百九十一萬八千十六圓を納付したのであつた。

工事の一部改正と貯木場

尙大正十五年十一月十三日神戸港修築工事中、海岸通地先京橋•米利堅波止場間新設護岸西端と米利堅波止場との取付箇所に於ける同波止場の護岸法線は屈折せるを以て、之を改めて其南方と一直線と爲し、東西に亙る新設護岸と接續せしめ、爲に利用上多大の便益を與ふるに至り、海岸通第二波止場地先水面に存する防波堤(東西二條)は六月より除却工事に著手することとなつた。又神戸港に於ける貯木場は水運の關係上西部運河一帶及葺合方面に集中し、而も當業者個人の專用に

惱し、其設備も狹小不完全なりしを以て、木材輸移入の繁榮を大阪港に奪はるゝは完全なる貯木場を缺くに由ると爲し、從つて夙に當港識者の間に公共貯木場設置の必要唱導せられ、神戸市會にありても其新設意見書を政府に提出して之を要望するところありしが、大藏省亦遂に之を容れ、本港修築工事の昭和七年度追加工事として葺合港灣沖に七十五萬圓を投じ、面積約十二萬九千五百平方米の本邦最初の國營貯木場を新設するに至つた。之が工事費に關しては昭和八年五月二日政府は神戸市に對し、該工費七十五萬圓の中三十七萬五千圓をば昭和七年度を納付期として支出すべきを命じ來り、本市會は同月二十日之を承認した。

昭和八年の修築工事追加

大正八年度以降內務省に於て施工中の神戸港修築工事は竣功豫定の昭和八年に至るも尙完成の域に達せざりしが、而も昭和八年五月二日政府は數次に亙る事業繰延と工事費節減の爲め、其工費三千五百十一萬圓中三百八十一萬圓の不足を生じ、既定計畫を遂行する能はざるを以て之が經費の追加を要し、また濱邊通第五突堤以東の航路は岸壁利用上之を十二米に浚渫すべき經費五十萬圓をも要し、總

豫算追加理由

工費四百三十一萬圓追加の必要ありとし、遂に竣功豫定期昭和八年度は同十二年度に變更せらるゝに至つた。此豫算追加理由書に據れば、一般的豫算整理の下に

當初豫算額より百七十九萬餘圓を節減せること本港修築費に不足を來せる一大原因にして、工事使用の捨石・砂利及砂礫は著工當時の不利なりし公買方法を直營採取方法に改め、之によりて經費の節減を計りしが、一方直接工事用以外の船舶機械費約百十九萬四千圓を要し、更に工事施行豫定年限五箇年の延長は、海事法令に依る船舶の檢査修理に約百二十一萬圓の增額を來し、又人件費に於ても大正九年度以降俸給及勞銀の增額を餘儀なくせられて百二十八萬圓の增額支給を來し、又時運の變遷に伴ひ各種給與金の支給を生じ、三十九萬圓の支出增加を來せる等、當初豫算外の支出額實に四百七萬四千圓の巨額に達した。今追加せんとする神戸港內浚渫工事は、既定修築計畫に屬する埋立工事(下埋)用土砂を港內より採取の豫定にて著手せしも、兵庫岸壁及物揚場幷に防波堤築造箇所の地質豫想外に不良にして、之を掘鑿排除して良質砂礫の置換を爲せること多く、是等掘鑿土砂を埋立に利用せると、著工後計畫岸壁水深の增加もあり、之に關聯して掘鑿せる土砂を同じく埋立に使用せる等の關係上、濱邊通第五突堤以南は岸壁利用等に航行上支障なき深度を有せしむることを得るも、同所以東は更に浚渫工事を起すの必要がある。卽ち第五突堤西側見透線以東に於て、東防波堤の一の內側に九十米を隔てゝ之よ

り以北幅員二百七十米、延長約千二百二十米、其東端に於て東南に屈折し、港界線に至る幅員二百七十米、延長八百八十米の區域を水深十二米迄浚渫し、該土砂は港外二浬以上の箇所へ投棄せんとするものにして、本浚渫工事費は全額國庫負擔とせられた。

昭和八年の追加による神戸市負擔額

此昭和八年の追加豫算總額は四百三十一萬圓にして、國庫支出額は内國貿易設備費二十九萬九千圓、防波堤築造費三百九萬八千圓、浚渫費五十萬圓なるも、既定外國貿易設備費は九萬二千五百圓を削減せられたるを以て合計三百八十萬四千五百圓となりしが、神戸市分擔額中内國貿易設備費は依然五十九萬八千圓なるも、同じく既定外國貿易設備費は九萬二千五百圓削減せられて五十萬五千五百圓と定められた。而して神戸市は既納額の工事費節減に依りて、昭和八年度には十三萬圓、同九年度には五萬四百五十二圓合計十八萬四百五十二圓を納付することとなつた。

第二　外國貿易陸上設備

大正十年の豫定計畫

神戸税關陸上設備は内務省に於て實施中に係る神戸港修築工事の海面埋立地帶に、上屋・鐵道・道路及起重機等外國貿易上必要なる諸般の陸上設備を爲さんとす

るものにして、內務省の計畫に於ては新港利用の實績に徵し、上屋の背面に倉庫敷地或は水路を設くる等改善を加ふべき事項尠からざるを以て、陸上設備にありても亦之に伴ひて、或は上屋の幅員を增加し、若しくは二階建と爲し、又其構造をば主として鐵筋混凝土造となし、或は鐵道及道路の配置聯絡にありて貨物運輸上の敏速を圖ると共に、倉庫敷地の區劃に不利なからしむる等、努めて新施設の完備と貿易地區の利用とに遺憾なきを期せんとし、大正十年七月二十六日臨時神戶港設備委員會に於て神戶稅關陸上設備計畫を審議可決するに至りしが、其大要は左の如くである。

上屋

一、上屋　上屋は總計十六棟、總延面積約六萬四千百十六平方米にして、其配置は繫船壁の水深に應じ繫船の大小を豫想して之を定め、繫船壁より七米乃至八米を隔てゝ建設し、第六突堤の東側は東偏風波の襲來烈しきを以て、東方突堤の完成迄之を空地と爲すの豫定にして、物揚場沿上屋は其地形に應じて適當に記置することとする。而して第四突堤頭部は大型船舶の繫留に適するを以て、其第二十號上屋には二階の一部に簡單なる旅客設備をなし、プラットホーム附として計畫せしが、是等上屋を表示すれば左の如くである。

上屋名稱	構造	階數	桁行及梁間	延面積	所在
第二十號	鐵筋混凝土又ハ鐵造	二階建	二〇一・八米×三六・四米	一四、六七七・八平方米	第四突堤
第二十一號		平家建	一八〇・〇×三六・四	六、五四五・五	
第二十二・三號		同	各一六三・六×二七・三	各四、四六二・八	第五突堤
第二十四號		同	一四七・三×二七・三	四、〇一六・五	
第二十五號		同	一〇九・一×二七・三	二、九七五・二	
第二十六號		二階建	一四七・三×二九・一	八、五六八・六	第六突堤
第二十八號		平家建	一〇九・一×二九・一	三、一七三・六	
計				四八、八八二・八	
第四號	木造	平家建	八七・三×二九・一	二、五三八・九	新生田川尻對岸物揚場
第五・六號（各西側）		同（在來上屋增築）	各六九・一×一二・七	各八七九・三	米利堅波止場
第七號		平家建	七〇・九×二五・五	一、八〇五・〇	第二波止場
第八號		同	六〇・〇×二五・五	一、五二七・三	
第九號		同（在來上屋移築）	五四・五×一八・一	九九一・七	
第十・十一號		同（同）	各一八一・八×一八・一	各三、三〇五・八	中突堤物揚場
計				一五、二三三・一	

税關事務所

二、税關事務所　現在の元居留地の税關廳舍は實に明治七年の建築に係り、關税事務繁劇を來し、頗る狹隘を感ずると共に、新港の擴張に伴ひ其位置益〻偏在し、不便尠からざるを以て、第三突堤の根元、加納町に通ずる道路に面して西側に建面積約一千六百五十平方米、延面積約三千九百六十平方米を有する鐵筋混凝土造又は煉瓦造三階建の税關事務所を建設することとなりしが、既述の如く税關廳舍燒失せるを以て、政府は之が復舊と合せて新築するに決し、所要經費七十七萬二千二百八十三圓を大正十一年度追加豫算に計上し、直に著工して昭和元年十一月竣功するに至つた。

監視部出張所

三、監視部米利堅波止場出張所　現在の監視部附近適當の地に移築し、建面積約三百三十平方米の鐵筋混凝土造二階建とし、構內雜設備として旅具檢査所・旅客待合所・繫船渡橋等を必要の位置に之を配置する。

鐵道

四、鐵道　鐵道は突堤上屋と繫船壁際との中間に一線、上屋の背面道路との中間に一線乃至二線を敷設し、物揚場上屋の背面には二線を敷設し、各既設海陸連絡線に接續せしめ、又繫船壁の全長に亙りて上屋の前に可動電氣起重機用軌條を敷設する。是等軌道の總延長を約九・七粁とし、尙所々に分離線、轉車臺等を設置し、貨車

の運轉に便せしめ、叉貨車用計重臺を設ける。

起重機

五、起重機　繫船壁に於て本船及艀船に對し貨物揚卸に使用すべく可動電氣起重機を備へる。其構造は本船艙口より直接に貨物の積卸を爲し得べき高架式とし、下方には客車叉は貨車の往來を自由ならしむる餘地を存し、其臺數は一噸半八臺、五噸四臺とし、各繫船突堤の片側に一噸半二臺、五噸一臺宛を配置する豫定なるも、今後既設起重機使用の實績に徵し臺數を增減することとし、尙第四號上屋附近に十二噸蒸氣起重機一臺(工事に使用せしもの)を据付け、原動力は總べて構內配電所を經て神戶市電氣局より供給を受くる豫定である。

道路

六、道路　道路は幅員九米乃至二十二米とし、十八米以上のものには必要に應じて幅員一・八米乃至二・七米の步道を設ける。道路の總面積は六萬六千三百六十平方米にして、構內碎石敷は上屋間空地等に施し、面積約二萬四千九百二十平方米とし、其他構內板石敷は繫船壁及物揚場沿幷鐵道橫斷箇所等に施し、面積約三萬八千二百八十八平方米に達する。

電燈及上下水道

七、電燈及上下水道　構內必要の箇所に窒素電燈を設け、上屋內白熱燈と共に其電流は市電氣局より供給を受くる豫定にして、繫船壁には給水栓を設け、船舶給水

及防火用に供へ、要所には消火栓を設置し、道路及必要位置に排水溝を設け、下水管と連絡して雨水・汚水を排除せしめる。

曳船

八、曳船　繫船壁に著離する本船の操縱を補助すべく曳船二隻を新造し、現在稅關にて使用せる總噸數百八十五噸の鋼製梅丸型に準じ、消火用喞筒をも備ふるものとする。

外國貿易陸上設備に關する最初の政府命令書

大藏省は此外國貿易陸上設備の工事費に關し、豫算總額九百五十萬圓を大正十年度以降十二箇年度に亙る繼續費として第四十三回帝國議會に提出し、其協贊を經、內務省の修築工事と相俟ちて陸上設備を施行することとなつた。而して神戶市會は大正九年六月本工事總經費の半額を本市に於て負擔するに決し、本市は之に基きて大藏省に稟請書を提出せしに、同省より翌十年七月十六日左の如き命令書の交付を受け、九月廿六日の市會は之が請書提出を決定したのであつた。

神戶市ハ政府ニ於テ施行スル神戶稅關陸上設備工事ニ對シ左ニ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ分擔スヘシ

第一條　政府ハ其ノ設計ニ依リ金九百五十萬圓ヲ限度トシ本工事ヲ施行スルモノトス

第二條　神戸市ハ前條經費ノ内金四百七拾五萬圓ヲ分擔シ大正十年度以降十二箇年間毎年度末迄ニ左ノ金額ヲ政府ニ納付スルモノトス

大正十年度	金拾萬圓	大正十六年度	金五拾萬圓
大正十一年度	金參拾五萬圓	大正十七年度	金五拾萬圓
大正十二年度	金參拾六萬圓	大正十八年度	金五拾萬圓
大正十三年度	金四拾五萬圓	大正十九年度	金四拾萬圓
大正十四年度	金四拾五萬圓	大正二十年度	金四拾萬圓
大正十五年度	金五拾萬圓	大正廿一年度	金貳拾四萬圓

第三條　本設備ノ利用ニ因ル毎年度ノ收入金ハ大正九年六月九日内務大臣大藏大臣ノ下附シタル命令書第五條ノ收入金ト通算シ同條ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ神戸市ニ配當スルモノトス

第四條　神戸市ニ於テ第二條ノ分擔金ノ財源トシテ市債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ終ル迄前條ノ配當金ハ之ヲ該市債ノ元金償却及利子仕拂以外ノ費途ニ充用スルコトヲ得サルモノトス

第五條　政府ハ何時ニテモ第二條ニ依リ神戸市カ分擔出資シタル金額ヲ返償

シテ神戸市ノ權利ヲ囘收スルコトヲ得ルモノトス

附　則

第六條　第三條ニ依ル配當金ニ關シテハ本設備ノ利用ニ依リ收入ヲ生シタル年度ヨリ之ヲ適用ス

工事費の變更

陸上設備工事は其後著々として進捗せしに、大正十二年の關東大震災の突發により政府財政に一大緊縮を加ふるありて、同十三年一月八日政府は工事竣功を四箇年繰延するに伴ひ、神戸市分擔金納付年度割も昭和十一年度迄繰延られ、更に同十四年四月本市分擔金の各年度支出額に多少改正せらるゝところがあつた。昭和四年五月十一日大藏省より陸上設備工事一箇年繰上による本市負擔額最終納付期を昭和十年度に改めらるゝや、神戸市會は昭和十年度迄に完成することを條件として之を承認せしも、大藏省は之を認むるに至らず、ついで昭和六年八月二十二日本工事を二箇年繰延べ昭和十二年度を竣功期とし、總工費を七百六十九萬七千一圓に減じ、本市負擔額も四百十五萬三千三百八十三圓となりしが、政府は更に工費節減を圖り、先づ昭和八年三月二十三日神戸市昭和七年度納付既定額二十六萬三千七百七十一圓を二十一萬八千七百二十六圓に減額し、次いで同年六月二十

三日に至り本工事を一箇年繰上げて、昭和十一年度を竣功期と爲すと共に總工費を七百二十四萬六千二百四十七圓とし、本市の分擔金も三百六十二萬三千百二十三圓に減少することとなつた。

神戸稅關の工事變更及追加計畫

神戸港外國貿易陸上設備工事は敍上の如く昭和八年六月に至り同十一年度を竣功期とする十六箇年間の繼續事業と改定せられしも、其豫算は十有餘年前の編成にかゝり、中途若干の削減に逢ひ、本港の發展著しく四圍の狀勢亦大いに變化し、加之修築工事計畫の變更せらるゝありて、之が計畫の改訂、復活、擴充を要するものも尠くなかつた。是に於て神戸稅關は之に關し銳意研究を遂げ、愼重審議を重ね、案成るに及び、之が所要經費百三十七萬六千三百二十五圓の追加要求を大藏省に提出せんとするに當り、昭和八年八月八日之が經費の一部を負擔すべき本市に諒解を求むるところあり、本市も之に贊意を表し、他日市分擔額決定の上は本市會の議を經て諾否を決すべきを回答したのであつた。

中突堤の設備改善

本計畫に據れば中突堤及第二波止場の陸上設備に關する既定計畫に於ては上屋の新設を豫定せしが、近年輸出貿易の旺盛となり、延きて港內碇泊船と陸上との交通機關たる小蒸汽船及通船の輻輳甚だしき實情に鑑み、內務省修築工事に於て

も中突堤の波除堤を上陸場に變更し、一方鐵道省に於ても小野濱線より分岐して第二波止場北側を通過して湊川驛方面に至る所謂海岸線を敷設し、神戸市も中突堤西半部の内國貿易設備として該線より鐵道引込の計畫を爲し、爲に運輸交通上の變革を來せるを以て、先づ之に適應すべき輸出事務所・旅具檢査所の雜設備を始め、鐵道・道路及起重機等の諸設備實施に必要なる經費の不足額として二十三萬八千三百五十圓を追加するにあつた。

曳船建造費の増加

次に曳船は豫算十七萬五千圓を以て一隻を建造する計畫なるも、之にては僅々八百馬力の蒸汽機關を有する總噸數百七十噸内外の曳船にして、漸く一萬噸級船舶の岸壁繫離に使用し得るに過ぎず、かくては神戸稅關海陸聯絡設備附屬曳船としては頗る貧弱なるのみならず、殊に第二期工事の突堤たる第四突堤東半、第五及第六突堤は其前面の東防波堤との間隔狹隘にして、且つ港口よりの航路との角度比較的大なれば、大船巨舶の突堤出入に際し曳船の必要を痛感するを以て、强力なる曳船二隻を必要とする見込なるも、先づ緊急施設として一隻分に對する建造費不足額十萬五千圓を既定豫算に追加要求するものであつた。

鐵道敷設計畫の變更

更に第五及第六突堤より小野濱驛に聯絡すべき鐵道は、既定計畫に於ては第四突堤の北方に於てスヰッチバックに依り聯絡するものなるも、操車

上不便にして而も交通事故惹起の虞あり、加之將來東方に連續する突堤の增築を豫想すれば其不便不利計り難きものあるを以て、第五及第六突堤より直接に小野濱驛に連絡することに變更するの要あり、之による現在の小野濱驛構內設備の一部移轉改設に要する工費を鐵道省に補償せざるべからざるを以て、既定豫算に十二萬圓を追加要求するものである。以上三計畫は大藏省議に於て鐵道省補償金は十二萬六千圓に增加せられ、追加豫算合計四十六萬九千三百五十圓と決定せられた。されど神戸稅關の此計畫中に包含せられたる他の三工事、卽ち既定計畫に於て計上せられ、昭和三年度に於て削減せられたる新生田川尻對岸物揚場沿上屋其他の建設費十四萬七千圓の復活、第六突堤東部陸上設備費七十一萬四千圓の追加幷に海岸通地先埋立地旅客待合所建設費五萬一千九百七十五圓の追加要求は、遂に大藏省議に於て容るゝところとならなかつた。

第三　內國貿易陸上設備

内國貿易陸上設備豫算の成立

抑、神戸築港工事は政府幷に本市共同事業なるも、兵庫突堤と國產波止場の內國貿易陸上設備は本市の單獨經營すべきものなれば、上屋・道路・排水溝等の諸施設をなし、之が利用を完からしむると共に本港內國貿易の伸展を圖らんがため、當初八

百萬圓の巨費を投じて其完璧を期せんとせしも、其後貿易の不振と財界の萎微とにより市の財政も窮迫し、昭和二年七月本市は臨時神戸築港陸上設備調査會に諮り、將來設備擴張を行ふの餘地を殘し、總工費三百二十九萬圓を以て緊急工事をのみ起さんとせしも、遂に決定を見るに至らなかつた。然るに昭和三年に於て最近十箇年間の本港內國貿易平均噸量は、外國貿易の四百四十七萬噸なるに對し四百七十五萬噸の多額に達せるに拘らず、而も內國貿易設備に至りては其不便不統一實に忍ぶべからざるものありしを以て、遂に同四年三月の本市會は同四年度より同十年度に至る七箇年繼續事業として、豫算三百四十二萬圓を以て工事施行の議を決した。之が支出年度割を示せば左の如くである。

支出年度	支出額	支出年度	支出額
昭和四年度	千圓 三三六・〇	同八年度	千圓 五六二・〇
同五年度	三二〇・九	同九年度	九〇七・〇
同六年度	四四六・一	同十年度	四二六・〇
同七年度	四二二・〇		

次に總工費を事業別として左に表示する。

種目	豫算額	種目	豫算額
事務費	二三五、〇〇〇圓	照明設備費	六九、四五〇圓
工事費	三、〇六二、〇〇〇	上屋建設費	一、二七四、四〇〇
道路工事費	五〇五、八七一	雜設備費	八八、三八八
荷役場及通路工事費	四二二、二七六	工事用器具機械費	七一、四〇〇
下水道工事費	六〇、四二七	工事用建物費	二四、一八八
鐵道工事費	四一二、〇〇〇	地質調査費	一三、六〇〇
荷役設備費	一二〇、〇〇〇	諸費	一二三、〇〇〇

內國貿易陸上設備計畫の大要

上屋

神戸市の起工せんとする內國貿易陸上設備は、本港內國貿易發展の趨勢に鑑み、昭和十一年の突堤及埋立地利用の貨物噸量を約三百五十八萬噸と豫想して立案せられたるものにして、其計畫に據れば、第一に上屋は十七棟總建面積三萬三千二百四十三平方米とし、空地は暫く荷役場に供用し、貨物呑吐の狀況に應じ增設を圖らんとするものにして、其中兵庫埋立地には繫船壁沿に平家建八棟總建面積一萬七千三百七十五平方米、物揚場沿に二棟總建面積二千七百七十七平方米を建設し、

國産波止場埋立地に於ては繫船壁沿に五棟總建面積九千百二十四平方米、物揚場沿に二棟總建面積三千九百六十七平方米を建設し、一部を二階建とする外何れも平家建とした。

道路

第二に道路は兵庫埋立地に於ては地盤未だ安定せざるを以て總べて假道路となし、幹線は中央埋立地の周圍に、支線は各突堤に二條宛、中央埋立地内部にも二條を設け、幹線は幅員十八米乃至二十九米、支線は七米乃至十一米にして、之が全長三千四百二十九・一米と豫定した。又國産波止場に於ては十八米の幹線道路は海岸通地先大突堤の中央を貫きて南北に走り、十五米道路は海岸通地先小突堤に連り、幅員七米乃至十一米の支線と連絡し、是等道路の全長八百八十七米、下水は延長六千七百五十六米とし、海中に排出せしむることとした。第三に岸壁・物揚場及鐵道積卸線沿荷役場には幅員六米乃至十米、幷に是等荷役場と道路とを連絡する幅員七米乃至十八米の短き通路には各「アスファルト透入マカダム」式工事を施し、其面積を六萬六千百五十九平方米とする。

鐵道

第四に鐵道は兵庫埋立地にありては其根元舊海岸線附近にて新川驛より延長せらるゝ臨港線と合し、單線にて二十九米道路を横斷して中央埋立地に至り、五條の線群を設け、之より各突堤に向ひて二箇所より分岐線を出し、各突堤上の倉庫敷地南側に複線を敷設する。國

産波止場に於ては海岸鐵道線より分離し、大突堤の上屋背面に複線を以て進み、更に頭部に於て突堤南側に分岐して四線となし、尙海岸通地先小突堤附近に於ては海岸線と並行に貨物線二線を敷設して貨物積卸に便ならしめ、猶突堤線及道路横斷踏切箇所には敷石鋪裝を施す。

荷役設備其他

第五に荷役用設備は艀船荷役に便ずべく岸壁上に起重機八臺を配置し、照明設備としては街路の照明をなし、上屋内に適當に電燈を設くるは勿論、岸壁及物揚場に面する上屋にはブラケットを付して點燈し、以て夜間荷役に便せんとするのである。尙本設備豫算には計上せざるも、給水設備及市電中ノ島停留所より分岐して南下し、兵庫埋立地中央部を東西に横斷せしむべき電車(複線)敷設の計畫がある。

第二期築港工事費年度割

今便宜上昭和八年度末現在に於ける神戸港第二期築港工事費年度割を表示すれば左の如くである。

年度	工費總額			政府分擔額			神戸市分擔額		
	海面埋立費	陸上設備費	計	海面埋立費	陸上設備費	計	海面埋立費	陸上設備費	計
大正八年	二,七九〇,〇〇〇圓	―圓	二,七九〇,〇〇〇圓	一,七五〇,〇〇〇圓	―圓	一,七五〇,〇〇〇圓	一,〇四〇,〇〇〇圓	―圓	一,〇四〇,〇〇〇圓
同　九年	四,〇五〇,〇〇〇	―	四,〇五〇,〇〇〇	二,四五〇,〇〇〇	―	二,四五〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	―	二,六〇〇,〇〇〇

同　十年	三、一五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	一、五五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
同十一年	三、一〇〇、〇〇〇	五七六、八四一	三、六七六、八四一	一、五〇〇、〇〇〇	二二六、八四一	一、七二六、八四一	一、六〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇
同十二年	一、七三五、〇〇〇	四二四、二三九	二、一五九、二三九	六八五、〇〇〇	六六四、二三九	七四九、二三九	一、〇五〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇
同十三年	二、三四四、九五六	五〇五、七二六	二、八五〇、六八二	九七〇、〇〇〇	二八〇、七二六	一、二五〇、七二六	一、三七四、九五六	二二五、〇〇〇	一、五九九、九五六
同十四年	二、〇〇〇、〇〇〇	一九六、八七五	二、一九六、八七五	五九〇、〇〇〇	八四、三七五	六七四、三七五	一、四一〇、〇〇〇	一二二、五〇〇	一、五三二、五〇〇
同十五年 昭和元年	二、〇〇〇、〇〇〇	二一八、七五〇	二、二一八、七五〇	五九〇、〇〇〇	九三、七五〇	六八三、七五〇	一、四一〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一、五三五、〇〇〇
同　二年	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	△二八、五七一	一、三二一、四二九	六五〇、〇〇〇	二二八、五七一	八七八、五七一
同　三年	二、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、三四六、〇三〇	一四、二八六	一、三六〇、三一六	六五三、九七〇	二八五、七一四	九三九、六八四
同　四年	一、九四四、五〇〇	※三三六、〇〇〇 七〇〇、〇〇〇	※三三六、〇〇〇 二、六四四、五〇〇	一、六九一、九五一	—	一、六九一、九五一	二五二、五四九	※三三六、〇〇〇 七〇〇、〇〇〇	※三三六、〇〇〇 九五二、五四九
同　五年	一、九〇四、〇〇〇	※三二〇、九〇〇 六二五、〇〇〇	※三二〇、九〇〇 二、五二九、〇〇〇	一、六二七、四五九	六二五、〇〇〇	二、二五二、四五九	二七六、五四一	※三二〇、九〇〇 —	※三二〇、九〇〇 二七六、五四一
同　六年	一、五三〇、〇〇〇	※四四六、一〇〇 四一六、〇〇〇	※四四六、一〇〇 一、九四六、〇〇〇	一、五三〇、〇〇〇	三一二、一九九	一、八四二、一九九	—	※四四六、一〇〇 一〇三、八〇一	※四四六、一〇〇 一〇三、八〇一
同　七年	二、三九二、九二〇	※四二二、〇〇〇 四五一、四三一	※四二二、〇〇〇 二、八四四、三五一	二、〇一七、九二〇	二一三、六六〇	二、二三〇、五八〇	三七五、〇〇〇	※四二二、〇〇〇 二一八、七二六	※四二二、〇〇〇 五九三、七二六
同　八年	一、八四〇、〇一〇	※五六二、〇〇〇 五四〇、〇〇〇	※五六二、〇〇〇 二、三八〇、〇一〇	一、七一〇、〇一〇	四〇七、四三八	二、一一七、四四八	一三〇、〇〇〇	※五六二、〇〇〇 一三二、五六二	※五六二、〇〇〇 二六二、五六二
同　九年	一、三〇〇、〇〇〇	※九〇七、〇〇〇 五四〇、〇〇〇	※九〇七、〇〇〇 一、八四〇、〇〇〇	一、二四九、五四八	三九〇、〇〇〇	一、六三九、五四八	五〇、四五二	※九〇七、〇〇〇 一五〇、〇〇〇	※九〇七、〇〇〇 二〇〇、四五二
同　十年	一、〇〇〇、〇〇〇	※四二六、〇〇〇 五四〇、〇〇〇	※四二六、〇〇〇 一、五四〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二七〇、〇九二	一、二七〇、〇九二	—	※四二六、〇〇〇 二六九、九〇八	※四二六、〇〇〇 二六九、九〇八
同十一年	一、〇〇〇、〇〇〇	七六五、〇〇〇	一、七六五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇三、六五九	一、五〇三、六五九	—	二六一、三四一	二六一、三四一
同十二年	八一〇、〇〇〇	八一八、六六八	一、六二八、六六八	八一〇、〇〇〇	八一八、六六八	一、六二八、六六八	—	—	—

總額	一八、八九一、一八六	※二、四二〇、〇〇〇 八、〇一八、五三〇	※二、四二〇、〇〇〇 四六、九〇九、九一六	一五、四一七、九一八	四、三七五、三六二	二九、七九三、二八〇	一三、四七三、四六八	※二、四二〇、〇〇〇 一六、三三三、一二三	※二、四二〇、〇〇〇 一七、〇九六、五九一

備考　大正八年年度割額中ニハ大藏省施行ノ防波堤築造費一、二五〇、〇〇〇圓ヲ含ム

※印ハ內國貿易陸上設備費トス

築港工事費ノ細別

神戸港第二期築港工事費を昭和八年度末に依り其工種別に表示すれば左の如くにして、第一期築港工事費を合すれば實に六千五百四十二萬餘圓の巨額にして、神戸市負擔金は二千四百二十萬餘圓の多きに達する。

		總額	國庫負擔額	神戸市負擔額
第一期	外國貿易設備	一五、〇九二、〇三七圓	一一、四二二、二三五圓	三、六六九、八〇二圓
	備考　海面埋立及陸上設備ノ一切ヲ含ム政府當初ノ計畫タル三、九六〇、〇〇〇圓及川崎波止場費二八〇、七七八圓ヲ控除セルモノ、約三分一ヲ市ニ於テ負擔ス大正十一年度完成ス			
第	外 海面埋立費	一一、五八三、九三五	五、七九一、九六八	五、七九一、九六七
	陸上設備費	八、〇一八、五三〇	四、三七五、三六二	三、六四三、一六八

築港設備收益金

第二期 國貿易設備	防波堤費	一五、〇九七、六九九	一五、〇九七、六九九	―
	貯木場費	七五〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	三七五、〇〇〇
	浚渫費	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	―
	計	三五、九五〇、一六四	二六、一四〇、〇二九	九、八一〇、一三五
	備考	防波堤費浚渫費ハ政府負擔トシ其他ハ總額ノ二分一ヲ市ニ於テ負擔ス尙國庫負擔額中ニハ稅關新廳舍費七七二、二八三圓ヲ含ム		
內國貿易設備	海面埋立費	一〇、九五七、七五二	三、六五三、二五一	七、三〇六、五〇一
	陸上設備費	三、四二〇、〇〇〇	―	三、四二〇、〇〇〇
	計	一四、三七九、七五二	三、六五三、二五一	一〇、七二六、五〇一
	備考	市ニ於テ海面埋立費ハ總額ノ三分二ヲ陸上設備費ハ全額ヲ負擔ス		
第二期計		五〇、三二九、九一六	二九、七九三、二八〇	二〇、五三六、六三六
第一期第二期合計		六五、四二一、九五三	四一、二一五、五一五	二四、二〇六、四三八

神戸築港設備利用によりて生ずる收益金は、政府の神戸市に交付せる命令書に

依り、神戸市に毎年度交付せらるゝものにして、第一期築港設備收益金は大正五年度より交付せられ、昭和七年度以降は新に第二期築港設備收益金をも合して交付せらるゝこととなつた。今是等收益金及神戸市配當金を表示すれば左の如くである。

第一期幷第二期築港設備收益金

年度	總收入額	支出額	差引利益金	市配當金	總收入額ニ對スル市配當金割合	配當年度
自明治四十二年至大正三年	圓 六九、三四六・五〇〇	圓 三、三六九・八五五	圓 六五、九七六・六四五	圓 二八、三五九・八二〇	〇・四〇九	大正五年
大正四年	一一、七五五・一六五	九三九・五三〇	一〇、八一五・六三五	四、三三一・四八〇	〇・三六八	同六年
同五年	七三、九二三・二八〇	八、七一〇・〇九〇	六五、二一三・一九〇	二四、一一八・〇〇〇	〇・三二六	同七年
同六年	三七〇、二七七・〇三〇	四七、四一六・五五〇	三二二、八六〇・四八〇	一一一、三三五・三三〇	〇・三〇〇	同八年
同七年	七〇一、四七一・三七〇	八四、五五〇・四六〇	六一六、九二〇・九一〇	二一三、三一四・三七〇	〇・三〇二	同九年
同八年	六九〇、八九六・三三〇	一三六、八六六・二三〇	五五四、〇三〇・一〇〇	一八六、〇〇〇・〇〇〇	〇・二六九	同十年
同九年	一、三七一、五六二・三四〇	二八六、〇五一・一九〇	一、〇八五、五一一・一五〇	二八六、八〇九・七六〇	〇・二〇九	同十一年
同十年	五二四、四一一・一八〇	一八七、四二四・四七〇	三三六、九八六・七一〇	二一六、九三三・〇〇〇	〇・四一三	同十二年
同十一年	六六四、七七九・二七〇	一八九、七三四・七五〇	四七五、〇四四・五二〇	二三三、七九六・〇〇〇	〇・三五一	同十三年
同十二年	八六九、九六九・五四〇	二二六、〇五四・二五〇	六四三、九一五・二九〇	二三三、七九六・〇〇〇	〇・二六九	同十四年

同十三年	九一一,九七八・〇三〇	一七二,六八九・四六〇	七三九,二八八・五七〇	二三三,七九六・〇〇〇	〇・二五六	同十五年 昭和元年
同十四年	四七八,五七九・一五〇	一四八,二七〇・一九〇	三三〇,三〇八・九六〇	二三三,七九六・〇〇〇	〇・四八八	同二年
同十五年 昭和元年	四六一,六二七・八八〇	一三九,九五八・六八〇	三二一,六六九・二〇〇	二三三,七九六・〇〇〇	〇・五〇六	同三年
同二年	四五一,四二一・八二〇	一八一,六一四・九三〇	二六九,八〇六・八八〇	二三三,七九六・〇〇〇	〇・五一八	同四年
同三年	四四四,八三二・七二〇	一九八,七七〇・三〇〇	二四六,〇六二・四二〇	二三三,七九六・〇〇〇	〇・五二六	同五年
同四年	四五八,〇〇〇・三九〇	一五八,三四六・一〇〇	二九九,六五四・二九〇	二三三,七八六・〇〇〇	〇・五一〇	同六年
同五年	四三四,九二九・七二〇	一三三,九六七・三四〇	三〇〇,九六二・三八〇	三〇〇,九六二・三八〇	〇・七一四	同七年
同六年	四一四,四九三・九七〇	一〇五,三四五・三九〇	三〇九,一四八・五八〇	三〇九,一四八・五八〇	〇・七四五	同八年
同七年	四〇九,一九四・八七〇	一三五,八四一・〇五〇	二七三,三五三・八二〇	二七三,三五三・八二〇	〇・六六八	同九年
同八年	四〇三,五六七・九六〇	一三六,一三四・七二〇	二六七,四三三・二四〇	二六七,四三三・二四〇	〇・六六三	同十年
合計	一〇,二〇三,一八六・二七五	二,六七〇,六〇五・一一五	七,五三二,五八一・一六〇	四,〇九一,四五七・七八〇	〇・四〇一	

備考　總收入額昭和五年度ヨリ第二期築港收益金ヲ含ム

第四　神戸港築港工事促進運動

第二期築港工事促進運動の開始

抑〻神戸築港第一期工事は八箇年繼續事業として明治三十九年四月其工を起せしも、遷延を重ねて大正十一年五月漸く竣功式を擧ぐるに至り、豫定工期に比すれば、實に二倍の長年月を要した。然るに此の如くして成れる第一期工事は全能力

を以てするも其貨物取扱量一年二百萬噸を出でず、而も世界的財界不況に基き貨物取扱量の著しく減少せる大正十年に於てさへ、當港輸出入貨物總噸量三百九十萬噸に達したれば、既に著手せる第二期擴張工事の完成は啻に之が遲延を許さゞるのみならず、第一期工事遲延の結果に鑑み、神戸市長は既に大正十二年七月十四日既定の年限內に完了せらるゝやう擴張工事促成申請書を政府に提出し、更に同月二十八日神戸市會も同じく工事促成意見書を提出せしが、偶〻同年九月關東大震災突發し、本港の重要性愈〻倍加するや、十一月八日本市會は再び工事促成に關する意見書を提出した。

自由港區設置促進

元來神戸港は外國貿易上優秀の地位を占め、殊に仲繼貿易數量亦全國に冠たるを以て、將來當港に自由港地區設置の必要ありとし、神戸市會は大正十二年十二月二十七日政府に之が意見書を提出し、目下の狀態として直に之を設置するは財政關係上尙早なるを以て、先づ第二期修築工事に係る第五突堤に假置場及保稅倉庫を併用したるが如き自由地區を設置せられんことを希望したのであつた。

震災後の工事繰延と促進運動

第二期修築工事遲々として進捗せざるさへあるに、震災後政府財政の一大緊縮によつて本工事また繰延に逢ひしを以て、神戸市會は大正十三年九月九日政府に

對し、か丶る工事の遷延は國事多端の秋と雖、失ふ所却つて甚大なりとし、第三回の工事促成意見書を提出し、神戸市長も同月十日第四突堤東側の部分及兵庫第二突堤工事促成申請書を政府に提出した。同十四年十二月九日市長は東防波堤の二の工事遲々として進まず、爲に兵庫突堤の竣功を見るも其利用阻害せらるべきを以て、之が促進に關し政府に申請書を出し、市會も亦翌十五年八月二日同工事促進意見書を提出し、昭和二年又もや工事繰延に會せんとするや、同年十月三十一日市會は工事促成意見書を提出し、同時に市長も促成方を申請し、幸に其繰延を免れ得た。此年十二月一日神戸市は本港東部の海面を埋築し、工業地域并に倉庫敷地を造成し、本港市の發展を圖るを刻下の最大急務なりとし、本計畫を樹立して、內務大臣への內申方を知事へ稟請するところがあつた。其後本港入港船舶并に貿易額著しく增加の趨勢を示せるを以て、昭和三年五月二日市會は修築工事及陸上設備工事の各一箇年以上繰上急施方意見書を提出し、市長よりも同一趣旨の申請をなし、同年の第五十六回通常議會は此兩工事各一箇年繰上施行の件を可決せしも、而も政府財政の緊縮により同四年度實行豫算縮少の議あるを聞くや、同四年七月十七日市會より意見書を提出し、其後更に同五年度豫算編成時に當り、又復各一箇年

臨港鐵道工事促進幷其他の運動

繰下をなさんとするを仄聞し、同四年十月二十四日再び市會は意見書を關係各省大臣に提出した。然るに政府は財政緊縮の爲め昭和六年度豫算を縮少し繰延を行はんとするを聞き、同五年十月八日市會は又意見書を提出せる結果、既定通り遂行の事となりしが、またも政府は同七年度豫算を縮少するのみならず繰延の議さへあるを聞き、同六年七月十日市會は既定年度内に諸工事を完成せられんことを切望せしに、偶〻同年十二月内閣更迭せるを以て、同月十六日市長より陳情書を同十八日市會より意見書を政府に提出して工事促進を陳情した。

是より先兵庫新川より分岐する臨港鐵道工事促進に關し、市長より昭和六年一月十八日・六月十七日・八月四日何れも鐵道大臣に陳情し、市會も亦四月七日意見書を提出せる結果、同工事は十二月二十三日より著手せらるゝに至つた。また本港に貯木場設置の急務なるに鑑み、本市は此年一月十四日港灣協會へ建議案として提出し、四月二十七日・五月二十六日・十二月十九日の三回に亙り市長よりも陳情書を、十二月十六日市會より意見書を政府に提出し、遂に十二月十八日政府は昭和七年度に於て失業救濟事業として七十五萬圓を以て施行するに內定し、豫算に計上の見込なるの通知に接した。神戸港第二期擴張工事の開始と共に創立せられた

る內務省神戸土木出張所は政府の行政及財政整理の爲め廢止され、代ふるに築港事務所を以てせんとするを聞き、七月十四日市會は本所廢止反對の意見書を出し、市長よりも九月十七日・十月十日・十一月十八日・十二月十六日の四回に亙り陳情し、十二月十九日市會も再び意見書を提出して極力之に反對の陳情をなしたる結果、十二月末に至り漸く存置方の內報に接して目的を達成し得たのであつた。斯くの如く神戸市は其生命たる港灣の修築に對しては常に全力を傾注し、昭和三年度以來財政逼迫の現狀をも顧みず、既に工事費年度割分擔額も同六年度を以て支出し終りしに拘らず、政府は尙工事費の節減及繰延を爲せるを以て、同八年十一月十八日市長は修築工事費の同・九年度豫算額の削減阻止幷陸上設備費の增額復活に關し陳情するところがあつた。かくして本市會の政府に工事進捗を促す實にここに前後十回の多きに達し、本市長亦之と相呼應して促進運動を續け、港灣協會よりの陳情も亦幾回となく繰返へされたのであつた。

臨時神戸築港陸上設備調査會

神戸港修築工事の漸次進捗するに伴ひ、神戸市は其單獨經營に屬する內國貿易陸上設備工事に著手するに先だち、大正十四年二月二十五日臨時神戸築港陸上設備調査會を設けた。本會は市助役を會長に、市會議員・市吏員及學識經驗ある者を

選びて委員とし、市長の諮問に應じ、神戸港內國貿易陸上設備幷に之に關する必要事項を調査審議すると共に、之に關し市長に建議するものにして、翌三月十日第一回委員會を開催し、市長諮問案「神戸築港內國貿易陸上設備如何」に就き調査を行ひ、爾後審議を重ぬること三回、昭和二年七月十九日其決定を告げたるを以て、直に市長に答申して、陸上設備の計畫に多大の貢獻を效した。

港灣協會の創立と神戸港修築工事促進運動

是より先大正十二年一月港灣政策を考究し、港灣及海陸連絡設備の完成を促進し、港灣利用の方法を改善すると共に、港灣關係者間の連絡懇親を圖る目的にて港灣協會設置せられ、會長には水野錬太郎就任せしが、神戸市は一級特別會員として入會し、同年八月には其兵庫縣支部の設立を見るに至つた。是に於て本支部は同年十一月八日神戸市會と相呼應して、神戸港修築工事促進を港灣協會に建議し、同協會より之に關し政府へ陳情するところがあつた。大正十二年十月神戸市に開催豫定の同協會第一回總會は震災にて延期せられ、翌十三年四月五・六兩日港灣行政幷本港宣傳の關係上、兵庫縣と神戸市聯合の下に之を開催し盛會を極めた。又本支部は神戸港第二期修築工事の再三繰延らるゝに方り、同十三年九月支部委員會を開催し、既定年度內に必ず竣功せられんことを港灣協會長宛陳情した。尙大

正十五年二月港灣協會より本市に對し、臨港地域設定の要否照會に接したるを以て、同年九月港市發展の要諦は繋りて其港灣利用の如何に胚胎し、臨港地域の設定は海陸連絡の楔子なれば、内外貿易に關する集約的設備を要する切なるものあるを以て、特に本市に同地域設定を要する旨回答した。昭和二年四月福岡市に同協會第四回通常總會開かるゝや、本市は神戸港修築工事促進を政府に建議するの件を提出し、同會は之を即決可決し、五月港灣協會より關係主務官廳へ建議せられた。此年十月本協會定款變更の結果、神戸市長は常議員幷理事に、市港灣部長は常議員に各選任せられしが、同協會法人組織後の第四回通常總會の昭和六年五月大連市に開會せらるゝや、本市よりは神戸港内に木材檢査幷貯藏場設置方を政府に建議するの件を提出し、市長及市會議長之に出席し、提案理由を縷々説明するところある等又盡す所多大であつた。

第四節　内國貿易修築工事の進捗と陸上設備の施工

神戸港に於ける内國貿易の重要性に鑑み、政府は神戸港第二期修築工事により

內國貿易修築工事の工程

設備完成に努めしが、昭和八年度末に於ける內國貿易に關する修築工事は左の如く殆ど竣功するに至つた。

種別		位置	干潮面以下ノ水深	計畫 面積又ハ延長	竣功 面積又ハ延長	竣功 步合	摘要
埋立	內國貿易設備	兵庫地先	平均 八・五米	二六七、七六九・八平方米	二四八、五九六・二平方米	〇・九三	土量三、一九九、二四八立方米 竣功土量三、〇四八、九三六・九
		海岸通地先	平均 八・五	六〇、三四〇・八	四四、二九七・七	〇・七三	土量五一二、八三六・八 竣功土量三四三、一一二・二
計				三二八、一一〇・六	二九二、八九三・九	〇・八九	
繫船岸壁	內國貿易設備	兵庫地先	九・一米	六九〇・九米	六九〇・九米	一・〇〇	大小船舶十六隻繫維
		同	八・五	三〇九・一	三〇九・一	一・〇〇	
		同	七・三	一、二一八・三	一、二一八・三	一・〇〇	
		海岸通地先	九・一	五八〇・〇	五八〇・〇	一・〇〇	大小船舶七隻繫維
		同	五・五	三七〇・〇	三〇・九	〇・〇八	
計				三、一六八・三	二、八二九・一	〇・八九	

物揚場	内國貿易設備	兵庫地先	三・六	五一八・二	五一八・二	一・〇〇	國産波止場改築延長ヲ含ム
		同	二・七	一、一八一・八	七七〇・九	〇・六五	
		海岸通地先	二・七	七五九・五	五四・五	〇・〇七	
計				二、四五九・五	一、三四三・六	〇・五五	
假護岸	内國貿易設備	兵庫地先	—	二四五・五	二四五・五	一・〇〇	
航路浚渫工事	土量 一、二五一、五六六・〇立方米 竣功土量 五七六、九四一・四						

兵庫埋立地使用承認經過

是等修築工事の進捗するに伴ひ、神戸市は昭和四年度以降七箇年繼續事業として、順次是等の地の使用承認を得て其陸上設備工事を起し、或は一般業者に貸與した。先づ兵庫埋立地の一部に屬する兵庫出在家町地先埋立地二千百六十平方米の竣功するや、貨物の陸揚・船積及藏置場所として適當の地なるを以て、本市は之が一時使用認可を内務省に申請し、大正十五年九月八日内務省神戸土木出張所より貨物藏置所となさざること等を條件として無償使用の承認を得、直に之が管理并使用規程を制定し、翌十月一日より之を實施して一般業者に利用せしむるに至り

しが、爾後昭和八年度末迄に兵庫埋立地の使用認可面積總計約二十三萬七千二百二十四平方米(七萬一千七百六十坪餘)、沿岸利用認可總延長二千八百六十五米餘を算し、未だ使用承認を得ざるは中央埋立地西南部僅少の地に過ぎざるに至つた。而して昭和八年七月には中突堤埋立地の一部の使用認可をも得た。左に使用認可場所・面積等を表示する。

使用認可場所面積表

使用認可地	使用認可條件	認可地面積	認可年月
兵庫出在家町地先	貨物藏置場トセザルコト	平方米 二、二六〇	大正十五年九月八日
同上北隣接地		八四二	昭和二年五月二十三日
同上北隣接地	貨物藏置幷積卸用地	五、八〇三	同　四年八月二十七日
同上北隣接地	中央卸賣市場敷地	一一、〇〇八	同　上
同上地ニ北接シ新川ニ至ル地		三、二二三	同　五年五月十九日
同　上	道路敷	七四六	同　上
中央埋立地根元部ヨリ第二突堤頭部ヲ除ク地ニ至ル大部分	陸上設備工事施行	九〇、六〇〇	同　年六月二十四日
中央埋立地根元部	海港博覽會場トシテ七月一日乃至十一月三十日臨時使用	五九、五〇〇	同　年七月一日
中央埋立地ノ第一及第二突堤間	陸上設備工事施行	一五、三三九	同　年八月二十六日

第二突堤頭部	物揚場	二〇、五九五	同 六年三月十八日
中央埋立地根元部ノ北部及南部ト中央埋立地ノ東南部トノ沿岸		各幅員 一五米	同 年七月六日
中央埋立地北部		二五、九四一平方米	同 年十月一日
第一突堤西半		二七、六四〇	同 七年六月九日
中央埋立地西側東寄		六、五三九	同 年十一月五日
中央埋立地北側沿岸	繫船岸壁	延長 二〇三米	同 年十二月七日
第一突堤東半		二七、〇七五平方米	同 年同月十六日
第一突堤兩側沿岸	繫船岸壁	延長 一、三九四米	同 年同月十七日
中央埋立地東部一帶、同西部北半及同根元部ノ各沿岸	物揚場	延長 一、〇一〇	同 上
中央埋立地南側沿岸	假護岸	延長 二五八	同 上
中央埋立地根部西方		六、六九九平方米	同 八年二月二日
中央埋立地西南部	道路敷	六七	同 年同月七日
中突堤内國貿易用埋立地ノ中央部	貨物藏置并道路敷	一三、〇七六	同 年七月十二日

兵庫埋立地陸上設備工事の著手

神戸市の自ら行ふべき兵庫埋立地及中突堤に於ける内國貿易陸上設備工事は、先づ兵庫埋立地より著手することとし、本市は昭和四年四月二十日政府に之が工

事施行許可を申請せしが、同五年七月廿九日本件は稅關用地并鐵道交叉關係等相當調査を要するを以て、昭和四年度繰越額を含む同五年度豫算の範圍内に於て施行し得べき工事計畫、卽ち兵庫埋立地の内第二突堤頭部より約百六十四米を除きたる殘部、第二突堤と根部との連絡部及第二突堤の根部と其南部に於ける道路•下水•鐵道及上屋工事に限りて認可せられ、尙第二突堤分岐點に通ずる幹線道路は幅員二十九米の計畫なるも、將來の混雜を豫想せらるゝを理由として、之が擴張につきても考慮すべきを附記し來つた。是に於て本市は先づ埋立地の整地工事より道路築造、工事用器具機械の購入、工事用建物の建設に著手し、かくて愈〻陸上設備工事も其緖に著くに至つた。昭和六年五月三十日同年度以降に實施すべき陸上設備工事の認可を申請せしが、翌七年二月五日本工事は都市計畫等の關係上尙調査を要する事項ありとし、同六年度豫算の範圍内に於て施行せらるべき工事、卽ち兵庫第二突堤の内、曩に認可を受けたる部分を除ける頭部の道路•下水•鐵道及上屋工事につきてのみ認可せられた。これより先昭和四•五•六年度に於ける道路•下水•荷役場通路工事は同六年四月畑工務店、同上屋建築工事は同年六月川崎造船所の各請負に附した。

鐵道道路及中突堤の工事著手

兵庫新川より分岐する臨港鐵道工事は鐵道省の施行に屬するを以て、之が工事促進に關し市長より昭和六年一月・六月・八月の三回、市會も亦四月に政府に陳情するところありしが、遂に十二月十三日該工事の著手を見た。而して神戸市の敷設すべき兵庫埋立地に於ける鐵道に關しては、同年十月二十八日本市は其運行幷施行を鐵道省に委託する條件の下に敷設方を出願せしが、翌七年十一月二十二日に至り漸く其承認を得、直に貨物輸送用鐵道延長六千三百四十三米の敷設を大阪鐵道局に委託した。ついで昭和七年六月十三日には同七年度以降施工すべき陸上設備の認可方を申請し、また同年八月二十五日從來兵庫埋立地内には市電を乘入るゝ計畫なりしが、此くては中央卸賣市場への鐵道引込線と平面交叉すべきを以て、昭和七年八月本市は保安其他の關係上市電を市營乘合自動車に代へ、將來必要に應じて敷設し得るやう一部道路の幅員變更方を政府に申請せしに、同年十一月三十日計畫の一部を變更して認可せられ、之によりて國產波止場(中突堤)を縱貫する十八米道路は、神戸都市計畫街路幅員十八米との連絡を圓滑ならしむる爲に變更し、兵庫西出町・川崎町・宮内町・鍛冶屋町及島上町地先埋立地内道路は神戸都市計畫街路及幹線街路との連絡上變更することの二條件が附せられたのであつた。

昭和八年度に至る內國貿易陸上設備費

又中突堤の內國貿易用陸上設備工事は兵庫突堤の陸上設備竣功を俟ちて漸く昭和八年十月に至り著手せられ、先づ試驗杭打工事を行ひ、上屋幷道路建設工事を開始するに至つた。

神戸市の經營に係る內國貿易陸上設備は、昭和五年度著工以來、兵庫埋立地上設備の竣功を經て中突堤の工事に著手せる同八年度迄の所要經費は實に百五十八萬二千餘圓に達し、之を細別すれば左の如くにして、其內中突堤の同八年度に於ける經費は約一萬五千圓であつた。

種目	所要經費	種目	所要經費
事務費	八二、一〇八圓	工事費	一、四八二、八五五圓
荷役場及通路工事費	一五一、九二七	道路工事費	二二六、七三六
下水道工事費	三三、二七六	雜設備費	二一、五〇一
鐵道工事費	二三五、七九七	工事用器具機械費	三五、三一五
荷役設備費	四三、五三二	工事用建物費	四、八三六
照明設備費	一九、〇七九	地質調查費	五、二九四

上屋建設費	七〇五、五六二		
諸費	一七、一七八	合計	一、五八二、一四一

第五節　神戸港灣設備の現況

第一　外國貿易設備

完成せる外國貿易設備

稅關新港の埋立地

昭和八年度現在に於て完成せる外國貿易設備としては、神戸稅關新港（第一期及第二期の一部）、同稅關波止場と私設に係る東神棧橋及岸壁・高濱岸壁・和田棧橋等である。先づ稅關新港に就いて見るに、埋立地は第一期工事に屬する二十七萬四千九十四平方米（八萬二千九百十三坪）及第二期工事に屬する二萬九千十八平方米（八千七百七十八坪）にして、突堤は四箇、岸壁總延長三千四百五十五米、之が有效延長三千三百四十二米（一千八百三十八間）にして、之を細別すれば左の如くである。

名稱	全長	幅員	岸壁延長	岸壁有效延長	水深
第一突堤	三六三・六米	一〇一・八米	八二九・一米	八〇一・八米	東側西側南側各九・一米

第二突堤		三六三・六	一〇一・八	八二九・一	八〇三・六	東側西側南側各九・一米
第三突堤	東側	三七八・二	一〇一・八	八四五・五	八〇〇・〇	東側頭部寄十・九米根元寄十米
	西側	三六五・五				南側十米西側九・一米
第四突堤	東側	四四五・五（第二期工事）	一一六・九	九五〇・九	九二六・四	東側頭部寄十・二一米根元寄十米
	西側	三九〇・九（南側五四・五米）				西側頭部寄十・九米根元寄十米

上屋と其配置

上屋は鐵造平屋建を主とし、岸壁沿十八棟、延面積六萬九千二百十平方米（二萬九百三十六坪）、物揚場沿二棟、延面積三千四百九十一平方米（一千五十六坪）にして、合計二十棟、延面積七萬二千七百一平方米（二萬一千九百九十二坪）を算する。左に之が配置及船席との關係を表示する。

一　配置

上屋名稱	船席番號	構造	階數	桁行及梁間	面積	所在
第十七號	A	鐵造	平屋	二五・五×一〇九・一	二、七七六・九平方米	第一突堤
第十八號	B	同	同	二五・五×八七・三	二、二二一・五	
第十九號	C	同	同	二五・五×八七・三	二、二二一・五	
第十四號	D	同	二階建	二五・五×一〇九・一	延 三、七四八・八	

第十五號	E	同	平屋	二五・五×八七・三	二、二二一・五	
第十六號	F	同	同	二五・五×八七・三	二、二二一・五	
第十一號	G	同	同	二五・五×一五二・七	三、八八七・六	第二突堤
第十三號	H	同	同	二五・五×一三〇・九	三、三三二・二	
第八號	I	同	同	二五・五×一〇九・一	二、七七六・九	
第十號	J	同	同	二五・五×八七・三	二、二二一・五	
第五號	K	同	同	二五・五×一〇九・一	二、七七六・九	第三突堤
第七號	L	同	同	二五・五×八七・三	二、二二一・五	
第三號	M	同	同	二五・五×一五二・七	三、八八七・六	
第四號	N	同	同	二五・五×一五二・七	三、八八七・六	
第一號	O	同	二階建	二五・五×一六三・六	延五、五二三・二	第四突堤
第二號	P	同	平屋	二五・五×一四一・八	三、六〇九・九	
第二十號（第二期工事）	Q	鐵筋混凝土	三階建	三二・七×一八五・五	延八、八三四・七	
第二十一號（第二期工事）	R	同	二階建	三六・四×一四一・八	延一〇、八三七・四	
第一號		木造	平屋	二一・八×一〇一・八	二、二二一・五	第一物揚場
第二號		同	同	二一・八×五八・二	一、二六九・四	

二　配置及船席

繫船岸壁	有效延長	船席		上屋 棟數	上屋 延面積	位置
水深十二米岸壁	三〇一・八米	大型船	一隻	一棟	八、八三六・四平方米	第四突堤東側頭部寄
水深十一米岸壁	四七二・七	大型船	二	二	九、四二一・六	第四突堤西側頭部寄、第三突堤東側頭部寄
水深十米岸壁	四七八・二	大型船	三	三	一八、三三四・〇	第四突堤西側根元寄第三突堤東側根元寄
水深九米岸壁	一、七四五・五	（中型船 （小型船	一〇 一五	一二	三二、六二八・二	第一・第二突堤兩側、第三突堤西側
計	二、九九八・二	十六隻乃至二十一隻		一八	六九、二二〇・二	

物揚場

物揚場は三箇所總延長五百四十五米、艀用岸壁は二箇所總延長百七十八米にして左の如くである。

名稱	位置	延長	水深	上屋 棟數	上屋 總面積
第一物揚場	第一突堤根元假防波堤以北京橋間	二三六米	二・七米	二棟	三、四九一平方米
第二物揚場	第一及第二突堤根元間	一四五	二・七	―	―

第三物揚場	第三及第四突堤根元間	一六四	二・七	—	—
第一岸壁(艀用)	第一物揚場以南假防波堤根元間	三三	二・七	—	—
第二岸壁(艀用)	第二及第三突堤根元間	一四五	二・七	—	—

官設荷役設備

官設荷役設備としては左の諸施設を有してゐる。

種別	扛力	數量	位置
移動式電氣起重機	五噸	八	第一・第二・第三・第四各突堤
	二噸半	二	第四突堤
	一噸半	一三	第一・第二・第三・第四各突堤
移動式蒸汽起重機	一噸半	一	第二岸壁(艀用)
定置式手動起重機	三〇噸	一	第一岸壁
	五噸	四	第一物揚場
ホイスト	一、五〇〇封度	六	第二十一號R上屋
エレベーター	五、〇〇〇封度	一	
ストレートシユート	五〇噸(一時間)	六	

港內鐵道

稅關新港構內に於ける敷設鐵道は總延長二十粁に達し、各突堤繫船岸壁沿に一線、上屋背面道路沿に二線又は三線、物揚場沿上屋背面に二線ありて小野濱驛に連

絡する。是所謂小野濱臨港鐵道にして、第二及第三突堤間中央幹線道路に面して神戸港驛あり、專ら輸出入貨物の取扱に利用せられてゐる。

船舶給水及其他の設備

船舶給水栓は第一乃至第四突堤に神戸稅關所管六十四箇、神戸市所管七十八箇合計百四十二箇ありて、何れも給水栓口徑七・六糎(三吋)、一時間の揚水量二十七噸の能力を有してゐる。繫船柱は五十二箇所に設けられ、第一乃至第四突堤に四十一箇、第一突堤根元假防波堤に二箇、第二物揚場・第二岸壁及第三物揚場に各三箇配置せられてゐる。船舶信號所は第四突堤先端に設置し、各突堤繫留船舶に對して揚旗信號をなしてゐる。葺合港灣前面約十二萬九千五百平方米の貯木場は昭和七年度追加工事として翌八年度竣功せるものである。

私設倉庫

稅關新港に於ける私設倉庫は左の如くである。

名稱	位置	構造	階數	建面積	延面積	敷地面積	竣功年月
川西倉庫	第一突堤東寄根元	鐵筋混凝土	五階	平方米 三、四三一・四	平方米 二一、九八六・九	平方米 三、五八〇・二	大正十四年六月
同冷藏庫	同	同	四階	一、四九四・二	六、〇五九・五	一、七八八・四	昭和六年四月
住友倉庫	第二突堤西寄根元	同	五階	三、三四九・五	一六、七三七・三	六、八四三・〇	大正十五年六月

三菱倉庫	第二及第三突堤間	同	五階	七、三九一・八	三二、三六六・六	七、三九一・八	昭和三年三月
東神倉庫	第三及第四突堤間	同	四階、一部五階	七、八六四・五	三三、三三八・二	九、一〇〇・九	大正十五年六月
同	小野濱	同	六階	六、二〇一・七	三二、八二六・六	二五、四三一・五	昭和八年十二月
同	同	鐵骨バラック建	平家	一三、〇九七・六	一三、〇九七・六	不明	同
計				四二、八二六・七	一五四、一六二・七		

是等倉庫の荷役設備を表示すれば左の如くである。

名稱	荷役設備			
川西倉庫	荷物昇降機	三噸二基、二噸一基	ホイスト	〇・五噸六基
	定置起重機(冷藏庫共用)	三噸一基	移動起重機	〇・五噸二基
	電氣トラクター(冷藏庫共用)	五基	鐵道引込線	百六十米
川西冷藏庫	荷物昇降機	二噸二基	トレーラー	六臺
	ウヰンチ	一・五噸一基		
	天井走行起重機	三噸一基	單軌條トランスポーター	三噸一基

住友倉庫	定座式トランスポーター　一・五噸二基 電氣トラクター及トレーラー　各數臺 鐵道引込線　二百二十米	移動式直線起重機　一・五噸一基 荷物昇降機　八千封度一基
三菱倉庫	エレベーター　一萬封度一基、八千封度四基 スパイラルシユート(三・四米×三〇・〇米)一基 ホイスト、デリツク其他　十一基 鐵道引込線　四百米	テルファー　二臺 起重機　一噸一基 トラクター、トレーラー　各數十臺
東神倉庫	電氣クレーン　五基 電氣及ガソリントラクター　三十九臺 電氣ホイスト　〇・五噸十臺	エレベーター　八千五百封度七基 ホイツプホイスト　〇・五噸二十二臺

稅關波止場及物揚場

神戸港に於ける稅關所管に屬する施設としては、上述せる稅關新港以外に波止場六箇所及物揚場一箇所あり、之が設備を摘記すれば左の如くである。

名稱	荷役場延長	水深	上屋		摘要
			棟數	面積	

第一波止場	二四〇米	一・一米	三棟	一、五三七平方米	定置式平動起重機 五噸一臺 定置式蒸汽起重機 五噸一臺
米利堅波止場	一九〇	一・八―二・七	二	一、七三六	
第二波止場	五一一	一・五	九	八、一八五	定置式平動起重機 五噸一臺
第三波止場	八〇	一・五	―	―	
蟹川物揚場	七八	一・二	二	一、一六四	
川崎波止場	三一一	一・五	七	九、三二三	幅員六米長十六米棧橋 五箇 鐵道延長四粁
兵庫波止場	三四	一・八	一	三三一	

高濱岸壁
和田棧橋
東神岸壁
東神棧橋

高濱岸壁及和田棧橋は共に三菱倉庫の經營にかゝり、東神岸壁及東神棧橋は東神倉庫の經營に屬し、是等岩壁幷棧橋は其接續地帶と共に概ね保稅地域にして、背後には多數の上屋・倉庫を有してゐる。其設備を左に示す。

名稱	延長	幅員	水深	船席	上屋（用地內）棟數	上屋（用地內）面積	倉庫（用地內）棟數	倉庫（用地內）面積	照明設備
高濱岸壁	六三三米	―米	五・五―八・二米	三	六棟	二二、〇三五平方米	四二棟	二九、三八〇平方米	アリ
和田棧橋	一八二	一九	九・一	二	二	一、三二〇	―	―	アリ

東神岸壁	二七一	—	九・一	二	四	一〇、二四五	—	—	アリ
東神棧橋	一八二	三六	一〇・〇	二	一	一、七九五	—	—	アリ

而して是等地域に於ける荷役設備の狀況は左の如くである。

名稱	荷役設備			
高濱岸壁	構內面積	八八、五三九・二平方米	移動式電氣起重機	三噸八基
	移動式蒸汽起重機	一・五噸四基	定置式電氣起重機	十五噸一基
	ホイスト及デリック	一噸及〇・五噸十基	スタッキングマシン	四基
	浮裝蒸汽起重機	二噸及一・五噸二基	給水、照明設備アリ	
	構內鐵道	八・八粁		
和田棧橋	構內面積	七二、六九四・五平方米	エレベーター	一萬封度二基
	起重機	一・五噸十六基	デリック	一千封度六基
	ホイップホイスト	七百封度五基	シュート、コンベヤー	二臺
	可動ホイスト	〇・二五噸十三基	スタッキングマシン	八基
	構內鐵道	五・九粁	給水、照明設備アリ	

東神岸壁及棧橋	定置式蒸汽起重機　三噸一基　移動式電氣起重機　四噸一基 電氣ホイスト　〇・五噸四臺

工事中の外國貿易設備

濱邊通地先

第二期擴張計畫による外國貿易設備にして、現在施工中に屬するものは、主として東部海面の埋築と之が附帶陸上設備である。濱邊通地先埋立總面積は二十六萬三千百四十二平方米、此所用土量四百三萬三千五十九立方米にして、今や竣功面積は二十五萬六千二百五平方米、竣功土量三百五萬三千三百四十四立方米に達して殆ど竣功せるに近く、殊に第四突堤東側二萬九千十八平方米は既に完成を告げて利用中にかゝる。第五突堤は延長四百四十六米、幅員百四十六米、岸壁延長一千四十二米にして、水深は西側頭部寄十二米、西側根元寄・東側及南側は何れも十米を有し、第六突堤は延長四百四十六米、幅員百六十四米、岸壁延長八百九十一米に達し、水深は西側十米にして、突堤中間には幅員五十四・五米、延長四百九米、水深三・六米を有する艀渠がある。第五突堤中央部には一萬六千二百六十五平方米の倉庫敷地あり、埋立地一帶には四萬四千八百三十三平方米の一般貸地を作成する豫定である。而して上屋は第四突堤上の第二期工事に屬せる第二十一號上屋は昭和五

年九月、第二十號は同七年五月共に竣功し、尚第五・第六兩突堤には左の如く六棟建造の豫定となつてゐる。

上屋名稱	構造	階數	桁行及梁間	延面積	所在
第二十二號	鐵筋混凝土	平屋	二七・三米×一六三・六米	四、四六二・八平方米	第五突堤
第二十三號	同	同	二七・三×一六三・六	四、四六二・八	
第二十四號	同	同	二七・三×一四七・三	四、〇一六・五	
第二十六號	同	同	二七・三×一〇九・一	二、九七五・二	
第二十七號	同	二階建	二九・一×一四七・三	八、五六八・六	第六突堤
第二十八號	同	平屋	二九・一×一〇九・一	三、一七三・六	
合計				二七、六五九・五	

是等上屋の配置及船席との關係は次表の如くである。

繫船岸壁	延長	船席		上屋 棟數	上屋 延面積
十二米岸壁第五突堤西側頭部寄	二〇〇・〇米	大中型船	一・〇	一棟	四、四六二・八平方米
		小型船	一・五		

十米岸壁	第五突堤西側根元寄	二四五・五	同	一・〇	一・五	一	四、四六二・八
	第五突堤東側	四四五・五	同	二・〇	三・〇	二	六、九九一・八
	第六突堤西側	四四五・五	同	二・〇	三・〇	二	一一、七四二・二
	第六突堤東側	四四五・五	同	二・〇	三・〇	—	—
合計		一、七八二・〇	大中型船 小型船	八・〇	一二・〇	六	一七、六五九・六

荷役設備としては埠頭用移動式電氣起重機扛力五噸のもの二臺及一噸半のものの七臺を設くる豫定にて、鐵道は繫船岸壁沿に一線、上屋背面沿に一線乃至二線、物揚場沿上屋背面に二線を配し、其總延長九・六粁に達し、小野濱驛に連絡し、別に給水・照明等の施設を適宜に施す豫定である。

海岸通地先

海岸通地先埋立地總面積は四萬六千八十三平方米にして、中突堤及第二波止場前三萬一千五百五十四平方米、西遊園地先一萬二千九十三平方米、米利堅波止場頭部二千四百三十六平方米である。是等埋立地の上屋は總計八棟、總延面積一萬一千五百十四平方米、何れも平屋建にして、其中米利堅波止場の第五號及第六號(何れ

も西側)の二棟の完成せる外は、何れも未だ竣功を見ず、第二波止場の第七號乃至第九號の三棟は木造にして、何れも桁行及梁間は二十五・五米と六十米、延面積一千五百二十七平方米を有し、中突堤物揚場の第十號乃至第十二號の三棟は鐵骨造にして、何れも桁行及梁間は十八・二米と九十五・三米、延面積一千七百三十二平方米である。物揚場は總延長六百四十四間にして、西遊園地先二百七十三米、米利堅波止場頭部二百十一米、第二波止場地先二百七十四米、中突堤東側四百十三米に分たれ、是等物揚場の水深は中突堤東側の三・六米を除けば他は何れも二・七米である。

是等神戸港築港諸工事中海面埋立・繫船岸壁及物揚場等の諸工事は內務省所管の下にあり、同陸上設備は大藏省の所管に屬して施工せられしが、今昭和八年度末に於ける是等諸工事の竣功歩合を表示すれば左の如くである。

昭和八年度末工事工程表

一　修築工事工程表

種別	位置	計畫		竣功		摘要
		干潮面以下ノ水深	面積又ハ延長	面積又ハ延長	歩合	
埋立　外國貿易設備	海岸通地先	—　米	四六、〇八二・九 平方米	三八、六七七・九 平方米	〇・八四	西遊園地及第二波止場前面突堤 土量　四七二、四二六・九 立方米 竣功土量　二二二、三八九・二

立		濱邊通地先	—	二六七、七六九•八	二五六、一九九•五	〇•九六	濱邊通前面 土量四、〇三三、〇五八•九 竣功土量三、〇五三、三四四•二
計				三一三、八五二•七	二九四、八七七•四	〇•九四	
繫船岸壁	外國貿易設備	濱邊通地先	一二•一	四一八•二米	四一八•二米	一•〇〇	大小船舶十五隻維繫
		同	一〇•九	六六•四	六六•四	一•〇〇	
		同	一〇•〇	二、一八三•一	二、一〇六•七	〇•九七	
計				二、六六七•七	二、五九一、三	〇•九七	
物揚場	外國貿易設備	海岸通地先	三•六	四一二•七	四一二•七	一•〇〇	米利堅波止場增築延長ヲ含ム
		同	二•七	七五七•三	五〇八•二	〇•六七	
		濱邊通地先	三•六	一、三四三•六	一、〇九〇•九	〇•八一	
		同	二•七	二〇〇•〇	一三一•八	〇•六六	
計				二、七一三•六	二、一四三•六	〇•七九	
假護岸	外國貿易設備	濱邊通地先	—	二九〇•九	二九〇•九	一•〇〇	

貯木場	同	葺合沖	―	二三九、五八七・四平方米	二三九、五八七・四	一・〇〇	昭和七年度追加工事

二　陸上設備工程表

種別	計畫數量	竣功數量	竣功步合	摘要
道路	六六、三五〇・七平方米	二六、〇九二・七平方米	〇・三九	
構内鋪裝	六三、二〇三・六	一六、八七六・一	〇・二七	
上屋	五四、七二四・二	木造二棟 一、七三五・五 鐵筋混凝土二棟 二〇、六七六・八	〇・四一	木造上屋 一一、五一四・二平方米 鐵筋混凝土上屋 四三、二一〇・二
鐵道	七、一三〇米	一、一三〇米	〇・一七	
起重機	九基	三基	〇・三三	

第二　内國貿易設備

昭和五年工事に著手し、同八年全く竣功せる兵庫埋立地の内國貿易陸上設備は、各其功成ると共に順次利用を開始せしが、今是等新設備に從來の施設を併せて叙述し、漸く完備せんとする神戸港内國貿易設備の現況の一班を窺ふこととする。

一　國産波止場及中突堤

國産波止場の設備

國産波止場は明治四十年竣功し、神戸港船渠と稱し、海陸運輸株式會社の經營するところなりしが、大正十四年三月に至り神戸市は二十五萬一千圓を以て之が讓渡を受け、同年四月海岸通四丁目の上屋内に國産波止場事務所を設け、同月二十日國産波止場管理竝使用料條例を公布して同月一日より實施し、翌五月十八日同條例施行細則と共に國産波止場處務規程を公布實施し、翌十五年九月事務所を附近の神戸水上署舊廳舍へ移轉し、著々管理經營に當つたのであつた。此全面積は八千三百五十三平方米にして、其中神戸市有地は四千五十六平方米を占め、其他は兵庫縣の六百五十四平方米、大藏省の八百六十三平方米、内務省の六百四十平方米、鐵道省の二千百四十平方米の各用地に分れ、小突堤二箇ありて何れも延長五十五米、幅員三十六米にして、荷役場は延長三百八十九米、上屋は小突堤に各一棟、海岸に三棟ありて全建面積一千九百八十八平方米に達してゐる。棧橋は延長百二十六米、幅員九・一米の内航大棧橋及延長二十四米、幅員三・六米の内航小棧橋の二箇あり、棧橋附近の水深は五・五米、荷役岸は三米なりしが、修築工事の進捗に伴ひ、大棧橋は昭和七年五月國産波止場東突堤に移轉し、同時に小棧橋は撤去を餘儀なくせられた。今同棧橋の大正十四年度以降の出入貨物噸數を示せば左の如くにして、近年減少

の傾向にあるは、一般財界の不況に由るものである。

年度別	物揚場經由貨物	棧橋經由貨物	合計
大正十四年度	五一〇、三七四噸	六三、三三六噸	五七三、七三〇噸
昭和二年度	五二二、三〇〇	七六、九四一	五九九、二四一
同四年度	四六四、四九五	七五、三三七	五三九、八三二
同六年度	四一五、二三五	六四、五九二	四七九、八二七
同八年度	四〇五、八二三	六六、九四九	四七二、七七二

此國產波止場利用による收入は、旅客及貨物の棧橋使用料、物揚場・上屋・土地の使用料を主とし、少額の旅客手荷物棧橋使用料及貸家料にして、昭和二年度九萬八千圓に上りしが、漸減して同七年度六萬九千圓となり、翌八年度には使用料を低減せるを以て五萬七千圓に減少した。

中突堤の設備

國產波止場の狹隘を告ぐるや、大正八年内務省は其東方海面約七十三米を隔てて海面を埋築し、中突堤築造の工を起し、其完成後は神戸市に移管することとなつた。其計畫に據れば埋立總面積約六萬三百四十平方米にして、突堤は延長六百

五十一米、幅員九十一米に達し、就中頭部東寄屈曲東半面延長四百十三米は、水深三・六米を保ちて將來外國貿易地帶として使用するの外は、臺灣航路の大型船を始め中國航路其他の大小船舶の繫留荷役に便せんとするものである。繫船岸壁は水深九・一米、延長五百八十米と水深五・五米、延長三百七十米との二箇所に分れ、物揚場は水深二・七米、延長七百五十六米に達してゐる。而して之が陸上設備は専ら神戸市の施行するところにして、上屋は繫船岸壁沿五棟七千八百三十五平方米、物揚場沿二棟三千三百六平方米を築造するの豫定である。是等中突堤の諸施設の昭和八年度末に於ける竣功程度を見るに、埋立面積四萬四千二百九十八平方米にして、繫船岸壁は水深九・一米の部分は昭和七年完成し、水深五・五米の部分は僅かに三十一米竣功せるのみなれど、兩岸壁完成すれば大小船舶七隻を維繫するに足り、物揚場は未だ著工せるのみにて、國產波止場改築延長を合するも七百五十六米の內五十五米竣功せるに過ぎず、繫船岸壁沿上屋三棟二千九百七十五平方米は昭和八年度末工事成り、是等竣功部分は漸次使用を開始しつゝある。

二　兵庫突堤

兵庫突堤の設備

內務省の施工にかゝる兵庫埋立地總面積は實に二十六萬七千七百七十平方米

(八萬一千坪)に達し、今や島上町海岸の一部埋築工事をのみ殘して二十四萬八千五百九十平方米の埋立を完了し、其中貸地は一號地四萬四千八百二十平方米、二號地六萬四千三百十平方米にして、此地は民間の施設に任ずべき倉庫及上屋の建設敷地とせられた。突堤は第一・第二の二箇あり、何れも延長四百三十六米、幅員百二十七米にして、繋船岸壁は二千二百十八米を算し、水深九・一米の延長六百九十一米、八・五米の分二百九米及七・三米の分一千二百十八米の三部に分れ、一千噸乃至一萬噸の大小船舶十六隻を同時に維繋するに足り、物揚場は水深三・六米、延長五百十八米の部分のみ完成し、水深二・七米、延長一千百八十二米の部分は一千四百二平方米のみ竣功し、四百四十六平方米の假護岸は全く其功を竣へた。棧橋は六箇ありて各、ピーヤ式にて、延長六米、幅員五米、水深一・七米にして石炭荷役に用ゐられ、上屋は繋船岸壁沿に八棟一萬七千三百七十五平方米、物揚場沿に二棟二千七百七十七平方米あり、是等上屋と船席との關係を表示すれば左の如くである。

繋船岸壁		有效延長	船席	上屋		
				棟數	構造	延面積
九米岸壁	第一突堤　南側頭部寄	一八一・八米	一	一棟	鐵造	二、四九九・二平方米

	第二突堤	南側頭部寄	一八一・八	一	一	同	二、七三七・二
		北側頭部寄	一八一・八	一	一	同	二、七三七・二
八米岸壁	第二突堤	南側中央	一五四・五	一	―	―	―
		北側中央	一五四・五	一	―	―	―
七米岸壁	第一突堤	南側根元	二五四・五	三	一	鐵造	一、六六六・一
		頭部	一〇九・一	一	―	―	―
		北側	四三六・四	四	二	同	三、六八九・三
	第二突堤	南側根元	一〇〇・〇	一	一	同	二、〇二三・一
		北側根元	一〇〇・〇	一	一	同	二、〇二三・一
		頭部	九〇・九	一	―	―	―
	中央埋立地北側		一八七・三	三	―	―	―
合計			二、一三二・六	一九	八		一七、三七五・二

是等繋船岸壁沿上屋背面には、兵庫新川驛より延長せる臨港線に接續する複線の構內鐵道延長六千三百四十三米あり、兵庫港驛新設せられて貨物運搬に便じ、荷

役設備としては扛力一・二噸なる埠頭用自動車型起重機二臺及扛力五噸の定置式手動起重機一臺を設置し、船舶給水・消火・照明・排水等の諸施設完備し、玆に舊態一變して堂々たる近代的港灣を形成し、西部神戸に於ける唯一の內國貿易地帶を現出するに至つた。

兵庫突堤の利用

兵庫埋立地の埋築工事漸次進捗するに伴ひ、神戸市は竣功部分の使用承認を受け、其陸上設備を施すと共に一般に使用せしむるため大正十五年十月一日兵庫埋立地管理竝使用規程を制定實施し、爾來設備利用の增加に伴ひ、昭和六年一月に至り兵庫突堤內に兵庫突堤事務所を設置し、同突堤萬般の事務を行ふこととなつた。かくて今や兵庫突堤の諸施設全く成り、淡路・紀伊・名古屋・小松島・德島・高松及沖繩方面の航路發著場の設置により果然貨客の輻輳を來し、埋立地使用者も年を逐ひて增加し、利用開始以來好成績を續けて今日に至つた。今試みに物揚場利用狀況を表示すれば左の如くにして、昭和七年以來の激增は特に驚くべきものがある。

年次	入貨物(揚)	出貨物(積)	合計
昭和二年	四三、七八五噸	六、七一二噸	五〇、四九七噸

同 四 年	五五、一五八	一〇、八五七	六六、〇一五
同 六 年	八〇、二〇一	一四、四〇二	九四、六〇三
同 七 年	一四四、九七六	三八、四七二	一八三、四四八
同 八 年	一五七、一四二	三二、三一一	一八九、四五三

尙昭和八年には物揚場利用貨物の外に繋船岸壁を利用せる入貨物十三萬五千噸、出貨物三萬八千噸及中央市場前入貨物一萬六千噸あり、兵庫突堤利用の全貨物は實に三十七萬九千餘噸の巨額に上つてゐる。而して兵庫突堤利用による收入は、昭和六年度迄は荷役料・貨物假置料・土地使用料にして、年々一萬二三千圓なりしが、昭和七年度より上屋使用料、同八年度より起重機使用料を加へ、同八年度には一躍十二萬五千六百餘圓に達した。

縣營港灣

兵庫縣經營に係る港灣に鈴木及葺合の二港灣がある。鈴木港灣は護岸延長四百七十米、荷役場延長二百七十米にして、葺合港灣は前者八百六米、後者三百八十米あり、其水深何れも二・四米である。

三　運　河

神戸市に於ては河川の利用するに足るものを缺くも、運河の發達は顯著なるものあり、現在に於ける運河は兵庫新川・兵庫・苅藻島・新湊川の四運河ありて、何れも皆神戸市の經營に屬し、專ら土木課の所管なりしが、大正十二年四月港灣部の新設と共に其所管に移り、更に昭和六年九月港灣部の土木部港灣課となるや、同課の所管に移つた。

兵庫運河

兵庫運河は明治三十二年兵庫運河株式會社の開鑿に係り、本線及支線より成り、本線は東尻池町九丁目海岸より南逆瀨川町二丁目兵庫新川に接續する延長一千八百四十六米、幅員三十八米乃至五十一米、水深平均二米にして、支線は東尻池町五丁目地先より分岐し、梅ヶ香町兵庫驛附近に至る延長七百二十七米、幅員十四米乃至二十九米、水深平均一・二米にして、是等總水面積は一萬四千二百九十四平方米を算した。然るに兵庫運河株式會社の事業次第に經營難に陷り、運河の浚渫も等閑に附せられ、爲に大正四年以來沿岸商工業者より其施設改善の聲高まり、神戸市にても之を市營に移すを適當なりと認め、幾多折衝の後、遂に同八年十二月本市は金六十萬圓を以て同社の事業及營業設備幷に物件を買收し、三十萬圓は現金、殘金は二十箇年以內、償還年利六分の市債券を以て交付すと定めた。是に於て本市は船舶・

筏の入津料徴收を元兵庫運河會社徴收人に一箇月二千四百圓にて請負はしめ、大正九年四月よりは直接徴收することとなり、同年十一月曩に申請中の運河管理條例幷に同使用料條例の認可を得るに至つた。

兵庫運河の施設

本運河には廻旋橋四、開閉浮橋一、固定橋四及鐵道廻旋橋一あり、本運河西入口の高松橋は手動式廻旋橋なりしが、市電第二期線の延長を機とし、昭和三年十一月之をバスキユール式跳上橋に改築し、午前一時より同五時迄に限り隨時開閉を行ひ、不倒式有檣船の航行に便ならしめた。然るに本運河支線根元は下水溝幹線と連續し、土砂塵芥の流出夥しく、運河の機能を阻害すること多きを以て、遂に昭和四年工事費十四萬一千餘圓を投じて延長七百二十七米の兩岸に護岸工事を施し、爲に兩岸の基礎强固となり、干潮面下一・七米の浚渫も可能となり、沿岸利用者に多大の便益を與ふるに至つた。又本工事の主眼たる下水溝よりの土砂塵芥處分に關しては、下水排水口に近く增田製粉所の寄附に係る五十九平方米の地上に約三米の泥溜を設置した。尙本工事附帶事業として堀止・尻池の二橋の橋脚を高め、桁下有效幅員を五・二米に改築した。

苅藻島運河の開鑿

苅藻島は明治三十一年及同三十三年兵庫運河株式會社によりて埋築せられ、總

面積二萬四百七十七平方米を有し、附近海面の碇泊船に多大の便宜を與へしが、同會社の經營難に陷るや、此内一萬二千二百十二平方米を分割賣却し、殘部八千二百六十五平方米は大正八年十二月兵庫運河と共に本市の買收するところとなつた。然るに同島南岸は常に波浪の衝撃を受け、數度の護岸修築も其效空しく、同島西部市有地は殆ど浸蝕崩壞して陸地の大半を失ひ、一方崩壞土砂は尻池村陸岸と接して丁字形半島を形成し、西部よりの舟筏航行を全く阻害するに至つた。然るに同島背後には工業地帶を控へ、兵庫運河出入船舶は逐年增加するに鑑み、本市は大正十四年四月總工費百四十六萬九千餘圓を以て苅藻島運河開鑿并に公有水面埋立の計畫を樹て、昭和二年八月内務省の認可を得、翌三年二月工事に著手し、同五年十月竣功を告げしが、物價下落によりて本工事豫算に殘餘金約九萬圓を生せしを以て、此中四萬七千圓を以て別に同年一月本運河水域内に屬する駒榮町一丁目市電發電所前地先公有水面積七千三百四十一平方米を埋築し、護岸・物揚場・道路敷及倉庫敷地を造成し、新湊川以西に於ける荷役關係を圓滑ならしむべき追加工事施行を申請し、同六年三月其工事竣功を見るに至つた。

苅藻島運河の設備

本事業完成後の狀況を見るに、市内濱添通地先海岸より南方へ約七十三米を距

て兵庫運河西入口より新湊川尻に至る區域と苅藻島西部隣接地域に於て防波護岸及物揚場築造の爲めの埋立を施行し、兩區域間を運河となし、其水路の幅員を六十三・六米として兵庫運河西口に連絡せしめ、此水路擁護の爲めには本埋立の最西端より約百九米の水路を保ちて延長二百八十二米と五十六米との二箇の直線形假防波堤を築造し、全部の水路を干潮面下三・六米に浚渫して入津に便ならしめ、附帶事業として道路・排水溝等の陸上設備を施した。之に據る埋立地總面積は七萬二千六百八十一平方米、此中追加工事としての區域は、湊川發電所前護岸より南方、東側は新湊川尻より、西側は既設防波堤に至る區域内七千三百三十九平方米あり、物揚場・護岸・道路敷等に一千百十四平方米を要した。更に物揚場として島の北側延長三百九十三米、西側船溜水面積九百九十二平方米の周圍延長百九米、陸側に於て運河西口より前面に至る三百十八米、追加工事に屬する七十三米、總計八百九十三米に及び、干潮面上二・四米として繫船設備を施し、又護岸は島側延長二十九米と陸側延長百九十五米、追加工事の七十八米、總計三百二米に達した。防波用護岸としては、島の南側延長三百四十六米、西側延長四十九米を築造し、天端干潮面上一・五米乃至四・九米とした。而して本事業完成に伴ひ人車の交通に便ずるため、九萬六

千圓を以て運河を横斷し、回轉及固定の二部より成る八十米に達する苅藻橋を架設した。又本運河完成するや、運河管理并使用料條例を制定し、昭和七年一月一日より土地并舟筏入津の管理及料金徵收を開始した。

新湊川運河

新湊川を開鑿せるは明治三十二年にありしも、其後久しく改修を加ふることなかりしが、沿岸地方の工業地帶として發達著しきに鑑み、本市は昭和三年省線鐵橋より上流部を改修し、昭和四年末より二箇年繼續失業救濟事業として工費六十一萬餘圓を以て同橋下流約三十米の箇所に於て前工事に接續し、之より川尻に至る延長約一千百二十二米の川筋兩岸を埋立て、大橋下流約百五十一米以南苅藻島運河西口に至る延長六百三十六米を浚渫して運河と爲さんとし、其工事の同六年三月完成を見るや、翌七年一月一日使用を開始した。本工事による埋立地は、總面積一萬一千五百八十平方米に達し、運河の兩岸は上流に於て左岸幅員十四・五米以上、右岸五・五米以上の道路敷を取り、護岸との間に埋立工事を施して物揚場又は荷役場に充當し、其總延長一千二百七十二米に達してゐる。運河幅員は二十七米乃至三十一米、水深は上流部一・八米、下流部三・六米にして、水面積は約一萬八千五百平方米を算せしが、尙上流より吐出する砂泥を止め、下流運河の埋沒を防がんがため大

橋下流堰堤の上流直前には沈泥地を設けた。又苅藻島運河追加工事による川尻南方埋立地先端に二十三米の假防波堤を築き、本工事區域内にある駒榮・庄田・北所の三橋は幅員狹隘なりしを以て有效幅員七・二米に架換へた。

兵庫新川運河

兵庫新川運河は兵庫縣管理に屬し、總延長一千二百八十六米、護岸二千六百十一米、河幅二十七米、水深一・二米乃至三米にして、之が水面積は五萬八千五百十三平方米、橋梁七箇所ありしが、市電高松線を延長せんとするや、大正十四年三月本運河東入口に當れる新川廻旋橋は軌道固定橋に改築し、有檣船の入津を可能ならしむべく、同橋梁桁下と滿潮面との空間限界を三米、幅員十五米なる二道の航通路を保有せしめた。然るに本運河は市營の兵庫運河と連絡し、舟筏の運航、荷役關係等密接不可分の關係にあり、又既に利用開始の内國貿易陸上設備幷に中央卸賣市場の利用等と相俟ち、此方面の荷役増加の傾向あり、こゝに本市は新川筋護岸の修築、新川底の浚渫、橋梁の架換等の改修工事を施し、荷役機能の充實と同川の浄化とを圖り、併せて港灣行政統一の必要を認め、昭和七年三月三十一日市會の議決を經て之が移管と改修工事の認可を内務省に申請し、翌八年七月十日認可あるや、八月一日著工せしが、本工事は同九年竣功の豫定である。

運河利用狀況

大正九年四月兵庫運河を神戸市直營に移すや、市は南逆瀬川町二丁目に運河東口徴收所を設置して入津料の徴收に當り、同年十一月運河管理條例幷に使用條例を制定實施せしが、運河利用增加に伴ひ、昭和三年十月高松町に運河高松橋詰所を設け、更に苅藻島及新湊川の兩運河開鑿せらるゝや、同六年四月高松町塵芥燒却場内に苅藻島運河東口徴收所を、苅藻通八丁目地先苅藻島埋立地に同西口徴收所を夫々開所して入津料の徴收を行ふこととなり、翌七年一月苅藻島及新湊川の兩運河と埋立地の利用開始せらるゝと共に、曩に實施せる運河管理幷に使用條例を改正し、舟筏入津料を低減し、新に埋立地使用料を定めた。然るに經濟界不況の故か、又使用料高きに過ぐるか、其使用豫期の如く增加するに至らざりしを以て、同八年四月條例を改正し、其使用料を低廉ならしめた。惟ふに是等諸運河は西部神戸に於ける商工業の重要地帶を貫通するを以て、其開鑿以來利用者年を逐ひて增加し、殊に兵庫運河沿岸一帶は市内唯一の木材置場を形成し、關西に於ける木材の一大集散地となり、又沿岸には新川貨物驛ありて省線兵庫驛と連絡し、海陸運輸に利便を與ふる大なるものがある。苅藻島幷に新湊川の兩運河は利用開始以來日尙淺きも利用漸次增加の傾向あり、今是等三運河利用狀況を觀るに、先づ入津船舶は大

正九年約五十七萬噸なりしが、其後四十八萬噸に減じ、昭和八年には五十六萬五千噸となつた。是等入津船舶は日本型間船・石船・西洋型噸船の三種類にして、其仕出港及仕向港は近畿・中國・四國・九州の沿岸に及び、大半は港內碇泊船舶の積卸貨物運搬に從事してゐる。而して運河沿岸は關西屈指の木材集散地なるを以て筏の運河入津數夥しく、本市は使用料條例に依る制限を附して最大を長十四・五米(四十八尺)、幅三・六米(十二尺)と定めしが、其入津數は大正九年乃至昭和八年に四千八百八十六連より四千四百三十六連となり、稍〻減少を示してゐる。尙運河利用による收入は大正九年度六萬八千圓にして、同十四年度八萬五千圓となり、昭和五年度には六萬二千圓に減せしが、爾後土地使用料を新に加へたれば、同八年度には九萬六千圓となり、此中土地使用料は四萬七千圓、船舶入津料は三萬三千圓、舟筏延滯料は九千圓となつてゐる。

第三　港內一般施設

一　防波堤

防波堤の港灣施設として缺くべからざるは言を俟たぬ。されば神戶港にありても夙に之が築造に留意せられ、既に本港第一期築港工事として東防波堤成り、次

いで同第二期工事として主要防波堤五箇の築造に著手し、此工事も昭和八年度末殆ど完成の域に達せしが、之を表示すれば左の如くにして、何れも內務省の所管に屬してゐる。

名稱	豫定延長	竣功延長	竣功年度及步合	摘要
東防波堤	一、一四九・〇米	一、一四九・〇米	大正七年度竣功	上部工ヲ除ク
南防波堤	一、二一九・五	一、二一九・五	昭和七年度竣功	同
東防波堤ノ一	一、三三二・〇	一、三三二・〇	同　年度竣功	同
東防波堤ノ二	一、五一二・六	一、五一二・六	同　四年度竣功	同
假防波堤	一、〇九一・〇	二六一・〇	二割四分竣功	
外國貿易舊設備船溜防波堤	一八一・八	一七二・〇	九割五分竣功	
計	六、四八五・九	五、六四六・一	八割七分竣功	

尙此外本港所在の小防波堤としては、鈴木・葺合兩港灣の兵庫縣管理に係る四百二十七米、三菱造船所の五百七十六米、苅藻島運河の二百八十二米及五十六米の二箇、新湊川運河尻の二十二米等ありて、各機能を發揮してゐる。

港内區分及航路

二　港内區分及航路

神戸港内區分及航路は、横濱・大阪等と共に當該府縣令を以て規定されしが、昭和二年四月十二日遞信省令を公布し、改正開港々則施行規則により全國を統一的に規定することとなり、同月廿日其實施を見たりしが、之が爲に從來港界内を二分し、航路を三種に分ちしが、本規則によりて左の如く定められた。

神戸港區分表

第一區	神戸港東防波堤南燈臺ヨリ二百七十度ニ引キタル線東防波堤東防波堤ノ一假防波堤ノ線及同線ヲ延長シタル線内ノ水域	汽船帆船及雜種船但シ雜種船ハ沿岸附近ニ限ル
第二區	神戸港東防波堤南燈臺ヨリ二百七十度ニ引キタル線東防波堤ノ二及南防波堤内ノ水域	同前
第三區	第一區及第二區以外ノ水域	軍艦爆發物又ハ容易ニ燃燒スベキ物件ヲ搭載セル船舶及雜種船但シ雜種船ハ沿岸附近ニ限ル

神戸港航路表

第一航路	神戸港東防波堤ノ二南燈臺及神戸港南防波堤東燈臺ヨリ各百四十度及三百二十度ニ引キタル平行線內ニシテ前記燈臺ノ內方及外方各五百米ノ水域	特定條件總噸二千噸未滿ノ船舶ハ已ムヲ得ザル場合ノ外第一航路ヲ航行スベカラズ
第二航路	南防波堤西端ニ碇置セル挂燈浮標ヨリ百八十五度三十分及五度三十分ニ引キタル線ノ西側百米ノ幅ニシテ前記浮標ノ外方ニ於テハ三百米其ノ內方ニ於テハ第二乃至第五航路ノ會合點ニ至ル迄ノ水域	
第三航路	神戸港東防波堤南燈臺及神戸港東防波堤ノ二北燈臺ヨリ各八十七度及二百六十七度ニ引キタル平行線內ニシテ前記燈臺ノ外方ニ於テハ三百米其ノ內方ニ於テハ第二乃至第五航路ノ會合點ニ至ル迄ノ水域	
第四航路	國產波止場及花隈町ニ建設シタル頭部三角形ノ白色立標ヲ見通シタル線ノ西側六十米ノ幅ニシテ第二乃至第五航路ノ會合點ニ至ル迄ノ水域	
第五航路	兵庫島上町ニ建設シタル頭部三角形ノ紅色立標二基ヲ見通シタル線ノ南側六十米ノ幅ニシテ第二乃至第五航路ノ會合點ニ至ル迄ノ水域	

三　航路標識

本港内にある航路標識條例による航路標識は、燈臺・挂燈及立標の三種にして、燈臺は現在五箇あり、何れも政府管理に屬する。左に之を表示する。

名稱	位置 所在地	位置 北緯	位置 東經	初點年月	構造	等級及燈質	明弧	燈高（米） 基礎上	燈高（米） 水面上	燭光數（千燭光）	光達距離（浬）
東防波堤南燈臺	東防波堤南端	34°41′	135°12′	大正七年五月	紅色櫓形鐵造	明暗紅色 明三秒暗三秒 アセチリン瓦斯	全度	10.6	12.7	$\frac{3}{10}$	11.5
東防波堤ノ二北燈臺	東防波堤ノ二北端	34°40′	135°12′.4	昭和六年八月	白色四角形櫓形鐵造	明暗綠色 明三秒暗三秒 アセチリン瓦斯	全度	10.4	12.7	$\frac{2}{10}$	11.5
東防波堤ノ二南燈臺	東防波堤ノ二南端	34°39′.2	135°12′.4	昭和六年八月	紅塗圓形混凝土造	第四等 群閃白毎八秒ニ二閃毎六秒ヲ隔テ二秒間ニ二閃光 アセチリン瓦斯	全度	16.8	19.0	3	13.5

南防波堤東燈臺	南防波堤東端	34°39′	135°12′.3	昭和六年八月	白塗圓形混凝土造	第四等閃白毎秒一閃アセチリン瓦斯	全度	16.8	19.0	3	13.5
和田岬燈臺	和田岬	34°39′	135°11′	明治五年八月	紅色六角鐵造	第四等明暗白光二秒暗三秒明毎五秒二閃光電燈	一六七度（南八度東）ヨリ六八度（北七三度東）迄	13.9	16.7	18	13.0

掛燈浮標立標

掛燈浮標は港内工事中の防波堤及埋立地に設け、工事の進捗に伴ひ移動せしめ、其位置一定せず、立標は和田岬・島上町・國産波止場・花隈町・脇濱の五箇所に設けられてゐる。尙航路標識條例によるもの以外に、船舶繫留用標識約二十箇が設けられてゐる。

四　繫船浮標

繫船浮標

本港に入津する船舶にして沖懸りするものは、岸壁又は棧橋に維繫するものに比すれば甚だ多く、兵庫縣の明治三十一年に設置せる繫船浮標は爾後漸次增加し

て、大正八年には十七箇となりしが、同十三年十二月兵庫縣港務部の神戸稅關に合併せらるゝや、同稅關の經營に屬し、同十四年二十三箇に增加して今日に及んだ。之より先昭和二年四月港內區分及航路の變更せらるゝに伴ひ、繫船浮標の配置も變更せられ、第一區(神戸沖)十一箇、第二區(兵庫沖)十箇、第三區(防波堤外)二箇となつた。尙川崎・三菱兩造船所の專ら造船及修繕に使用する私設浮標は大正八年には十箇ありしが、昭和八年には川崎三箇、三菱五箇を有してゐる。今官設浮標の現在に於ける最大能力を揭ぐれば左の如くである。

浮標番號	繫留船舶噸數	船體ノ長サ	浮標番號	繫留船舶噸數	船體ノ長サ
一、二、五	三、五〇〇噸迄	一〇六米	九、一二、一四、二〇、二一	一二、〇〇〇噸迄	一五二米
四、三	五、〇〇〇	一二一	一〇、一一	一五、〇〇〇	一六七
六、八	七、〇〇〇	一三六	一三、一六、一七、一九、二三	二五、〇〇〇	一八二
七	一〇、〇〇〇	一五二	一五、一八、二二	三〇、〇〇〇	一九七

次に是等官設繫船浮標の使用狀況を表示すれば左の如くである。

年次	繫船數	總噸數	使用延日數	使用料金
大正八年	一、五三二隻	不詳 噸	五、四〇一日	六九、九八六圓
同十一年	一、七七五	不詳	四、四四三	五九、五一三
同十四年	一、八〇九	八、六九九、八九八	四、一七二	五三、九七二
昭和三年	一、九七〇	九、一二五、八二二	四、三二五	五四、三一八
同六年	二、〇七六	九、四八二、〇三〇	四、三二三	五二、五六三
同八年	二、四四六	一一、〇七八、七五二	四、五九〇	五八、二四七

通船

五　通船

本港内通船業は專ら民間の經營に委ねられ、明治二十一年縣令を以て港内艀船業取締規則制定せられ、數次の改正を經て大正十二年七月一部の改正を見たるものに基き、營業者の組合組織を强制するの制度となつてゐる。之を旅客及旅客携帶品の運送に從事する第一類船と、專ら貨物輸送に當れる第二類船とに區分してゐる。第一類船は大正八年七組合にて經營せられ、船數四百三十三を算へしが、爾後逐年減少し、昭和八年船數百九十六となり、和船は百六十二隻、發動機船は二十五

隻、傳馬船は九隻を算へ、之が經營に當れるは神戸通船株式會社・神戸第三波止場第一類通船營業組合・東川崎通船合資會社・兵庫部第一類通船營業組合にして、同年の乘客數は二十七萬三千五百人であつた。第二類船は大正八年二千二百十七隻にして、時に稍〻增減ありしが、昭和八年には二千百十四隻を算へ、小蒸汽船四十二隻、發動機船五十三隻、艀船二千十九隻であつた。而して是等第二類船は大小數十の個人又は法人にて經營せられ、以て神戸第二類船營業組及第二類船兵庫組の二組合に分立せしが、大正十二年九月之を合併して神戸艀業組合を組織し、昭和八年には組合員四百三十二人を算せしが、其中百隻以上を所有せるは上組合資會社・大正運輸株式會社であつた。

六　塵　船

本港に碇泊せる船舶の塵芥其他汚物の處分に對しては、本市として特別の施設なく、或は直接船主又は船舶關係者に於て、或は塵船營業者に委託して處分せられ、兵庫縣は之が爲に明治三十二年塵船營業取締規則を制定し、塵芥處理に關し嚴重なる取締をなし來つた。是等塵船數は昭和二年七十九隻なりしが、次第に減少して同八年には四十七隻となつた。尙本市所屬船にして陸上の汚物輸送に從事せ

るものに塵芥船十一隻、汚泥船八隻、屎尿船二隻、灰運船三隻、小蒸汽船一隻、發動機船二隻がある。

七　水先案內

水先案內

本港は東に大阪灣あり、西に瀨戸內海の難航路を控へ、海上保險問題と相關聯して水先案內の重要地點なるを以て、旣に明治三十四年設立せられたる內海水先區水先人組合ありて瀨戸內海の案內に從事し、昭和八年には十五人を有せしが、此組合の外に大正十一年十一月和泉灘水先案內人組合設けられ、專ら大阪灣の案內に從事するに至り、昭和八年には五人を有してゐた。

八　船舶給炭・給油設備

船舶給炭給油設備

神戸港には特殊なる給炭設備なく、唯筑豐地方より石炭を運搬し來れる帆船を本船の船側に横付け、笊にて人足の手渡作業に依り積込むを例としてゐる。給油設備としては野田町のライジングサン石油會社重油タンク(容量四千噸)より一般に供給し、川崎汽船會社に於ても川崎・葺合兩工場の一部に容量各五千噸の重油タンク二箇を設け、目下は同社所屬船にのみ給油せるも、將來は一般に及ぼさんとしてゐる。而して兩社の給油方法は給油を要求せる船舶をタンク所在地に近き沖

合に碇泊せしめ、陸上と本船とのタンク間にホースを通じ、喞筒の作用により直接注入するものと、小型タンク船を用ゐて兩者間の輸送をなすものとに分れ、輸送用タンク船はライジングサン石油會社の九十六噸及四十九噸船の各一隻、川崎汽船會社の百五十噸船の五隻、川崎造船所の三百噸船の一隻、合計八隻である。

九　船舶給水

船舶給水は明治三十八年以來本市の經營するところにして、陸上に設備せる給水口により給水する直給水と、需要者の要求により小蒸汽船にて水船を曳航し又は自航して給水する運搬給水とに分れ、尙特に各自所屬汽船に對し自家給水を許可せる私設給水がある。先づ直給水の大正九年の狀況を見るに、東川崎町二丁目の海岸に其給水本部たる蟹川船舶給水所あり、第一・第二・第三・第四の各突堤に其派出所ありて船舶岸壁繫留の際直に供給し得られ、東川崎町及東出町等にては小船自ら同所にて給水を受けた。然るに神戸突堤の利用年と共に增加し、兵庫突堤の利用亦開始せらるゝに及び、昭和八年には給水本部の外に、神戸突堤に七十八箇所、兵庫突堤に五十二箇所の各給水派出所を數ふるに至つた。運搬給水の設備として大正九年には水船十五隻(內手捲喞筒船三隻)、小蒸汽船三隻、喞筒船九隻、ガソリン

喞筒附水船九隻を備へしが、昭和八年には水船五隻、小蒸汽船三隻、喞筒船四隻、ガソリン喞筒附水船十一隻、發動機喞筒附水船一隻及重油船二隻となつた。私設給水の裝置を有するものは、大正九年には三菱倉庫・和田棧橋・高濱繫船岸・神戸稅關・遞信管理局・川崎造船所・三菱造船所及港務部等なりしが、現在にありては神戸稅關・三菱造船所・三菱倉庫・神戸造船所・川崎造船所・神戸郵便局・東神倉庫の七箇所となつた。今本市の行へる逐年の船舶給水量を見るに、大正八年四十一萬九千五百噸なりしが、海運界不況に伴ひ減少して三十萬噸臺を續けしが、同十二年關東震災に依り急激に增加し、同十三年は七十一萬九千六百噸なる空前の記錄を殘し、爾來昭和五年に至る期間は、旱魃により時間給水を行へる同二年を除けば何れも五十萬噸を超えしが、其後漸減して同八年は四十三萬九千五百噸となつた。

一〇　船渠

船渠

神戸港には本邦二大造船所たる三菱造船株式會社神戸造船所及株式會社川崎造船所あり、今其造船臺及浮船渠を表示すれば左の如くにして、其他のものを合すれば乾船渠三、浮船渠五、船架九、船臺十を算する。

三菱造船所

造船臺	水上部ノ長サ	水中部ノ長サ	幅員	建造シ得ル最大船重量噸
第一船臺	一二一・九米	三三・五米	九・一米	一〇、〇〇〇噸
第二船臺	一二一・九	三三・五	九・一	一〇、〇〇〇
第三船臺	一二一・九	三三・五	九・一	一〇、〇〇〇
第四船臺	一〇一・八	三五・四	一九・五	ＡＢノ二部ニ分チ二隻同時ニ建造シ得

川崎造船所

浮船渠	浮揚重量噸	全長	渠口幅員	内深
第一船渠	七、〇〇〇噸	一二五・九米	一八・〇米	六・一米
第二船渠	一二、〇〇〇	一六二・二	二一・〇	七・三
第三船渠	一六、〇〇〇	一二五・〇	二八・七	九・一

造船臺	船臺長サ	船臺幅	建造シ得ル船長	建造シ得ル總噸數
第一船臺	一六二・五米	七・六米	一二五・〇米	四、〇〇〇噸
第二船臺	一七六・五	九・八	一四四・八	七、〇〇〇

第三船臺	二〇二・四	一四・〇	一六七・六	二〇、〇〇〇
第四船臺	二三九・〇	二五・六	二三四・七	三五、〇〇〇
第五船臺	一七九・八	一一・六	一六一・五	一八、〇〇〇
第六船臺	一四〇・二	六・四	一二八・〇	六、〇〇〇

一一　海陸通信連絡

有線電話

海陸通信連絡機關としては有線電話と無線電話とがある。稅關突堤繫留中の船舶と陸上との有線電話に依る通信連絡は、大正十三年六月我國最初の試みとして、船會社・倉庫業者・ステベドアー・貿易業者等の組織せる稅關構內電話組合の突堤上屋全部に設備せる電話により神港相互館株式會社內交換臺を中繼として行はれることとなつた。通信開始直後の一箇年間の電話使用隻數一千二百十五隻、之が通話回數約五萬七千七百回なりしが、逐年利用數增加し、昭和八年には一千九百四十三隻、十七萬三千五百回に達した。

無線電話

無線電話は大正十五年七月神戸船舶通知社所屬のラヂオ號の遞信省より私設無線電話局として一般公衆通話取扱の認可を受け、港內一定場所に淀泊し、陸上又

は港內碇泊船舶及神戶港を距る約百浬を航行中の船舶よりの呼出を待ち、神戶中央電話局を交換所として陸上の有線電話と接續して通話を開始した。次いで昭和二年五月神戶高等商船學校の深江丸、同年十一月同校の進德丸、翌十二月神戶水上警察署の保安丸夫々通信事務を開始し、更に同三年十月には大阪商船會社の香港丸・はるぴん丸・臺南丸・臺中丸、同五年四月には日本郵船會社の朝日丸、同年九月には大阪商船會社のばいかる丸夫々通信事務に從事し、ラヂオ號は同四年廢止せられ、同八年に於ては總數九隻となつた。本通信に於ける陸上の通信範圍は、當初神戶・明石・舞子・御影・蘆屋・西宮・尼崎・大阪・京都なりしが、昭和五年十一月之を擴張して遠く東京・橫濱・名古屋・福井・金澤より大津・奈良・和歌山・堺・姬路・豐岡・有馬・寶塚を加ふるに至つた。今之が使用數を見るに、昭和二年陸上よりの呼出度數一千四百、船舶よりの通話度數二千百六十回に達せしが、同五年以來財界一般の不況に影響せられて俄に激減し、同八年には陸上より二百八十回、船舶より五百九十回となつた。

一二　船車連絡列車

船車連絡列車

本港の船車連絡旅客列車は大正十三年八月日本郵船會社歐洲定期船に連絡せんが爲め、神戶港驛と京都驛間に二週間每に一回運轉することとなりしに始まり、

其利用者昭和元年七千人を超えしが、爾後年と共に減少し、同八年には二千六百人となつた。尙外人觀光團の爲には隨時神戸港驛と京都・奈良驛間に臨時列車を運轉し、其數昭和五年迄は年々四千人を超えしが、爾後減少著しく、同八年には一千二百人に過ぎざるに至つた。

一三　鐵道海岸線

鐵道海岸線

當港に於ける鐵道海岸線は東灘驛より小野濱驛を經て神戸港驛に至る所謂小野濱線と、小野濱驛より湊川驛に至る所謂神戸海岸線との兩線を總稱してゐる。小野濱線の中東灘・小野濱間は明治四十年、他は大正六年の敷設に係り、神戸海岸線は人車往來繁き地を横斷せるを以て、晝間の運轉全廢に關し幾多の紛糾を重ね、遂に昭和三年十二月晝間の混雜時間を除きて運轉開始を見たるものである。

小野濱驛

小野濱驛は本市の東南部濱邊通臨港地帶に位し、昭和八年現在に於ける構內面積九萬九千七十四平方米、線路延長十九・二粁を超え、上屋は六棟四千二百八十八平方米、其他貨物積卸場三千七十三平方米にして、起重機三臺、計量臺一臺あり、將來東部築港計畫完成の曉には外國貿易地帶の樞軸を扼し、物資集散上益〻重要なる地位を占むるであらう。

神戸港驛

大正六年新港突堤側線敷設せらるゝや、稅關事務室の一隅を

驛舍に充て突堤發著貨物の取扱に從事せしが、突堤の殆ど竣功すると共に驛舍の必要に迫られ、同十年五月新港第二及第三突堤根元中間に神戸港荷扱所を設けた。然るに當港の設備完成に伴ひ、當驛も旅客列車運轉の必要に迫られ、大正十三年七月神戸港荷扱所は神戸港驛と改稱せられ、翌八月旅客をも取扱ふに至つた。而して當驛の取扱貨物の範圍は輸出入の貸切扱貨物、一車積特殊貨物幷に當驛と京都驛間に運轉する船車連絡列車乘客の到著手荷物及附隨小荷物である。昭和八年に於ける當驛構內の線路延長約二十・五粁にして、上屋は二十二棟六萬三千七百四十九平方米に達し、起重機二十五臺、計量臺二臺を備へ、構內は全部保稅地域なるを以て藏置場幷旅客乘降場と共に大藏省の所管に屬してゐる。

湊川驛

湊川驛は元神戸驛貨物取扱所なりしが、市內縱貫鐵道の高架式改築に伴ひ、昭和三年十二月同驛・小野濱驛間の所謂海岸線を敷設し、同驛を神戸驛より分離獨立せしめて新に貨物專用驛としての湊川驛を設置せるものにして、茲に運輸連絡の完璧を期し物資輸送上多大の便益を齎すに至つた。昭和八年に於ける其構內面積十二萬三千九百六十七平方米、線路延長約十二・三粁に達し、貨物積卸場及置場は七千七百五十八平方米、貨物倉庫は一千七百九十三平方米にして、起重機七臺、計量臺

二臺を設けてゐる。當驛は本市商業地帶の中心に位し、港灣の改良工事完成に伴ふ海岸線利用の增加と相俟つて將來の多望を思はしめる。

鐵道海岸線各驛の取扱貨物

今以上三驛に於ける取扱貨物量を表示すれば左の如くである。

年度別	小野濱驛			神戸港驛			湊川驛		
	發送	到著	計	發送	到著	計	發送	到著	計
大正八年度	二三七、二四九噸	三六三、〇〇五噸	六〇〇、二五四噸	三七、六四五噸	六七三噸	三八、三一八噸	—噸	—噸	—噸
同十一年度	二六五、三〇三	一一八、三五六	三八三、六五九	一〇七、九四一	六、七九四	一一四、七三五	—	—	—
同十四年度	二七三、七五五	一七八、五三四	四五二、二八九	七一、七九一	二〇、五〇一	九二、二九二	—	—	—
昭和三年度	二三八、七二四	一六八、六三七	四〇七、三六一	一二六、八三九	三七、七六二	一六四、六〇一	一一六、七四六	一〇一、二七一	二一八、〇一七
同　六年度	一八四、三六三	一〇三、一〇五	二八七、四六八	九八、〇七七	二八、五七六	一二六、六五三	二六一、二二二	二三七、三六六	四九八、五八八
同　八年度	一八〇、二七五	一六三、六〇九	三四三、八八四	九五、九四九	四〇、七一八	一三六、六六七	一九〇、六〇七	二五〇、二一一	四四〇、八一八

西部臨港線

上述せる外に西部臨港地帶にも海陸の連絡を有する鐵道がある。一は山陽線兵庫驛より分岐して和田岬に至るものにして、明治三十三年の敷設にかゝり、一は其途中より分岐して新川驛を經て兵庫突堤に至るものにして、昭和八年六月の開通にかゝり、共に運河及兵庫突堤の完成に伴ひて漸次利用を增加した。

和田岬驛

和田岬驛は貨客兩驛なるも、旅客の大部分は三菱造船所通勤者にして、貨物は同所製品の鐵鋼品、三菱電氣製作所の電氣用品及輸入棉花等を發送し、到著貨物も三菱造船所關係のもの多く、從て臨港線ありて三菱倉庫專用線と連絡してゐる。構内面積は三萬四千三百八平方米、線路延長一・一粁にして、七百七十三平方米の上屋、五平方米の保管倉庫を有し、起重機一臺を備へてゐる。

新川驛

新川驛は兵庫運河に臨み、近く工業地帶を控へ、海運貨物と特別の關係を有してゐる。

神戸市場驛

昭和七年十二月二十二日神戸市中央卸賣市場の開設せらるゝや、市場關係の貨物輸送に便ずべく、新川驛より延長して同市場前面に至る鐵道敷設せられ、神戸市場驛の新設を見、同月十六日營業を開始した。

兵庫港驛

更に新川驛より延長し中央卸賣市場附近に於て分岐し、兵庫突堤上屋背面に各二線宛配線し、操車場を設け、同突堤利用の海陸物資の輸送に當るべく、昭和八年六月二十一日突堤根元に兵庫港驛を新設するに至つた。

西部臨港線各驛の取扱貨物

以上四驛の取扱貨物數を掲ぐれば左の如くである。

年度別	和田岬驛			新川驛		
	發送	到著	計	發送	到著	計
大正八年度	一五九、九三一噸	一三、一五八噸	一七三、〇八九噸	一〇七、〇七三噸	一〇六、一五三噸	二一三、二二六噸

大正十一年度	一六二、四七二	一一、〇三五	一七三、五〇七	一〇五、一七九	七八、五八六	一八三、七六五
同　十四年度	一七二、八七五	八、六四〇	一八一、五一五	一〇一、七四九	八七、〇〇三	一八八、七五二
昭和三年度	二一一、三七〇	一四、一四一	二二五、五一一	九九、二七七	八七、〇〇一	一八六、二七八
同　六年度	一九四、二一五	一一、二一六	二〇五、四三一	五八、〇六六	八三、六六九	一四一、七三五
同　八年度	一四九、五二七	一一、五九三	一六一、一二〇	五三、六七八	七九、七三二	一三三、四一〇

年度別	神戸市場驛			兵庫港驛		
	發送	到著	計	發送	到著	計
昭和八年度	二、〇二三噸	二五、九二四噸	二七、九四七噸	四二、〇六九噸	一三、八二三噸	五五、八九二噸

一四　海洋氣象臺・報時球信號

海洋氣象臺

神戸海洋氣象臺は大正九年八月公布の氣象臺官制第四條に依り、同十三年四月中山手通七丁目字治野山に設置せられ、中央氣象臺・高層氣象臺と共に我國氣象に關する三大施設の一として、一般海運船舶業者に至大の便益を與ふるに至りしが、其建設資金を寄附せる神戸海運關係者の功勞も沒すべからざるものがある。　其事務は海洋氣象及地球磁力の觀測及調査幷に之が爲め必要なる天體現象の觀測、

海流・潮汐其他海洋に於ける物理的諸現象の觀測及調査、天氣圖及磁力偏角圖の發行、氣象機械・時辰機・時計・羅針盤其他の航海測器の研究調査及檢定、洋上船舶に對する暴風雨警戒等にして、出入港船舶に對する信號は第四突堤信號所及和田岬檢疫所構內見張所に於て萬國船舶信號旗を以て行うてゐる。

報時球信號

報時設備に就きては從來は花隈町兵庫縣港務部構內に報時球あり、一般休日を除き、本邦中央標準時の正午に降下し、夜間は海洋氣象臺の風力計塔上に數箇の電燈をT字形に點燈し、每夜九時に瞬時之を消燈して時刻を報せしが、昭和二年四月開港港則施行規則の改正せらるゝや、報時球は新に之を神戶稅關港務部屋上の報時檣に裝置し、球は常に之を檣の下部横桁上に据置き、一般休日を除き正午降下せしめ、降下するの瞬間を以て正午と定むることとなつた。

氣壓示度

是と同時に從來兵庫縣令により行ひ來りし氣壓示度も、本改正に伴ひ神戶稅關港務部屋上に設備せる標柱に、每日正午時に於ける海面氣壓を萬國船舶信號の晴雨計信號法により、午後零時十五分より同三十分迄信號するに至つた。

一五　海港檢疫所及家畜檢疫所

海港檢疫所

海港檢疫所は明治三十二年和田岬に創立せられ、內務省指定の港灣を經由し來

家畜檢疫所

航する内外國汽船を檢疫し、家畜檢疫所は同三十四年新湊川尻に輸移入獸畜の檢疫を行へるに始まり、其後皮骨類の檢疫を加へ、更に大正十年獸毛の檢查・消毒をも行ひ、同十二年一月には家畜傳染病疫檢疫規則の公布ありて、家畜に對する傳染病の檢疫を施行し、此二所共に從來兵庫縣港務部の所管なりしが、同十三年十二月同部の神戸稅關に合併せらるゝや之に移つた。

稅關植物檢查課

大正三年植物檢查所官制公布せられ、農商務省所管の下に本所を橫濱に、全國主要地に其支所を設け、輸移出入植物の檢查を開始し、神戸支所は海岸通六丁目に設置せられしが、大正十三年七月新港京橋側に廳舍を新築移轉せしが、同年十二月港灣行政の統一上神戸支所は神戸稅關に綜合せられ、植物檢查課となりて今日に及んだ。

一六　移住敎養所

移住敎養所

殖民政策上海外移住者に對し適當なる保護敎育を與へ、素質向上を圖るは國家として緊切なる事業の一にして、昭和二年七月勅令を以て移民收容所官制公布せられ、次いで翌三年二月山本通三丁目に國立神戸移民收容所の設立を見るに至つた。創立當初建延面積三千五百七十平方米、收容人員九百人なりしが、其後時勢の推移に伴ひ渡航者の增加著しきを以て、同五年三月延建面積一千四百十六・五平

方米、收容人員三百人を有する別館を增築し、同七年十一月官制改正に依り之を國立神戸移住教養所と改稱し、創立以來の收容數は實に二一萬五千九百家族、八萬三千八百人に達する。

一七　生絲檢査所

神戸生絲檢査所は明治三十四年廢止せられしが、大正十二年關東震災を契機として生絲市場復興の議擡頭し、遂に同十三年檢査事務を復活し、昭和二年七月神戸市は總額七十六萬圓を以て市立生絲檢査所を新築した。然るに檢査事務の輻輳は檢査所擴張の必要に迫られ、總額百十萬圓を以て建面積四千二百三十一平方米、延面積一萬一千二百四十平方米の增築を行ひ、昭和七年一月一日新檢査法の下に檢査を施行するに至つた。之より先神戸・横濱兩檢査所間に於ける檢査統一の理想より國立移管の議起り、遂に昭和六年四月一日國立神戸生絲檢査所としての事務を開始したのであつた。本所の檢査種別は輸出生絲檢査法に基く强制檢査と農林省令たる生絲檢査所檢査及鑑定規則に依る任意檢査との三種に分れ、一日の檢査能力は品位檢査及正量檢査各百荷口(二千俵)である。今最近に於ける輸出生絲檢査成績を示せば左の如くである。

年次	檢查荷口數	總全量	總風袋量	總原量	正量	正量ト原量トノ比
昭和四年	一六、二三二	九、四八六、五六六・一〇基	一九二、六四六・〇二基	九、二九三、九二〇・〇八基	九、二四五、八九一・六八基	〇・五一
同　六年	一六、八六八	九、九五六、三一二・四一	一九六、二四一・〇九	九、七六〇、〇七一・三三	九、七二三、一三一・一四	〇・三九
同　八年	一七、六四〇	一〇、〇七五、五七七・二八	一八四、四九八・六〇	九、八九一、〇七八・六八	九、八八四、七九一・一四	〇・〇六

輸出絹織物檢査所

一八　輸出絹織物檢査所

神戸輸出絹織物檢査所は大正十五年一月兵庫縣の一番町四丁目に設立せるに始まり、昭和三年國營檢査開始せられ、檢査及取扱事務の激增に伴ひ、翌四年三月新檢査所を同所に設立し、更に同八年三月海岸通一丁目に海岸支所を開くに至つた。而して本所の檢査は昭和二年三月公布の輸出絹織物取締法及施行細則に基き、品位・瑕疵・汚染・胴切等の檢査及計量檢査、切斷檢査を行ひ、又輸出絹織物の包裝內容につき荷造立會檢査を行うてゐる。

花莚檢査所

一九　花莚檢査所

花莚檢査所は明治三十八年磯上通一丁目に輸出花莚の檢査を行へるに始まり、大正十二年一月現在の泉通二丁目に新築移轉し、翌十三年野草莚の檢査をも加へ

た。本所は本邦唯一の施設にして商工省の所管に屬し、輸出花莚及野草莚に對して各種の檢査を行ひ、其粗製を警めて海外に於ける聲價維持に努めると共に、該品の製作に關する各種の試驗を實施し、當業者の指導奬勵に當り、斯業の發展に資する多大なるものがあつた。

第四　港內沿岸利用の現況

蜒蜿たる神戸港の海岸線は或は繫船岸壁及荷揚場として船舶の維繫荷役に使用せられ、或は倉庫地・工場地・材料置場等として實に完膚なき迄に利用せられてゐる。是等に關しては既に隨處に述べ來りしも、こゝに昭和八年現在の利用狀況を總括的に記述しよう。

埋立地

第二期修築工事による埋立工事は殆ど竣功し、外國貿易用二十九萬四千八百平方米、內國貿易用二十九萬二千八百平方米の埋立地を得るに至つた。市內の諸工場の事業擴大に伴ひ工場及倉庫地の狹隘を告ぐるもの多く、而も是等發展の土地比較的少き本市に於ては、自ら之を海岸の埋立に依らざるを得ず、今大正八年以降に竣功せる主要埋立工事を列擧すれば左の如くである。

埋立地	總面積	總工費	竣功年月	埋立者
脇濱町一丁目	平方米 一三一,四七三	圓 一,四七二,〇〇〇	大正九年五月	神戸製鋼所
東川崎町二丁目十四番地	三,〇五三	四八,九一六	同十四年四月	川崎造船所
脇濱海岸通九番地	六二,八七六	五四五,五四四	昭和三年一月	同
新在家入船町及濱田町五丁目	一一,三三六	六六,六〇〇	同　九年三月	小泉製麻株式會社

繫船岸壁

港内岸壁及荷揚場の狀況は修築工事の進捗に伴ひ變動を免れざるも、現在に於ける總延長約十五粁に達し、更に工場地先及運河荷揚場を合すれば約十八粁半に達する。繫船岸壁は總延長約九粁にして、就中稅關新港突堤最も完備し、岸壁として最大のものにして、其延長三千四百五十五米に及び、大船巨舶を自由に呑吐し、兵庫突堤之に次いで二千二百十八米を算する。是等は一は外國貿易設備として、一は内國貿易設備として、神戸港を代表する二大施設と謂ふべく、更に中突堤岸壁の六百十一米、高濱岸壁の六百三十三米は之に次ぐものである。

荷揚場

荷揚場は總延長約六粁、兵庫突堤の一千二百九十米を最大とし、稅關新港の七百二十三米、第二波止場の五百十一米之に次ぎ、國產波止場の三百九十米、葺合港灣の

三百八十米、東出町島上海岸の三百六十八米、鈴木港灣の二百七十米、第一波止場の二百四十米、小野濱驛前の二百三十三米、和田物揚場の二百二米、米利堅波止場の百九十米を主要なるものとする。尙各工場地先及運河荷揚場の總延長は約三粁半に及び、工場地先に於ける主要なるものは、川崎製鈑工場沿岸六百七十八米、三菱造船所五百六十七米、川崎造船所本工場の百七十八米等にして、運河方面に於ては臺灣製糖株式會社の四百四十九米、宮下木材株式會社の百四十五米、明治製糖及增田製粉兩株式會社の各百三十八米、井上豆粕工場の百二十四米等を主要なるものとする。

倉庫及上屋

港內主要岸壁及荷揚場に接續して物資集散上重要なる役割を演ずるものに倉庫及上屋あり、今便宜上是等臨港用地內主要倉庫及上屋の所在、面積及經營者等を左に表示する。

所在	倉庫		上屋		經營者
	棟數	面積	棟數	面積	
神戸稅關突堤	―棟	―平方米	一八棟	五九、二〇五平方米	大藏省

第一物揚場	—	—	二	三、四九一	同
第一波止場	—	—	三	一、五三七	同
第二波止場	一	九九	九	八、一八五	同
蟹川物揚場	—	—	二	一、一六四	同
川崎波止場	—	—	七	九、三二三	同
兵庫波止場	—	—	一	三三一	同
小野濱驛	—	—	一	一、〇二一	鐵道省
和田岬驛	九	三、〇七四	一	五一五	同
中突堤	—	—	三	二、九七五	神戸市
國産波止場物揚場	—	—	五	一、九八六	同
兵庫突堤及物揚場	—	—	一〇	一九、〇四五	同
東神岸壁	—	—	四	一〇、二四五	東神倉庫
東神棧橋	—	—	一	一、七九五	同
税關構內	二	三〇、二五五	—	—	同
同	二	二五、五〇四	一	一、二三四	三菱倉庫
高濱岸壁及物揚場	一〇	三五、一五九	六	二二、〇三五	同

島上物揚場	四	一、〇〇〇	—	—	同
和田横棧橋	一四	一一、七一七	三	六、五八二	同
和田物揚場	八	二二、九七六	七	一七、三五三	同
網濱物揚場	—	—	—	六四一	三井物産株式會社
東川崎町物揚場	三	三、〇〇一	—	—	日本郵船株式會社
稅關構內	一	一、二九五	二	一六、九六六	住友倉庫
東出町濱物揚場	一六	七、二一六	—	—	同
濱邊通物揚場	二	七八八	七	四、一五〇	森本倉庫
稅關構內	三	二〇、八五七	二	四、四二九	川西倉庫
島上物揚場	二二	三、五〇三	八	一、二六六	同
兵庫運河	二六	二四、七七三	一	六六一	同
東出町濱物揚場	三	一、六三八	八	一、四五〇	兵庫倉庫

臨港地帶に於ける倉庫の分布

右表の如く本市の倉庫は臨港地帶と目さるゝ部分に密集し、此地帶に於て自家用・營業用を合して約一千四百八十棟、延面積約六十萬五千七百九十平方米を算し、主として兵庫區方面にては和田岬町・運河・島上町・西出町附近、神戸及葺合兩區方面

にては海岸通・元居留地・加納町五丁目及六丁目・小野濱附近に集團をなしてゐる。就中新港突堤基部に巍然として聳え、港頭を壓する鐵筋混凝土造倉庫は東神・三菱・住友・川西の四營業倉庫にして、規模の宏壯、施設の完備、收容力の偉大、實に他港に其比を見ず、殊に川西冷藏庫は其設備に於て斯界の粹を集め、輸出入食料品の貯藏に大なる貢獻をなしつゝある。而して本市に於ける代表倉庫と目すべきは、前記四倉庫の外に森本・兵庫・鈴鹿・横山の四營業倉庫あり、是等八倉庫會社の昭和八年末市內に於ける所有幷に借用倉庫の延面積は左の如くである。

名稱	延面積	名稱	延面積
三菱倉庫神戸支店	平方米 一四七、一四五	住友倉庫神戸支店	平方米 三七、八四二
東神倉庫神戸支店	九四、〇七〇	鈴鹿商店倉庫部	一六、七八〇
川西倉庫株式會社	五五、四四二	兵庫倉庫株式會社	八、四四三
森本倉庫株式會社	四七、五六七	横山倉庫株式會社	六、三八七

是等八倉庫の昭和八年に呑吐せる貨物を全國主要倉庫のそれと比較するに、左の如く高率を示し、本港灣の重要性を物語つてゐる。

入出庫別	神戸市八倉庫	全國主要倉庫	神戸市八倉庫ノ全國主要倉庫ニ對スル比率
入庫高	六一一、二一九千圓	二、一七六、二九三千圓	〇・二八一
出庫高	五八四、四一二	二、一〇四、五三七	〇・二七七
合計	一、一九五、六三一	四、二八〇、八三〇	〇・二七九

保税地域

保税地域内搬入出の所謂保税貨物は、其輸出入取扱上特殊の性質を有するものなるが、昭和八年末に於ける當港及近郊の保税地域は官私設合して四十三萬五千七平方米に達せしが、左に之を細別する。

官私設別	面積			
	保税倉庫	保税工場	保税上屋	合計
官設保税地域	一一九平方米	五、三二二平方米	一八七、六七〇平方米	一九三、一一二平方米
私設保税地域	二二、七〇四	五七、二一四	一六一、九七八	二四一、八九五
合計	二二、八二三	六二、五三六	三四九、六四八	四三五、〇〇七

官私設の倉庫上屋

保税倉庫中官設に係るは第二波止場構内の百十九平方米のみにして、私設に係るものは三菱倉庫神戸支店所有の濱邊通八丁目・新港町・加納町に於ける六千二百

二十二平方米、川西倉庫會社所有の新港町四千六十平方米を最も主要なるものとする。官設保税工場は川崎波止場構内にある五千三百二十二平方米にして、私設に屬する主要保税工場は三菱造船株式會社所有の和田崎町三丁目の一萬六千六百五平方米、川西航空機株式會社所有の武庫郡鳴尾村の一萬五千百二十一平方米、ライジングサン石油會社所有の浪松町八丁目の一萬三千百六十平方米等である。官設保税上屋は輸入用として税關築港構内の六萬三千九百五十四平方米、川崎波止場構内の二萬六千七百七十平方米、輸出用として第二波止場構内の一萬二千六百七十一平方米、税關築港構内の一萬二千五百九平方米を主要なるものとし、尙葺合沖の水上貯木場十二萬九千五百平方米等を擧げることが出來る。私設に係るものは輸入用として三菱倉庫神戸支店所有の高濱・和田崎町・新港町に於ける六萬一千三百十六平方米、東神倉庫神戸支店所有の東神元棧橋・東神埋立地・新港町に於ける三萬二千九百十三平方米、川西倉庫會社經營の大竹濱・新港町の一萬七千三百九十八平方米、住友倉庫神戸支店所屬の新港町の一萬五千七百七十二平方米を主なるものとし、輸出用として主要なるものは三菱倉庫神戸支店所有の高濱・新港町に於ける九千八百十五平方米、東神倉庫神戸支店所屬の新港町の九千六百七十九

平方米を擧げ得る。

木材置場

當港に於ける木材置場は水運の關係上西部運河一帶及葺合方面に集中し、當業者個人の專用に屬し、昭和八年に於て川崎車輛株式會社の一萬一千七百八十八平方米、宮下木材株式會社の七千二百九十二平方米を最大とし、主要なるもの十四箇所、總面積約五萬六千平方米を有し、其最大貯木能力三十萬二千立方米に達せしが、尚多量の移輸入材の處分に困難を來すことが多かつた。こゝに於て大藏省は本港第二期修築工事の昭和七年度追加工事として葺合港灣沖に總面積十二萬九千五百平方米、最大貯木能力四萬六千立方米の廣大なる本邦最初の國營木材置場を設置し、既に使用を開始せるも、之が使用上の諸點に關し、業者間不滿を唱ふるものあり、未だ充分利用するの域に達せざるは遺憾である。

貯炭場

本港に於ける貯炭場の主要なるものは凡そ十四箇所、總面積約五萬一千九百平方米、之が最大貯炭能力九萬七千五百立方米にして、葺合港灣方面・辨天濱及兵庫埋立地の三地方に集中し、後二者は共同貯炭場に屬してゐる。辨天濱は總面積三千二百五十九平方米にして、數店之を共同使用し、兵庫埋立地は七千二百七平方米にして神戶石炭商同業組合等の本市より使用認可を得、本市はこゝに小棧橋六箇を

設け石炭荷役に便じてゐる。是等以外は總て專用貯炭場にして、就中神戸瓦斯株式會社の駒榮町貯炭場は當港最大のものにして、八千三百七十五平方米に達し、南本町及東出町の三井物產株式會社の六千六百四十六平方米、南本町及東川崎町の川崎造船所の六千二百四十四平方米を主要なるものとする。

第六節　神戸港の風波と其の被害

大正十年九月の被害

大正八年以降に於ける神戸港の風波による主なる被害を見るに、大正十年九月二十五日より翌二十六日に亙る颱風を最初の災害とする。此颱風は其最低氣壓七百三十六・七粍、風力三十三・九米を算し、一時間の雨量二十四・六粍、總量八十粍と測定せられ、其中心示度は甚だしき低度のものならず、又進行頗る迅速にして暴風雨繼續時間僅かに十時間に過ぎざりしも、一時非常なる暴威を奮ひ、當港にも意想外の被害を齎した。神戸港附近航行中の汽船・帆船各一隻遭難沈沒し、行方不明四人を出し、更に港內にて沈沒船四隻あり、艀船九隻、行商船十六隻、雜種船十一隻等何れも破損甚だしく、廃船三十隻流失するあり、稀有の被害であつた。

大正十五年七月の被害

大正十五年七月三十日播磨灘に發したる强雷の主軸は、淡路島より大阪灣に入

り、神戸市は此雷雨により三十三・七粍の雨量を測り、特に午前一時より二時に至る間には二十六・三粍の豪雨となり、四百四十五噸の汽船一隻は防波堤に衝突し、艀船三十餘隻は港外に流失した。

昭和六年一月の被害

昭和六年一月九日午後四時四十七分より十日午前十一時半に至る迄降り續きたる雪は十六糎に達し、實に明治三十年來の大雪であつた。此大雪に際して九日午後七時十五分には垂水沖平磯燈臺附近に於て尼崎汽船菊水丸は佛國汽船ポルトス號と衝突し、遭難者百人中二十七人の死者を出すの悲慘事を惹起した。

昭和七年十一月の被害

昭和七年十一月十三日午前七時より東の强風、同八時に最强十三・八米となり、午後十二時北寄りに變じ、七時迄吹續きて和風となり、降雨は午後七時過より十時迄の間に合計六十七・三粍を測り、翌十四日神戸港に於ては近海航路の諸船舶は全部休航し、青島其他航路の汽船は出入共多少遲延し、又午前四時半和田岬沖にて機帆船一隻難破して積荷流失し、同七時頃帆船一隻難破沈沒した。

昭和八年十月の被害

昭和八年十月十一日ヤップ島南方に現れたる小低氣壓は、二十日正午瀨戸內海を横斷して神戸・岡山間に至り、午後二時若狹灣附近に去りしが、神戸地方に於ては十九日早朝來降雨斷續し、午後濃霧あり、二十日は降雨稍〻强く、風は十九日午前東風

稍〻强かりしが、午後は稍〻衰へ、二十日の午前九時より再び東風强く、正午には南々西に轉じて强風となり、午後二時最强南西風十二・七米を示し、同四時西に轉じて疾風となつた。之より先大阪商船屋島丸(九百四十六噸)は別府港を出帆し、神戸に向ふ途中此颱風に會し、時速十五浬の同船も、南東の烈風と激浪の爲め速力著しく鈍り、午後一時頃須磨沖に差しかゝりたる際、突然船體左舷に傾斜し、約四十五度を廻轉し、北西方鐵拐山の方向に船首を向け、船首より漸次沈降しつゝ乘組員・乘客百二十二人を乘せたるまゝ顚覆沈沒し、生存者五十六人を殘して他は溺死するの悲慘事を惹起した。

引用書目

大正八年乃至昭和十年神戸市統計書。大正八年乃至昭和八年兵庫縣統計書。同上神戸市事務報告及財産表。同上年度神戸市會成議錄。同上年度神戸市會速記錄。大正八年乃至同十一年神戸港勢一班。大正十二年乃至昭和九年神戸港大觀。大正九年以降神戸港修築工事關係書類。神戸港外國貿易陸上設備工事關係書類。神戸港內國貿易陸上設備工事關係書類。昭和八年度神戸市歲入出決算書。神戸市例規類集。神戸稅關海陸運輸聯絡設備概要。神戸稅關新設備報

兵庫突堤内國貿易陸上設備圖



設備大要	
埋立地面積	243,710□m
繋船壁延長	2,198米
物揚場延長	1,185米
假護岸延長	256米
上屋(鐵造)10棟	19,044□m
鐵道延長	6,342米
道路面積	52,570□m
繋船直柱	20個
給水栓及防火栓	71個
電燈	59個

凡例

- 水深2.73物揚場
- 水深3.64物揚場
- 水深7.27繋船壁
- 水深8.48繋船壁
- 水深9.09繋船壁
- 市設上屋
- 道路
- 貸付濟土地
- 鐵道
- 雜設備
- 棧橋
- 繋船直柱
- 給水栓及防火栓
- 電燈

昭和八年十一月現在

第三章　神戸の海運

第一節　大正十二年乃至大正末年の概況

神戸の海運は本邦海運界に偉大なる地位を占め、其盛衰消長は直に我國海運界に影響して之を左右し、指導するの立場にあるは、其沿革に徴して知ることが出來る。曩に神戸市史は權威ある海運關係業者に囑し、其編述にかゝる神戸海運五十年史を別錄に收錄して、以て大正十一年迄の事歷を明かにせしが、こゝには其後を承けて、大正十二年乃至昭和八年の神戸海運の推移を概說する。

大正十一年の大勢

大正十一年本邦海運界の不況に陷るや、當業者は幾多の不況對策を講せしが、中に就きて、日本船主協會の如きは共同强制的繫船案を骨子とする積極的對策を樹立するに至りしも、支障頻發して容易に實現を見るを得ず、唯航運經費の節減を圖りて、以て當面を糊塗せざるを得ざる情勢にして、世界大戰に乘じて建設せる神戸海運の世界的地位も動搖せんとするの情勢にあつたのである。

大正十二年の海運界

大正十二年に入るも不況は依然として解消するところとならず、前年より引續きて行へる不況對策の一たる繋船同盟運動も亦遽に功を奏せず、而して中古船の輸入を禁遏して船腹の膨脹を阻止し、延きては配船を有利ならしめんとする問題も論議せらるゝ等、不況對策の唱導せらるゝ二、三にして止まらず、而も消極的なる是等對策は海運界の曙光を認むるに至らしめず、其反面には船舶に投資せる金融業者の回收に汲々たるあり、爲に神戸に於ける新興船主は全滅の危機に瀕し、前途暗澹たるものがあつた。惟ふに戰前に於ける社外船主としては三井船舶部の外に岸本・辰馬・緒明・岡崎・板谷・廣海等の各汽船會社あるに過ぎず、其配船範圍もいふに足らざるものであつた。然るに戰亂勃發するや、五千噸以上の船舶を有するもの俄に激増し、特に國際汽船會社の如きは郵船・商船兩社に亞ぐ船舶所有者となり、是等の汽船所有者の配船も大西洋幷に南洋に亙り、其世界的の活動は駭目に値するものあるに至つた。左に大正十年末現在の總噸數一萬噸以上の汽船所有船主を見るに三十九社を算し、此中神戸に本社を置くもの最も多かりしは注目すべきであつた。(※符は神戸に本社を置くもの)

日本郵船	五一六、三五一
大阪商船	三九四、三六五

※國際汽船	三一七、八一六
東洋汽船	一四一、一四五
※川崎造船	八九、三四三
三井物産	六〇、六七六
※川崎汽船	五二、七九三
岸本汽船	五一、五三三
※山下汽船	四六、一三九
辰馬汽船	四三、九四一
※太洋汽船	四二、一八三
日清汽船	四一、三五七
※勝田汽船	三八、二二七
※帝國汽船	三四、九一六
廣海汽船	二三、一五五
※大正海運	二二、四六八
※内田汽船	二二、一二七
遼東汽船	二〇、一二八
※新田汽船	一九、二五〇
三菱商事	一八、五六一
中村組	一八、五一四
※板谷商船	一八、二六七
※明治海運	一七、六七五
※東和汽船	一六、七〇五
犬上汽船	一六、五二三
大連汽船	一五、八〇八
橋本汽船	一五、八〇八
南洋郵船	一五、八〇八
※日下部汽船	一四、八四三
※神戸商船	一四、四七二
八馬兼介	一四、〇一三
※神戸棧橋	一三、六九六

帝國石油	一三、〇五三	※互光商會	一一、六三四
栗林商船	一二、七六六	東京海運	一一、一七六
炭鑛汽船	一二、二七〇	※日本海運	一〇、六四九
原田汽船	一一、六七二		

不況と五社プールの運賃協定

卽ち神戸市に本社を置くもの十八社、其所有總噸數約八十萬噸に上りしが、是等本邦船舶は之を戰前に比するに二千百三十三隻、百五十七萬七千餘噸より二千九百五十五隻、三百十六萬七千七百餘噸となり、特に其大型船に於て著大なる增加を示し、三千噸以下の此間に一・三倍せるに過ぎざるに、三千噸以上にありては二・二倍を算し、從つて其配船は自ら遠洋に向ひて行はれたれば、大正十二年の初に於ける不定期船の配船狀況は、歐洲方面に約三十萬噸、南北兩米方面に約六十萬噸、濠洲・南洋・印度・支那方面には約五十三萬噸、近海方面には約七十八萬噸合計二百二十一萬噸を算へ、七月には二百七十萬噸を超え、こゝに社外船は確固たる地位を樹立し、世界市場と密接不離の關係を有するに至つた。 斯くて此年上半期に於ける配船の增加に伴ひ、前年十五萬噸を算へし繫船も漸次に減少して、遠洋・近海共に一時好況に向ひ、北米材・北洋材はいづれも積取運賃好調となりしが、幾もなくして北洋材の

出材量は豫想に反し、樺太・沿海州・北見方面の出材も前年に比して甚だしく減少すべしとの惡材料あり、從つて北見材の如き、當初の運賃に比し大幅の値開を生じて百四五十圓となり、こゝに當然不況に陷るに至つた。されば山下・勝田・川崎・國際・帝國等の五社は、此低落せる運賃支持の目的を以て、近海運賃を協定せんが爲め、三月三十日神戶オリエンタルホテルに會して、大連豆粕は阪神以東一港揚二十三錢、二港揚二十四錢以上、北見及樺太材は二百三十圓、沿海州材は二百四十圓以上、北洋材は五月積十五弗、六月積十六弗、瓜哇糖は七十五錢とし、此協定運賃以下にては成約せざるを申合せ、所謂五社プール團の組織を見たのであつた。

プール團と荷主側の對立

此プール團は五社に過ぎざれど、其運用にかゝる勢力は、社外船二百五十六萬噸中、重量噸二千噸以上の五十五%を占めたりと稱せられたるのみならず、郵船・商船を始めとし、神戶棧橋・明治海運・內田汽船・互光商會・太洋海運等の之に贊成するに及びて、動かすべからざるものとなつた。されば之と利害相反する荷主、就中材木商側は大なる打擊を被るものなれば、樺太官材組合の如きは百八十圓以下にあらざれば契約せずとの決議を爲せるに對し、三井・三菱・樺太林業を始めとし、全國主要材木商の之を支持するありしを以て、こゝに端なくも兩者の對立を現出するに至

つた。而して此年北海・樺太・沿海州方面の材木出廻豫想は六百萬石とせられ、四月迄の契約成りしもの百七十萬石、其積取運賃百四十五圓乃至百六十圓なりしを以て、プール團の協定運賃に比し大なる相違あり、一面此月の材木積取配船は五十四萬噸に過ぎず、之を前年の八十三萬八千噸に比すれば著大の減少を示し、爲に樺太及沿海州丸材の如きは二百四十圓乃至二百五十圓となりて、プール協定運賃に超ゆるの情勢を馴致せしも、其間にありて荷主側は日貸傭船主義を採るに至り、之に對してプール團は七月に至りて日貸傭船の賃率を協定實行する等、兩者の對抗は漸く激しからんとし、偶〻支那の排日に由る出稼船の內地引揚は船腹を增加せしめ、一般運賃は又落潮を辿り、海運界の前途に苦難あるを豫想せしめたのであつた。

震災と御用船

かゝる秋に方り九月一日の關東大震火災は橫濱港の機能を全滅に歸せしめ、陸上交通機關亦甚大なる支障を生じたれば、船舶は重要なる任務を果すに至り、こゝに船舶の總動員となり、配船は殆ど此救援に差向けられ、九月上旬には四十一隻約十七萬噸の之に從事するあり、やがて九十一隻の配船を見しが、其中第一次輸送には郵船は十三隻、大阪商船は十一隻、社外船は二十一隻之に從ひ、又政府に徵發せられ、若しくは隨意契約によりて御用船となれるものは、陸軍省所屬には勝田・山下・神

戸商船・樺太汽船・金森商店・太洋海運各一隻、合計六隻一萬七千二十五噸あり、鐵道省には三井・佐藤商店・吉田忠次郎各一隻、合計二千六百八十七噸あり、大阪府は十七隻四萬二千百四十八噸を傭上げ、福岡・愛知・靜岡三縣又傭上を爲し、兵庫縣は左の十四隻三萬五千二十七噸を以て其急に應せしが、是等の船舶總計四十五隻十萬二千六百噸に達し、九月二十日には社外船のみの御用船は三十七隻十六萬四千五百餘噸を算した。

神宮丸	二、七七六	共濟汽船	鷹島丸	一、七八八	松本重三
千代丸	三、一六八	大和汽船	二小樽丸	二、七三一	菅谷雄平
天龍丸	二、五四六	白洋商船	三神榮丸	九五三	共立汽船
天武丸	九八二	同	遼東丸	二、三六三	大家商事
擇捉丸	四、一三三	神戸商船	湖南丸	二、六六四	大阪商船
二御影丸	一、二三一	山本佐次郎	朝日丸	五〇九	田端次郎
大有丸	六、二一〇	太洋海運	夕顏丸	二、九七三	國際汽船

運賃傭船料の昂騰

震災の急に應ずる輸送は此の如くして一段落を告げしが、緊急勅令による物資供給令の發布あるや、忽ち之が影響現れ、冬期需要期を控へて石炭の荷動き、積荷終

了期の切迫による木材の船舶急需ある等、震災前に比して運賃は著しく昂上し、若松・横濱の石炭の如き一圓九十錢より四圓となり、室蘭・横濱は二圓二十五錢より三圓となり、樺太・內地の丸太は百八十五圓より二百六十圓となる等、一般の高値を證するものであつた。又建築材料を始め救援品の輸送により、阪神・芝浦間の配船は御用船・徵發船等十六萬五千噸の集中を見るの盛況に達したれば、中小型船舶の拂底を來し、從つて傭船料も震災前に比すれば著しく高値を示し、千噸未滿は四圓五十錢より五圓五十錢、千噸以上は三圓五十錢より四圓五十錢、二千噸以上は三圓三十錢より四圓となる等、特に小型船に於て顯著であつた。

大正十二年末の大勢

斯く近海航路の需要旺盛となれる外に、復興院の復興材料買入に關し、船主協會の陳情をも參酌して本邦船を使用し、國際・川崎・鈴木・山下・三井・勝田・太洋海運の各社其引受會社となり、米材の積取に當るに至れるあり、其積取量は僅少なりしかども、之に神戸大手筋の貨物を加ふれば相當量に上り、從つて大正十三年の海運界も樂觀の見越をさへ爲すを得るに至つた。一方外國中古船の輸入も頓に之によりて旺盛となり、大正十二年十二月一日現在調査に據れば、四十六隻二十六萬八千七百重量噸、其買入價額百四十七萬圓を超え、搗て外國船の傭船成約を爲すものある等、

市況俄に緊張するに至りしが、かゝる近海遠洋の共に社外船の活躍するに徴し、前途は一般に好況を思はしめたのであつた。

大正十三年の海運界

海運界の好況逆轉せざるべしと豫想せられたる大正十三年は、一月以降早くも船復過剩の傾向を明かにし、五月には既に繫船問題の論議せらるゝありて、稀有の現象を示し、且つ大連置籍船の樺太材積取割込もありて、運賃は前年末に比し漸落して、木材は北米・日本に於て十五弗五十仙より九弗五十仙となり、北洋・內地に於て二百七十圓より百七十圓となり、石炭は若松・橫濱に於て二圓五十錢より二圓二十錢となれるに反し、傭船料は運賃採算値に比すれば稍〻上値を示せしも、運賃の暴落は市場をして混亂狀態に陷らしめた。此に於て之を自然の推移に委するを危險なりとして、遂に運賃同盟の組織を見るに至つた。即ち上西商會上西龜之助、東和汽船菊池吉藏等の主唱により、太洋海運・內田汽船・三上・佐藤國・甲斐各商店會社の代表者等は五月十三日東和汽船會社に會合し、十五日には神戶に於て阪神船主大會を開き、運賃同盟を結び、二十一日には大阪ホテルに於て第一回例會を開きて決議を爲すところがあつた。此くて左記四十七社によりて、本邦海運界に劃期的なる全國的船主聯盟の成立を見るに至つた。

運賃同盟の成立と加盟社及會則

(一) 加盟社

東和汽船	北支那汽船	三上株式	太洋海運	神戸商船	內田汽船
二宮商店	甲斐商店	明治海運	岸本汽船	佐藤國商店	山本商事
山下汽船	松岡汽船	鹽崎汽船	上野汽船	帝國汽船	互光商會
村尾汽船	廣海商事	豐崎汽船	日下部汽船	戸田汽船	小栗共濟汽船
中村組	大連汽船	澤山汽船	島谷汽船	野口汽船	乾合名
新田汽船	東海汽船	原田汽船	共立汽船	樺太汽船	阿部商會
阿部濱崎株式	田嶋商店	菅谷株式	山本船舶部	町田商會	勝田汽船
太洋汽船	岩崎汽船	山本汽船	川崎汽船	國際汽船	

(二) 會則(綱領)

(A) 名稱　本會を運賃同盟と稱す。

(B) 目的　本會は海運市場の取引の安全を期し、運賃の安定を圖るを目的とす。

(C) 決議　本會は必要に應じ會員總數の三分二以上の決議を以て、標準運賃を協定し其維持に努む。

標準運賃は會員總數三分二以上の決議を以て之を變更するを得。

(D)常務委員　本會の事務を遂行する爲、常務委員三十名以內を置く。

(E)制裁　理由なく契約を履行せず押石、押噸を爲したる荷主ありたる時は、其名稱を本會員に通知す、契約を履行せざる船主に就いても亦同じ。

(F)罰則　本會則は紳士協約とす。但し之に違反する者は同業者の排斥を受くる事あるべし。

(G)附則　イ、本會は本部を神戸に置き、必要に應じ各地に支部を置く。

ロ、本會例會は毎月第三火曜日に之を開き、必要ある時常務委員會は臨時例會を招集することを得。

ハ、本會則は大正十三年五月廿五日より效力を生ず。

(三)標準運賃率　當分の間左記標準運賃を用ふるものとす。

イ、木材　北見又は樺太積內地揚（六月四日北見天鹽又は樺太－太平洋沿岸と改む）百石に付二百圓以上。積ランニング一日に付一千石以上。　沿海州積百九十圓以上。

ロ、石炭　門司積横濱揚二圓五十錢以上。

ハ、小麥及木材　北米太平洋岸積內地揚はコンフエレンス率に準ず。

惟ふに當時の船舶經費は之を世界大戰前に比すれば、小型船修繕料は三千圓よ

加と標準運賃起算點

り一萬圓に騰り、燃料一噸四圓五十錢より十四圓となり、船員給料は十二圓より四十圓に昇り、而も運賃の騰貴は之に伴はず、其同盟の力によりて運賃を維持せんとするは當然のことなりとして見られ、此くて此社外船主の大同團結は其所有重量百九十三萬噸、傭船五十六萬噸に達し、加之郵船・商船・三井等は好意の立場に在りて之を援助せるを以て、同盟に加はるもの漸次に増加し、九十四社、二百三十五萬噸に達し、此内神戸五十七社、大阪二十一社、其他十六社に及んだ。尚左に同盟側の標準運賃起算點を示して參考とする。

運賃收入

	八千噸型	五千噸型	三千五百噸型
運賃收入（百石に付二百圓）	三六、〇〇〇圓	一九、〇〇〇圓	一四、〇〇〇圓
焚料炭其他航海費用	一〇、八二〇	六、七八〇	五、〇〇二
差引殘額	二五、一八〇	一二、二二〇	八、九九八
所要航海日數	四二日	二七・五日	二四・五日
一箇月一噸當り收入	二・二五圓	二・六六圓	三・一四圓
横濱――若松間			
石炭積取（一航海重量一噸ニ對スル收入計算二圓五十錢）	一八、一三〇圓	一一、二七〇圓	七、五九四圓

焚料炭其他航海費用	五、一〇〇	三、五八五	二、五一九
差引殘高	一三、〇三〇	七、六八五	五、〇七五
所要航海日數	二三日	一七・五日	一三・五日
一箇月一噸當り收入	二・一二圓	二・六三圓	三・二二圓

船費月額豫算表（五月）

船價見積	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓
本給海員給料	二、二六三	二、一二二	一、九四〇
勤續加俸	七八	五〇	四四
中元及賞與	七五八	七〇七	六四七
食料	八一〇	七三二	六三六
保險料	一、六五七	一、二四二	一、〇二三
修繕費	一、六六七	一、二五〇	一、〇〇〇
消耗品	八〇〇	七〇〇	六六〇
港費	二〇〇	二〇〇	一八〇
雜費	一、三四〇	一、二七〇	一、二一五

利息（一割）	六、六六六	五、〇〇〇	四、〇八四
店費割當	一、二〇〇	七五〇	五二五
合計	一七、四三五	一四、〇二四	一一、九五四
經費噸當	二・一七九	二・八〇〇	三・四一五
十一箇月噸當	二・三七七	三・〇五九	三・七二五

（註）雜費內譯　稅金公課・交際費・通信費・船員送還費・船員交代費・治療費・其他臨時諸雜費・店費割合重量一噸に付十五錢
本表計算は新船に在りては船價高きも、修繕費・保險料・其他に於て低く、古船に在りては船價廉きも修繕費・保險料・船價償却及消耗品費多きを以て其合計に於ては大差なきものとす。

卽ち之に據れば本同盟の成立せる所以を知るものあるべく、尙兵庫・大阪と樺太間に於て協定運賃率による重量噸一噸當の收入船費を見るに、八千噸型にては約十三錢、五千噸型にありては約四十錢、三千五百噸型にありては約五十九錢の差引損失を生ずる計算となつてゐた。

運賃同盟の標準率撤廢

此同盟に對し北海道木材組合聯合會は、其運賃を不當なりとし、更に同盟の解散

を叫ぶなど、大いに反對の意を表せしが、之に對し同盟側は內地一般木材業者が運賃協定に賛意を表せるに拘らず、一部荷主の徒らに反對するを難じ、先づ國際收入の增加を圖るは海運業者の責務なりといひ、此同盟は採算を無視し、船主採算の最低限度を維持するは海運の破滅を防止するの目的に出でたるに外ならずとて、其船舶經營の損益表を示して之に酬ゆる等、論戰叉尠からず、而して同盟側は各自醵金して停船補助規程に備へ、停船同盟案をも立つるに至つた。然しながら漸次夏季に向ひて市場閑散となり、且つ同盟規約に違反する者、或は脫退するものある等、大勢は漸く非ならんとし、尙之に加ふるに八月上旬には多數の停繫船を見るに至つた。此に於て九月九日運賃同盟は神戶海運倶樂部に委員會を開きて、同盟存續の可否を議し、引續き總會を開催し、十日を以て標準運賃率は之を撤廢することとし、停船補助金の支給は十日より三日間に限ることとなつた。蓋し大勢遂にこゝに至りたりと雖、其間北地木材大部分の積取を了り、市場の大混亂を阻止し、契約の解除紛議を防止し得たるは、此同盟の成功なりとせられしが、此同盟は十二月十八日の總會に於て其存續を決議して將來に備ふるに至つた。

多難なりし大正十三年

之を要するに大正十三年は前年末に於ける樂觀態勢を裏切りて、終始不況の間

に經過したりと謂ふを得べく、而も不況の深刻なる世界大戰前に於けると異ならざるを想起せしむるものがあつた。惟ふに中古外國船の輸入に端を發して船腹過剩に陷り、更に世界的荷動きの停頓に遭逢し、大型船は運賃低落して相償はず、中小型船は夏期に木材漁場の引合ありて稍〻愁眉を開くを得しも而も永續するに至らず、運賃同盟成りしも大勢又如何とも詮すべもなかつた。然るに中華民國の南北の攻爭は一時本邦海運界を活況に導き、爲替の低落は年末に至りて大型船の船腹を缺乏せしめ、延きて中小型船にも餘惠を及ぼさんとするに至りて、漸く年を終へたのであつた。

大正十四年の海運

大正十四年の海運界は、先づ船舶債權の整理によりて、船主の苦鬪の稍〻緩和せられたるを特記するの要がある。大正十二年以前に於て灘商業銀行の自ら海運業を經營して共立汽船會社を設立せるも、亦船債整理を目的とせるものにかゝりし

船債整理と對獨損害賠償

が、同十二年には第十五銀行の整理に著手するや、債權となれる船舶十七隻四萬六千九百餘噸を引取り、之を社債の形式を以て川崎汽船會社に讓渡し、同社は社債を募集して同銀行の擔保轉換と金融に資せるあり、又同十四年に入りては日本汽船會社が勝田汽船會社經營の太洋汽船會社持船全部を債權棒引の條件を以て引取

れるあり、又船舶に貸付たる銀行の回收不能の舊貸付先に對し、一時換價處分を容認するある等、大小船主の船債整理著しく行はれ、同年以來船債整理上の問題たりし東洋汽船も、同十三年には內容調査進捗し、郵船との併合談に株價の騰貴を見しが、同十四年一月遂に郵船に其營業權を讓渡し、ついで國際汽船に對する興業銀行其他の債權問題も亦解決する等、船債整理には注目すべきものがあつた。而して此年末には沈沒せる三十一隻の對獨船舶損害賠償も決定し、損害要求額に對し按分比例によりて分配せらるゝこととなつた。

大正十四年の大勢

此の如く大正十四年には船舶債權整理の進捗によりて船主の苦難は稍ゝ緩和せられ、對獨損害補償の決定するある等、海運界萎靡不振の間にも稍ゝ見るべきものもあつた。然しながら世界の海運界は依然不振にして、特に歐洲に於て甚だしきものありしは、英・獨・蘭の競爭の激甚にして不合理なりしことを證して餘りあり、而も本邦にありても、年初の木材漁場關係は既に思はしからざるものあり、此年二月海事研究會は東京に於て總會を開き、古船輸入防止につきて談合するあり、努めて輸入を防止せんとせる結果、外國中古船の輸入八隻四萬噸に過ぎず、又繫船も一月三萬七千噸、三月二萬五千噸、八月一萬一千噸となりて順次減少を示せしも、爾後又

増加して十二月には二萬六千噸を超え、傭船料運賃等より合考するも船主の經濟は著しく苦境に陥れるが如く、只其間にありて遠洋方面運賃は昨年に比して幾分騰貴し、國際・川崎其他大型船主の遠洋配船を見しが、近海は石炭・米・豆粕共に著しき下落を示し、而も百五十萬噸の配船ありて船腹過剩に陥りしが、十月乃至年末に荷動き漸く増加し、社外大型船の米材及小麥積取に配船を見たることとは海運界の復活曙光と見られ、比較的小康の間に年を送つたのであつた。

大正十五年の海運界

大正十五年に入り新航路を開拓するもの少からず、就中雜貨貿易・上海航路・浦鹽航路の如きは特筆に値する。此第一の雜貨貿易を主とする新航路の開拓につきては、大正十五年三月大阪商船會社の東アフリカ新航路を開拓するあり、之に對し

郵船の濠洲航路新設

て郵船會社は大洋洲セレベス島行定期航路を開設し、大正十五年八月卅日神戸發筑後丸より之を開始し、之により從來ジャワ經由にて四十日間を要せしもの、今や其半ばにして達せらるゝに至りしは、新航路として多大の價値がある。第二の上

山下汽船の上海航路割込

海航路は從來郵船の獨占にかゝりしのみならず、同社の航路中最も營業價値を有するものなりしを以て、社外船山下汽船は之に著眼し、新に三千五百噸乃至五千噸型汽船四隻を以て、横濱を起點とし、名古屋・大阪・神戸・關門を經る日本・上海間の定期

航路を開始せしが、横濱發第一船は天海丸、上海發の第一船は志摩丸にて各々同年九月十日兩港を出帆し、爾後每月約七回の往復と爲せるを以て、同航路の競爭は免れざる情勢となつた。又第三に擧ぐべきは川崎汽船株式會社の定期航海にして、同社は前年栗林商船より其ロシヤに對する事業を繼承して、ウスリー鐵道及同國立黑龍汽船部との聯絡契約を結び、十月米穀の出廻期より浦鹽を基點として七線の定期航路を開きしが、更に同十五年十二月十五日より東祥丸を初航として、舞鶴・浦鹽斯德間の定期航路を開始したのであつた。同航路は每月二回の往復にして、ハルビン地方の取引に對しては、ウスリー鐵道と同汽船との連絡證を發行したれば、其利便を增すこと多大なるものがあつた。

川崎汽船浦鹽定期航路開始

造船會社に對する補償

尙當時八八艦隊計畫拋棄に伴ふ各造船會社に對する補償法案の議會を通過せることも注意すべき事歷なりしが、其補償總額は二千二百萬圓以內に止まりし爲め、政府は各會社と折衝の結果、算出法を定めて其補償額を決定せしが、神戶市所在の造船關係會社に對する金額は左の如くであつた。

	算出基礎	補償額
川崎造船所	九七、一四〇、〇〇〇圓	二、四二八、五〇〇圓

三菱造船所	九七、一四〇、〇〇〇	二、四二八、五〇〇
神戸製鋼所	一五、七一二、〇〇〇	三九二、八〇〇

解雇職工補償額

	解雇人數	補償額	實際補償額
川崎造船所	三、五〇〇人	五二五、〇〇〇圓	二、九三八、〇〇〇圓
三菱造船所	三、七三二	五五九、八〇〇	二、九七三、五〇〇
神戸製鋼所	二二三七	四二六、二〇〇	三五、五〇〇

英國罷業と支那排英の影響

英國に於ける炭坑夫大罷業幷に支那の排英は、大正十五年に於ける海運界にとりて又逸すべきものではない。卽ち前者は英國の興廢に關する重大事件なりしを以て、其影響は大西洋運賃をして大戰當時の高値を再現せしめ、運賃・傭船料を高騰せしめ、本邦海運界をも大いに刺戟せるは明らかなる事實であつた。後者にありては支那が一年有半に亙りて排英を繼續し、英國をして困窮せしめたるものなりしが、之が爲に本邦廣東航路、特に基隆・廣東航路は俄に殷賑を告げ、延きては日支親善に資せるは否み難い事象であつた。惟ふに大正十五年の本邦海運界は著しき發達を遂げたるものにして、三十八隻約三十四萬噸の外船輸入をもよく消化し

得たることは、之を證して餘りあるべく、蓋し此年は數年來の不振の間にありて大いに意を强くするものがあつたといへる。

第二節　昭和初頭以後の海運概況

昭和二年の海運界

比較的小康を得たる大正十四・十五兩年の後を承けたる昭和二年の海運界は波瀾重疊たるものがあつた。蓋し財界未曾有の恐慌に由るものにして、之によりて從來神戶に本據を置き、新興の勢門覺しきものありし鈴木商店は一朝にして沒落し、之に端を發して生死を共にすべき關係にある帝國汽船は直に危機を傳へ、川崎造船所は聽て其窮狀を暴露し、國際汽船は大整理を餘儀なくする等、財界恐慌の餘波は海運界特に神戶の海運界をして暴風圈內に入らしめ、海運市況は爲に極度に惡化するに至つた。

業者のモラトリアム對策

かゝる大恐慌に處するが爲め、此年四月新に成れる田中內閣は支拂猶豫令所謂モラトリアムを發布せしが、本令の施行に伴ひ、海運界にありては運賃及傭船料を如何にすべきやの問題論議せられしも、利害を異にせる業者間には直に態度を一にすること至難にして、法令は原則としては支拂はずとも何等差支なしとするも、斯くては取引は全然阻止せられ、延きて重大なる結果を招來す

る惧あれば、商取引の圓滑を期するが爲め、運賃及傭船料は能ふ限り支拂ふこととなり、一部の支拂不能の向に對しては法令を適用するも亦已むを得ずとし、四月二十七日開催せる神戸海運倶樂部商談部會に於ても略〻此意見に一致せしを以て、更に評議委員會の申合として、一般に之を發表した。尚運賃未收の場合は、船主は積荷の留置權を有し、その期間中の經費幷に危險は荷主の負擔となすことに決定し、又傭船料の支拂を受けざる場合につきても、船舶使用を中斷するは事實上不可能なれば、新規傭船を開始する際に於ても、傭船料未拂の場合は、本船引渡を爲すや否やの問題に關し種々論議する等、モラトリアム施行に關し其影響尠からざるものがあつた。

近海と遠洋の大勢

此年初若松濱石炭運賃は慘落に始まりしも、幾もなく二月には一圓五十錢に上り、豆粕・木材又之に從ひて上昇せしが、偶〻財界の大恐慌に會し、之が影響は下半期に入りて愈〻顯著となり、運賃・傭船料共に戰前に復るの不況を示せしが、遠洋にありては前年來の英國炭坑大罷業により、大西洋方面の運賃騰貴と共に、外國船の大西洋轉航あり、太平洋は爲に本邦船の活躍に委せられ、諸運賃高騰し、一時は近海の不況を緩和し、且つ政府が米價調節策の一として外米輸入關税を免除するに及び、蘭貢・

暹羅等南洋方面の配船を激増せしめた。而も下半期に入りてよりは內地經濟界の不況と船腹の過剩によりて又運賃の暴落を來し、更に山東出兵聲明に伴ひて起れる上海・廣東・福州等の排日貨は、海運不振の因を爲したのであつた。尙大正十五年十二月海事協同會、同二年一月海事會の生るゝありしは、勞資兩方面より觀て特筆すべきである。

昭和三年の海運界

昭和三年の海運界は幾多重要なる推移の跡を記錄した。始め前年末より著手の船體保險協同會の保險料引上は、其更改期來りて遂に之が實施を見、次に普通船員は最低賃銀制度確立の爲め、未曾有の海員總罷業を起して、よく其目的を達するあり、更に內務省の立案にかゝる船員保險法問題あり、此三者により、船主の負擔の增加は太平洋就航可能の大型船に於て噸當り約二十錢の加重となるに至つた。然れども一方新生面の開拓として、經濟的新船の建造熱勃興し、同年建造中或は各造船所引受濟の千噸以上の船舶三十六隻中、デーゼル船二十三隻を數ふるあり、小船主間の競爭は漸く協調の傾向を示し、又船債の整理も漸次進捗するを見、よりて以て市場方面は大體に小康狀態を續け、特に五月濟南事件突發を機とし、運賃・傭船料共に昂騰し、石炭の如き四月上旬一圓二十錢の若松濱は、五月には二圓二十錢と

なり、若濱・上海は二圓五十錢を算し、豆粕は大連・濱十八錢となり、同月の傭船料は五千噸型に於て最高四圓の高値を現出する等、市況一般に好調を示したれば、大中型船の近海集中となり、四月上旬の配船百三十萬噸は六月には百九十萬噸に垂んとせしが、遠洋方面亦一時之に刺戟せられ、年末に及んでは太平洋・印度・濠洲方面に著しく船腹の需要起り、大型船は殆ど皆この方面に向ひて出動した。唯支那の排日の南洋に移りしが爲め、一頓挫を來したるも、而も大なる不況を來すに至らなかつた。尙此濟南事變の出兵による徵發總計三十九隻十六萬三千六百餘噸あり、十一月には撤兵による徵發船又少からざりしこと、幷に五月川崎造船所が重役を改選して新陣容を立て、整理の進捗と共に一萬噸級巡洋艦二隻の建造命令の決定を見たることも、神戶にとりては逸すべからざるものであつた。又此年五月神戶船主會設立し、十一月には日本海運業組合聯盟成り、共に斯業に貢獻するに至れることは注意すべきであらう。

昭和四年の大勢

昭和四年は世界的恐慌による海運界受難の第一年ともいふべきであつた。然れども其年初にありては遠洋就航旺盛にして、特に關稅率引上見越の米材輸入によりて盛況を呈し、濠洲方面の小麥輸入は更に遠洋出稼を活潑ならしめ、之に加ふ

るに濟南事變終結による御用船の徴發、北洋漁場の旺盛等によりて何等の懸念をも示さなかつた。然るに五月頃よりして不況は先づ近海方面卽ち支那の排日の影響、北洋材の下落に始まり、延きて遠洋方面は小麥及米材の輸入著減したるさへあるに、他の遠洋船の近海集中あり、八月に入るや、北洋材は六月の百六十五圓より八十圓に暴落し、更に九月には七十五圓となり、若濱石炭は五月乃至十二月に一圓八十錢より七十錢に慘落する等、不況を極むるに至つた。これ蓋し船腹の過剩亦其主因にして、此年三月に於ける社外船の近海配船は三百隻、百十六萬噸にして、遠洋船腹は太平洋のみにても實に百二隻、九十萬噸を算する有樣なりしが、是等遠洋船の歸還によりて九月には太平洋配船の半減せるに對し、近海配船は倍加して、四百三十五隻二百十萬噸の多きに達した。かゝる情勢は本邦海運界に於て未曾有の事象たりしが、政府の緊縮政策による財界の不況と金解禁を控ふる商品市場の氣構へとは、自ら運賃に現れて、こゝに慘落を甚だしからしむるに至つた。されば此年九月神戸船主會は不況對策として遠洋航路奬勵補助金下附、海外諸事情の調査促進、積荷制限、不經濟船の解體奬勵等の項目を擧げ、委員をして對策を講せしむることとなつた。而してかゝる近海船腹の激增は固より季節的關係に由るもの

なりしとはいへ、北洋材積取の漸次減少せると、米材の出荷不振とは、太平洋方面船舶の需要を阻みたれば、こゝに海運界の危機を將來し、不況對策は頻りに論究せられ、日本船主協會の海運振興會を設けしが如き、政府の船舶金融法案の提案の如き、共に又其例なりしが、未だ根本的對策を見るに至らず、船主は個々の立場にありて結束を缺き、自ら眉を焦すに至れるものなりともいふべく、かくて此年の海運界は收拾すべからざるに至つたのは遺憾であつた。

昭和五年の大勢

昭和五年の海運界は洵に多事多難にして、前年に比し更に萎靡不振の甚だしきものがあつた。此年一月金解禁の斷行せらるゝや、一般財界は當初爲替の動搖の停止に却りて謳歌の空氣をさへ示したるも、海運界は漸次に政府の緊縮政策に伴ふ荷動きの減少、支那の動亂、銀價の暴落等と相俟ち、世界的不況と船腹の過剩とに禍ひせられ、年初に於ける遠洋船腹の消化も何等の效なくして苦難に陷り、四月には神戸港に既に八隻三萬二千四百餘噸の繫船を見たるに、此勢は漸次に累增し、七月には本邦の繫停船は九萬六千噸、八月には二十五萬噸、十月には二十七萬噸となり、年末には遂に一躍三十五萬六千噸なる戰後の新記錄を出し、慘憺たる情勢を示すに至つた。されはかゝる未曾有の不況打開の爲め、船主の協調的風潮は期せず

不況對策と北洋材プール

して勃然と興りしのみならず、不況對策として政府に種々請願建白を爲すに至れるは甚だ注目すべき現象にして、是等の不況對策上の諸運動は來るべき海運政策上重大なる關係を有するものであつた。今其主なるものを擧ぐるに、三月中旬に結成せられたる山下・國際・三井・川崎・太洋海運の五社間の北洋材プールの如き其一にして、其目的とするところ、無用の競爭を避け、引合の統一、配船の合理化によりて公正なる運賃の安定を圖る爲め、前記五社は互讓精神に基き、主として北洋材の積取配船に關して同盟プールを組織し、左記條項を協定したのであつた。

一、同盟に共同配船所を設けて其一切の事務を處理せしめ、加盟船主は互選を以て共同配船所委員若干名を定む。

二、加盟船主は自己の所有船幷に定期傭船にして北洋材積取に配船する船腹を、委員會の決定したる傭船料率を以て同盟に提供貸船するものとす。

三、加盟船主の北洋材積取配船は、總て同盟に於て之を取扱ふものとす。

四、同盟は委員會の決裁を以て提供船舶を北洋材積取以外にも配船せしめ、又は停船せしむる事を得、此場合に生ずる損益は同盟に歸屬するものとす。

五、同盟は毎月收支計算を行ひ、加盟船主提供船舶の第二條に依る傭船料合計と

の差額損益を算定す。右差額損益金の半額は同盟に歸屬するものとす。右損益金は二箇月後に初め一箇月分宛を精算し、船主に歸屬する半額は提供船舶の噸數に比例して各船主に對し支拂ひ、又は徵收するものとす。

六、加盟船主の同盟に對する船舶提供期間は、北洋材の初航より終航迄とす。

七、共同配船所の事務は山下汽船に委託するものとす。但し委員會の決議を以て其一部を他に委託することを得。

八、加盟船主は米材輸入に就いても公正なる運賃の維持安定に協調努力をなすものとす。

九、本同盟の效力は申合の時に發生し、北洋材運送終了後を以て終るものとす。

プール組織の結末と船主組合

玆に注目すべきは此プール組織は、大正十二年度に於て行はれたるが如き運賃釣上策にあらずして、競爭を避けて大量を輸送するを其目的とするものなるを以て、之によりて種々の浪費を防止し、不況に對し或程度の安定を期待し得るにあつた。かくて此プール團の第一の商談は樺太工業の皮剝丸太の引受にありしが、其數量三十五萬石、運賃東海岸は九十五圓、西海岸は百三十五圓にして、此契約は市場に衝擊を與へしものであつた。然しながら此組織も翌六年に至り國際汽船の脫

退によりて形骸を貽すに過ぎざるに至つた。而して三月十七日東京に於て三井・國際・近海郵船及山下汽船等發起の下に、東京工業俱樂部に於て船主强制組合設立の協議會を開催せるも亦不況對策の一として逸すべからざるものにして、此協議會は深刻なる不況に當面せる事とて、非常に眞劍なる態度を以て檢討考究せられたのであつた。然しながら是等の對策も直に其效果を擧ぐるを得ざる實情にありしは遺憾なるも、而も協調的機運を釀成するに與りて力ありしは、海運界の慶事と謂ふべきであつた。

神戸船主會の石炭運賃標準協定

神戸船主會の昭和五年初に緊急總會を開き、五十三社出席の下に石炭運賃の標準協定をなせしこと、又時運の然らしむるところなりしが、其運賃は若松・横濱又は伊勢灣八十錢、室蘭・横濱九十錢、若松・大阪及若松・上海各一圓と定めて協約調印をなし、直に東京・大阪・小樽の各船主會に打電調印を交渉し、更に當日缺席せる會員幷に會員にあらざる三井・國際・川崎・山下・大連・近海郵船・大阪商船・八馬・辰馬等に協調を折衝し、六月には不況對策として、左の事項に關し懇談を重ねて逐條決議をなすところがあつた。

一、勞農のカムチヤツカ漁場用船腹に對する傭船料問題。

同漁場用船腹の傭船引合に對しては、其提供船主によりて組織せられたる團體により、過般來今後の取引は一切現金前拂主義に非ずんば之に應ぜざる申合をなし、神戸船主會も賛成することに決議す。

二、差別的鐵道運賃の反對問題。

北海道方面に於て極端に不公平なる運賃制度を以て船主を壓迫せる鐵道省の差別的態度に對しては、小樽船主會の要求もあり、旁〻今後の問題もある事とて極力之を支持して猛省を促すことに意見の一致を見た。

此鐵道省の運賃引下に關しては、同省が四月一日より貨物運賃の引下を斷行し、從來船舶によりて輸送せられたる大量貨物を鐵道に吸收せんが爲に、或貨物の如きは從來十七圓なりし運賃を四月一日より表面十六圓となせるも、事實は割引して十一圓となし、四月一日實施せる運賃率より三割引の値下を斷行したのであつた。されば此引下の影響の最も極端に顯れたるは、北海道方面積出の砂糖・パルプ・枕木等にして、爲に船主以外の艀船業者、荷役人夫の如きも其影響を蒙り、釧路・室蘭・小樽等の同業者は既に猛烈なる反對の烽火を擧げたのであつた。

三、船費の節約問題

不況對策の一助として現に行ひつゝある船用具の共同購買の如きを、今少し範圍を廣むる方法を考慮する事。

四、無電技士の最低給料問題

海事協同會に於て審議せらるゝことに決定せるも、船主の採算上相當影響あることとて、同會に於ても委員會を設けて其態度を決することとす。

海運審議會設置運動

當時の深刻なる不況を根本的に革新せんが爲め、其打開策を政府に請願せるものに日本船主協會・日本海員組合・海員協會の勞資三團體がある。此團體は失業救濟、海上保險料の値下げ、遠洋航路補助等の緊切なる問題の解決に資するがため、權威ある海運審議會を設置し、之によりて打開の途を講ぜんとし、其代表者は八月に至りて遞信省に對し左の陳情をなした。

一、内閣若しくは遞信省に直屬せる權威ある海運審議會の設置を望む。

理　由

第三位の海運國として今や衰へたりと雖、尚四億餘萬圓の拂込資本を擁せる汽船運輸業が、世界的不況の影響と異常なる船腹の過剩、運賃の暴落、移動貨物

の激減等に累せられ、殆ど滅亡の危機に瀕せるの秋に當り、其自然的歸趨に放任するが如きは、此重要なる產業をして復起つ能はざるの窮境に陷らしむるのみならず、熟練勞働者たる多數船員の失業離散を坐視するの結果を生ずべし。歐洲大戰後一箇年にわたり、尙其效力を有したりし戰時船舶管理令は、船舶輸入稅の高率と相俟つて老齡船・不經濟船整理の好機を逸せしめ、以て今日の船腹過剩の主因をなせり。平時に於ける我國の船腹は三百萬噸內外を適當とするを以て、百萬餘噸の過剩ありと雖、歐洲大戰の經驗と一朝有事に際しては、最少尙六百萬噸を必要とす。故に平時に在りても相當の過剩船腹は、緩急として缺くべからざるものなり。斯の如き事情の上に立ち其根本策を樹立すべき機關は、蓋し缺くべからざるものなりと思惟す。政府既に經濟審議會等の設けあり、希くは速に海運審議會を設け、以て海運國策に關する方針を究め、斯業の指導誘掖を圖られん事を切望の至りに堪へず。

神戸船主會の船具共同購買

此三團體の陳情は最も時宜に則したるものにして、政府をして大いに考慮せしむるに至りしが、神戸船主會は又別に海運經營合理化の一端として、六船主を委員に擧げ、調査中なりし船用具の共同購買は「共同購入品はワイヤロープ・マニラロー

プ・ペイント・船底塗料・帆布などを主とすること、從來の取引商二十三店の中、十五店を嚴選し、同船主會の指定商として大量取引をなすこと」に大體の方針を定めしが、當時大阪船主會に於ては既に其一部は之を實施し、其他の船主會にありても略、同樣なる計畫を立案實施せんとせるものあり、蓋し又不況對策の一として頗る見るべきものであつた。

神戸商工會議所の海運振興策建議

神戸商工會議所に於ても當時の海運界萎縮の狀態を以て國家的見地より放任すべからざるものなりとし、之が振興委員會を設け、審議の結果、七月を以て政府當局に對し、第一に遠洋航海獎勵制度設置に關しては、我國大型航洋船は漸次國際海運戰に敗退して近海に蝟集し、運賃界を壓迫して市場を混亂せしめつゝあり、之が要因は國際物資移動量の激減、諸外國優秀船の壓迫等を擧ぐべきも、本邦獨特の高率なる船舶輸入税の重荷を負擔するを以て、競爭力を減殺せらるゝ事實も亦重大なる要因なるべく、依て國際航海に從事する限り、諸外國船舶との對抗上、航海獎勵金を交附する遠洋航海獎勵制度を設置せられん事を望むと言ひ、第二に老朽不經濟船解撤補償に關しては、本邦の船舶が高率なる輸入關税の爲に高船價を餘儀なくせられ居る關係上、老朽不經濟船と雖、相當高價を維持し、爲に船主は之を解撤す

るに莫大なる負擔を要するを以て、常に解撤の斷行を躊躇し、益〻船腹過剩の弊を増大し、船舶產業の合理化を妨げつゝあれば、此現狀に鑑み、補償制度を定めて一定の期間中に解撤をなす者には補償金を交附せられん事を望み、第三に船舶金融に關する特殊銀行設立に關しては、船舶企業の特異性に鑑み、官民合同の特殊銀行を設立し、新船の建造、船舶の購入又は輸入に要する資金、其他船舶抵當貸付及船舶運航資金の融通をなさしめ、以て海事金融の圓滑を圖り、且つ有效なる運用に俟つて本邦海運界の發展と船舶の優秀化を促進せられん事を望み、第四には强制船舶業組合法制定に關し、本法案の切要なるは言を俟たざる所にして、曩に議會に提出せられて審議未了に終りたるも、目下極度の難局に直面する海運界の實情に鑑み、特に之が制定を急務なりとするを以て、本邦船舶全體の統制と共に其改良進步を圖り、所謂船舶產業の合理化に資せんが爲め、來るべき議會に政府自ら緊急議案として完全なる船舶業組合法を提出せられん事を望むと言ひ、以て不況打開に盡す所があつた。　而も昭和五年に於ける海運界は未だ窮狀より離脫するを得ずして終り、延きては海員團體側の海員失業救濟策につきて積極的なる運動を起すに至りしことも、亦當然の成行と見るべきであつた。

昭和五年の運賃

かくて昭和五年末より同六年に亘れる海運界の不況は愈〻深刻となり、未曾有の状勢を示すに至りしが、傭船料も船價も共に騰貴せるに對し、昭和五年中期の標準運賃を左表につきて見るときは、思ひ半ばに過ぐるものがある。

船路	荷物	昭和五年運賃	同四年同期
近海一區			
若松—上海	石炭	〇・八五圓	一・五〇圓
若松—横濱	石炭	〇・七五	一・三〇
室蘭—横濱	石炭	〇・七五	一・三〇
若松—伊勢灣	石炭	〇・七〇	一・三〇
大連—横濱	石炭	〇・九〇	一・三〇
大連—横濱	豆粕	〇・〇七	〇・一四
大連—伊勢灣	豆粕	〇・〇七	〇・一四
大連—阪神	豆粕	〇・〇六	〇・一二
北洋材		五八圓唱	一一〇圓唱
太平洋方面			

大連—沙府	大豆	三弗	四弗
日本—北米	雜貨	三弗二五仙	四弗三五仙
北米—日本	材木	五弗半	七弗半
北米—日本	棉花	三五仙	六〇仙
北米—日本	小麥	二弗	三弗五〇仙
極東對歐米			
甲谷陀—英國	雜貨	二〇志	二四志
大連—歐洲	大豆	一〇	一八・五
浦鹽—英國	大豆	一〇	二〇
西貢—佛國	米	二〇	三一
西濠—英歐	小麥	二〇	三八
南濠—印度	小麥	一六	二〇
瓜哇—歐洲	砂糖	二〇	一八
玖瑪—歐洲	砂糖	一四	一八

大西洋方面

プレート—英歐	雜穀	一六志	二二志
モントリール—歐洲	雜穀	一〇	一八
ウエルス—ポートサイド	石炭	七・五	一四
波蘭—歐洲	小麥	二一	二八
智利—歐洲	硝石	二〇	一八

太平洋同盟と運賃協定

右表中夏相場を左右する主要なる北洋材を見るに、八月初め迄の積取石數は四百萬石に過ぎずして、內地財界の動搖、市況の不振によりて殘餘の出材高を合するも前年の千二百萬石の略ゞ半數に過ぎざるが如く、從つて運賃も五十圓臺なる未曾有の低率を示した。此北洋材運賃の低落は以て他を推すべく、而も運賃の低落防止對策として結成せられたる北洋材プールも國際汽船の脫退によりて有名無實となれること既に記したるが如く、尙此外に不況對策として實行せられたるもの二三にして止まらず、朝鮮米積取協定・灣糖積取協定等卽ちこれなりしが、就中主要なるは太平洋同盟の成立であつた。蓋し本同盟は昭和五年の初に議定せられしものにして、其後社外船の同意と米國船舶院の認可を要せし爲め其實行遲延したるも、七月中旬に至りて漸く成立し、左の如く運賃を協定するに至つた。

米材（建千ボードメジュア）

日本向	九月積	六弗五〇仙
	十月積	七弗五〇仙
上海向	十月積	七弗
北支那向	十月積	八弗

小麥（建一噸）

日本向	八月積	三弗九〇仙
	九月積	三弗
	十月積	三弗二〇仙
上海向	八月積	三弗四〇仙
	九月積	三弗五〇仙
	十月積	三弗七〇仙

神戸船主會の繫船決定

然りといへども、運賃協定程度の對策手段を以てしては、到底此深刻なる窮境は打開し得べくもあらず、當時の市況に於けるランニングコストに就いては、優に噸當り三十錢見當の損失を重ぬるを以て、寧ろ繫船を爲すに如かざる情勢なりしを

以て、各船主も遂に繫船亦已むを得ずと爲し、愈〻大量繫船の議沸騰し、同年七月には神戶船主會を中心として繫船數をば標準一百萬噸に置き、遂に其斷行をすら敢て爲さゞるべからざるに至る情勢となつた。而も多年の不況は繫船費用の拈出をさへ難んずる有樣なりしを以て、同月日本船主協會は其積立金中十萬圓を支出し、以て船員下船手當其他に貸付充當せしむることに決定し、左の件々を定めた。

一、繫船費用の貸付に關する件

イ、日本船主協會は會員たる船主が繫船をなす場合、其資金の中より總額十萬圓を以て、各船一隻に付三千圓を限り、乗組員一箇月分の給料に相當する金額を無利息にて貸付くること。

ロ、繫船總噸數の標準は重量噸數一百萬噸と決定し、日本船主協會は前項金額を超ゆるものを速に政府より融通を受くること。

二、日本船主協會は繫船保險料の引下げ、監督乗組員數の減少を船舶保險共同會に交渉すること。

三、繫船に關する事務を日本船主協會にて取扱ふこと。

四、是等の問題に關しては日本船主協會は、緊急理事會を開き、且つ臨時總會を開

催すること。

昭和六年の海運界

昭和四年以降海運界の不況の深刻なるは洵に本邦海運界の危機なりといふべく、社外船主の中心勢力を形成する神戸海運界の苦難は痛切なるものがあつた。されば同五年には郵船・商船の如き大會社すら無配當を斷行し、不斷の反對的立場を一擧に解消して提携し以て此不況に處し、之に倣ふもの相踵ぐに至りしは、共に深刻なる不況を證明するものに外ならぬ。されば同六年に入るや前年船主協會の定めたる繋船の議により、團體的に繋船するもの續出し、既に記せるが如く前年末には三十五萬六千噸なる未曾有の數字を示したるに、更に此年二月には實に百九十隻五十四萬六千百八十七噸を算するに至り、神戸港のみにても九萬六千噸を超えたれば、神戸港外は恰も船舶の睡眠所なりとさへ唱へらるゝも、之を怪しまざる有様であつた。

未曾有の繋船

左に神戸の繋船を表示して之を偲ぶこととする。

船名	重量噸	繋船日	船主
海久丸	一三、〇六五	前年六月二十三日	勝田汽船
廣進丸	八、七六九	同　七月二十三日	廣海汽船
廣祐丸	八、四六一	同	同

廣速丸	五、一〇〇	同	同
馬來丸	七、一〇〇	同　八月十八日	石原合名
これあ丸	八、五七八	同　九月二十三日	日本郵船
さいべりあ丸	八、二二六	同	同
東慶丸	三、六五三	同　十月十三日	東和汽船
廣通丸	五、一〇〇	同　十月二十八日	廣海汽船
須磨浦丸	三、一五〇	同　十一月六日	東和汽船
薩摩丸	五、〇九〇	同十二月二十六日	宇都宮汽船
海福丸	五、〇四九	同	勝田汽船
笹・戸丸	二、〇〇〇	同	嶋谷汽船
天武丸	一、四三五	同	白洋汽船
六多聞丸	四、六五二	同	八馬汽船
永代丸	四、一七四	同十二月二十九日	勝田汽船
廣順丸	二、九六二	同　十二月三十日	廣海汽船

一時の緩和

此の如き大繋船時代に一脈の生氣を注入せるものは二月以降の濠洲小麥のダ

と滿洲事變後の窮狀

ンピングにして、邦船の引受量七十萬噸に上り、四月には其配船六十萬噸に達し、繫船は減少し、運賃・傭船料共に著しく騰貴せしも、而も小麥積取の一段落と共に市況又もや漸落に向ふに至つた。かゝる推移の間に九月に入るや滿洲事變突發し、更に旬日ならずして英國の金本位離脫あり、滿洲事變は御用船の徵發によりて一時好況を齎したるも、支那各地の極端なる排日は支那方面配船を窮地に陷れ、英國の金本位離脫はやがて北歐諸國の金本位停止となり、磅爲替の慘落による本邦船主の採算を惡化せしめ、更に英國船等の侵蝕を被り、市況再び深刻なる不況を現し、爲に繫船は五十萬噸を超ゆるに至つた。かくて再び積極的なる不況對策の考究となりしが、三井・山下・大同・國際・川崎等五社の設立せる海運協和會の荷主に對抗せんとせるが如き即ち其一なりしが、十一月神戸に開かれたる日本海運業組合聯盟全國大會も、浮沈の岐路に立てる此不況打開の爲には、政府に於て金輸出再禁止を斷行するか、若しくは爲替差損塡補を確立せざるべからずとし、大連海運組合及勞資代表者の出席を求め、全國海運業者を總動員して此目的の貫徹を期したるものにして、是等の對策に徵するも、當時切迫せる海運界の實情洵に察すべきものがあつた。

船員の失業問題

繫船に伴ひて必然的に起る船員の失業問題につきては、既に前年七月の交に日本海員組合及海員協會に於て之が對策を考究し、政府に陳情するところありしが、此年日本船主協會の繫船の融通に對し、組合側は積立金を割き、失業船員の授産場、船用器具類の製造に充てんとし、政府及兵庫縣・神戸市に對して之が援助を求めしが、其失業對策は左の如きものであつた。

一、甲板・機關・司厨の各部を通じて見習期間を一箇年半とし、其期間内には船員に缺員を生ずる場合に於ても絶對に繰上げをなさゞること。

二、各職務を通じ、向一箇年は絶對に繰上げをなさゞること。

三、海事協會の精神を徹底せしむる意味に於て、乘組員を全部日本海員組合員とする樣各船長に交渉すること。

四、全國の新海員養成機關を即時中止すること。

五、大連汽船其他在外置籍の日本船舶には、必ず日本海員組合員を乘船せしむること。

六、曩に海員組合より政府當局に陳情せる授産場設置の實現を促進せしむること。

惟ふに斯の如き未曾有の繋船時代に際しては、船主・船員共悲壯なる背水の陣を敷きて其打開切拔策に腐心し、自ら兩者の協調的なる機運をも生むに至りしが、當時船主にして神戸海運集會所に對し其會費全免を要望せるが如きは、團體の合理化整理の高唱せらるゝ深刻なる不況時の悲痛なる事象なりと謂ふべきであつた。

昭和七年初頭の海運界

昭和七年は海運界にとりても一陽來復の年であつた。蓋し前年末犬養内閣の成立と共に海運業者の切望せる金輸出再禁止を斷行せるが爲である。此金輸出禁止せらるゝや、本邦經濟界は一大福音に接せるが如く、忽ちにして株價の暴騰を來して先づ一脈の生氣漲り、こゝに海運界も亦從つて圓價安による收入増加ありて頓に活況を呈し、昭和七年に入つたのであつた。而して七年一月に起りし上海事變に伴ふ排日の徹底的なるものありしも、御用船の借上、圓價安による輸出は船腹の需要となり、爲にさしもの繋船も一月には四十萬噸に減じ、二月には三十萬噸となる等、年初の市況には見るべきものありしが、三月末には御用船の解除、太平洋方面の荷動き不振等によりて又もや不況に陷り、前途端倪すべからざるに至つた。

不況對策と好轉

此に於て當業者はまた不況對策を講ぜざるべからざるに至りしが、中にも三月には神戸船主會は其擴大强化を圖り、ついで船舶統制會社案を作成するあり、或は

船主・海員の代表者の遠洋航路補助を實現せんとするあり、政府に於ても海運振興策として運賃擔保の低利資金融通案を立てんとし、更に六月には海事審議會を組織して海運國策樹立に當るに至るなど、官民を擧げて共に海運救濟に努力し、此くて遂に十月には船舶改善助成法案の決定を見、海運界の前途に光明を齎すに至つた。而して金輸出禁止による圓價の暴落も、下半期に入りて漸く其效果を現し、採算著しく好轉するや、此機に乘じて山下・國際・川崎・三井等の大手筋は進んで大型船の歐洲配船に努力し、更に大連・濠洲間に飛躍したれば、十一月上旬の同方面の配船は既に六十九隻六十三萬三千噸を算し、之に十一月積の新規配船を加ふれば優に七十萬噸に達せんとするに至つた。蓋し未曾有の快記錄といふべきであつた。曩に記せるが如く、此年中期の市況の儘に推移せんか、愈々本邦海運界の危機至るべしとせられたりしを以て、オペレーター及有力船主は期せずして歐洲配船を敢行し、以て大型船の近海割込を極度に回避したのであつた。而して對英爲替の一志六片前後となれるに乘じて、大連積歐洲向大豆の輸送に專念せしに、當時二十志以下なりし運賃は軈て二十志となり、更に二十一志六片臺に上り、遂に三十志に達せるのみならず、爲替の低落は更に配船を有利ならしめたのであつた。惟ふに當時

本邦船舶は低廉なる撫順炭を燃料として補給し得るの立場上、殆ど大連・歐洲の航路に配船せられ、ディゼル船は却つて經費の關係上出動を見るもの僅少なりしことも注目に値する事實なりしが、本邦船が其採算の一圓前後より三圓五十錢に上り、爲に外國船主に脅威を感せしめて、無敵商船隊の語を殘すに至らしめたことも見逃し難い。而して遠洋のかゝる好調は、近海配船をして著減せしめ、從つて市況も緊張したること、若松濱の石炭の十二月には最高二圓三十錢となりて、震災時以來の新高値を呈せるによりて窺知し得べく、傭船料又昂騰を示す等、數年來の暗雲全く拂拭し去られたるが如くなりしは喜ぶべく、而も此好調は更に持續せらると豫想せられたのであつた。

好調なる昭和八年の海運界

前年來好況に向へる海運界は、昭和八年に入りて更に爲替安による輸出と、外貨建差益とを增加し、遠洋出稼船又增加の傾向濃厚となれるのみならず、内には老朽船の淘汰とインフレーション政策の滲透、軍需品工業の發展とに刺戟せられ、市況は好調の一路を辿りたれば、近海に於ても前年末の石炭若松濱運賃二圓五錢は昭和四年來の高値とせられ、此年十一月の北洋材百五十圓は同五年以後の新高値を示し、傭船料も中型三圓は昭和四年來、近海一區の四圓五十錢は實に大正十三年以

來の共に新記錄なりとせられたるに徴するも、市況の好調知るべきであつた。されば遠洋に於ても概して好況に終始し、輸出の漸增は數十年來の記錄を破りて輸出超過をさへ示すに至つた。惟ふにかゝる好況は其原因多々あるも、社外船々腹の減少に負ふところ又尠少ならざるべく、其減少は前年來の船舶改善助成法に因るものにして、昭和九年一月には本法實施の前年たる同六年八月現在に比すれば、四十四隻十萬噸を減じて、五百五十一隻三百三十萬噸となり、よりて以て船腹調節に奏功せるものであつた。

海運收入の增加

此年の海運界の好況此の如くなりしを以て、前年來驚くに堪へたる程の繫船量も、やがて七十二隻三十二萬噸に減じ、更に年末には僅々十四隻六萬六千噸に激減するに至りしは、又以て市況の如何に好調なりしかを證して餘りあると謂へる。而して當時海運收入は世界列强の海運界悉く減退を示せるに拘らず、本邦海運界のみは昭和八年より增加の勢を示し、其率同七年に比すれば二十六・四%を增し、更に增加の趨勢にありとせられたるは、當時の本邦海運界の活躍を充分に反證する資料であらう。

海運界の新傾向

市況の概況は以上の如くなれど、茲に注目すべきものに社外船の運航政策があ

る。即ち昭和七・八年頃のオペレーターの活躍は、蓋し我國海運の自力更生の一原因と觀るべきものにして、從來社外船の運航に於て、近海沿海は船主自營の可能性ありしも、遠洋の運航は海外に連絡ある代理店又は出張所の設備を有する船主か、或はオペレーターによらざるを得ざりしが、其後續々として新設せられたる一隻會社は、從來の營業政策と其趣を異にし、何れも大手筋オペレーター筋を背景となし、或は其傘下に配船權を委任せるものにして、此事實は此當時の海運界に於ける顯著なる趨勢として看過し難きものである。而して從來我國に於ける最も大なるオペレーターたりし山下汽船は五十萬噸を擁し、よく百萬噸の船舶を太平洋・南洋・印度・濠洲方面に動かし、斯界に君臨せる有樣なりしが、昭和四年十二月社内の紛糾に端を發し、連袂退社したる田中正之輔等は、大正六年に設立せられ爾來山下汽船に亞ぎて功績ありし太洋海運と合體して、同五年十二月大同海運株式會社を創設し、純然たるオペレーターとして經營活動を開始し、其後有力船主の後援をも得て、同七・八兩年の海運界好轉の波に乘じ、漸次其基礎を固め、其内容を充實し、今やよく運航船舶四十萬噸に達するに至つた。

大同海運と三井船舶部

又一方三井物產船舶部は自社貨物自社船主義の下に、本邦對外貿易の三・四割を占むる輸出入貨物をば、可及的自社船舶を

以て運搬せんとする大方針を樹立し、之によりて今や十八萬噸を擁し、其不足は之を傭船し、現在運航噸數五十萬噸に垂んとするに至りしが、此外自社船主義を採れるものに川崎・國際の兩社あり、此の如くにして今や獨占事業は崩壞して、社外船の遠洋航路は山下・大同と之に對するに自社船主義の三井・國際・川崎其他二・三社のブロックの相擊つ所となるに至つた。而して社外船は昭和八年十二月には歐洲に五十一隻四十七萬四千噸、北米大西洋には二十五隻二十三萬七千噸、日本北米太平洋岸には四十七隻四十三萬一千噸、印度・南洋・濠洲等には十九隻十五萬九千噸、近海一區には八十二隻五十二萬三千噸を各配船し、入渠繫船其他約二十五萬噸を合計すれば、五百六十隻三百三十三萬噸に上り、世界の海上に活躍せる情勢にある。

歐洲航路

以上梗概を敍し終るに當り、神戶を中心とする外國航路と出入船舶につきて記述する。先づ昭和八年末に於ける主要航路につきて觀るに、先づ第一に歐洲航路は遞信省命令航路たる日本郵船經營の郵便定期航路橫濱倫敦線を始めとして同社李浦線・漢堡線、大阪商船の日本歐洲線及國際・川崎兩汽船會社の共同經營に係る漢堡線の各定期航路ありて之に從事し、十二月に於ける其使用船合計三十六隻二十五萬二千三百八十噸(總噸數)に達せしが、社外船は此方面に此年一月には七十一

隻七十三萬五千噸、十二月には五十三隻約五十萬噸の配船を見た。

北米航路

北米航路中北米太平洋方面の定期航路は日本郵船經營の遞信省命令航路たる北米航路桑港線・同沙市線あり、貨物航路として沙市方面に對し川崎汽船の北米線、山下汽船の北米日本支那線及三菱商事の北米線、桑港方面には三井物産の北支那北米線を數ふる。日本郵船の遞信省命令航路たる南米航路西岸線は往航桑港及羅府に、大阪商船の南米航路東岸線は復航羅府に、又日本郵船及大阪商船兩社の各紐育線貨物船も亦桑港に寄港し、是等航路中北米太平洋岸の郵船・川崎・三菱・大同の使用船は十二月に合計二十六隻二十一萬九千噸に達し、社外船は一月現在に三十八隻三十五萬二千噸、十二月には四十九隻四十五萬四千噸を配船してゐる。

北米大西洋岸航路

北米大西洋岸に對しては日本郵船・大阪商船及國際汽船經營に係る定期航路三線あり、其使用船合計二十九隻二十一萬三千六百噸を算せしが、尙社外船は此方面に一月には三十二隻二十九萬七千九百噸、十二月には二十七隻二十五萬五千噸を配船してゐる。

南米航路

次に南米東海岸方面には大阪商船經營の遞信省命令航路たる南米航路東岸線の一線あるのみなれど、ブラジル・ペルー幷にフイリッピン方面をも含み、將來益〻繁

盛を見んとする現狀にある。又南米西海岸方面には、日本郵船の遞信省命令航路たる南米西海岸線の一線あるのみにして、此二線の使用船合計八隻約六萬九千噸に過ぎざるは稍〻寂寥の感がある。

濠洲航路

濠洲方面に對する定期航路は日本郵船經營にかゝる遞信省命令航路たる郵便定期航路橫濱メルボルン線、大阪商船の濠洲線及山下・川崎・國際の三社共同經營に係る日本濠洲線の三線ありて、使用船合計九隻約六萬噸の配船を見る。

印度航路

印度航路には甲谷陀線として日本郵船及大阪商船の各甲谷陀線、孟買線として日本郵船・大阪商船及自由線として國際汽船の各孟買線あり、是等郵船・商船の使用船合計三十一隻十八萬四千噸に達せしが、社外船は此年一月濠洲・印度方面に四十五隻三十四萬三千六百餘噸、十二月には二十二隻十八萬四千噸を配船した。

南洋航路

更に南洋方面に對する本邦定期航路は、遞信省命令航路たる南洋郵船の南洋航路瓜哇線及臺灣總督府命令航路たる大阪商船の南洋線の外、自由航路として大阪商船の南洋線及比律賓線、石原産業の南洋線、三井物産の比律賓線等を數へ、其船舶合計二十隻十一萬九千噸あり、社外船は一月には南洋海峽植民地方面に五十五隻三十三萬噸、十二月には八十四隻五十三萬五千七百噸を配し、最も多數の活躍を見

てゐる。

阿弗利加東岸航路

阿弗利加東岸方面に於ける本邦定期航路は、大阪商船經營の遞信省命令航路たる阿弗利加航路東岸線の一線あるのみにして、五隻四萬七千三百餘噸之に從事する外、同社經營の遞信省命令航路たる南米航路東岸線も亦ダーバン及ケープタウンに寄港してゐる。

神戸港出入內外貿易船

最後に神戸港に出入せる外國貿易による內外船舶を觀るに、大正八年の出入合計六千七百三十九隻千三百二十八萬噸は、五年後の同十二年には隻數は却つて減少して約六千六百隻となれるも、噸數は二千百八十萬噸に增加し、昭和三年には七千六百餘隻二千六百五十萬噸に達し、同八年には約八千隻三千萬噸に垂んとし、十五年間の噸數の增加二倍二分を示し、其隻數の增加の之に及ばざるは、其噸量を增大し、漸次大型船となれるに因ること固よりである。而して此中本邦船の入港にありては、此十五年間に三千隻五百十八萬噸より二千九百餘隻九百三十萬噸となり、噸數に於て著大なる增加を示し、此間の本邦海運の發達を證するものあれど、外國船の入港の同一期間に四百七十七隻百七十七萬噸より千四十一隻、五百五十七萬噸となりしに徵し、本邦船の噸數比率の却りて減少せるに反し、外國船の增加せ

るは注目すべき現象なれど、是は本邦海運の不況を脱せんとする途上にありしものなれば、必ずしも神戸港入港數のみを以て前途を推すことは困難である。

惟ふに神戸港は今や其港灣に於て、社外船主に於て、其包擁する勢力に於て共に他港に傑出するは論を俟たざるところにして、全國に於ける主要海員團體十九團中、神戸は實に十六團體の本部所在地たることは又之を明證するものである。かくて港灣は擴大整備せんとし、當業者の團結は愈〻密にしてよく全國當業の中心となり、其發展は國家の隆運に伴ひ、以て世界に雄飛し、昭和八年の好調に棹して更に黃金時代を建設せんとするの情勢にあるは洵に喜ぶべく、又往時の盛昌に復らんことを祈るの念洵に切なるものがある。

第三節　神戸海運界の重要なる事象

神戸の海運推移の大勢は以上の梗概によりて略〻察知し得るものあるべく、以下其間に於ける一般的特殊の事象幷に推移の中に錄して記述を省略せる主要問題につきて之を敍し、以て神戸海運の變遷を察するの料とする。

郵船々員同盟罷業

日本の海運をして今日あらしめたるは一に邦家の隆運に伴へるに由るは固よ

りにして、社船たると社外船たるとを問はず、其當事者の奮鬪又與りて大いに力ありしと共に、海員の功勞亦沒すべからざるは言を俟たぬ。されば其地位も幾多の變遷を經て、漸次に向上確認せらるゝに至れるは注目すべき事象の一なりといへる。唯其手段方法として憂慮すべき同盟罷業の擧に出で、海運界を聳動せしめたること一再ならず、其一二の事實は既に記述したる所なれど、大正十二年十月に於ける日本郵船會社所屬船員の同盟罷業は特筆すべき事件であつた。是より先大正十一年十一月にも、同社が近海航路分離を機として屬員の減員減給を發表するや、爲に海員大會の開催抗議となり、會社側の讓歩によりて解決せる事例あり、又同十二年二月には阪神間の主なる船主が經費節約上決定せる割增手當食料の減給發表に端を發し、一般海員團體の强硬なる交涉抗議ありて、遂に其決定を實施するに至らざりし事例もあり、かくて此十五年十一月の大罷業となつたのである。此事件も亦曩に郵船會社が經費節約の爲に同社員の航海手當半減を發表せるに起因せるものにして、同社所屬の下級船員約七千人は、結束して之が復活を期し、屢〻會社側に交涉する所ありしも、會社側の態度强硬にして容易に其目的を達するを得ざりしを以て、遂に同盟休業の方策に出で、此年十一月六日神戸港解纜橫濱に向ふ

べき加茂丸によりて第一の烽火を擧げたのであつた。此加茂丸は十月十六日歐洲航路を終へて神戸に歸港し、十一月五日荷役を完了して六日出帆すべきに拘らず、午前八時頃に至り機關部下級船員四十二人は請暇下船の願書を同船々長に提出するに至つた。即ち船長は急を神戸支店に通じ、同支店に於ては支店長以下幹部鳩首協議を凝らし、直に屬員監督を同船に出張せしめて種々慰諭する所ありしも、機關部員の結束强硬にして出帆するを得ず、命令定期航路船も遂に停船するの由々しき狀態となつたのであつた。こゝに於て郵船側は神戸より横濱に至る船客の上陸を請ひ、出帆に就きて奔走せしも、同盟結束の渦紋は益々擴大し、爲に濠洲航路の安藝丸も機關部員結束して請暇下船の願書を提出するに至り、更に八日出帆の盛岡丸、九日出帆の博多丸等何れも同樣行動に出でたるのみならず、當時神戸に碇泊せる近海郵船を除く香取・大阪・龍野・高岡・山形・熊野・日光・若狹等の各船にも波及の形勢あり、斯くて雙方對峙のまゝ十日に至りしが、此日郵船側代表黑川支店長・藤尾監督等は海員側の全權を握る交渉委員日本海員組合の楢崎組合長・濱田副組合長と相會し、解決に努力せる小林水上署長・海事部中村事務官・互光商會河内研太郎等立會の下に隔意なき意見を交換せし結果

第一　屬員手當の半減は會社發表通り十一月一日より施行すること。
第二　會社に於て前記屬員手當を半減するも、特に此際考慮して明年四月迄は何等かの名目の下に支給すること。

の條件を以て、名に於ては會社に讓り、實は之を海員に與へ、茲に本交涉も圓滿に局を結び、重大なる爭議も一段落を告ぐるに至つたのであつた。然るに翌昭和二年二月には同社の司厨部員の爭議あり、これ又圓滿に解決せしが、同年三月に至りて遂に海事協同會の誕生を見しは、實にかゝる事態を憂慮せる勞資兩者の努力の賜であつた。

海事協同會の創立

海事協同會は大正九年の第二回國際勞働會議の船員に對する職業紹介に關する條約に基きたるものにして、同十五年九月日本船主協會・海員協會及日本海員組合の相倚りて其設立を決し、同年十二月を以て創立し、昭和二年三月認可を得たるものにかゝり、川村貞二郎を會長に推し、主として政府の補助により、船員の職業紹介、船員の待遇に關する事項、船主・船員間の爭議の豫防調停、船員の募集及寄宿舍經營等の諸事業を行ふものにして、事務所を京町八十一番地に置き、神戸市の外に十二箇所の職業紹介所を設け、よりて以て船主・船員の協力一致に資せんとするにあ

つた。而して昭和二年十月久しく海員の死活問題として論議せられ來りし船員の生活保證に關する最低賃金制及乘組定員制制定について具體的調査を行はんとし、特別調査委員として船主側にては商船專務太田丙子郎・船主協會上谷積、勞働團體側にては海員協會專務理事藤村重造・日本海員組合常務赤崎寅藏・日本海員組合長濱田國太郎・海事協同會幹事石田貞二を擧げ、各委員は特別調査委員會を組織し、海員勞働問題解決に就き徹底的の調査を行ふ事となりしが、勞働團體側にては先づ團體交涉權を船主側に確認せしめ、次には勞働條件の改善を目的として調査するところある等、勞働問題の上に大いに貢獻して以て今に至つたのである。

普通船員給料制問題と對川崎爭議

然れども深刻なる海運界の不況と海員勞働運動の大勢は、普通船員の給料制確立運動となりて更に前進するに至れることは、又此期間に於ける特筆すべき事歷の一である。此船員の待遇改善問題は昭和二年十一月縣下相生船渠に入渠中のせいぬ丸外三隻乘組員より社外船乘組員の待遇につきて、社船幷に引上方を決議せるに端を發したるものにして、其聲漸くにして熾烈となり、翌三年五月日本海員組合の大會に際しては、滿場一致を以て最低賃銀制確立の件を決議し、之を以て勞働問題の根本的目標の一なりとし、此決議を海事協同會特別委員會及船主に提出

し、回答期を四週間とし、更に船舶乗組員制度確立の件を可決して、特に之を極度に減員せる川崎汽船に提出し、其回答期をば三週間と限りしが、當時前件につきては海事協同會の調査中の故を以て之に委し、專ら力を川崎汽船に注ぐこととなり、前途晴澹たるもののあるに至つた。而して其要求は甲八十圓を水火夫長・大工・賄長其他之に準ずべきものとし、乙六十圓を舵夫・油差・倉庫番・副汽罐番とし、丙四十圓は水火夫・料理人・給仕とし、乘組增員としては水夫二人・火夫三人・司厨員二人とした。此要求の提出せられたる當初にありては、會社側は之を重視したるは固よりなるも、而も未だ回答を爲すに至らざる間に、幾もなく十二日に至りて所屬汽船大明丸の名古屋に於て停船せるを始めとし、横濱・門司・函館等に於て合計七隻の停船を出すに至りたれば、會社側は極度に之を憂慮し、爲に當初停船より僅かに五日にして海員側の要求の大部分を容れて以て落著するに至つた。

日本船主協會對海員組合爭議

川崎汽船會社との爭議は全面的の要求の容れられたるにはあらざりしも、殆ど其目的は之を達したるを以て、其終結と共に全般的要求問題は急迫し、日本船主協會と海員組合とはこゝに全く相對立の情勢に入つた。船主協會にては始め海員側の要求書を接受せるも、該要求は海事協同會の審議すべきものなりとし、其特別

委員會に附議することとなりしを以て、同委員會は昭和三年五月三十一日乃至六月五日之を公開し、其間組合側濱田委員より「賃銀の增額は第二義的の問題にして、人間として生活すべき最低限度の生活費を要求する」旨を强調したるも、船主側委員は海運業現在の苦境を以てしては遽に組合の要求認容を困難なりと爲し、ついで總噸數、海上履歷、年齡の區別による賃銀決定の具體的審議に入り、遂に之を委員總會の議に移せしも、事容易に解決を見ず、遂に組合側の憤激退席となりて、こゝに端なくも未曾有の海上爭議を起すに至つたのであつた。即ち組合側委員は海員組合本部に集合協議を凝らしたる結果、各支部所在地に對し交渉の遂に決裂せる旨を報じ、同時に各支部代表者會議を開きて、社外船總罷業に關する周密なる具體的作戰を立て、各支部に於ても特別委員會の情勢を察して罷業に訴ふるの外には解決の途なしと爲し、此くて既に六月四日夜より停船するもの續出し、遂に三百四十隻、乘組員一萬八千人に及びしも、船主側は大船主と小船主との利害相一致せず、結束爲に破れ、組合側の單獨交渉に應ずるもの十七會社四十一隻に達した。かゝる情勢の間に立ちて海事協同會の委員總會は、その後協同會規約により、六日に至り船主側より佐藤勇太郎(神戸海運業組合長)•上西龜之助(同上顧問)、組合側より楢崎

猪太郎(前組合長)・井上政信(兵庫縣警察部長)及平塚米次郎(大阪遞信局長)に仲裁を依囑し、仲裁人は六月七・八日の兩日神戸海運俱樂部樓上に會して審議の結果、左の如く之を決定した。

普通海員標準給料最低月額協定

一、普通船員標準給料最低月額は次表に依る。

職名	海上實歷	自五〇〇噸 至一、五〇〇噸	自一、五〇〇噸 至三、五〇〇噸	三、五〇〇噸以上
水火夫長・賄長	八年	六五圓	七〇圓	七五圓
大工	―	六〇圓	六五圓	七〇圓
舵夫・油差・料理人	四年	五〇圓	五五圓	五七圓
水夫・火夫・石炭夫・炊夫	一年六月	三五圓	三八圓	四〇圓
給仕	一年六月	三五圓	三八圓	三八圓

二、倉庫番若しくは副汽罐番の職に從事する水夫、若しくは火夫は各一名に限り月額金三圓の手當を支給す。

三、各部見習の期間は乘船後六箇月間とし、右期間中は給料月額金十五圓を支給す。右期間を超ゆること六箇月未滿の者にありては給料月額三十圓、一箇年

未滿の者にありては給料月額三十五圓を支給す。

四、第一項の海上實歷年限を有せざる者は本協定實施の際標準給料最低月額と現在給料月額との差額を第一項の海上實歷年限との差に一を加へたる數を以て除したる金額を增給す、但し現在給料月額が右の方法に依り算出したる給料月額を超ゆるときはそのまゝ据置き減額せざるものとす。

五、海上實歷一年六箇月未滿の水夫若しくは火夫及石炭夫を雇傭し得べき員數は、見習を除きたる各部員總數の各一割五分を限度とす。但し端數は五捨六入とす。

六、本協定は昭和三年七月一日より之を實施す。

七、總噸數五百噸未滿の船舶乘組普通船員に關して海事協同會に於て速に調査成案すべし。

かくて未曾有の爭議始めて解決せしが、時恰も市況萎靡不振の極にありとせられしを以て、是等の爭議は各方面とも悲壯なるものがあつたことは見逃し難い。

日本郵船と大阪商船

飜つて社船及社外船主に關する事歷を觀るに、先づ郵船・商船の業績及提携と、之に促されたる各汽船會社の協調を擧ぐるの要がある。大正十二年乃至昭和八年

の間に郵船の所有船舶は五十一萬四千噸より約七十三萬噸となり、商船は四十三萬噸より約六十萬噸となれるも、而も其收入之に伴はざりしを以て、兩社は共に昭和五年相前後して無配當の餘儀なきに至りしが、同八年好況に向ひてより商船は五分の配當を復し、郵船又軈て配當を復せんとする狀勢となるを得た。之より先郵船は大正十二年三月其近海部を獨立せしめ、資本金一千萬圓の近海郵船會社を創立して、主として支那航路の經營を委し、專ら力を遠洋に注ぐに至り、同十五年二月には東洋汽船を併せて八隻八萬六千噸を增すあり、爾後政府の補助を得て優秀船建造に努力し、昭和六年迄に九隻約十一萬七千噸を竣成し、同八年には船舶改善助成法によりて七千三百噸級四隻建造を決定し、更に二隻を增さんとし、之によりて船齡三十二年以上の春日・安藝・三島・八幡・加賀の五隻二萬六千七百餘噸を解體せんとする等、貿易の好轉、市況の硬化を利して、社債の半ばを償還し、其殘額三千百萬圓は低利に借換へ、以て漸く其基礎を固めて常態に復せんとするに至つた。而して大阪商船も大正十二年以降に四十隻十五萬八千四百餘噸の新造に成功し、日本海運界に社船たる面目を發揮してゐる。

郵商提携始末

從來此二大會社の執れる航運策を觀るに、每に相對立の立場にありて國策上遺

憾の點尠からずとせられたりしに、昭和六年に至り遂に兩社の提携成るに至りしは、本邦海運史上劃期的事歷であつた。かゝる計策は蓋し一に海運の深刻なる不況對策の結果にして、前年上半期には商船は無配當を斷行し、郵船亦天洋丸の繫船をさへ餘儀なくし、其上半期の純益著しく減少し、兩社の株價は甚だしく下落したる實情に徵して、此提携の當然なることを知るものがある。此兩社の計畫は昭和五年夏期に表面化し、年末に至りて基礎成り、ついで同六年三月大綱成り、五月其實行案の決定を見たのであつた。卽ち之によれば兩社は完全なる提携を約し、重複航路を整理し、併行航路は之を合同計算とし、相互施設の共同使用、使用品の共同購入、貨客の共同引受等を約し、委員を設けて實行機關を構成し、以て共同戰線の實を擧げんとし、七月には早くも數千萬圓の石炭・重油の共同購入を決定するありしが、爾後幾もなくして海運界の好轉に會し、よく機能を發揮し得たることは、此提携の賜なりといへる。左に航路に關する要項を掲げる。

一、航路の整理改變及配給の入替

(イ)南米東岸航路　郵船は四月船若狹丸(既に因の島繫船)を終航として本航路より撤退し、商船の獨占航路とす。(郵船就航船舶四隻二三、五六五總噸)

(ロ)シャトル航路　商船は來る六月九日横濱出帆のマニラ丸を終航として本航路より撤退し、郵船の獨占航路となすこと。(商船就航船舶五隻四五、〇九八總噸)

(ハ)歐洲航路　商船は歐洲航路の復航に限りて其經營を郵船に委任すべく、ロンドン出張所を中心に取引先との手續を急がしめ、同年九月より實施すること。

(ニ)紐育航路　商船は現在の六隻を八隻とし、從來の三週一航海を今後二週一航海とし、郵船は現在八隻配船を六隻とし、三週一航海となすこと。右配船換につき、郵船は一萬噸級新船六隻を建造すべきこと。

(ホ)商船はアフリカ東岸線の就航船腹を增加し、南米東岸に迄延長して同船現在の世界一周南米線の不足を補ふ。

二、航路の改廢に伴ふ支店・出張所の整理

(イ)商船はシャトル支店・ロンドン出張所幷に之に屬する代理店其他を廢止すること。

(ロ)郵船は南米東岸線に屬する代理店以下總べての事務所を整理すること。

三、使用人勞働者の淘汰

(イ)郵船は南米東岸線撤退と共に就航船四隻の繫船に基き、海陸兩方面に亙り社員・船員の淘汰を必要とするも、他の方面につき今の所新規不補充主義をとり、此際の人員整理は可及的之を行はざること。

(ロ)商船はシャトル線五隻を撤廢するも、紐育航路配船の新船二隻を建造する外、あむうる・あるたい二隻を山下汽船に裸傭船として貸付け、從來のアフリカ線配船を南洋線に、南洋配船を臺灣線に、臺灣配船を沖繩線に順次船繰りすることに決定、差引二隻乃至三隻の不用船解體及繫船を生ずるも、之による人員の整理は努めて行はざること。

郵船歐航大阪寄港反對

郵船・商船兩社の提携は本邦海運史上大書すべきものなりしが、郵船の歐洲航路復航船の大阪寄港計畫は、神戶港の繁榮を削ぐものなりとして昭和七年其反對運動の擡頭を見たることも、神戶港にとりては逸し難き事歷であつた。蓋し本問題は近時大阪港の躍進顯著なるに際し、曩には阪神兩港に於けるアメリカ航路の運賃一弗の差違の除かるゝあり、此年六月より歐洲航路の運賃二志六片の差違の撤廢あり、爲に神戶港は其寄港船舶の減少を來すべしと憂慮せられしが、茲に又本問

題の起るありて、神戸港の消長に關するものとして取扱はれたのであつた。此大阪寄港對策は七月に至りて神戸商工會議所の緊急港灣調査會に上議せられ、一方神戸市會にも建議案として現れ、兩者協同して郵船に對して交渉する所があつた。尙神戸港振興策は之よりして更に各方面の研究題目となりしは注目に値する。

商船と山下汽船の協調

日本郵船・大阪商船兩社の協調の成立は海運界に衝撃を與へたること大なるものあり、不況對策として最も注目せられしが、之を契機として大阪商船と山下汽船との協調亦成り、山下汽船は郵船協調の結果生じたる商船の過剩船腹たるあむうる丸・あるたい丸の二隻を長期傭船し、同六年六月には大阪商船は夏季閑散期に於ける過剩船腹(主として臺灣航路)を山下汽船に委託し、北洋材積取に運航せしめ、大阪商船は過剩船腹によるトランプ市場進出を可及的に自重し、運賃低落を防止することの契約を結び、兩社の特殊機能を交換的に利用して以て相互扶助の實を擧ぐることとなつた。

山下東洋兩社の共同經營

山下汽船と東洋汽船の共同經營を實施するに至れるは昭和六年八月なりしが、これ又同樣の機運に促されたるものにして、其條件によれば、東洋汽船所有船中淺野物產の傭船たるタンカー紀洋丸は之を別として、爾餘の全部卽ち朝洋丸・香洋丸・

福井丸・麗洋丸等八千噸級貨物船八隻及同年一月竣功と同時に川崎汽船が五箇年の契約にて傭船したるディゼル新船總洋丸・良洋丸の二隻をも含み、合計十隻を山下と共同經營の下に運航し、右共同經營による總經費を差引たる益金は、東洋汽船六、山下汽船四の割合によりて兩者の所得とし、山下汽船内に共同經營部を設けて共同經營の事務を取扱ひ、東洋汽船は其總務課は存續する事と爲ししも、現在の營業課は之を山下汽船に移管し、營業方面は一切山下との共同經營に移すこととなりしが、これ又不況對策上有效適切なるものであつた。

山下汽船と川崎汽船の提携

此の如く山下汽船は東洋汽船との提携を實現するや、同社は更に太平洋方面に關し川崎汽船との提携を策し、北米に於ける兩社の支店・出張所を合併し、米國側に於ける代理蒐貨事務の一切は之を山下汽船にて取扱ふこととし、昭和六年七月兩社間に調印を了するに至りしが、元來川崎汽船の所有船舶十六隻十五萬噸は、山下汽船に於て配船を行ひたるものなれば、船舶の運航上には何等支障を生ずるには至らず、從つてこれ又海運界經濟合理化の一として效果あるものであつた。而して翌年七月川崎汽船の紐育航路を開始せしことも注目に値する。

社外船主の整理時代

以上各汽船會社の提携協調の事實は、時運によりて促進せられたるものなりし

主船外社て對し之に。る來出もとこふ謂と進前のり策對况不ろるとこるす歸が、

の波瀾に富める推移も亦看過することが出來ぬ。惟ふに彼の世界大戰によりて社外船主の獲たる利得は驚くべき數字を示し、僅々一二萬圓の資本を擁して三四年の短時日に、よく當時の船價標準を以てすれば數千萬圓を贏ち得て、一擧天下の富豪となるの有樣なりしを以て、貿易業者以下荷主の大部分は船舶部を設け海運業を兼營するに至つたのであつた。然るに戰後の海運界は急轉直下して慘狀を現出し、個人船主と新設會社とを問はず、銀行・保險會社其他の債權者と共に苦惱をつゞけしが、偶〻臺灣銀行の破綻は鈴木商店の沒落となり、國際汽船の大整理となり、三菱船舶部は其經營にかゝる定期航路と持船全部を近海郵船に賣却し、久しく神戸に有せし其本部をば東京に移して單に事務所のみを神戸に止むるあり、村井汽船は解散し、古河船舶部は廢止となり、荷主側の海運業兼營は一掃せられて殆ど影を止めざるに至つた。新設會社にありても、組合汽船は破產し、內外海運及太洋汽船は解散し、二流以上新汽船會社の大部分は第一次第二次の整理に持船の大部分を失ふなど、昭和二三年の頃の海運界は實に戰時好況時の清算整理時代と謂ふべき觀があつた。

此間にありて神戸市に本社を有する國際汽船會社の整理始末は、海運界に逸すべからざる大問題であつた。抑〻同社は大戰後窮狀に陥りし社外船主、大手筋及造船所を救濟せんが爲め、政府が低利資金を融通し、資本金を一億圓となし、船舶出資五十萬噸八千七百五十萬圓の外に、別に社債六千二百五十萬圓を起し、之によりて大正八年七月を以て設立せられたる汽船會社なりしが、其後の船價暴落によりて、同十二年四月二千萬圓を減資して船價償却に宛て、ついで幾もなくして所謂Kラインとして川崎汽船・同造船所の所有船と合し、五十一萬三千噸の整理問題起り、同十四年四五月の交より黑川前郵船副社長に囑託して内容調査に著手せしが、當時同社は政府預金部借入金二千九百二十一萬圓、社債一千六百萬圓、銀行團より三千六百餘萬圓の負債を擁し、利子の支拂さへ澁滯を來せる有樣なりしが、偶〻昭和二年の金融恐慌に由り、同社の最大株主にして、シンヂケート銀行團(興業・第十五・第一)よりの借入に對する保證債務者たりし鈴木商店・川崎造船所の共に破綻するや、同社も遂に大整理を斷行するの已むなきに至つた。當時政府の國際汽船救濟案も、議會の解散によりて遽に著手するを得ず、同三年新内閣成るや、政府は此に根本的立替を爲さんが爲め、貸付金整理案を決定し、銀行團亦之に贊し、こゝに整理方針始め

て決定せるを以て、同社は十月に至りて臨時總會を開き、曩に減資して八千萬圓と爲せる資本金を二千萬圓に減資し、減資に依る六千萬圓と積立金三百八十七萬七千圓を以て繰越損失の補塡、船價及不良資產の償却に充て、同時に本店を神戸より東京に移轉し、爾來引續き不經濟船の優秀ディゼル化を計畫し、同七年には一萬噸の鞍馬丸、九千噸級の霧島丸・葛城丸を建造就航せしめ、更に九千噸級二隻の新造を計畫すると共に、六隻三萬九千二百噸を處分する等、著々として更生の途に上つたのであつた。

帝國汽船の整理

又帝國汽船會社は元來鈴木商店の傍系大日本鹽業會社所有船約四萬五千噸を傭船の形式にて運航せる鈴木船舶部と異名同體なりしが、此船舶は臺灣銀行に債權擔保となり、之が爲め鈴木商店整理に際し當然處分を餘儀なくせらるゝものと觀測せられたれば、一時危機を傳ふるに至りたれど、當事者の努力によりて臺灣銀行の諒解を得、昭和二年五月より從來の營業所を仲町勝田汽船會社樓上に移轉し、此船腹と定期傭船四十五隻約二十萬噸とを以て營業を繼續することとなつた。

神戸船主會の創立

神戸に其本據を置ける船主の一時の繁榮發展には異常なるものありて、神戸海運俱樂部の如き黃金時代を反映するものなりしが、而も其反動に至りても特に神

戸に甚だしかりしは當然であつた。然しながら神戸の船主はよく其困難時代を經、昭和三年五月二十一日を以て神戸船主會を創立し、勝田銀次郎を會長に推し、神戸市及其附近に營業所を有する船主を以て會員とせしが、其目的とするところは會員相互の親睦を厚くし、同業の進歩發達に資するにありて、常に率先して時事對策を講じ、以て斯業に重きを致せしが、同七年には其會を擴大强化し、同八年八月には會員四十七人、所有船舶二百隻、重量噸百二十萬五千四百噸を超え、同九年八月には二百六隻七十七萬七千百噸を算するに至り、益〻其機能を發揮してゐる。左に會社名・所有船舶・代表者等を表示する。

會社名	所有船舶			代表者
	隻數	重量噸數	總噸數	
乾汽船株式會社	三隻	二二、二八〇噸	一四、〇一八噸	乾新治
板谷商船株式會社	五	三五、九八三	二二、〇八一	松本富藏・松田竹太郎・西川幸太郎
石原合名會社	一三	一〇六、〇八四	六八、三一五	石原廣一郎・石原新三郎・高田儀三郎・鹽山恭夫・梅垣長一
株式會社濱根商店	四	一九、二〇〇	一一、九五七	濱根岸太郎・小江伊勢之助
橋谷株式會社	三	一〇、五五四	七、三〇三	栖宮勇吉・小寺米藏

日成海運株式會社	一	三、三七八	二、〇一二	助野長次郎・又野良介
東和汽船株式會社	二	一二、三六五	七、五六九	丸谷勝次・伊藤重助
戸田汽船株式會社	二	一〇、六三八	六、四一九	川崎格二
合資會社巴組	一	三、五五〇	二、一九七	大野榮治・金野榮吉・山田與四雄
岡崎汽船株式會社	九	二八、九五七	一七、九一六	片野雄二・井上寧・藤解靜夫
大關汽船株式會社	一	六、九六〇	四、五五七	大關直治・堀五郎
川崎汽船株式會社	三一	二〇四、〇七一	一三二、五三八	大久保賢治郎・奈倉忠智・中村賢固
神戸棧橋株式會社	二	一七、五六七	一一、〇八五	渡邊貫一・西村賢一
神戸商船株式會社	二	六、七〇八	四、一八七	松本博邑・胸田喜一郎
片野汽船合名會社	一	三、六六一	二、〇八七	松下幾太郎・櫻井芳樹
甲斐商店	二	八、三六〇	五、二八二	甲斐綠・副島正人
大圖汽船合資會社	二	九、六二六	五、八二六	荒田湛・長阪清太郎
太洋海運株式會社	一六	一〇五、四九〇	六七、三〇六	石田貞二・齋藤雄三・伊藤重男
大福汽船株式會社	三	一五、二〇九	九、六六八	大久保武・福原精一
內外汽船株式會社	五	三六、九六五	二四、二三八	新田仲太郎・鵜高正光
株式會社中村組	一四	五一、五〇九	三二、四八八	馬淵潾治・的場信次郎・御厨龍八
武庫汽船株式會社	四	二〇、三七五	一二、七七五	河野宏・平田潔

上地株式會社	一	一、四五〇	九七七	上地喜藏・福本壽一
日下部汽船株式會社	三	八、三五〇	五、〇九三	日下部久太郎・能戸勇・橘峰太郎・三浦勝一郎
株式會社町田商會	一	四、一〇〇	三、〇九九	町田愛治郎・橋本一枝
丸辰海運株式會社	二	二、八五〇	一、九九八	辻清
松岡汽船株式會社	五	三五、三〇九	二一、六七六	寺内英治郎・福屋武一
深澤事務所	二	七、一五〇	四、一七八	深澤增吉・村若精幾知
福洋汽船株式會社	四	二四、九六七	一五、〇〇八	田邊淺市・永井宇市・白井政男
株式會社互光商會	一	五、二五〇	三、一四二	田中卯三郎
國際汽船株式會社	二三	二一〇、八八九	一三〇、九一五	黒川新次郎・河野常八・田中弘衞・高松進
株式會社阿部商會	一	三、四二五	二、一一五	阿部信一・阿部筆一
吾妻汽船株式會社	二	一〇、七九二	六、九四九	草場茂一・福波久佳
坂井汽船株式會社	一	六、〇〇〇	三、六五一	坂井庄一
株式會社佐藤國商店	七	二六、四八六	一五、九五〇	佐藤國一・長尾景信
三寶汽船合資會社	三	六、三〇〇	三、九六二	植田光次郎・杉田義祐
明治海運株式會社	七	四七、一一九	三〇、一〇四	谷口茂雄・深田敬憲・大森伯太
嶋谷汽船株式會社	八	四六、四二四	三二、〇三八	嶋谷武次・森重喜作
白阪汽船株式會社	一	四、一五〇	二、四六九	阪間孝一郎

昭和汽船株式會社	一	三、六一五	二、二〇八	辻村芳太郎・辻村善次郎・山口久一
日吉海運株式會社	一	三、一八〇	一、八九三	山口豐・加藤千松・加藤潔
平出商事株式會社	一	二、〇四〇	一、一八〇	平出定吉
正和汽船株式會社	一	三、三七五	二、〇七四	葛岡保・鹽津英薫・下梨尚次郎
菅谷株式會社	四	二二、八五八	一四、六四五	菅谷雄平・菅谷寛

財團法人海事會の設立

海事會の創立及海運業組合聯盟の如きも、神戸にとりて逸すべからざるものである。此中海事會の創立は昭和二年にありて、始め世界大戰進行中日米兩國間に船鐵交換の議起るや、勝田汽船・岸本汽船・三井物産・日本海員掖濟會・日本郵船・大阪商船・辰馬汽船・内田汽船及山下汽船等は多大の犠牲を拂ひて船舶を米國に提供せしが、此勘定は多年に亙りて兩國間に未解決のまゝ推移し、漸く昭和年中に入りて決濟せらるゝことに決定せしを以て、關係者は對米船舶提供記念として金十一萬九千五百圓を寄附し、之を基金として昭和二年一月海事に關する調査研究と材料の蒐集を目的とする財團法人海事會の成立を見るに至つたのである。此對米船舶提供財團寄附行爲并に海事會々則は幾多論議を經て實行せらるゝに至りしが、會長には遞信大臣其任に當り、委員として政府の海運關係の代表的人物を擧げ、民

間よりは船主協會長・衆議院議員・海運公共團體・銀行保險會社等の當局者を推薦し、遍ねく官民有力者を網羅せるを以て、此點よりせば本邦に於ける海事研究機關中傑出せるものと謂ふべきであつた。又日本海運業聯盟の成りしは昭和三年なりしが、其因由は遠きものがある。元來海員ブローカーは船主・荷主の間に介在し、船腹と貨物との需給を圖るべき補助機關として、本邦海運發達史上相當大なる地位を占むるに拘らず、從來極めて微弱なる基礎に立てるを以て、之が地位と權益擁護につきて屢〻論議せられ、既に日清・日露兩戰役後の海運不況に際し、日本船主同盟會等に其地位確認を懇請せしも、當時は實現を見るに至らずして今に至つた。然るに世界大戰後の久しき不況は延きてブローカーの活躍領域を著しく狹小ならしめ、其營業殆ど危機に瀕するに至りたれば、之が救濟擁護の聲は神戶を中心として勃興し、やがて全國的に擴大し、神戶海運業組合の提唱に對し小樽・函館・東京・名古屋・大阪・門司の六組合之に和し、幾多の準備交涉を經て昭和三年十一月二十日を以て神戶海運俱樂部に於て日本海運業組合聯盟の創立總會を開き、會則を議決し、本部を神戶市に設け、爾後大いに斯業に貢獻して今に及んだ。

日本海運業組合聯盟成立

海運協和會の成立

海運協和會の設立は郵・商二社の提携、地方船主會と共に本邦船主の三大分野を

形成せるものとして注目せらるゝ。惟ふに從來本邦船主の統制協調の必要痛切なるものありとせられたるに際し、大同・三井・山下・國際・川崎の五社は、昭和六年六月海運協和會を組織して種々の對策を講ずるに當りて同一歩調を採るに決定した。これ本邦海運界の大勢を決するものにして、一面又强制組合の變形なりしとさへ唱へられしが、五社の有する船腹二百四萬噸は實に社外船腹の約七割を占めたれば、此勢力の協調は延きては本邦船主の協調統制を誘致すべしとして當時注目せられしが、翌七年二三月の交、市況の競爭によりて切崩さるゝ現狀を慨し、不況打開の一策として市場統制を圖るなど、大いに斯業の注意を喚起したのであつた。

昭和四年來の不況對策の成功

昭和四年を第一年とする海運界の不況の深刻なりしは既に記したるところにして、爾後官民を擧げて此不況對策に腐心せるの狀洵に切實なるものがあつた。即ち神戸船主會の遠洋航路補助に關する陳情、日本船主協會の陳情、海運業組合法案制定の要望、船舶金融法案の成立、海事審議會設置運動と其成立、船舶改善助成法案の成立と實施の如きは、何れも不況打開の方策として唱道せられ、或は實施せられたるものであつた。以下是等の經過を記すに當り、先づ神戸船主會の運動につきて之を述ぶることとする。

神戸船主會對策

神戸船主會は昭和四年海運界極度の不況に陷り、而も前途に危機の横たはるものあるを知り、之が對策を講ぜんが爲め、八月六日神戸海運倶樂部に集會を開き、出席者三十四人中より不況對策具體案作成委員として佐藤國商店・互光商會・神戸商船・太洋海運・松岡汽船・中村組・武庫汽船・板谷商船・甲斐商店・町田商會の十人を擧げ、錯綜せる不況原因の調査機關設置、遠洋航路補助、載貨制限、船齡四十年以上の船腹十三萬噸を解體せんとする不經濟船の解撤の四件につきて審議せしも、中には利害相反するものありて容易に一致を見ず、而して是等諸問題は其性質上獨り神戸海運界のみの問題にあらざれば、日本船主協會を動かして廣く全國的に運動するの要あるも、先づ當面の對策問題として遠洋航路補助に就いて運動を開始することとなつた。

遠洋航路補助問題

海運界の不況打開策としての繋船同盟は其實行困難なるを以て、其目標の自ら遠洋航路補助に傾くは當然にして、曩に大正十二年の不況時に於ける日本船主協會の採れる方策と其揆を一にするに至れるは注意すべく、共に其趣旨には、痛切深刻なるものがあつた。而して神戸船主會の政府に致せる陳情に據れば、先づ我海運が過去十數年間貿易外受取勘定に於て首位を占め、年額最近一億五千萬圓に達

するを擧げて、我國策としての海運振興の必要なるを說き、次に不定期船保護の切要を强調し、世界船腹噸數の大部分が不定期船によりて形成せらるゝは、卽ち不定期船の多寡が海運發展の指針を示すものなりと云ひ、本邦海運界が畸形的發達をなして未だ內容充實するに至らず、今にして不定期船に對する適當の保護なくんば、遂に潰滅を招くの結果に至るべしと說き、世界大戰に乘じて遂に我國は世界第三位の船腹を有するに至れるも、遂に或は船腹過剩に苦しみ、或は採算を無視して銳意經營に努め來りし列國海運が、其政府の保護を得て活躍せるは軈て本邦海運の壓迫せらるゝの因たるべく、從つて一大英斷を以て明治二十九年の航海奬勵法を復活せしめ、以て海外航路に從事せる船舶に對し、相當金額を支給して保護の途を講せざるべからずとて、奬勵法の實施を叫び、大型船を近海に就航せしむる不利を說き、我海運百年の大計を確立し國家の前途に貢獻せんことを以てしてゐる。

日本船主協會の陳情書

日本船主協會の陳情の趣旨も神戸船主會と略﹅同樣なれど、其說明中に當時船主の採算狀態を知るに足るべき數字を揭げたれば、今其大要を擧ぐるに、先づ重量八千八百噸乃至一萬一千噸の不定期貨物船四十二隻の最近三十年に於ける平均計算にありては、運航利益と船費との差引損益は殆ど損失多く、此平均一箇月重量一

噸當船費は差引五錢の缺損あり、尙此計算中には店費・金利・會社に對する公課幷に船費償却は之を算入し居らざる情況であつた。之より先大正十三年四月現在の不定期貨物船の船腹噸數は總計三百四十五萬噸あり、此中三十五萬噸は海外就航中にかゝり、郵船・商船・御用船等をも除きて二百七十八萬噸を殘し、此不定期貨物船の勢力範圍内に於て一箇年間に移動せる貨物の總計は石炭一千一百萬噸、雜貨九百四十九萬噸に達せるを知り、其活動の實績を察するものがある。尙日本船主協會は航海奬勵金の想定額として、總噸數五千噸以上、最强速力一時間十浬以上の汽船にして、一箇年以上海外諸港間の運航に從事せるもの合計四十萬總噸に對し、總噸數一噸航海一千浬に付金三十錢宛を支給することと假定すれば、從來の記錄より推算し、一箇年に於ける遠洋航路就航貨物船の航海日數は平均百八十日なるを以て、奬勵金總額金五百八十萬四千圓となるべしと爲し、總噸數五千噸以上の船舶を標準とし、重量一噸當り運航收益は本年に於て一箇年平均一圓三十錢となり、之に奬勵金を重量一噸當りに換算したる一箇月約六十七錢五厘を加ふれば、合計一圓九十七錢五厘となりて、其損失を輕減することを得て以て破綻は漸く之を免るべく、比較的優秀なる船舶は運航方法の如何に依り收支相償の域に達するを得べ

しとて、奬勵金の運航經濟に及ぼす影響甚大なるを說き、更に之によりて運賃收入の增大は貿易外受取勘定の增加を來し、延きて國家の利するところ多大なりとして、此奬勵金の下附につきて力說する所があつた。又東京船主會に於ても、不況對策として、遠洋航海奬勵制度の復活、船質改善、船舶再保險官營實施、船舶金融機關の特設に關して決議し、或は海運組合法案の制定を期待するものあるなど、海運界の不況切拔に關する要望對策は日を逐ひて熾烈となるに至つた。

全國的のかゝる要望も直に政府の容るゝところとならず、海運の不況益〻深刻にして繫船續出し、此儘放棄せんか、我國海運の前途寒心に堪へざるものあらんとせしが、昭和四年十一月政府は始めて國際貸借審議會に對し、航海奬勵補助案に代るべき船舶金融法の腹案を附議し、その答申案に基き、翌五年五月の特別議會に船舶金融に關する政府案を上程可決し、六月一日より實施することとなつた。而して本法の制定せられたるは、從來遠洋社外船には何等の補助もなく、且つ適當なる船舶金融機關を缺ける我國に於ては幾多の不利と不便とを免れず、從つて數年來海事金融の圓滑化を要望し來りしも、而も未だ目的を達するに至らざりしが、既述の如く、船主會の熱烈なる陳情あり、加之近時歐米諸國の積極的海運保護政策に刺戟

船舶金融法の成立

船舶金融法の内容

せられ、こゝに始めて船舶金融法の發布を見るに至つたのであつた。

此船舶金融法は昭和五年六月一日より實施せらるゝこととなりしが、其後修正を加へられたれば、當初船舶金融を目的とせる本案も、後には造船資金金融法案となり、造船資金貸附補助案と改稱せらるゝに至りしが、之に據れば、貸附は遠洋可航の大型船造船資金に限り、十五年以内の年賦償還とし、造船せらるゝ船舶(造船中の船舶を含む)に第一順位の抵當權を設定することを要すとせられ、擔保價格は抵當となるべき船舶の三分二以内にして、且つ保險金額の五分四以內、貸付利率は年六分と定められた。而して造船せらるゝ船舶(造船中の船舶を含む)は總噸數五千噸以上半載速力一時間十四浬以上の鋼製貨物船に限り、補給金は貸付金額に對し年一分五厘に相當する金額と定め、其割當額は昭和六・七年は一千萬圓宛、同八年度は五百萬圓と定めしも、而も未だ姑息にして直に海運界救濟の實を擧ぐるに至らなかつた。尙本邦船主を包括統制せんとする船舶業組合法案は多年の要望なりしに拘らず、昭和五年五月議會に於て遂に審議未了に終れるは當業者の最も遺憾とする所なりしが、更に七月日本船主協會・日本海員組合・海員協會の三團體の海運審議會設置に關する陳情も直に實現せられざりしが、而も亦其促進に與りて大いに

力ありしものであつた。

船舶改善助成法實施顚末

船舶改善助成法は本邦未曾有の海運保護政策にして、其成立に關する神戸船主會の主唱は特筆に値する。曩に昭和六年神戸船主會は我國海運の不況の最大原因は老朽船の過多なるにありとし、配船統制と古船淘汰を目的としたる統制會社設立案を企畫して、政府に陳情するに船質改善を目的とする古船解體に對し奬勵金の下附を以てし、不況打開を策せしが、これ本法案審議の因を爲すものであつた。即ち同年末犬養內閣成立するや、遞信省に於ては組閣直後海運振興策として、遠洋配船促進を目標とする運賃擔保の低利資金の融通策を樹て、其利子補給幷に保證として追加豫算を計上要求し、當業者亦大いに之を支持せるも、而も豫算編成に當りて劈頭削除せられ、尙當業者の希ひし低利資金融通案亦實現の望を失ひ、振興策は水泡に歸せんとするに至つた。時恰も滿洲事變の勃發後所謂非常時の空氣頗る濃厚なりしのみならず、軍事的には優秀民間船舶の拂底も考慮せられ、且つ造船業者も未曾有の不況に沈淪して造船奬勵金增額の要望切なるものありしを以て、遞信當局もその實現に努力し、海事審議會を組織するに至つた。此海事審議會は昭和五年組織せられたる臨時海運調查會を擴大强化し且つ之を常設となせるも

のにして、會長に所管の遞信大臣を以てし、政府側よりは遞信・大藏・商工・拓務四省の首腦部、民間側よりは船主・船員・造船業者・金融業者・海上保險業者等朝野の權威を以て委員と爲し、以て海運國策に邁進せんとせるものなれば、當業者は此機を逸しては海運振興策を講じ難しとし、最も此成行に期待したのであつた。かくて本會は同七年七月十三日を以て遞信省會議室に於て第一回委員會を開きしが、當時の會長以下委員を左に表示する。

會長 南　弘（遞信大臣）		
志賀和多利（遞信政務次官）	立花忠種（同參與官）	大橋八郎（同事務次官）
廣幡忠隆（同管船局長）	黑田英雄（大藏次官）	藤田尚德（海軍次官）
吉野信次（商工次官）	河田　烈（拓務次官）	各務謙吉（日本郵船）
堀啓次郎（大阪商船）	黑川新次郎（國際汽船）	安田繁三郎（近海郵船）
川村貞次郎（三井物產）	奧山義一（川崎汽船）	辰馬勇次郎（辰馬汽船）
石原廣一郎（石原合名）	深尾隆太郎（日清汽船）	福本貞喜（山下汽船）
岸本謙太郎（岸本汽船）	早川茂三（三菱商事）	野村治一郎（北日本汽船）
嶋谷武次（嶋谷汽船）	谷口茂雄（明治海運）	栗林友二（栗林商船）

原田六郎（原田汽船 南洋郵船）　山本源吉（山本商事）　坂谷順助（坂谷郵船）
八馬兼介（八馬汽船）　石田貞二（大同海運）　佐藤國一（佐藤國商店）
濱田彪（三菱造船）　今岡純一郎（浦賀船渠）　阿部梧一（横濱船渠）
山本盛正（川崎造船）　鮎川義介（大阪鐵工所）　松尾忠二郎（播磨船渠）
鈴木紋次郎（淺野造船）　澁澤正雄（石川嶋造船所）　川田豐吉（函館船渠）
佐藤勇太郎（神戸海運業組合）　斯波忠三郎（海事協同會）　濱田國太郎（海事協同會 日本海員組合）
尾崎鱗太郎（海員協會）　畑茂（神戸海員集會所）　寶來市松（日本興行銀行）
鈴木祥技（保險協會）　内田嘉吉　寺島成信　藤島範兵（以上海事研究會）

海事審議會の答申案と其要旨

權威ある此海事審議會は第一回會合後、特別委員を擧げて具體案の作成を委し、愼重審議を遂げしめ、七月二十六日總會を開き、船舶素質改善助成施設・航海奬勵・海運造船界統制の三大項目より成れる答申案を可決して之を會長に提出するに至つた。　此答申案前文には歐洲大戰以來疲弊困憊其極に達せる我國現下の海運業并に造船業をして其機能を恢復せしめ、以て之が堅實なる發達を遂げしめんが爲には、一面根本策として當業者各自が自力更生の覺悟を以て善處せざるべからずと斷じ、他面現下の窮迫に鑑み、事業振興の應急的對策を考究するの急務なるを認

むるにより、政府に於ては速かに左の施設の實現につき適當なる措置を執られんことを望むと言ひ、以下十項目の要旨を掲げてゐる。此中船舶素質改善助成施設としては大要左の如き事項が擧げられる。

一、本邦船舶を解體し其代船を內地造船所に於て建造するに對し助成金を交附すること。

一、解體船は總噸一千噸以上、船齡二十五年以上、昭和七年一月一日內地在籍の鋼製に限り、特に遞信大臣の認めたるものは二十五年未滿なるも妨げず。

一、建造すべき代船は總噸數二千噸以上の鋼製汽船にして、其合計總噸數は解體船合計噸數の三分一なること。

一、助成金額は代船の總噸數一噸に付平均六十圓を交付す。

一、五箇年繼續事業たること。

一、外國船の輸入に關しては特許制度を設くるか、又は輸入を防止するに足る關稅を課すること。

一、別に船舶素質改善助成統制機關を設置し、日本船主協會々員たる船主及造船聯合會々員たる造船業者を會員とす

船舶改善助成法の成立

卽ち此答申案は從來當業者の最も注目せる不經濟船九十萬噸中六十六萬噸を解體淘汰すると共に、約三十萬噸を新造して造船業の振興にも資し、同時に優秀船を得るものなれば、當時の海運振興策としては最良の方策とせられたのであつた。併しながら此答申案によれば、解體建造の補助金二千萬圓を要するものなりしを以て、本案の議會に上提せらるゝや容易に決定を見ず、一時は本案の前途をして悲觀せしめたるも、而も時運は本案に修正を加へながらも漸く成立せしめた。此くて之によりて解體船は四十萬噸に減じ、新造船は二十五萬噸となり、補助金は千二百萬圓、噸當五十五圓に削減せられ、三箇年繼續事業と定まりたれど、こゝに多年要望せる船舶改善助成金の交附に關しては九月を以て告示せられ、十月一日を以て實施せらるゝに至れることは、海運界にとりて最も喜ぶべきであつた。

船舶改善協會

此く本法案の議會を通過するや、造船聯合會幷に日本船主協會は遞信省案たる社團法人船舶改善協會の設立につきて協議し、前者は造船の共同引受、材料の共同購入、作業の分配、投資の單純化等を議し、後者は協會加入の經費負擔方法を定むる等萬般の準備を了し、九月二十七日總會を開きて其設立を見るに至りしが、其定款に據れば、本協會は一の審査機關として、解體新造につきて其條件の調査、補助金の

決定を代行するものにして、存續期間を五箇年とし、造船業者及船主協會員を以て會員とし、役員には理事三人、常務理事一人、管理委員十五人、監事三人、書記長一人を置きしが、左に其役員を掲ぐる。

理事　川村貞次郎(三井物産)　黑川新次郎(國際汽船)　今岡純一郎(浦賀船渠)

常務理事　波多野保二

管理委員　大谷豐(郵船)　村田省藏(商船)　川村貞次郎(三井)　谷口茂雄(明海)　石田貞二(太洋海運)　佐藤國一(佐藤國商店)　野村治一郎(北日本汽船)以上船主側。今岡純一郎(浦賀船渠)　濱田彪(三菱)　松尾忠二郎(播磨)　目良恒(川崎)以上造船所側。重光篌(遞信省船舶課長)　小野猛(同管船課長)　長岡信捷(同海員課長)以上政府側。

監事　山本源吉(山本商事)　安田繁三郎(近海郵船)　蔭山金四郎(横濱船渠)

書記長　中村邦輔

改善法實施前後の情勢

飜つて本法案の通過直後の情勢を見るに、解體噸數決定量四十萬噸に對し、本案の適用を受くべき船舶は約二百七十八隻九十七萬噸と概算せられたれば、決定噸量に對し希望船主の多數なるべきは固よりにして、之が採否には相當の困難ある

べしと豫想せられたのであつた。而して當時船齡二十五年以上總噸數一千噸以上の船舶の主要船主は、郵船・商船・北日本・日清・朝鮮・近海・川崎・三井・大連・阿波の各汽船會社にして、合計八十一隻三十萬五千六百總噸數ありと見られてゐた。又當時解體船價も高騰し、圓價暴落による新造船價も昂騰せるを以て、郵船・川崎・東洋・三井・國際・商船・石原・中村組・大連・町田・廣海・岸本・右近・板谷の各社は四千噸級乃至七千噸級合計二十隻の新造を計畫し、解體賣船せんとするもの四十九隻の多きありと傳へられたれば、かゝる情勢下にありては、本法案の實施は海運界にとりて最も待望せられたのであつた。されば愈〻其實施を見るや、昭和七年度五萬噸の建造割當は忽ちにして申込濟となり、同八年度分十萬噸も殆ど限度に達し、此合計十九隻十三萬八千五百六十五噸、助成金七百三十五萬圓を算し、同八年十月には豫定噸數を超過せるのみならず、同九年度分五萬噸に對しても聽ては既定額に達せんとするに至つた。是れ當時新造解體希望の甚だ多數なりしを證するものにして、同八年十一月には更に之が助成金を增額し、實施期間の延長を要望するに至れるも、而も直に決定を見ざるの實情にある。左に船質改善施設による新造計畫に關する數字を表示する。

新造計畫表

第一年度(昭和七年)　五〇、〇〇〇噸

	隻數	一隻ノ計畫噸數	合計噸數	計畫速力	一噸ニ付助成金	一隻ニ付助成金	助成金總額
三井	二隻	七、六〇〇噸	一五、二〇〇噸	一八・五〇節	五四圓	四一〇、四〇〇圓	八二〇、八〇〇圓
東洋	二	七、四五〇	一四、九〇〇	一六・〇〇	五〇	三七二、五〇〇	七四五、〇〇〇
國際	一	六、九〇〇	六、九〇〇	一八・七五	五四	三七二、六〇〇	三七二、六〇〇
高千穗	一	六、八〇〇	六、八〇〇	一六・〇〇	五〇	三四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇
郵船	一	七、三〇〇	七、三〇〇	一八・〇〇	五四	三九四、二〇〇	三九四、二〇〇

第二年度(昭和八年)　一〇〇、〇〇〇噸

	隻數	一隻ノ計畫噸數	合計噸數	計畫速力	一噸ニ付助成金	一隻ニ付助成金	助成金總額
郵船	五隻	七、三〇〇噸	三六、五〇〇噸	一八・〇〇節	五四圓	三九四、二〇〇圓	一、九七一、〇〇〇圓
國際	一	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一八・五〇	五四	三七八、〇〇〇	三七八、〇〇〇
吾妻	一	四、一八五	四、一八五	一六・〇〇	五〇	二〇九、二五〇	二〇九、二五〇
飯野	二	九、八六五	一九、七三〇	一八・五〇	五四	五三二、七一〇	一、〇六五、四二〇
東洋	一	七、四五〇	七、四五〇	一六・〇〇	五〇	三七二、五〇〇	三七二、五〇〇
三井	二	六、三〇〇	一二、六〇〇	一八・五〇	五四	三四〇、二〇〇	六八〇、四〇〇

惟ふに不經濟船解體は其必要ありて而も容易に斷行し得ざりしものにして、大

正元年以降昭和四年の十八年間に合計二百四十三隻十八萬八千噸、卽ち一年平均十三隻一萬噸内外の解體を見しに過ぎず、而も其間の輸入船甚だ多くして、爲に其困難をして一層甚だしからしめたる實情にあつた。されば こゝに船質改善に伴ふ不經濟船の整理は當然起るべく、而して又解決せざるべからざるものであつた。從つて之が整理と共に大連置籍船の減退をも促し、傭船料・運賃共に著しく昂騰し、よりて以て其所期の如く海運界振興に大いに奏功するに至つたのである。

船舶改善助成に伴ふ失業海員問題

船舶改善助成法は此の如くにして實施を見、不況對策・海運振興策は多大の期待の下に實現せらるゝに至りしが、之によりて多數の解體船を出すと同時に、必然的に生ずる海員失業問題も其解決策は焦眉の急なりとせられたれば、海事協同會にては前途の情勢を考慮して、昭和七年八月二十四日委員會を開催し、船主側よりは五人、海員側よりは六人出席し、劈頭船主側の提議によりて本委員會を勞資懇談會とすることゝなり、船主側委員は船質改善の達成に對する海員側の終始國家的大局より爲せる援助を謝し、失業者救助の一方法として、船舶改善助成法によりて建造せられたる船舶に限り、船主の受くる補助金の一部を日本海員組合幷に海員協會を通じて失業海員に贈り、其率として新造船總噸數一噸に付二圓五十錢卽ち總

額五十萬圓と爲さんと提示したるに對し、海員側も船主の誠意を汲みて賛意を表し、其主旨による決議をなし、かくて船舶改善助成法による海員の失業問題の一對策も亦解決を見るに至つたのであつた。

解體業者及仲介業者の統制

船舶改善に伴ふ老朽船の淘汰を見るに、昭和八年一月乃至十一月の間に内外船總數は八十隻四十六萬三千五百噸に達し、之を前年度同期の三十五隻二十萬二千九百六十七噸に比し、著大の增加を示すに至つた。これ船質改善の餘波と國內的軍需工業の興隆に伴ふ解鐵需要の旺盛に因るものにして、解體業者が此間にありて甚だしき競爭を爲し、之によりて蒙る解鐵市場の變動も亦自ら免れざる所であつた。此に於て此市場變動に備へんが爲に、同八年十一月十五日大阪解體業者十三社(甘粕・宮地・北川・岡田・坂本・岡田菊・橋本・木之・奥小路・松井・弘中・福島・吉田長)は日本解體三日會なる統制團體を結成し、同時に仲介業者たる日神海運・佐藤商店・水島商店・藤井商會・サンマース商會・オール商會の六社に於ても合法的なる統制を行ふ必要ありとして協議の結果、六社割當額を決定し、遂に十二月一日には解體仲介協同會を結成し、事務所を神戶市明石町日下部汽船內に置き、取引も三日會對仲介協同會の形式に於て行ひ、三日會十三人以外とは絕對に取引を行はざる事に申合せをな

した。尚三日會所屬の十三社以外には東京サルベージ・青柳・窪田其他未加盟者あり、昭和八年には神戸にも解體業勃興の傾向あれど、早晩同會に加入するの形勢にあれば、是等の合同の此方面に貢献すべきこと又疑はざるところである。

神戸に新設せられたる汽船會社

昭和七年以降一陽來復の機運に向へる本邦海運界は、朝野官民の努力によりて樹立せられたる劃期的なる法案によりて、老朽不經濟船を淘汰して船腹の調節に奏功し、其解體新造の助成金によりて船主の苦難を救ひ、造船業者をして安定せしめ、以て愈〻海運振興に邁進するに至りしこと、以上の記述によりて其大樣を知るものあるべく、而してかゝる好況に際し、汽船會社の新設せらるゝもの亦少からず、昭和八年八月資本金五萬圓を以て創立せられたる大阪汽船會社の如き、同年九月山下汽船と共同出資の下に資本金二十萬圓を以て創立せる大光汽船會社の如き、同年十一月創立の資本金十萬圓の大和汽船會社の如き、或は同月從來乾坤丸外數隻を所有せる乾合名會社が、新に海運業幷に附帶事業を行ふ爲に資本金百萬圓を以て乾汽船會社を創立せるが如き、何れも神戸市に本社を置くもののみなれど、是等は海運界の好況を證するものに外ならず、海運界の前途は今や洋々たるもののあるに至つた。

以上海運界の記述を終るに當り平雄丸の遭難、海港博覽會、海員萬靈塔及屋島丸の沈沒等特殊の事歷二三を錄する。

汽船平雄丸遭難顚末

平雄丸の支那に於ける遭難事件は又海運界に一大衝動を與へたるものであつた。同船は大同汽船株式會社の所有船にして、當時國際運輸株式會社の傭船として、上海を中心に北支方面に就航せる貨物船なりしが、昭和二年八月六日上海を出帆し、同八日海州に著津し、大浦棧橋に繫留して青島揚貨物積載中、十日に至り馬賊の爲に襲はれて其掠奪を蒙り、加之拉致せる船長・舵夫外支那人二人の回贖金として金三萬元を要求する旨を傳達するに至つた。本事件は外務・海軍兩省の强硬なる交涉開始となりしも、當時支那は南北抗爭時代にして支配權の所在も充分ならず、而も匪賊の一團は舊白寶山部下の南軍敗退兵と共に鐵血軍なる一團を組織して砲數門を有し、常に各地を轉々して本據を定めず、隨つて救出交涉も延引し、支那側よりは回贖金の支出を交涉し來れるも、外務當局に於て絕對に之に反對し、無償解放の方針を取り、交涉も自然延引せしが、我出先官憲の活動の結果、遂に支那側に於て九月四日に至り船長幷に舵夫其他支那人を無事奪回し、遭難後二十有餘日にして漸く無事解決を見るを得た。支那に於ける土匪・海賊の被害は敢て珍とせざ

るも、其規模の如何を問はず、殆ど總べて相當の囘贖金を支出して解決するを例とし、先年の日清汽船宣陽丸乘組員遭難事件の如き、實に十三箇月の日子と十萬弗の囘贖金を以て解決したる實例に徵し、本件の如きは支那軍隊さへ平和懷柔の一途を以て解決せんと計りし强力なる賊團なりしにも拘らず、能く短時日の內に何等囘贖金を支出することなく無事解決を見たるは、我對支通商上實に一新例なりと謂ふべきであつた。

海港博覽會開催

　神戸海港博覽會は神戸沖の大觀艦式を記念せんがため、昭和五年九月二十日乃至十月三十一日開催せられたるものなりしが、神戸市に於てかゝる海事海運關係を主體とする博覽會の開催は之を以て嚆矢とすべく、此點特筆に値する。此博覽會は第一會場(兵庫突堤埋立地)・第二會場(湊川公園)及第三會場(舊關西學院跡)に分たれ、第一會場には海事海運館・船舶館を主とし、第二會場は之を水產館及海洋に關するものとし、第三會場は移民に關するもの・觀光館・海事記念館を主とした。此海事海運館は入口左右に日本の海運を代表する郵商兩社各々其優秀船の模型を陳列し、其經營航路を示して貿易交通上の實勢を示し、神戸海上火災保險會社は地球儀を以て遭難箇所を表して種々の海難統計及寫眞を掲げ、日本船主協會・神戸海運集

會所・神戸海運業組合・帝國サルベージ等は其使命と特長とを表徴する出品を爲し、遞信博物館・神戸高等商船は海事百般の參考資料を出陳し、會場の前後には海員團體各自の色彩を表して、船舶の運航と其責務并に其必要なる所以を會得せしむる等、海事上最も重要なるものとせられた。又船舶館は海事海運館の內容を一層詳細に說明せるものにして、船用機具は一切を擧げて此處に陳列せられ、燈臺局出品の燈臺模型の活動は異彩を放ち、三井・三菱・川崎・神戸製鋼所等の各造船所は各新鋭汽機關の實物を出品し、國際汽船は世界各航路を示して本邦汽船の活躍狀態を現し、國際運送は海陸運輸連絡を表現する等、全博覽會の內容は海運常識普及上劃期的効果を擧げたものであつた。

海員萬靈塔の建設

海員組合長濱田國太郞の發起により、海事協同會主催となりて船主其他海事關係者より二萬數千圓の醵出を得て會下山遊園地に建設せられたる海員萬靈塔も、海員團體の根據地たる神戸市に於て最も美事なりと謂ふべきであつた。此塔の碑銘は東鄕元帥の揮毫にかゝり、昭和五年十一月五日遞信大臣代理牧野局長、兵庫縣知事・神戸市長其他海事關係者、遺族數百人參列の下に盛大なる除幕式を擧げ、引續き殉難・殉職・物故海員の大施餓鬼を執行した。同塔は全長三十六尺の雪白の花

崗石にして總工費一萬七千圓、最上部には五千燭光の白熱燈を點じたれば、神戸港に出入する大小船舶の標識ともなるを以て、海員萬靈塔によりて航路の安全を保護せんとする企圖亦自ら察知せらるゝものがある。

屋島丸の沈沒

昭和八年十月二十日大阪商船會社別府航路客船屋島丸（九四六總噸）は別府港を發し神戸に入港の際、妙法寺川尻沖に於て沈沒し、六十八人の死者を出した。蓋し當時未曾有の颱風による暴風雨と激浪によりて此慘害を生じたるものなりと雖、神戸港外に於ける此の如き海難は洵に稀有にして、當時世人の耳目を聳動せしめたるものにして、悲しむべき海難であつた。

引用書目

神戸海運五十年史。大正十二年乃至昭和九年海運月報。大正八年乃至同十一年神戸港勢一斑。大正十二年乃至昭和九年神戸港大觀。經濟十年史。興國海運史幷附錄。日本の産業と貿易の發展。昭和四年乃至同八年海運概況。神戸船主會會員幷船舶名簿。大正八年乃至昭和八年神戸市統計書。同上神戸港外國貿易概況。神戸商工情勢。昭和元年乃至同八年神戸市商工要覽。

第四章　神戸港外國貿易の變遷

第一節　外國貿易額の消長

一、貿易價額

大正七年以後の外國貿易價額

我神戸の開港は慶應三年十二月七日(西暦一千八百六十八年一月一日)なるも、維新騷亂の折柄とて、實際貿易の開始せられたるは翌四年(明治元年)二月頃よりにして、其對外貿易價額は明治初年に於ては輸出入額を合計するも僅かに百萬圓內外に過ぎざりしが、四十餘年後の大正元年には四億五千萬圓となり、更に同七年には實に十三億二千萬圓を超ゆるに至り、其躍進洵に驚くべきものがあつた。爾後大正八年より昭和八年に至る十五年間の本港外國貿易を觀察せんとするに方り、先づ左に此期間に於ける貿易價額を揭げ、尙之より以前の數字をも併記して參考とする。

神戸港外國貿易價額累年表

年次	輸出	輸入	輸出入合計
明治元年	四四九千圓	六八八千圓	一、一三七千圓
同十年	四、六五七	四、二五八	八、九一五
同二十年	一二、七七一	一三、八五四	二六、六二五
同三十年	五一、四〇八	一一〇、七四二	一六二、一五〇
同四十年	一〇六、六六八	二二三、四三八	三三〇、一〇六
大正六年	四七九、七七一	五三〇、九二九	一、〇一〇、七〇〇
同七年	五三九、三五〇	七八四、三一〇	一、三二三、六六〇
同八年	四四三、二四九	一、〇一五、一四二	一、四五八、三九〇
同九年	五一八、九八七	一、一二七、五七七	一、六四六、五六四
同十年	二二九、一四四	七六八、二〇九	九九七、三五四
同十一年	二七九、八二二	八五六、三五七	一、一三六、一七八
同十二年	三五七、一一二	一、〇〇七、九二六	一、三六五、〇三八
同十三年	五八〇、二九四	一、一七七、〇三九	一、七五七、三三三
同十四年	七一五、九三四	一、二二〇、四〇四	一、九三六、三三八

昭和元年	六八〇、六八二	一、〇五二、四一八	一、七三三、一〇〇
同　二年	七〇五、七三〇	九六六、一九二	一、六七一、九二二
同　三年	六三一、四一一	八七八、七三五	一、五一〇、一四六
同　四年	七〇一、八九三	八八二、三三一	一、五八四、二二四
同　五年	五二三、一七二	五六三、六四九	一、〇八六、八二一
同　六年	四〇九、〇一一	四五七、七四〇	八六六、七五一
同　七年	四九九、三〇二	五三五、六四七	一、〇三四、九五〇
同　八年	六五〇、五三九	六四一、一二二	一、二九一、六六一

累年表に基く考察

右表に據れば神戸港の輸出貿易額は大正八年には四億四千萬圓を超え、之を其前年に比すれば約九千六百萬圓の減少となるも、同九年には五億二千萬圓に垂んとし、依然輸出の盛況なるを思はしめしが、同十年には俄に半ば以上の激減を來して僅かに二億三千萬圓となり、大正八年以降十五年間に於ける最少記錄を示すに至つた。然るに其後は又漸次增加して遂に同十四年には輸出貿易の最高記錄なる七億一千萬圓に達せるも、而も爾後又次第に減少して、昭和六年には四億一千萬圓に低下し、同八年には恢復して六億五千萬圓となれるも、最高記錄に比し減少せ

ること六千五百萬圓を算してゐる。一方輸入貿易額は二三の例外を除けば、每年輸出貿易と並行的推移を辿れるが如く、卽ち大正八年には十億二千萬圓に近くして、前年より實に二億三千萬圓の激增を示し、更に翌九年には十一億三千萬圓に垂んとせしが、同十年には七億圓臺に減少し、爾後再び漸增し、遂に同十四年には十二億二千萬圓となりて輸出の場合と同じく神戸港輸入貿易の最高記錄を貽せしも、爾後又遞減して、昭和六年には四億六千萬圓なる最少記錄に達し、同八年には又增加して六億四千萬圓となつた。顧るに明治元年以降の神戸港貿易にありて、明治十・十一・十五及十九の僅々四箇年を除きては總べて輸入超過なりしに拘らず、昭和八年に至りて九百四十萬圓の輸出超過を見たるは實に明治十九年より五十年來の記錄にして注目に値する。而して輸出及輸入の增減以上の如くなれば、其合計額も亦從つて上述の傾向と揆を一にして、大正八年の十四億六千萬圓ば同十年には十億圓に足らざるに至り、其後次第に增加して同十四年には二十億圓に近き空前の記錄を殘し、爾後減少して昭和六年には其半ばにも足らざる八億七千萬圓となりて最少額となりしが、同八年には十二億九千萬圓に達し、漸く盛況に復せんとするの情勢を示し來つたのであつた。

外國貿易價額增減率

以上の本港貿易推移の跡を概觀するが爲に、左に大正七年を基準とする增減率を表示する。

神戸港外國貿易價額增減率表

年次	輸出	輸入	輸出入合計	年次	輸出	輸入	輸出入合計
大正七年	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	昭和元年	一・二六	一・三四	一・三一
同　八年	〇・八二	一・二九	一・一〇	同　二年	一・三一	一・二二	一・二六
同　九年	〇・九六	一・四四	一・二四	同　三年	一・一七	一・一二	一・一四
同　十年	〇・四二	〇・九八	〇・七五	同　四年	一・三〇	一・一二	一・二〇
同十一年	〇・五二	一・〇九	〇・八六	同　五年	〇・九七	〇・七二	〇・八二
同十二年	〇・六六	一・二九	一・〇三	同　六年	〇・七六	〇・五八	〇・六五
同十三年	一・〇七	一・五〇	一・三二	同　七年	〇・九一	〇・六八	〇・七八
同十四年	一・三三	一・五六	一・四六	同　八年	一・二一	〇・八二	〇・九八

二、輸出入貨物噸量

輸出入貨物噸量

次に神戸港輸出入の噸量中、先づ輸出貨物噸量を觀るに、大正八年百三十二萬噸

なりしもの、同十年には激減して八十萬噸となり、此期間に於ける最低噸量の記錄を殘し、爾後次第に增加して昭和三年には百三十七萬噸となれるも、而も其後又漸減して同六年には八十八萬噸に下り、同八年には再び增加して百三十七萬噸となり、之を大正八年に比すれば稍〻增加せるも、大正七年に比すれば、其八割六分を占むるに過ぎぬ。次に輸入を觀るに、大正八年には三百九十五萬噸なりしに其後一時減少せしが、又次第に增加を示し來り、同十三年には三百九十六萬噸となりて本期間に於ける最高噸量となり、爾後又減少を示せしも、昭和四年には三百九十三萬噸となり、爾後更に漸減して同八年には三百五萬噸となる等增減區々にして、昭和八年の輸入噸量は大正八年の七割七分に過ぎざるも、之を大正七年に比すれば尙一割一分を增加せるを知る。而して輸出入合計噸量は本港が輸入を主とせしが爲め、其增減は殆ど輸入噸量の場合と其揆を一にするも、昭和六年以降に於ける本港輸出貿易の顯著なる發達により、此傾向をして稍〻變動せしめんとせるは大いに注意すべきなれど、其昭和八年輸出入合計噸量を大正七年に比すれば其增加は僅かに二分に過ぎぬ。左に大正七年以降の輸出入噸量幷に大正七年の噸量を基準とせる增減率を表示する。

一、神戸港輸出入貨物總噸量累年比較表

年次	輸出	輸入	輸出入合計
明治二十二年	五七七、三八六噸	三五〇、七六七噸	九二八、一五三噸
同　三十年	五三六、八五二	一、一〇二、七一六	一、六三九、五六八
同　四十年	七三九、一九一	一、六七〇、三八四	二、四〇九、五七五
大正　六　年	一、七七七、三六五	二、一八四、五〇五	三、九六一、八七〇
同　七　年	一、五八七、四四二	二、七四一、一八四	四、三二八、六二六
同　八　年	一、三二二、四〇〇	三、九五三、五九〇	五、二七五、九九〇
同　九　年	一、三四三、〇三五	三、一四二、九七八	四、四八六、〇一三
同　十　年	七九九、八一二	三、〇六三、七七五	三、八六三、五八七
同　十一年	九二六、七三六	三、七四七、八九七	四、六七四、六三三
同　十二年	八七五、二三二	三、九四二、八四二	四、八一八、〇七四
同　十三年	一、〇一九、七八五	三、九六四、九九四	四、九八四、七七九
同　十四年	一、二三五、〇〇一	三、四四八、七一九	四、六八三、七二〇
昭和　元　年	一、二九九、一〇三	三、八二三、五七三	五、一二二、六七六

昭和二年	一、二九〇、二四三	三、七七四、七九一	五、〇六五、〇三四
同三年	一、三七三、三一五	三、八六一、一一四	五、二三四、四二九
同四年	一、〇二〇、四一三	三、九三四、〇九一	四、九五四、五〇四
同五年	九八六、五〇五	三、二八四、一七四	四、二七〇、六七九
同六年	八八一、〇四七	三、三六八、七七四	四、二四九、八二一
同七年	一、一八〇、八三一	三、〇九八、八九〇	四、二七九、七二一
同八年	一、三七二、二六〇	三、〇五〇、九二一	四、四二三、一八一

噸量增減率表

二、神戸港外國貿易噸量增減率表

年次	輸出	輸入	輸出入合計	年次	輸出	輸入	輸出入合計
大正七年	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	昭和元年	〇・八二	一・三九	一・一八
同八年	〇・八三	一・四四	一・二二	同二年	〇・八一	一・三八	一・一七
同九年	〇・八五	一・一五	一・〇四	同三年	〇・八七	一・四一	一・二一
同十年	〇・五〇	一・一二	〇・八九	同四年	〇・六四	一・四四	一・一四
同十一年	〇・五八	一・三七	一・〇八	同五年	〇・六二	一・二〇	〇・九九

同十二年	〇・五五	一・四四	一・一一	同　六年	〇・五六	一・二三	〇・九八
同十三年	〇・六四	一・四五	一・二五	同　七年	〇・七四	一・一三	〇・九九
同十四年	〇・七八	一・二六	一・〇八	同　八年	〇・八六	一・一一	一・〇二

大阪税關手續に係る噸量

尚右の外に大阪税關の手續に依る貨物にして、神戸港碇泊船に積卸を爲すものあり、此貨物は大正八年乃至昭和八年に於て著大なる減少を來せるも、而も之を加算するにあらざれば、本港積卸に係る輸出入貨物噸量の實際を知り得ざるを以て此數量をも左に表示する。

大阪税關手續に依る貨物噸量累年表

年次	輸出	輸入	輸出入合計
明治三十三年	一四、二六七噸	八五、四六九噸	九九、七三六噸
同　四十年	一四二、八二〇	一四二、八一六	二八五、六三六
大正　六　年	二三〇、二一六	一八九、〇七一	四一九、二八七
同　七　年	二八九、六六二	二三一、五〇三	五二一、一六七
同　八　年	二三七、二一七	二六〇、六七八	四九七、八九五

大正九年	一九七、五一四	二二三、八八一	四二一、三九五
同十年	六八、五二二	二二一、八五〇	二九〇、四三二
同十一年	八三、九五五	六四、八五四	一四八、八〇九
同十二年	六三、八六九	五九、七三三	一二三、六〇二
同十三年	八三、一一二	一〇九、一一五	一九二、二二七
同十四年	一〇六、八六一	一〇五、七三二	二一二、五九三
昭和元年	一二二、二四九	一九七、一六五	四二〇、四一四
同二年	九八、二六一	二三七、六二六	三三五、八八七
同三年	一〇五、三八六	二七七、八三五	三八三、二二一
同四年	一二二、八四八	二七九、一六三	四〇二、〇一一
同五年	九四、六六〇	一八九、三四九	二八四、〇〇九
同六年	七〇、五〇七	一六四、九八八	二三五、四九五
同七年	五九、二五九	一六〇、二〇五	二一九、四六四
同八年	六八、六六五	一三四、二四三	二〇二、九〇八

輸出入噸量の增減率比較

次に輸出と輸入の噸量に就きて見るに、前述の如く大正八年より昭和四年に至る推移は、概言すれば輸出に減少して輸入に增加を來せるものと謂ふべく、是單に

當港が本來輸入に偏重するが爲めのみならず、全製品の輸出增加と原料品の輸入增加とに起因せるものなること、貿易價額に於て、輸出に增加し輸入に減少せるによりても知らるべきである。然るに此傾向は昭和五年の金解禁、翌六年の其再禁止及滿洲事變等を契機として急轉し、遂に俄に輸出の增加せるに反し輸入は却つて減少を來すに至つた。是世界各國の脅威となれる本邦商品の進出著しく、從來輸入偏重港たりし當港が、昭和八年には價額に於ける輸出超過を來せるによるものにして、神戶港背域に於ける工業の發達著しきを證するものに外ならぬ。又輸入噸量の減少は鐵類等所謂重工業原料品の多く大阪港に陸揚げせらるゝに至りしに依るものと思惟せらる。

三、外國貿易に於ける神戶港の地位

神戶港の躍進

嘗ては外國貿易に於て到底橫濱に及ばず、中頃には其發展異常にして久しく橫濱と首位を爭ひたりし神戶港は、今や遙かに之を凌駕して、我國は固より遂に倫を東洋に絕するに至り、こゝに名實共に世界有數の貿易港に躍進するに至つた。今飜つてこゝに至れる過去十五年間卽ち大正八年乃至昭和八年の貿易額の本邦貿

易額に占むる比率を考察して其地位の推移を見んが爲に、先づ之が比較を左に表示する。

全國貿易と神戸の比較表

全國貿易額と神戸貿易額との比較表

年次	輸出 全國 (千圓)	輸出 神戸 (千圓)	輸出 全國總額ニ對スル神戸ノ割合 (%)	輸入 全國 (千圓)	輸入 神戸 (千圓)	輸入 全國總額ニ對スル神戸ノ割合 (%)	輸出入合計 全國 (千圓)	輸出入合計 神戸 (千圓)	輸出入合計 全國總額ニ對スル神戸ノ割合 (%)
明治元年	一五、五五三	四四九	二・九	一〇、六九三	六八七	六・四	二六、二四六	一、一三七	四・三
同十年	二三、三四八	四、六五七	一九・九	二七、四二〇	四、二五七	一五・五	五〇、七六九	八、九一四	一七・六
同二十年	五二、四〇七	一二、七七〇	二四・四	四四・三四〇	一三、八五四	三一・二	九六、七一一	二六、六二四	二七・五
同三十年	一六三、一三五	五一、四〇八	三一・五	二一九、三〇〇	一一〇、七四一	五〇・五	三八二、四三五	一六二、一四九	四二・四
同四十年	四三二、四一二	一〇六、六六八	二四・七	四九四、四六七	二二三、四三七	四五・二	九二六、八八〇	三三〇、一〇五	三五・六
大正六年	一、六〇三、〇〇五	四七九、七七〇	二九・九	一、〇三五、八一一	五三〇、九二九	五一・三	二、六三八、八一六	一、〇一〇、六九九	三八・三
同七年	一、九六二、一〇〇	五三九、三五〇	二七・五	一、六六八、一四三	七八四、三一〇	四七・〇	三、六三〇、二四四	一、三二三、六六〇	三六・五
同八年	二、〇九八、八七三	四四三、二四九	二一・一	二、一七三、四六〇	一、〇一五、一四二	四六・七	四、二七二、三三二	一、四五八、三九〇	三四・一
同九年	一、九四八、三九五	五一八、九八七	二六・六	二、三三六、一七五	一、一二七、五七七	四八・三	四、二八四、五六九	一、六四六、五六四	三八・四
同十年	一、二五二、八三八	二二九、一四四	一八・三	一、六一四、一五五	七六八、二〇九	四七・六	二、八六六、九九三	九九七、三五四	三四・八
同十一年	一、六三七、四五二	二七九、八二二	一七・一	一、八九〇、三〇八	八五六、三五七	四五・四	三、五二七、七六〇	一、一三六、一七八	三二・二
同十二年	一、四四七、七五一	三五七、一一二	二四・七	一、九八二、二三一	一、〇〇七、九二六	五〇・七	三、四二九、九八一	一、三六五、〇三八	三九・八

同十三年	一、八〇七、〇三五	五八〇、二九四	三二・一	二、四五三、四〇二	一、一七七、〇三九	四八・〇	四、二六〇、四三七	一、七五七、三三三	四一・二
同十四年	二、三〇五、五九〇	七一五、九三四	三一・一	二、五七二、六五八	一、二三〇、四〇四	四七・四	四、八七八、二四八	一、九三六、三三八	三九・七
昭和元年	二、〇四四、七二八	六八〇、六八二	三三・三	二、三七七、四八四	一、〇五二、四一八	四四・三	四、四二二、二一二	一、七三三、一〇〇	三九・二
同二年	一、九九二、三一七	七〇五、七三〇	三五・四	二、一七九、一五四	九六六、一九二	四四・三	四、一七一、四七一	一、六七一、九二二	四〇・一
同三年	一、九七一、九五五	六三一、四一一	三二・〇	二、一九六、三一五	八七八、七三五	四〇・〇	四、一六八、二七〇	一、五一〇、一四六	三六・二
同四年	二、一四八、六一九	七〇一、八九三	三二・七	二、二一六、二三八	八八二、三三一	三九・八	四、三六四、八五七	一、五八四、二二四	三六・三
同五年	一、四六九、八五二	五二三、一七二	三五・六	一、五四六、〇七一	五六三、六四九	三六・五	三、〇一五、九二三	一、〇八六、八二一	三三・〇
同六年	一、一四六、九八一	四〇九、〇一一	三五・七	一、二三五、六七三	四五七、七四四	三七・〇	二、三八二、六五四	八六六、七五一	三六・四
同七年	一、四〇九、九九二	四九九、三〇二	三五・四	一、四三一、四六一	五三五、六四七	三七・四	二、八四一、四五三	一、〇三四、九五〇	三六・四
同八年	一、八六一、〇四六	六五〇、五三九	三五・〇	一、九一七、二三〇	六四一、一一三	三三・四	三、七七八、二六六	一、二九一、六六一	三四・二

全國に對する神戸の貿易

右表に據れば輸出に於て大正八年全國貿易額の二十一%を占め、其後次第に減少して遂に同十一年には十七%に激減せる神戸港貿易額は、同十二年の關東大震災後より生絲・絹織物の輸出をして俄に旺盛ならしめ、爲に輸出額は急増して同十三年には三十二%に上り、爾後の五年間は三十一%乃至三十五%を示し、更に昭和五年には三十六%に垂んとして輸出に於ける全國の首位を占むるに至り、爾後も其比率三十五%を超えて此地位を持續し以て今に至つた。蓋しかゝる殆ど底止

するなき輸出增加の傾向は、日清戰爭後數年間を除けば嘗て見ざりし現象にして、從來輸入偏重港として知られたる當港は、今や輸出に於ても他港を壓するに至つたのである。次に明治初年より既に輸入港として聞え、殊に明治三十年以來全國輸入額の五十%内外を占め來りし當港の其後の輸入額は、大正八年全國の四十七%を占め、以後又稍〻增加を來せるに際し、偶〻大正十二年には關東大震災の影響を受けて五十一%に激增せしが、翌十三年以後は除々に減少し、昭和八年には遂に三十三%となりて、明治二十年前後と相等しき割合にまで低下した。斯く輸入は其割合に於ては漸次頽勢を示し來れるも、而も尙全國諸港中第一位を維持し、往年の如き輸出と輸入の著しき不均衡は次第に修正せられ、最近に至りては兩々相半ばし、よりて以て本港貿易の愈〻堅實となれるを立證して餘りあるものがある。更に輸出入合計を觀るに、大正八年の三十四%は爾來概して減少し、關東大震災後の同十三年の四十一%を最高として漸減し、最近數年間は三十五%前後を上下し、昭和八年には三十四%に過ぎざるに至つた。かゝる減少も決して神戸港貿易の衰退を示すものにあらざること、之を過去に於て常に當港と首位を爭ひつゝありし横濱港幷に頃來頓に旺盛となれる大阪港の貿易額に比較すれば、思ひ半ばに過ぐるも

のがある。

貿易價額上神戸橫濱大阪三港の地位

明治初年橫濱港は全國輸出入貿易價額の八十%を占めて獨歩の地位に在り、同三十年前後よりは激減して四十%內外となりしも、而も尙神戸港の追隨を許さゞるものがあつた。然るに爾後神戸港の發展異常なるものあるに反し、橫濱港の衰退著しく、爲に大正年間に入るや兩港の地位全く顚倒し、大正六年神戸の三十八%なりしに對し橫濱は三十六%となり、其後橫濱は一時頽勢を挽回せしも、同十二年には橫濱は三十五%に低下し、其後は多きも三十三%、少きは二十七%を維持せるに過ぎざるに、神戸は常に三十六%乃至四十一%を示し、昭和八年には橫濱の二十五%に對し神戸は實に三十四%を占むるに至つた。輸入偏重港たりし神戸港は輸入に於ける從來の優越せる地位を持續すると共に近年に於ける輸出港としての地位の向上も亦目覺しく、昭和五年には遂に從來全國輸出の首位に在りし橫濱を壓倒したるのみならず、同八年には神戸の三十五%を占むるに至りしに對し、橫濱は漸く二十七%に過ぎずして、今や神戸港は輸出入共に全國第一の地位を贏ち得たのである。然るに大阪港の貿易情勢を觀るに、其近年の發達著しく、明治三十六年其築港を開放せし當時には未だ神戸に影響するところ少かりしに拘らず、近

年築港の完備し、從來神戸港にて仲繼せられたる貨物も大阪に直送せらるゝに至り、同港の貿易は著しく增加を示せるのみならず、搗て昭和七年六月歐洲同盟汽船の神戸・大阪間一噸二志六片の從來の運賃を撤廢するや、直送貨物愈〻增加を來した。卽ち大正元年より昭和八年に至る間に大阪港の貿易價額は輸出は八倍、輸入は實に十七倍に達し、其輸出入額の全國に對する比率も七%より二十四%に激增し、今や横濱港の壘を摩さんとし、神戸港にも迫らんとするに至つた。されば大阪港のかゝる飛躍的發展は神戸港將來の盛衰を左右するものなりとして之が對策を講ずるの必要に迫られ、神戸港繁榮策すら積極的に唱道せらるゝに至つたのであつた。今大正八年以來の神戸・横濱・大阪三港の貿易價額の增減推移を輸出・輸入及其合計の三表に分ちて之を左に揭げる。

三港輸出十五年間の比較

神戸横濱大阪三港貿易額比較年次表

輸出

年次	全國	神戸		横濱		大阪	
	輸出品價額	輸出品價額	對全國比率	輸出品價額	對全國比率	輸出品價額	對全國比率

大正八年	二、〇九八、八七三千圓	四四三、二四九千圓	二一%	一、〇一九、三一〇千圓	四九%	四三八、八三七千圓	二一%
同　九年	一、九四八、三九五	五一八、九八七	二七	七七六、一六四	三九	四七二、〇〇七	二二
同　十年	一、二五二、八三八	二二九、一四四	一八	六〇二、九九三	四八	二九二、〇五八	二四
同　十一年	一、六三七、四五二	二七九、八二三	一七	八九五、四六八	五五	三三二、七七五	二三
同　十二年	一、四四七、七四九	三五七、一一一	二五	六六八、六二一	四六	二九六、七七〇	二〇
同　十三年	一、八〇七、二二三	五八〇、二九四	三二	六七二、二八四	三七	四〇二、三七九	二三
同　十四年	二、三〇五、五八七	七一五、九三四	三一	九〇〇、七二八	三九	五〇〇、六七三	二三
昭和元年	二、〇〇四、七二一	六八〇、六八二	三三	七六〇、三六〇	三七	四一八、二五〇	二二
同　二年	一、九九二、三一七	七〇五、七三〇	三五	七四九、〇〇六	三八	三六三、三四九	一八
同　三年	一、九七一、九五三	六三二、四一一	三二	七四二、二九六	三八	四〇九、八九四	二二
同　四年	二、一四八、六一九	七〇一、八九三	三三	七八一、八五六	三六	四四四、九四九	二二
同　五年	一、四六九、八五二	五二三、一七三	三六	四四九、八三八	三一	二九九、三一九	二〇
同　六年	一、一四六、九八一	四〇九、〇一一	三六	三七〇、六六二	三二	二一八、九一四	一九
同　七年	一、四〇九、九九二	四九九、三〇二	三五	四〇〇、六五九	二八	三三四、二一二	二四
同　八年	一、八六一、〇四六	六五〇、五三九	三五	五〇〇、八八八	二七	四六三、五二九	二五

三港輸入十五年間の比較

輸入

年次	全國 輸入品價額	神戸 輸入品價額	神戸 對全國比率	横濱 輸入品價額	横濱 對全國比率	大阪 輸入品價額	大阪 對全國比率
	千圓	千圓	%	千圓	%	千圓	%
大正八年	二、一七三、四六〇	一、〇一五、一四二	四七	六八九、四三一	三二	一六七、六七一	八
同九年	二、三三六、一七五	一、一二七、五七七	四八	七一〇、〇四五	三〇	一八五、七七七	八
同十年	一、六一四、一五五	七六八、二〇九	四八	五二〇、四〇一	三二	一一八、八七三	七
同十一年	一、八九〇、三〇八	八五六、三五七	四五	六五二、一五四	三五	一二八、七九四	七
同十二年	一、九八七、〇六三	一、〇〇七、九二六	五一	五一五、二五九	二六	一七七、二七五	九
同十三年	二、四五三、三九〇	一、一七七、〇三九	四八	六三五、八四九	二六	二七二、七五四	一一
同十四年	二、五七二、六五三	一、二二〇、四〇四	四七	六二〇、二九四	二四	三〇六、三六八	一三
昭和元年	二、三七七、四七六	一、〇五二、四一八	四四	六三九、六四〇	三	二八〇、九九〇	一三
同二年	二、一七九、一五三	九六六、一九二	四四	五七四、八二〇	二七	二六四、九二四	一三
同三年	二、一九六、三一三	八八七、七三五	四〇	六一四、三四三	二八	二九七、四一八	一四
同四年	二、二一六、二四〇	八八二、三三一	四〇	五八二、四六〇	二六	三一七、三一六	一四
同五年	一、五四六、〇五一	五六三、六四九	三六	三九二、八三八	二五	二三一、三四五	一五
同六年	一、二三五、六七五	四五七、七四一	三七	三〇五、六三七	二五	二一五、八三六	一七

三港輸出入合計十五年間の比較

年次	全國 輸出入合計	神戸 輸出入合計	神戸 對全國比率	橫濱 輸出入合計	橫濱 對全國比率	大阪 輸出入合計	大阪 對全國比率
同七年	一、四三二、四六二	五三五、六四七	三七	三五五、三五八	二五	二六七、九八七	一九
同八年	一、九一七、三二〇	六四一、一一三	三三	四五六、三五四	二四	四四一、六九二	二三

輸出入合計

年次	全國 輸出入合計	神戸 輸出入合計	神戸 對全國比率	橫濱 輸出入合計	橫濱 對全國比率	大阪 輸出入合計	大阪 對全國比率
	千圓	千圓	%	千圓	%	千圓	%
大正八年	四、二七二、三三三	一、四五八、三九〇	三四	一、七〇八、七四一	四〇	六〇六、五〇八	一四
同九年	四、二八四、五六九	一、六四六、五六四	三八	一、四八六、二〇九	三五	六五七、七八四	一五
同十年	二、八六六、九九三	九七七、三五四	三五	一、一二三、三九四	三九	四一〇、九三一	一四
同十一年	三、五二七、七六〇	一、一三六、一七八	三二	一、五四七、六二三	四四	四五一、五六九	一三
同十二年	三、四二九、九八一	一、三六五、〇三八	四〇	一、一八三、八七〇	三五	四七四、〇四五	一四
同十三年	四、二六〇、四三七	一、七五七、三三三	四一	一、三〇八、一三三	三一	六七五、一三三	一六
同十四年	四、八七七、二四八	一、九三六、三三八	四〇	一、五二一、〇三三	三一	八〇七、〇四一	一七
昭和元年	四、四三三、二一二	一、七三三、一〇〇	三九	一、四〇〇、〇〇〇	三二	六九九、二四〇	一六
同二年	四、一七一、四七一	一、六七一、九二三	四〇	一、三三三、八二六	三二	六二八、二七三	一五
同三年	四、一六八、二七〇	一、五一〇、一四六	三六	一、三五六、六三九	三三	七〇七、三一三	一七

昭和四年	四、三六四、八五九	一、五八四、二三四	三六	一、三六四、三一六	三一	七六二、二六五	一八
同　五年	三、〇一五、九〇三	一、〇八六、八二一	三六	八四二、六七六	二八	五三〇、六六四	一八
同　六年	二、三八二、六五七	八六六、七五一	三六	六七六、二九九	二八	四三四、七五〇	一八
同　七年	二、八四一、四五三	一、〇三四、九五〇	三六	七五六、〇一四	二七	六〇二、一九九	二一
同　八年	三、七七八、二六六	一、二九一、六六一	三四	九五七、二四二	二五	九〇五、三三一	二四

貨物噸量上の地位

龝つて神戸港輸出入貨物噸量の全國に對する割合を觀るに、價額の場合の如く優越なる地位を占むるものにあらざるを知る。今先づ大正八年以降の之が全國に對する割合を左に表示する。

全國及神戸噸量比較表

全國及神戸港輸出入貨物噸量比較表

年次	輸出 全國	輸出 神戸	輸出 全國總額ニ對スル神戸ノ割合	輸入 全國	輸入 神戸	輸入 全國總額ニ對スル神戸ノ割合	輸出入合計 全國	輸出入合計 神戸	輸出入合計 全國總額ニ對スル神戸ノ割合
明治二十二年	一、三六〇、四九八噸	五七七、三八六噸	四二・四%	七七〇、一九八噸	三五〇、七六七噸	四五・五%	二、一三〇、六九六噸	九二八、一五三噸	四三・五%
同　二十九年	二、四八三、四七九	五八五、八一九	二三・六	一、五八七、七一一	七七六、一九七	四八・九	四、〇七一、一九〇	一、三六二、〇一六	三三・五
同　四十年	五、六九一、三八八	七三九、一九一	一三・〇	四、三一七、九二七	一、六七〇、三八四	三九・六	九、九〇九、三一五	二、四〇九、五七五	二四・三
大正七年	七、四九〇、七四八	一、五八七、四四三	二一・二	九、二五〇、二四九	二、七四一、一八四	二九・六	一六、七四〇、九九七	四、三二八、六二六	二五・九

同八年	六,九七五,七七一	一,三二二,四〇〇	一九・〇	二二,〇八五,四九一	三,九五三,五九〇	三二・七	一九,〇六一,二六二	五,二七五,九九〇	二七・七
同九年	六,一四五,六七二	一,三四三,〇三五	二一・九	一〇,二〇二,一〇七	三,一四二,九七八	三〇・八	一六,三四七,七七九	四,四八六,〇一三	二七・四
同十年	四,六七四,五八七	七九九,八一二	一七・一	九,七七九,七七〇	三,〇六三,七七五	三一・三	一四,四五四,三五七	三,八六三,五八七	二六・七
同十一年	四,四一八,八三六	九二六,七三六	二一・〇	一四,二五五,五五九	三,七四七,八九七	二六・三	一八,六七四,三九五	四,六七四,六三三	二五・〇
同十二年	不明	八七五,二三二		不明	三,九四二,八四二		不明	四,八一四,〇七四	
同十三年	三,八三八,四三四	一,〇一九,七八五	二六・六	一五,五〇八,一七六	三,九六四,九九四	二五・六	一九,三四六,六一〇	四,九八四,七七九	二五・八
同十四年	五,三八四,九二五	一,二三五,〇〇一	二三・九	一三,四六二,七四七	三,四四八,七一九	二五・五	一八,八四七,六七二	四,六八三,七二〇	二五・八
昭和元年	五,六一三,四〇〇	一,二九九,一〇三	二三・一	一五,四六一,九九八	三,八二三,五七三	二四・七	二一,〇七五,三九八	五,一二二,六七六	二四・三
同二年	五,二五八,三六五	一,二九〇,二四三	二四・五	一六,二四八,六七二	三,七七四,七九一	二三・二	二一,五〇七,〇三七	五,〇六五,〇三四	二三・六
同三年	六,四八四,九二五	一,三七三,三一五	二一・二	二〇,一八二,四〇四	三,八六一,一一四	一九・一	二六,六六七,三二九	五,二三四,四二九	一九・六
同四年	六,三〇六,一八六	一,〇二〇,四一三	一六・二	二一,一八一,二九四	三,九三四,〇九一	一八・六	二七,四八七,四八〇	四,九五四,五〇四	一八・〇
同五年	六,二四六,〇五三	九八六,五〇五	一五・八	一八,六三四,八一二	三,二八四,一七四	一七・六	二四,八八〇,八六五	四,二七〇,六七九	一七・二
同六年	五,二九四,七三七	八八一,〇四七	一六・六	一八,二六三,四八四	三,三六八,七七四	一八・四	二三,五五八,二二一	四,二四九,八二一	一八・〇
同七年	五,九九五,八七七	一,一八〇,八三一	一九・八	一七,七三三,〇〇六	三,〇九八,八九〇	一七・五	二三,六八八,八八三	四,二七一,七二一	一八・一
同八年	七,三〇六,八八六	一,三七二,二六〇	一八・八	一九,九五九,二九四	三,〇五〇,九二一	一五・三	二七,二六六,一八〇	四,四二三,一八一	一六・二

累年比較表に基く考察

右表に據り神戸の貨物噸量上の割合を觀るに、明治二十二年には輸出入共に全國の約四十五%なりしが、明治中期以來其地位稍〻低下し、世界大戰中再び地位を高

め、大戰の終熄後更にまた低下せんとせしに、大震災後には急激に地位を高め、特に輸出に於て向上に著しきものありしが、昭和三年頃より輸出入共に再び低下を續けて今日に至つた。即ち神戸港の噸量上の地位は非常事變の影響を除けば概して低下の一路を辿りたりと謂ふべきであつた。而して大正七年乃至昭和八年の輸出入貨物噸量合計の全國に對する割合に於ては、横濱の十八%より二十%となり、大阪の十%より二十%となりて共に増加せるに反し、神戸は却つて二十六%より十六%に激減を來せしが、昭和八年の輸出のみに就きて見るも、横濱は全國の十一%、大阪は十八%を占むるに對し、神戸は十九%を占めて纔かに輸出の首位を保つも、同年の輸入にありては横濱の二十四%、大阪の二十一%に對し、神戸は漸く十五%を占むるに過ぎぬ。即ち神戸港の輸出率の地位の低下せざるは、其因主として關東震災後新輸出品の増加せると、最近二三年來の輸出激増とに依るなるべく、而して之に反して輸入率の此の如き低下は、近時本邦工業の地方化傾向著しく、之が原料品・機械類等の輸入は必要に應じて各港に直輸入せられ、殊に神戸の如く工業上發展の餘地少き地域にありては、自ら輸入噸量を減少し、發展の餘地に富める大阪の諸工業の驚異的躍進はよく同港の輸入をして激増せしめ、よりて以て將來

する自然の歸結なりと謂ふを得べく、此點は神戸港將來の對策上重大關心事なりと謂ふべきである。

四、金銀輸出入

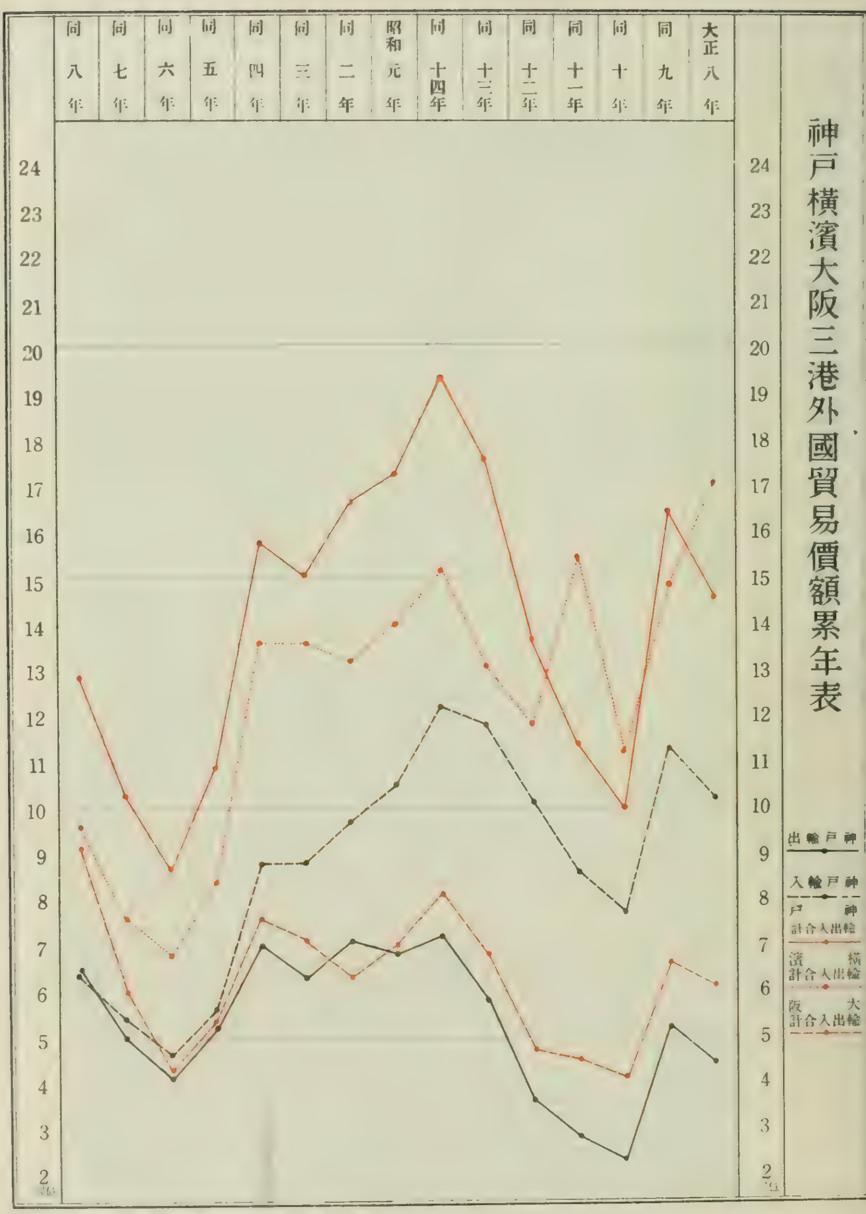
金銀輸出入比較表

大正六年輸出金銀取締令の實施せられたる結果、爾後金銀貨幣及地金銀の輸出は激減し、其間唯金輸出解禁の斷行せられたる昭和五・六兩年の輸出激增は之を例外とし、尙同八年を除けば終始輸入超過を續けたる神戸港が、金銀輸入にありては殆ど全國の六十%以上を占め、特に昭和年間には九十%を超えしこと屢〻なりしは一見奇異なる現象なれど、これ當港が隣接地たる大阪に造幣局を有し、輸入金銀の仕出地が主として東洋諸國にある等の地理的關係に想ひ至れば略〻首肯し得らるべきである。

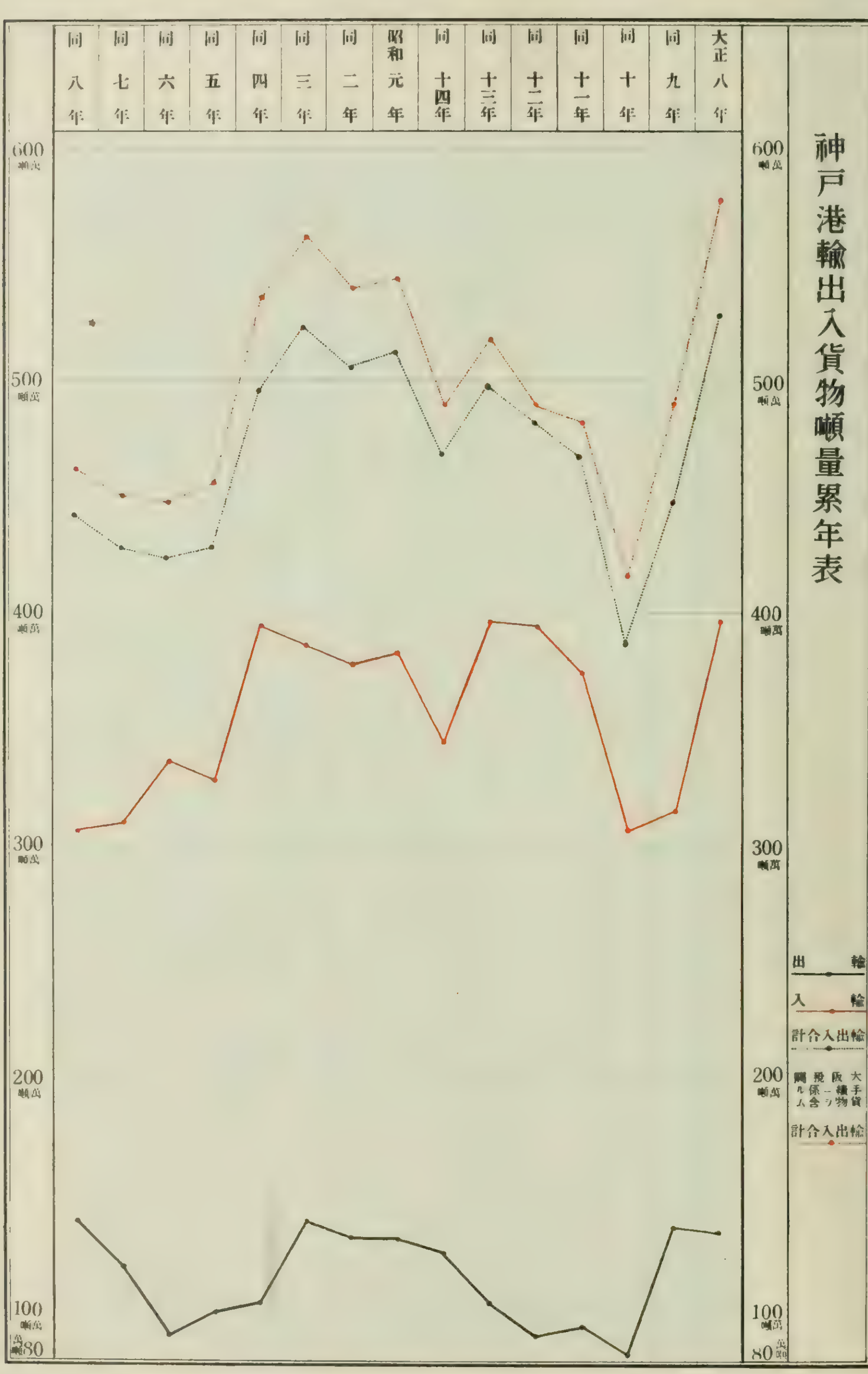
全國及神戸港輸出入金銀比較表　（割合の「少」は其一%以下なるを示す）

年次	輸出 全國	輸出 神戸	輸出 全國總額ニ對スル神戸ノ割合	輸入 全國	輸入 神戸	輸入 全國總額ニ對スル神戸ノ割合
大正八年	五、〇五四千圓	—	—	三二七、四七七千圓	一八八、七五七千圓	五八

大正九年	三、八九七	一〇	少	四〇四、七二七	二〇四、〇八三	五一
同　十年	—	—	—	一三八、六二二	一一八、七四九	八六
同十一年	二、一八一	—	—	一、六七二	四五三	二七
同十二年	五、四六六	—	—	一九七	一七	九
同十三年	六	—	—	四、一一〇	三、九一一	九五
同十四年	二二、三〇五	四	少	一七四	四五	二六
昭和元年	三五、八九八	二	少	一、六二八	一、〇四五	六四
同　二年	四九、六八〇	—	—	八、五一六	七、七七八	九一
同　三年	三、四三六	—	—	二、六九六	二、二六一	八四
同　四年	三、四九一	—	—	六一四	四八	八
同　五年	三一一、〇〇八	一三四、九五三	四三	九、六八七	九、〇八六	九四
同　六年	四二一、四〇〇	二二〇、三八八	五二	一一、一七七	一〇、八六三	九七
同　七年	一二一、三七八	七六、五一三	六三	一四〇	四	三
同　八年	二八、六〇八	二三、八二八	八三	一二五	一一四	九一


神戸横濱大阪三港外國貿易價額累年表
大正八年
同九年
同十年
同十一年
同十二年
同十三年
同十四年
昭和元年
同二年
同三年
同四年
同五年
同六年
同七年
同八年
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
2
神戸輸出
神戸輸入
神戸輸出入合計
横濱輸出入合計
大阪輸出入合計

神戸港輸出入貨物噸量累年表



第二節　外國貿易發達の趨勢

本邦外國貿易の概觀

世界大戰の後を承けたる大正八年より昭和八年に至る十五箇年間の神戶港貿易發達の趨勢を說くに方り、先づ本邦貿易の情勢を見るに、此期間の本邦外國貿易の趨勢は、大戰なる偶然の機會に因らざる實力に依る發展時代なりと謂ふことが出來る。蓋し大戰後世界各國を通じて、經濟界は混沌裡に推移しながらも、其間新工業の駸々として擡頭するあり、或はまた戰時中自ら我國に一任せられたる各地市場に對しては參戰諸國產業の復活と共に其捲土重來するありて、こゝに世界に於ける貿易上の分野に一段落を劃せりと見るべき時代でもあつた。更に之を內面的に觀るに、戰時中異常なる好景氣に惠まれて大正四年乃至同七年の四箇年は稀有の輸出超過を來し、其累計實に十四億圓に達せしも、同七年十一月休戰を契機として時代は轉回し、軍需品の需要激減に次いで歐米品の市場進出となり、我國も是等諸國と全く對等なる經濟的條件の下に市場を相爭ふこととなつた。此に於て我貿易は再び常例の慢性的入超を繰返し、大多數の商品は市場より退却を餘儀なくせられ、或は贅澤品關稅の新設となり、或は國產愛用運動の起るありしも、而も

其大勢は如何とも爲し能はず、大部分の輸出品は纔かに國内勞銀の低廉に依りて之を維持し、更に圓爲替の低落と關稅保護の實施とに助長せられたるに過ぎぬ。然しながら本邦外國貿易上の數字を見るに、大正元年以降五箇年間の輸出入合計平均額は十四億圓にして、俄に激増を來せる大正六・七兩年を通算するも尚平均十九億圓に過ぎざりしに、大正八年より昭和八年に至る平均額は實に倍額に近き三十七億圓に上つてゐる。これ大戰に依る好況時代に事業機構の上に如何に新設擴張の相踵いで起り、之に由る生產企業の發展の貿易額の上に反映せるかを察知し得ると共に、一面には尙大戰餘惠の延長も見逃し難きものあり、而も最近數年來の貿易額の減少は、漸く大戰餘命時代の淸算を必要とし、其更生に苦惱を示しつゝありと見るべきであらう。而して本邦貿易上此期間を二三の時代に分ちて之を考察することは稍〻困難なるも、而も本期間に於て貿易に影響を與へし劃期的重大事件あるは逸すべくもない。卽ち其一は大正十二年の關東大震災にして、之に依りて空前の輸入超過を來し、他の一は大正六年九月以來禁止せる金輸出をば昭和五年一月に至りて解禁し、之が世界的恐慌の深刻化と相俟つて貿易を萎縮せしめ、遂に翌六年十二月再び金輸出を禁止し、漸く其方向を轉換するに至りしこと是れ

である。

本邦外國貿易發達の趨勢此の如しとすれば、神戸港貿易の趨勢亦略〻之と揆を一にすべきも、其間自ら地方的特色と、輸入港たる特質とによりて異るものあるは當然であらう。今便宜上前述の重大事件を時代區劃として考慮に入れつゝ、本港外國貿易發達の趨勢を略述することとする。

世界大戰後の我産業界

第一期（大正八年乃至同十一年）

大正七年十一月世界大戰の休戰條約成立してより同十一年に至る期間を第一期とすれば、本期間は大戰の餘惠尚深き時代と考へられる。我近代産業が大戰に依りて資本は擴大し、市場は擴張せられて其黄金時代を現出し、貿易は連年輸出超過を示し、又海運界の殷賑に伴ひ傭船料及保險料等の收入亦激增し、貿易外の收支は多額の受取超過を見るに至つた。而して休戰後と雖、參戰各國の産業界の平時狀態に復舊するには相當の時日を要せしを以て、物資は尚世界的に缺乏し、我國貿易は早くも大正八年より輸入超過の傾向に變轉を示しながらも、而も輸出は頗る旺盛にして、殊に亞米利加方面は依然として好況を示し、生絲は高價に賣行く狀態であつた。斯く一般國民の資力充實は産業界を發展せしめ、更に生産及貿易に於

ける思惑氣分の横溢は會社の濫立となり、大正八年末現在の各種事業會社數は二萬六千餘社、拂込資本金五十九億七千萬圓を算して驚異的數字を示せしが、これ全く戰後の好景氣來を信じ思惑取引の擡頭し、國民の投機心漸く增嵩し、大正八年の貿易入超も亦思惑的輸入品の增加に由るを思へば、此時景氣は既に轉機を孕めりと見るべきであつた。此輸入超過の現象は翌九年に入りて愈〻甚だしきを加へ、其結果內地通貨の收縮を來して金融界を壓迫し、遂に銀行の休業續出し、財界に反動的一大恐慌を來し、事業の破綻相踵ぎ、産業は極度に萎縮沈滯し、對米爲替も同年三月には一擧にして四十七弗四分三を告げ、工業用諸原料品の輸入は忽ち激減した。然るに此反動後本邦財界は整理期に入り徹底的緊縮を計るべかりしに拘らず、一般の人心尙好況時代に眩惑せられ、人爲的に物價の下落を阻止し、又金融警戒を弛緩せしめて所謂中間景氣の出現を助長した。其結果物價は我國のみ割高となり、大正十年の全國輸入超過額三億六千萬圓、同十一年には二億五千萬圓となりて著しく國際收支を不利ならしめ、遂に爲替相場の暴落を惹起せしめたるのみならず、事業界にも亦金融界にも、其整理に徹底を缺きしは、遂に昭和二年の金融恐慌の禍因を爲すに至つたのであつた。

大戰後の神戶工業界

世界大戰は神戶市產業界にも異常なる活況を與へ、爲に輸出品製造工業を始め、造船鐵工其他各種工業の工場擴張及新設踵を接し、未曾有の盛況を示せること、大正八年に於ける私立工場數二千二百餘、年工產額四億圓を、大正元年に比すれば工場は三倍、產額は五倍の躍進を示せるに徵して知るべく、就中長足の進步を見たるは機械器具工業であつた。又大正八年末本市組合銀行勘定は、預金三億八千萬圓、貸出四億圓となり、同年の手形交換高七十二億圓に上り、戰前に比して四・六倍乃至六・四倍に激增せること、財界空前の膨脹を察すべきものがある。然るに翌九年三月大阪增田ビルブローカーの破綻を端緖として、財界は急轉して反動を來し、諸物價は急落し、金融は梗塞してこゝに事業の破綻相踵ぐに至りしが、就中機械工業の打擊特に著しくして失業者續出し、かくて勞資の關係惡化し、遂に同十年夏には本市の二大工場たる川崎・三菱兩會社に深刻なる勞働爭議の勃發する等工業界の萎縮甚だしきものあるを示したのであつた。かくて大正十一年の本市工業は工場數に於ては同八年に比して二倍に近きも、これ小工場の簇立によるものにして、工產年額は却つて半減に近き二億三千萬圓に過ぎざりしは、以て這般の狀勢を證するに外ならぬのであつた。

神戸事業界の不振と貿易

大正八年は戰後好景氣來の思惑的氣分橫溢し、泡沫會社の濫立を見、貿易も多くは思惑輸入を以て占められた。即ち本港輸入の大宗たる棉花は激增し、食料品調節の爲め米穀類の輸入奬勵ありて例年になき輸入額を示し、前年を遙かに凌駕した。之に反し輸出に於ては原料の暴騰と勞銀の引上、英佛爲替の低落と支那各地の日貨排斥等障礙百出して著しき減少を來し、遂に五億七千萬圓の輸入超過を見るに至つた。而して翌九年には財界反動の惡影響を受け前年來輸入せる貨物は倉庫に充滿し、而も金融は愈、梗塞して資金を得るに苦しみ、取引に澁滯を來せること多く、爲に一時輸入を減せしに、翌十年初夏以來內地商品は再び漸騰の氣勢を示し、割安なる輸入品の供給に努むるに至れるに反し、輸出にあつては邦品の世界的水準より高價なると、獨逸品のマルク暴落を利せる販路擴張とに依り、前年に比して半減するに至り、此傾向は同十一年に至り幾分內地物價の低落せるに依りて改められ、他面輸入は內地財界緊縮の爲め漸次減退せしも、而も尙五億七千萬圓の入超を見たのであつた。惟ふに本期の前後に於て輸出の半減を示せるは、これ主として本市主要工業たる燐寸輸出の戰時中得たる地盤を戰後再び瑞典品に復せられしと、綿織絲が其製造工場の散布關係上大阪港より積出さるゝに至りしとに因

るものである。

第二期（大正十二年乃至昭和三年）

本期間は關東大震災のありし大正十二年以降昭和四年七月金解禁斷行の聲明に至る凡そ六年間である。我財界は大正九年戰後好況の反動襲來を轉機として、事業の整理時代に入りしが、其途上十二年九月の關東大震災によりて一頓挫を來した。震災の一般經濟界に與へたる打擊の激甚を極めたるは固よりにして、一般の豫想せし復興景氣の如きも頗る短時日に止まり、同十二年乃至昭和元年に解散せる全國の會社資本金二十一億四千萬圓、同上減資額八億六千萬圓を算し、此數字は同十一年の全國會社資本金の實に約二割に該當するを以て見れば、相應の整理淘汰の行はれしは窺知し得らるゝのである。然るに昭和二年財界の癌と稱せられし震災手形整理の爲め震災手形損失補償法に依り、日本銀行に補償する一億圓の損失補償公債法と、一億七百萬圓に對する震災手形善後處理法案の審議に際し、端なくも關係銀行の內容暴露し、こゝに金融恐慌を勃發し、亞いで臺灣銀行・近江銀行及第十五銀行等の休業に依りて混亂の極に達し、此に於て久しく整理を怠りし經濟界各方面に自ら徹底的整理の斷行を促進するに至つたのであつた。加ふる

に貿易も大正八年以降昭和三年に至る入超累計三十二億圓餘に達したれば、國際收支の均衡を計るが爲には、金解禁の斷行こそ之が對策上最も喫緊なりとの輿論は、遂に昭和四年七月成立せる濱口內閣をして翌五年一月より其斷行を聲明せしむるに至つた。

震災と本邦外國貿易

大震災直後政府は取敢へず、臨時震災救護事務局を設け、又暴利取締令を公布して物資の配給に留意し、米穀其他食料品、生活必需品、土木建築用機械器具幷に材料等の輸入稅を大正十三年三月末日迄之を低減し又は免除することとした。復興に要する資材の需要増加と相俟ちて景氣も非常なる好況を呈するならんとして行へる木材・鐵材・機械類等の思惑的注文品は關稅減免期間內に續々輸入せられ、其減免適用品目の輸入額四億四千萬圓と稱せられ、加ふるに之より先同十二年一月佛白兩國のルール地方占領事件勃發し、之が爲に鋼鐵材・染料・砂糖等特殊品の價格昂騰に伴ひ、內地輸入商の思惑熱を誘致する等ありて輸入を激增せしめた。されば政府は此際國民の奢侈抑制と貿易逆調の緩和を計るべく、百二十種に上る所謂贅澤品に對し、一律に從價十割の輸入稅を同十三年八月より課することとなつた。而して輸出にありては震災後の爲替低落に由りて輸出促進の機運を作りしも、政

府の緊縮政策と相俟ちて一般經濟界は愈〻不振を極め、僅かに逆勢を緩和するに止まり、爲に同十二年の輸入超過は五億三千萬圓、翌十三年は六億四千萬圓なる空前の數字を示すに至つた。

震災の神戸港貿易に與へし影響

かゝる本邦貿易推移の間に於て震災に依る橫濱港の不幸なる潰滅は、同港仕向貨物にして神戸港に陸揚せらるゝもの多く、當港の倉庫、金融及保險會社等は爲に孰れも繁忙を極め、諸取引は阪神一帶に集中せられたるの觀を呈し、橫濱從來の特殊輸出品たりし麻眞田・薄荷等の當港輸出に轉化するあると共に、新に生絲も加はり、同時に絹織物の輸出の激增は久しく停頓の狀ありし當港輸出貿易に活路を與へ、大正年間に於ける神戸貿易史上劃期的なる事象となつたのであつた。此くて關西生絲輸出業者は此機に乘じて地理上便利なる神戸を其輸出港と爲すべきを決議し、或は福井・石川兩縣地方より當港に出荷する輸出絹織物の直通專用車の差立を見、或は橫濱の生絲賣込問屋の當港に店舖を移す者ある等形勢は漸く神戸の生絲貿易をして發達の一路を辿らしむるに至つた。これ蓋し數十年前の生絲貿易史の復活を見たるものであつた。今試みに金融其他の障礙尙尠からざりし大正十三年の生絲・絹織物の輸出額を見るに、既に二億二百萬圓に達し、總輸出額の實

に三十四%を占むる驚異的數字を示してゐる。而も震災に依る爲替安は輸出貿易を刺戟することゝ多かりしも、而も關稅減免期間に於ける輸入品の激增に相殺せられて、同十二年には六億五千萬圓、同十三年には五億九千萬圓の入超に終りたれど、震災を機として神戶港と本邦貿易の最大華客たる米國との貿易の今や從來首位にありし橫濱港に代らしむるに至りしは、本期間に於ける特筆すべき變化なりと謂ふべきであつた。

大正十四年の貿易空前の盛況

大震災後の財界は依然として不振の聲高きに拘らず、大正十四年の我國貿易は輸出入合計四十八億七千萬圓に達して空前の盛況を呈し、而も入超の二億六千萬圓に止まれるは、之を前年の六億四千萬圓の大入超に對比して共に我貿易史上特筆すべき現象であつた。かゝる貿易膨脹の原因は、輸出にありては爲替安に加へ歐米諸外國の景氣恢復殊に米國の生絲消費力激增と、印度•南洋方面の購買力增進に依る綿絲布類の輸出市場擴大とに依るなるべく、輸入にありては我綿業界多少の恢復に伴ふ思惑買に依る棉花の激增を擧げ得べきも、未だ之を以て直に貿易の眞の好轉なりとは斷じ得ない。されば政府に於ても歐米諸國の貿易助成施設に鑑み、先づ當業者をして合同組織に依る統制的活動を爲さしむる方針に基き、輸出

組合法及重要輸出品工業組合法を施行し、尙當組合に對し、金融及爲替上の便宜を與へ以て貿易の發展助長に資したのであつた。

大正十四年の神戸港貿易

本邦貿易空前の盛況たりし大正十四年の推移を見、又飜つて此年の神戸港貿易を觀るに、敍上の趨勢と全く揆を一にし、殊に輸入の大宗たる棉花の激增空前なりしと共に生絲・綿絲布の輸出亦旺盛にして、遂に輸出入合計十九億三千萬圓なる驚異的記錄を貽した。されど此貿易額の全國に對する割合の前年より稍〻減少するに至りたるは震災の影響のこゝに漸く薄れたるを知るものにして、又輸出額割合の減少は橫濱復興會等の猛烈なる運動に依る打擊なりと見るを得べく、殊に震災後新規輸出の生絲は未だ全國の十六%に過ぎず、また絹織物も此年七月英國に絹物關稅の實施せらるゝありて其輸出激減する等、本港輸出貿易上樂觀を許さゞりしも、一時橫濱・神戸間の大問題たりし對印輸出絹物補助問題も五月其解決を見、本港絹物貿易上の前途に光明を呈するに至れるは喜ぶべきであつた。

昭和二年金融恐慌前後の神戸

神戸市に其本店を有し、資本金八千萬圓を擁して世界的貿易商として名聲を博せし株式會社鈴木商店は、大戰終了後其業績漸次に惡化し、臺灣銀行に對する莫大なる負債に苦しみしが、偶〻昭和二年の初、同銀行は突如として鈴木系會社に對する

一切の資金的援助打切を聲明し、爲に遂に同商店は破綻に瀕し、踵いで同商店と關係深き本市の第六十五銀行の休業を見、兵庫方面の商工業者に甚大なる影響を與ふるに至つた。之に加ふるに震災手形を最も多く所有せし臺灣銀行救濟非常貸出損失補償の緊急勅令案、樞密院に於て否決せらるゝや、同銀行は爲に休業の已むなきに至り、對内的には内地・臺灣間の取引杜絶となり、同行の支那・印度・南洋方面との特殊爲替機關たりし關係は、對外的に同方面一帶の通商上に一大支障を來した。次いでかゝる狀勢は神戸の業者と深き關係ありし第十五・近江兩銀行の休業によりて人心を極度の不安に導く等、金融恐慌相次ぎ、遂に全國組合銀行は四月廿二・廿三兩日臨時休業し、政府は廿二日より三週間の全國的モラトリアムを實施した。此間臨時議會召集せられ、日本銀行の臺銀融資損失補償法案及一般銀行に對する特別融通損失補償法案の二恐慌鎭壓案を可決し、同時に臺銀の開店、地元第六十五銀行の開業あり、人心をして漸く沈靜に歸せしめた。之より先當市の川崎造船所は、偶〻第十五銀行休業に依り窮狀暴露し、其救濟は實に國家的見地より重大なる關係を有するも、而も政府にては頗る之を困難として救濟は一時打切られて、遂に銀行團の融資に俟つこととなり、翌三年二月に至りて漸く新會社の設立を見、こゝに

著々堅實なる業務の進展を見るに至つた。されど恐慌以來の救濟資金の放出、金解禁政策の放棄、海外殊に米國の好景氣は恐慌の打擊をして豫想外に輕からしめしが、翌三年の財界は特融供與の締切、次いで其善後處理及金解禁問題を中心として意外に波瀾を生み、海外の事情概して我に不利にして、同四年七月金解禁斷行の聲明を見るに至つた。

恐慌前後の神戶の貿易

大正十四年に於ける空前の盛況の後を承けたる昭和元年の貿易界は、一般に樂觀を以て迎へられしに、急激なる爲替の恢復、內地財界の不況、東亞各地の銀塊安、歐米財界の不況等に依り輸出入は共に著しき減退を見た。政府は明治四十三年の制定に係る我國關稅定率法が時代の進展に伴はざるもの多きに鑑み、大正十年以來其改正を企圖し、昭和元年三月一般的大改正の實施を見るに至りしが、此改正は我邦產業保護の障壁を高むるを本旨とするものにして、其意蓋し世界共通にして、益〻激甚ならんとする世界關稅戰に加はりしものに外ならぬ。前年來の一時輸入の盛況は、此關稅引上見越に負ふところ多く、且つ本年貿易價額は前年に比し減少せるに、其數量却つて增加せるは、財界不況の爲め物價の一齊下落に依るべきも、又輸出入品に於て、此改正關稅對抗上本國の値下に負ふところ多く、殊に其輸入の大

宗たる棉花は、財界不振なるに紡績界のみ獨り未だ操短をなさず、數量に增加し、又建築工事の旺盛は鐵類の輸入を增進せしめたるも、一方に絹織物輸出に活況を呈し、外米•毛織物等の輸入の著しき減少は入超額をして減少せしむるに至つたのである。

諒闇の悲しみを以て迎へし昭和二年は、一般財界の不況と共に對外貿易また沈靜裡に推移せしが、偶、內は金融界未曾有の恐慌あり、殊に本市は恐慌と密接なる關係あり、外は支那動亂の形勢惡化するありて一時貿易取引の澁滯を告げた。然るに其打擊意外に輕く、其後爲替の崩落、物價の低落は輸出を刺戟し、當港の如き生絲の輸出漸增し、輸出は却つて前年を凌駕し、入超額は二億六千萬圓に過ぎずして大正八年來の最少記錄を示した。翌三年の一般財界は依然不況にして、外國貿易亦槪して不振なるを見れば、其原因輸出にありては、南支•南洋の日貨排斥、南洋の護謨其他農作物の不況、印度の關稅引上及び歐洲經濟界恢復に伴ひ大戰中獲得したる我國輸出品市場の喪失等を數ふべく、而して生絲の內國輸出額の減少せるに拘らず神戸港の輸出額却つて激增せるは、これ當港が其輸出港としての地位を漸次高めつゝあるを示すものに外ならず、また小麥粉•精糖の如き新商品の進出著しきも、

綿織物・絹織物の如き我最重要品の激減は注意すべく、輸入に於ける繰綿・毛織物・毛織絲等の減少は內地事業の不振を示すものと爲すべきであらう。

第三期　（昭和四年乃至同八年）

昭和二年の金融恐慌は金解禁に一頓挫を來せしも、解禁の時期の遲延すると共に財界の變態的弊害は愈〻顯著となるや、同四年七月成立せる濱口內閣は金解禁斷行を聲明し、翌年一月十一日其實施を見るに至つた。此聲明は思惑輸出を誘發し、殊に生絲は米國財界の好況、綿織物は濟南事件の解決に依る支那の對日感情緩和に刺戟せられて夫〻激增を見た。然るに輸入は前年の手控に依る繰綿の增加と、紡績業の深夜業廢止に伴ふ各機械の增設に依る輸入增加の外は一般に減少したれば、同四年の入超は稀有の一億八千萬圓に過ぎなかつた。然るに昭和五年一月の金解禁斷行の影響は、前年十月米國株式の恐慌以來深刻化せる世界的不況に激成せられて一層不況を深からしめ、貿易に於ても唯同五年五月實施せられたる輸出補償法の阿弗利加・近東方面新市場開拓に貢獻せる外は一般に不振を極め、殊に翌六年九月の滿洲事變を契機として發生せる支那の日貨排斥と、英國金本位停止に伴ふ磅貨の下落とは必然的に輸出を減退せしめ、同年の輸出入額は爲に八億七千

萬圓に過ぎずして大正十四年の半ばにも及ばず、而も貿易尻は金輸出再禁止見越輸入の激增ありて著しく惡化した。唯關東震災より漸次其地步を高め來りし神戸港輸出の、遂に昭和五年より全國第一位を占むるに至れるは注目に値する現象であつた。

金輸出再禁止後の神戸貿易

昭和六年十二月成立せる犬養內閣は同月十四日金輸出再禁止を斷行し、こゝに爲替の下落相次ぎ、金解禁時代に於ける徹底的合理化の遂行、我國に於ける低賃銀、滿洲に於ける建設事業の進展等幾多の好條件に惠まれて輸出貿易を刺戟し、綿織物・人絹織物及び雜貨等日支紛爭による對支輸出の不活潑なりしに拘らず、關東州・印度・南洋・濠洲・埃及・近東方面幷に其他新市場への進出目覺しく、昭和七年の全國輸入超過額僅かに二千二百萬圓に過ぎず、神戸港も亦三千六百萬圓にして稀有の好調を示した。次いで翌八年は日支問題の紛糾に端を發して遂に我國の國際聯盟脫退となり、米國金融恐慌の勃發は生絲輸出をして不振ならしめ、更に印度政府の日印通商條約廢棄通告及び我綿製品に對する高率關稅實施を始めとし、英國屬領地のオツタワ協定による日貨排斥は我綿製品輸出に大打擊を與へ、加ふるに倫敦に於ける世界經濟會議の決裂は、我外國貿易をして困難なる立場に陷れたのであ

つた。然しながら我輸出貿易は前年來の爲替安を利し、舊市場に於ける高關稅障壁を突破し、特に新市場への躍進顯著にして、特に神戶港は從來輸入偏重港なりしに、南洋・阿弗利加・濠洲方面への進出目醒しく、其主要輸出品たる人絹織物は生產地及仕向地に對する地理的好位置を占めて全國輸出の七十%に及び、綿織物亦兎角不振の生絲を凌駕するに至り、輸入に於ても軍需工業原料品幷に輸出旺盛に伴ふ原料品の輸入激增せしも、而も輸出の驚異的躍進に相殺せられて遂に九百四十萬圓の輸出超過を見るに至りしは、實に明治十九年以來のことにして、當港にとりて注目すべき一大變化であつた。

第三節　輸出入品の變遷

一、輸出品の變動

世界大戰直後

世界大戰は東洋市場に於ける歐米品を缺乏せしめ、神戶輸出品も亦顯著なる新生面を開き、其休戰後も一時此傾向を持續せしが、同九年輸出品の百萬圓以上のものの約九十種、就中五百萬圓以上のものの約二十種にして、一千萬圓を超ゆるものに綿

織絲・製帽用眞田・燐寸縞木綿・綾木綿・生金巾及シーチング・綿メリヤス肌衣・陶磁器の八種あり、唯豆類・澱粉・菓子油・椰子油・銅・鐵類・工業用藥品等軍需特殊品の致命的激減の外は一般に盛況にして、殊に除蟲菊・製帽用眞田・薄荷腦・絹織物・綿織物・ゴムタイヤ・靴足袋等に其進出著しきものがあつた。然るに大正九年我財界の反動と歐米品の復活擡頭とは、當港輸出額をして逐年減少せしめ、遂に同十一年には之を同七年に比して其半ばに過ぎざるの有樣となりしが、其中減少著しき主要品として米・豆類・精糖・魚油・木材及板・絹屑物・屑綿・綿織絲・羽二重・縞木綿・晒金巾・貝釦・燐寸・紙類・機械類等を數ふべく、又輸出百萬圓以上のものの約五十種、就中五百萬圓以上のもの八種にして、一千萬圓以上を占むるは綿織絲・燐寸・綾木綿・生金巾及シーチング・綿メリヤス肌衣の數種を出でなかつた。

関東大震災前後

然しながら此大正十一年の極度の不振は、其年內既に反動として稍〻活況を呈せしに、翌十二年の關東大震災を契機として驚異的發展をなし、同十四年に入りて極盛に達し、大戰中の盛時を遙かに凌駕し、神戶はこゝに輸出港としての基礎を確立するに至つたのであつた。蓋し橫濱の潰滅によりて當港輸出品中生絲・絹織物・絹屑物・錫・薄荷腦等をして俄に增大せしめた。特に當港輸出に新に加はりたる生絲

は同十三年以降爲替暴落と價格低落とによりて輸出力を增加し、翌十四年既に一億四千萬圓の巨額に上り、絹織物も亦十三年には一億一千萬圓に增進して未曾有の盛況を來し、全國輸出の九十%を占め、其中羽二重は減少せしも富士絹の增加は著しきものゝ一であつた。綿織物は歐米品の出廻りに一時壓迫を蒙りしも、同十三年に入り圓爲替の暴落に再び活況を呈し、翌十四年一億二千六百萬圓なる未曾有の盛況を呈し、綿メリヤス肌衣・精糖・貝釦等の增加亦顯著なるものであつた。神戶市重要工業品たるゴムタイヤは大正十四年一千萬圓を算し其躍進著しかりしも、當港の製造及輸出を全く獨占し來れる燐寸は瑞典品の市場恢復に壓せられて漸次減少し、大正八年に比して僅かに其三分一に過ぎざるに至りしは最も注意に値する。かくて大正十四年百萬圓以上の輸出品は八十三種、就中五百萬圓以上は二十六種を算し、特に一千萬圓以上のものは薄荷腦・生絲・綿織絲・眞田・縮緬・羽二重・富士絹・縞木綿・綾木綿・生金巾及シーチング・綿メリヤス肌衣の十一種の多きに達した。

昭和元年より四年迄

大正十五年（昭和元年）より昭和四年に至る神戶港輸出は大なる發展を認め難きも、同三年の不振を除けば概して好調と云ふべく、殊に同四年七月政府の金解禁に對する政策確定に依る爲替恢復見越に基く輸出增加ありて大正十四年に次ぐの

好調を示した。米國の好況は逐年生絲輸出を増加し、同四年は二億八百萬圓に上り、未曾有の盛況を來し、綿織物も依然として好況を續け、昭和二年には空前なる一億五千萬圓の輸出を見たるも、翌三年濟南事件に依る南支那・南洋に於ける日貨排斥、印度の綿絲布關稅の引上及大戰中獲得せる我市場の不況等は輸出を阻止すること大であつた。而して絹織物は絲價幷に爲替の亂調により幾多の波瀾あり、本絹織物は新に擡頭せる人絹織物に壓せられんとするに至りしも、除蟲菊・印刷料紙・靴足袋等の増加著しく、殊に新商品として襤褸・硬化油・護謨靴・人造眞珠等の急激なる増加を見たるは注意すべく、海產物・綿織絲・絹屑物・薄荷腦・製帽用眞田・燐寸・ゴムタイヤ等は減少著しく、特に綿織絲は生產地の關係上大阪港輸出に逐年増加し、神戸港の減退著しく、昭和四年には大正八年の六％にも滿たざるに至つた。

金解禁後

昭和五年一月の金解禁斷行後翌年十二月其再禁止に至る二箇年は、金解禁に依る內外物價の崩落、世界各國の極端なる保護關稅の設置及銀塊相場の崩落等輸出梗塞の障礙百出し、稀有の不振を示した。卽ち生絲・絹織物・綿織物等の重要輸出品の減少特に著しく、精糖・小麥粉・魚油・除蟲菊・屑綿及屑綿絲・襤褸・帽子・綿メリヤス肌衣等何れも注意すべき減退を示し、絹織物は新興の富士絹及ポンジーに減少し、綿織

物は圓價の昂騰に加へて、昭和五年四月英領印度の英國品との差別關税設定に禍せられて輸出の減退を來し、翌六年には再び印度の關税引上あり、又滿洲事變により民國市場を失へるありて六千七百萬圓に激減せしが、唯晒金巾・縞木綿・更紗の却つて增加せるは異色とすべく、又帆布製護謨底靴の新商品として擡頭せるは注目に値する。

金輸出再禁止後

金解禁に依り不振を極めたる神戸港輸出は、金輸出再禁止による爲替低落の波に乘つて漸次恢復し、特に昭和八年の躍進は驚くべきものありて遂に輸入を凌駕するに至つた。即ち此間倍額以上に增加せるは、小麥粉・淸酒・除蟲菊・綿織絲・屑綿及屑綿絲・製帽用眞田・絹織物・綿織物・綿製浴巾・靴足袋・ゴム靴・燐寸・諸機械・翫具等多數に上つてゐる。綿織物は英國品との激烈なる競爭と關税の高障壁とを排して、英領印度を始め蘭領印度・埃及・南阿弗利加・濠洲・中南米へ猛烈なる勢を以て進出し、遂に昭和八年の輸出額は生絲を凌駕すること五百七十萬圓にして、本港輸出の首位を占め、從來活況なりし生金巾及シーチング・綾木綿を始めとし、特に近年縞木綿・晒金巾・更紗・綿フランネルの增進目醒しきものあり、今や生地綿布の輸出は綿織物全輸出額の二割に過ぎず、全く加工綿布に壓せらるゝに至つた。絹織物は羽二重の不

振に反し、縮緬・富士絹に增加し、特に近年絹繻子の進出著しきものがある。然れども生産地及仕向地の關係上地の利を得て急激なる躍進を遂げたるは人絹織物の輸出にして、昭和五年の二千四百萬圓は同八年には五千百萬圓に上り、本絹織物の三千八百萬圓を遙かに凌駕するの盛況を示した。今最近の當港に於ける人絹織物輸出の急激なる增加を表示すれば左の如くである。

本絹人絹輸出表

種別	本絹織物 昭和五年	同 六年	同 七年	同 八年	人絹織物 昭和五年	同 六年	同 七年	同 八年
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
縮緬	一三、八四〇	一一、〇七一	一三、〇四三	一五、二二一	七九二	一、二四〇	三、〇四五	一二、九四七
羽二重	九、〇八六	三、七〇七	三、四七七	二、九七八	二五二	九、四六二	一六、〇〇二	一三、九三四
富士絹	一三、七二四	六、六〇七	一〇、八四二	一一、九〇〇	—	—	—	—
繻子	一、一六八	九三三	八八七	七七二	二、三一一	三、九六三	六、七一〇	一〇、九八七
ポンジー	二、七三三	三、三〇六	二、七九三	五、五八八	—	—	—	—
其他	三六四	三八二	一、一九三	一、七一〇	二〇、五六二	一三、〇五八	一五、七六九	一三、三一四
合計	三九、九一五	二五、九九五	三一、二三五	三八、一六九	二三、九一七	二七、七二三	四一、五二六	五一、一八二

（人絹の富士絹及ポンジーは其他に含む）

神戸の燐寸及護謨工業

神戸市の傳統的重要工業たりし燐寸の大正八年以來年を逐ひて激減せる情勢は既に記せる所なりしが、昭和七年に至り强敵瑞典燐寸トラストの動搖を機とし、昔日の繁榮を再び招來するかの如き觀を呈するに至りしは注意すべく、而して此燐寸工業の衰微に代りて本市重要工産品となれる護謨靴及帆布製護謨底靴は僅僅數年間の發達にかゝるも、而も今や先進の米國品を壓して一躍重要品輸出となり、昭和七年より同八年に至り世界各國の排撃に逢ひしも、滿洲國内治安の恢復と共に漸次輸出の增加を見しが、唯此輸出好況時に方り精糖・印刷料紙は對支關係の惡化に依りて著しく減少した。而して昭和八年に於ける全輸出品の種類は三百種を超え、百萬圓以上のもの八十二種に及び、就中五百萬圓以上のもの實に二十三種を數ふるのみならず、一千萬圓以上を占むるものも、生絲・羽二重・縮緬・絹繻子・富士絹・縞木綿・綾木綿・生金巾及シーチング・晒金巾・更紗・綿メリヤス肌衣の十一種の多きを算してゐる。

最重要輸出品より見たる神戸大阪兩港比較

神戸大阪兩港の最重要輸出品と稱すべきは綿織物・絹織物・綿織絲なるべく、今之が輸出額を比較すれば左の如くである。

年次	綿織物 神戸 價額	綿織物 神戸 全國ニ對スル割合	綿織物 大阪 價額	綿織物 大阪 全國ニ對スル割合	絹織物 神戸 價額	絹織物 神戸 全國ニ對スル割合	絹織物 大阪 價額	絹織物 大阪 全國ニ對スル割合	綿織糸 神戸 價額	綿織糸 神戸 全國ニ對スル割合	綿織糸 大阪 價額	綿織糸 大阪 全國ニ對スル割合
大正七年	三五、一五九千圓	一五%	一六四、二三六千圓	六九%	六、四五七千圓	五%	二、九二一千圓	二%	七二、二七二千圓	四六%	六六、九八六千圓	四二%
同十年	四六、〇八〇	一三	一四五、七三五	七二	五、四八〇	六	二、九一二	三	二五、九七一	一三	四七、七八六	五九
同十三年	九六、三六一	三〇	二一一、二三四	六五	一一三、七〇〇	九〇	一、七二三	一	二〇、七八七	一九	七五、四一四	六九
昭和二年	一五〇、一五四	三九	二一〇、六三五	五五	九〇、〇二三	六四	一、六八〇	一	四、七六五	一三	三〇、六一一	七九
同五年	八九、七九五	三三	一五四、八九一	五七	六三、九一五	六三	五、七五九	六	二、三四九	一六	一〇、六四二	七一
同八年	一三一、九二三	三三	二三三、八八四	五八	八九、三五一	六三	一六、九三八	一三	二、四〇四	一五	一一、六四三	七四

綿織物

右に據り先づ綿織物を見るに、此期間に於ける增加率は、神戸三・五倍に近きに反し、大阪は僅か一・四倍となれるに過ぎざれど、其總價額に至りては神戸は大阪の約半數を占むるに過ぎない。是全く神戸背域の綿織物工業の大阪のそれに遠く及ばず、取引の主體をなす問屋又は輸出業者に於ても神戸の劣れるが故である。然るに仕向國別を檢すれば、神戸の阿弗利加・南米・近東諸國に限られ、大阪の滿洲國・關東州・中華民國・英領印度・蘭領印度等を有してこゝに截然と區別あるを知るべく、而

して最近本品輸出は大阪の對象とする舊市場は漸く飽和點に達し、新市場開拓確保に腐心するに對し、神戸の是等新市場方面に勢力を有するは大阪に比し將來有利なりとせらるゝところである。

綿織絲

綿織絲は大正末年以來生産地の分布上神戸の頓に減退を示すに反し、大阪に増加せるも、而も全體的の減少著しきものあるは注意すべきであらう。

絹織物

絹織物は昭和八年に於て神戸は大阪の五倍餘に達するのみならず本期間の増加率も神戸の十三・八倍なるに、大阪は五・八倍に過ぎず、是れ神戸港が本邦絹織物海外市場の中樞地たる濠洲及び英領印度を始めとし、南北兩米諸國・歐洲諸國・阿弗利加・南洋との貿易關係緊密なるに因ると共に、內外輸出業者の神戸に營業所を有するもの多くして、而も賣込問屋・機業家出張所等の如き販賣生産幷に精練・染色加工・輸出檢査等の諸機關の完備し、大阪の是等諸條件に缺くる所多きに因るものなるは明らかである。而して生絲は神戸及び横濱の獨占するところなるも、最近人絹業の驚異すべき發達に伴ひ、其輸出も旺盛となりしが、昭和八年大阪の八百五十萬圓の輸出に對し、神戸の九十萬圓に過ぎざるは最も注意すべきである。

輸出の概觀

大正八年以降昭和八年に至る十五年間に於ける神戸港の輸出品目の消長は概

要以上の如くなれど、更に之を概観するに、大正十二年の關東震災を轉機とする生絲・絹織物・綿織物の躍進は實に驚異に値すべく、爲に開港以來漸次現れ來れる輸出品の平準的傾向の動搖に拍車を加へてこゝに一大變化を來せると共に、不振に陷らんとせる當港輸出貿易をして一大伸展を示すに至らしめたのであつた。今主要輸出品に就き、大正十二年を中心として其前後の總輸出額に對する割合を觀るに、次表に示す如く、大正七年には綿絲の十三・四%を最多とし、綿織物の六・五%、豆類の五・〇%、燐寸の四・三%を稍〻大なるものとし、綿メリヤス肌衣・陶磁器・精糖・菜子油・米・刷子・貝釦・紙類・製帽用眞田・硝子及同製品等の一%臺なるを除けば、皆一%以下にして、生絲・絹織物・綿織物の三品を合するも未だ七・九%に過ぎない。然るに大正十二年に至り、生絲は九・二%、絹織物は九・六%、綿織物は十八・八%となり、此三者の合計既に三十七・六%を占め、之に次いで綿絲五・五%、綿メリヤス肌衣四・〇%、燐寸二・八%、樟腦二・五%を占むるの狀勢を示し、他に一%臺の約八種ある外は總べて一%以下に過ぎざるも、漸く平準的傾向は破れ來つた。更に昭和三年に及び、生絲二十八・八%、絹織物十一・八%、綿織物十二・九%となり、三者合して實に五十三・五%の多きに達し、綿メリヤス肌衣は二・七%に減じ、他に一%臺約五種ある外は總べて一%に滿たな

い。爾後此平準的傾向への逆行は續けられ、昭和八年生絲十七・九％、絹織物十三・八％、綿織物十八・八％となり、合計にて五十・五％を占め、之に次げるは綿メリヤス肌衣の三・三％にして、一％臺を占むるは帽子・帆布製ゴム底靴・翫具・靴足袋・ゴム靴等全く新商品なるは注意すべき變化である。之を要するに神戸港輸出品は年を逐ひて生絲・絹織物・綿織物三種目に對する貿易額の偏重を多からしめ、更に近年新商品の進出著しく、而して生絲を除けば是等總べて全製品なるは愈、神戸港背域の工業を高度化しつゝあるを證して餘りあるも、而も是等少數品偏重の傾向は輸出貿易上より觀れば、其盛衰は直に神戸港の消長を左右するの危險性を伴ひ易く、是等商品の新舊市場の將來の開拓確保は固より新商品の進出に努力するの要あると共に、近年大阪港の發達は神戸港の前途に對し、幾多考究すべき問題を投じたるものとして最も注意を要する狀勢となつた。

神戸港輸出重要品價額表

神戸港輸出重要品價額表　（表中「少」は割合〇・一％以下なるを示す）

品別	大正七年 價格	大正七年 輸出總額ニ對スル割合	同十二年 價格	同十二年 輸出總額ニ對スル割合	昭和三年 價格	昭和三年 輸出總額ニ對スル割合	同八年 價格	同八年 輸出總額ニ對スル割合
食料品								

	千圓	%	千圓	%	千圓	%	千圓	%
小麦粉	四,七〇九	〇.九	六一七	〇.二	五,八〇二	〇.九	五,八八七	〇.九
精糖	七,〇七四	一.三	一,二七四	〇.四	八,四五三	一.三	五,四三九	〇.八
罐壜詰食物	二,一一三	〇.四	一,四六〇	〇.四	一,三〇三	〇.二	三,六三五	〇.六
寒天	二,四四四	〇.五	三,〇〇一	〇.八	三,八四九	〇.六	二,八七四	〇.四
清酒	一,三九一	〇.三	一,九五一	〇.五	二,〇三九	〇.三	二,二七一	〇.三
麦酒	一,一一四	〇.二	三〇九	〇.一	九九四	〇.二	二,〇〇三	〇.三
鯣	八二三	〇.二	三,六四八	一.〇	二,〇四三	〇.三	一,五二七	〇.二
椎蕈	一,一〇六	〇.二	一,二〇二	〇.三	一,五二六	〇.二	一,〇三九	〇.二
貝柱	二一五	少	八六四	〇.二	一,一九九	〇.二	六六八	〇.一
昆布	一,〇四四	〇.二	一,七六九	〇.五	一,五六〇	〇.二	四三九	〇.一
米	六,六二一	一.二	三三七	〇.一	四九一	〇.一	四四二	〇.一
豆類	二六,九八五	五.〇	一,九一二	〇.五	七二三	〇.一	一三五	少
原料品								
除蟲菊	九四二	〇.二	二,二〇九	〇.六	六,八八一	一.一	五,五八七	〇.九
襤褸	—	—	—	—	七,五一一	一.二	四,五四〇	〇.七
屑綿及屑綿絲	二,二七三	〇.四	一,九五一	〇.五	四,一八〇	〇.七	三,九六九	〇.六

木材及板類	四,八九六	〇・九	一,五七九	〇・四	一,六七一	〇・三	一,四八四	〇・二
絹屑物	二,一七五	〇・四	二,二三八	〇・六	一,五四八	〇・二	二	少
原料用製品								
生絲(玉絲共)	一,二二四	〇・二	三二,九一三	九・二	一八一,七五二	二八・八	一二六,二二〇	一七・九
薄荷腦	八〇三	〇・一	二,九五二	〇・八	三,〇四一	〇・五	五,一〇六	〇・八
製帽用眞田	五,七五二	一・一	六,〇五四	一・七	四,〇八八	〇・六	五,〇二七	〇・八
樟腦	三,五五一	〇・七	八,八四五	二・五	五,三九四	〇・九	四,三五八	〇・七
硬化油	—	—	—	—	一,九八五	〇・三	二,九一〇	〇・四
綿織絲	七二,二七二	一三・四	一九,四七四	五・五	三,四八四	〇・六	二,四〇四	〇・四
セルロイド	一,六〇三	〇・三	二一一	〇・一	一九一	少	一,九八三	〇・三
薄荷油	二三一	少	八一一	〇・二	一,六四八	〇・三	一,八一三	〇・三
菜子油	六,七四五	一・三	三三三	〇・一	八三六	〇・一	一,〇九一	〇・二
木臘	二,一〇四	〇・四	八七六	〇・二	一,六三七	〇・三	七一三	〇・一
鯨油及魚油	三,九二七	〇・七	一,一一三	〇・三	四,二五六	〇・七	六九三	〇・一
燐寸軸木	一,八九二	〇・四	二,五〇八	〇・七	一,五二七	〇・二	三四七	〇・一
全製品								

綿織物	三五、一五九	六・五	六七、一九三	一八・八	八一、四四七	一二・九	一三一、九二三	一八・八
生金巾及シーチング	二一、四〇三	二・一	三一、四一三	八・八	二七、六七八	四・四	一九、九九四	三・一
綾木綿（細綾共）	七、六七八	一・四	一〇、九五五	三・一	三二、四一九	三・六	一七、七一六	二・七
縞木綿	二、四三六	〇・五	六、三四〇	一・八	四、四三八	〇・七	一七、一四五	二・六
晒金巾	一、七〇二	〇・三	一四八	少	一、五五四	〇・二	一四、八四〇	二・三
更紗	八八四	〇・二	一、〇二六	〇・三	一、三三四	〇・二	一一、六三五	一・八
綿ネル	二、七四六	〇・五	四、三七五	一・二	二、九二六	〇・五	六、三六六	一・〇
綿ポプリン	—	—	八四四	〇・二	一、〇六五	〇・二	六、三四九	一・〇
緋及色金巾	二六一	少	一、七三六	〇・五	三、一〇六	〇・五	三、二四一	〇・五
小倉織	八四六	〇・二	二、二三七	〇・六	一、八七五	〇・三	二、八九九	〇・四
綿縮	一、〇五〇	〇・二	二、二四五	〇・六	二、七二四	〇・四	二、六四七	〇・四
綿繻子	—	—	五五六	〇・二	二、六五二	〇・四	二、三七三	〇・四
被縟布	四六三	〇・一	一、一八一	〇・三	一、六九八	〇・三	一、五〇五	〇・二
天竺布	一、六九九	〇・三	二、六一五	〇・七	三、六四九	〇・六	一、四二六	〇・二
絹織物	六、四五七	一・二	三四、三六二	九・六	七四、七八五	一一・八	八九、三五一（内人絹五二、八二一）	一三・八
縮緬	一、七二三	〇・三	二、八九三	〇・八	一九、五〇九	三・一	二八、一六九（同一三、九六四）	四・三

羽二重	三、四九五	〇・六	一六、六二五	四・七	一八、一四八	二・九	一六、九二一（同一三、九三三）	二・六
富士絹	—	—	七、五三一	二・一	三三、四六三	三・七	一一、九〇〇	一・八
絹繻子（綿入共）	二三〇	少	二、四〇六	〇・七	三・四六五	〇・五	一一、七五九	一・八
ポンジー（綿入共）	二	少	四、九〇七	一・四	四、二八七	〇・七	五、五八八	〇・九
綿メリヤス肌着	一〇、二五六	一・九	一四、三八八	四・〇	一七、三三九	二・七	二、五七〇	三・三
帽子	四、二九一	〇・八	一、八六九	〇・五	九、九二三	一・六	一〇、六九二	一・六
模造パナマ	二、七四二	〇・五	五五三	〇・一	二、九四一	〇・五	七、四四〇	一・二
フェルト製	二五二	少	七四三	〇・一	八五八	〇・一	一、五一七	〇・三
帆布製ゴム底靴	—	—	—	—	—	—	九、九九二	一・五
翫具	三、三二二	〇・六	二、五六九	〇・七	三、四三七	〇・五	七、三〇七	一・二
靴足袋	二、四七一	〇・五	一、四〇五	〇・四	三、七〇九	〇・六	七、二二六	一・二
ゴム靴	—	—	—	—	三、一一五	〇・五	六、八九六	一・二
地氈	三、〇六七	〇・六	四、二三六	一・二	四、四九一	〇・七	五、八三九	〇・九
ラッグラッグ	—	—	—	—	二、一〇九	〇・三	三、八六三	〇・七
野草莚（由多加織）	二、六四八	〇・五	三、四三七	一・〇	一、三二九	〇・二	一、〇七七	〇・二
緞通	三四二	少	三四四	〇・一	六一	少	三二	少

機械類	四、二五一	〇・八	一、六一〇	〇・五	三、一五三	〇・五	五、一〇八	〇・八
電氣機械	一、四一〇	〇・三	四六三	〇・一	七二六	〇・一	五八〇	〇・一
紡績機及織布機	六九二	〇・一	五五九	〇・二	二八四	少	三〇五	少
綿タオル	一、九六七	〇・四	一、八四七	〇・五	三、〇六六	〇・五	四、九〇七	〇・八
ゴムタイヤー	四、〇三七	〇・七	三、八四五	一・一	五、四八六	〇・九	四、六〇一	〇・七
硝子及同製品	五、六二八	一・〇	三、〇一四	〇・八	四、〇〇一	〇・六	四、五三一	〇・七
貝釦	六、二八四	一・二	五、四五五	一・五	四、七九八	〇・八	四、四一〇	〇・七
紙類	六、〇〇一	一・一	四、六一五	一・三	一〇、二四八	一・六	四、三〇六	〇・七
印刷料紙	一、〇六六	〇・二	一、六三三	〇・五	五、五一八	〇・九	一、四一八	〇・二
板紙	二、〇二三	〇・四	七四五	〇・三	九二八	〇・一	五〇三	〇・一
ブラッシュ	六、三六九	一・二	六、六三八	一・九	三、〇六四	〇・五	三、六二二	〇・六
齒用	四、五九八	〇・九	四、六五八	一・三	一、九一七	〇・三	二、四九〇	〇・四
髮用	九八八	〇・二	一、一九三	〇・三	三四八	〇・一	三〇八	少
燐寸	三三、二七八	四・三	九、九一九	二・八	五、一〇六	〇・八	三、一七二	〇・五
綿ブランケット	二、五三三	〇・五	一、九七五	〇・六	二、二八二	〇・四	三、〇一八	〇・五
陶磁器	八、二〇八	一・五	四、六四一	一・三	四、三三七	〇・七	二、八九七	〇・四

ランプ及部分品	二、六六〇	〇・五	一、〇〇五	〇・三	一、九六四	〇・三	二、四三八	〇・四
木製品(家具ヲ除ク)	九二八	〇・二	二、九三四	〇・八	二、三五〇	〇・四	一、八一〇	〇・三
花莚	二、八四四	〇・五	一、二七六	〇・四	一、〇六一	〇・二	一、三九二	〇・二
單製	二、三八七	〇・四	九八一	〇・三	八四七	〇・一	一六〇	〇・一
羅紗及セルヂス	二六四	少	七一	少	九〇	少	一、三八一	〇・二
人造眞珠	—	—	—	—	三、三二〇	〇・五	一、二五八	〇・二
琺瑯鐵器	一、六九六	〇・三	二、九三二	〇・八	二、三九三	〇・四	一、〇九九	〇・二

二　輸入品の變動

世界大戰直後

世界大戰直後の大正八・九兩年の貿易情勢は未だ戰後の好況を續けしと、西比利亞出兵に依る軍需品の必要とは工業原料品の輸入をして大戰中を凌駕せしめ、內地紡績界の全盛は地の利を得たる神戶港の棉花輸入を激增せしめて、大正九年には四億六千萬圓を算せしのみならず、紡績機の輸入亦激增を示した。大戰中の輸入杜絕に促されて長足の進步を遂げたる我羊毛工業は、我文化の發達と軍需品關係とによりて愈〻羊毛の輸入を增加せしめ、毛絲・羅紗をも亦急激に增加せしめ、且つ

諸工業なほ一般に殷盛にして、生護謨・硝酸曹達・製絲用パルプ・アニリン染料・薬鐵・銑鐵・ニッケル塊等の工業原料品は續々輸入せられ、豆糟・硫安・木材・揮發油等の増加亦著しかりしのみならず、當時食料問題は朝野の一大問題となりしを以て、之が調節上、米・小麥・小麥粉等の輸入奬勵によりて何れも其輸入増加を來した。かくて大正九年百萬圓以上の輸入品は百種に近く、就中五百萬圓以上は三十種に及び、特に一千萬圓を超ゆるは、小麥・大豆・砂糖・硝酸曹達・硫酸アムモニア・生護謨・繰綿・羊毛・豆糟・銑鐵・鐵條竿テーアングル型・鐵板(不電鍍)・銅塊・紡績機・諸機械の十五種をも算するに至つた。而して此年の財界變動は一時輸入を減退せしめしも、幾もなくして再び漸騰の勢を呈し、割安なる輸入品の供給に努めたれば、同十年及び十一年の輸入は價額に於ては減少せしも、其實量にありては大なる減少を示さず、特に毛絲・羅紗を始めとし、棉花・麻類・生護謨・硫安・木材等は著しく増加し、支那の低廉なる鳥卵・牛肉の頓に増加せるは注意すべきである。

関東大震災後

關東大震災に依り在荷の灰燼に歸するもの多きや、大正十三年三月末日迄生活必需品幷に土木建築材料等約六十種の關税減免せられ、爲に輸入品の激増を來すと共に、横濱仕向貨物の神戸港に陸揚せらるゝもの多く、當港輸入は頓に増加した。

而して各種企業熱の冷却せるに拘らず、紡績工場の依然として盛況を續けたるがため輸入の大宗たる棉花は逐年增加し、大戰中用途激增せる麻類は戰後一時頓挫せしも、製粉業隆盛の爲に印度麻、和紙原料としてマニラ麻の需要を增加し、更に震災により橫濱よりの廻荷を加へて當港輸入は大戰中を遙かに凌駕した。逐年發達せる毛絲工業は關東各地の震災により、阪神地方は活況を來し、神戸港への羊毛輸入亦激增し、戰時中南米・南阿方面よりも輸入を見たるも、近來は濠洲物に局限せらるゝに至つた。毛絲編物細工の流行は、毛織絲の需要を激增せしめしも未だ優等品に至りては輸入を防遏するに至らず、震災後は愈、激增し、復興材料として亞鉛・鐵類・鐵板・鐵筒及管・木材・硝子板等の增加も特に著しかりしが、近年銑鐵が其集散市場の關係上大阪に壓倒されたるに反し、鐵板は急激の增加を來し、鐵類輸入の首位を占めた。化學肥料の代表にして需要先を中國・四國兩地方に有する硫安は、豆糟の高値によりて同十二年以降一層輸入を激增し、大戰前に多數なりし英國品に對し獨逸品の進出目覺しく、同十三年には全く他を壓倒するに至つた。機械類に於ては洋風服裝の一般化に依る縫衣機の增加、水力電氣事業發達に依る發電機及電動機の增加と共に、國產品の發達と工業界の不振とに依る紡績機・汽罐・金屬及木工

機械の減少等は注意すべきものである。大正十二年前後當港輸入品として新に擡頭し來りしものに葉煙草及製造煙草・果實及核子・フイッシュグアノ・原油・阿仙薬其他タンニンエキス・醋酸石灰・グリセリン・人造絹絲・寫眞用フキルム・硫酸加里・ラヂオ・自動車等あり、人造絹絲は其使用方面の擴大し、寫眞用フキルムは近時の映畫の流行により、ラヂオは新娯樂品として夫々增加を來せるものであつた。大正十四年の全輸入品は三百種を超え、就中百萬圓以上を有するもの九十種、而も五百萬圓以上二十二種にして、一千萬圓以上を占むるものは、米・小麥・砂糖・硫酸アムモニア・生護謨・繰綿・麻類・羊毛・豆糟・毛織絲・鐵板・羅紗セルヂス・諸機械の十三種である。

昭和元年乃至同六年

昭和元年より同五年一月の金解禁斷行を經て翌年十二月其再禁止に至る六箇年間の當港輸入は概して低下を續けたりと謂ふべく、其中にありて棉花は昭和二年空前の米綿の大量を輸入せしも、內地農產物の安値による綿製品の賣行不振なるに加へ、翌三年濟南事變の勃發により綿布の輸出に一頓挫を來し、原棉の消費益々減退し、其後一時挽回の兆ありしも、同五年綿業界極度の不振に陷り、殊に同六年に於ける輸入價額の激減は價額の暴落によるものであつた。近年綿布類に對する內外の嗜好の變化により加工綿布に增加せるを以て、細番手の原料たる米綿が昭

和元年以來從來の印綿と位置顚倒せるは注意すべきであつた。紡績機は昭和四年深夜業廢止に伴ふ增錘計畫に依る英國品、人絹製造發達に伴ふ獨逸品等は共に夫々輸入の增加を見た。羊毛は內地羊毛工業界の發達に伴ひ、依然として多量の輸入を續け、昭和三年トップ毛織絲の關稅引上は原毛がトップに代るに至り、毛織絲・羅紗セルヂスは關稅保護に依る國產品の增加の爲に輸入は逐年減少し、却つて輸出國と化し、支那方面への輸出漸增せんとする勢である。昭和三年前後の鐵材界の好況は銑鐵・葉鐵・ワイヤロッド鐵を始め鐵板・屑及故鐵・鐵筒及管等の輸入を增加せしも、其後の不況と國產品の漸增に依り一般に輸入は減少し、殊に鐵板は驚異的激減を來し、近年金屬中に於て重要なる地位を占め來りしアルミニウムを始め、ニッケル・亞鉛・錫・鉛等の昭和六年の輸入額概ね五十萬圓に滿たざるに至りしは、是等加工工業の中心地の大阪に在るを以て、同地に直送せらるゝ傾向を生じたるに外ならねど、神戶港輸入貿易上注目すべき變化である。又近年割安なる硫安の使用增加により從來多かりし豆糟は漸次其販路を蠶食され、硝酸曹達亦之に壓せられて、同五年以來輸入漸減した。工業藥品中重要なる曹達類は、大正年間は國產品の見るべきものなく專ら之を輸入に仰ぎしも、曹達灰は昭和四年政府の製造奬勵

金交付實施ありて內地の生産面目を改め、工業界未曾有の不振に伴ふ需要の減退と共に輸入を激減せしに、苛性曹達は昭和年間に入り綿絲布と人造絹絲の製造顯著なるに伴ひ、其輸入激增した。我護謨工業は戰後躍進的發展を遂げ、タイヤー・ゴム靴の輸出激增に伴ひ、生護謨の輸入量逐年增加し、本工業は爲に旭日昇天の觀がある。レールは昭和二三年迄に京阪神地方の鐵道敷設に一段落を告げてより輸入著しく減退した。震災前後驚異的輸入を續けし木材は其後減少し、遂に昭和四年關税改正と共に內地材の擡頭となり、また當港木材貯藏設備不完全なるを以て大阪への直送多く、爲に當港輸入をして減少せしめた。輸入食料品の大宗たる米は、近年臺鮮米の增産によりて漸く國內需要を充すに至りたれば、昭和四年以來特に其額を減ずるに至り、大正末年より小麥粉の輸出著しき爲め、小麥の輸入自ら增加し、加奈陀品は輸出小麥粉に最適として輸入の首位を占め、從て小麥粉の輸入の減少著しきものがある。砂糖は主として蘭領東印度に求めつゝあるも、臺灣糖の産額漸く增加し、爲に外糖輸入は時に消長を免れず、近年增加稍〻著しき食料品は大豆・小豆・牛肉・葉及製造煙草にして、鳥卵・コンデンスミルク等亦其輸入を減じない。

昭和七八年

昭和七八年の輸入價額の增加し、數量の却つて減少せるは昭和六年十二月の金

輸出再禁止の圓價崩落を招けるによるものにして、此間外米の輸入は一時多額に上りしも、今や少量の碎米を暹羅•米國より輸入するに過ぎず、小麥粉の輸出增加の割合に小麥の輸入比較的少きは、昭和七年の關稅改正と、翌八年の政府の小麥增産計畫とに依るものにして、內需內麥の時代又遠きにあらずと稱せられる。砂糖は臺灣糖の昭和八年自給自足より進みて輸出を爲すに至りしと、輸出の減退とにより其輸入を減少せしめ、鳥卵•葉煙草•コンデンスミルク等食料品の何れも五十萬圓以下となれるは概ね國産の增加に依るものと知るべく、輸入の大宗たる棉花は、昭和七年金輸再禁止直後の爲替安を見越せる思惑輸入と、上海事變による同地紡績工場閉鎖を豫想せる綿業界の好轉と、輸出綿絲布の躍進に基きて近年稀有なる輸入增加を來し、翌八年數量稍、減じ價額却つて增加したるは、印度政府の日印通商條約の破棄と關稅引上を發表せるが爲め、高價なる米綿が棉花輸入界を獨占したるに外ならぬ。我毛織工業の駸々たる發達は必然的に毛織絲•羅紗の輸入を減少せしめて羊毛を增加せるも、當港輸入羊毛の增加顯著ならざるは其工場の所在地關係より大阪•名古屋等への直送品增加の結果と見るべく、本邦護謨工業の盛況は生護謨の輸入を激增せしめ、殊に當港には燐寸製造工業の衰運に反して各種ゴム製

造工場の增加を來し、其數今や百に垂んとし、爲に當港への輸入は全國の六十％を占め、昭和八年の輸入量は大正八年に比し實に六倍に達するに至つた。昭和六年の滿洲事變は我國軍需工業を刺戟して鐵類の輸入を著しく增加せしも、其消費地の關係上大阪直送品增加し、また近時我工業の發達に伴ひ、屑及故鐵を輸入し、盛に之を改造するに至りしと、他面國產品の增產顯著にして、ワイヤロッド鐵・條竿鐵・鐵板等の輸入は却つて著しく減退した。製紙用パルプは大體自給自足の域に達せしが、製紙業の隆盛に伴ひ加奈陀よりの輸入激增し、殊に金再禁止後の人絹界未曾有の活況はこゝに諾威產人絹用パルプの輸入に驚くべき增加を來すに至つた。我硫安工業は金再禁止を一轉機として長足の進步を遂げ、輸入は著しく壓迫せられて今や自給自足の域に達し、從て硝酸曹達・豆糟の輸入も亦昔日の俤を沒した。機業界の活況はアニリン染料の輸入を誘發せしも、大正九年以來數度の關稅保護は輸入制限と相俟ちて國內染料の發達を促進し、爲に其壓迫を免れしめ、麻類は我纖維工業の發展と軍需工業の繁忙とに依り輸入の增加著しく、革類は國民生活の向上に伴ひ需要を增加せるも、內地皮革工業の進步と共に、靴底革・羊革・染着色革等の輸入は減少し、牛皮及水牛皮等の製革原料にのみ增加を來し、昭和八年の其輸入

増加は空前とせられた。硝子板は其薄板の大正末年より漸次輸入を減せらるゝのみならず、今や自給自足より進みて東洋に於ける硝子製造の覇權を握るに至り、重要輸出品の一となり、其厚板のみは長く輸入を絶たざりしも、昭和七年關稅の改正もありて、著しく減少を示せるは注意すべきである。かくて昭和八年に於ける全輸入品目は三百五十種を超えしも、其中百萬圓以上のものは五十三種、五百萬圓以上は十五種を占め、一千萬圓を超えしは生護謨・繰綿・麻類・羊毛・製紙用パルプ・諸機械の六種となつた。

最重要輸入品上より見たる神戸大阪兩港の比較

神戸・大阪兩港輸入に於ける最重要品は繰綿・羊毛・生護謨にして、其輸入價額の比較をすれば左の如くである。

年次	繰綿 神戸 價額（千圓）	繰綿 神戸 全國ニ對スル割合（%）	繰綿 大阪 價額（千圓）	繰綿 大阪 全國ニ對スル割合（%）	羊毛 神戸 價額（千圓）	羊毛 神戸 全國ニ對スル割合（%）	羊毛 大阪 價額（千圓）	羊毛 大阪 全國ニ對スル割合（%）	生護謨 神戸 價額（千圓）	生護謨 神戸 全國ニ對スル割合（%）	生護謨 大阪 價額（千圓）	生護謨 大阪 全國ニ對スル割合（%）
大正七年	三一三、九二七	六二	三九、九〇六	八	三三、四四〇	五六	四六三	一	八、二二九	六三	五一	少
同　十年	三一七、三四八	七三	二〇、七〇五	五	一三、八五七	四三	六二	少	一〇、九三九	七〇	一六	少
同　十三年	四二三、四五二	七〇	七八、一八三	一三	五二、三三八	五九	七、〇七四	八	一六、七八七	七二	二三七	一
昭和二年	四五四、八八四	七三	五七、八六二	九	三一、八三一	三一	二三、四九九	二三	二五、八二〇	七五	七二三	二

昭和五年	二三九、〇三五	六六	六六、二九四	一八	二四、〇一五	三三	六、〇四五	八	一二、四八六	七〇	一、〇三五	一
同　八年	三三六、八三九	五六	一九一、四八八	三二	二八、三三一	一七	二九、三七三	一八	一八、四〇三	六二	一、一八六	四

繰綿　右表に據り輸入の大宗たる繰綿を見るに、其輸入設備及取扱等に關しては神戸は優に大阪を凌ぐものあるも、近年大阪港の設備の改善に見るべきものあり、加之紡績工場の分布は大阪稅關管內に屬するもの、神戸に比して遙かに多く、又實際の本品取引は大阪に於て行はれ、取引業者たる繰綿商及び綿絲紡績業者は大阪港發展の爲め極力同港輸入の態度を採り、又船會社及び倉庫業者も同港發展に協力を惜まざるを以て、將來大阪は當港の競爭港として益〻威力を發揮するに至るべく、此期間に於ても神戸の增加率殆ど停止せるに拘らず、大阪の五倍に近きは之を證するものである。

羊毛　羊毛は我毛織工業の駸々たる發達に伴ひ毛織物の輸入は激減せるも、原毛激增せしを以て、大阪は同一期間に實に六十三倍の多きに達せるに反し、神戸の昭和年間に入り却つて著しく減少せるは、神戸背域の毛織工業の發達の遲遲たるものあるに由ると見るべきである。

生護謨　生護謨は神戸殆ど之を獨占する、これ當港附近には多數の護謨工場散在し、有力なる護謨貿易商の活躍によりて原料を

輸入し、或は製品の輸出にも、生産費を遞減する上に於て當港よりするを利便とするに外ならぬ。

輸入概觀

過去十五年間の神戸港輸入品の變遷を概觀するに、明治中期以來內地紡績業の發達に伴ふ繰綿の輸入增加により、逐年少數輸入品偏重の傾向を强め來りしが、此期間に於ても同じく此傾向を辿り、更に羊毛・生護謨・機械類等の輸入增加せらるゝありて愈〻偏重の傾向を深めしも、輸出品の場合に於けるが如く急激ならざるを知るものがある。即ち大正七年には繰綿は四十%にて群を拔き、之に次ぐものは遙かに低率にして、鐵板の五・七%、條竿鐵の五・三%、羊毛の四・三%に過ぎず、米・豆糟・機械類・銑鐵・麻類・鉛塊・豆類の如きは僅かに四%乃至一%なりしが、同十二年に至り、繰綿は三十五・五%に減せしが、機械類は六%、毛織絲五・九%、羊毛五%に增加し、四%乃至一%を占むるもの約十一種となりて、偏重的傾向稍〻弱められた。然るに昭和三年には再び偏重性を復し、機械類は四・七%、毛織絲は三・三%、羊毛は三・二%となりて各減少を示せしも、繰綿は四十三・一%、生護謨は二・三%に夫々增加し、更に同八年に至りて愈〻偏重を示し、繰綿は五十二・五%に上り、實に當港輸出入品中空前の記錄を作り、之に次ぐ羊毛四・四%、機械類三・七%、パルプ三・一%、生護謨二・九%を示し、機械類を

除けば其増加著大にして、豆類・麻類・アニリン染料・屑及故鐵・銑鐵・豆糟の六種は二%乃至一%を占め、以上十二種目の占むる割合は合計七十五・四%に及んでゐる。之に依れば神戸港輸入品の動向は一に繰綿によりて指示せられ、更に近年は羊毛・生護謨・パルプの盛衰にも左右せらるゝこととなり、漸次是等少數品偏重の傾向を强め、殊に昭和八年には顯著なるものがあつた。これ全く綿織物・人絹織物・ゴム製品を主とする輸出品の激増と、毛織物の内地需要漸増に因る原料品の輸入増加に由るものにして、當港背域の工業の發達を證するものなれど、所謂重工業の原料たる鐵類其他の著しき減少の原因は、最近に於ける大阪港の發達と關聯して之を探求すべきである。

神戸港輸入重要品價額表　（表中「少」は割合〇・一%以下なるを示す）

神戸港輸入重要品價額表

品別	大正七年 價額	大正七年 輸入總額ニ對スル割合	同十二年 價額	同十二年 輸入總額ニ對スル割合	昭和三年 價額	昭和三年 輸入總額ニ對スル割合	同八年 價額	同八年 輸入總額ニ對スル割合
食料品								
豆類	七、二七四千圓	一・〇%	九、七八二千圓	一・〇%	一五、六四六千圓	一・六%	一一、四二七千圓	一・六%

大豆	二、八二三	〇・四	三、七二八	〇・四	七、九〇九	〇・九	六、九七三	一・一
小豆	一、六五六	〇・二	一、七〇一	〇・二	三、四一〇	〇・四	二、二五八	〇・四
小麥	六、九一七	〇・九	一三、五八一	一・二	一一、三八三	一・三	五、九四六	〇・九
砂糖	六、三七七	〇・八	六、八六五	〇・七	一一、九六四	一・四	四、五四二	〇・七
葉煙草	六一二	〇・一	二、九〇六	〇・三	四、一三七	〇・五	四、三二四	〇・七
米	三〇、三五三	三・九	一六、四一八	一・六	一三、四五六	一・四	三、五五九	〇・六
牛肉（生）	―	―	三、九〇四	〇・四	二、八三七	〇・三	二、八八一	〇・四
コンデンスミルク	五七七	〇・一	四、七六四	〇・五	一、八九三	〇・二	三九四	〇・一
製造煙草	―	―	一、九六五	〇・二	二、二三九	〇・三	三三〇	少
小麥粉	七八七	〇・一	一、〇〇〇	少	一六六	少	一〇	少
鳥卵	八二一	〇・一	八、二〇五	〇・八	四、二五二	〇・五	六	少
原料品								
繰綿	三一三、九二七	四〇・〇	三五八、一一〇	三五・五	三七八、四七九	四三・一	三三六、八三九	五二・五
羊毛	三三、四四〇	四・三	五〇、五四九	五・〇	二八、四九四	三・二	二八、三三一	四・四
生護謨	八、二二九	一・〇	一五、〇二二	一・五	二〇、〇二三	二・三	一八、四〇三	二・九
麻類	一〇、九九七	一・四	七、七八一	〇・八	一三、五二五	一・五	一〇、五二三	一・六

豆糟	二八、〇一三	三・六	二〇、六九〇	二・一	一二、三一四	一・四	六、四三二	一・〇
硫酸アンモニア	二七七	少	一五、一九六	一・五	一五、七六七	一・八	五、二四六	〇・八
牛皮及水牛皮	一、三三七	〇・二	一、五四六	〇・二	二、二二八	〇・三	四、六九九	〇・七
原油	—	—	一四七	少	三、六三六	〇・四	三、一八八	〇・五
石炭	八	少	一、五八九	〇・二	三、六三〇	〇・四	三、〇一九	〇・五
燐鑛石	八八	少	一、〇三八	〇・一	一、八五九	〇・二	二、三七八	〇・四
パインファー及シダー	九八五	〇・一	一五、九九六	一・六	五、六六四	〇・六	一、二七一	〇・二
硝酸曹達	六、二二六	〇・八	五、一一三	〇・五	二、五二七	〇・三	一、二六二	〇・二
漆	八九〇	〇・一	一、三三三	〇・一	一、九一七	〇・二	一、〇三六	〇・二
貝殼	二、六三五	〇・三	一、〇三八	〇・一	一、五一四	〇・二	八〇〇	〇・一
麩及糠	七三七	〇・一	二、五六一	〇・三	三、二三三	〇・四	五七〇	〇・一
原料用製品								
製紙用パルプ	四、一七九	〇・五	三、九二八	〇・四	七、六三六	〇・九	一九、九四七	三・一
アニリン染料	五、六一三	〇・七	八、六二三	〇・九	七、七八六	〇・九	七、四六一	一・二
屑及故鐵	六、〇九八	〇・八	六二六	〇・一	一、八三〇	〇・二	七、一二四	一・一
銑鐵	一九、九〇七	二・五	九、九四四	〇・六	三、九二三	〇・四	六、五七九	一・〇

ニッケル塊	七五八	〇・一	三九一	少	一、二二五	〇・一	四、五九四	〇・七
革類	一、三〇六	〇・二	五、二四四	〇・五	五、九五五	〇・七	二、九六八	〇・五
寫眞用フヰルム	八五	少	一、四八一	〇・一	二、三三三	〇・三	二、七九四	〇・四
毛織絲	八九	少	五九、六六六	五・九	二九、一三〇	三・三	二、一七四	〇・三
葉鐵	二、七五一	〇・四	七、四六五	〇・八	五、一五六	〇・六	二、〇七〇	〇・三
鹽化加里	六四	少	—	—	五四三	〇・一	一、八二七	〇・三
鐵（條竿テーアングル型）	四一、六六八	五・三	一〇、四八八	一・〇	三、二八五	〇・四	一、七〇三	〇・三
硫酸加里	五七二	少	三〇一	少	一、三四八	〇・二	一、四七二	〇・二
鐵板（非電鍍）	四四、六三五	五・七	二五、三八六	二・五	一三、六九四	一・六	一、一九四	〇・二
植物性揮發油	一、四七四	〇・二	一、八六九	〇・二	一、〇五八	〇・一	一、一三五	〇・二
鐵ワイヤロッド	三、三〇二	〇・四	四、九二九	〇・五	九、〇八八	一・〇	六五九	〇・一
鑛油（機械用油）	一、二三八	〇・二	二、九四四	〇・三	一、五三一	〇・二	三九四	〇・一
曹達灰	五、七七六	〇・七	二、四二〇	〇・二	一、〇四八	〇・一	三四三	〇・一
鐵筒及管	六、二四〇	〇・八	二、九五五	〇・三	二、七〇九	〇・三	二八九	少
鉛塊	八、〇二三	一・〇	六、八四六	〇・七	二、四二五	〇・三	二五三	少
亞鉛塊	五一〇	〇・一	四、七九五	〇・五	二、一四六	〇・二	九五	少

錫塊	五、〇九三	〇・六	三、〇六一	〇・三	一、五四七	〇・二	九三	少
苛性曹達	一、一四〇	〇・一	一、八五六	〇・二	六、一七五	〇・七	七一	少
アルミニウム塊	一、〇〇七	〇・一	一、七五三	〇・二	四、一八五	〇・五	四二	少
人造藍	少	少	二、八三四	〇・三	一、二九二	〇・一	二七	少
揮發油	五九	少	二、九三七	〇・三	四、〇七五	〇・五	二〇	少
鐵線（電鍍）	四、一四二	〇・五	三、七四一	〇・四	八〇二	〇・一	一八	少
全製品								
機械類	二四、一〇九	三・一	六〇、六四八	六・〇	四〇、八八九	四・七	二三、八八七	三・七
金屬工及木工機械	二、五二二	〇・三	二、〇七九	〇・二	一、五四八	〇・二	五、四二一	〇・八
紡績機	四、二〇九	〇・五	一六、四一七	一・六	八、五五四	一・〇	一、八八八	〇・三
石油	一、三八三	〇・二	二、二八〇	〇・二	七八四	〇・一	七、一一五（燈油ヲ含ム）	一・一
羅紗及セルヂス	四、〇四七	〇・五	二七、三六三	二・七	一五、〇〇四	一・七	三、二四〇	〇・五
紙類	三、二四六	〇・四	九、七五三	一・〇	五、八七五	〇・七	二、四二〇	〇・四
包装用紙	八八四	〇・一	二、七二七	〇・三	一、二二二	〇・一	四六六	〇・一
印刷料紙	一、〇二二	〇・一	三、九四一	〇・四	一、二七二	〇・一	四六〇	〇・一
硝子板	八〇六	〇・一	五、一七四	〇・五	四、六七〇	〇・五	二八二	少

厚板	七三五	〇・一	二、六九六	〇・三	二、二七六	〇・三	九二	少
薄板	三五	少	二、四七八	〇・二	三八九	少	二九	少

三 加工別的考察

神戸港對外貿易の質的方面卽ち貿易品の加工別的考察は、貿易の上に反映せる當港附近の生產部門の槪勢を知ると同時に、當港貿易發展の方向を窺知し得べく、而して之を觀察するに當り、貿易品を分類して、食料品・原料品・原料用製品・全製品・雜品の五種とし、其間の推移を見るを便とする。卽ち先づ此加工別に依り大正七年以來當港に於ける貿易價額及貿易額增進率幷に全輸出入額に對する割合を表示すれば左の如くである。

貿易品加工別表

一、神戸港外國貿易品加工別價額表

加工別		大正七年	同 十年	同十三年	昭和二年	同 五年	同 八年
食料品	輸出	千圓 七六、六五四	千圓 二五、五〇五	千圓 三六、七二七	千圓 四四、六二二	千圓 三九、一八二	千圓 三五、一三二
	輸入	五七、四〇七	五九、六八四	二一、一六九	八五、四六八	四九、一一三	三七、七九九

原料品	輸出	二五、九二八	一〇、八二一	四五、一九七	七三、五六八	一九、四三六	二六、八六七
	輸入	四五五、八四三	四一八、二八〇	五九七、七七〇	六〇四、〇〇六	三四六、一八四	四五四、八一五
原料用製品	輸出	一七六、四七七	四八、三七九	一四九、一二五	一九四、九六二	一五四、二七三	一五五、〇五六
	輸入	二〇七、四五六	一五九、四四八	二四二、〇六五	一五二、八八八	八三、四〇二	九二、一七一
全製品	輸出	二四九、四六六	一三八、六五四	三四一、〇五一	三八三、八五一	二八〇、五四八	四一二、一三二
	輸入	六〇、七六七	一三六、九四五	三三一、八七七	一三一、二五三	八二、八六七	五四、四六九
雜品	輸出	一〇、八二三	五、七九六	八、一九二	八、七二六	六、八一〇	五、七四二
	輸入	二、八三五	三、八五四	四、一五八	二、五七七	一、五九八	九一八
再輸出入品	輸出	—	—	—	—	三、九二四	一五、六二一
	輸入	—	—	—	—	四八四	九五〇
合計	輸出	五三九、三五〇	二三九、一四四	五八〇、二九四	七〇五、七三〇	五三三、一七二	六五〇、五三九
	輸入	七八四、三一〇	七六八、二〇九	一、一七七、〇三九	九六六、一九二	五六三、六四九	六四一、一三三

加工品價額增加表

二、神戸港外國貿易品加工別價額增加表

加工別		增進率						全輸出入額ニ對スル割合					
		大正七年	同　十年	同十三年	昭和二年	同　五年	同　八年	大正七年	同　十年	同十三年	昭和二年	同　五年	同　八年
食料品	輸出	一・〇〇	〇・三三	〇・四八	〇・五八	〇・五一	〇・四六	一四・二%	一一・一%	六・三%	六・三%	七・五%	五・四%
	輸入	一・〇〇	一・〇四	一・九四	一・四九	〇・八六	〇・六六	七・三	七・八	九・五	八・九	八・七	五・九

原料品 輸出	原料品 輸入	原料用製品 輸出	原料用製品 輸入	全製品 輸出	全製品 輸入	雑品 輸出	雑品 輸入	再輸出入品 輸出	再輸出入品 輸入
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	—	—
〇・四〇	〇・九二	〇・二七	〇・七七	〇・五六	二・〇九	〇・五四	一・二六	—	—
一・七四	一・三一	〇・八四	一・一七	一・三七	三・六五	〇・七六	一・四七	—	—
二・八四	一・三三	一・一〇	〇・七四	一・五四	二・〇〇	〇・八一	〇・九五	—	—
〇・七五	〇・七六	〇・八七	〇・四〇	一・一二	一・四三	〇・六四	〇・五六	一・〇〇	一・〇〇
一・〇四	一・〇〇	〇・八八	〇・四四	一・六五	〇・九〇	〇・五二	〇・三二	〇・六八	一・九六
四・八	五八・一	三二・七	二六・四	四六・二	七・七	二・一	〇・五	—	—
四・八	五四・四	二一・一	二〇・八	六〇・五	一六・五	二・五	〇・五	—	—
七・八	五〇・八	二五・七	二〇・五	五八・八	一八・九	一・四	〇・三	—	—
一〇・四	六二・五	二七・七	一五・八	五四・四	一三・五	一・三	〇・三	—	—
三・八	六一・四	二九・五	一四・八	五三・六	一四・七	一・二	〇・三	四・四	〇・一
四・一	七一・一	二三・八	一四・四	六三・四	八・四	〇・九	〇・一	二・四	〇・一

輸出

右の表により、先づ輸出の推移を窺ふに、第一に食料品は此期間には減少著しく、大正七年を標準とせば、關東震災後の同十三年に於てさへ四十八%に過ぎず、昭和八年は四十六%に下り、從て其全輸出額に對する割合も、同一期間に十四%より五%となりしが、唯製造品の粗製品より減少率の小なりしは注意すべきであつた。

次に原料品は昭和二年には大正七年の二・八倍となり、爾後漸減せしも、昭和八年には一・〇四倍となり、其輸出全額に對する割合は四・八%より四・一%に減少した。要

するに食料品•原料品の如き天産物の地位は、本港輸出上に於ては重要ならずして漸次低下の傾向に在りと謂へる。然るに之と趣を異にする加工品中先づ原料用製品にありては、戰後反動來の大正十年に不振を極めし外は漸次増加し、殊に震災後は當港より新に生絲の輸出開始を見るや一層増加率を高め、金解禁前の昭和四年の如き大正七年の一•三七倍に達し、昭和八年には稍〻減じて八十八%となれるも、尙大正八年の一•三四倍に及んでゐる。されど綿織絲の底止するなき減少は、原料用製品輸出に一抹の不安を與へ、之が輸出總額に對する割合も大正七年の三十三%より昭和八年の二十四%に減少した。次に全製品に至りては偉大なる發展を遂げしが、これ本邦貿易の趨勢と揆を一にするものなるも、また神戸背域の諸工業の發展を證するものにして、其増加率を見るも、昭和八年は大正七年の一•六五倍に達し、其全輸出額に對する割合も四十六%より六十三%に激増を示してゐる。

輸　入

轉じて輸入を見るに、先づ食料品は時に増減あるも近年は概して漸減の傾向を示し、昭和八年は大正七年の六十六%に過ぎず、これ其輸入の大宗たりし外米が、近年臺鮮米の増産に依りて支へられたるに由るのである。原料品は大正末年迄漸次増加の傾向にありしが、爾後次第に減少し、昭和八年には稍〻増加せしも尙漸く大

正七年に比肩し得るに過ぎざりしが、其輸入全額に對する割合に至りては、此期間に於て五十八%より七十一%となり、其驚くべき躍進は他の追隨を許さゞりしが、是輸出全製品の驚異的躍進と相對應するものにして、又以て神戸港背域の工業の顯著なる發達を證するものである。原料用製品は大正年間は稍〻增加せしが、其後の減少著しく、昭和八年には大正七年の四十四%を占めて輸入の第二位に在りしが、全輸入額に對しては十四%を占むるに過ぎぬ。然るに從來非常なる勢を以て其率を減じつゝありし全製品は、大正年間增加著しく、大正十三年には同七年の三・六五倍に達し、爾後稍〻減退して、昭和八年には大正七年の九十%となり、全輸入額に對する割合また之と揆を一にし、大正十三年の十九%は昭和八年には八%となつた。是內地諸工業の發展による機械類の輸入增加によるものなれども、而も其輸入は多年且つ過多なりと謂ふべきであつた。

各加工別輸出入品變遷の概觀

元來全製品の輸出港、原料品の輸入港たりし神戸港の此傾向は、本期間に於て益〻强化せられたれど、輸入原料品の輸出全製品に比して增加顯著ならざりしは、直接消費地たる大阪へ輸送せらるゝに至りしこと其主因なりと謂ふべく、こゝに從來神戸港貿易に於て輸入原料品の占めたりし壓倒的地位に動搖を來し、由つて以て

當港貿易の特質に一大變轉機を劃せんとせるを察すべく、昭和八年の輸出超過の如き亦之を證するものに外ならぬ。

我國貿易の總量上より觀たる神戸貿易品の地位

此の如き神戸港貿易の變化は、本邦貿易總量に對する當港貿易品の地位を觀察すれば一層明瞭に知り得るのである。即ち大正八年より昭和八年に至る十五箇年間を概觀するに、先づ輸出に於て全國に對する割合の增加せるは、原料品・原料用製品・全製品の三種にして、殊に生絲輸出開始による原料用製品の增加著しかりしが、昭和八年の全製品の全國に對し四十%を占むるに至れるは、當港輸出貿易上意を強くするに足るべく、食料品は粗製品の大正年間增加せる外は一般に其地位を低下した。轉じて輸入は全國に對する割合の增加せるものあるなく、唯原料用製品及び全製品が大正末年迄增加したるを特記すべきのみ。嘗て當港輸入の中心にして、而も現在も拔群の地位にある原料品の大正七年全國の五十三%より昭和八年の三十九%となれるは、驚異的減少なりと謂ふべく、當港の生命を脅すものとして注意に値する。惟ふに諸工業の我國各地に起り、船腹の過剩より容易に直接消費地に輸送せらるゝあり、殊に從來當港荷揚品の過半數を消費せる大阪へ直送するものゝ激增せしこと其主因に數ふべきである。昭和八年當港貿易額は全國

の首位を占め、輸出の、全國に對する割合は三十五％なるに對し、輸入の三十三％に過ぎざりしは、輸入偏重港たりし當港にとりて驚くべき變化と云ふべきである。

全國外國貿易品加工別價額に對する神戸の割合表

加工別		大正八年 全國價額	大正八年 神戸價額	大正八年 全國ニ對スル割合	同十三年 全國價額	同十三年 神戸價額	同十三年 全國ニ對スル割合	昭和四年 全國價額	昭和四年 神戸價額	昭和四年 全國ニ對スル割合	同八年 全國價額	同八年 神戸價額	同八年 全國ニ對スル割合
		千圓	千圓	%	千圓	千圓	%	千圓	千圓	%	千圓	千圓	%
食料品	輸出	一四九,六六二	五一,五九四	三四	一一三,三〇一	三六,七二七	三二	一六〇,一一八	四三,三三八	二七	一五七,九八八	三五,一三一	二二
	輸入	三五一,三二三	一〇五,一三二	三〇	三四八,〇八一	一一一,一六九	三二	二七一,一五六	六三,七八五	二四	一七三,一八五	三七,七九九	二二
	合計	五〇〇,九八五	一五六,七二六	三一	四六一,三八二	一四七,八九六	三二	四三一,二七四	一〇七,一二三	二五	三三一,一七三	七二,九三〇	二二
原料品	輸出	一〇九,二七〇	二五,八四二	二四	一〇四,七九五	四五,一九七	四三	九〇,一七〇	三〇,二六二	三四	七四,四八一	二六,八六七	三六
	輸入	一,〇九三,七五四	五八七,九八二	五四	一,一六六,三〇一	五九七,七七〇	五一	一,三二三,九一七	五五九,三七九	五六	一,一八一,一四六	四五四,八一五	三九
	合計	一,二〇三,〇二四	六一三,八二四	五一	一,二七一,二九六	六四二,九六七	五一	一,四一四,〇八七	五八九,六四一	四五	一,二五五,六二七	四八一,六八三	三八
原料用製品	輸出	九〇六,一三一	一一六,〇五九	一三	八六二,三三五	一四九,一三五	一七	九一二,六一四	二四二,二九六	二七	五五七,七七〇	一五五,〇〇六	二八
	輸入	四五一,三八七	二二七,三一〇	五〇	四五二,二六八	二四二,〇六五	五四	三五五,六〇〇	一三五,七二七	三八	三二八,八〇七	九二,一七一	二八
	合計	一,三五七,五一八	三四三,三六九	二五	一,三一四,四九三	三九一,一九〇	三〇	一,二六八,二一四	三七八,〇二三	三〇	八八六,五七七	二四七,一七七	二八
全製品	輸出	九〇一,四二四	二三六,二六八	三〇	七〇五,三七一	三四一,〇五一	四八	九三七,三〇七	三四四,五五五	三七	一,〇三一,五七六	四一二,一三三	四〇
	輸入	二六一,一六一	九一,〇九四	三五	四七一,八五八	二二一,八七七	四七	三四六,三八四	一二〇,三一一	三五	二一〇,七八三	五四,四六九	二五
	合計	一,一六二,五八五	三二七,三六二	二八	一,一七七,二二九	五六二,九二八	四八	一,二八三,六九一	四六四,八六六	三六	一,二五二,三五九	四六六,六〇一	三七

雑品 輸出	三二,三八七	一三,四八七	四二	二一,三四三	八,一九二	三八	四八,四一〇	八,八九九	一八	三九,二三一	五,七四二	一五
輸入	一五,八三五	三,六二四	七七	一四,六九四	四,一五八	二八	一九,一八三	二,四七六	一三	一三三,三〇〇	九一八	一
合計	四八,二二二	一七,一一一	三五	三六,〇三七	一二,三五〇	三四	六七,五九三	一一,三七五	一七	一七二,五三一	六,六六〇	四

各加工別内に於ける輸出品の變遷

食料品

神戸港の總貿易に對する各輸出入品の關係は以上の如くなるが、更に輸出入商品の加工別につき、各商品増進の割合及び其全國同品の貿易に對し占むる地位を觀察するに、先づ輸出に於て食料品は最近十五箇年間に於て其總額半減するに至り、各商品亦何れも減少せしが、唯從來輸入を續けし小麥粉のみは、我製粉事業の進歩に伴ひて大正十四年以來逆に支那・南洋各地へ輸出せられ、また滿洲國樹立以來同國への輸出の急増せるは注意すべきであつた。食料品の大宗たる精糖は、昭和四年前後主要消費地たる支那に於て勁敵香港糖を驅逐して其輸出を激増せしめしも、瓜哇糖の進出と日支關係の紛糾とによりて一頓挫を來し、近年に至り滿洲國への輸出増加は全般的に活況を呈せんとするに至つた。海産物は罐詰食物の増加と鯣の一時的増加を見たる外は一般に不振なるを免れず、各地地酒釀造の勃興に依り一時減退せる清酒は、近年麥酒と共に滿洲國へ進出増加を見た。是等諸食料品中全國との對比に於て其過半數を占むるは寒天・清酒・鯣・椎蕈等にして、特に寒

天は全く獨占的地位を占めて輸出額逐年增加の傾向にある。

原料品

原料品は增加著しく、何れも新商品の進出に負ふところ大なるものがある。屑綿及屑綿絲は大戰後米國諸工業稀有の發展に伴ひ、機械掃除用としての本品消化力激增せしも、昭和三年以來本品の代りに襤褸の輸出激增せると、支那紡織界よりの輸出增加とに依りて多少打擊を蒙り、從來驅蟲劑としての亞比酸使用區域に侵入せし除蟲菊は、農業の進歩に伴ひ本品の使用益〻增加し、輸出逐年增進を見るのみならず、以上三種の輸出は殆ど當港の獨占にかゝり、共に米國を主消費地としてゐる。震災後橫濱に代りて輸出增加を見たる絹屑物は、其後同港の恢復と、我國絹紡會社の內地使用增加との爲に當港より影を沒し、木材及板類は逐年減少の傾向にある。

原料用製品

原料用製品は大正年間は一般に增加し、其後は概ね減退を續けたれど、唯震災後

生絲

新輸出品となれる生絲に償はれて、全體的には寧ろ增進の情勢を示し、此中生絲は當港に於ける生絲檢查設備と金融機關の完備とに伴ひて逐年增加し、昭和四年には二億圓を突破せしが、其後米國經濟界の不況と新に勃興せる我が人絹織物及加工綿布の市場進出とにより、其進路痛く阻止せらるゝに至つた。而して生絲は大

正十三年乃至昭和八年に於て九十六倍に增加せるも、其全國に對する比率は三十%內外に過ぎず、之を橫濱の約七十%なるに比すれば遠く及ばざるを知る。蓋し神戸港の將來努力を要するものなりと謂ふべきであらう。今兩港の生絲輸出狀況を表示すれば左の如くである。（玉絲併算）

神戸橫濱兩港生絲輸出額比較表

年次	全國	神戸 價額	神戸 全國ニ對スル神戸ノ割合	橫濱 價額	橫濱 全國ニ對スル橫濱ノ割合
大正十三年	千圓 六八五、三六六	千圓 八八、四六七	% 一三	千圓 五九六、八五九	% 八七
昭和二年	七四二、二六六	一五七、五八九	二一	五八四、六七七	七九
同五年	四一九、一〇七	一二六、四八九	三〇	四一九、一〇七	七〇
同八年	三九〇、九〇一	一一六、二一〇	三〇	二七四、六九一	七〇

綿織絲其他

綿織絲は大戰後主要消費地たりし支那紡績界の發達と、之が製造工場の關係上大阪港よりの積出大いに增加し、當港輸出品中減少の著しき、其比を見ざるは注意すべく、從來當港が獨占又は過半數を輸出せる菜子油・薄荷油・鯨油及魚油・木臘・樟腦・薄荷腦・製帽用眞田・燐寸軸木・セルロイド等は依然として其全國對比に變化なきも、其價額に至りては時に增加を見るも近年概して減少し、特に鯨油及魚油の減少せ

るに反し、硬化油としての輸出多く、製帽用眞田は變遷常なき流行の推移に支配せらるゝあると米國の關税增徵等によりて近年減少の一路をのみ辿つてゐる。

全製品

全製品に於て二倍以上の增額を見たる主要輸出品は、絹織物・綿織物・綿製浴巾・綿メリヤス肌衣・メリヤス製足袋・帽子・木製品・翫具・羅紗等にして、概ね全國の半數以上を輸出し、絹織物は震災後急增し、本期間に於て十三・八倍に及びしも、一般に本絹織物に減じ、新興の安價なる人絹織物の躍進驚くべきものあり、昭和八年前者は全國の六十一%、後者は六十五%を占めてゐる。綿織物の增加率は三・五倍に近く、常に輸出全製品の首位を占め、昭和八年には遂に生絲を凌駕して輸出の第一位となりしも、而も未だ全國の三十二%に過ぎず、而して其中生地物は大なる變化なきも、加工品の增加は著しく、殊に近年縞木綿・綾木綿・晒金巾・更紗等の輸出甚だ顯著にして、生金巾は終始王座を持してゐる。近年長足の進歩をなせる莫大小製品當港輸出は逐年增加し、また近時セルロイド工業の發展と共に翫具の生産激增し、今や米獨品を壓して全世界の覇權を掌握するに至り、護謨工業の發達はゴム靴・帆布製ゴム底靴・ゴムタイヤーの急激なる增加を來した。尙近年增加の傾向あるは綿ブランケット・印刷料紙・地氈・機械類等にして、從來當港の特殊品たりし燐寸及び貝釦の減

少は寒心に堪へざるものがある。

輸出品概觀

之を要するに、輸出品を加工別に大別して觀察するに、最近十五箇年に於て輸出額の増加せるものは、また全國に對する割合を増加し、殊に原料品・原料用製品及び全製品に於て著しきものがある。これ久しく神戸港の辿れる傾向なれど、大正十二年の關東震災を轉機として、一時當港に廻荷せられ、或は生産地との關係上遂に有利なる當港に永く仕向けらるゝものゝ、増加に依り助長せらるゝのみならず、近年工業の地方化する一般原則に從ひ、原料集得上有利なる當港背域に特殊工業の發達せるに負ふところ大なるは云ふ迄もない。卽ち左に輸出品加工別による推移を表示する。（表中「少」は割合一%以下を示す）

輸出品加工別價額增加率及對全國比率表

神戸港輸出重要品加工別價額の增加率及全國に對する神戸の割合表

加工別			食料品 小麥粉
神戸港增加率	大正七年	價額	四、七〇九千圓
		基準	一
	同十二年	價額	六、一七〇千圓
		增加率	一・三一
	昭和三年	價額	五、八〇三千圓
		增加率	一・二三
	同八年	價額	五、八八七千圓
		增加率	一・二五
全國ニ對スル神戸ノ割合	大正七年	全國價額	一一、七六五千圓
		割合	四〇%
	昭和三年	全國價額	二四、七一八千圓
		割合	二四%
	同八年	全國價額	三四、九五五千圓
		割合	一六%

精糖	七、〇七四	一	一、二七四	〇・一八	八、四五三	一・一九	五、四三九	〇・七七	二三、二五二	三〇	三八、四一五	二三	一四、九〇九	三七
罐壜詰食物	二、一三三	一	一、四六〇	〇・六二	一、三〇三	〇・六一	三、六三五	一・七〇	九、六三三	二二	二三、〇三一	六	四六、九八四	八
寒天	二、四四四	一	三、〇〇一	一・二三	三、八四九	一・五七	二、八七四	一・一八	二、九六九	八二	四、一四二	九三	三、一九九	九〇
清酒	一、三九一	一	一、九五二	一・四一	二、〇三九	一・四八	二、二七一	一・六三	二、六七六	五二	二、九二〇	七〇	二、九〇二	七八
麥酒	一、一一四	一	三〇六	〇・二七	九九四	〇・八一	二、〇〇三	一・八〇	七、六七三	一五	四、四一三	二三	七、六八四	二六
鰑	八二三	一	三、六四八	四・四三	二、〇四三	二・四八	一、五二七	一・八六	三、一四八	二六	三、二九二	六二	二、三四四	六五
椎茸	一、一〇六	一	一、二〇二	一・〇九	一、五二六	一・三八	一、〇三九	〇・九四	二、三二九	四七	一、九六四	七八	一、四九八	六九
原料品														
除蟲菊	九四二	一	二、二〇九	二・三四	六、八八一	七・三〇	五、五八七	五・九三	九八五	九六	七、四八八	九二	六、三五〇	八八
檻褸	—	—	—	—	七、五一一	一	四、五四〇	〇・六〇	—	—	八、四二六	八九	六、三二八	七二
屑綿屑及綿絲	二、二七三	一	一、九五一	〇・八六	四、一八二	一・八四	三、九六九	一・七五	二、七六七	八二	四、七五八	八八	四、一一三	九六
木材及板類	四、八九六	一	一、五七九	〇・三二	一、六七一	〇・三四	一、四八四	〇・〇三	一五、二五六	三二	一五、四四一	一一	一七、八二八	八
絹屑物	二、一七五	一	二、二三八	一・〇三	一、五四八	〇・七二	一二	〇・〇一	二七、〇一三	八	九、九三二	一六	二一七	五
原料用製品														
生絲（玉絲共）	一、二一四	一	三二、九一三	二七・一二	一八一、七五二	一四九・七二	一一六、二一〇	九五・八〇	三七〇、三三七	少	七三三、四三七	二五	三九一、一九二	三〇
薄荷腦	八〇三	一	二、九五二	三・六八	三、〇四一	三・七九	五、一〇六	六・三六	一、五四四	五二	三、九一五	九三	五、二八四	九七
製帽用眞田	五、七五二	一	六、〇五四	一・〇五	四、〇八八	〇・七〇	五、〇二七	〇・八七	一一、九六七	四八	四、七六七	八六	七、二〇四	七二
樟腦	三、五五一	一	八、八四五	二・五〇	五、三九四	一・五二	四、三五八	一・二三	三、六八六	九六	五、四四八	九九	四、四四五	九八

硬化油	—	・	—	—	一、九八五	一	二、九一〇	一・四七	—	・	二、〇一七	九八	四、九四〇	五九
綿織絲	七二、二七三	一	一九、四七四	〇・二七	三、四八四	〇・〇五	二、四〇四	〇・〇三	一五八、三〇〇	四六	二五、八九五	一一	一五、七一二	一五
セルロイド	一、六〇三	一	二一一	〇・一三	一九一	〇・一二	一、九八三	一・二四	一、六七九	九五	二五〇	七六	二、三六三	八四
薄荷油	二二一	一	八一一	三・六七	一、六四八	七・四六	一、八一三	八・二〇	五五〇	四〇	二、〇七六	七九	二、〇〇七	九〇
菜子油	六、七四五	一	三三三	〇・〇五	八三六	〇・一二	一、〇九一	〇・一六	七、一六二	九四	二、一〇五	四〇	二、二四五	四九
全製品														
綿織物	三五、一五九	一	六七、一九三	一・九二	八一、四四七	二・三二	一二一、九二三	三・四七	二三七、九一三	一五	三五二、二一八	二三	三八三、二一五	三三
生金巾及シーチング	一一、四〇三	一	三一、四一三	二・七五	二七、六七八	二・四三	一九、九九四	一・七五	八三、二四二	一四	九五、三四一	二九	七五、六九一	二六
綾木綿（細綾共）	七、六七八	一	一〇、九五五	一・四三	二二、四一九	二・九三	一七、七一六	二・三一	五二、九九九	一五	六二、三二五	三六	四八、四五九	二七
縞木綿	二、四三六	一	六、五四〇	二・六九	四、四三八	一・八二	一七、一四五	七・〇四	六、一一二	四〇	一八、一〇五	二五	三一、一六三	五五
晒金巾	一、七〇二	一	一四八	〇・〇九	一、五五四	〇・九一	一四、八四〇	八・七二	一五、〇三八	一一	二一、五八〇	十	六八、三七一	二三
更紗	八八四	一	一、〇二六	一・一六	一、三二四	一・四九	一一、六三五	一・三三	七、七四六	一一	一二、七三二	一〇	二四、四八五	四七
綿ネル	二、七四六	一	四、三七五	一・五九	二、九二六	一・〇七	六、三六六	二・三二	九、六一五	二九	一三、六六五	二一	一一、四五六	五六
綿ポプリン	—	—	八四四	一	一、〇六五	一・二六	六、三四九	七・五二	五、六五四	—	二、八二一	三八	一五、九七七	四〇
緋金巾及色金巾	二六一	一	一、七三六	六・六五	三、一〇六	一一・九〇	三、二四一	一二・四二	二、三五九	一一	九、九八五	三〇	八、八二〇	三七
小倉織	八四六	一	二、二三七	二・六四	一、八七五	二・二二	二、八九九	三・四四	四、六〇一	一八	三、四三四	五五	四、一三八	七〇
綿縮	二、〇五〇	一	二、二四五	二・一四	二、七二四	二・五九	二、六四七	二・五二	六、九三九	一五	六、八三一	三九	五、一五八	五一
綿繻子	—	・	五五六	一	二、六五二	四・七七	二、三七三	四・二五	四、二四五	—	六一、〇四二	四	三三、五七五	七

被褥布	四六三	一	一、一八一	二・五五	一、六九八	三・六七	一、五〇五	三・二五	一、二二二	三八	二、三三三	七三	二、〇九六	七二
天竺布	一、六九九	一	二、六一五	一・五四	三、六四九	二・一五	一、四二六	〇・八六	一五、三〇二	一一	八、九六一	四一	七、五〇七	一八
絹織物(人絹共)	六、四五七	一	三四、三六二	五・三二	七四、七八五	一一・五七	八九、三五一	一三・八三	一一七、五三二	五	一三四、〇五九	五六	一四〇、九二五	六三
縮緬	一、七二二	一	二、八九三	一・六八	一九、五〇九	一一・三三	二八、一六九	一六・三六	二二、二七六	八	二五、四二九	五五	四三、七一八	六四
羽二重	三、四九五	一	一六、二二五	四・六四	一八、一四八	五・一九	一六、九一一	四・八四	七〇、一七八	五	三三、〇四〇	五四	二三、一六四	七三
富士絹	—	—	七、五三一	一	二三、四六三	三・一二	一一、九〇〇	一・五八	—	—	三五、六八四	九六	一七、一七九	六九
絹繻子(綿入共)	二三〇	一	二、四〇六	一〇・五一	三、四六五	一五・一三	一一、七五九	五一・三四	五、七九九	四	六、二一五	五六	一五、〇五五	七八
ポンジー(綿入共)	一一	一	四、九〇七	四四六・〇九	四、二八七	三八九・七三	五、五八八	五〇八・〇〇	二〇〇	六	一二、六七七	三四	九、六六八	五八
綿メリヤス肌衣	一〇、二五六	一	一四、三八八	一・四〇	一七、三二九	一・六九	二一、五七〇	二・一〇	一八、六七一	五五	二七、三七九	六三	三一、一九一	六九
帽子	四、二九一	一	一、八六九	〇・四四	九、九二三	二・三三	一〇、六九二	二・四九	六、七一六	五六	一三、一九四	八二	一三、九二七	七七
帆布製護謨底靴	—	—	—	—	—	—	九、九九一	一	—	—	—	—	不明	—
氈具	三、三二一	一	二、五六九	〇・七七	三、四三七	一・〇三	七、三〇七	二・二〇	一〇、一九〇	三三	一一、〇〇一	三一	二六、三七五	二八
靴足袋	二、四七一	一	一、四〇五	〇・五七	三、七〇九	一・五〇	七、二二六	二・九二	六、六六五	三七	四、八一八	七七	九、〇八〇	八〇
護謨靴	—	—	—	—	三、一一五	一	六、八九六	二・二一	—	—	三、八八四	八〇	八、二一三	八四
地氈	三、〇六七	一	四、二二六	一・三八	四、四九一	一・四六	五、八三九	一・九〇	三、一六〇	九七	四、五一四	九九	五、九二四	九九
機械類	四、二五一	一	一、六一〇	〇・三八	三、一五三	〇・七四	五、一〇八	一・二〇	一六、〇三三	二六	一〇、六〇五	二〇	二五、八五七	二〇
硝子製品	五、六二八	一	三、〇一四	〇・五四	四、〇〇一	〇・七一	四、五三一	〇・八一	一五、二六七	二七	一三、九四二	三一	一五、三二七	二一
綿タオル	一、九六七	一	一、八四七	〇・九四	三、〇六六	一・五六	四、九〇七	二・四九	三、三五九	五九	三、三九五	九〇	六、〇四一	八一

ゴムタイヤ	四、〇三七	一	三、八四五	〇・九五	五、四八六	一・二六	四、六〇二	一・一四	四、五〇七	九〇	五、七二五	九六	八、八三九	五三
貝釦	六、二八四	一	五、四五五	〇・八九	四、七九八	〇・七六	四、四一〇	〇・七二	八、四六八	七四	六、五三三	七三	五、八四〇	七七
紙類	六、〇〇一	一	四、六一五	〇・七七	一〇、二四八	一・七一	四、三〇六	〇・七三	二八、四六九	二一	二三、九七九	四三	一七、六八七	二四
刷子	六、三六九	一	六、六三八	一・〇四	三、〇六四	〇・四八	三、六一二	〇・五七	一〇、六〇一	六〇	五、一一八	六〇	四、四五三	七一
燐寸	二三、二七八	一	九、九一九	〇・四三	五、一〇六	〇・二二	三、一七二	〇・一四	二七、七四三	八四	五、一一八	一〇〇	三、二四九	九八
綿ブランケット	二、五三三	一	一、九七五	〇・七八	二、二八二	〇・九〇	三、〇一八	一・一九	四、七八七	五三	二、七八八	八二	三、六六二	八二
陶磁器	八、二〇八	一	四、六四一	〇・五七	四、三二七	〇・五三	二、八九七	〇・三五	一九、九五八	四一	三四、六四三	一三	三五、六三四	一
ランプ及部分品	二、六六〇	一	一、〇〇五	〇・三八	一、九六四	〇・七四	二、四三八	〇・九一	七、一六六	三七	八、三七三	二三	一五、八八〇	一五
木製品（家具ヲ除ク）	九二八	一	二、九三四	三・一六	二、三五〇	二・五三	一、八一〇	一・九五	一、八五〇	五〇	三、三一五	七一	三、八四七	四十
花莚	二、八四四	一	一、二七六	〇・四五	一、〇六一	〇・三七	一、三九二	〇・四九	二、九〇六	九八	一、〇九五	九七	一、四三一	九七
羅紗及セルヂス	二六四	一	七一	〇・二七	九〇	〇・三四	一、二八一	四・八五	三、二八七	八	二、六一五	三	八、〇二〇	一六
人造眞珠	—	—	—	—	三、三二〇	一	一、二五八	〇・三八	—	—	三、八八七	八三	一、三八五	九一
琺瑯鐵器	一、六九六	一	二、九三一	一・七三	二、三九三	一・四一	一、〇九九	〇・六四	三、七六六	四五	六、四四四	三七	七、二一七	一五

各加工別内に於ける輸入品の變遷

食料品

次に輸入品に就き觀察するに、食料品の輸入は近年漸減の傾向にあり、其大宗たりし米は年々臺鮮米の增產に依り、よく輸入を激減せしめ、砂糖も輸出精糖の增加に伴ひ輸入を促進せしに、臺灣糖の增產は又之を減少するに至らしめた。安價なる支那の鳥卵の一時の大量輸入も、近年農家の副業旺盛となりて殆ど其輸入を絶

つに至り、コンデンスミルクまた國產品に壓せられて激減するに至つた。然るに豆類は肥料界の高値と內地生產の漸減に伴ひ逐年多量の輸入を續け、內地製粉業の發展は其原料たる小麥の輸入をして旺盛ならしめ、反面には小麥粉の輸入を全然防遏するを得たのであつた。又國民生活の向上と共に高級なる外國煙草と廉價なる靑島牛肉の輸入は年々其跡を絕たずして、牛肉・葉煙草・コンデンスミルク等の全國の五十%以上を占むるを除けば、他の食料品の輸入は微々たるものである。

原料品

輸出入を通じての大宗たる繰綿は、當港附近の紡績業發展に伴ひ、逐年輸入數量を增加し、綿業界極度の不況による操短實行に逢ひて一時輸入を減少せるも、近年我綿布の海外進出著しく、爲に繰綿の輸入亦旺盛にして、大戰後加工綿布に對する內外の嗜好增加に伴ひ、自ら之が原料に適せる米綿の輸入增加し、昭和年中より逐に從來の印綿を壓倒するに至つた。羊毛は最近內地羊毛工業界の著しき發達に伴ひ逐年輸入增加を來せるも、全國に對する比率を減せるは、工場所在地關係より當港に減少したる爲めである。震災後頓に當港輸入に增加せる麻類は、纖維工業の發展と內地產額の減少とに依り逐年增加を續け、又當港附近の各種護謨工業の盛況に連れ、生護謨の輸入激增し、今や全國輸入の六十%を占めてゐる。農村の窮

之に依り豆糟の代用品として廉價なる硫酸アムモニヤの輸入激增せしが、今や本品も自給自足の域に達せんとし、震災前後多量の輸入を續けたる木材類は、貯木場の地の利を得ざるが爲か多く利用せらるゝに至らざるのみならず、輸入却りて減少を示すに至つた。是等當港重要輸入品中、羊毛及木材を除けば、他は全國の過半數を占め、原料品輸入に於て本邦貿易上重要なる地位を占むるを知ることを得る。

原料用製品

原料用製品は一般に大正末年より減少を續け來りしが、此中重要品たる鐵鋼類の輸入は概ね減少し、殊に鐵板に甚だしかりしは、集散市場たる大阪への輸送品の增加と、內地製鐵事業の發達及內地不況に依る需要の減少とに原因するものにして、大正十二年及昭和六年の輸入增加は震災と滿洲事變に刺戟せられたる一時的現象と見るべく、而して內地製鐵業の發達に伴ひ、銑鐵•屑及故鐵の增加は當然なるも、鉛•亞鉛•錫•アルミニウム等は消費地大阪に增加して、當港より全く影を沒するに至つた。毛織絲は內地毛絲編物の流行と毛織物の賣行良好なるとに依り、大正十二年迄は驚くべき增加率を示せしも、其後內地羊毛工業の發達に伴ひ、一變して原料たる羊毛輸入を促進し、多數の輸入を見たるアニリン染料は數年來機業界の不振と國產品の發達とに由りて其輸入を減少し、從て一時激增せる人造藍も亦自ら

輸入を絶つに至つた。パルプは近年內地の生產增加に伴ひ、製紙用品は自給自足の域に達せしも、人絹業の驚異的躍進は人絹用品をして逐年增加せしめ、國民生活の向上に伴ふ革類の輸入は又逐年增加せしも、近年內地皮革工業の發達に伴ひ、原料皮に增加して本品減少の傾向にあり、映畫の流行は寫眞用フヰルムの驚くべき輸入を來した。以上當港輸入の原料用製品中、毛織絲・パルプ・アニリン染料・革類等を除きては本邦貿易上重要の地位を占むるものはない。

全製品

全製品中常に首位を占めたる機械類は漸次減少の傾向にあり、其重要品たりし紡績機も今や特殊羊毛紡績機を除けば他は自給し得るに至り、却つて金屬工及木工機械の之に代るを見る。我國建築工事の隆盛に促されて其產出を增加せる硝子板は震災に刺戟せられて發達し、更に自給自足し得るに至りしが、其製品中薄板は今や重要輸出品となり、長く製造困難とせられたる厚板にありても著しく輸入を減少せしめ、羅紗及セルヂスは文化の發達、服裝の變化に伴ひて逐年增加せしも、內地毛織工業の發達に從ひ、今や特殊高級品の外は輸入を絕つに至つた。是等當港輸入の重要全製品は全國輸入額の過半數を占めてゐる。

輸入品の概況

以上の神戶港輸入品は原料用製品を除きて各種別共に最近數年間減少の傾向

を示せども、全般より之を見るときは増加を續け、全製品を除けば其全國輸入總額に對する割合は減少甚だしく一見奇異の現象を呈した。これ主として工業の地方化、特に大阪港の修築・改良と船腹の過剰とに依り、直接消費地へ直送さるゝに至りしに由るべく、從つて輸入品の八十%を大阪其他の工業都市へ輸送しつゝありし神戸港として此點に多大の關心と努力を拂ふの要ありとせらるゝのである。

左に輸入品の加工別による消長を表示する。（表中「少」は割合一%以下を示す）

神戸港輸入重要品加工別價額の増加率及全國に對する神戸の割合表

輸入品加工別價額增加率及對全國比率表

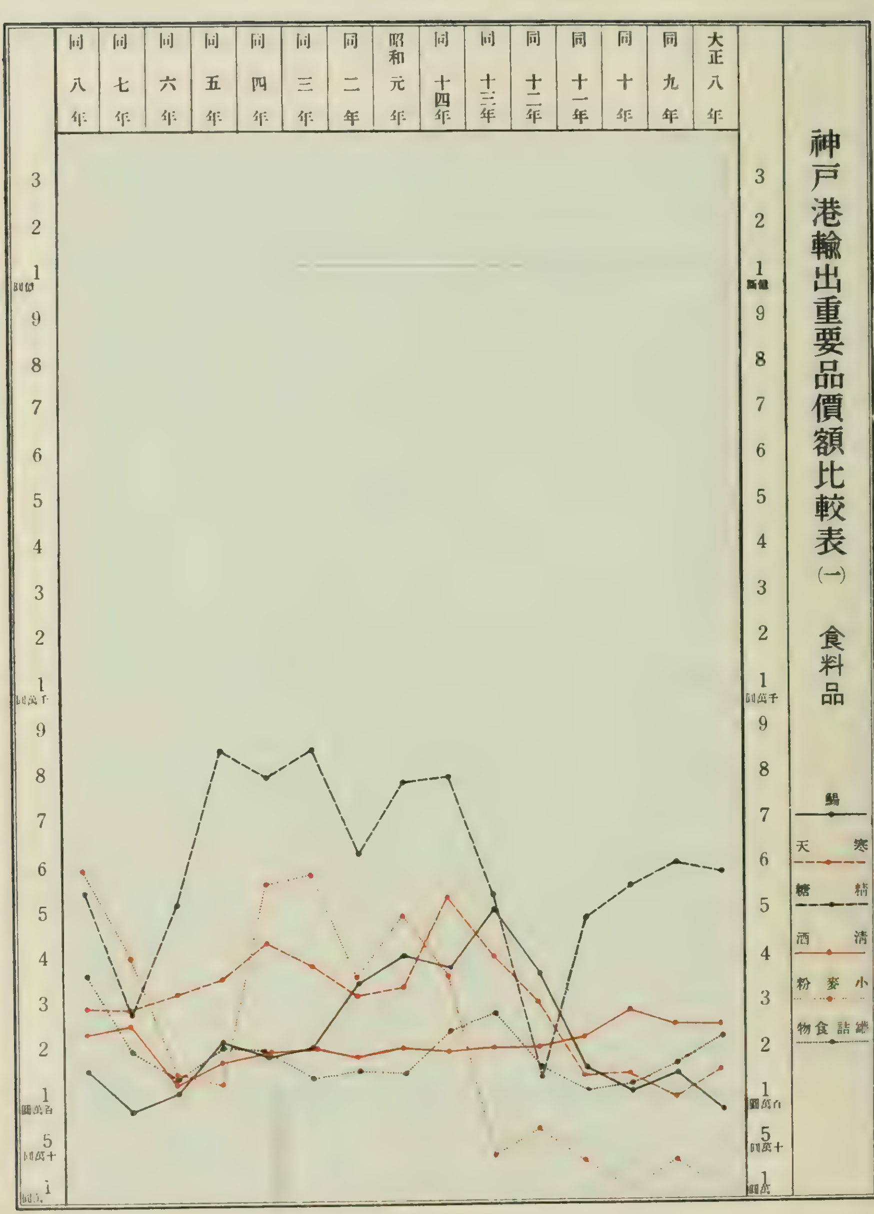
類別	神戸港増加率 大正七年 價額	大正七年 基準	同十二年 價額	同十二年 増加率	昭和三年 價額	昭和三年 増加率	同八年 價額	同八年 増加率	全國ニ對スル神戸ノ割合 大正七年 全國價額	大正七年 割合	昭和三年 全國價額	昭和三年 割合	同八年 全國價額	同八年 割合
食料品	千圓		千圓		千圓		千圓		千圓	%	千圓	%	千圓	%
豆類	七、二七四	一	九、七八二	一・三四	一五、六四六	二・一五	一一、四二七	一・五七	二〇、三九六	三六	六七、八五八	二三	五〇、三四四	二三
小麥	六、九一七	一	一二、五八一	一・八二	一一、三八三	一・六五	五、九四六	〇・八二	九、九四一	六九	六七、七八七	一七	四四、三八四	一二
砂糖	六、三七七	一	六、八六五	一・〇八	一一、九六四	一・八八	四、五四二	〇・七一	三三、五二五	一九	六四、九五九	一八	一三、七九四	三六
葉煙草	六一二	一	二、九〇六	四・七五	四、一三七	六・七六	四、三二四	七・〇七	一、七六〇	三五	八、二七一	五〇	六、二四〇	六九
米	三〇、三五三	一	一六、四一八	〇・五四	一二、四五六	〇・四一	三、五五九	〇・一二	八七、七五六	三五	三三、六七三	三七	一一、五二一	三一

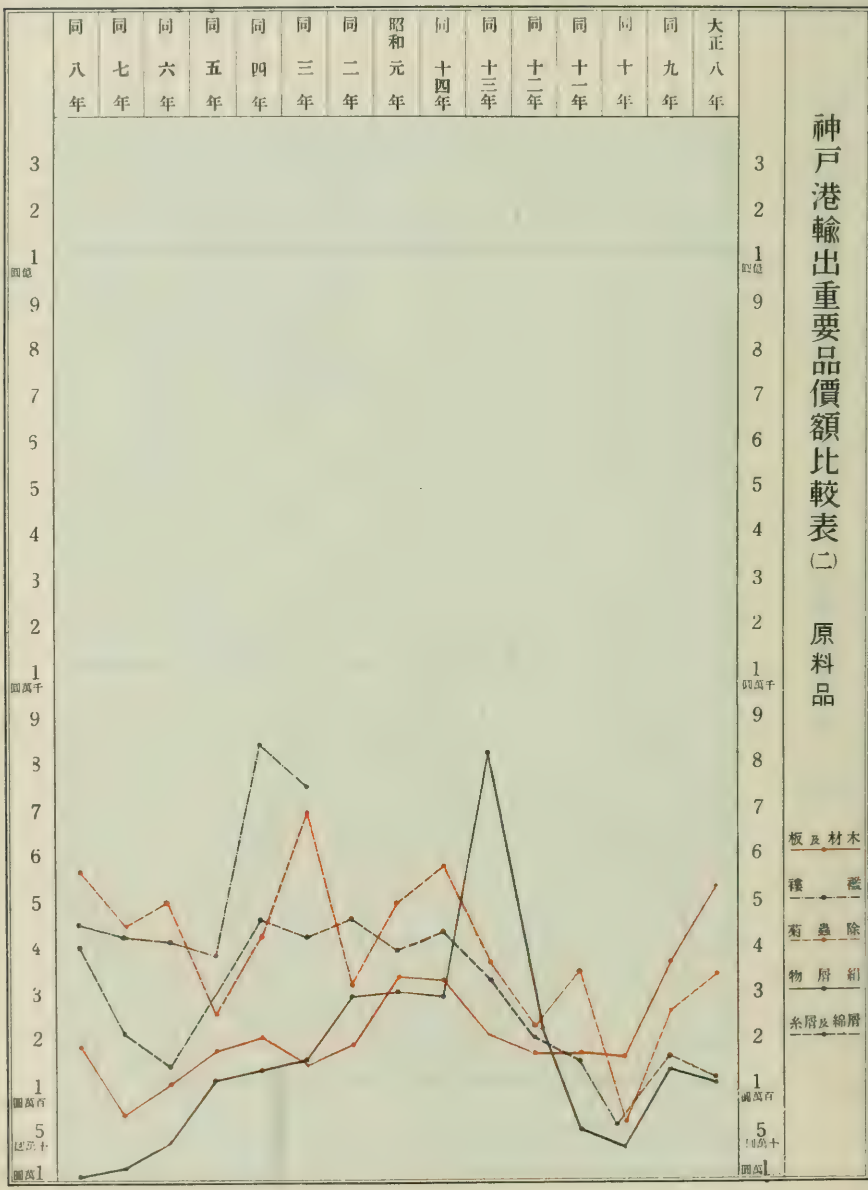
牛肉（生）	—	—	三、九〇四	一	二、八三七	〇・七三	二、八八一	〇・七四	—	—	六、九七二	四一	五、二六七	五五
原料品														
繰綿	三一三、九二七	一	三五八、一一〇	一・一四	三七八、四七九	一・二一	三三六、八三九	一・〇八	五一三、七三八	六一	五四九、六一三	六九	六〇四、四六八	五六
羊毛	三三、四四〇	一	五〇、五四九	一・五一	二八、四九四	〇・八五	二八、三三一	〇・八四	六〇、一四六	五六	一一一、八七二	二五	一六四、〇九〇	一七
生護謨	八、二一九	一	一五、〇二一	〇・一八	二〇、〇二三	二・四四	一八、四〇三	二・二四	一三、九四八	六三	二七、八九六	七二	二九、六八五	六二
麻類	一〇、九九七	一	七、七八一	〇・七一	一三、五二五	一・二三	一〇、五二二	〇・九六	二三、七三〇	四八	二四、一七四	五六	一九、七六一	五三
豆糟	二八、〇一二	一	二〇、六九〇	〇・七四	一三、三一四	〇・四四	六、四三二	〇・二三	八五、八三七	三三	七三、三六二	一七	三三、六三五	一九
硫酸アムモニア	二七七	一	一五、一九六	五・四九	一五、七六七	五・六八	五、二四六	一・八九	三〇七	九〇	三六、三〇四	四三	九、四二一	五五
牛皮及水牛皮	一、三二七	一	一、五四六	一・一七	二、二二八	一・四八	四、六九九	三・五四	六、七五八	二〇	八、二〇七	二七	一一、七〇九	四〇
原油	—	—	一四七	一	三、六三六	二四・七三	三、一八八	二一・六九	二〇八		四五、一六三	八	六八、三四六	五
石炭	八	一	一、五八九	一九八・六三	三、六三〇	四五三・七五	三、〇一九	三七七・三八	一五、七六四	少	三六、九七六	一	三六、六五七	八
燐鑛石	八八	一	一、〇三八	一一・八〇	一、八五九	二一・一三	二、三七八	二七・〇三	五、〇七〇	二	一一、九七八	一六	一五、三七四	一五
パインファー及シダー	九八五	一	一五、九九六	一六・二四	五、六六四	五・七五	一、二七一	一・二九	八、〇五三	一三	一〇二、〇八二	六	三三、二二五	四
硝酸曹達	六、二一六	一	五、一一二	〇・八二	二、五二七	〇・四一	一、二六二	二・〇三	一一、二九五	五五	六、〇七八	五八	三、八五八	三三
漆	八九〇	一	一、三三三	一・五〇	一、九一七	二・一五	一、〇三六	一・一九	一、三六二	六五	四、三〇六	四五	二、六九六	三九
貝殼	二、六三五	一	一〇、一七六	三・八六	一、〇三八	〇・三九	八〇〇	〇・三〇	二、八八二	九一	三、三一五	三一	三、九三一	二〇
麬及糠	七三七	一	二、五六一	三・四八	三、二三三	四・三九	五七〇	〇・七七	三、九二三	一九	一四、二三七	二	六、〇五四	九
原料用製品														

製紙用パルプ	四、一七九	一	三、九二八	〇・九四	七、六三六	一・八三	一九、九四七	四・七七	六、八三六	六一	一一、四五五	六七	二七、〇六六	七三
アニリン染料	五、六一三	一	八、六二三	一・四二	七、七八六	一・五四	七、四六一	一・三三	一一、〇九〇	五一	八、二四九	九四	八、〇二六	九三
屑及故鐵	六、〇九八	一	、六二六	〇・一〇	一、八三〇	〇・三〇	七、一二四	一・一八	一六、七四六	三六	一三、三八七	一四	三八、六四五	一八
銑鐵	一九、九〇七	一	五、九四四	〇・三〇	三、九二二	〇・二〇	六、五七九	〇・三三	五九、〇九二	三四	二五、二五四	二四	二五、二三三	六
ニッケル塊	七五八	一	三九一	〇・五二	一、二二五	一・六二	四、五九四	六・〇六	一、二一三	六三	一、七四五	七〇	一〇、九〇五	四二
革類	一、三〇六	一	五、二四四	四・〇二	五、九五五	四・五六	二、九六八	二・二七	二、二七九	六二	七、七一三	七六	三、八二九	六二
寫眞用フヰルム	八五	一	一、四八一	一七四・二四	二、三二三	二七三・二九	二、七九四	三二八・七一	七一一	一二	三、七二九	六二	四、五七八	三三
毛織絲	八九	一	五九、六六六	六七〇・四〇	二九、一三〇	三二七・三〇	二、一七四	二四・四三	二五〇	三五	三二、一〇七	九一	三、〇二一	七二
薬鐵	二、七五一	一	七、四六五	二・九七	五、一五六	一・八七	二、〇七〇	〇・七五	二〇、八五一	一三	一六、七八〇	三一	二三、九一六	九
鹽化加里	六四	一	不明		五四三	八・四八	一、八二七	二八・五五	六四	一〇〇	二、三〇二	二四	五、〇〇九	三六
鐵(條竿テー アングル型)	四一、六六八	一	一〇、四八八	〇・二五	三、二八五	〇・〇八	一、七〇三	〇・〇四	八四、二二三	五〇	一三、六〇八	二七	七、八三九	二三
硫酸加里	五七二	一	三〇一	〇・五三	一、三四八	二・三六	一、四七二	二・五七	不明	—	四、四九四	三三	三、九八七	三七
鐵板(非電鍍)	四四、六三五	一	二五、三八六	〇・五七	一三、六九四	〇・二一	一、一九四	〇・〇三	七八、四一〇	五七	三八、二〇八	三六	八、六五二	一四
植物性揮發油	一、四七四	一	一、八六九	一・二七	一、〇五八	〇・七一	一、一三五	〇・七七	二、五八六	五七	二、五三七	四二	二、六五六	三三
鐵ワイヤロッド	三、三〇二	一	四、九二九	一・四九	九、〇八八	二・七五	六五九	〇・二〇	八、七九四	三八	一三、三七九	六九	五、二三一	一三
鑛油	一、二三八	一	二、九四四	二・三八	一、五三一	一・二四	三九四	〇・三二	三、五六五	三五	三、四三〇	四五	一、七一四	二三
曹達灰	五、七七六	一	二、四二〇	〇・四二	一、〇四八	〇・一三	三四三	〇・〇六	一一、四〇五	五一	五、一六三	二〇	三、二六〇	一一
鐵筒及管	六、二四〇	一	二、九五五	〇・四七	二、七〇九	〇・四三	二八九	〇・〇五	一三、七七六	四五	八、八八五	三〇	二、五八五	一一

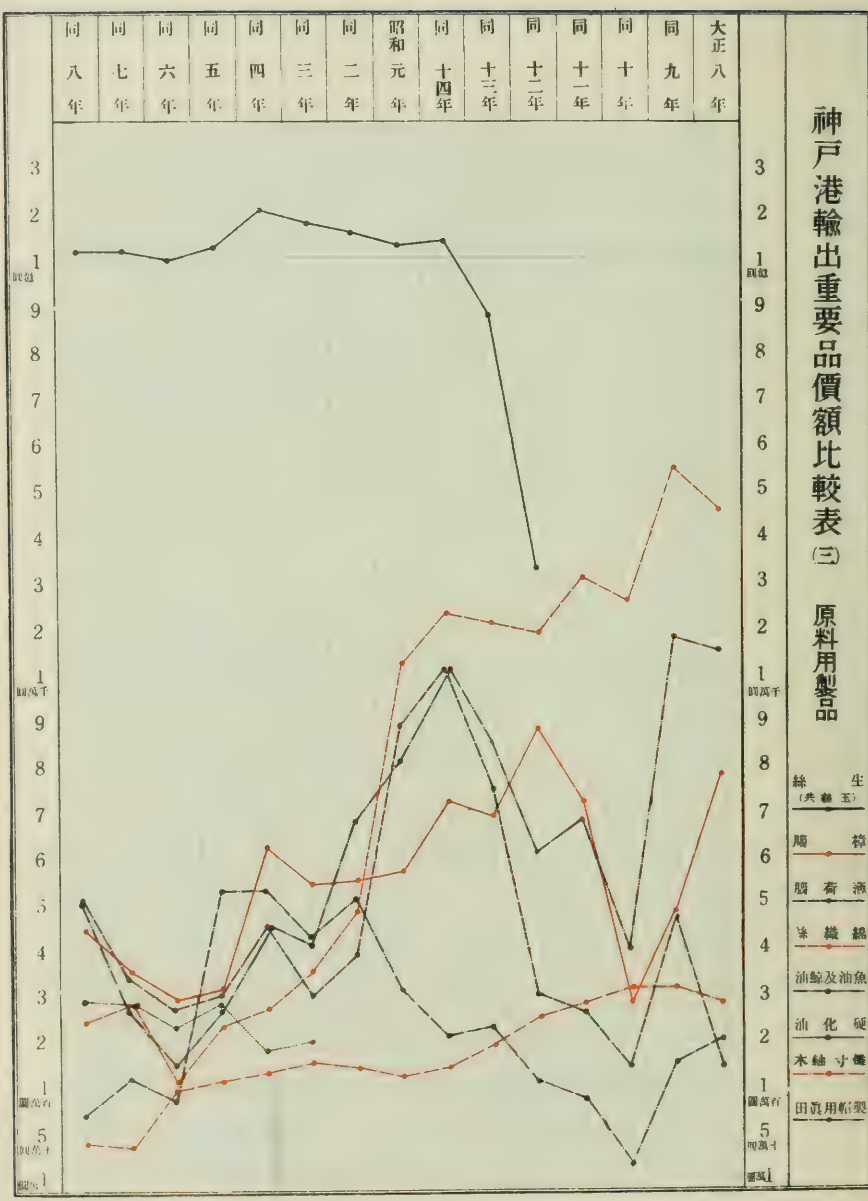
鉛塊	八、〇二三	一	六、八四六	〇・八五	二、四二五	〇・二〇	二五三	〇・〇三	一四、七四七	五四	一四、七二三	一六	一一、九〇二	二
亜鉛塊	五一〇	一	四、七九五	九・四〇	二、一四六	四・二〇	九五	〇・一八	一、三六七	三七	一〇、九三七	二〇	七、四六二	一
錫塊	五、〇九三	一	三、〇六一	〇・六〇	一、五四七	〇・三〇	九三	〇・〇二	八、二七一	六二	九、五六一	一六	一〇、六七一	一
苛性曹達	一、一四〇	一	一、八五六	一・六三	六、一七五	五・四二	七一	〇・〇六	三、二五七	三五	八、二〇一	七五	一、九九四	四
アルミニウム塊	一、〇〇七	一	一、七五三	一・七四	四、一八五	四・一六	四二	〇・〇四	一、六七九	六〇	九、二三〇	四五	五、八〇七	一
人造藍	少	一	二、八三四	一六、五七三・一〇	一、二九二	七、五五五・三六	二七	一五七・八九	少	二七	一、六七五	七七	三四	七九
揮發油	五九	一	二、九三七	四九・七八	四、〇七五	一六九・〇七	二〇〇	〇・三四	二、四七八	二	六、五八二	六〇	四七	四三
鐵線（電鍍）	四、一四二	一	三、七四一	〇・九〇	八〇	〇・〇二	一八	少	七、五六〇	五五	一、四九三	五四	五九	三一
全製品														
機械類	二四、一〇九	一	六〇、六四八	二・五一	四〇、八八五	一・六八	二三、八八七	〇・九九	五八、四九七	四一	九二、二〇六	四四	七二、六五八	三三
石油	一、三八三	一	二、二八〇	一・六五	七八四	〇・五七	七、一一五（燈油ヲ含ム）	五・一四	八、五三八	一六	三〇、七八六	二五	三四、七七四	二〇
羅紗及セルヂス	四、〇四七	一	二七、三六三	六・七六	一五、〇〇四	三・七一	三、二四〇	〇・八〇	九、五二五	四二	三〇、三四四	四九	七、〇四八	四六
紙類	三、二四六	一	九、七五三	三・〇〇	五、八七五	一・八一	二、四二〇	〇・七五	九、四七五	三四	二六、四四七	二三	一一、九七一	二〇
硝子板	八〇六	一	五、一七四	六・四二	四、六七〇	五・七九	二八二	〇・三五	一、四三三	五六	五、八九五	六二	三、八九七	七二

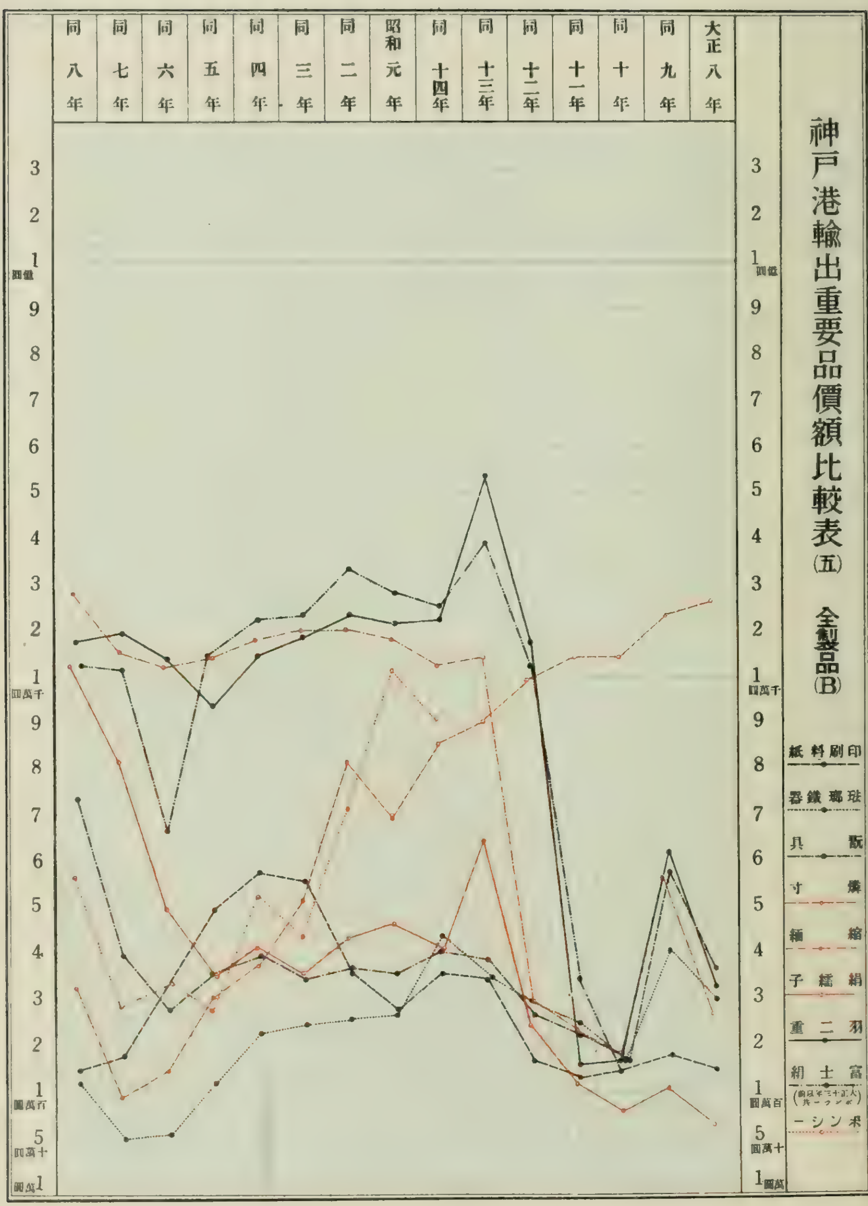
神戸港輸出重要品價額比較表（一）食料品




神戸港輸出重要品價額比較表(二)
原料品
大正八年
同九年
同十年
同十一年
同十二年
同十三年
同十四年
昭和元年
同二年
同三年
同四年
同五年
同六年
同七年
同八年
1 圓億
1 圓萬千
1 圓萬百
5 圓萬十
1 圓萬
木材及板
藍穫
除蟲菊
絹屑物
綿屑及糸屑

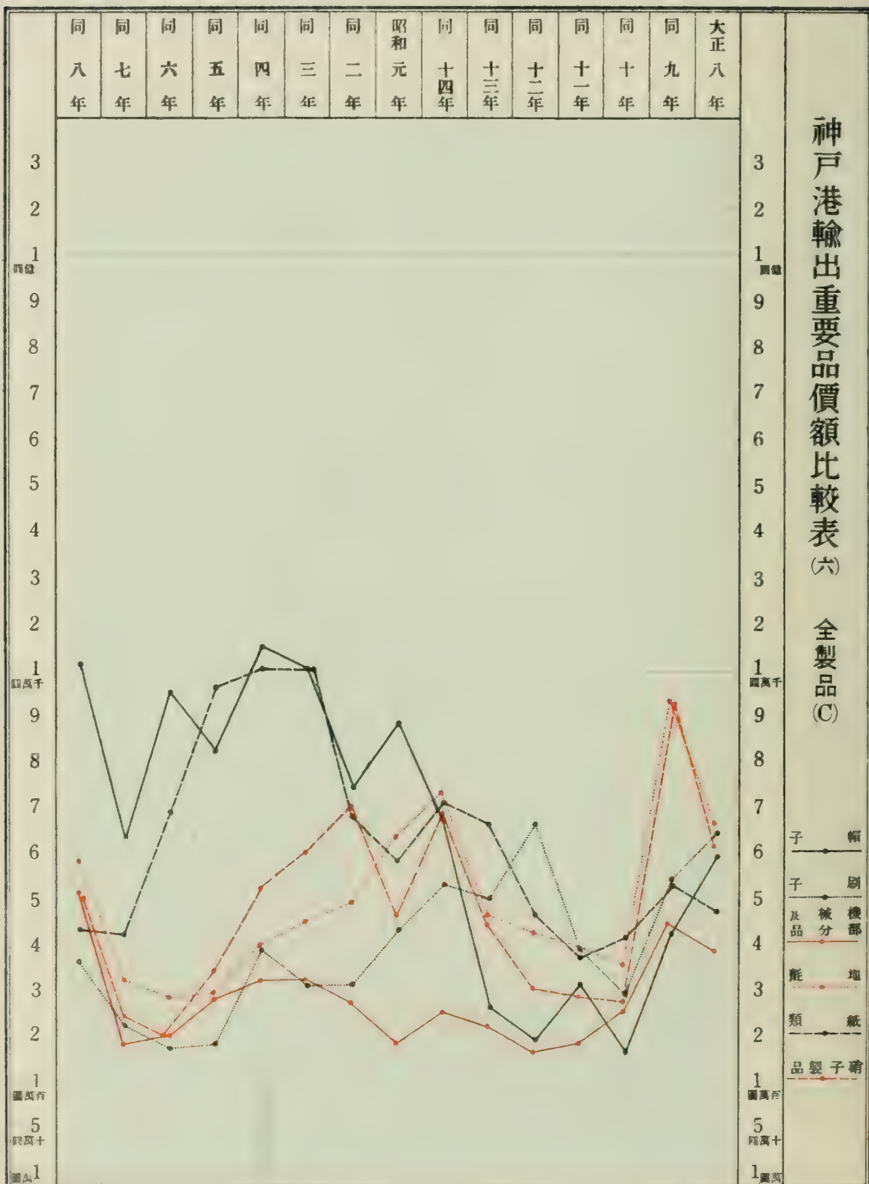
神戸港輸出重要品價額比較表(三) 原料用製品

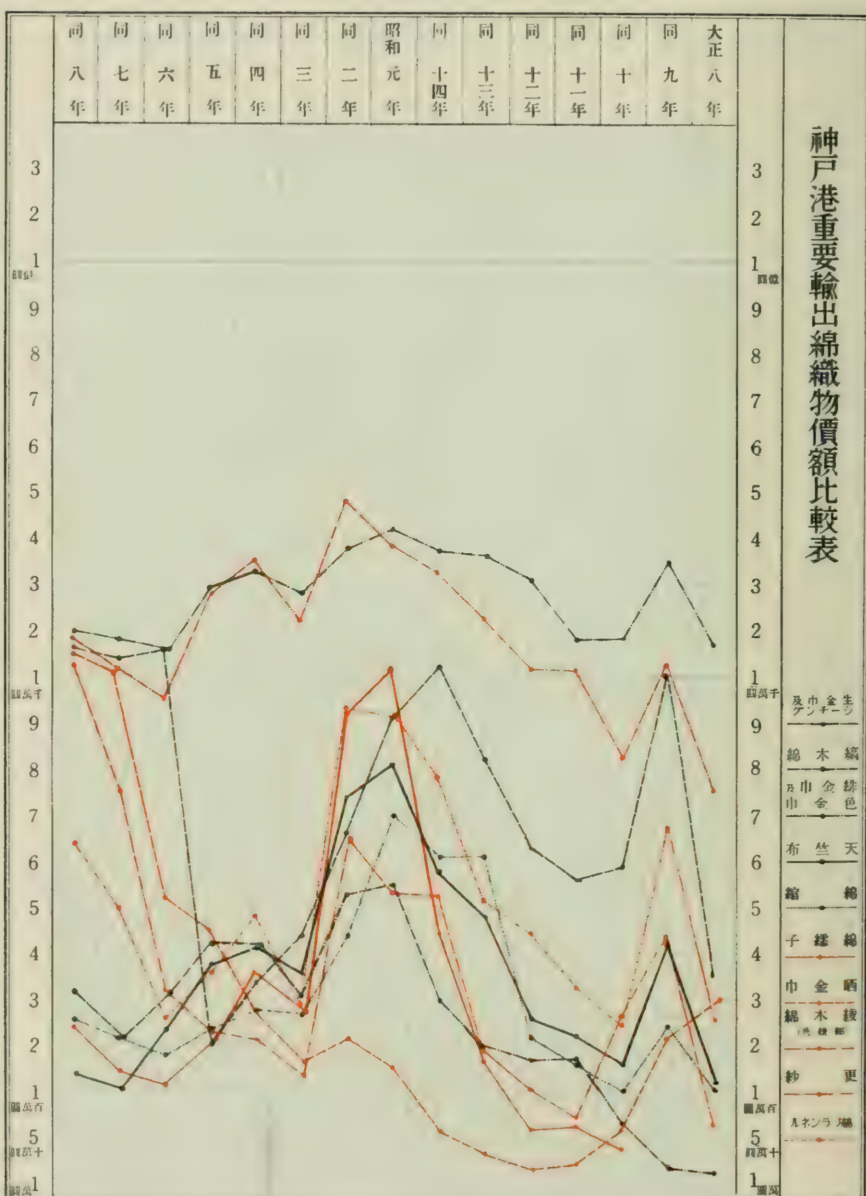



神戸港輸出重要品價額比較表(五)
全製品(B)
大正八年
同九年
同十年
同十一年
同十二年
同十三年
同十四年
昭和元年
同二年
同三年
同四年
同五年
同六年
同七年
同八年
3
2
1 圓億
9
8
7
6
5
4
3
2
1 圓萬千
9
8
7
6
5
4
3
2
1 圓萬百
5 圓萬十
1 圓萬
印刷料紙
琺瑯鐵器
翫具
燐寸
縮緬
絹繻子
羽二重
富士絹
ポンシー

神戸港輸出重要品價額比較表(六)

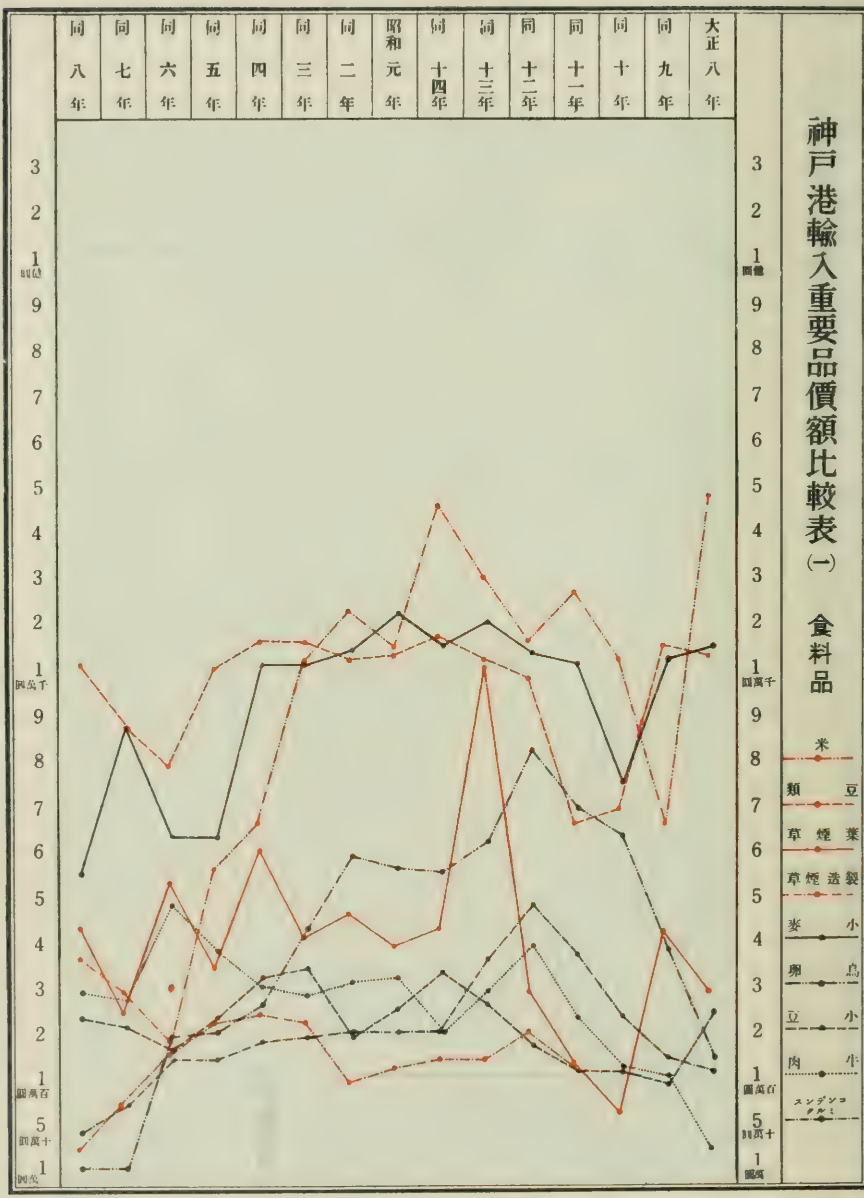
全製品(C)



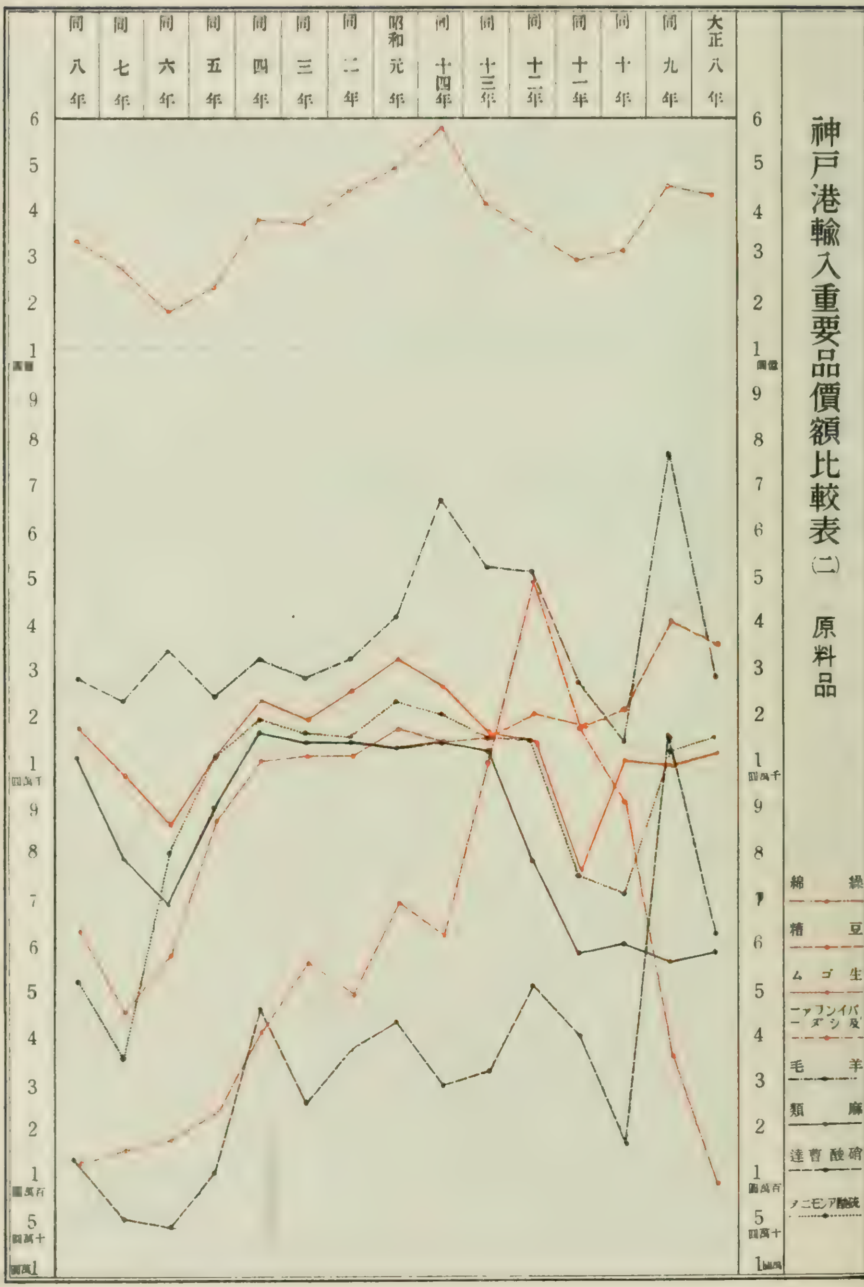


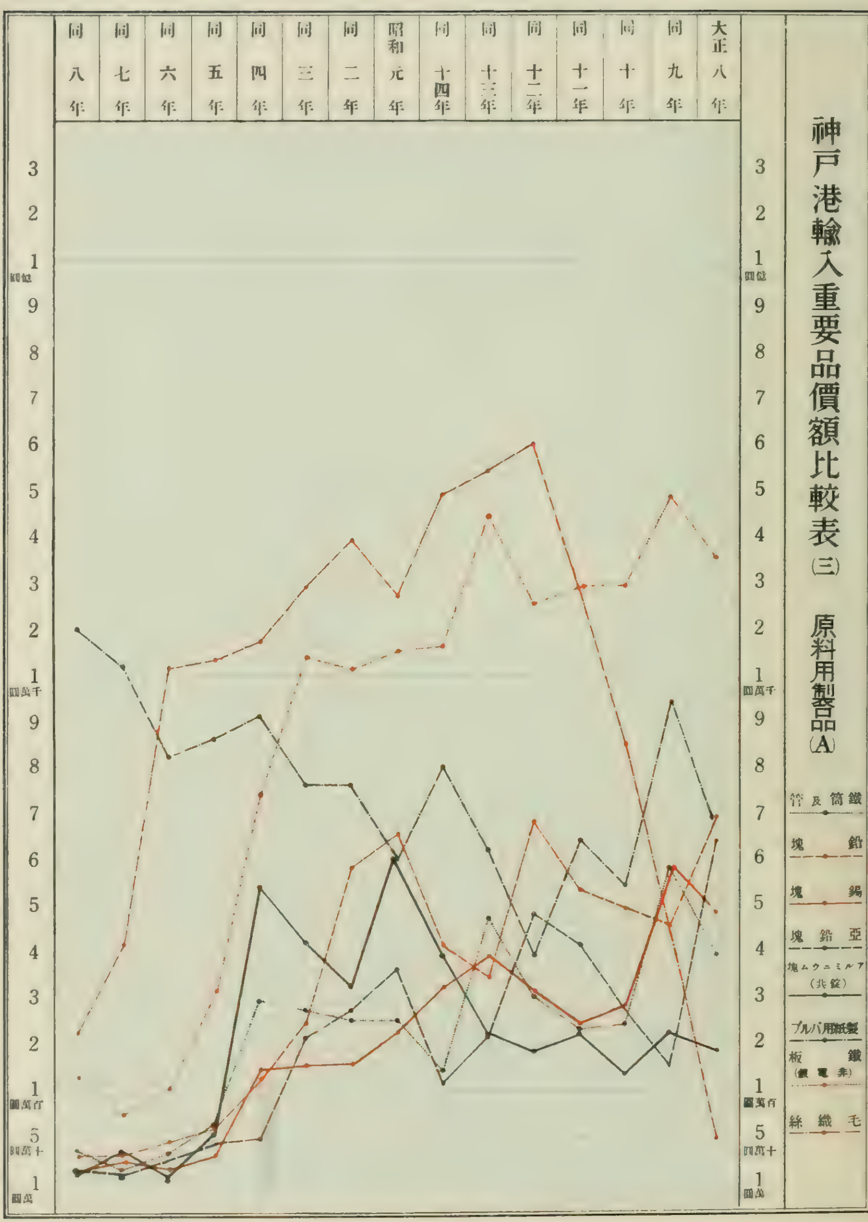
神戸港重要輸出綿織物價額比較表
大正八年
同九年
同十年
同十一年
同十二年
同十三年
同十四年
昭和元年
同二年
同三年
同四年
同五年
同六年
同七年
同八年
3
2
1 億圓
9
8
7
6
5
4
3
2
1 千萬圓
9
8
7
6
5
4
3
2
1 百萬圓
5 十萬圓
1 萬圓
生金巾及シーチング
縞木綿
色綿金巾及金巾
天竺布
綿縮
綿繻子
晒金巾
綾木綿
(綿綾共)
更紗
綿フランネル

神戸港輸入重要品價額比較表（一）食料品



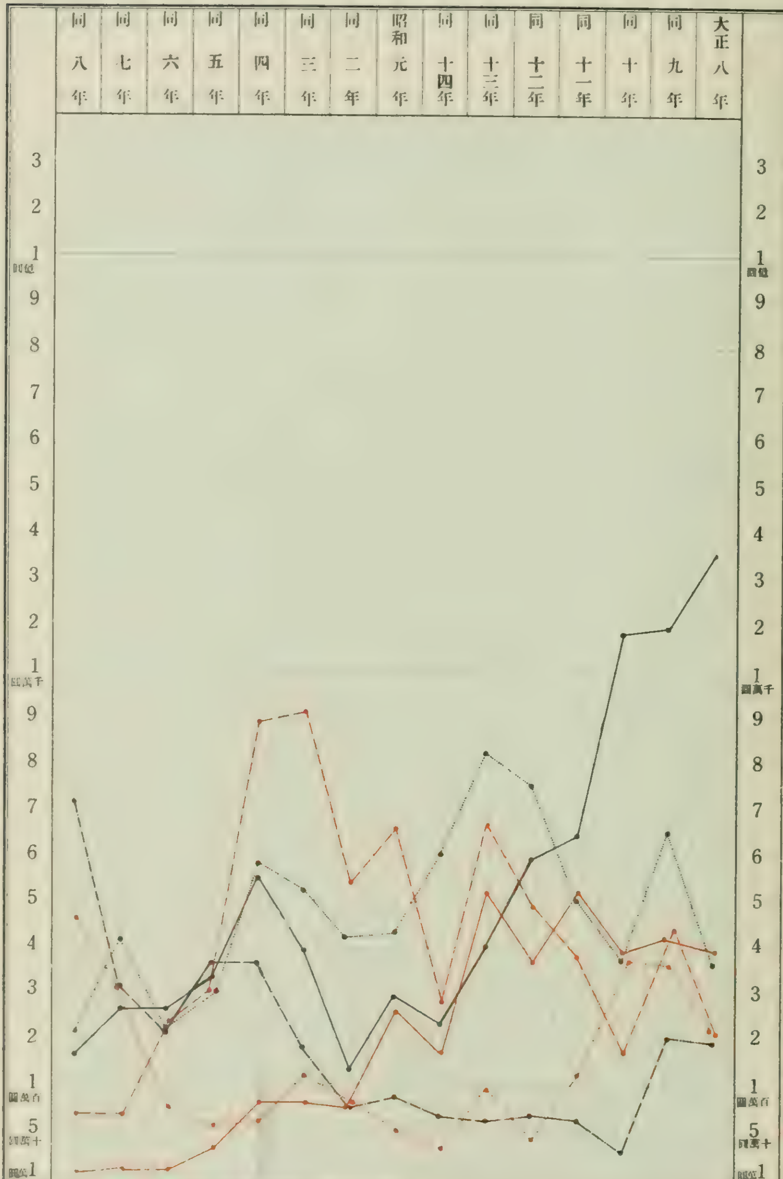
神戸港輸入重要品價額比較表(二) 原料品



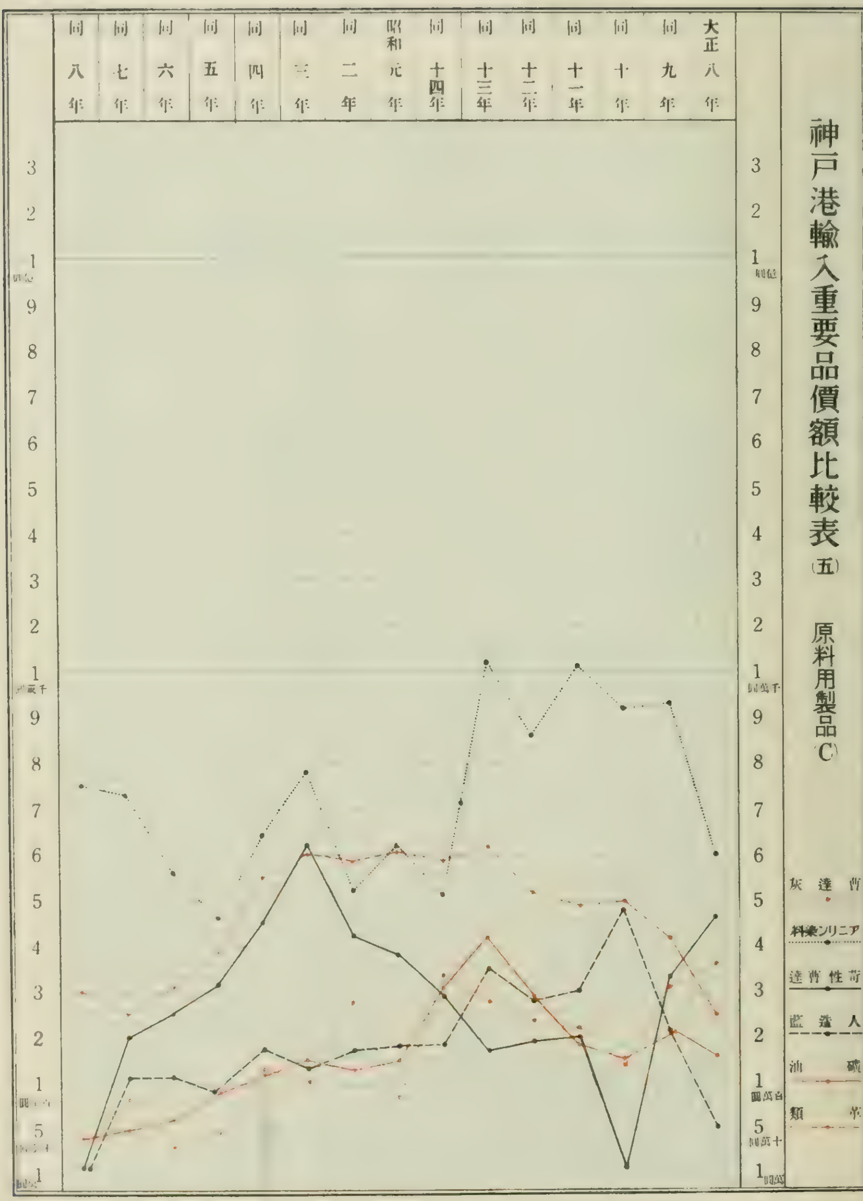


神戸港輸入重要品價額比較表(三) 原料用製品(A)

神戸港輸入重要品價額比較表(四) 原料用製品(B)

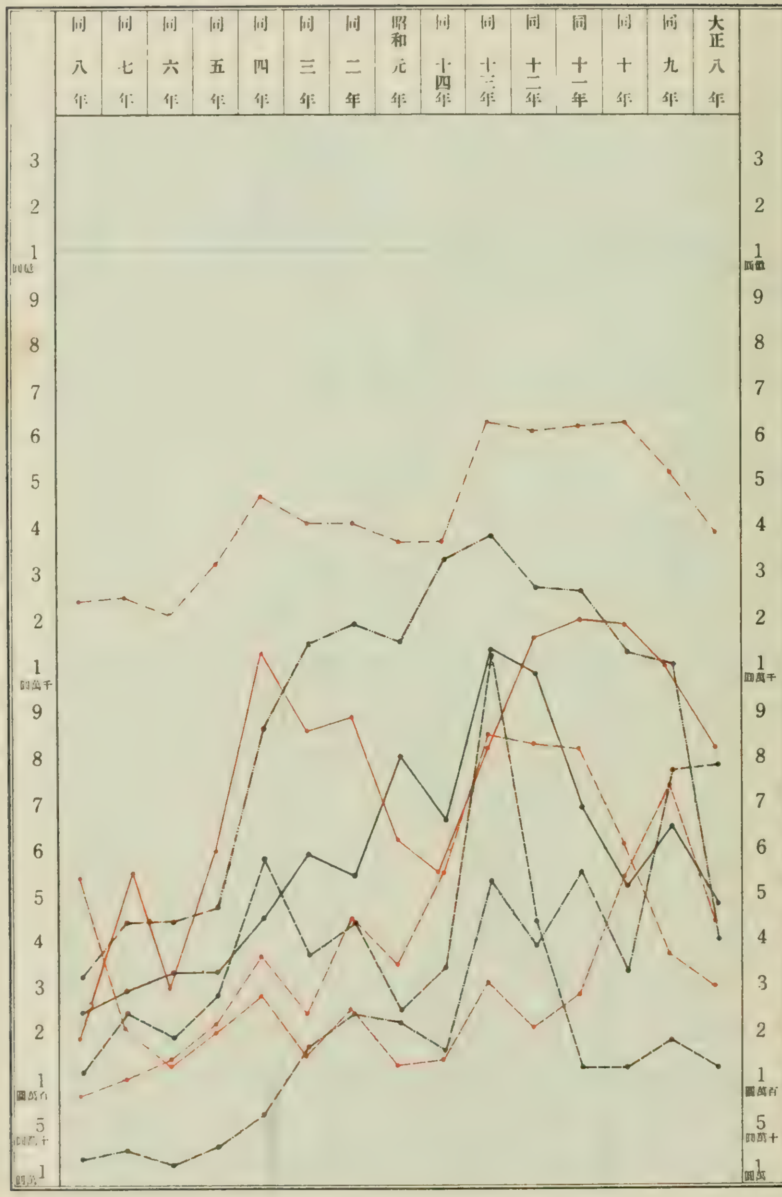


神戸港輸入重要品價額比較表(五) 原料用製品(C)



神戸港輸入重要品價額比較表（六）

全製品



第四節　通商國の推移

一　國別的變遷

輸出國　支那

次に通商國につきて觀るに、先づ輸出國中第一位にありし對支那貿易の變遷を擧げねばならぬ。我對支貿易は世界大戰中列强の支那市場を顧る遑なきに乘じて一大飛躍を遂げしも、大戰以後にありては歐米各國の恢復殊に米國の進出著しかりしに反し、我產業界の萎微不振と、支那の興國運動に伴ふ排日貨運動・關稅率改正・國民黨の產業改革等に依る粗製品工場の發達に加ふるに、濟南事件・滿洲事變・上海事變等不祥事の續發を見、爲に我對支貿易は驚くべき不振を招來し、遂に昭和八年の當港貿易額は之を大正八年に比すれば纔かに其十八%に過ぎず、輸出國中第一位より第十位に低下するに至つた。神戶港の對支輸出は常に全國の二十%內外を占め、此中綿織絲・綿織物を主要品とし、就中前者は二千萬圓前後を算して輸出の首位にありしも、近年支那紡績工業の急速なる進步に伴ひ、今や遂に輸出を絕たんとし、後者は五百萬圓乃至一千萬圓を維持せしに、これ亦支那紡績業の發達によ

りて激減した。蓋し支那は未だ粗布製造の域を脱せざりしにも拘らず、我輸出品中本品の重要品なりしが爲め、其打擊も特に甚だしかつたのである。當港の特殊品として支那を其主要需要國とせし燐寸は、同國斯業の發達に伴ひ大正九年を最後としてこれ又輸出を絶たんとし、僅少の原料を輸出するの現狀にあり、我精糖も支那を主市場として、嘗ては當港よりの輸出はよく勁敵たる香港・瓜哇の兩糖を抑壓し、滿洲事變以後一頓挫を來せしも、尙當港輸出品中の首位を占めてゐる。大正末年前後我新興商品たる小麥粉は支那に對し劃期的の輸出を見たるも、近年同國に於ける製粉業の發達と日支事變によりて減少し、紙類・ゴム製品の輸出の近年に至りて增加せるは注目すべきである。

關東州

關東州への當港輸出額は一進一退にして增減常なかりしも、昭和七年九月我國が滿洲國承認以降邦人の同國への移住逐次增加するや、大連方面への輸出亦自ら活況を呈し來り、從來輸出多量なりし綿織絲は今や全く其跡を絶ちしも、精糖・清酒は勿論小麥粉・麥酒等の食料品、電氣機械・學術用具等の機械器具等は依然として從來の重要輸出品たるの地位を維持して益、增加を示せるは、滿洲方面に於ける邦人の經營發展の旺盛なるを證するのみならず、前途極めて洋々たるものがある。

滿洲國　昭和七年三月一日を以て成立せる滿洲國に對する當港輸出は爾後盛況を續けしも、建國日尙淺く、貿易上未だ充分の發展を見ず、翌八年にも總額九千八百萬圓に過ぎざりしが、將來の發展は刮目すべきであらう。

香港　香港は支那を背景とする仲繼港なれば、支那事情を反映するは當然にして、殊に其背域たる南支那の日貨排斥は最も激烈なるを以て、同港への輸出亦從つて振はず、滿洲事變以來特に慘憺たるものあり、新興の滿洲國輸出にさへ遠く及ばずして、大正八年の第五位より第十六位に低下するに至つた。輸出の大宗綿織物は大正八年以降漸增して大正末年前後は一千八百萬圓を超えしも、其後日支紛爭に禍されて減少著しく、今や百萬圓に滿たざるに至りしが、海產物・燐寸の激減も注意せねばならぬ。

英領印度　英領印度との輸出貿易は綿絲布類の支那に於て屢〻排斥せらるゝや、之が對策として新販路を求めたるに端を發し、支那貿易不振の今日重要市場となり、殊に綿織物の最大消費地、特に加工綿布の著しき進出地として重要視せられ、其綿織物輸出額は大正末年前後には三千萬圓を突破し、其後減少して二千萬圓となりしが、此減少は大正十五年以來英本國品の市場確保の爲め綿絲布關稅障壁を漸次高めたる

に由るものなれど、我當業者はよく市價を引下げ爲替安を利して、以て此減少に止め得たるは偉とすべきであつた。然しながら昭和八年四月印度産業保護法の印度議會通過と日印通商條約の廢棄は、遂に八年夏より翌年一月に至る日印通商會議を開かしめ、之によりて成れる日印新通商條約は、棉花輸入量と綿布輸出量に相關々係を設定して事實上の輸出制限となり、爲に愈本邦綿布の印度輸出を困難ならしめ、加之綿絲も大正十五年を最後として六十番手以上のものの進路は絶たれるに至つた。然るに近年綿織物と比肩するに至れる絹織物の輸出を見るに至りしが、これ安價なる人絹織物の進出に負ふ所多く、羽二重・絹繻子・縮緬・富士絹・ポンジー等を其主要品とする是等絹織物は幸にして年々増加の傾向にある。大正年間多額の輸出ありし燐寸は、印度の斯業の發達により、今や僅かに其原料品の輸出を見るのみなるは支那の場合と同樣である。世界大戰を機とし安價を標榜して市場を開拓せるメリヤス製品殊に肌衣類は、今尚我商品の獨占するところにして、年年の増加甚だ見るべきものがある。

英領海峽殖民地

英領海峽殖民地・佛領印度・蘭領印度・比律賓等は何れも世界大戰中歐洲品の供給杜絶に乘じて獲得せる市場にして、大戰直後一旦概ね激減を見たるも、其後徐々に

恢復するに至つた。是等の中英領海峽殖民地への輸出は漸次其地位を向上して今や輸出國中の第八位となるに至りしも、新嘉坡は由來英國の自由港なれば、同地仕向及仕出品は他地方に轉送せらるゝもの多く、實際海峽殖民地に於て消費せらるゝ實數量は調査不能に屬する。而して輸出の首位を占むる綿織物は、大正末年前後には一千萬圓に及び、爾後減少して八百萬圓となりしも、依然として我重要市場たるを失はず、從來盛況なりし縞木綿・綾木綿に代りて、近年晒金巾・更紗の增加を見、又羽二重・縮緬の漸次市場を擴大しつゝあるは注意すべきである。燐寸は瑞典品の東洋進出と、支那商人の日貨排斥とに依り、大正年間を最後として敗退するの已むなきに至り、ゴムタイヤーも未だ充分なる地盤を得るに至らぬ現狀にある。

佛領印度

佛領印度は大正七年七百萬圓を超ゆる輸出額を示せしが、是全く大戰中の一時的現象なりしが如く、從つて爾後時に多少の盛況を呈し、縮緬・富士絹の進出稍〻見るべきものあるも未だ二百萬圓に滿たぬ。

蘭領印度

第四位に在りし蘭領印度は順調の發達を遂げて今や五千萬圓に垂んとし、印度に次いで第三位に上りしが、其輸出の主要品たる綿織物は高價なる和蘭品を排して昭和八年には遂に一千萬圓を突破し、印度に次ぐ第二の重要市場となり、又近年

生金巾及シーチングの輸出衰退せるに反し、依然優勢なりし綾木綿・細綾・更紗等の加工品も、昭和八年輸入割當及關税引上決定により前途樂觀を許さゞるに至りしが、絹織物は割安なる人絹製品と共に其進出著しく、現に四百萬圓に及び、羽二重・縮緬其大部分を占め、メリヤス製品は本邦品の獨占するところにして、ゴムタイヤーは大正年間には及ばざるも尙多額の輸出を續けてゐる。

比律賓諸島

比律賓諸島との輸出貿易は大なる變化なきも、又發展の跡も認め難く、其中メリヤス製品殊に綿メリヤス肌衣は、大戰前は主として獨逸人の商權範圍なりしが、戰後地理的關係と商品の廉價なるとに依りて邦人の手に歸し盛況を續けたれど、最近上海及香港にての製造發達し、此地方への輸出多きが爲め其影響を蒙るに至りしは注意すべきである。綿織物は常に輸出の首位にありて大正年間特に需要多かりしも、今や支那品の發展に押されて著しく減少するに至り、絹織物は少量の羽二重あるに過ぎない。

暹羅

暹羅との輸出關係は近年著しく改善せられ、昭和八年には大正八年に比して四倍の多きに達せしが、これ綿織物及綿製品の急增に依るものにして、帽子・履物・琺具類の輸出にも其餘地少からずとせられてゐる。

露領亞細亞　露領亞細亞に對しては大戰中一時軍需品の輸出巨額に上りしが、大正六年其革命勃發後は忽ちにして衰へ、時に少額の精糖と小麥粉の輸出を見たるも、今や其跡を絕たんとせるは注意すべきである。

英吉利　更に進んで歐洲諸國との關係を見るに、大戰中巨額の輸出を見、大正六年遂に一億圓を超えて輸出國の第一位に上りし英國は、戰後激減して同十三年以降稍〻增加し、現在は三千五百萬圓に及んでゐる。其中絹織物は大正末年前後には一千一百萬圓を上下せるに、今や其半ばに及ばざるに至り、其過半數を占めたる羽二重は大正十四年の關稅引上と、流行の變遷とに逢ひて激減し、一時盛んなりし富士絹及ポンジーも亦近年嗜好の變遷に伴ひ激減し、之に代りて縮緬の擡頭せるは注目すべきである。之に反しメリヤス製品は近年著しき進出を遂げ、絹織物に劣らざる盛況を來せるは喜ぶべく、而して巨額の生絲が昭和七年より輸出を見たるは、主として價額の低落に依るものと考へられ、ゴム靴・帽子類の輸出亦著しきものがある。されど大正年間百萬圓以上なりし貝釦・製帽用眞田・刷子の半減し、殊に眞田類は流行の推移に追隨し難く、減退の度著しきものあるは注意すべきである。

佛蘭西　對佛蘭西輸出貿易は盛衰甚だしく、而も概して發展を見るに至らず、就中大戰後

は僅かに眞田類の輸出によりて維持せられしに、震災後は羽二重を始め薄荷腦・薄荷油の新に之に加はりて面目一新の觀を呈した。然るに近年眞田類及此種新商品の輸出不振なるも、唯生絲・帽子類の激增に補はれ、昭和八年に一千五百萬圓を維持せるは、對佛貿易としては盛況と云ふべきであつた。

獨逸

大戰中全く杜絕せる獨逸との貿易も戰後次第に恢復せられ、大正十四年の輸出額一千萬圓に及び空前の盛況を示すに至りしは、同國の戰後經營著々と進捗し、寒天・薄荷腦・薄荷油・樟腦・魚油及鯨油・眞田類等の原料用製品の需要著しかりしに因るものなるも、其後は一進一退し、最近再び增加の傾向にあり、これ屑綿及屑絲・硬化油・羽二重・貝釦等の新に進出著しきが爲に外ならぬ。

其他の歐洲諸國

歐洲諸國に對する神戸の輸出は以上諸國を除けば殆ど謂ふに足らぬ。即ち百萬圓乃至三百萬圓の輸出を爲すは、伊太利・和蘭・白耳義三國のみにして、此中伊太利輸出は盛衰常なく、從來眞田・珊瑚・木製品を其主要品とせしも、近年硬化油の進出著しく輸出品の首位を占めてゐる。和蘭は次第に輸出額を增加し、昭和八年五百萬圓を突破するに至りしが、是れ從來の魚油・貝釦・陶磁器の外に新に硬化油・メリヤス製品・玩具等を加へ來りしに因るのである。次に白耳義とは徐々に關係を深め、大

正年間には魚油・刷子・貝釦等を主とし、昭和年間には屑綿及屑絲・陶磁器・綿メリヤス肌衣等を增加せるは著しき變化といふべく、其他西班牙・丁抹へは貝釦の輸出の稍々見るべきものあるに過ぎぬ。

米國

米國への輸出は震災以來總額の三十%を占めて常に當港輸出の首位を占め、過去十五箇年間に二倍の躍進を示してゐる。是れ主として震災後の生絲輸出に因るものにして、昭和四年には實に二億圓に上りしも、其後生絲の需要は經濟界の不況と、勃興せる人絹及加工綿布の市場進出とに阻まれ、今や盛時の半ばに過ぎざるに至りたれど、同國向輸出額の七十%內外は此生絲の占むる所なるを見れば、其重要なること思半ばに過ぐるものがあらう。絹織物は震災後の數年間盛況を維持し、特に羽二重・ポンジーは多額に上りしも、同國絹織業の急速なる發達と人絹交織物の新進出とによりて著しく減少し、今やポンジーに稍々見るべきあるのみにして、他は云ふに足らざるに至つた。從來米國を第一消費地とせる樟腦・薄荷腦・除蟲菊・陶磁器・野草莚・刷子等は同國に於けるセルロイド工業及菓子製造の發達に促されて樟腦・薄荷腦は年々輸出を絕たず、大戰中バルカン品の代用となれる除蟲菊も其進出著しきものゝ一となり、野草莚・陶磁器・刷子は概ね大正年中を最盛期として、代

用品或は同國產品に壓倒せられたれど、眞田類の近年の減少は直接消費地に仕向けらるゝに至りし爲めである。而して近年新商品として急激に擡頭せるは襤褸・ラッグラッグ・帽子にして、襤褸は屑綿及屑綿絲と竝んで需要を增加し、ラッグラッグは野草莚の代用品として、帽子は特に模造パナマの增加を見、神戸市特殊工業品たる燐寸の從來嘗て進出を許さゞりし米國に對し、昭和八年二百萬圓に上る輸出を見るに至りしは注目すべき現象なりと謂へる。

加奈陀

加奈陀と當港との輸出關係は唯僅かに彼地在留邦人の消費を目的とせる米及清酒と貝釦・刷子等數種ありしに過ぎざるに、これすら漸を逐うて不振に陷りしに、偶、關東大震災以後には橫濱に代りて絹織物就中縮緬及富士絹の輸出あり、爲に昭和四年迄は常に一千萬圓を超えしが、同國の關稅障壁と人絹技術の發達とに禍せられてこれ亦不振となり、昭和八年には二百二十萬圓卽ち大正八年の七十%に過ぎざるに至つた。

中米諸國

中米諸國に對しては大正三年パナマ運河の開通以來輸出の片貿易行はれ、特に昭和五年以降盛況を呈し、同八年には一千萬圓を輸出し將來囑望せらるゝに至つた。墨西哥との關係は甚だ古きものあるも、直通航路少く常に不振を免れず、玖瑪

との貿易關係は中米諸國中の首位を占め、從來勢力ありし米國商品を壓して最近數年間の邦品の進出著しく、昭和八年の輸出は各種織物・メリヤス類・貝釦・陶磁器等合計百七十萬圓を超ゆるに至つた。

南米諸國

南米諸國との貿易も輸出を主とし、明治三十八年南米直通航路開通以來漸次隆盛を來し、尚將來の多望を思はしめる。南米諸國中神戸港よりの輸出の首位にある亞爾然丁に對しては、大正八年三百五十萬圓なりしものが昭和八年には八百五十萬圓に増加し、此中綿織物・絹織物を主とし、特に綿ネル・縞木綿・晒金巾最も多額を占めてゐる。祕露は神戸港の南米貿易の先驅をなし、年々百萬圓内外の輸出ありしに、昭和六年彼の關稅引上により一時綿織物の輸出極度に不振に陷り、同八年には再び回復して二百萬圓を超えた。伯剌西爾及智利は何れも綿織物・貝釦・琺具等を主とするも、伯剌西爾は年々百萬圓内外を以て今日に及び、智利は一時二百萬圓内外に達せしも昭和六年以降激減し、其輸出額伯剌西爾の下位に立つに至り、ウルグアイは昭和三年來急激なる發展を遂げ、同八年には輸出額百五十萬圓に達し、南米諸國中絹織物及絹製品の最大消費地として最も將來ありとせられてゐる。

埃　及

埃及輸出に旺盛を來せるは最近のことに屬するも、其發達の因由は見本市を開

催し、當業者の本邦製品の販路開拓に鋭意努力せる賜物に歸すべく、特に絹織物及綿織物の新需要地となりしは注意すべく、絹織物は從來少額の羽二重のみなりしに、昭和初年より富士絹を加へ、更に最近羽二重の增加と、縮緬・絹繻子の擡頭とを加へて益〻前途の多望を思はしめる。綿織物は之にも增して進出著しく、從來は其大部分を近東方面に轉送せしも、近年是等消費地への直送品增加し、埃及仕向には稍〻減少を見るも而も尙隆盛を極め、始め生シーチング多數を占めしも、今や綾木綿・縞木綿の如き加工品に增加せるは注目すべく、メリヤス製品の進出亦顯著なるものがある。

南阿聯邦

南阿聯邦方面に對する貿易は從來英本國を介して行はるゝに過ぎざりしが、大正十五年東南阿直通航路開始と共に當業者の不斷の努力酬ゐられ、爾後躍進して今や重要なる取引國となり、其輸出品は絹織物・綿織物を主とし、此中絹織物は關東大震災後激增し、特に富士絹の發展顯著にして縮緬・羽二重之に次ぎしが、昭和四年以降縮緬の需要著しく輸出品の首位を占むるに至り、綿織物は最近數年來の發展に屬するも、生地物より縞木綿・小倉織・細綾の如き加工品に增加し、將來の發達期待せられ、メリヤス製品は肌衣類を主とせしが、近年足袋の輸出をも加へた。

東部阿弗利加諸國

東部阿弗利加諸國即ちケニヤ・ウガンダ・タンガニカの諸地方とは近來開始せる東南阿直通航路を利用し、從來の印度人に依る間接貿易を排して直接貿易を行ひ、綿織物・絹織物其大部分を占むる昭和八年の輸出は九百三十萬圓を算した。西部阿弗利加には昭和八年試驗的航路開かれ、將來の發展を期してゐる。

濠太剌利

徐々に輸出を增加し來れる濠太剌利は、大正八年の一千六百萬圓より昭和八年の三千五百萬圓となり、此中近年著しき發展を來せる新西蘭との取引額は四百六十萬圓を占めてゐる。輸出の首位を占むる絹織物は關東震災後急激に殷盛となり、中にも富士絹は最大需要地として其進出著しく、縮緬・羽二重之に次ぎしが、近年縮緬に新流行を來し、昭和六年以來富士絹と其位置を代へ、また絹織物に課せられし關稅障壁の爲に輸出は稍〻阻止せられたる如くなるも、尙安價なる人絹製品の進出日に旺なるものがある。綿織物は大正年間生金巾及シーチング・小倉織・綿縮等に甚だ見るべきものありしが、其後減少して今や生金巾及シーチングのみ益〻盛況を續け、新に縞木綿の進出をも見るに至り、近年硝子・ゴム・セルロイドの各製品、帽子・翫具・麻眞田等の新輸出品を加へたるは注意すべきである。

布哇

布哇は邦人の發展に依り輸出增加せるものなるが、本期間には一進一退にして

大なる發展を見ず、これ輸出の首位にありし米の大正末年より低價なる加州米に壓倒せられたるに依るものなれど、近年少額ながら新商品として富士絹・罐詰食料等がある。

今大正八年以來の各通商國の關係を表示すれば左の如くである。

大正八年乃至昭和八年神戸港通商國別輸出貿易價額幷重要貿易品目表

一

大正八年乃至同十四年の國別輸出價額及重要品

國別	大正八年（千圓）	同十一年（千圓）	同十四年（千圓）	同十四年輸出重要品（價額順、括弧内ハ百萬圓以上、他ハ五十萬圓以上）
中華民國	九八、七九一	六三、二〇九	九一、〇三二	（精糖・綿織絲・ゴムタイヤ・印刷用紙・綿繻子・小麥粉・生金巾・燐寸・細木・紡績機及織布機・綿ネル・細綾・昆布・罐詰食物・清酒・石鹸・絹綿繻子・包裝用紙・フェルト帽子）
關東州	二五、六三八	一五、一九九	二三、四六三	（汽船・小麥粉・蜜柑）・清酒・精糖・印刷料紙
香港	二九、一五四	三一、四四四	三五、五一六	（綿織絲・燐寸・鰑・綾木綿・細綾・綿繻子・綿ネル・生金巾・椎茸・綿ホプリン・更紗・綿ブランケット・鰹）
英領印度	四一、六三八	二九、六一九	六九、八〇五	（綾木綿・綿織絲・綿メリヤス肌衣・生シーチング・生金巾・縞木綿・綿ネル・羽二重・モスリン・更紗・綿縮・燐寸・綿繻子・樟腦・身邊裝飾品・綿ブランケット・薄荷腦・陶磁器・綿浴巾・縮緬・天竺布・富士絹・箱檜板・細綾・玩具・紡絹絲）
英領海峽殖民地	一三、三六三	一一、六八八	三〇、三二六	（綾木綿・縞木綿・ゴムタイヤ・燐寸・綿及色金巾・更紗・鰑・綿ブランケット・生金巾及シーチング・綿メリヤス肌衣・箱用板・琺瑯鐵器・綿浴巾・陶磁器）
佛領印度	六三六	五一八	二、三五五	（以下五十萬圓乃至十萬圓）綿織絲・天竺布・縮緬
蘭領印度	二六、二四八	二五、七四五	三八、五三四	（綾木綿・縞木綿・ゴムタイヤ・細綾・綿織絲・生シーチング・綿メリヤス肌衣・洋傘・陶磁器・琺瑯鐵器・綿浴巾・燐寸・寒天・生金巾・天竺布・羽二重）

二

比律賓諸島	二,一一〇	二,六七〇	二三,四〇三	(綿メリヤス肌衣・綾木綿・生金巾及シーチング・綿絨絲・天竺布・色木綿・綿ネル・燐寸・更紗・縞木綿・琺瑯鐵器・白木綿・陶磁器・小倉織
暹羅	二,〇九五	二,一六三	五,二一六	綾木綿・綿ブランケット
英吉利	三八,八〇〇	一三,八八五	三四,七一八	(羽二重・綿メリヤス肌衣・富士絹・薄荷油・貝鈕釦・薄荷腦・燐造パナマ帽・屑綿及屑綿絲・麥稈眞田・麻眞田・ボンジー・樟腦・歯刷子・縮緬・寒天・髪刷子
佛蘭西	一三,九三〇	四,四三五	一三,二二四	(羽二重・薄荷油・麻眞田)・樟腦・陶磁器・麥稈眞田
獨逸	五五	二,〇一〇	一〇,一六二	(麻眞田・寒天・薄荷油)・薄荷腦・魚油及鯨油
白耳義	二,〇八九	八一二	一,〇九六	(以上二十萬圓乃至十萬圓)屑綿及屑絲・貝鈕釦・魚油
亞米利加合衆國	七六,八一〇	三四,〇〇七	二二〇,七一二	(生絲・地氈・ボンジー・薄荷腦・除蟲菊・樟腦・羽二重・絹屑物・硝子製品・屑綿及屑絲・麥稈眞田・歯刷子・麻眞田・絹手巾・縮緬・燐造パナマ帽子・木製品・寒天・麥稈帽子・陶磁器・玩具・絹緖子・毛皮・髪刷子・油脂・木蠟・綿メリヤス肌衣
加奈陀	三,四八七	一,七七七	一三,一五二	(富士絹・縮緬)・羽二重・ボンジー
濠太剌（新西蘭共）	一六,〇八八	一五,九六七	三七,七二七	(富士絹・縮緬・小倉織・綿縮・生金巾及シーチング・メリヤス地・羽二重・生絲・綿メリヤス肌衣
布哇	六,三〇一	三,三八八	六,四七四	(米　以下四十萬圓乃至十萬圓　豆類・乾魚・履物・罐詰魚介・鯣・陶器・醬油・椎茸
埃及	九,八九五	三,六四九	一七,八一五	(生シーチング・綿メリヤス肌衣)・天竺布・靴足袋・羽二重
喜望峰殖民地		一六九	六,一五二	(富士絹・綿メリヤス肌衣　以下二十萬圓乃至十萬圓　綾木綿・縮緬・ボンジー・絹手巾・生シーチング・綿縮
亞爾然丁	三,五三一	一,一九〇	五,八八五	(綿ネル・貝鈕釦・(以下五十萬圓乃至二十萬圓)生金巾及シーチング・綾木綿・羽二重
智利	一,三一四	一七一	一,六七三	(綾木綿・(以下二十萬圓乃至十萬圓)靴足袋・生金巾及シーチング

昭和二年乃至同八年の國別輸出價額及重要品

國別	昭和二年（千圓）	同五年（千圓）	同八年（千圓）	同八年輸出重要品（價額順、括弧内ハ百萬圓以上、他ハ五十萬圓以上）
中華民國	八二、九八九	五三、〇八七	一七、七〇四	精糖・ゴムタイヤ・小麥粉・印刷紙 以下五十萬圓乃至二十萬圓 セルロイド・機械類・硬化油・椎茸・麥酒・昆布・ゴム製品・貝柱・人力車及自轉車部分品・清酒
關東州	二三、八〇三	二〇、二四七	三七、一七〇	機械類・精糖・小麥粉・學術用具・清酒・鐵製品・車輛部分品・麥酒・ゴムタイヤ・寒天・羅紗・印刷用紙
滿洲國	—	—	九、八五一	小麥粉・機械類・ゴム靴・清酒・麥酒・鐵製品
香港	三八、六九七	一八、五一七	七、四〇四	鯣・椎茸・綿ポプリン・縞木綿・燐寸軸木・晒金巾・ゴムタイヤ・燐寸
英領印度	六三、九九九	三九、八四六	七三、七四九	絹縮子・細綾・羽二重・更紗・縮緬・綿メリヤス肌衣・富士絹・晒金巾・ポンジー・履物・生金巾・樟腦・生シーチング・玩具・綿浴巾・靴足袋
英領海峡殖民地	二三、八七七	一五、六六九	二三、〇六四	綿ポプリン・晒金巾・更紗・羽二重・縮緬・細綾・縞木綿・緋及色金巾・綿メリヤス肌衣・鯣・富士絹・ゴムタイヤ
佛領印度	二、六〇六	一、一五三	一、七七七	縮緬・富士絹・馬鈴薯
蘭領印度	四〇、一六三	二八、七三八	四八、九一一	綿メリヤス肌衣・縞木綿・縮緬・綿ポプリン・細綾・更紗・ゴムタイヤ・羽二重・玩具・晒金巾・洋服用シャツ・靴・履物・綿浴巾・綿縮
比律賓諸島	二五、九七三	一九、三七三	一三、五〇三	(綿メリヤス肌衣)・更紗・晒金巾・緋及色金巾・天竺布・馬鈴薯・羽二重
暹羅	六、九九三	五、八二三	八、七九二	綿ブランケット・晒金巾・綿メリヤス肌衣・細綾・綿浴巾・緋及色金巾・更紗
英吉利	二七、七八〇	二〇、四五二	三五、八五六	綿メリヤス肌衣・生絲・縮緬・ゴム靴・羽二重・靴足袋・屑綿及屑綿絲・玩具・貝釦・セルロイド・富士絹・襤褸・薄荷油・豚毛
佛蘭西	九、七二九	八、六九一	一四、九〇四	(生絲・帽子・薄荷腦)・麻眞田・薄荷油
獨逸	七、六二八	六、〇七一	八、一五七	屑綿及屑綿絲・硬化油・貝釦・麻眞田・寒天・薄荷油
白耳義	一、二三八	一、〇九三	三、三〇六	屑綿及屑綿絲・綿メリヤス肌衣・麻眞田・帽子・貝釦
亞米利加合衆國	二二四、九〇九	一六四、一八四	一六六、三二〇	生絲・除蟲菊・模造パナマ帽子・ラッグラッグ・襤褸・薄荷腦・荏胡麻油・燐寸・ポンジー・樟腦・豚毛・玩具・毛皮・麥稈眞田・歯用刷子・セルロイド柳・野草莚・麻眞田・硝子製品・雁皮紙及薄葉紙・菜子油・木製品

加奈陀	一五、三三六	七、〇二一	二、二三〇	米・襤褸・氈具・歯用刷子
濠太剌利（新西蘭共）	四一、二三三	一九、一八三	三〇、二一三	縮緬・富士絹・生金巾及シーチング・羽二重・縞木綿・絹繻子・綿浴巾・綿ネル・氈具・細綾・晒金巾・模造パナマ帽子
布哇	四、八四六	四、一七一	三、七五八	罐詰食物・履物・煎魚・鱈・穀粉及澱粉
埃及	二七、〇九九	二五、六〇一	三一、六八七	生金巾及シーチング・縞木綿・縮緬・綿メリヤス肌衣・晒金巾・富士絹・絹繻子・靴足袋・羽二重・綿ネル・細綾・更紗・小倉織
南阿聯邦	七、八〇五	一〇、四九六	二〇、一五三	縮緬・富士絹・綿メリヤス肌衣・小倉織・縞木綿・細綾・靴足袋・繻子・綿帆布・羽二重
東部阿弗利加		五、二〇八	九、三三七	（綿粗布）・綿メリヤス肌衣・縮緬・履物・細綾・羽二重・縞木綿・綾木綿
中米諸國	四、〇〇八	二、七七五	九、九二七	
亞爾然丁	六、七四七	二、六二六	八、五二八	（綿ネル・縞木綿）・縮緬・晒金巾・細綾・ポンジー・綾木綿・貝釦
其他南米諸國	七、三三五	八、三三三	一〇、九〇二	縮緬・綾木綿・晒金巾・絹繻子・生金巾及シーチング・綿メリヤス肌衣・靴足袋・羽二重

輸入國 支那

次に輸入貿易に就き之を通商國別に觀るに、先づ支那は大正七年俄に激増して第三位に上りたるも、昭和初年前後多少の盛況を見たる外は一般に不振にして、殊に昭和六年滿洲事變後は急激に閑散を來し、今や最盛時の三分一に下りて、遂に第五位に低下した。輸入品の大部分は原料品にして、唯廉價の故を以て鳥卵及生牛肉の續々輸入せられたるを異とすべきのみである。而して輸入の大宗たる繰綿は、打綿又は綿ネル原料として歡迎を受け、一千萬圓乃至四千萬圓に上りしに、近年

同國紡績業の發達に伴ひ、我國仕向けに減少を來しつゝある。油槽は豆糟其大部分を占め、一時綿絲に次ぎしが、近年割安なる硫安に壓せられ、豆類は大豆を主とし、豆糟の需要減に伴ひて近年輸入を漸減せしが、此外年々百萬圓以上を續けしものに、牛皮・漆・麩ありしも、今や漆・麩は激減するに至つた。

關東州

關東州は年と共に漸減せしが、是全く輸入の過半數を占むる豆糟の減少に起因するものにして、豆糟に次げる大豆も近年豆糟・豆油の不況に販路を失ひて輸入を激減し、昭和年間に入りては石炭を、更に近年には銑鐵・紙卷煙草等の新に多量の輸入を見るに至りしは注意すべきである。然れども元來輸出品を有せざる同地の滿洲國樹立後の激減は當然にして、昭和八年は僅かに百萬圓に過ぎなかつた。

滿洲國

滿洲國建國日尚淺きに拘らず、既に昭和八年には豆類・豆糟・銑鐵・石炭を其主要品として一躍二千六百萬圓の輸入を見るに至り、天然資源無限と稱せらるゝ同國と資源に乏しき我國との輸入貿易の今後は期して待つべきものがある。

英領印度

英領印度よりの輸入は過去十五年間終始輸入國中第二位に在りしが、其大部分を占むる原料品の工業界の不振により、輸入額は寧ろ減少の傾向にありといふべく、其盛衰を左右する綿絲は近年加工綿布の生産增加に伴ひ、太絲原料たる本品の

使途自ら狹められ、昭和年間に入りて著しく米綿に壓せられ、曾ては二億圓を超えしに今は七千萬圓臺に過ぎぬ。棉花に次ぐ銑鐵は、同國品の安價なりしと積出の利便とに依りて多量の輸入を見しも、本邦製鋼業者の完全なる販賣統制により減少を來し、却つて屑及故鐵の輸入を見るに至つた。又需要逐年增加し、其大部分を同國に仰げる羊革は、近年財界極度の不況によりて減少を續け、昭和初年輸入巨額に上りし生護謨も、夾雜物多きを理由として當業者に嫌忌せられ、爲に今や殆ど姿を沒するに至りしは注意すべく、之に反して印度黃麻は包裝用途年と共に擴大して輸入亦增加をつゞけ、米・豆類が震災後數年莫大なりしは一時的現象といふべく、大正年間盛況なりしセルラック・骨粉・菜子糟・鉛等の輸入は菜子糟を除きてはいふに足らぬ。

英領海峽殖民地

英領海峽殖民地よりの輸入貿易の消長を支配するは生護謨にして、元來履物原料は優良品を要せざるを以て、海峽殖民地及蘭領印度產を以て常に輸入量の九十%を占め、ゴム工業の發達に伴ひ輸入數量激增し、價額に於ては減少せしも、過去十五年間の數量は約四倍するに至つた。品質優良斯界の標準品として歡迎せられたる此地の錫も、大正年間を最後とし、財界不振と大阪陸揚の增加とにより全く昔

日の傾を止めざるに至りしが、是等二商品を除きては見るべきなく、從て貿易價額は近年減少を來せるも、其實質には大なる變化を見ざる現狀にある。

佛領印度

佛領印度よりの輸入は盛衰常なきも、近年の不振は甚だしく、昭和八年を以て大正八年に比すれば僅々二十分一に過ぎない。是れ輸入を獨占せる米の多きは三千萬圓、少きも四百萬圓に上りしことありしに、我國產米の自給自足漸く成り、昭和四年以來全く輸入を絕つに至りしに因るものである。

蘭領印度

蘭領印度も一進一退にして、其重要品と稱すべきものも本期間の前後に於て著しき變化を來し、曾ては內地消費及輸出精糖の原料は多く同國より輸入せられて、年々五百萬圓乃至一千七百萬圓に及びしも、近年臺灣糖の增產に依りて激減し、今後更に減退すべく、尙大戰後揮發油の需要激增するや其輸入亦自ら增加せしが、近年は之に代りて原油其他の鑛油に增加を來し今や輸入品中の首位を占め、生ゴムは品質優良にして而も廉價の故を以て、近年の輸入量は印度產を遙かに超え、海峽殖民地產にも比肩せんとするに至つた。

比律賓諸島

比律賓諸島との貿易は特に盛衰の甚だしきものがある。蓋し唯一の商品とも云ふべき麻類の消長に因るものにして、一時は我纖維工業の發展に伴ひ、原料麻類

としてマニラ麻の輸入多額に上りしも、其主要用途の局限せられたるが爲に自ら輸入額に動搖多く、未だ我國重要商品の原料とは認め難く、近年葉煙草を増加し來れるも年額五十萬圓内外に過ぎぬ。

暹羅

暹羅の變動著しきは、輸入を獨占せる米に左右せらるゝが爲にして、米の輸入は年の豐凶に依るも、また米穀法の運用に依る關稅減免にも因るべく、而して我國産米は今や自給自足の域に達せんとせるを以て、同國輸入米も漸減の傾向に在るは當然なりといふべく、チークは一時增加せんとせしも、固より少額にして今は却つて減少しつゝある。

露領亞細亞

露領亞細亞よりはドロノキ及ハコヤナギの輸入年々二百萬圓前後を算せしも、昭和六年以後俄に激減し、今や同地とは殆ど關係を絶つに至つた。

英吉利

歐洲に於ては英國最も關係深く、大正七年には三千三百萬圓にして第五位に在りし同國は、次第に增加して同十三年には第三位二億圓に垂んとせるに、其後年と共に減少し、今や三千萬圓に達せず第六位に下つた。其輸入品の消長を見るに、從來は綿毛の纖維工業關係品と鋼材類とを以て占めしも、近年國産品の擡頭著しく、且は不況による消費の減退と大阪荷揚增加と相俟ちて其輸入額を漸減し、我紡績

業の顯著なる發達に伴ひて、斯界に信用厚く全く獨占的輸入を續けたりし紡績機も、近年國產機の進步著しく、業界の不振と相俟ちてこれ又輸入を漸減した。羅紗は一千萬圓乃至三千六百萬圓に及びしことあるも、我國斯業の發達は價格と品質とに於て之に遜色なく、從て同國品は當港輸入總額の九十%を占むるも、金額にありては三百萬圓に過ぎぬ。銑鐵は從來製艦材料として輸入せられしも、軍備縮少と大阪荷揚增加の爲め、大正十一年來激減し、條竿鐵は割高の故を以て昭和初年來減少著しく、鐵類中最も多額なりし鐵板の大部分は、鍍金川及琺瑯鐵器の薄板なりしを以て、曾ては內地鍍金工業の發達に伴ひて輸入旺盛なりしも、今や川崎造船所其他當港附近にての增產額著しく、遂に輸入を絕つに至り、葉鐵は我國罐具及罐詰等の發達に伴ひ、年々輸入を增加し、今や輸入鐵類中の首位を占むるに至りしも、而も其額百萬圓に過ぎず、以て同國よりの鐵類輸入の減少を知るべきである。曹達類は我化學工業の發達に伴ひ逐年需要を增加し來り、曹達灰は同國品之を獨占し、苛性曹達は米國と相竝びて多額の輸入ありしが、近年內地生產に抑へられて輸入減少の傾向にあり、硫安は獨米兩國品に對抗せしことあるも、其品質と價格とに劣る所あると、國產品の增加とによつて漸減し、汽罐・縫衣機・汽船等の輸入も一時盛大

なりしも、今や殆ど算ふるに足らざるに至つた。

佛蘭西　佛蘭西よりの主要輸入品は紡績機及毛織絲なりしも、其盛時は昭和初年までにして、從て今や同國との貿易關係はいふに足らず、唯最近羊毛紡績機のみは他國品に比して斷然首位を占むるも、而も國産品の擡頭著しきを以て一時的現象に過ぎず、唯香精・アニリン染料の年々の輸入と、昭和三年より輸入を見し鐵類とは稍〻留意すべきものである。

獨逸　獨逸は大正十四年以來稍〻不振となれるも、之より以前卽ち大戰後より大正十三年に至る間の當港輸入增加率は顯著なるものがあつた。其首位を占むる毛織絲は品質優良の故を以て年々二三千萬圓に及び、之に次げるアニリン染料亦戰前の販路恢復運動に奏效して逐年輸入を激增し、人造藍も之と揆を一にせしが、一時旺盛なりし毛織絲も今や殆ど影を沒し、アニリン染料は高級品を主とするを以て、依然として輸入を減せず輸入品の首位を占めてゐる。硫酸アムモニヤは高價なる豆糟の代用品として、大正十三年以降大量生産に係る廉價を標榜して巨額の輸入を續け來り、條竿鐵は割安を以て目せられ、爲に大正年間には巨額に達し、ツイヤロツド鐵は大正末年より增額せしが、最近何れも國産品に壓倒せられ、コールタール

分餾物及硫酸加里の昭和初年以降稍〻多量を輸入して今日に至れるは注意すべきものである。

瑞　西

瑞西は大正十三年迄次第に其輸入額を增加せしが、是れ夙に世界最優良品とせらるゝ懷中時計と、其機械及部分品の盛況を續けたるに依るものにして、其後は製品としての時計に激減し、半製品としての輸入に增加を見た。又昭和年中より品質・價額に於て內地品に優るの故を以て多額の輸入を續けたるアニリン染料も、高級染料少く、爲に今や國產品に壓せられんとし、かくて全般的に同國貿易は近年衰退の途にありとせらるゝ。

瑞典及諾威

瑞典及諾威は共にパルプの輸入を主とするも、大正年間は瑞典品、其後は諾威品盛況を續け、其品質優良にして、近年急激に發達せる人絹製造に好適品として名高く、而も內地の生產不可能なるを思へば、今後尙輸入を見るべく、之を除けば諾威は少量の紙類あるのみである。瑞典は包裝用紙を主とする紙類の輸入に見るべきものありしが近年減少し、また大戰直後稍〻多量の輸入を見たる銑鐵其他鐵類も其後中絕せしが最近再び盛況を呈し來り、今や同國輸入品の首位を占むるに至つた。

白耳義

白耳義は夙に硝子板の主要供給國たりしも、世界大戰と共に中絕し、戰後は廉價

を標榜して多額の輸入を續けしが、近年內地斯業の顯著なる發達に抑へられ、今や少量の厚板の外は其跡を絕つに至り、一時硝子板以上の活況を呈せし條竿鐵もまた內地品に壓せられて昭和初年より衰退に向ひしが、同國との貿易は大正十三年を最高として今やいふに足らぬ。

其他歐洲諸國

其他の歐洲諸國には見るべきものなく、伊太利は水銀・人絹・酒石酸を主要品とするも、年額二百萬圓乃至四百萬圓に過ぎず、和蘭は羅紗・人絹を主とするも、全輸入額は多き年にも二百萬圓に過ぎず、近年特に不振となり、西班牙の葡萄酒、丁抹のクリオライトあるも其額極めて僅少である。

米國

米國は輸出の場合と同じく、終始壓倒的首位を占むるも、昭和初年前後を除けば幾分衰退の跡が見られる。其輸入の大宗たる繰綿は、價額にありては固より增減あり、本期間の前後に於ける增加叉僅少なるも、其數量の二倍に近き激增を示すは、是れ近來機業界に於て加工綿布の製造に增加し、從て細番手の原料たる同國品を激增せるものにして、大正末年より印綿の地位を奪ひ、今や印綿の約二倍を占むるに至つた。米材は大正九年八月內地木材商保護を目的として一時關稅撤廢せられ、爲に米材輸入を促進して巨額に上りしが、內地材の擡頭と、當港貯木場不備によ

る大阪荷揚增加との爲め、逐年激減せるは注意に値ひする。鐵類は大戰後同國輸出解禁と共に滔々と輸入せられ、其首位を占むる鐵板の輸入は內地鍍金工業の發達に促され、葉鐵亦罐詰業の發達に連れて盛況を呈せしも、何れも昭和四年頃より國產品に壓せられて著しく減少するに至り、ワイヤロッド鐵及電鍍鐵板は大戰來專ら米國品に依り代表せられたるに、戰後歐洲品と主客顚倒せるのみならず、近年當港附近の生產增加と共に激減した。阪神地方の土木建築工事及鐵道土木事業の殷盛と共に、其好適品として歡迎せられし同國の鐵筒及鐵管とレールは、近年大阪への直送を見るに至り、之に代りて鐵材製造原料として屑及故鐵の年々增加を見るは注意すべきである。苛性曹達は英國品と共に連年多額の輸入ありしも、本邦の生產增加の爲め今や著しく減少し、紡績機・縫衣機・電氣機械・金屬工及木工機械等の機械類は、大正末年以來需要の減少と國產品の擡頭とにより其減少著しく、特に紡績機は顯著なる減少を示した。自動車及部分品と寫眞用フキルムとの近年の增加は、新時代の傾向を證するものなるべく、最近諾威產に代りて輸入を開始せるパルプの、人絹界未曾有の活況と共に著しき增加を見たるは注意すべきである。尙內地產額の不足補充の爲めの米及小麥の輸入は一時頗る旺盛なりしも、今や前

者は內地の增產により、後者は輸出製粉用として濠洲品に壓せられ、共に著減するに至り、コンデンスミルクも優良なる國產品に阻まれ、葉煙草は稍〻多額の輸入を見つゝある。

加奈陀

加奈陀との貿易は震災以來昭和四年に至るまでを最盛期とし、其中輸入の大宗たる製紙用パルプは內地製紙業の發達に伴ひ、終始堅實なる取引を續け來りしも、自給自足の域に達せる本邦の現狀より見て、將來減少を免れ得ざるべく、小麥は震災後數年間最適なる輸出製粉用とせられ、輸入爲に一時に激增せしが、近年濠洲品の增加と內地の增產とに壓せらるゝに至り、鉛・亞鉛は此頃より良質廉價を以て濠洲品に代り激增せるも、幾もなく大阪直送の爲め激減し、其他に木材及鹽魚の輸入を見るもいふに足らぬ。

中米及南米諸國

中米諸國は世界有數の砂糖生產地なるも、相場の關係上瓜哇糖に壓せられて輸入稀なるのみならず、終始輸出のみの片爲替であり、南米諸國との輸入關係も密なるに至らず、唯智利のみは大正九年の一千五百萬圓の外は年々二百萬圓乃至六百萬圓を算せしも、昭和五年以來其大部分を占めし智利硝石の激減に伴ひ、俄に百萬圓に足らざるの不振を示すに至つた。亞爾然丁は獸骨・單寧材料等終始百五十萬

圓內外の輸入を續け、殊に最近二三年來の羊毛輸入の增加は注目に値するも、其他の諸國にありては少額の珈琲・獸骨・羊毛等の輸入を見るに過ぎぬ。

埃及其他阿弗利加諸國

埃及よりの輸入の大正十二年乃至昭和二年の特異なる盛況を除けば、殆ど微々として振はざりしは、其繰綿が其後東部阿弗利加品の進出に漸次壓せられしに由るべく、南阿聯邦は少額の羊毛・單寧材料等の外見るべきものなく、唯東部阿弗利加の繰綿を主とする昭和八年の輸入額三百五十萬圓に上りしは最も注目すべき躍進であつた。

濠太剌利

濠太剌利との取引は大正十三年前後の好況を除けば、大なる發展の跡は認め難しと雖、唯羊毛・小麥の二大商品のみは依然として盛況を持續してゐる。同國輸入の絕對多額を占むる羊毛は、地理的關係上割安にして而も使用に狎れたる爲、當港輸入羊毛を獨占し、特に震災後阪神地方の各工場は極力毛絲の增産に努め、爲に一時に激增せしが、大正十五年トップに課稅せられてより脂毛に增加し、內地羊毛工業の顯著なる發達に伴ひ愈、輸入を促進し、昭和八年は大正九年に比し、價額約二倍、數量的五倍の盛況を示せしが、近年當港輸入の全國の增加率に伴はざりしは、毛絲工場の關係上、大阪・名古屋への直送品增加に因る。而して大戰後の米穀類昂騰に

伴ひ、多量の輸入を見たる小麥は、震災後愈〻增加し、其後一時加奈陀品に壓せられしも、最近輸出製粉用として最適の故を以て再び當港輸入の首位を占むるに至り、又石鹼製造業の隆盛となるに從ひ、牛脂の增加を見たるも、大正末年より擡頭せる廉價なる內地硬化油に阻止せられ、鉛塊の大正十四年來姿を沒したるは前年大阪揚の協定成立に因るものである。

以上各通商國の過去十五箇年間に於ける關係を表示して參考とする。

大正八年乃至昭和八年神戸港通商國別輸入貿易價額幷重要貿易品目表

一

大正八年乃至同十四年の國別輸入價額及重要品

國別	大正八年	同十一年	同十四年	同十四年輸入重要品（價額順、括弧內ハ百萬圓以上他ハ五十萬圓以上）
中華民國	千圓 一〇一、七七四	千圓 四六、七二五	千圓 六五、一四六	（繰綿・豆類・鳥卵・麩・棉子糟・漆・生牛肉・葉煙草・牛皮・包蓆）・絹屑物・菜子油・豆糟・錫・菜子・骨粉・胡麻子
關東州	五八、〇四一	二四、九三五	三二、四三八	（豆糟・大豆・小豆・石炭・煙草）・高粱・花胡麻子
英領印度	二一〇、九三五	一七一、三三八	三七、一九八	（繰綿・米・生ゴム・豆類・羊革・菜子糟・セルラック・銑鐵・骨粉・鉛塊・ガンニー嚢）
英領海峽殖民地	二〇、九四九	一一、五〇二	二五、〇五三	（生ゴム・錫塊）・籐
佛領印度	三三、八六二	七、四六〇	一三、五五二	（米）・繰綿・漆
蘭領印度	二一、三八三	一三、六八〇	二八、六三三	砂糖・揮發油・原油・ハラフインワックス・石油・貝殼・錫塊

比律賓諸島	四、〇九四	四、八二九	九、五二五	(麻類)
暹羅	一三、七二四	六、三四五	八、六二八	(米)
英吉利	六七、七八八	一三二、五五六	一二〇、九六六	(純毛羅紗・羊毛・混綿羅紗・不電鍍鐵板・毛織絲・曹達灰・硫酸アムモニア・縫衣機・汽船・葉鐵・紡績機・苛性曹達・グリセリン・綿撚子及金地・硝子板・瓦斯石油及蒸氣機關・發電機及電動機・綿絲・鐵條竿テーアンクル型・自轉車部分品・晒金巾・レール・革類・綿縫絲・箍及帶鐵・洋罐)
佛蘭西	四、九二三	九、一〇八	二四、九三〇	(毛織絲・紡績及織布機)・純毛羅紗
獨逸	一三一	六二、九五七	六八、八九八	(毛織絲・硫酸アムモニア・アニリン染料・發電機及電動機・ワイヤロッド鐵・條竿鐵・硫酸加里・人造藍・拳銃・鹽酸加里・製紙用パルプ・帶鐵・印刷用紙)
瑞西	三、四五〇	四、一一八	七、七六八	懷中時計・懷中時計機械及部分品・アニリン染料
瑞典	六、二六〇	五、九四三	六、四〇六	(パルプ・包裝用紙　以下三十萬圓乃至十萬圓)條竿鐵・模造羊皮紙・模造日本紙・板紙・銑鐵
白耳義	三四	一〇、〇三八	四、九六七	硝子・條竿鐵・ワイヤロッド鐵・亞鉛板
亞米利加合衆國	三八七、一六二	二八五、三一〇	三五四、〇六八	(繰綿・パインファー及シダー・小麥・硫酸アムモニア・鐵板・葉鐵・礦油・アルミニウム塊・發電機及電動機・葉煙草・コンデンスミルク・自動車及部分品・鐵道車輛及部分品・燈油・靴底革・松脂・苛性曹達・米・染色着色革・牛皮・醋酸石灰・アニリン染料・寫眞用フヰルム・農具及工匠具・瓦斯發動機・金屬工及木工機械・揮發油・硼酸曹達・ゴム製品・ワイヤロッド鐵・人造藍・鐵螺旋釘・鐵筒及管・石油)
加奈陀	三、二二〇	九、一五三	一三、四六二	(パインファー及シダー・パルプ・鉛塊・小麥)・亞鉛塊・包裝用紙
濠太剌利(新西蘭共)	二三、九六三	三九、二九七	六二、六五九	(羊毛・小麥・貝殼)・牛脂
埃及	六、四六五	三、六五二	一九、七〇八	(繰綿)
亞爾然丁	一、六七八	三〇八	一、四四五	(以下五十萬圓乃至十萬圓)單寧エキス・獸皮・獸骨
智利	六、二六二	三、九九六	二、九六一	(硝酸曹達)

二

昭和二年乃至同八年の國別輸入價額及重要品

國別	昭和二年	同五年	同八年	同八年輸入重要品（價額順、括弧内ハ百萬圓以上、他ハ五十萬圓以上）
	千圓	千圓	千圓	
中華民國	六九、九四七	三八、五九二	三〇、〇七五	（繰綿・生牛肉・豚毛・牛皮・葉煙草・棉子糟・山羊毛及駱駝毛・絹屑物・麩・落花生・麻類・胡麻子）
關東州	一九、四一七	二三、一二八	一、〇九三	生牛肉
滿洲國	—	—	二六、六五七	（大豆・豆糟・銑鐵・石炭・小豆・荏胡麻・飼料・粟黍稗・滑石・蓖麻子・生牛肉）
英領印度	一六七、八七七	一一三、七六七	一二六、九二七	（繰綿・麻類・屑及故鐵・羊革・銑鐵・ガンニー袋・豆類・菜子糟・紅茶・セルラック・石墨）
英領海峽殖民地	一七、〇三八	七、八三五	一三、八四五	（生ゴム）・屑及故鐵・牛皮及水牛皮・鐵鑛・貝殼
佛領印度	六、九六六	七一五	一、六七五	漆・實棉
蘭領印度	二三、五〇一	一八、九一七	二一、一九三	（礦油・生ゴム・砂糖・原油）・キニーネ・屑及故鐵・植物纖維
比律賓諸島	一一、三五九	六、七四三	七、四六八	（麻類）・葉煙草・植物纖維・木材
暹羅	七、六七四	五、七三六	三、八九二	（米）・チーク
英吉利	七七、五一三	四〇、五五五	二六、七九三	（ニッケル塊・混綿羅紗・毛織絲・純毛羅紗・硫酸アムモニア・金屬工及木工機械・鉛罐・葉鐵・寫眞用乾板）
佛蘭西	一五、九九二	六、八三八	八、六五九	（紡績及織布機）・シートバー・アニリン染料・香精・ピラミドン
獨逸	六八、六六二	四九、八九〇	三七、七一〇	（アニリン染料・硫酸アムモニア・コールタール分餾物・鐵板・硫酸加里・ホップ・製紙用パルプ・木精・寫眞用フキルム・鯨油・發動機及電動機）
瑞西	八、九八〇	六、六八二	三、九一四	（アニリン染料）・懷中時計機械及同部分品
瑞典	五、一二七	三、七六七	七、三八六	（パルプ）・銑鐵・特殊鋼・リボン鐵・鐵條竿及アングル型・包裝用紙
白耳義	五、九三一	三、二七〇	一、七六四	帶鐵・寫眞用フキルム・亞鉛板・鐵板

亞米利加合衆國	三五六、三七一	一七四、八四八	二四五、四一七	（繰綿・パルプ・屑及故鐵・葉煙草・牛皮・寫眞用フキルム・礦油・ペインフアー及シダー・燐礦石・鹽化加里・アニリン染料・カーボンブラック・金屬工及木工機械・電氣用カーボン・縫衣機・石絨・葉鐵）
加奈陀	一八、三六三	七、七六〇	八、三九七	（パルプ・小麥）・石絨・鹽魚・包裝用紙・鉛塊
濠太剌利（新西蘭共）	三四、五一六	二六、六九八	三三、一二六	（羊毛・小麥）・貝殼・カゼイン
埃及	一三、二一七	三、六一三	二、七一五	（繰綿）・アイボリナット
東部阿弗利加	—	一、七八五	三、四八七	
亞爾然丁	一、三五〇	一、三三四	二、三八七	羊毛・獸皮・單寧エキス
智利	三、七五六	九五四	八一七	硝酸曹達

十五年間の概觀

大正八年以降十五箇年間の各通商國を通覽するに、輸出入共に神戸港にとり最も重要なるものは、支那・關東州・香港・比律賓諸島・海峽殖民地・英領印度・蘭領印度・亞米利加合衆國・英吉利・佛蘭西・獨逸・加奈陀・濠太剌利・埃及の十四地方なること大正八年以前と大差なきも、此十五箇年間の貿易關係を詳細に觀察すれば、是等通商國貿易額の神戸港總貿易額に對する割合には、時に固より隆替あるを免れず、其推移の跡を便宜上表示すれば左の如くである。

神戸港重要通商國貿易價額及輸出入總額に對する割合表

（表中「少」は割合〇・一％以下なるを示す）

國別		大正八年 價額	大正八年 割合	同十二年 價額	同十二年 割合	昭和二年 價額	昭和二年 割合	同六年 價額	同六年 割合	同八年 價額	同八年 割合
		千圓	%	千圓	%	千圓	%	千圓	%	千圓	%
中華民國	輸出	九八、七九一	一三・三	四九、八六九	一四・〇	八二、九六九	一一・六	三二、六〇二	七・七	一七、七〇四	二・七
	輸入	一〇一、七七四	一〇・〇	六一、〇七五	六・一	六九、九四七	七・二	三三、四九一	七・三	三〇、〇七五	四・六
關東州	輸出	二五、六三八	五・八	三二、四九〇	三・五	三三、八〇三	三・四	一五、八四四	三・九	三七、一七〇	五・六
	輸入	五八、〇四一	五・七	三四、九四五	三・五	一九、四一七	二・〇	一六、〇八九	三・五	一、〇九三	〇・三
滿洲國	輸出	—	—	—	—	—	—	—	—	九、八五一	一・五
	輸入	—	—	—	—	—	—	—	—	二六、六五七	四・二
香港	輸出	二九、一五四	六・六	二八、三八八	七・九	三八、六九七	五・五	一五、六八五	三・八	七、四〇四	一・二
	輸入	八八二	〇・一	一七四	少	一七八	少	七二	少	三三	少
英領印度	輸出	四一、六三八	九・四	四〇、〇五〇	一一・二	六三、九九九	九・一	三七、三七八	九・二	七三、七四九	一一・三
	輸入	三一〇、九三五	二〇・八	三一〇、五一〇	二〇・九	一六七、八七七	一七・五	八四、五三六	一八・五	二二六、九二七	一九・五
英領海峽殖民地	輸出	一三、三六二	二・八	一三、八二八	三・六	二三、八七七	三・四	一〇、三六二	二・五	三三、〇六四	三・四
	輸入	二〇、九四九	二・一	一八、七三八	一・九	一七、〇三八	一・八	六、三六〇	一・四	一三、八四五	二・一
佛領印度	輸出	六三六	〇・一	八九九	〇・三	二、六〇六	〇・四	七一三	〇・二	一、七七七	〇・三
	輸入	三二、八八二	三・二	四、八六二	〇・五	六、九六六	〇・七	六四五	〇・一	一、六七五	〇・三

蘭領印度	輸出	二八、二四八	六・四	一九、五三九	五・五	四〇、一六三	五・七	二四、八一五	六・一	四八、九一二	七・五
	輸入	二二、三八三	二・二	一四、八〇四	一・五	二三、五〇一	二・四	一五、四三三	三・四	二二、二九三	三・三
比律賓諸島	輸出	二、一一〇	〇・五	一三、七八二	三・九	二五、九七三	三・七	一三、七八一	三・四	一三、五〇三	二・一
	輸入	四、〇九四	〇・四	六、六〇七	〇・七	一一、三五九	一・二	五、八二三	一・三	七、四六八	一・一
暹羅	輸出	二、〇九五	〇・五	二、七三〇	〇・八	六、九九三	一・〇	二、二二二	〇・五	八、七九二	一・四
	輸入	一三、七二四	一・四	四、四〇六	〇・四	七、六七四	〇・八	一、九三三	〇・四	三、八九二	〇・六
英吉利	輸出	三八、八〇〇	八・八	二〇、五二六	五・七	二七、七八〇	三・九	一七、四三三	四・三	三五、八五六	五・五
	輸入	六七、七八八	六・七	一四七、二七八	一四・六	七七、五一三	八・〇	二九、二三一	六・四	二六、七九三	四・一
佛蘭西	輸出	三、九三〇	二・九	九、六五〇	二・七	九、七二九	一・四	五、八一二	一・四	一四、九〇四	二・三
	輸入	四、九二三	〇・五	一四、四五六	一・四	一五、九九二	一・七	六、〇九五	一・三	八、六五九	一・三
獨逸	輸出	五五	少	二、七七三	〇・八	七、六二八	一・二	四、四〇〇	一・二	八、一五七	一・三
	輸入	一三一	少	八三、六三七	八・三	六八、六六二	七・一	六、三八三	一・四	三七、七一〇	五・八
瑞西	輸出	二六一	〇・六	二七八	〇・一	二三三	少	三三二	〇・一	一一〇	少
	輸入	三、四五〇	〇・三	九、七四四	一・〇	八、九〇〇	〇・九	六、一一八	一・三	三、九一四	〇・六
瑞典	輸出	四四七	〇・一	二六〇	〇・一	二九五	少	四七一	〇・一	二、一四九	〇・三
	輸入	六、二六〇	〇・六	五、〇一五	〇・五	五、一二七	〇・五	三、四二八	〇・七	七、三八六	一・一

白耳義 輸出	二、〇八九	〇・五	五五五	〇・二	一、二三八	〇・二	一、〇六二	〇・三	三、三〇六	〇・五
白耳義 輸入	三四	少	一四、二四四	一・四	五、九三二	〇・六	一、七六六	〇・四	一、七六四	〇・三
亞米利加合衆國 輸出	七六、八一〇	一七・三	八〇、〇六三	二三・四	二一四、九〇九	三〇・五	一四〇、三六二	三四・三	一六六、三三〇	二五・六
亞米利加合衆國 輸入	三八七、一六二	三八・一	二七一、六三五	二七・〇	三五六、三七一	三六・九	一三六、六五五	二九・九	二四五、四一七	三七・七
加奈陀 輸出	三、四八七	〇・八	四、四一四	一・二	一五、三三六	二・二	四、九〇五	一・二	二、二三〇	〇・三
加奈陀 輸入	三、三二〇	〇・三	一三、六二二	一・四	一八、三六三	一・九	六、三八三	一・四	八、三九七	一・三
濠太剌（新西蘭共） 輸出	一六、〇八八	三・六	二一、九五三	六・一	四一、三三三	五・八	一三、四一六	三・〇	三〇、三三三	四・六
濠太剌（新西蘭共） 輸入	三、九六三	二・三	六〇、〇二八	六・〇	三四、五一六	三・六	三九、〇六八	八・五	三三、一二六	五・一
埃及 輸出	九、八九五	二・二	一〇、九三七	三・〇	二七、〇九九	三・八	一七、一三九	四・二	三一、六八七	四・九
埃及 輸入	六、四六五	〇・六	一〇、九六四	一・二	一三、一一七	一・三	二、四四六	〇・五	二、七一五	〇・四
南阿聯邦 輸出	—	—	三、一四七	〇・九	七、八〇五	一・一	一五、一六五	三・七	二〇、一五二	三・一
南阿聯邦 輸入	—	—	四八一	〇・一	七六八	〇・一	四三〇	〇・一	三六〇	〇・一

二　大陸別的觀察

神戸外國貿易の大陸別的推移

輸出

神戸港外國貿易の大正八年以降十五箇年間に於ける大陸別的推移を觀るに、先づ輸出に於ては、明治二十年來常に第一位にありし亞細亞洲は、本期間に於ても昭

和三・四年を除けば終始其地位を維持せしも、而も漸次衰退の傾向あるは否み難く、是れ一に同洲輸出の首位に在りし支那との關係の極度の不振に基くに外ならぬ。北亞米利加洲は明治初年以來殆ど常に第二位を占め、其順位は本期間に於ても依然として變化あるなく、殊に大正十三年來の增加著しく、遂に昭和三・四年は亞細亞洲を拔きて第一位に上りしは、關東震災後當港に輸出生絲・絹織物の一時に輻輳せるに因るものである。歐羅巴洲は明治二十三年以後常に第三位に固定し、本期間に入りても其順位を持續せしが、其輸出總額の變動は著しく、遂に昭和六年以來其地位は阿弗利加洲の下位となりて第四位に低下せしも、本期間の前後に於ける輸出額を比較すれば、少額の增加を來してゐる。昭和六年以來第三位に上りし阿弗利加洲は、大正八年には未だ第五位に在りしものなれば、其增加驚くべきものありといふべく、其原因主として綿織物及絹織物の埃及・南阿聯邦及東部阿弗利加方面への急激なる進出に負ふところである。大洋洲は大正八年第四位にありしに、昭和四年以來第五位に低落せしが、本期間を通觀すれば絹織物及綿織物の好況により寧ろ漸次盛況に向ひつゝありと云ふべく、終始最下位の南亞米利加洲は大正十三年以來の輸出增加著しく、殊に昭和八年の增加は刮目に値ひするものがある。

以上記すが如く輸出に於て、亞細亞洲は昭和三・四年を除けば常に他の追隨を許さず、他洲の貿易額は比較的相接近せるに反し、輸入に於ては亞細亞・北米・歐羅巴の三洲は全く他を壓倒し、而して此三者の價額又相接近し、特に亞細亞・北米の二者は時に其地位を轉換するありて全く相角逐するの形であつた。亞細亞洲の首位を占むるに至りしは明治二十五年以來のことにして、其全額に對する割合も神戸輸入の半ばを占めしも、本期間に入り支那の減少著しく、之が因となりて其地位に動搖を來し、大正九・十・十一年及昭和二・七・八年の六箇年は北亞米利加洲の下位に降るに至りたれば、其割合多きも輸入全額の四十%を超ゆること少く、三十六%前後を占むるに過ぎざる情勢となつた。北亞米利加洲は時に亞細亞洲を拔きて首位を占めしも、從來殆ど第三位にあり、大戰より俄に第二位に上りしものなるを思へば、增進顯著なりと謂ふべく、而して此兩者共に昭和年間には概して其價額に減少を示すこと多きは注意に値する。次に歐羅巴洲は明治二十五年以前は第一位に居り以後第二位に下りたるのみならず、大戰に禍せられて爾後更に第三位に下り、歐亞兩洲との差額甚大なるものありしが、休戰後歐洲各國の恢復著しく、其輸入も年を逐ひて增加し、遂に大正十三年には辛ふじて北亞米利加洲を超えて第二位を占

むるに至り、爾後又漸減して第三位に下るに至りしが、歐亞米三洲の輸入額の其差額極めて僅少なるは、歐亞兩洲の漸減に因るものである。他の諸洲中大洋洲の我毛織業・製粉業の發達に伴ひ、羊毛・小麥の輸入增加に伴ひ第四位に在る外は減少甚だしく、云ふに足らざるに至つた。

大陸別貿易價額及割合表

神戸港大陸別貿易價額及輸出入全額に對する割合表

大陸別		大正八年 價額	大正八年 全額ニ對スル割合	同十一年 價額	同十一年 全額ニ對スル割合	同十四年 價額	同十四年 全額ニ對スル割合	昭和三年 價額	昭和三年 全額ニ對スル割合	同六年 價額	同六年 全額ニ對スル割合	同八年 價額	同八年 全額ニ對スル割合
		千圓	%	千圓	%	千圓	%	千圓	%	千圓	%	千圓	%
亞細亞	輸出	二五五、二五七	五七・六	一九一、五三二	六八・五	三三三、九七三	四五・三	二三三、八四六	三七・〇	一五八、三三一	三八・八	二五五、三三〇	三九・四
	輸入	四六七、一五三	四六・〇	二八八、四一〇	三三・七	五一四、三四四	四二・一	三五五、九三〇	四〇・五	一六五、四二一	三六・一	二三五、一三一	三六・七
歐羅巴	輸出	六一、六四二	一三・九	二四、二四五	八・七	六七、七九五	九・五	六四、三九三	一〇・二	三八、一九〇	九・三	七八、七四三	一二・一
	輸入	八三、一四五	八・二	二二一、〇七二	二五・八	二四四、六三三	二〇・〇	二〇三、一九六	二三・二	一〇三、五一〇	二二・六	一〇五、三三〇	一六・四
北亞米利加	輸出	八〇、四二一	一八・一	三六、〇三五	一二・九	二三七、六五四	三三・二	二五〇、九六三	三九・八	一四七、六二一	三六・一	一七八、四八六	二七・四
	輸入	三九〇、三八二	三八・五	二九五、四三〇	三四・五	三六八、一〇六	三〇・二	二七〇、九四三	三〇・七	一四三、〇八四	三一・三	二五三、九〇四	三九・六
南亞米利加	輸出	七、七四〇	一・八	二、三〇一	〇・八	一二、九二八	一・八	一三、六九五	二・〇	六、〇九七	一・五	一九、四二九	二・九
	輸入	八、九五〇	〇・九	四、五三五	〇・五	四、五七一	〇・四	五、〇四一	〇・六	一、九八六	〇・四	四、二八二	〇・七
阿弗利加	輸出	一五、四五一	三・五	六、〇一一	二・一	二九、一七四	四・一	三三、九九〇	五・三	四〇、八八一	一〇・〇	七九、五三〇	一三・三
	輸入	三三、一四三	三・三	三、四一三	〇・七	二四、八三四	二・〇	一三、三五四	一・四	三、四一九	〇・八	六、七七六	一・一

大陸別													
大洋	輸出	二三,七三九	五・一	一九,七〇七	七・〇	四四,四一二	六・二	三五,五二五	五・八	一六,一一九	三・九	三九,一四〇	六・〇
	輸入	二四,八九一	二・四	四〇,一七七	四・七	六三,三六三	五・二	三〇,六七六	三・五	三九,六八六	八・七	三四,一三四	五・三
其他	輸出									一,七八三	〇・四		
	輸入	七四八	〇・七	一,三二一	〇・一	五五三	〇・一	六九五	〇・一	六一七	〇・一	一,六八三	〇・二

各大陸に對する神戸貿易と全國との割合

神戸港に於ける通商國の大陸別的關係の推移は、又各大陸に對する神戸港輸出入貿易と全國との割合の變化を反映するものにして、今是が割合を示せば次の如くである。

全國大陸別貿易價額に對する神戸の割合表

大陸別		大正八年 全國價額（千圓）	全國ニ對スル神戸ノ割合（%）	同十一年 全國價額（千圓）	全國ニ對スル神戸ノ割合（%）	同十四年 全國價額（千圓）	全國ニ對スル神戸ノ割合（%）	昭和三年 全國價額（千圓）	全國ニ對スル神戸ノ割合（%）	同六年 全國價額（千圓）	全國ニ對スル神戸ノ割合（%）	同八年 全國價額（千圓）	全國ニ對スル神戸ノ割合（%）
亞細亞	輸出	九五五,〇〇五	二六・七	六七二,二八五	二八・五	一,〇〇〇,五六〇	三二・四	八三四,九二五	二八・〇	五〇五,〇一八	三一・三	九三〇,六三七	二七・四
	輸入	一,〇七四,三七五	四三・五	七三八,〇三二	三九・一	一,二一三,八一六	四二・四	九〇三,二〇〇	三九・四	四九三,九三六	三三・五	六五八,五五七	三五・七
	計	二,〇二九,三八〇	三五・六	一,四一〇,三一七	三四・〇	二,二一四,三七六	三七・九	一,七三八,一三五	三三・九	九九八,九五四	三二・四	一,五八九,一九四	三〇・九
歐羅巴	輸出	一九四,九九三	三一・六	一四七,九七五	一六・四	一五二,六〇二	四四・四	一六〇,三四六	四〇・二	一〇一,九九八	三七・四	一八二,〇七八	四三・三
	輸入	一六二,九七〇	五一・〇	四一四,一六七	五三・四	四四七,七七一	五四・六	四〇三,六九四	五〇・三	一九九,七六八	五一・八	二八二,八一三	三七・二
	計	三五七,九六三	四〇・四	五六二,一四三	四三・六	六〇〇,三七三	五二・〇	五六四,〇四〇	四七・四	三〇一,七六六	四七・〇	四六四,八九〇	三九・六

北亞米利加（中米共） 輸出	八五七、〇九四	九・四	七四八、五〇一	四・八	一、〇三二、六九三	二三・〇	八五八、五九八	二九・二	四四二、一六七	三三・四	五一五、三三二	三四・六
輸入	七七三、四五九	五〇・五	六一九、七六八	四七・七	七〇四、九七三	五二・三	六九三、六二一	三九・一	三七八、一九〇	三七・八	六六八、一四〇	三八・〇
計	一、六三〇、五五三	二八・九	一、三六八、二六九	二四・三	一、七三七、六六六	三四・九	一、五五二、二一九	三三・六	八二〇、三五七	三五・三	一、一八三、四七二	三六・五
南亞米利加 輸出	二〇、八三一	三七・二	一〇、三六〇	二二・二	一七、七〇五	七三・〇	二一、一三〇	六〇・一	一〇、二三五	五九・六	三〇、三七九	六四・〇
輸入	一八、一八三	四九・一	七、五七五	五九・九	八、四一二	五四・三	一二、一九九	四一・三	七、〇九八	二八・〇	一二、八七二	四三・三
計	三九、〇一四	四二・八	一七、九三五	三八・一	二六、一一七	六七・〇	三三、三二九	五三・二	一七、三三三	四六・七	四三、二五一	五四・八
阿弗利加 輸出	二四、七八二	六三・三	一一、六四四	五一・六	四二、九五一	六七・九	四三、九二四	七五・一	五八、八六八	六九・四	一三七、二三九	五七・九
輸入	五四、五七八	六〇・七	一七、〇二〇	三一・八	四一、四七七	五九・九	三三、二〇九	三八・〇	一八、二二七	一八・八	四八、四〇七	一四・〇
計	七九、三六〇	六一・二	二八、六六四	三九・九	八四、四二八	六四・〇	七六、一三三	五九・四	七七、〇九五	五七・五	一八五、六四六	四六・五
大洋 輸出	四六、一三五	四九・三	四六、六八七	四二・六	五九、〇七八	七五・二	五三、〇二一	六八・九	二六、五九二	六〇・六	六五、三八〇	五九・九
輸入	六六、四〇九	三七・五	八九、八二九	四四・七	一五四、一四二	四一・一	一三六、五五〇	二二・五	一一七、四八三	三三・七	二一一、三九一	一六・一
計	一一二、五四四	四一・四	一三六、五一六	四三・九	二一三、二二〇	五〇・五	一八九、五七一	三五・四	一四四、〇七四	三八・六	二七六、七七一	二六・五
其他 輸出	三二		―	―	―	―	―		二、一一三	八四・四		
輸入	二三、四八五	三一・九	三、九一七	三三・七	二、〇六七	二六・八	一八、六九〇	三・七	二〇、九七四	二・九	三五、〇四〇	四・八
計	二三、五一七	三一・八	三、九一七	三三・七	二、〇六七	二六・八	一八、六九〇	三・七	二三、〇八六	一〇・四	三五、〇四〇	四・八

之に據り神戸港の各大陸の輸出入が、全國の夫れに對して占むる割合を見るに、

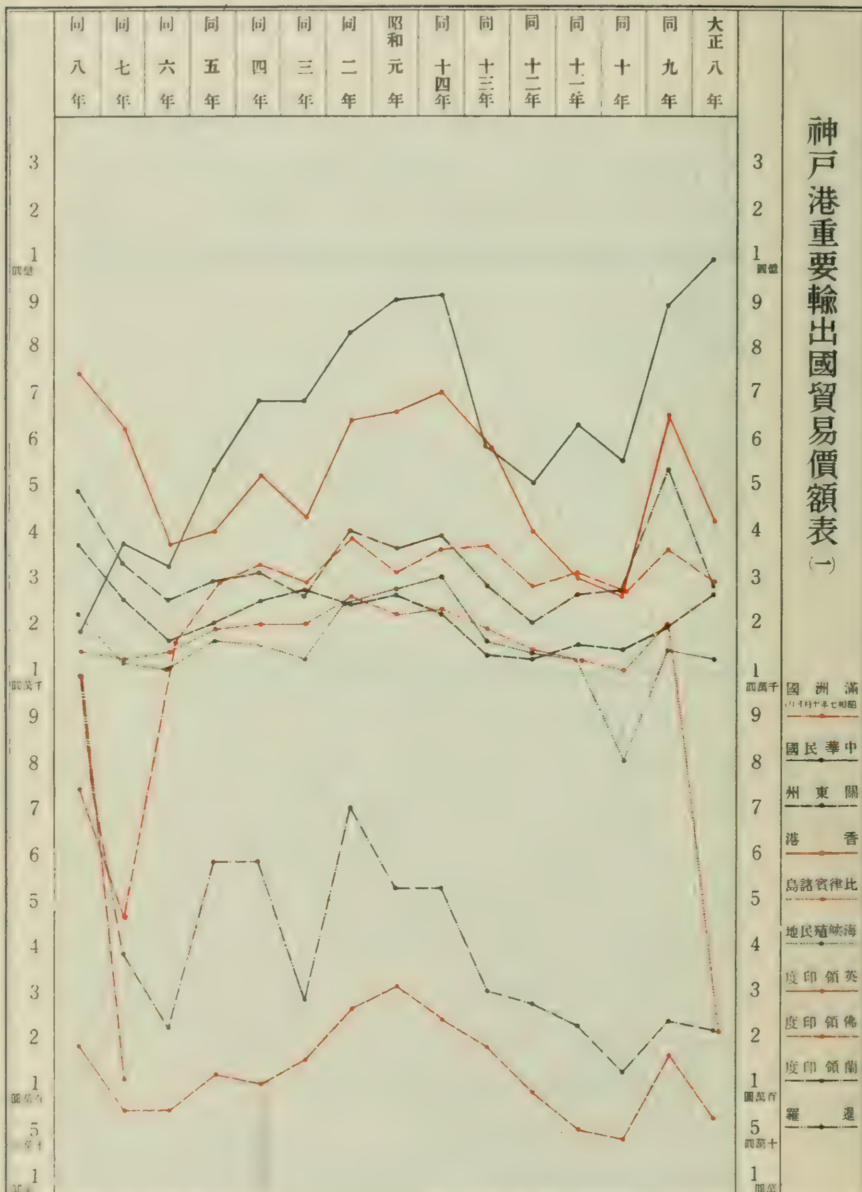
全國に對する大陸別輸出入比較

大正八年の亞細亞洲輸出は二十七％にして、爾後稍〻増加の傾向あるも、常に四十％

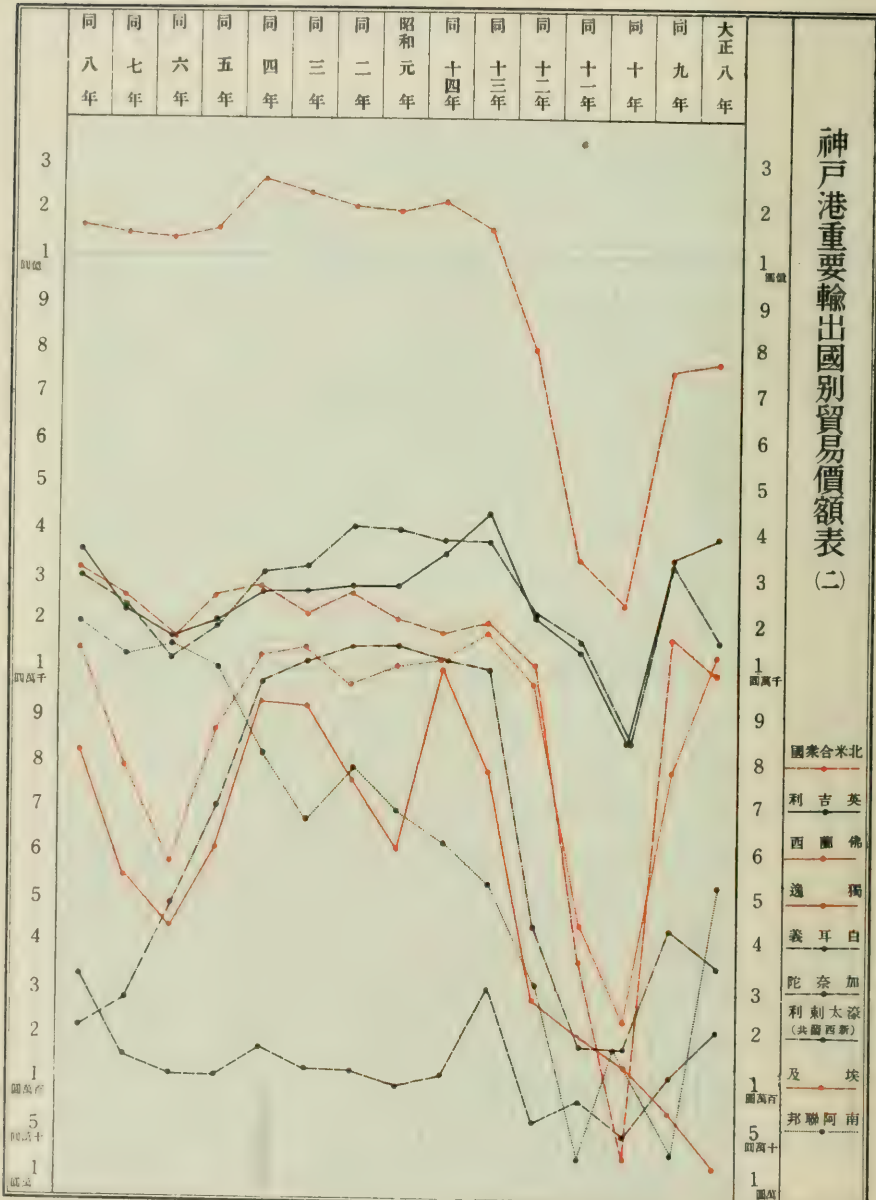
以上を占めたる大阪には比すべくもなく、輸入に於ては、大正八年の四十四%は昭和八年三十六%に減ぜるも、尚全國の首位を占め、同洲との關係密なるを示してゐる。歐羅巴洲への輸出は從來專ら横濱にて行はれ、大正八年横濱の六十一%に對し神戸は三十二%なりしに、昭和八年には其地位全く顚倒し、三十四%に對し四十三%を占むるに至りしが、大正八年五十一%を占めたる其輸入は、一時增加せるも近年減少著しく、今や三十七%となり、却つて横濱の下位となつた。中央亞米利加洲を含む北亞米利加洲の輸出は、横濱常に全國の過半を占め、神戸は大正八年の九%より昭和八年三十五%に增加せるも、尚横濱の五十八%には遠く及ばず、輸入は同期間に五十一%より三十八%に減少せるも、終始全國の首位を占めた。南亞米利加洲は輸出入共に殆ど常に神戸其過半數を占め、今や輸入に稍〻減少を見たるも、輸出は增加著しく昭和八年には六十四%となりて他洲に比を見ざる割合を示した。阿弗利加洲の輸出は近年稍〻減少せるも、全國の五十二%乃至七十五%を占めて優越なる地位を維持せしが、輸入は大正八年には六十一%に達せしに、今や減少著しく十四%に過ぎず、急激に關係を密にせる大阪之に代りて三十六%となつた。大洋洲との輸出も近年稍〻減少せるも常に全國の首位を占め、輸入は逐年著減して

今や常に優位にありし横濱の半ばなる十六%に過ぎない。之を要するに神戸の輸出入共に全國に對し優越なる地位を占むるは南亞米利加洲のみにして、輸出入合計の增加も亦顯著なりしが、他洲の輸出入合計は北亞米利加洲を除けば悉く減少を見たのである。

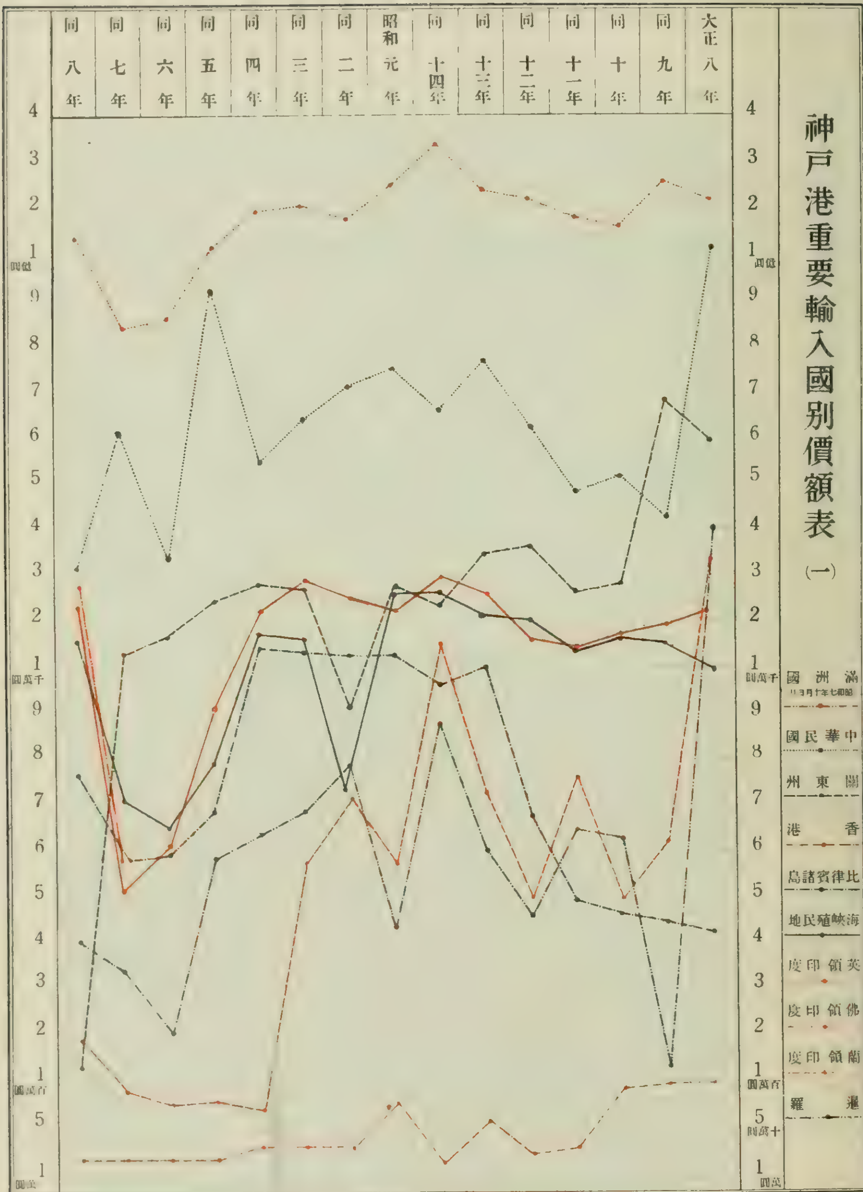
神戸港重要輸出國貿易價額表(一)



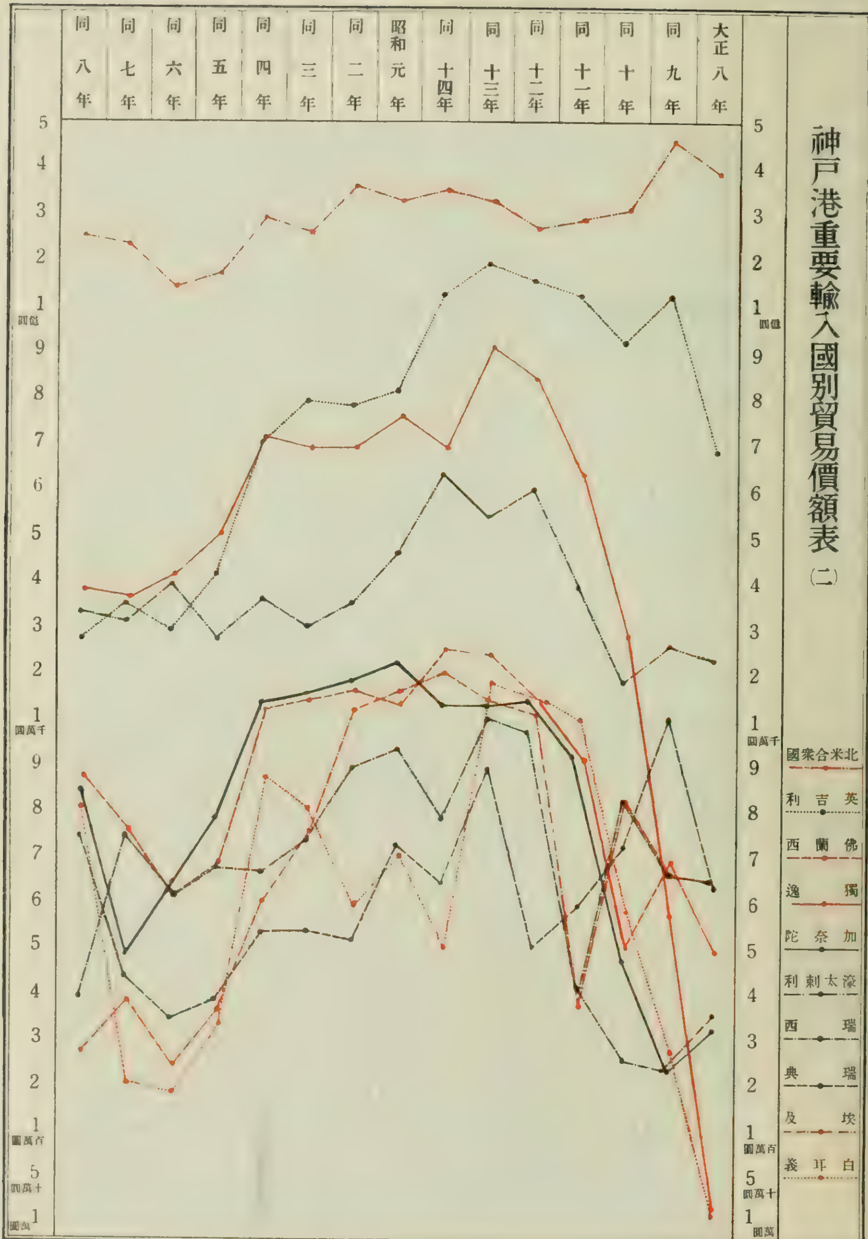
神戸港重要輸出國別貿易價額表（二）



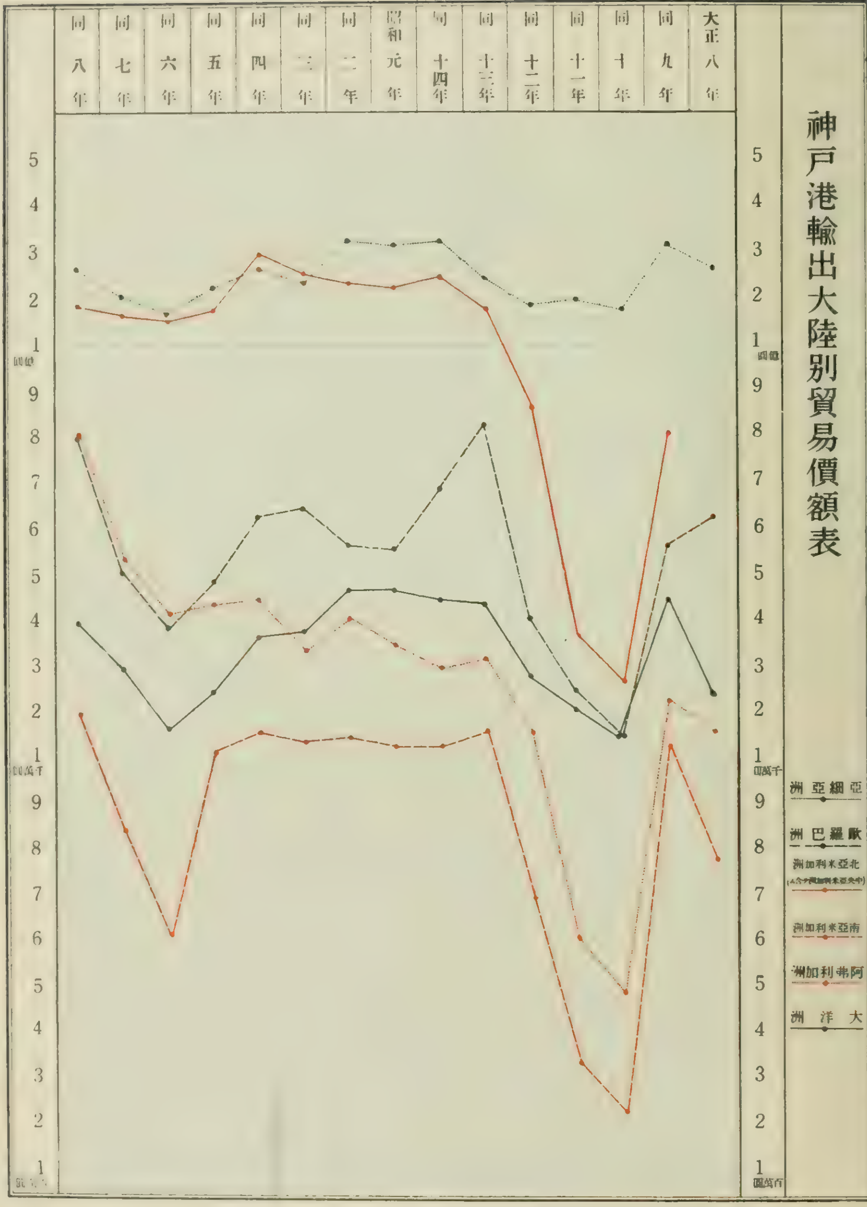
神戸港重要輸入國別價額表（一）

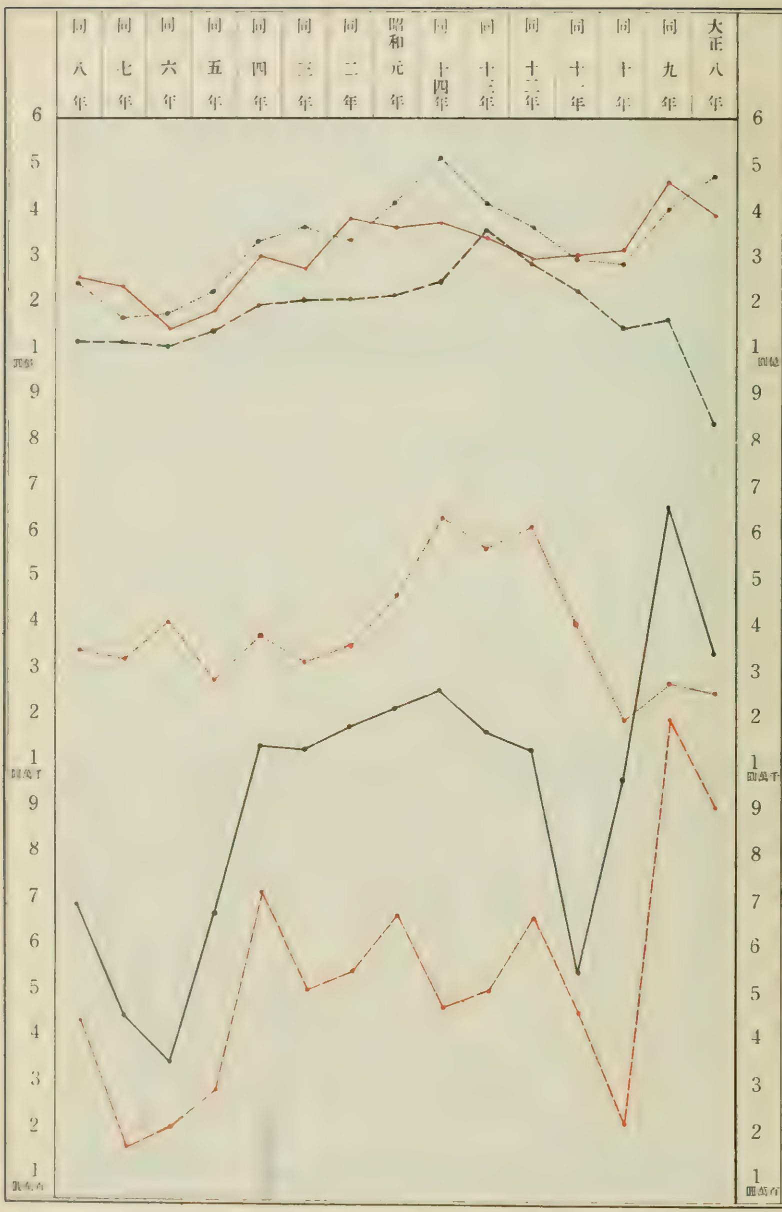


神戸港重要輸入國別貿易價額表（二）



神戸港輸出大陸別貿易價額表





神戸港輸入大陸別貿易價額表

第五節　仲繼貿易の消長

以上縷述せる神戸港外國貿易は、稅關に對する輸出入手續を經由せる普通の輸出入貿易にして、直接當港の盛衰に影響する所極めて大なるものである。然るに其性質上毫も內國市場に關係することなきも、其增加は自ら輸出入貿易を刺戟して之が隆昌を來し、當港繁榮の基をなすものに仲繼貿易がある。こゝに仲繼貿易とは、外國より當港仕向貨物を更に仕出國又は第三國に輸送し、或は外國より第三國仕向貨物を當港に於て積移し、或は一度保稅倉庫又は保稅工場に藏置したる貨物を、其儘に又は同所に於て手入・加工・製造をなしたる貨物を外國に積戻すものを總稱する所謂積戻貨物である。

大正八年以降昭和八年に至る十五箇年間の此神戸港仲繼貨物噸量を、全國仲繼噸量及び神戸港一般貿易の輸出入貨物噸量と比較すれば左の如くである。

仲繼貿易噸量と對全國割合表

年次	仲繼貨物噸量 全國	仲繼貨物噸量 神戸	同上割合 神戸ノ全國ニ對スル割合	同上割合 神戸仲繼ノ神戸輸出入ニ對スル割合
大正八年	不明噸	五五六、九五七噸	—%	一〇・六%

同九年	—	四〇七、三七九	—	九・一
同十年	—	一五〇、八五四	—	三・九
同十一年	—	一四二、六三〇	—	三・一
同十二年	—	一二〇、九五八	—	二・五
同十三年	二〇八、一九〇	一二〇、九四五	五八・一	二・四
同十四年	二七七、一八五	一三八、四七七	五〇・〇	三・〇
昭和元年	二六五、四八四	一三三、〇二六	五〇・一	二・六
同二年	三〇四、〇八一	一三九、〇八六	四五・七	二・七
同三年	二九八、二〇〇	一〇三、五四四	三四・七	二・〇
同四年	三七三、一九九	一三六、四四四	三六・六	二・八
同五年	三一七、八九〇	八七、八九五	二七・六	二・一
同六年	三〇一、八六六	一〇六、一五七	三五・二	二・五
同七年	三〇八、九六四	一二三、二二三	三九・九	二・九
同八年	三六〇、八三〇	一〇六、一四五	二九・四	二・四

本表に據れば、神戸港仲繼貿易の貨物は大正八年約五十五萬七千噸にして、開港以來の最高記錄を貽し、其率一般貨物の十一%に近かりしが、翌九年には稍々減じ、同

十年に至り急轉直下十四萬噸に激減し、爾後年を逐へる減少により、昭和八年には遂に十萬六千噸に過ぎざるに至つた。唯此仲繼貿易なるものは同一貨物の搬入・搬出にして、こゝには其一方のみの計數を載せたるも、搬入・搬出の時を異にするを以て、一般貨物と同じく出入共に別種のものと見れば、自ら其割合前記の割合に倍加すると考へらるれど、要するに仲繼貿易の一般貨物に對する地位は甚だしく低下せりと謂ふべきである。

仲繼貨物の價額

是等仲繼貨物の價額の增減を表示すれば左の如くにして、之に據るも本期間に於ける仲繼貿易は神戸港にとりて漸次其重要性を失ひつゝあるを見るのである。

大正八年	一四四、八〇九千圓	昭和六年	二八、一七二千圓
同十二年	三五、七四五	同八年	二九、五一九
昭和二年	四六、三三八	（大正八年は輸入貨物一噸の平均價二百六十圓としての概算を示す）	

大陸別による仲繼貨物の仕出地仕向地

次に是等仲繼貿易の大陸別仕出地及仕向地の變遷を表示すれば左の如くである。

神戸港仲繼貿易貨物大陸別噸量及全額に對する割合表

大陸別		大正八年 噸量	大正八年 全額ニ對スル割合	同十二年 噸量	同十二年 全額ニ對スル割合	昭和二年 噸量	昭和二年 全額ニ對スル割合	同六年 噸量	同六年 全額ニ對スル割合	同八年 噸量	同八年 全額ニ對スル割合
亞細亞	仕出	二七二、五一二噸	四九%	六六、一四〇噸	五五%	六三、六四四噸	四六%	五一、六一二噸	五七%	七九、九九二噸	七五%
	仕向	一八五、三六〇	三三	八五、二七五	七一	一〇七、三九三	七七	四九、六五一	五五	七四、六二三	七〇
歐羅巴	仕出	二五、六七七	五	一六、一一九	一三	五、八八二	四	二、七七六	三	三、七五一	四
	仕向	一一九、五六六	二三	二四九	少	一七七	少	三〇八	少	九三九	一
亞米利加	仕出	一四八、三三四	二六	三三、四七四	二八	五三、四四三	三八	三一、二一〇	三五	八、二二八	八
	仕向	二四一、四三三	四三	三一、九七四	二六	二四、五七九	一八	三七、七二一	四二	二四、九七三	二四
濠太剌利	仕出	三、六五八	一	一、六三四	一	八七四	一	二七一	少	三九一	少
	仕向	一〇、〇三三	二	二、一八七	二	二、六七二	二	一、〇四九	一	三、五六一	三
其他	仕出	一〇六、七七六	九	三、五九一	三	一五、二五三	一	四、三七八	五	一三、七八三	一三
	仕向	五七六	少	一、二七三	一	四、二六五	三	一、五一八	二	二、〇四九	二
合計	仕出	五五六、九五七	一〇〇	一二〇、九五八	一〇〇	一三九、〇八六	一〇〇	九〇、二四七	一〇〇	一〇六、一四五	一〇〇
	仕向	五五六、九五七	一〇〇	一二〇、九五八	一〇〇	一三九、〇八六	一〇〇	九〇、二四七	一〇〇	一〇六、一四五	一〇〇

此表に據れば、神戸港の仲繼貿易は主として亞細亞・亞米利加の二洲に對して行

はれ、此二洲にて本期間の仕出は全額の六十五%乃至九十二%、仕向は七十六%乃至九十八%の多きを占めてゐる。大正八・九年の盛時に比すれば、爾後各洲何れも減少著しきも、唯亞細亞洲が近時増加の傾向にあり、殊に仕出に於て顯著なると、阿弗利加及南米の二洲に増加しつゝあるは注意すべきである。

主要仲繼貿易國

更に大陸別より進んで、主要なる相手國に細別して仕出・仕向地方の變遷を示せば次の如くである。

神戸港仲繼貿易貨物重要國別噸量表

國別		大正八年	同十二年	昭和二年	同六年	同八年
中華民國（關東州ヲ含ム）	仕出	二三七、〇〇九噸	二九、八三四噸	二六、七三二噸	二一、九二〇噸	二〇、五五五噸
	仕向	一〇九、七八六	七三、六四一	六〇、一九六	三三、一一四	六一、四八一
滿洲國	仕出	—	—	—	—	七七八
	仕向	—	—	—	—	一、七七四
香港	仕出	三、八八八	四三四	三九五	一、九一二	七三三
	仕向	二、〇七八	四、一五五	四、六七五	一、九七一	二七二
英領印度	仕出	一三、三九八	二七、一三五	二五、三三一	七、〇三三	二二、三六七

	仕向	一三,四六七	四七九	六,四八九	四,四六〇	二,九四二
英領海峽殖民地	仕出	三,八一六	一,〇一六	二五七	三,四〇六	四,四二一
	仕向	二,七八七	一,七二四	五,五三〇	一四七	一,二〇六
蘭領印度	仕出	一〇,六七八	四,九二一	六,三八三	五,一二一	一八,三三四
	仕向	一,二五一	—	—	二二六	二,五六〇
佛領印度	仕出	—	—	二,三八〇	六八三	七,一七七
	仕向	二〇三	—	—	一五〇	五〇
露領亞細亞	仕出	—	二,三七四	一,九三六	七七六	—
	仕向	—	四,〇九九	二,九〇四	九,〇三〇	—
英吉利	仕出	一〇,三三五	七,三九七	五七五	二〇二	七八〇
	仕向	三,七四一	一八五	八六	二四三	五三一
佛蘭西	仕出	二〇二	三	四	一五	二九一
	仕向	四,四二三	二四	三四	五	五〇
獨逸	仕出	—	二,六九六	—	一,九五八	八五三
	仕向	—	—	—	二〇	七八
北米合衆國	仕出	一四六,二七五	二七,六一七	三七,九三九	二六,一六九	六,九〇三
	仕向	二三五,七三五	二八,二七〇	二〇,五〇九	三五,四〇五	二一,四二九

		大正八年	昭和元年	同八年	昭和元年	同八年
加奈陀	仕出	二、〇九五	五、〇八〇	一三、八〇九	二、〇〇四	九四〇
	仕向	六、〇五七	二、七五九	—	一、九五八	二、四二八
濠太剌利	仕出	三、六五八	一、六三四	八七四	二七一	三九一
	仕向	一〇、〇一三	二、一八七	二、六七三	一、〇四九	三、五六一
阿弗利加	仕出	—	—	一、〇一三	四、三七八	一、五五八
	仕向	—	七四九	二、九〇九	一、三八八	八六〇
南亜米利加	仕出	—	—	二、六六五	三、〇四〇	三八五
	仕向	—	—	—	一五八	一、〇九四

仲繼貨物の品種價額

仲繼貨物の種類別數量及價額は左の如くである。

種別	數量 大正八年	數量 昭和元年	數量 同八年	價額 大正八年	價額 昭和元年	價額 同八年
穀物澱粉及種子	三五、五三四噸	一四、五一三噸	三〇、二五五噸	此年統計ヲ缺ク	二、二〇四千圓	三、〇七一千圓
飲食物及煙草	五九、七九九	三、五九〇	九、八二三		五、八二九	二、八九四
皮毛骨角及同製品	一九、六〇二	二、三三一	二、八五七		一、二四七	一、二七一

油脂蠟及同製品	一四三、二〇五	三、三三九	七、八二八		一、四三〇	八二〇
染料藥品及塗料	一七、六〇三	一三、五三八	七、一二〇		三、七〇三	二、九〇七
絲縷繩索及同材料		七、四八〇	二一、九五四		一一、一七七	九、四一〇
布帛及同製品	一八、七四一	二五、四六七	三、二九九		一一、三一〇	一、一四九
鑛及金屬	一二三、三五八	六、六七八	一四、八四一		三、四〇九	五、五五一
金屬製品		一三、五六五	三、八三七		二、八六一	五二〇
學術器及諸機械	七七、九三三	一、九三三	一、三三七		九二六	一、一七三
雜品	七二、一八二	二、七一三	二、九九五		五、一四二	六五四
計	五五六、九五七	一三三、〇二六	一〇六、一四五		四九、二三八	二九、五一九

神戸港仲繼貿易不振の原因

神戸港は從來其地理的の好位置、海運航路の輻輳、市場組織の整備、關稅制度幷に之に連關せる諸施設の完備等幾多の好條件に惠まれて、其仲繼貿易の盛大なる實に他港に其比を見ず、一般貿易貨物に對し侮るべからざる地位を占め、加之從來歐米諸國と滿洲・北支那・露領亞細亞との間に直通航路を有する船舶に乏しく、從て是等東洋各地より歐米幷に濠洲に、又は反對に歐米諸國より是等方面に仕向けらるる貨物の接續は、地理的關係上概ね當港の利用を見、殊に世界大戰中は船腹の不足

に依り異數の發展を遂げたのであつた。然るに一たび平和來と共に軍需關係品の積戻減少し、一面內地の金融梗塞は之が支障となり、また大連港に修築工事を施し、戰後三井船舶部が率先して大連對歐米間に直通航路を開き、更に東洋汽船會社の之を開くあり、世界海運界の不況による船腹過剩は自ら新航路の開始及航路の延長を策するある等、當港仲繼貿易不振の原因一時に臻るの觀があつた。而して大正十年以來仲繼貨物の特に激減せるは、從來積戻の名を以てしたる貨物が、關稅定率法改正の結果加工輸出品の形式を以て積返し、假置場制度の利用漸減に因りしものである。されば昭和二年從來の假置場法の不備に改訂を加へ、新に保稅工場法の制定實施を見たるも、未だ之を刺戟するに至らずして、仲繼貿易は遂に往年の如き盛況を見るに至らなかつたのである。

引用書目

大正九年乃至昭和十年神戶市統計書。大正八年乃至昭和九年神戶港外國貿易概況。同上日本外國貿易年表。同上日本帝國統計年鑑。大正九年乃至同十一年神戶港勢一班。大正十二年乃至昭和九年神戶港大觀。大正年間神戶港外國貿易通覽。神戶港外國貿易大要。神戶港外國貿

易。神戸港の生絲と絹織物。神戸稅關沿革略史。神戸在留華商及其取引事情。神戸港對英屬領地貿易。神戸港對中米竝南米貿易。神戸港對蘭領印度貿易。神戸港重要貿易品調査叢。神戸港外國貿易概覽。經濟十年史。日本經濟の最近十年。日本の產業と貿易の發展。神戸商工會議所照會書。

昭和十二年三月二十五日印刷
昭和十二年三月三十一日發行

編纂
發行者　神戸市役所

東京市本所區厩橋一丁目廿七番地
印刷者　井上源之丞

東京市本所區厩橋一丁目廿七番地
印刷所　凸版印刷株式會社